

審査事務規程の一部改正について（第 35 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]
 - オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.5t から 3.5t 以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]
【適用時期】 新型車：令和 5 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日
 - 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]
【適用時期】 新型車：令和 4 年 7 月 5 日 継続生産車：令和 6 年 7 月 5 日
 - フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.8t から 3.5t 以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]
【適用時期】 新型車：令和 9 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日
 - 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 153 号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]
【適用時期】 新型車：令和 4 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 6 年 9 月 1 日
 - 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]
- ② テスタ等による審査について、新設の第 9 章「テスタ等による機能維持確認」に集約
 - 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第 9 章]
- ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化等について [別添 3]
 - 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化
 - WVTa ラベル等の審査の厳格化
 - 技術基準等の適合性を証する書面の統一化
 - 「指定自動車等と関連」と判断するための資料についての明確化
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の追加（４項目）】

(1)	TRIAS 17(2)-R155-01	サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。））
(2)	TRIAS 17(2)-R156-01	プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2.に限る。））
(3)	TRIAS 99-R155-01	サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.に限る。））
(4)	TRIAS 99-R156-01	プログラム等改変業務管理システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.1.に限る。））

【反射器類の協定規則の法規簡素化（反射器の種類ごとに UN 規則が分かれていたものを R150 に統合）に伴い、当該規則に対応した TRIAS の新規追加（３項目）】

(5)	TRIAS 35-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））
(6)	TRIAS 35(2)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））
(7)	TRIAS 38-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））

【細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（４項目）】

(8)	TRIAS 18-R094-04	オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第 94 号）
(9)	TRIAS 18-R095-03	側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 95 号）
(10)	TRIAS 18-R137(1)-03	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号）
(11)	TRIAS 18(2)-R058(2-04)	突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両））

【付表等についての誤記修正および様式の見直し（７項目）】

(12)	TRIAS 08-003-02	燃料消費率試験（重量車）
(13)	TRIAS 09-R142-01	自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）
(14)	TRIAS 10-R121-02	操作装置及び表示装置試験（協定規則第 121 号）
(15)	TRIAS 18(2)-R058(1)-01	突入防止装置試験（協定規則第 58 号（単品））
(16)	TRIAS 31-J044GTR002-01	二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTC））
(17)	TRIAS 32-J052R048-04	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
(18)	TRIAS 44-R046(1)-01	後写鏡等試験（協定規則第 46 号）

- ② 別表 2（外国の試験機関）について、TÜV NORD（ドイツ）や UTAC（フランス）等の試験項目の指定の追加等に伴い、所要の改正を行います。
- ③ その他、TRIAS の新規追加等に伴い、所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省令第 100 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号）

3. 施行日（予定）

令和 3 年 4 月 1 日

（ただし、1.（1）③については令和 3 年 6 月 30 日まで従前規定とする経過措置を規定）

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第1章 総則

1-1～1-2（略）

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)
	<u>周辺監視装置</u>	<u>自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
そ	(略)	(略)
	<u>側面周辺監視装置</u>	<u>次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。</u> <u>① 側方衝突警報装置</u> <u>② 周辺監視装置</u>
	(略)	(略)
U	(略)	(略)
	<u>UN R153</u>	<u>後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則をいう。</u>
	<u>UN R155</u>	<u>サイバーセキュリティシステムに係る協定規則をいう。</u>
	<u>UN R156</u>	<u>プログラム等改変システムに係る協定規則をいう。</u>
	<u>UN R157</u>	<u>高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則をいう。</u>
	(略)	(略)

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第2章～第3章（略）

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第1章 総則

1-1～1-2（略）

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
そ	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
U	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第2章～第3章（略）

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

新	旧
4-1～4-4 (略) 4-5 製作年月日 (1) 法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。） ① (略) ② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。 ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。 この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。 ア～ク (略) ケ 昭和 47 年以前 <u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては平成 10 年以前)</u> に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあっては、その製作年の末日 (2) (略) 4-6 (略) 4-7 審査の実施方法等 4-7-1 審査の実施方法 (1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。 この場合において、審査を行う項目は別表 3「審査の実施の方法」及び第 6 章から <u>第 11 章</u>までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。 (2) ～ (5) (略) 4-7-2～4-7-3 (略) 4-8～4-15 (略) 4-16 特種用途自動車の審査 4-16-1 規定の適用 (1) (略) (2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1) の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。 ① (略)	4-1～4-4 (略) 4-5 製作年月日 (1) 法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。） ① (略) ② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。 ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。 この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。 ア～ク (略) ケ 昭和 47 年以前に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあっては、その製作年の末日 (2) (略) 4-6 (略) 4-7 審査の実施方法等 4-7-1 審査の実施方法 (1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。 この場合において、審査を行う項目は別表 3「審査の実施の方法」及び第 6 章から <u>第 10 章</u>までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。 (2) ～ (5) (略) 4-7-2～4-7-3 (略) 4-8～4-15 (略) 4-16 特種用途自動車の審査 4-16-1 規定の適用 (1) (略) (2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1) の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。 ① (略)

新	旧
② 対象となる規定 ア～イ（略） ウ 6-<u>20</u>, 7-<u>20</u>, 8-<u>20</u> 衝突被害軽減制動制御装置のうち7-20-1 (1) の規定又は「<u>従前規定の適用</u>」においてこの規定に代えて適用する規定 エ～ケ（略） (3)（略） 4-16-2（略） 4-17（略） 4-18 破壊試験 この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-<u>23</u>-1-2 (3)、7-<u>25</u>-1-2 (2)、7-<u>26</u>-1-2 (2) ①から⑤まで及び⑧、7-<u>29</u>-1 (1)、7-<u>30</u>-1 (1)、7-<u>31</u>-1 (1)、7-<u>32</u>-1 (1)、7-<u>33</u>-1 (2) ②及び7-<u>34</u>-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） 4-19（略） 4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。 (1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ①（略） ② 7-<u>23</u>-1-2 (3)、7-<u>25</u>-1-2 (2)、7-<u>26</u>-1-2 (2) ①から⑤まで及び⑧、7-<u>29</u>-1 (1)、7-<u>30</u>-1 (1)、7-<u>31</u>-1 (1) 及び7-<u>32</u>-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの (2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ①（略） ② 7-<u>23</u>-1-2 (3)、7-<u>25</u>-1-2 (2)、7-<u>26</u>-1-2 (2) ①から⑤まで及び⑧、7-<u>29</u>-1 (1)、7-<u>30</u>-1 (1)、7-<u>31</u>-1 (1) 及び7-<u>32</u>-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前	② 対象となる規定 ア～イ（略） ウ 6-<u>15</u>, 7-<u>15</u>, 8-<u>15</u> <u>トラック・バスの制動装置の規定のうち</u>衝突被害軽減制動制御装置 エ～ケ（略） (3)（略） 4-16-2（略） 4-17（略） 4-18 破壊試験 この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-<u>22</u>-1-2 (3)、7-<u>24</u>-1-2 (2)、7-<u>25</u>-1-2 (5) ①から⑤まで、7-<u>27</u>-1 (1)、7-<u>28</u>-1 (1)、7-<u>29</u>-1 (1)、7-<u>30</u>-1 (1)、7-<u>31</u>-1 (2) ②及び7-<u>31</u> の2-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） 4-19（略） 4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。 (1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ①（略） ② 7-<u>22</u>-1-2 (3)、7-<u>24</u>-1-2 (2)、7-<u>25</u>-1-2 (5) ①から⑤まで、7-<u>27</u>-1 (1)、7-<u>28</u>-1 (1)、7-<u>29</u>-1 (1) 及び7-<u>30</u>-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの (2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ①（略） ② 7-<u>22</u>-1-2 (3)、7-<u>24</u>-1-2 (2)、7-<u>25</u>-1-2 (5) ①から⑤まで、7-<u>27</u>-1 (1)、7-<u>28</u>-1 (1)、7-<u>29</u>-1 (1) 及び7-<u>30</u>-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の

新

規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等
自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの
ア（略）

4-21～4-26（略）

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法
5-1～5-3-14（略）
5-3-15 備考欄
(1)（略）
(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記載内容欄の例により通知するものとする。

装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード
(略)	(略)	(略)	(略)
衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-26-1-2 (4)	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—
(略)	(略)	(略)	(略)

(3) ～ (5)（略）
5-3-16～5-3-17（略）
5-4（略）

第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）
6-1～6-10（略）

6-11 走行装置
7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
(1)（略）
(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。
この場合において、表中(1)及び(2)に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S12に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これ

旧

適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等
自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの
ア（略）

4-21～4-26（略）

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法
5-1～5-3-14（略）
5-3-15 備考欄
(1)（略）
(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記載内容欄の例により通知するものとする。

装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード
(略)	(略)	(略)	(略)
衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-25-1-2 (7)	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—
(略)	(略)	(略)	(略)

(3) ～ (5)（略）
5-3-16～5-3-17（略）
5-4（略）

第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）
6-1～6-10（略）

6-11 走行装置
7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
(1)（略）
(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。
この場合において、表中(1)及び(2)に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S11に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これ

新			旧		
らの基準に適合するものとする。 ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあっては、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの（タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。）が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが 7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。 ①～⑤ (略)			らの基準に適合するものとする。 ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあっては、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの（タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。）が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが 7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。 ①～⑤ (略)		
自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)	自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)
(1) (略)	UN R30-02- ~~S22~~ の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	UN R117-02- ~~S12~~ の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. (転がり音) 及び 6. 3. (転がり抵抗) にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6. 1. 及び 6. 3. に代えて 8. 3. 及び 8. 4. に適合するものであってもよい。) ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ①～④ (略)	(1) (略)	UN R30-02- ~~S21~~ の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	UN R117-02- ~~S11~~ の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. (転がり音) 及び 6. 3. (転がり抵抗) にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6. 1. 及び 6. 3. に代えて 8. 3. 及び 8. 4. に適合するものであってもよい。) ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ①～④ (略)
(2) (略)	(略)		(2) (略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<参考 1>～<参考 2> (略) (3) ～ (4) (略) 6-12 (略) 6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-03-~~S3~~ の 5. 及び 6. に定める基準。 この場合において、UN R79-03-~~S3~~ に定める 2. 3. 4. 1. 3. 、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、(2) に適合するものであればよい。 ①～④ (略)			<参考 1>～<参考 2> (略) (3) ～ (4) (略) 6-12 (略) 6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-03-~~S2~~ の 5. 及び 6. に定める基準。 この場合において、UN R79-03-~~S2~~ に定める 2. 3. 4. 1. 3. 、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、(2) に適合するものであればよい。 ①～④ (略)		

新	旧
(2) ～ (3) (略)	(2) ～ (3) (略)
6-14～6-19 (略)	6-14～6-19 (略)
6-20 衝突被害軽減制動制御装置 <u>7-20の規定を適用する。</u>	<u>(新設)</u>
6-21～6-22 (略)	6-20～6-21 (略)
6-23 燃料装置 7-23の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) (1) に規定する UN R34 の 5. の審査において、次の各号に掲げる事項にあっては、それぞれに掲げる審査方法とすることができる。 ①～④ (略) ⑤ UN R34 の 5. 8. は、給油口が、客室、荷物室 <u>又は</u> エンジンルームの中に位置しないものであればよい。 ⑥～⑦ (略) [量産型超小型モビリティの特例] (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23の規定に係る審査において、7-23-1-2 (3) の規定にかかわらず、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 12 項、第 13 項関係) ① UN R137-01- <u>S3</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② (略) ③ <u>UN R153-00-S1 の 5. 2. 1. (5. 2. 1. 3. から 5. 2. 1. 5. を除く。) に適合すること。</u> ④ UN R94-03- <u>S2</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ⑤ UN R95- <u>04</u> の 5. 3. 6. に適合すること。	6-22 燃料装置 7-22の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) (1) に規定する UN R34 の 5. の審査において、次の各号に掲げる事項にあっては、それぞれに掲げる審査方法とすることができる。 ①～④ (略) ⑤ UN R34 の 5. 8. は、給油口が、客室、荷物室 <u>または</u> エンジンルームの中に位置しないものであればよい。 ⑥～⑦ (略) [量産型超小型モビリティの特例] (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-22の規定に係る審査において、7-22-1-2 (3) の規定にかかわらず、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 12 項、第 13 項関係) ① UN R137-01- <u>S2</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② (略) <u>(新設)</u> ③ UN R94-03- <u>S1</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ④ <u>座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（三輪自動車を除く。）にあっては、UN R95-03-S7 の 5. 3. 6. に適合すること。</u>
6-24 (略)	6-23 (略)
6-25 高圧ガスの燃料装置	6-24 高圧ガスの燃料装置

新	旧
<u>7-25</u>の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、<u>6-25</u>の規定に係る審査において、<u>7-25-1-2 (2)</u>の規定にかかわらず、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第17項、第18項関係) ① UN R137-01-<u>S3</u>の附則3に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。 この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② (略) ③ (略) ④ UN R94-03-<u>S2</u>の附則3の1.、3.及び4.に定める方法及びUN R134-00-S3の附則5に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。 この場合において、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。	<u>7-24</u>の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、<u>6-24</u>の規定に係る審査において、<u>7-24-1-2 (2)</u>の規定にかかわらず、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第17項、第18項関係) ① UN R137-01-<u>S2</u>の附則3に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。 この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② (略) ③ (略) ④ UN R94-03-<u>S1</u>の附則3の1.、3.及び4.に定める方法及びUN R134-00-S3の附則5に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。 この場合において、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。
6-26 電気装置 <u>7-26</u>の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、<u>6-26</u>の規定に係る審査において、<u>7-26-1-2 (2)</u>の規定にかかわらず、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第21項関係) ① UN R137-01-<u>S3</u>の5.2.8.に適合すること。 この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② UN R95-<u>04</u>の5.3.7.に適合すること。	6-25 電気装置 <u>7-25</u>の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、<u>6-25</u>の規定に係る審査において、<u>7-25-1-2 (5)</u>の規定にかかわらず、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第21項関係) ① UN R137-01-<u>S2</u>の5.2.8.に適合すること。 この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② <u>座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車については</u>、UN R95-<u>03-S7</u>の5.3.7.に適合すること。

新	旧
③ <u>UN R153-00-S1 の 5.2.2.</u> に適合すること。 ④ UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-03-<u>S2</u> の 5.2.8. に適合すること。 この場合において、UN R12-04-S5 又は UN R94-03-<u>S2</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ⑤ (略)	③ <u>細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.</u> に適合すること。 ④ UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-03-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。 この場合において、UN R12-04-S5 又は UN R94-03-<u>S1</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ⑤ (略)
6-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム <u>7-27 の規定を適用する。</u>	<u>(新設)</u>
6-28 (略)	6-26 (略)
6-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 <u>7-29</u> の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] (1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、<u>6-29</u> の規定に係る審査において、<u>7-29-1</u> (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-<u>S3</u> の 5. (5.2.6. から 5.2.8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)	6-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 <u>7-27</u> の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] (1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、<u>6-27</u> の規定に係る審査において、<u>7-27-1</u> (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-<u>S2</u> の 5. (5.2.6. から 5.2.8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)
6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 <u>7-30</u> の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] (1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、<u>6-30</u> の規定に係る審査において、<u>7-30-1</u> (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-<u>S2</u> の 5. (5.2.6. から 5.2.8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)	6-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 <u>7-28</u> の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] (1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、<u>6-28</u> の規定に係る審査において、<u>7-28-1</u> (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-<u>S1</u> の 5. (5.2.6. から 5.2.8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)

新	旧
6-31～6-43 (略) 6-44 座席ベルト等 7-44の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-S1 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。 この場合において、UN R14-09-S1 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N (後向き座席にあつては 8, 900N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N (後向き座席にあつては 5, 400N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては、7-44-2 (2) ②に適合すればよい。 ② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-S1 の 6. 及び 7. に定める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、7-44-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-08-S1 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 (2) 次に掲げる自動車にあつては、(1) ②「UN R16-08-S1」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係) ①～② (略) ③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに	6-29～6-40 (略) 6-41 座席ベルト等 7-41の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ① 7-41-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。 この場合において、UN R14-09 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N (後向き座席にあつては 8, 900N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N (後向き座席にあつては 5, 400N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては、7-41-2 (2) ②に適合すればよい。 ② 7-41-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-08 の 6. 及び 7. に定める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、7-41-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-08 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 (2) 次に掲げる自動車にあつては、(1) ②「UN R16-08」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係) ①～② (略) ③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに

新	旧				
係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-<u>S1</u>（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの ④（略） [量産型超小型モビリティの特例] (3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-<u>44</u>の規定に係る審査において、7-<u>44</u>-2（4）の規定にかかわらず、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-<u>S1</u>の6.、7.及び8.1.から8.3.6.までに適合するものであればよい。 この場合において、UN R16-08-<u>S1</u>の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第20条第25項関係） 6-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-<u>45</u>の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-<u>S1</u>の8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> ①（略） ② UN R16-08-<u>S1</u>の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及びUN R16-08-<u>S1</u>の15.4.2.に定める座席に備えるもの ア～イ（略） (2) ～ (3)（略） 6-46～6-55（略） 6-56 騒音防止装置 7-<u>56</u>の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 二輪自動車（平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）を除く。）は、UN	（略）	（略）	係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの ④（略） [量産型超小型モビリティの特例] (3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-<u>41</u>の規定に係る審査において、7-<u>41</u>-2（4）の規定にかかわらず、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08の6.、7.及び8.1.から8.3.6.までに適合するものであればよい。 この場合において、UN R16-08の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第20条第25項関係） 6-42 座席ベルト非装着時警報装置 7-<u>42</u>の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08の8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> ①（略） ② UN R16-08の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及びUN R16-08の15.4.2.に定める座席に備えるもの ア～イ（略） (2) ～ (3)（略） 6-43～6-52（略） 6-53 騒音防止装置 7-<u>53</u>の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 二輪自動車（平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）を除く。）は、UN	（略）	（略）
（略）	（略）				
（略）	（略）				

新	旧
R41-04-~~S8~~（令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であってもよい。）の6.（6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であってもよい。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。 (3)～(8)（略）	R41-04-~~S7~~（令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であってもよい。）の6.（6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であってもよい。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。 (3)～(8)（略）
6-~~57~~～6-~~64~~（略）	6-~~54~~～6-~~61~~（略）
6-~~65~~ 走行用前照灯 7-~~65~~の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」<u>（前部反射器を備えた自動車にあっては、令和2年12月25日付け国土交通省告示第1021号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」）</u>に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑰（略） （適用関係告示第29条第4項、第8項、第9項、第12項、第22項及び第24項、適用関係告示第30条第5項、第10項及び第16項、適用関係告示第31条第2項、第6項及び第11項、適用関係告示第31条の2第1項、適用関係告示第32条第4項、第7項、第9項及び第14項、適用関係告示第33条第3項、第6項及び第10項、適用関係告示第33条の2第1項、適用関係告示第34条第4項及び6項、適用関係告示第35条第6項、第10項及び第14項、適用関係告示第36条第3項、第4項及び第9項、適用関係告示第37条第5項、第9項、第11項及び第15項、適用関係告示第38条第5項、第8項及び第12項、適用関係告示第39条第5項、第8項及び第12項、適用関係告示第40条第2項、第5項及び第9項、適用関係告示第41条第7項、適用関係告示第41条の2第2項、第4項及び第7項、適用関係告示第41条の3第10項、適用関係告示第42条第5項、第10項、第12項及び第17項、適用関係告示第43条第3項、第7項及び第12項、適用関係告示第44条第5項から第8項、第11項及び第14項、適用関係告示第45条第8項、第15項、第17項、第22項及び第23項、適用関係告示第46条第3項、適用関係告示第47条第5項及び第9項、適用関係告示第48条第3項及び第4項関係） (2)～(4)（略）	6-~~62~~ 走行用前照灯 7-~~62~~の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑰（略） （適用関係告示第29条第4項、第8項、第9項、第12項、第22項及び第24項、適用関係告示第30条第5項、第10項及び第16項、適用関係告示第31条第2項、第6項及び第11項、適用関係告示第31条の2第1項、適用関係告示第32条第4項、第7項、第9項及び第14項、適用関係告示第33条第3項、第6項及び第10項、適用関係告示第33条の2第1項、適用関係告示第34条第4項、適用関係告示第35条第6項、第10項及び第14項、適用関係告示第36条第3項、第4項及び第9項、適用関係告示第37条第5項、第9項、第11項及び第15項、適用関係告示第38条第5項、第8項及び第12項、適用関係告示第39条第5項、第8項及び第12項、適用関係告示第40条第2項、第5項及び第9項、適用関係告示第41条第7項、適用関係告示第41条の2第2項、第4項及び第7項、適用関係告示第41条の3第10項、適用関係告示第42条第5項、第10項、第12項及び第17項、適用関係告示第43条第3項、第7項及び第12項、適用関係告示第44条第5項から第8項、第11項及び第14項、適用関係告示第45条第8項、第15項、第17項、第22項及び第23項、適用関係告示第46条第3項、適用関係告示第47条第5項及び第9項、適用関係告示第48条第3項及び第4項関係） (2)～(4)（略）
6-~~66~~～6-~~102~~（略）	6-~~63~~～6-~~98~~（略）

新	旧
6-103 車両接近通報装置 7-103の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01-S2の6.に定める基準 6-104～6-107 (略) 6-108 欠番 6-109～6-125 (略) 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1 (略) 7-2 長さ、幅及び高さ 7-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-2で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係） ①～③ (略) ④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置、<u>側面周辺監視装置（7-2-1（3）に定める突出量を超えないものに限る。）</u>及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係） ⑤ (略) (2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係） ① (略) ② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに<u>方向指示器</u>のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離 ③ (略)	6-98の2 車両接近通報装置 7-98の2の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01-S1の6.に定める基準 6-98の3～6-100 (略) <u>(新設)</u> 6-101～6-116 (略) 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1 (略) 7-2 長さ、幅及び高さ 7-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-2で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係） ①～③ (略) ④ 車体外に取付けられた<u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置、7-100に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた<u>側方衝突警報装置</u>、後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係） ⑤ (略) (2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係） ① (略) ② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに<u>7-87に規定される装置</u>のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離 ③ (略)

新	旧
(3) 外開き式の窓及び換気装置<u>にあつては、開放した状態、</u>後写鏡、後方等確認装置、<u>7-107</u>に規定する鏡その他の装置<u>及び側面周辺監視装置にあつては、取付けられた状態</u>で測定するものとし、この場合において、<u>それぞれ次に定める突出量の範囲内で突出することができる。</u>(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項<u>及び第5項</u>関係、細目告示第84条第4項<u>及び第5項</u>関係) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ① <u>外開き式の窓、換気装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置にあつては、自動車の最外側から 250mm 未満及び自動車の高さから 300mm 未満</u> <u>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm 以下</u> ② <u>側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）を備える自動車にあつては、その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が 100mm 以下</u> <u>ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が 2.5m を超えない場合は、適用しない。</u> ③ <u>②に掲げる自動車以外の自動車にあつては、その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が 100mm 以下</u> <u>ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が 2.5m を超えない場合は、適用しない。</u> 7-2-2～7-2-6（略） 7-3～7-11（略） 7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1（略） 7-12-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（7-12-1-1（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係） ①～⑤（略）	(3) 外開き式の窓及び換気装置、<u>側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）</u>、後写鏡、後方等確認装置<u>並びに 7-100</u>に規定する鏡その他の装置は、<u>次に定める状態</u>で測定するものとし、この場合において、<u>これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあつては、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあつては、その自動車の最外側から 100mm を超えて突出してはならない。</u> <u>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。</u> (保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項関係、細目告示第84条第4項関係) ① <u>外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態</u> ② <u>側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び 7-100 に規定する鏡その他の装置にあつては、取付けられた状態</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 7-2-2～7-2-6（略） 7-3～7-11（略） 7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1（略） 7-12-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（7-12-1-1（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係） ①～⑤（略）

新				旧			
表 1 (略)				表 1 (略)			
表 2				表 2			
識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 (注 19)	色	識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 (注 19)	色
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
前部霧灯の操作装置	 (注 15 及び 注 20)	不要	—	前部霧灯の操作装置	 (注 20)	不要	—
前部霧灯のテルテル		—	緑	前部霧灯のテルテル		—	緑
後部霧灯の操作装置	 (注 15 及び 注 20)	不要	—	後部霧灯の操作装置	 (注 20)	不要	—
後部霧灯のテルテル		—	黄	後部霧灯のテルテル		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
デフロスタのテルテル	 (注 15)	—	黄	デフロスタのテルテル		—	黄
後部デフロスタの操作装置	 ※Rear Defrost、 Rear Defog、Rear Def 又は R-Def (注 15)	要	—	後部デフロスタの操作装置	 ※Rear Defrost、 Rear Defog、Rear Def 又は R-Def	要	—
後部デフロスタのテルテル		—	黄	後部デフロスタのテルテル		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
駐車灯の操作装置	 (注 15)	不要	—	駐車灯の操作装置		不要	—
駐車灯のテルテル		—	緑	駐車灯のテルテル		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
原動機 (予熱) のテルテル	 (注 15)	—	黄	原動機 (予熱) のテルテル		—	黄
チョークのテルテル	 (注 15)	—	—	チョークのテルテル		—	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～注 21 (略)				注 1～注 21 (略)			
※ (略)				※ (略)			
(2) ～ (4) (略)				(2) ～ (4) (略)			
7-12-3～7-12-14 (略)				7-12-3～7-12-14 (略)			
7-13 かじ取装置				7-13 かじ取装置			
7-13-1 性能要件				7-13-1 性能要件			
7-13-1-1 テスタ等による審査				7-13-1-1 テスタ等による審査			

新	旧
(削除) ※9-2へ移動 <u>9-2の規定による。</u>(保安基準第11条第1項関係、細目告示第13条第3項第1号リ関係、細目告示第91条第3項第1号ル関係) 7-13-1-2 (略) 7-13-1-3 書面等による審査 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-03-<u>S3</u>の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-03-<u>S3</u>に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-03-<u>S3</u>の5.及び6.に適合するものとみなす。(細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係) ①～③ (略) (2) ～ (5) (略) 7-13-2～7-13-4 (略) 7-13-5 従前規定の適用① 昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第1項関係) 7-13-5-1 性能要件 (1) <u>9-2の規定による。</u> (2) (略) 7-13-6～7-13-10 (略) 7-13-11 従前規定の適用⑦ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第9項関係) 7-13-11-1 性能要件 7-13-11-1-1 テスタ等による審査 <u>9-2の規定による。</u> 7-13-11-1-2～7-13-11-1-3 (略) 7-13-12 従前規定の適用⑧ 次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第10項関係)	<u>四輪以上の自動車(諸元表等により審査した際に、UN R79-03-S2の5.及び6.に適合することが明らかなものを除く。)のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、デスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・デスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</u> <u>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・デスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。</u>(保安基準第11条第1項関係、細目告示第13条第1項第1号リ関係、細目告示第91条第1項第1号ル関係) 7-13-1-2 (略) 7-13-1-3 書面等による審査 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-03-<u>S2</u>の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-03-<u>S2</u>に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-03-<u>S2</u>の5.及び6.に適合するものとみなす。(細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係) ①～③ (略) (2) ～ (5) (略) 7-13-2～7-13-4 (略) 7-13-5 従前規定の適用① 昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第1項関係) 7-13-5-1 性能要件 (1) <u>四輪以上の自動車は、かじ取車輪をサイドスリップ・デスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</u> (2) (略) 7-13-6～7-13-10 (略) 7-13-11 従前規定の適用⑦ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第9項関係) 7-13-11-1 性能要件 7-13-11-1-1 テスタ等による審査 <u>7-13-1-1に同じ。</u> 7-13-11-1-2～7-13-11-1-3 (略) 7-13-12 従前規定の適用⑧ 次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第10項関係)

新	旧
①～⑤（略） 7-13-12-1 性能要件 7-13-12-1-1 テスタ等による審査 <u>9-2 の規定による。</u> 7-13-12-1-2～7-13-12-1-3（略） 7-13-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第11項関係） ①～⑤（略） 7-13-13-1 性能要件 7-13-13-1-1 テスタ等による審査 <u>9-2 の規定による。</u> 7-13-13-1-2～7-13-13-1-3（略） 7-14（略） 7-15 トラック・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、7-15-4 <u>(10)</u> ①から⑤までに掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第15条第2項、細目告示第93条第2項、適用関係告示第9条第37項、第52項関係） <u>(削除) ※7-20 へ移動</u>	①～⑤（略） 7-13-12-1 性能要件 7-13-12-1-1 テスタ等による審査 <u>四輪以上の自動車（諸元表等により審査した際に、UN R79-01-S5 の 5. (5.1.6.1.を除く。)及び6.に適合することが明らかなものを除く。)のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。</u> <u>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。</u> 7-13-12-1-2～7-13-12-1-3（略） 7-13-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第11項関係） ①～⑤（略） 7-13-13-1 性能要件 7-13-13-1-1 テスタ等による審査 <u>四輪以上の自動車（諸元表等により審査した際に、UN R79-02 の 5. 及び 6. に適合することが明らかなものを除く。）のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。</u> <u>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。</u> 7-13-13-1-2～7-13-13-1-3（略） 7-14（略） 7-15 トラック・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、7-15-4 <u>(14)</u> ①から⑤までに掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第15条第2項、細目告示第93条第2項、適用関係告示第9条第37項、第52項関係） <u>(4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。</u>

新	旧
7-15-2 性能要件 7-15-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> <u>9-3 の規定による。(細目告示第 93 条第 7 項関係)</u> 7-15-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係) ①～⑤ (略) <u>(削除) ※7-20 へ移動</u> ⑥ (略) 7-15-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係) (2) ～ (3) (略) <u>(削除) ※7-20 へ移動</u>	<u>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項関係、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)</u> ① <u>指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</u> ② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもののうち、高速道路等において運行しない自動車</u> ③ <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ④ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 7-15-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係) ①～⑤ (略) ⑥ <u>衝突被害軽減制動制御装置は、次のア及びイに掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> ⑦ (略) 7-15-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)、<u>(4) 及び (5)</u> の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係) (2) ～ (3) (略) <u>(4) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</u> ① <u>高速道路等において運行しない自動車</u> ② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>

新

(削除) ※7-20 へ移動

(削除) ※7-20 へ移動

7-15-3 (略)

7-15-4 適用関係の整理

(1) ～ (6) (略)

(削除) ※7-20 へ移動

[制動装置：細目告示別添 10 適用]

(7) 次に掲げる自動車については、7-15-11 (従前規定の適用(7)) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項及び第 31 項、第 44 項関係)

①～③ (略)

区分		製作年月日 又は適用日	指定等 年月日
専ら乗用の 用に供する 乗 車 定 員 10 人 以 上 の自動車	車両総重量 12t 超 (立席を有するものを除く。)	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	車両総重量 12t 超 (立席を有するものに限る。)	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

[制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)]

旧

④ 指定自動車等以外の自動車

(5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-01 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

① 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車

② 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車

(6) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(4) 及び (5) に掲げる自動車に応じ、それぞれに適用される基準に適合するものとする。

① 指定自動車等 (7-15 に規定する自動車に限る。) に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置

7-15-3 (略)

7-15-4 適用関係の整理

(1) ～ (6) (略)

(7) (略)

[制動装置：細目告示別添 10 適用]

[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示適用 (任意装備)]

(8) 次に掲げる自動車については、7-15-12 (従前規定の適用(8)) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 22 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項及び第 31 項関係)

①～③ (略)

区分		製作年月日 又は適用日	指定等 年月日
専ら乗用の 用に供する 乗 車 定 員 10 人 以 上 の自動車	車両総重量 12t 超	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

[制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)]

新	旧
<u>(8)</u> 次に掲げる自動車については、7-15-<u>12</u>（従前規定の適用<u>(8)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係） ①～③（略） <u>(削除) ※7-20 へ移動</u> <u>(削除) ※7-20 へ移動</u> <u>(削除) ※7-20 へ移動</u> [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] <u>(9)</u> 次に掲げる自動車については、7-15-<u>13</u>（従前規定の適用<u>(9)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第48項、第49項関係） ①～②（略） <u>(10)</u> 次に掲げる自動車については、7-15-<u>14</u>（従前規定の適用<u>(10)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第52項関係） ①～⑤（略） <u>(削除) ※7-20 へ移動</u> 7-15-5（略） 7-15-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第3項第6号関係） ①～②（略） 7-15-6-1（略） 7-15-6-2 性能要件 7-15-6-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3 の規定による。</u> 7-15-6-2-2～7-15-6-2-3（略） 7-15-7 従前規定の適用③ 平成15年12月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第1項第1号関係） 7-15-7-1（略）	<u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113 適用（任意装備）]</u> <u>(9)</u> 次に掲げる自動車については、7-15-<u>13</u>（従前規定の適用<u>(9)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、第35項、第36項、及び第42項及び第44項関係） ①～③（略） <u>[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）]</u> <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113 適用（任意装備）]</u> <u>(10)</u>（略） <u>[制動装置：細目告示別添10 適用]</u> <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）]</u> <u>(11)</u>（略） <u>[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け（一部を除く）)]</u> <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）]</u> <u>(12)</u>（略） [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] <u>(13)</u> 次に掲げる自動車については、7-15-<u>17</u>（従前規定の適用<u>(13)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第48項、第49項関係） ①～②（略） <u>(14)</u> 次に掲げる自動車については、7-15-<u>18</u>（従前規定の適用<u>(14)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第52項関係） ①～⑤（略） <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</u> <u>(15)</u>（略） 7-15-5（略） 7-15-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第3項第6号関係） ①～②（略） 7-15-6-1（略） 7-15-6-2 性能要件 7-15-6-2-1 テスタ等による審査 <u>7-15-7-2-1 に同じ。</u> 7-15-6-2-2～7-15-6-2-3（略） 7-15-7 従前規定の適用③ 平成15年12月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第1項第1号関係） 7-15-7-1（略）

新	旧
7-15-7-2 性能要件 7-15-7-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3 の規定による。</u> (2) (略) 7-15-7-2-2～7-15-7-2-3 (略) 7-15-8 (略) 7-15-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第10項関係) ①～③ (略) 7-15-9-1 (略) 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3 の規定による。</u> (2) (略) 7-15-9-2-2～7-15-9-2-3 (略) 7-15-10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもののうち、平成21年11月9日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第13項関係) 7-15-10-1 (略) 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> (1) <u>9-3 の規定による。</u> (2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて <u>(1)</u> の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ② (略) 7-15-10-2-2～7-15-10-2-3 (略) <u>(削除)</u> 〔制動装置：細目告示別添10適用〕 7-15-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、第31項及び第44項関係) ①～③ (略)	7-15-7-2 性能要件 7-15-7-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-15-7-2-2～7-15-7-2-3 (略) 7-15-8 (略) 7-15-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第10項関係) ①～③ (略) 7-15-9-1 (略) 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-15-9-2-2～7-15-9-2-3 (略) 7-15-10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもののうち、平成21年11月9日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第13項関係) 7-15-10-1 (略) 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2-1 テスタ等による審査 (1) (略) (2) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (3) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて <u>(2)</u> の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ② (略) 7-15-10-2-2～7-15-10-2-3 (略) 7-15-11 (略) 〔制動装置：細目告示別添10適用〕 <u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113適用（任意装備）〕</u> 7-15-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第18項、第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、第31項及び第44項関係) ①～③ (略)

新				旧			
区分		製作年月日 又は適用日	指定等 年月日	区分		製作年月日 又は適用日	指定等 年月日
専ら乗用の 用に供する 乗 車 定 員 10 人 以 上 の自動車	車両総重量 12t 超 <u>(立席を有するものを除く。)</u>	H29. 8. 31	H26. 10. 31	専ら乗用の 用に供する 乗 車 定 員 10 人 以 上 の自動車	車両総重量 12t 超	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	車両総重量 12t 超 <u>(立席を有するものに限る。)</u>	<u>H30. 1. 31</u>	<u>H28. 1. 31</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
7-15-~~11~~-1 装備要件 自動車（7-16 から 7-19 ままでに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15- ~~11~~ -2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。				7-15-~~12~~-1 装備要件 自動車（7-16 から 7-19 ままでに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15- ~~12~~ -2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。			
7-15-~~11~~-2 性能要件 7-15-~~11~~-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> <u>(1) 9-3 の規定による。</u> <u>(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて <u>(1)</u> の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ② (略)				7-15-~~12~~-2 性能要件 7-15-~~12~~-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(3) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて <u>(2)</u> の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ② (略)			
7-15-~~11~~-2-2 (略) 7-15-~~11~~-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次の①に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置であって、7-15- ~~11~~ -2-2 (2) ①から④までに定める基準及び 7-16-10-2-2 (2) ③及び④に定める基準に適合するものは、②の基準に適合するものであってもよい。 ①～② (略) (3) ～ (4) (略) <u>(削除) ※7-20 へ移動</u>				7-15-~~12~~-2-2 (略) 7-15-~~12~~-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次の①に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置であって、7-15- ~~12~~ -2-2 (2) ①から④までに定める基準及び 7-16-10-2-2 (2) ③及び④に定める基準に適合するものは、②の基準に適合するものであってもよい。 ①～② (略) (3) ～ (4) (略) <u>(5) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5. 及び 6.、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. 又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113 「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</u> <u>① 高速道路等において運行しない自動車</u>			

新	旧
<u>(削除) ※7-20 へ移動</u> 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 7-15-<u>12</u> 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係） ①～③（略） 7-15-<u>12</u>-1 装備要件 (1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-<u>12</u>-2 の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。 (2)（略） 7-15-<u>12</u>-2 性能要件 7-15-<u>12</u>-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3 の規定による。</u> 7-15-<u>12</u>-2-2 視認等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～②（略） <u>(削除) ※7-20 へ移動</u>	② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> ④ <u>指定自動車等以外の自動車</u> (6) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(5) の基準に適合するものとする。 ① <u>指定自動車等（7-15 に規定する自動車に限る。）に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</u> ② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u> ③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u> 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 <u>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113 適用（任意装備）】</u> 7-15-<u>13</u> 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、第35項、第36項、<u>第42項及び第44項関係</u>） ①～③（略） 7-15-<u>13</u>-1 装備要件 (1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-<u>13</u>-2 の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。 (2)（略） 7-15-<u>13</u>-2 性能要件 7-15-<u>13</u>-2-1 テスタ等による審査 <u>7-15-2-1 に同じ。</u> 7-15-<u>13</u>-2-2 視認等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～②（略） ③ <u>衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、次のア及びイに掲げる基準に適合するものであること。</u> <u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u>

新	旧
<u>(削除) ※7-20 へ移動</u> <u>(削除) ※7-20 へ移動</u> <u>(削除) ※7-20 へ移動</u> 〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕 7-15-~~13~~ 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第48項、第49項関係) ①～② (略) 7-15-~~13~~-1 (略) 7-15-~~13~~-2 性能要件 7-15-~~13~~-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3の規定による。</u> 7-15-~~13~~-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～⑤ (略) <u>(削除)</u> 7-15-~~13~~-2-3 書面等による審査 7-15-2-3 に同じ。 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-~~14~~ 従前規定の適用⑩ 次の①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係) ①～⑤ (略) 7-15-~~14~~-1 装備要件	<u>減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</u> <u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u> <u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u> <u>〔制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務付け)〕</u> <u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用 (任意装備)〕</u> 7-15-14 (略) <u>〔制動装置：細目告示別添 10 適用〕</u> <u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用 (装備義務付け)〕</u> 7-15-15 (略) <u>〔制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務付け) (一部を除く)〕</u> <u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用 (装備義務付け)〕</u> 7-15-16 (略) 〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕 7-15-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係) ①～② (略) 7-15-17-1 (略) 7-15-17-2 性能要件 7-15-17-2-1 テスタ等による審査 <u>7-15-2-1 に同じ。</u> 7-15-17-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～⑤ (略) <u>⑥ 7-15-2-2 (2) ⑥に同じ。</u> 7-15-17-2-3 書面等による審査 7-15-19-2-3 に同じ。 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-18 従前規定の適用⑭ 次の①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係) ①～⑤ (略) 7-15-18-1 装備要件

新	旧
(1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-~~14~~-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 (2) (略) <u>(削除)</u> 7-15-~~14~~-2 性能要件 7-15-~~14~~-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3 の規定による。</u> 7-15-~~14~~-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～⑤ (略) <u>(削除)</u> <u>⑥</u> 7-15-2-2 (2) <u>⑥</u>に同じ。 7-15-~~14~~-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。 (2) (略) (3) 7-15-2-3 (3) に同じ。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ※7-20 へ移動 7-16 乗用車の制動装置 7-16-1 装備要件 (1) (略) (2) (1) の制動装置には、次の①から③までに掲げる装置を備えること。(細目告示第 15 条第 3 項、細目告示第 93 条第 3 項関係)	(1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-~~18~~-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 (2) (略) <u>(3) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。</u> <u>① 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの</u> <u>② 指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</u> <u>③ 高速道路等において運行しない自動車</u> <u>④ 道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な設備を有するもの</u> 7-15-~~18~~-2 性能要件 7-15-~~18~~-2-1 テスタ等による審査 <u>7-15-2-1 に同じ。</u> 7-15-~~18~~-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。<u>(細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係)</u> ①～⑤ (略) <u>⑥ 7-15-2-2 (2) ⑥に同じ。</u> <u>⑦ 7-15-2-2 (2) ⑦に同じ。</u> 7-15-~~18~~-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) <u>及び ④</u> の基準に適合するものでなければならない。 (2) (略) (3) 7-15-~~19~~-2-3 (3) に同じ。 <u>(4) 7-15-19-2-3 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-15-19-2-3 (5) に同じ。</u> <u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前〕</u> 7-15-19 (略) 7-16 乗用車の制動装置 7-16-1 装備要件 (1) (略) (2) (1) の制動装置には、次の①から④までに掲げる装置を備えること。 <u>ただし、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものについては④に掲げる装置の装備を要しない。</u>(細目告示第 15 条第 3 項、第

新	旧
①～③（略） <u>（削除）※7-20へ移動</u> 7-16-2 性能要件 7-16-2-1 テスタ等による審査 <u>（削除）※9-3へ移動</u> <u>9-3の規定による。（細目告示第93条第7項関係）</u> 7-16-2-2 視認等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第3項、細目告示第93条第3項関係） ①～⑤（略） <u>（削除）※7-20へ移動</u> <u>⑥（略）</u> 7-16-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④までに掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第3項、細目告示第93条第3項関係） ①～②（略） ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S4</u>の5.、6.及び7.に適合すること。 ④（略） <u>（削除）</u> (2)（略） 7-16-3（略） 7-16-4 適用関係の整理 (1)～(10)（略） <u>（削除）※7-20へ移動</u> 7-16-5（略） 7-16-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの	<u>8項関係、細目告示第93条第3項、第9項関係</u> ①～③（略） <u>④ 衝突被害軽減制動制御装置</u> 7-16-2 性能要件 7-16-2-1 テスタ等による審査 <u>(1)～(2)（略）</u> 7-16-2-2 視認等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第3項<u>関係</u>、細目告示第93条第3項関係、<u>第171条第9項関係</u>） ①～⑤（略） <u>⑥ 衝突被害軽減制動制御装置は、次のア及びイに掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> <u>⑦（略）</u> 7-16-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から⑤までに掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第3項、<u>第8項関係、細目告示第93条第3項、第9項関係</u>） ①～②（略） ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S3</u>の5.、6.及び7.に適合すること。 ④（略） <u>⑤ 衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-01の5.及び6.に適合すること。</u> (2)（略） 7-16-3（略） 7-16-4 適用関係の整理 (1)～(10)（略） <u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前〕</u> <u>(11)（略）</u> 7-16-5（略） 7-16-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの

新	旧
であればよい。(適用関係告示第9条第1項第2号関係) 7-16-6-1 (略) 7-16-6-2 性能要件 7-16-6-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) 9-3の規定による。</u> <u>(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。</u> <u>なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> <u>② 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。</u> <u>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。</u> 7-16-6-2-2～7-16-6-2-3 (略) 7-16-7 従前規定の適用③ 平成16年1月1日以降に製作された自動車であって①から③までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。(適用関係告示第9条第6項関係) ①～③ (略) 7-16-7-1 (略) 7-16-7-2 性能要件 7-16-7-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u> (2) 制動装置は、<u>次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。</u> <u>なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> <u>② 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。</u> <u>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。</u> 7-16-7-2-2～7-16-7-2-3 (略) 7-16-8 従前規定の適用④ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第11項関係) ①～③ (略) 7-16-8-1 (略) 7-16-8-2 性能要件 7-16-8-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u>	であればよい。(適用関係告示第9条第1項第2号関係) 7-16-6-1 (略) 7-16-6-2 性能要件 7-16-6-2-1 テスタ等による審査 <u>7-16-7-2-1に同じ。</u> <u>(新設)</u> 7-16-6-2-2～7-16-6-2-3 (略) 7-16-7 従前規定の適用③ 平成16年1月1日以降に製作された自動車であって①から③までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。(適用関係告示第9条第6項関係) ①～③ (略) 7-16-7-1 (略) 7-16-7-2 性能要件 7-16-7-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) 制動装置は、<u>7-15-7-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 7-16-7-2-2～7-16-7-2-3 (略) 7-16-8 従前規定の適用④ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第11項関係) ①～③ (略) 7-16-8-1 (略) 7-16-8-2 性能要件 7-16-8-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u>

新	旧
(2) 制動装置は、<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。 <u>① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。</u> <u>なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> <u>② 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。</u> <u>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。</u> 7-16-8-2-2～7-16-8-2-3 (略) 7-16-9 従前規定の適用⑤ 平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 14 項関係) 7-16-9-1 (略) 7-16-9-2 性能要件 7-16-9-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除)</u> <u>(1) 9-3 の規定による。</u> <u>(2) 制動装置は、次</u>の基準に適合するものでなければならない。 <u>① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。</u> <u>なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> <u>② 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。</u> <u>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。</u> 7-16-9-2-2～7-16-9-2-3 (略) 7-16-10 従前規定の適用⑥ 平成 25 年 10 月 31 日以前に製作された自動車〔平成 23 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車(平成 23 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。)を除く。〕については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 15 項関係) 7-16-10-1 (略) 7-16-10-2 性能要件 7-16-10-2-1 テスタ等による審査	(2) 制動装置は、<u>7-15-9-2-1 (2)</u>の基準に適合するものでなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 7-16-8-2-2～7-16-8-2-3 (略) 7-16-9 従前規定の適用⑤ 平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 14 項関係) 7-16-9-1 (略) 7-16-9-2 性能要件 7-16-9-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(3) 制動装置は、7-15-10-2-1 (3) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 7-16-9-2-2～7-16-9-2-3 (略) 7-16-10 従前規定の適用⑥ 平成 25 年 10 月 31 日以前に製作された自動車〔平成 23 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車(平成 23 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。)を除く。〕については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 15 項関係) 7-16-10-1 (略) 7-16-10-2 性能要件 7-16-10-2-1 テスタ等による審査

新	旧
<u>(1) 9-3 の規定による。</u> <u>(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。</u> <u>なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> ② <u>主制動装置は、全ての車輪を制動すること。</u> <u>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。</u> 7-16-10-2-2～7-16-10-2-3 (略) 7-16-11 従前規定の適用⑦ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車（平成 24 年 10 月 1 日（軽自動車にあっては平成 26 年 1 月 30 日）以降の型式指定自動車（平成 24 年 9 月 30 日（軽自動車にあっては平成 26 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 16 項及び第 17 項関係） 7-16-11-1 (略) 7-16-11-2 性能要件 7-16-11-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) 9-3 の規定による。</u> <u>(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。</u> <u>なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> ② <u>主制動装置は、全ての車輪を制動すること。</u> <u>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。</u> 7-16-11-2-2～7-16-11-2-3 (略) 7-16-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 17 項関係） ①～② (略) 7-16-12-1 (略) 7-16-12-2 性能要件 7-16-12-2-1 テスタ等による審査	<u>7-16-9-2-1 に同じ。</u> <u>(新設)</u> 7-16-10-2-2～7-16-10-2-3 (略) 7-16-11 従前規定の適用⑦ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車（平成 24 年 10 月 1 日（軽自動車にあっては平成 26 年 1 月 30 日）以降の型式指定自動車（平成 24 年 9 月 30 日（軽自動車にあっては平成 26 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 16 項及び第 17 項関係） 7-16-11-1 (略) 7-16-11-2 性能要件 7-16-11-2-1 テスタ等による審査 <u>7-16-9-2-1 に同じ。</u> <u>(新設)</u> 7-16-11-2-2～7-16-11-2-3 (略) 7-16-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 17 項関係） ①～② (略) 7-16-12-1 (略) 7-16-12-2 性能要件 7-16-12-2-1 テスタ等による審査

新	旧
<u>(1) 9-3の規定による。</u> <u>(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ② 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 7-16-12-2-2 (略) 7-16-12-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～② (略) ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S4</u> の 5.、6. 及び 7. に適合すること。 ④ (略) (2) (略) 7-16-13 従前規定の適用⑨ 平成 26 年 9 月 30 日（軽自動車にあっては平成 30 年 2 月 23 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 16 項関係） 7-16-13-1 (略) 7-16-13-2 性能要件 7-16-13-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3の規定による。</u> 7-16-13-2-2～7-16-13-2-3 (略) 〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕 7-16-14 従前規定の適用⑩ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 49 項関係） 7-16-14-1 (略) 7-16-14-2 性能要件 7-16-14-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3の規定による。</u>	<u>7-16-9-2-1 に同じ。</u> <u>(新設)</u> 7-16-12-2-2 (略) 7-16-12-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～② (略) ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S3</u> の 5.、6. 及び 7. に適合すること。 ④ (略) (2) (略) 7-16-13 従前規定の適用⑨ 平成 26 年 9 月 30 日（軽自動車にあっては平成 30 年 2 月 23 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 16 項関係） 7-16-13-1 (略) 7-16-13-2 性能要件 7-16-13-2-1 テスタ等による審査 <u>7-16-2-1 に同じ。</u> 7-16-13-2-2～7-16-13-2-3 (略) 〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕 7-16-14 従前規定の適用⑩ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 49 項関係） 7-16-14-1 (略) 7-16-14-2 性能要件 7-16-14-2-1 テスタ等による審査 <u>7-16-2-1 に同じ。</u>

新	旧
7-16-14-2-2 (略) 7-16-14-2-3 書面等による審査 7-16-2-3 に同じ。 <u>(削除) ※7-20 へ移動</u> 7-17 二輪車の制動装置 7-17-1 (略) 7-17-2 性能要件 7-17-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> <u>9-3 の規定による。(細目告示第 93 条第 7 項関係)</u> 7-17-2-2 (略) 7-17-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、UN R78-<u>05</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-<u>05</u> 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-<u>05</u> 附則 3 の 9. に適合するものであること。 (4) (略) 7-17-3 (略) 7-17-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) <u>(6) 次に掲げる自動車については、7-17-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 57 項関係)</u> <u>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 5 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、多仕様自動車又は輸入自動車</u> <u>特別取扱自動車</u> <u>イ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの</u>	7-16-14-2-2 (略) 7-16-14-2-3 書面等による審査 7-16-~~15~~-2-3 に同じ。 <u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前〕</u> <u>7-16-15</u> (略) 7-17 二輪車の制動装置 7-17-1 (略) 7-17-2 性能要件 7-17-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 7-17-2-2 (略) 7-17-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、UN R78-<u>04-S1</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-<u>04-S1</u> 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-<u>04-S1</u> 附則 3 の 9. に適合するものであること。 (4) (略) 7-17-3 (略) 7-17-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
7-17-5 (略) 7-17-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 3 号関係) 7-17-6-1 (略) 7-17-6-2 性能要件 7-17-6-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3 の規定による。</u> (2) 制動装置は、<u>かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有する</u>ものでなければならない。 <u>なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> 7-17-6-2-2～7-17-6-2-3 (略) 7-17-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 12 項関係) ①～③ (略) 7-17-7-1 (略) 7-17-7-2 性能要件 7-17-7-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3 の規定による。</u> (2) 制動装置は、<u>かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすことがない</u>ものでなければならない。 <u>なお、ブレーキ・テストを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> 7-17-7-2-2～7-17-7-2-3 (略) 7-17-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 51 項関係) ①～③ (略) 7-17-8-1 (略) 7-17-8-2 性能要件 7-17-8-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> <u>9-3 の規定による。</u> 7-17-8-2-2～7-17-8-2-3 (略) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] 7-17-9 従前規定の適用⑤ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係)	7-17-5 (略) 7-17-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 3 号関係) 7-17-6-1 (略) 7-17-6-2 性能要件 7-17-6-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) 制動装置は、<u>7-15-7-2-1 (2) ①の基準に適合する</u>ものでなければならない。 7-17-6-2-2～7-17-6-2-3 (略) 7-17-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 12 項関係) ①～③ (略) 7-17-7-1 (略) 7-17-7-2 性能要件 7-17-7-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) 制動装置は、<u>7-15-9-2-1 (2) ①の基準に適合する</u>ものでなければならない。 7-17-7-2-2～7-17-7-2-3 (略) 7-17-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 51 項関係) ①～③ (略) 7-17-8-1 (略) 7-17-8-2 性能要件 7-17-8-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 7-17-8-2-2～7-17-8-2-3 (略) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] 7-17-9 従前規定の適用⑤ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係)

新	旧
7-17-9-1 (略) 7-17-9-2 性能要件 7-17-9-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3 の規定による。</u> 7-17-9-2-2～7-17-9-2-3 (略) 7-17-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第57項関係) ① <u>令和5年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和5年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和5年8月31日以前の型式指定自動車、多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> イ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和5年8月31日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和5年8月31日以前のもの</u> 7-17-10-1 装備要件 (1) <u>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(最高速度25km/h以下の自動車及び7-19に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-17-10-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</u> (2) <u>二輪自動車(エンデュアロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。)の制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。</u> 7-17-10-2 性能要件 7-17-10-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3 の規定による。</u> 7-17-10-2-2 視認等による審査 (1) <u>制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) <u>制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。</u> ア <u>ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であって、推進軸、排気管、</u>	7-17-9-1 (略) 7-17-9-2 性能要件 7-17-9-2-1 テスタ等による審査 <u>7-17-8-2-1 に同じ。</u> 7-17-9-2-2～7-17-9-2-3 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</u> <u>イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</u> <u>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</u> <u>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの</u> <u>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</u> <u>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</u> <u>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</u> <u>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</u> <u>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</u> <u>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</u> <u>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</u> <u>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（サイドカー型）に備える制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動するものであること。</u> <u>④ 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びに全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。</u> <u>ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。</u> <u>⑤ 液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。</u> <u>ア 制動液の液面のレベルを容易に確認できる透明若しくは半透明なリザーバ・タンク又はゲージを備えたもの</u> <u>イ 制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</u> <u>ウ その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けないで容易に確認できるもの</u> <u>⑥ 分配制動機能を有する主制動装置は、制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えたものであること。</u>	

新	旧
と。 <u>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</u>  【表示】  7-17-10-2-3 書面等による審査 <u>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) 及び (3) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 制動装置は、UN R78-04-S1 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-04-S1 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</u> <u>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-04-S1 附則 3 の 9. に適合するものであること。</u> <u>(4) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等（7-17 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置。</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u> 7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18-1 (略) 7-18-2 性能要件 7-18-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除)</u> <u>(1) 9-3 の規定による。</u>（細目告示第 93 条第 7 項関係）	7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18-1 (略) 7-18-2 性能要件 7-18-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</u>（細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係） <u>(2) 制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u>（細目告示第 93 条第 7 項関係）

新	旧
<u>(2)</u> 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(1)</u> の基準に適合している制動装置は、①、③及び④の基準に適合するものとする。 ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①～④（略） 7-18-2-2 視認等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、①、③及び⑤の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。（細目告示第 15 条第 5 項関係、細目告示第 93 条第 5 項関係） ①～③（略） ④ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても 7-18-2-1 <u>(2)</u> ③に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。（細目告示第 93 条第 5 項第 10 号関係） ⑤（略） 7-18-2-3 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） (4) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において 7-18-2-1 <u>(2)</u> ④の基準に適合すること。（細目告示第 93 条第 5 項第 7 号関係） (5)（略） 7-18-3～7-18-4（略） 7-18-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 1 号、第 4 項関係） 7-18-5-1（略） 7-18-5-2 性能要件 7-18-5-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3 の規定による。</u> (2)（略） 7-18-5-2-2～7-18-5-2-3（略） 7-18-6～7-18-8（略） 7-18-9 従前規定の適用⑤ 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 3 号、第 4 号関係）	<u>(3)</u> 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(2)</u> の基準に適合している制動装置は、①、③及び④の基準に適合するものとする。 ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①～④（略） 7-18-2-2 視認等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、①、③及び⑤の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。（細目告示第 15 条第 5 項関係、細目告示第 93 条第 5 項関係） ①～③（略） ④ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても 7-18-2-1 <u>(3)</u> ③に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。（細目告示第 93 条第 5 項第 10 号関係） ⑤（略） 7-18-2-3 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） (4) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において 7-18-2-1 <u>(3)</u> ④の基準に適合すること。（細目告示第 93 条第 5 項第 7 号関係） (5)（略） 7-18-3～7-18-4（略） 7-18-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 1 号、第 4 項関係） 7-18-5-1（略） 7-18-5-2 性能要件 7-18-5-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2)（略） 7-18-5-2-2～7-18-5-2-3（略） 7-18-6～7-18-8（略） 7-18-9 従前規定の適用⑤ 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 3 号、第 4 号関係）

新	旧
7-18-9-1 (略) 7-18-9-2 性能要件 7-18-9-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u> (2) (略) 7-18-9-2-2～7-18-9-2-3 (略) 7-18-10 従前規定の適用⑥ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第4号、第5号及び第3項第5号関係) 7-18-10-1 (略) 7-18-10-2 性能要件 7-18-10-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u> (2) (略) 7-18-10-2-2～7-18-10-2-3 (略) 7-18-11～7-18-13 (略) 7-18-14 従前規定の適用⑩ 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第4号関係) 7-18-14-1 (略) 7-18-14-2 性能要件 7-18-14-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u> (2) (略) 7-18-14-2-2～7-18-14-2-3 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 (略) 7-19-2 性能要件 7-19-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除)</u> <u>(1) 9-3の規定による。</u>(細目告示第93条第7項関係) <u>(2) 最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備えられた制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(1)</u> の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。	7-18-9-1 (略) 7-18-9-2 性能要件 7-18-9-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-18-9-2-2～7-18-9-2-3 (略) 7-18-10 従前規定の適用⑥ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第4号、第5号及び第3項第5号関係) 7-18-10-1 (略) 7-18-10-2 性能要件 7-18-10-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-18-10-2-2～7-18-10-2-3 (略) 7-18-11～7-18-13 (略) 7-18-14 従前規定の適用⑩ 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第4号関係) 7-18-14-1 (略) 7-18-14-2 性能要件 7-18-14-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-18-14-2-2～7-18-14-2-3 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 (略) 7-19-2 性能要件 7-19-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係)</u> <u>(2) 制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u>(細目告示第93条第7項関係) <u>(3) 最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備えられた制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(2)</u> の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。

新	旧
ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える自動車にあっては、①及び④に適合するものであればよい。(細目告示第93条第6項第2号関係) ①～④ (略) 7-19-2-2～7-19-2-3 (略) 7-19-3～7-19-4 (略) 7-19-5 従前規定の適用① 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第1号関係) 7-19-5-1 (略) 7-19-5-2 性能要件 7-19-5-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u> (2) (略) 7-19-5-2-2～7-19-5-2-3 (略) 7-19-6 従前規定の適用② 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第4号関係) 7-19-6-1 (略) 7-19-6-2 性能要件 7-19-6-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u> (2) (略) 7-19-6-2-2～7-19-6-2-3 (略) 7-19-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第4号関係) 7-19-7-1 (略) 7-19-7-2 性能要件 7-19-7-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u> (2) (略) 7-19-7-2-2～7-19-7-2-3 (略) 7-19-8 従前規定の適用④ ①から③に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第10号、第11号及び第3項第8号、第9号関係) ①～③ (略) 7-19-8-1 (略) 7-19-8-2 性能要件 7-19-8-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3の規定による。</u>	ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える自動車にあっては、①及び④に適合するものであればよい。(細目告示第93条第6項第2号関係) ①～④ (略) 7-19-2-2～7-19-2-3 (略) 7-19-3～7-19-4 (略) 7-19-5 従前規定の適用① 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第1号関係) 7-19-5-1 (略) 7-19-5-2 性能要件 7-19-5-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-19-5-2-2～7-19-5-2-3 (略) 7-19-6 従前規定の適用② 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第4号関係) 7-19-6-1 (略) 7-19-6-2 性能要件 7-19-6-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-19-6-2-2～7-19-6-2-3 (略) 7-19-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第4号関係) 7-19-7-1 (略) 7-19-7-2 性能要件 7-19-7-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-19-7-2-2～7-19-7-2-3 (略) 7-19-8 従前規定の適用④ ①から③に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第10号、第11号及び第3項第8号、第9号関係) ①～③ (略) 7-19-8-1 (略) 7-19-8-2 性能要件 7-19-8-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u>

新	旧
(2) (略) 7-19-8-2-2～7-19-8-2-3 (略) 7-19-9 従前規定の適用⑤ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号関係) 7-19-9-1 (略) 7-19-9-2 性能要件 7-19-9-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>9-3 の規定による。</u> (2) (略) 7-19-9-2-2～7-19-9-2-3 (略) 7-19-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①～② 7-19-10-1 (略) 7-19-10-2 性能要件 7-19-10-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除)</u> (1) <u>9-3 の規定による。</u> (2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(1)</u> の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。 ①～④ (略) 7-19-10-2-2 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-10-2-1 <u>(2)</u> ②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合において、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに 7-19-10-2-1 <u>(2)</u> ③及び 7-19-10-2-3 (3) ②の基準は適用しない。 ①～③ (略) 7-19-10-2-3 (略) 7-20 衝突被害軽減制動制御装置 7-20-1 装備要件 (1) <u>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t を超える</u>	(2) (略) 7-19-8-2-2～7-19-8-2-3 (略) 7-19-9 従前規定の適用⑤ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号関係) 7-19-9-1 (略) 7-19-9-2 性能要件 7-19-9-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) (略) 7-19-9-2-2～7-19-9-2-3 (略) 7-19-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①～② 7-19-10-1 (略) 7-19-10-2 性能要件 7-19-10-2-1 テスタ等による審査 (1) <u>制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (2) <u>制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> (3) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(2)</u> の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。 ①～④ (略) 7-19-10-2-2 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-10-2-1 <u>(3)</u> ②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合において、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに 7-19-10-2-1 <u>(3)</u> ③及び 7-19-10-2-3 (3) ②の基準は適用しない。 ①～③ (略) 7-19-10-2-3 (略) <u>(新設) ※7-15 及び 7-17 から移動</u>

新	旧
<u>ものの制動装置には、7-20-2-2（1）に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 15 条第 7 項、細目告示第 93 条第 8 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係）</u> ① <u>高速道路等において運行しない自動車</u> ② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> ④ <u>指定自動車等以外の貨物の運送の用に供する自動車であって、車軸の数が 4 を超えるもの</u> <u>（2）専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のものの制動装置には、7-20-2-2（2）に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 15 条第 8 項、細目告示第 93 条第 9 項関係）</u> ① <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ② <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> 7-20-2 性能要件 7-20-2-1 視認等による審査 <u>衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 8 項、第 9 項関係）</u> <u>（1）衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>（2）衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> 7-20-2-2 書面等による審査 <u>衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係）</u> <u>（1）7-20-1（1）に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。</u> <u>（2）7-20-1（2）に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-01-S1 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u> <u>（3）次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改</u>	

新	旧										
造、損傷等のないものは、(1)又は(2)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置 7-20-3 欠番 7-20-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-20-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項関係） ① 表1の「区分」に該当する自動車であって、「製作年月日」以前に製作された自動車 [表1] <table> <tr> <th>区分</th><th>製作年月日</th></tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車</td><td>車両総重量 5t 超</td></tr> <tr> <td>定員 10 人以上の自動車</td><td>車両総重量 5t 以下</td></tr> <tr> <td>貨物の運送の用に供する自動車</td><td>車両総重量 8t 超</td></tr> <tr> <td></td><td>車両総重量 3.5t 超 8t 以下</td></tr> </table> ② 表2の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車 ③ 表2の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更	区分	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車	車両総重量 5t 超	定員 10 人以上の自動車	車両総重量 5t 以下	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 8t 超		車両総重量 3.5t 超 8t 以下	
区分	製作年月日										
専ら乗用の用に供する乗車	車両総重量 5t 超										
定員 10 人以上の自動車	車両総重量 5t 以下										
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 8t 超										
	車両総重量 3.5t 超 8t 以下										

新

旧

査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）

区分		指定等 年月日	製作 年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの	車両総重量 12t 超	H26. 10. 31	H29. 8. 31 【注】
	車両総重量 12t 以下	R1. 10. 31	R3. 10. 31
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H26. 10. 31	H29. 8. 31
	車両総重量 20t 超 22t 以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H28. 10. 31	H30. 10. 31 【注】
	車両総重量 13t 超 20t 以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30. 10. 31	R3. 10. 31
	車両総重量 13t 超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	H26. 10. 31	H30. 8. 31 【注】
	車両総重量 8t 超 13t 以下	H30. 10. 31	R3. 10. 31
	車両総重量 3.5t 超 8t 以下	R1. 10. 31	R3. 10. 31

【注】：出荷検査証による保安基準適用年月日の判定ができない自動車であることを示す。

(3) 次に掲げる自動車については、7-20-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項関係）

① 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

ウ 指定自動車等以外の自動車

新

旧

③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）

④ 次表の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）

区分		指定等 年月日	製作 年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの	車両総重量 12t 超	H29. 10. 31	R1. 10. 31 【注】
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H29. 10. 31	R1. 10. 31 【注】
	車両総重量 20t 超 22t 以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30. 10. 31	R2. 10. 31
	車両総重量 13t 超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	H30. 10. 31	R2. 10. 31

【注】：出荷検査証による保安基準適用年月日の判定ができない自動車であることを示す。

(4) 次に掲げる自動車については、7-20-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 56 項関係）

① 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、

新

旧

動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 次表の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のものの

区分		指定等 年月日	製作 年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの	自動車（貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）	R6. 6. 30	R7. 11. 30
	貨物の運送の用に供する軽自動車	R6. 6. 30	R9. 8. 31

7-20-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 18 項、第 19 項、第 20 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 39 項、第 42 項、第 53 項関係）

① 表 1 の「区分」に該当する自動車であって、「製作年月日」以前に製作された自動車

〔表 1〕

区分		製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車	車両総重量 5t 超	H25. 1. 26
	車両総重量 5t 以下	H26. 2. 12
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 8t 超	H24. 3. 31
	車両総重量 3.5t 超 8t 以下	H26. 2. 12

② 表 2 の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車

③ 表 2 の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前

新

旧

の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。

ウ 指定自動車等以外の自動車

④ 表 2 の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

⑤ 表 2 の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの
〔表 2〕

<u>区分</u>		<u>指定等 年月日</u>	<u>製作 年月日</u>
<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの</u>	<u>自動車（輸入自動車及び貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）</u>	<u>R3. 10. 31</u>	<u>R7. 11. 30</u>
	<u>輸入自動車</u>	<u>R6. 6. 30</u>	<u>R8. 6. 30</u>
	<u>貨物の運送の用に供する軽自動車</u>	<u>R3. 10. 31</u>	<u>R9. 8. 31</u>

7-20-5-1 装備要件
なし。

7-20-6 従前規定の適用②
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、第 39 項、第 42 項関係）

① 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

新

旧

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）

④ 表 2 の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）

区分	指定等 年月日	製作 年月日
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの	車両総重量 12t 超	H26. 10. 31 【注】
	車両総重量 12t 以下	R1. 10. 31 R3. 10. 31
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H26. 10. 31 H29. 8. 31
	車両総重量 20t 超 22t 以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H28. 10. 31 H30. 10. 31 【注】
	車両総重量 13t 超 20t 以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30. 10. 31 R3. 10. 31
	車両総重量 13t 超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	H26. 10. 31 H30. 8. 31 【注】
	車両総重量 8t 超 13t 以下	H30. 10. 31 R3. 10. 31
	車両総重量 3.5t 超 8t 以下	R1. 10. 31 R3. 10. 31

【注】：出荷検査証による保安基準適用年月日の判定ができない自動車であることを示す。

7-20-6-1 装備要件

自動車には、衝突被害軽減制動制御装置を備えることができる。

7-20-6-2 性能要件

7-20-6-2-1 視認等による審査

衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。

この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

新	旧
(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。 7-20-6-2-2 書面等による審査 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 又は (2) の基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。 ① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の自動車 (1) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5. 及び 6.、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. 又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものうち、車両総重量が 5t を超えるもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 8t を超えるもの (2) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものうち、車両総重量が 5t 以下のもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超え、8t 以下のもの (3) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 又は (2) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置 7-20-7 従前規定の適用③	

新

旧

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第38項、第40項、第41項、第43項関係)

① 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）

④ 表2の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）

区分		指定等 年月日	製作 年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの	車両総重量12t超	H29.10.31	R1.10.31 【注】
	車両総重量22t超 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H29.10.31	R1.10.31 【注】
	車両総重量20t超22t以下 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H30.10.31	R2.10.31
	車両総重量13t超 (第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。)	H30.10.31	R2.10.31

【注】：出荷検査証による保安基準適用年月日の判定ができない自動車であることを示す。

新	旧
7-20-7-1 装備要件 <u>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。</u> ① <u>高速道路等において運行しない自動車</u> ② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> ④ <u>指定自動車等以外の貨物の運送の用に供する自動車であつて、車軸の数が 4 を超えるもの</u> 7-20-7-2 性能要件 7-20-7-2-1 視認等による審査 <u>衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> 7-20-7-2-2 書面等による審査 <u>衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R131-00 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあつては、この限りでない。</u> <u>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u> 7-20-8 従前規定の適用④ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 56 項関係）</u>	

新

旧

① 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 次表の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分		指定等 年月日	製作 年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車	自動車（貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）	R6. 6. 30	R7. 11. 30
自動車であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの	貨物の運送の用に供する軽自動車	R6. 6. 30	R9. 8. 31

7-20-8-1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のものの制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。

① 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車

② 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車

7-20-8-2 性能要件

7-20-8-2-1 視認等による審査

新	旧
<u>衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> 7-20-8-2-2 書面等による審査 <u>衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R152-00 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u>	
7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-21-1 性能要件 7-21-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。 ① (略) ② 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても、7-18-2-1 <u>(2)</u> ③に掲げる基準に適合するものにあつてはこの限りでない。(細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係) ③～④ (略) 7-21-1-2 (略) 7-21-2～7-21-8 (略) 7-21-9 従前規定の適用⑤	7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-20-1 性能要件 7-20-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。 ① (略) ② 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても、7-18-2-1 <u>(3)</u> ③に掲げる基準に適合するものにあつてはこの限りでない。(細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係) ③～④ (略) 7-20-1-2 (略) 7-20-2～7-20-8 (略) 7-20-9 従前規定の適用⑤

新	旧
昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 2 号関係) 7-21-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) の基準 (5) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-21-10 従前規定の適用⑥ 牽引自動車と昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 46 年 12 月 31 日までに製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 3 号関係) 7-21-10-1 性能要件（視認等による審査） (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係) ① (略) ② 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準 (2) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及	昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 2 号関係) 7-20-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) <u>①</u>の基準 (5) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-20-10 従前規定の適用⑥ 牽引自動車と昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 46 年 12 月 31 日までに製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 3 号関係) 7-20-10-1 性能要件（視認等による審査） (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係) ① (略) ② 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2 <u>(4)</u> ③の基準 (2) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及

新	旧
び 7-18-14-2-3 (2) の基準 (5) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-21-11 従前規定の適用⑦ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 4 号関係） 7-21-11-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) の基準 (5) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-21-12 従前規定の適用⑧ 昭和 45 年 6 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日までに製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 5 号関係） 7-21-12-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装	び 7-18-14-2-3 (2) <u>①</u>の基準 (5) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-20-11 従前規定の適用⑦ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 4 号関係） 7-20-11-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) <u>①</u>の基準 (5) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-20-12 従前規定の適用⑧ 昭和 45 年 6 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日までに製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 5 号関係） 7-20-12-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装

新	旧
置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) の基準 (5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-21-13 従前規定の適用⑨ 昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第4号関係) 7-21-13-1 性能要件(視認等による審査) (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) の基準 (5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-21-14 従前規定の適用⑩ 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第5号関係) 7-21-14-1 性能要件(視認等による審査) (1) (略)	置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) <u>①</u>の基準 (5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-20-13 従前規定の適用⑨ 昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第4号関係) 7-20-13-1 性能要件(視認等による審査) (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) <u>①</u>の基準 (5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-20-14 従前規定の適用⑩ 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第5号関係) 7-20-14-1 性能要件(視認等による審査) (1) (略)

新	旧
(2) 7-19-9-1 <u>(2)</u> ②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係) (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) の基準 (5) ～ (6) (略) 7-21-15 従前規定の適用⑪ 平成 3 年 9 月 30 日（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 6 号関係) 7-21-15-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) の基準 (5) ～ (6) (略) 7-21-16 従前規定の適用⑫ 平成 7 年 8 月 31 日以前に製作された次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 7 号関係) ①～⑤ (略) 7-21-16-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)	(2) 7-19-9-1 <u>(1)</u> ②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係) (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) <u>①</u>の基準 (5) ～ (6) (略) 7-20-15 従前規定の適用⑪ 平成 3 年 9 月 30 日（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 6 号関係) 7-20-15-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係) ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) <u>①</u>の基準 (5) ～ (6) (略) 7-20-16 従前規定の適用⑫ 平成 7 年 8 月 31 日以前に製作された次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 7 号関係) ①～⑤ (略) 7-20-16-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)

新	旧
①～②（略） ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3（2）の基準 （5）～（6）（略） 7-21-17 従前規定の適用⑬ 牽引自動車と 7-19-4（4）①及び②に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 8 号関係） ①～⑤（略） 7-21-17-1 性能要件（視認等による審査） （1）～（3）（略） （4）牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～②（略） ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3（2）の基準 （5）（略） （6）車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 （7）（略） 7-21-18 従前規定の適用⑭ 牽引自動車であつて①及び②に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 9 号関係） ①～②（略） 7-21-18-1 性能要件（視認等による審査） （1）～（4）（略） （5）車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係）	①～②（略） ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3（2）<u>①</u>の基準 （5）～（6）（略） 7-20-17 従前規定の適用⑬ 牽引自動車と 7-19-4（4）①及び②に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 8 号関係） ①～⑤（略） 7-20-17-1 性能要件（視認等による審査） （1）～（3）（略） （4）牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～②（略） ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3（2）<u>①</u>の基準 （5）（略） （6）車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 （7）（略） 7-20-18 従前規定の適用⑭ 牽引自動車であつて①及び②に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 9 号関係） ①～②（略） 7-20-18-1 性能要件（視認等による審査） （1）～（4）（略） （5）車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係）

新	旧
① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-21-19 従前規定の適用⑮ 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて①から⑥までに掲げる自動車であるもの（昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 7 号関係） ①～⑥ (略) 7-21-19-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） (5) (略) (6) 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (7) (略) 7-21-20 従前規定の適用⑯ 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて①から⑥に掲げる自動車であるもの（昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 6 号関係） ①～⑥ (略) 7-21-20-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車	① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (6) (略) 7-20-19 従前規定の適用⑮ 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて①から⑥までに掲げる自動車であるもの（昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 7 号関係） ①～⑥ (略) 7-20-19-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) <u>①</u> の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） (5) (略) (6) 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (7) (略) 7-20-20 従前規定の適用⑯ 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて①から⑥に掲げる自動車であるもの（昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 6 号関係） ①～⑥ (略) 7-20-20-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車

新	旧
と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3（2）の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第4号関係） (5) (略) (6) 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第6号関係） ① 7-15の自動車の牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (7) (略) 7-21-21 従前規定の適用⑦ 牽引自動車と7-15-4（2）①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥までに掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、①から⑥までの基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第10条第3項第8号関係） ①～⑥ (略) 7-21-21-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1（2）②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3（2）の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第4号関係） (5) (略) (6) 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第6号関係） ① 7-15の自動車の牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (7) (略) 7-21-22 従前規定の適用⑩ 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。	と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3（2）<u>①</u>の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第4号関係） (5) (略) (6) 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第6号関係） ① 7-15の自動車の牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (7) (略) 7-20-21 従前規定の適用⑦ 牽引自動車と7-15-4（2）①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥までに掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、①から⑥までの基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第10条第3項第8号関係） ①～⑥ (略) 7-20-21-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1（2）②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3（2）<u>①</u>の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第4号関係） (5) (略) (6) 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第6号関係） ① 7-15の自動車の牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (7) (略) 7-20-22 従前規定の適用⑩ 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

新	旧
7-21-22-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) の基準 (5) (略) (6) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(2)</u> ⑦の基準 (7) (略) 7-21-23 従前規定の適用⑯ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 4 項、第 5 項関係） ①～② (略) 7-21-23-1 性能要件 7-21-23-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-10-2-1 <u>(2)</u> ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。 ①～② (略) (3) 7-19-10-2-2 (3) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-10-2-1 <u>(2)</u> ①及び 7-18-2-1 <u>(2)</u> ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。 (4) (略) (5) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①～② (略) ③ 7-18 の自動車に牽引される場合にあつては、7-18-2-3 (3) 及び 7-18-2-2 (2) ③の基準 (6) ～ (7) (略)	7-20-22-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係） ①～② (略) ③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) <u>①</u>の基準 (5) (略) (6) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係） ① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 <u>(1)</u> ⑦の基準 (7) (略) 7-20-23 従前規定の適用⑯ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 4 項、第 5 項関係） ①～② (略) 7-20-23-1 性能要件 7-20-23-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-10-2-1 <u>(3)</u> ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。 ①～② (略) (3) 7-19-10-2-2 (3) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-10-2-1 <u>(3)</u> ①及び 7-18-2-1 <u>(3)</u> ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。 (4) (略) (5) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①～② (略) ③ 7-18 の自動車に牽引される場合にあつては、7-18-2-3 (3) <u>①</u>及び 7-18-2-2 (2) ③の基準 (6) ～ (7) (略)

新	旧
(8) 7-16 の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車であって、①又は②のいずれかに該当するものにあっては、主制動装置を省略することができる。 ① 連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置が平成 26 年 2 月 13 日付け国土交通省告示第 126 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2. 1. 2. に定める基準及び 7-15-10-2-1 <u>(2)</u> ①の基準に適合するもの ② (略) 7-21-23-1-2 (略) 7-21-24 (略) 7-22 (略) 7-23 燃料装置 7-23-1 性能要件 7-23-1-1 (略) 7-23-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係） ① <u>自動車（次に掲げるものを除く。）</u> は UN R137-01-S3 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 <u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量 3. 5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> <u>ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u> <u>エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車</u> ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2. 8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重	(8) 7-16 の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車であって、①又は②のいずれかに該当するものにあっては、主制動装置を省略することができる。 ① 連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置が平成 26 年 2 月 13 日付け国土交通省告示第 126 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2. 1. 2. に定める基準及び 7-15-10-2-1 <u>(3)</u> ①の基準に適合するもの ② (略) 7-20-23-1-2 (略) 7-20-24 (略) 7-21 (略) 7-22 燃料装置 7-22-1 性能要件 7-22-1-1 (略) 7-22-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 <u>が</u> 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係） ① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）</u> にあっては、UN R137-01-S2 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. <u>並びに UN R34-03-S2 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2. 8t を超え <u>3. 5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-01-S2 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。</u>

新

旧

量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）は UN R34-03-S2 の 8. に適合すること。

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-S1 の 5.2.1.（5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。）に適合すること。

④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-03-S2 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車

イ 車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車

ウ 車両総重量 2.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車

エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車

⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-04 の 5.3.6. に適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（削除）

イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車

ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車

エ 三輪自動車

⑥（略）

(4) ～ (5)（略）

7-23-2～7-23-3（略）

7-23-4 適用関係の整理

(1) ～ (3)（略）

[衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用]

(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 5 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～ウ（略）

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	(略)	(略)	R11. 8. 31
	(略)	(略)	R11. 8. 31

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S2 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合すること。

ただし、UN R34-03-S2 の 8. に適合する場合にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合することを要しない。

④ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R94-03-S1 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの

イ アの自動車の形状に類する自動車

ウ 車両総重量 2.5t を超える自動車

エ ウの自動車の形状に類する自動車

⑤ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R95-03-S7 の 5.3.6. に適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの

イ アの自動車の形状に類する自動車

ウ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの

エ ウの自動車の形状に類する自動車

オ 三輪自動車

⑥（略）

(4) ～ (5)（略）

7-22-2～7-22-3（略）

7-22-4 適用関係の整理

(1) ～ (3)（略）

[衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用]

(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-22-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 5 項関係）

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～ウ（略）

区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	(略)	(略)	H30. 8. 31
	(略)	(略)	R2. 8. 31

新				旧			
(車両総重量3.5t未満のものに限る。)				(車両総重量が3.5t未満のものに限る。)			
(略)		(略)	<u>R11. 8. 31</u>	(略)		(略)	<u>R5. 8. 31</u>
[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]				[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]			
(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号 <u>の</u> いずれかに該当する自動車については、 <u>7-23</u> -9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第11項関係）				(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号 <u>に掲げる</u> いずれかに該当する自動車については、 <u>7-22</u> -9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第11項関係）			
① 「 <u>指定等</u> 年月日」以前に製作された自動車				① 「 <u>製作</u> 年月日」以前に製作された自動車			
② 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日 <u>から「製作年月日」まで</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略）				② 「 <u>製作</u> 年月日」の翌日 <u>以降</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略）			
区分		<u>指定等</u> 年月日	<u>製作</u> 年月日	区分		<u>製作</u> 年月日	<u>指定等</u> 年月日
(略)		(略)	<u>R11. 8. 31</u>	(略)		(略)	<u>R2. 8. 31</u>
(略)		(略)	<u>R11. 8. 31</u>	(略)		(略)	<u>R9. 8. 31</u>
[オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用]				[オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用]			
(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号 <u>の</u> いずれかに該当する自動車については、 <u>7-23</u> -10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第6項関係）				(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号 <u>に掲げる</u> いずれかに該当する自動車については、 <u>7-22</u> -10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第6項関係）			
① 「 <u>指定等</u> 年月日」以前に製作された自動車				① 「 <u>製作</u> 年月日」以前に製作された自動車			
② 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日 <u>から「製作年月日」まで</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略）				② 「 <u>製作</u> 年月日」の翌日 <u>以降</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略）			
区分		<u>指定等</u> 年月日	<u>製作</u> 年月日	区分		<u>製作</u> 年月日	<u>指定等</u> 年月日
(略)		(略)	<u>R11. 8. 31</u>	(略)		(略)	<u>H30. 8. 31</u>
(略)		(略)	<u>R11. 8. 31</u>	(略)		(略)	<u>R5. 8. 31</u>
(7) (略)				(7) (略)			
<u>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</u>				<u>(新設)</u>			
(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号の <u>いずれかに該当する自動車については、7-23-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第17項関係）</u>							
① 「 <u>指定等</u> 年月日」以前に製作された自動車							
② 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日から「 <u>製作年月日</u> 」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「 <u>指定等</u> 年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定							

新

旧

等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4

〔後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用〕

(9) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 15 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31

〔オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用〕

(新設)

新

旧

(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 16 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]

(11) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 14 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車

(新設)

(新設)

新

(略)

(略)

R11. 8. 31

7-23-9-1 (略)
【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】
7-23-10 従前規定の適用⑥
次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 6 項関係)
① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～イ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	R11. 8. 31
(略)	(略)	R11. 8. 31

7-23-10-1 性能要件
7-23-10-1-1 (略)
7-23-10-1-2 書面等による審査
(1) ～ (2) (略)
(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03-S2 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び

旧

(略)

(略)

R9. 8. 31

7-22-9-1 (略)
【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】
7-22-10 従前規定の適用⑥
次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 6 項関係)
① 「製作年月日」以前に製作された自動車
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～イ (略)

区分	製作年月日	指定等年月日
(略)	(略)	H30. 8. 31
(略)	(略)	R5. 8. 31

7-22-10-1 性能要件
7-22-10-1-1 (略)
7-22-10-1-2 書面等による審査
(1) ～ (2) (略)
(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03-S2 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び

新	旧
5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-S2 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④～⑥（略） (4) ～ (5)（略） 【ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用】 7-23-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 10 項関係） ①～②（略） 7-23-11-1 性能要件 7-23-11-1-1（略） 7-23-11-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03-S2 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量 2. 8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-S2 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。	及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-S2 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④～⑥（略） (4) ～ (5)（略） 【ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用】 7-22-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 10 項関係） ①～②（略） 7-22-11-1 性能要件 7-22-11-1-1（略） 7-22-11-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 <u>が</u> 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 <u>が</u> 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03-S2 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 <u>が</u> 2. 8t を超え 3. 5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量 <u>が</u> 2. 8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量 <u>が</u> 2. 8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-S2 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。

新

旧

④～⑥（略）
(4) ～ (5)（略）

【側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用】

7-23-12 従前規定の適用⑧

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 17 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4

7-23-12-1 性能要件

7-23-12-1-1 視認等による審査

7-23-1-1 に同じ。

7-23-12-1-2 書面等による審査

(1) 7-23-1-2 (1) に同じ。

(2) 7-23-1-2 (2) に同じ。

(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料

④～⑥（略）
(4) ～ (5)（略）

(新設)

新	旧
<u>漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。</u> ① <u>7-23-1-2 (3) ①に同じ。</u> ② <u>7-23-1-2 (3) ②に同じ。</u> ③ <u>7-23-1-2 (3) ③に同じ。</u> ④ <u>7-23-1-2 (3) ④に同じ。</u> ⑤ <u>座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R95-03-S7 の 5. 3. 6. に適合すること。</u> ア <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> イ <u>アの自動車の形状に類する自動車</u> ウ <u>車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> エ <u>ウの自動車の形状に類する自動車</u> オ <u>三輪自動車</u> ⑥ <u>7-23-1-2 (3) ⑥に同じ。</u> <u>(4) 7-23-1-2 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-23-1-2 (5) に同じ。</u> <u>〔後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用〕</u> <u>7-23-13 従前規定の適用⑨</u> <u>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 15 項関係）</u> ① <u>「指定等年月日」以前に製作された自動車</u> ② <u>「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u> イ <u>「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」</u>	(新設)

新	旧						
以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの <table><tr><th>区分</th><th>指定等年月日</th><th>製作年月日</th></tr><tr><td>自動車</td><td>R4. 8. 31</td><td>R6. 8. 31</td></tr></table> 7-23-13-1 性能要件 7-23-13-1-1 視認等による審査 7-23-1-1 に同じ。 7-23-13-1-2 書面等による審査 (1) 7-23-1-2 (1) に同じ。 (2) 7-23-1-2 (2) に同じ。 (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。 ① 7-23-1-2 (3) ①に同じ。 ② 7-23-1-2 (3) ②に同じ。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-01-S2 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。 ただし、UN R34-03-S2 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。 ④ 7-23-1-2 (3) ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 (3) ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 (3) ⑥に同じ。 (4) 7-23-1-2 (4) に同じ。 (5) 7-23-1-2 (5) に同じ。 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】 7-23-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 16 項関係）	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31	(新設)
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31					

新

旧

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

7-23-14-1 性能要件

7-23-14-1-1 視認等による審査

7-23-1-1 に同じ。

7-23-14-1-2 書面等による審査

(1) 7-23-1-2 (1) に同じ。

(2) 7-23-1-2 (2) に同じ。

(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。

① 7-23-1-2 (3) ①に同じ。

② 7-23-1-2 (3) ②に同じ。

新	旧
7-23-15-1-1 視認等による審査 <u>7-23-1-1 に同じ。</u> 7-23-15-1-2 書面等による審査 <u>(1) 7-23-1-2 (1) に同じ。</u> <u>(2) 7-23-1-2 (2) に同じ。</u> <u>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。</u> <u>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-01-S2 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。</u> <u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-01-S2 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。</u> <u>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-01-S2 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。</u> <u>ただし、UN R34-03-S2 の 8. に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。</u> <u>④ 7-23-1-2 (3) ①に同じ。</u> <u>⑤ 7-23-1-2 (3) ①に同じ。</u> <u>⑥ 7-23-1-2 (3) ①に同じ。</u> <u>(4) 7-23-1-2 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-23-1-2 (5) に同じ。</u> 7-24 (略) 7-25 高圧ガスの燃料装置 7-25-1 性能要件	7-23 (略) 7-24 高圧ガスの燃料装置 7-24-1 性能要件

新	旧
7-25-1-1 (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R137-01-S3（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までの限る。）に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車 イ 車両総重量 3.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車 エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあつては、UN R153-00-S1 の 5.2.1.、(5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。 ③ (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量	7-24-1-1 (略) 7-24-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S2（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までの限る。）に適合すること。 （新設） （新設） （新設） （新設） ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R34-03-S2（附則 4 (2.7.2. を除く。）に限る。）又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までの限る。）に適合すること。 この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3（附則 5 の 1. 及び 2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③ (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量

新

旧

のいずれかに該当する自動車については、7-25-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。
(適用関係告示第13条第13項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10人未満の自動車にあつては、令和9年8月31日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t 以下のものに限る。）	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

(削除) ※7-25-4 (6) へ移動

(8) ～ (9) (略)

[後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用]

(10) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。
(適用関係告示第13条第20項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部

(7) (略)

(8) ～ (9) (略)

(新設)

新

旧

を備えたものに限る。）」と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）」の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31

[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]

(11) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-15（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 21 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）」

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）」であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）」と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）」のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）」の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]

(12) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-16（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 21 項関係）

(新設)

(新設)

新

旧

用する。(適用関係告示第 13 条第 19 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-25-5～7-25-7（略）

7-25-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係)

①～②（略）

7-25-8-1 性能要件

7-25-8-1-1（略）

7-25-8-1-2 書面等による審査

(1)（略）

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、

7-24-5～7-24-7（略）

7-24-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係)

①～②（略）

7-24-8-1 性能要件

7-24-8-1-1（略）

7-24-8-1-2 書面等による審査

(1)（略）

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、

新	旧
その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量 2.8t を超えるもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2. に限る。）に定める基準に適合すること。 この場合において、同別添 3.1.3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1. 及び 6.1.2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものの形状に類するもの、車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。 ③～④（略） (3)（略） 【衝突に係る適用：GTR13 適用】 7-25-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 9 項関係） ①～②（略） 7-25-9-1 性能要件 7-25-9-1-1（略） 7-25-9-1-2 書面等による審査 (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。	その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量 <u>が</u> 2.8t を超えるもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2. に限る。）に定める基準に適合すること。 この場合において、同別添 3.1.3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1. 及び 6.1.2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものの形状に類するもの、車両総重量 <u>が</u> 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。 ③～④（略） (3)（略） 【衝突に係る適用：GTR13 適用】 7-24-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 9 項関係） ①～②（略） 7-24-9-1 性能要件 7-24-9-1-1（略） 7-24-9-1-2 書面等による審査 (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

新	旧
この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量 2.8t を超えるもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2. に限る。）に定める基準に適合すること。 この場合において、同別添 3.1.3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1. 及び 6.1.2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものの形状に類するもの、車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。 ③～④（略） (3)（略） 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5 適用】 7-25-10 従前規定の適用⑥ <u>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係）</u> ① <u>「指定等年月日」以前に製作された自動車</u> ② <u>「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u>	この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量 <u>が</u> 2.8t を超えるもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2. に限る。）に定める基準に適合すること。 この場合において、同別添 3.1.3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1. 及び 6.1.2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものの形状に類するもの、車両総重量 <u>が</u> 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。 ③～④（略） (3)（略） （新設）※7-24-11 から移動

新

旧

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.5t 以下に限る）	H30. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

7-25-10-1 性能要件

7-25-10-1-1 視認等による審査

7-25-1-1（3）に同じ。

7-25-10-1-2 書面等による審査

(1) 7-25-1-2（1）に同じ。

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

① 7-25-1-2（2）①に同じ。

② 7-25-1-2（2）②に同じ。

③ 7-25-1-2（2）③に同じ。

④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上の自動車の形状に類するもの、車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超える自動車の形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。

⑤ 7-25-1-2（2）⑤に同じ。

(3) 7-25-1-2（5）に同じ。

(削除) ※7-25-11 へ移動

【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】

7-25-11 従前規定の適用⑦

次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号の

7-24-10（略）

(新設) ※7-24-10 から移設

新

旧

いづれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 13 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t 以下のものに限る。）	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-25-11-1 性能要件

7-25-11-1-1 性能要件

7-25-11-1-2 書面等による審査

(1) 7-25-1-1 (3) に同じ。

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、車両総重量が 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-00（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」

新	旧
<u>3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2（7.2.1.から7.2.3.に限る。）に適合すること。</u> <u>② 7-25-1-2（2）②に同じ。</u> <u>③ 7-25-1-2（2）③に同じ。</u> <u>④ 7-25-1-2（2）④に同じ。</u> <u>⑤ 7-25-1-2（2）⑤に同じ。</u> <u>（3）7-25-1-2（5）に同じ。</u> <u>（削除）※7-25-10へ移動</u> 7-25-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第14項、第15項関係） ①～②（略） 7-25-12-1 性能要件 7-25-12-1-1（略） 7-25-12-1-2 書面等による審査 （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-<u>S3</u>（附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R34-03-S1（附則4（2.7.2.を除く。）に限る。）又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。 この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部	7-24-11（略） 7-24-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、<u>次</u>の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第14項、第15項関係） ①～②（略） 7-24-12-1 性能要件 7-24-12-1-1（略） 7-24-12-1-2 書面等による審査 （1）（略） （2）ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量<u>が</u>2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-<u>S2</u>（附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量<u>が</u>2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R34-03-S1（附則4（2.7.2.を除く。）に限る。）又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。 この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部

新	旧
より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3（附則 5 の 1. 及び 2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③（略） ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-03-S2（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-00-S3（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤（略） (3) ～ (5)（略） 7-25-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、<u>次の基準に適合するものであればよい</u>。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ①～④（略） 7-25-13-1 性能要件 7-25-13-1-1（略） 7-25-13-1-2 書面等による審査 (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R137-01-S3（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量 2.8t を超える自動車及びその	より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3（附則 5 の 1. 及び 2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③（略） ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-03-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-00-S3（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤（略） (3) ～ (5)（略） 7-24-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、<u>7-24-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する</u>。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ①～④（略） 7-24-13-1 性能要件 7-24-13-1-1（略） 7-24-13-1-2 書面等による審査 (1)（略） (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R137-01-S2（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその

新	旧
形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R34-03-S2 (附則 4 (2. 7. 2. を除く。))に限る。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 (7. 2. 1. から 7. 2. 3. まではに限る。)に適合すること。 この場合において、同別添 3. 2. 4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③ (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車 (乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2. 5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあっては、UN R94-03-<u>S2</u> (附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。)に定める方法及び UN R134-00-S3 (附則 5 に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 (7. 2. 1. から 7. 2. 3. まではに限る。)に適合すること。 ⑤ (略) (3) ～ (5) (略) <u>〔後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用〕</u> <u>7-25-14 従前規定の適用⑩</u> <u>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 第 20 項関係)</u> ① <u>「指定等年月日」以前に製作された自動車</u> ② <u>「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u> イ <u>「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u>であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u>	の形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R34-03-S2 (附則 4 (2. 7. 2. を除く。))に限る。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 (7. 2. 1. から 7. 2. 3. まではに限る。)に適合すること。 この場合において、同別添 3. 2. 4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③ (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車 (乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2. 5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあっては、UN R94-03-<u>S1</u> (附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。)に定める方法及び UN R134-00-S3 (附則 5 に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 (7. 2. 1. から 7. 2. 3. まではに限る。)に適合すること。 ⑤ (略) (3) ～ (5) (略) <u>(新設)</u>

新	旧						
③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</u> <table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>指定等年月日</u></th><th><u>製作年月日</u></th></tr><tr><td>自動車</td><td>R4. 8. 31</td><td>R6. 8. 31</td></tr></table> 7-25-14-1 性能要件 7-25-14-1-1 視認等による審査 7-25-1-1 に同じ。 7-25-14-1-2 書面等による審査 (1) 7-25-1-2 (1) に同じ。 (2) <u>ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-25-1-2 (2) ①に同じ。</u> ② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R34-03-S2（附則 4 (2. 7. 2. を除く。）に限る。）又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに限る。）に適合すること。</u> <u>この場合において、同別添 3. 2. 4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S3（附則 5 の 1. 及び 2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</u> ③ <u>7-25-1-2 (2) ③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2 (2) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2 (2) ⑤に同じ。</u> (3) 7-25-1-2 (3) に同じ。	<u>区分</u>	<u>指定等年月日</u>	<u>製作年月日</u>	自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31	
<u>区分</u>	<u>指定等年月日</u>	<u>製作年月日</u>					
自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31					

新	旧						
(4) 7-25-1-2 (4) に同じ。 (5) 7-25-1-2 (5) に同じ。 【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】 7-25-15 従前規定の適用① 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 21 項関係) ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車 ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの <table><tr><th>区分</th><th>指定等年月日</th><th>製作年月日</th></tr><tr><td>自動車</td><td>R5. 8. 31</td><td>R11. 8. 31</td></tr></table> 7-25-15-1 性能要件 7-25-15-1-1 視認等による審査 7-25-1-1 に同じ。 7-25-15-1-2 書面等による審査 (1) 7-25-1-2 (1) に同じ。 (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）によ <td> (新設) </td>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31	(新設)
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31					

新	旧
<u>り次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 7-25-1-2 (2) ①に同じ。</u> <u>② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。</u> <u>③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。</u> <u>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-03-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-00-S3（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。</u> <u>⑤ 7-25-1-2 (2) ⑤に同じ。</u> <u>(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-25-1-2 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-25-1-2 (5) に同じ。</u> <u>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】</u> <u>7-25-16 従前規定の適用⑫</u> <u>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 19 項関係）</u> <u>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</u> <u>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u> <u>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</u>	(新設)

新			旧
区分	指定等年月日	製作年月日	
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31	
7-25-16-1 性能要件 7-25-16-1-1 視認等による審査 <u>7-25-1-1 に同じ。</u> 7-25-16-1-2 書面等による審査 <u>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ。</u> <u>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R137-01-S2（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び 3.1.2.6.から 3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</u> <u>② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。</u> <u>③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。</u> <u>④ 7-25-1-2 (2) ④に同じ。</u> <u>⑤ 7-25-1-2 (2) ⑤に同じ。</u> <u>(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-25-1-2 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-25-1-2 (5) に同じ。</u> 7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 <u>(削除) ※7-27 へ移動</u> <u>(1) (略)</u> <u>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発生</u>			7-25 電気装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 (略) 7-25-1-2 書面等による審査 <u>(1) ～ (3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発生</u>

新	旧
突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係） ① <u>自動車（次に掲げるものを除く。）</u>については、UN R137-01-<u>S3</u> の 5.2.8. に適合すること。 ア <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車</u> イ <u>車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> ウ <u>ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u> エ <u>最高速度 20 km/h 未満の自動車</u> ② <u>自動車（次に掲げるものを除く。）</u>については、UN R94-03-S2 の 5.2.8. に適合すること。 ア <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> イ <u>車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u> ウ <u>車両総重量 2.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> エ <u>アからウまでのいずれかの形状に類する形状の自動車</u> ③ <u>自動車（次に掲げるものを除く。）</u>については、UN R95-04 の 5.3.7. に適合すること。 ア <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> イ <u>車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> ウ <u>ア又はイのいずれかの形状に類する形状の自動車</u> ④ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運</u>	突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係） ① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）</u>については、UN R137-01-<u>S2</u> の 5.2.8. に適合すること。 (新設) (新設) (新設) (新設) ② <u>自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）</u>については、UN R94-03-S1 の 5.2.8. に適合すること。 (新設) (新設) (新設) (新設) ③ <u>座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）</u>については、UN R95-03-S7 の 5.3.7. に適合すること。 <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R95-03-S2 の 5.3.6. に適合するものであればよい。</u> ア <u>平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車</u> イ <u>平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車のうち、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</u> ウ <u>平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> ④ <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）</u>については、

新	旧
<u>送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及び当該自動車の形状に類する自動車</u>については、<u>UN R153-00-S1 の 5.2.2.</u>に適合すること。 ⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の<u>もの</u>及び当該自動車の形状に類する<u>もの</u>を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上の<u>もの</u>及び当該自動車の形状に類する<u>もの</u>を除く。）については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-03-<u>S2</u> の 5.2.8. に適合すること。 ⑥～⑧（略） <u>(3)</u> 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(1)</u> 及び <u>(2)</u> の基準に適合するものとする。（細目告示第 99 条第 9 項関係） ①～③（略） <u>(4)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(2)</u> ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係） ① UN R137-01-<u>S3</u> の 5.2.8. 又は UN R94-03-<u>S2</u> の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② <u>UN R153-00-S1 の 5.2.2.</u> が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置 ③ UN R95-<u>04</u> の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 （参考図）（略） <u>7-26-2</u>～<u>7-26-3</u>（略） <u>7-26-4</u> 適用関係の整理 (1) ～ (4)（略） [フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用] (5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号<u>②</u>いずれかに該当する自動車については、<u>7-26-9</u>（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 16 項関係） ① 「<u>指定等</u>年月日」以前に製作された自動車 ② 「<u>指定等</u>年月日」の翌日 <u>から「製作年月日」まで</u>に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア～ウ（略）	<u>細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.</u>に適合すること。 ⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の<u>自動車</u>及び当該自動車の形状に類する<u>自動車</u>を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上の<u>自動車</u>及び当該自動車の形状に類する<u>自動車</u>を除く。）については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-03-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。 ⑥～⑧（略） <u>(6)</u> 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(4)</u> 及び <u>(5)</u> の基準に適合するものとする。（細目告示第 99 条第 9 項関係） ①～③（略） <u>(7)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、<u>(5)</u> ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係） ① UN R137-01-<u>S2</u> の 5.2.8. 又は UN R94-03-<u>S1</u> の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② <u>細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.</u>が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置 ③ UN R95-<u>03-S7</u> の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 （参考図）（略） <u>7-25-2</u>～<u>7-25-3</u>（略） <u>7-25-4</u> 適用関係の整理 (1) ～ (4)（略） [フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用] (5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号<u>に掲げる</u>いずれかに該当する自動車については、<u>7-25-9</u>（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 16 項関係） ① 「<u>製作</u>年月日」以前に製作された自動車 ② 「<u>製作</u>年月日」の翌日 <u>以降</u>に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア～ウ（略）

新				旧			
区分		指定等年月日	製作年月日	区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 3.5t 未満のものに限る。)	(略)	(略)	<u>R11.8.31</u>	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	(略)	(略)	<u>H30.8.31</u>
	(略)	(略)	<u>R11.8.31</u>		(略)	(略)	<u>R2.8.31</u>
(略)		(略)	<u>R11.8.31</u>	(略)		(略)	<u>R5.8.31</u>
[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]				[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]			
(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号 <u>の</u> いずれかに該当する自動車については、 <u>7-26</u> -10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 18 項関係）				(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号 <u>に掲げる</u> いずれかに該当する自動車については、 <u>7-25</u> -10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 18 項関係）			
① 「 <u>指定等</u> 年月日」以前に製作された自動車				① 「 <u>製作</u> 年月日」以前に製作された自動車			
② 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日 <u>から「製作年月日」まで</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略）				② 「 <u>製作</u> 年月日」の翌日 <u>以降</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略）			
区分		指定等年月日	製作年月日	区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 3.5t 未満のものに限る。）		(略)	<u>R11.8.31</u>	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）		(略)	<u>R2.8.31</u>
上記以外の自動車		(略)	<u>R11.8.31</u>	上記以外の自動車		(略)	<u>R9.8.31</u>
[オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5]				[オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5]			
(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号 <u>の</u> いずれかに該当する自動車については、 <u>7-26</u> -11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 12 項、第 17 項関係）				(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号 <u>に掲げる</u> いずれかに該当する自動車については、 <u>7-25</u> -11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 12 項、第 17 項関係）			
① 「 <u>指定等</u> 年月日」以前に製作された自動車				① 「 <u>製作</u> 年月日」以前に製作された自動車			
② 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日 <u>から「製作年月日」まで</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略）				② 「 <u>製作</u> 年月日」の翌日 <u>以降</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略）			
区分		指定等年月日	製作年月日	区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.5t 以下のものに限る。）		(略)	<u>R11.8.31</u>	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.5t 以下のものに限る。）		(略)	<u>H30.8.31</u>
上記以外の自動車		(略)	<u>R11.8.31</u>	上記以外の自動車		(略)	<u>R5.8.31</u>
<u>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</u>				<u>(新設)</u>			
(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、 <u>7-26-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 29 項関係）</u>							
① <u>「指定等年月日」以前に製作された自動車</u>							
② <u>「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u>							
<u>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る</u>							

新

旧

指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)

イ「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ指定自動車等以外の自動車

③新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4

〔後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用〕

(9) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 30 項関係）

①「指定等年月日」以前に製作された自動車

②「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)

イ「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ指定自動車等以外の自動車

③新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載され

(新設)

新

旧

ている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31

[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]

(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 28 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]

(11) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 27 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

(新設)

(新設)

(新設)

新

旧

イ

「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ

指定自動車等以外の自動車

③

新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④

使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-26-5

従前規定の適用①

昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 1 項関係）

7-26-5-1

性能要件（視認等による審査）

(削除)

自動車の電気装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～③（略）

(削除)

7-26-6

従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 3 項関係）

①～③（略）

7-26-6-1

性能要件

7-26-6-1-1

(略)

7-26-6-1-2

書面等による審査

(削除)

(削除)

(削除)

(1) (略)

7-26-7

従前規定の適用③

7-25-5

従前規定の適用①

昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 1 項関係）

7-25-5-1

性能要件

7-25-5-1-1

視認等による審査

自動車の電気装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～③（略）

7-25-5-1-2

書面等による審査

(1) 7-25-1-2 (1) に同じ

(2) 7-25-1-2 (2) に同じ

(3) 7-25-1-2 (3) に同じ

7-25-6

従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 3 項関係）

①～③（略）

7-25-6-1

性能要件

7-25-6-1-1

(略)

7-25-6-1-2

書面等による審査

(1) 7-25-1-2 (1) に同じ

(2) 7-25-1-2 (2) に同じ

(3) 7-25-1-2 (3) に同じ

(4) (略)

7-25-7

従前規定の適用③

新	旧
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係) ①～③ (略) 7-26-7-1 性能要件 7-26-7-1-1 (略) 7-26-7-1-2 書面等による審査 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 指定自動車等に備えられている電気装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により <u>(1)</u> の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(1)</u> の基準に適合するものとする。 <u>(3)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、<u>(1)</u> の規定にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ①～③ (略) <u>(4)</u> (略) 7-26-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係) ①～⑤ (略) 7-26-8-1 性能要件 7-26-8-1-1 (略) 7-26-8-1-2 書面等による審査 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(1)</u> の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) ④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により <u>(1)</u> の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 <u>(3)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係) ①～③ (略) 7-25-7-1 性能要件 7-25-7-1-1 (略) 7-25-7-1-2 書面等による審査 <u>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ</u> <u>(2) 7-25-1-2 (2) に同じ</u> <u>(3) 7-25-1-2 (3) に同じ</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> 指定自動車等に備えられている電気装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により <u>(4)</u> の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(4)</u> の基準に適合するものとする。 <u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、<u>(4)</u> の規定にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ①～③ (略) <u>(7)</u> (略) 7-25-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係) ①～⑤ (略) 7-25-8-1 性能要件 7-25-8-1-1 (略) 7-25-8-1-2 書面等による審査 <u>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ</u> <u>(2) 7-25-1-2 (2) に同じ</u> <u>(3) 7-25-1-2 (3) に同じ</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、<u>(4)</u> の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) ④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により <u>(3)</u> の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 <u>(6)</u> 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置

新

については、(1)の規定にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

①～③ (略)

【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】

7-26-9 従前規定の適用⑤

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日 から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～ウ (略)

区分		<u>指定等</u> 年月日	<u>製作</u> 年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 3.5t 未満のものに限る。)	(略)	(略)	<u>R11. 8. 31</u>
	(略)	(略)	<u>R11. 8. 31</u>
(略)		(略)	<u>R11. 8. 31</u>

7-26-9-1 性能要件

7-26-9-1-1 (略)

7-26-9-1-2 書面等による審査

(削除)

(削除)

(削除)

(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。

③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。

④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。

⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。

旧

については、(4)の規定にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

①～③ (略)

【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】

7-25-9 従前規定の適用⑤

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係)

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日 以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～ウ (略)

区分		<u>製作</u> 年月日	<u>指定等</u> 年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 <u>が</u> 3.5t 未満のものに限る。)	(略)	(略)	<u>H30. 8. 31</u>
	(略)	(略)	<u>R2. 8. 31</u>
(略)		(略)	<u>R5. 8. 31</u>

7-25-9-1 性能要件

7-25-9-1-1 (略)

7-25-9-1-2 書面等による審査

(1) 7-25-1-2 (1) に同じ

(2) 7-25-1-2 (2) に同じ

(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。

(4) 7-25-1-2 (4) に同じ。

(5) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 7-25-1-2 (4) ②に同じ。

③ 7-25-1-2 (4) ③に同じ。

④ 7-25-1-2 (4) ④に同じ。

⑤ 7-25-1-2 (4) ⑤に同じ。

新

⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。

⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。

⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。

(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

① (略)

② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。

③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。

【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】

7-26-10 従前規定の適用⑥

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～ウ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 3.5t 未満のものに限る。）	(略)	R11. 8. 31
(略)	(略)	R11. 8. 31

7-26-10-1 性能要件

7-26-10-1-1 (略)

7-26-10-1-2 書面等による審査

(削除)

(削除)

(削除)

(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

旧

⑥ 7-25-1-2 (4) ⑥に同じ。

⑦ 7-25-1-2 (4) ⑦に同じ。

⑧ 7-25-1-2 (4) ⑧に同じ。

(6) 7-25-1-2 (6) に同じ。

(7) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

① (略)

② 7-25-1-2 (7) ②に同じ。

③ 7-25-1-2 (7) ③に同じ。

【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】

7-25-10 従前規定の適用⑥

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係)

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～ウ (略)

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	(略)	R2. 8. 31
(略)	(略)	R9. 8. 31

7-25-10-1 性能要件

7-25-10-1-1 (略)

7-25-10-1-2 書面等による審査

(1) 7-25-1-2 (1) に同じ

(2) 7-25-1-2 (2) に同じ

(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。

(4) 7-25-1-2 (4) に同じ

(5) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

新

① (略)

② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。

③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。

④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。

⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。

⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。

⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。

⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。

(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

① (略)

② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。

③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。

【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】

7-26-11 従前規定の適用⑦

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～イ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	R11. 8. 31
(略)	(略)	R11. 8. 31

7-26-11-1 性能要件

7-26-11-1-1 (略)

7-26-11-1-2 書面等による審査

(削除)

(削除)

(削除)

(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝

旧

① (略)

② 7-25-1-2 (5) ②に同じ。

③ 7-25-1-2 (5) ③に同じ。

④ 7-25-1-2 (5) ④に同じ。

⑤ 7-25-1-2 (5) ⑤に同じ。

⑥ 7-25-1-2 (5) ⑥に同じ。

⑦ 7-25-1-2 (5) ⑦に同じ。

⑧ 7-25-1-2 (5) ⑧に同じ。

(6) 7-25-1-2 (6) に同じ。

(7) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

① (略)

② 7-25-1-2 (7) ②に同じ。

③ 7-25-1-2 (7) ③に同じ。

【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】

7-25-11 従前規定の適用⑦

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係)

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～イ (略)

区分	製作年月日	指定等年月日
(略)	(略)	H30. 8. 31
(略)	(略)	R5. 8. 31

7-25-11-1 性能要件

7-25-11-1-1 (略)

7-25-11-1-2 書面等による審査

(1) 7-25-1-2 (1) に同じ

(2) 7-25-1-2 (2) に同じ

(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。

(4) 7-25-1-2 (4) に同じ

(5) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝

新	旧
突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～② (略) ③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。 ④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。 ⑤ (略) ⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。 ⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。 ⑧ 7-25-1-2 (2) ⑧に同じ。 (3) 7-26-1-2 (3) に同じ。 (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。 ③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。	突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～② (略) ③ 7-25-1-2 (5) ③に同じ。 ④ 7-25-1-2 (5) ④に同じ。 ⑤ (略) ⑥ 7-25-1-2 (5) ⑥に同じ。 ⑦ 7-25-1-2 (5) ⑦に同じ。 ⑧ 7-25-1-2 (5) ⑧に同じ。 (6) 7-25-1-2 (6) に同じ。 (7) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① (略) ② 7-25-1-2 (7) ②に同じ。 ③ 7-25-1-2 (7) ③に同じ。
〔側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用〕 7-26-12 従前規定の適用⑧ <u>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 29 項関係)</u> ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車 ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車	(新設)

新

旧

③

新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④

使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4

7-26-12-1

性能要件

7-26-12-1-1

視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-12-1-2

書面等による審査

(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

①

7-26-1-2 (2) ①に同じ。

②

7-26-1-2 (2) ②に同じ。

③

座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供するもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R95-03-S7 の 5.3.7. に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R95-03-S2 の 5.3.6. に適合するものであればよい。

ア

平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車

イ

平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車のうち、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

ウ

平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

④

7-26-1-2 (2) ④に同じ。

⑤

7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。

⑥

7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。

⑦

7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。

新	旧			
⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。 (3) 7-26-1-2 (3) に同じ。 (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。 ① 7-26-1-2 (4) ①に同じ。 ② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。 ③ UN R95-03-S7 の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 〔後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用〕 7-26-13 従前規定の適用⑨ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 30 項関係) ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車 ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの <table><tr><td>区分</td><td>指定等年月日</td><td>製作年月日</td></tr></table>	区分	指定等年月日	製作年月日	(新設)
区分	指定等年月日	製作年月日		

新			旧
自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31	
7-26-13-1 性能要件			
7-26-13-1-1 視認等による審査			
7-26-1-1 に同じ。			
7-26-13-1-2 書面等による審査			
(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。			
(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発生した衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。			
① 7-26-1-2 (2) ①に同じ。			
② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。			
③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。			
④ 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上のもの及び車両総重量2.8tを超えるものを除く。）については、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること。			
⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。			
⑥ ①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5. 1. に、④に規定する自動車以外の自動車については同別添 5. 2. にそれぞれ適合すること。			
⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。			
⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。			
(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。			
(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。			
なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。			
① 7-26-1-2 (4) ①に同じ。			
② 細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置			
③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。			
【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】			

新	旧						
7-26-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 28 項関係) ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車 ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの <table><tr><th>区分</th><th>指定等年月日</th><th>製作年月日</th></tr><tr><td>自動車</td><td>R5. 8. 31</td><td>R11. 8. 31</td></tr></table> 7-26-14-1 性能要件 7-26-14-1-1 視認等による審査 7-26-1-1 に同じ。 7-26-14-1-2 書面等による審査 (1) 7-26-1-2 (1) に同じ。 (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 7-26-1-2 (2) ①に同じ。 ② 自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31	(新設)
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31					

新	旧
<u>状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)</u>については、UN R94-03-S1 の 5.2.8. に適合すること。 ③ <u>7-26-1-2 (2) ③に同じ。</u> ④ <u>7-26-1-2 (2) ④に同じ。</u> ⑤ <u>7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。</u> ⑥ <u>7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。</u> ⑦ <u>7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。</u> ⑧ <u>7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。</u> (3) <u>7-26-1-2 (3) に同じ。</u> (4) <u>4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> <u>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。</u> ① <u>UN R137-01-S2 の 5.2.8. 又は UN R94-03-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</u> ② <u>7-26-1-2 (4) ②に同じ。</u> ③ <u>7-26-1-2 (4) ③に同じ。</u> <u>〔フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用〕</u> <u>7-26-15 従前規定の適用⑪</u> <u>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 27 項関係)</u> ① <u>「指定等年月日」以前に製作された自動車</u> ② <u>「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u> イ <u>「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u>	(新設)

新

旧

③

新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④

使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-26-15-1

性能要件

7-26-15-1-1

視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-15-1-2

書面等による審査

(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係）

①

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上のもの及び車両総重量 2. 8t を超えるものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 未満のものに限る。）については、UN R137-01-S2 の 5. 2. 8. に適合すること。

②

7-26-1-2 (2) ②に同じ。

③

7-26-1-2 (2) ③に同じ。

④

7-26-1-2 (2) ④に同じ。

⑤

7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。

⑥

7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。

⑦

7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。

⑧

7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。

(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

①

UN R137-01-S2 の 5. 2. 8. 又は UN R94-03-S1 の 5. 2. 8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中

新	旧
<u>心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</u> ② <u>7-26-1-2 (4) ②に同じ。</u> ③ <u>7-26-1-2 (4) ③に同じ。</u> 7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム 7-27-1 性能要件（書面等による審査） (1) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 21 条第 3 項、第 99 条第 3 項関係、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項関係）</u> ① <u>自動運行装置を備える自動車の電気装置は UN R155-00 の 7.3. (7.3.1. を除く。) に適合するものであること。</u> ② <u>自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置は、UN R155-00 の 7.3. (7.3.1. を除く。) に適合するものであること。</u> <u>ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあつては、当該基準を適用しない。</u> ③ <u>自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等以外の自動車に限る。）の電気装置については、サイバーセキュリティシステムに係る基準を適用しない。</u> (2) <u>次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 99 条第 4 項関係）</u> ① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> (3) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 21 条第 4 項、第 99 条第 5 項関係、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項、第 26 項関係）</u>	(新設)

新	旧
① <u>自動運行装置を備える自動車の電気装置は UN R156-00 の 7.2. に適合するものであること。</u> ② <u>自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等であって、プログラム等を改変する機能を有するものに限る。）の電気装置は、UN R156-00 の 7.2. に適合するものであること。</u> <u>ただし、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあつては、当該基準を適用しない。</u> ③ <u>自動運行装置を備えない自動車（次に掲げる自動車に限る。）の電気装置については、プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。</u> <u>ア 指定自動車等であって、プログラム等を改変する機能を有しないもの</u> <u>イ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>(4) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。（細目告示第 99 条第 6 項関係）</u> ① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> 7-27-2 欠番 7-27-3 欠番 7-27-4 適用関係の整理 <u>〔自動運行装置を備えない自動車の従前規定〕</u> <u>(1) 自動運行装置を備えない自動車であつて、次に掲げるものは、7-27-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 24 項関係）</u> ① <u>電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有する自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 7 月 1 日）から令和 6 年 6 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 7 月 1 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車で</u>	

新	旧
<u>あって、令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（7）令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>（4）令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> <u>③ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>〔自動運行装置を備える自動車の従前規定〕</u> <u>（2）自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係）</u> <u>① 令和 4 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>イ 令和 4 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u>	

新	旧
③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>〔自動運行装置を備えない自動車の従前規定〕</u> 7-27-5 従前規定の適用① <u>自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 24 項関係）</u> ① <u>電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有する自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 7 月 1 日）から令和 6 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（7）令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>（4）令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 7 月 1 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあつては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> エ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> ② <u>電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>（7）令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>（4）令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸</u>	

新	旧
<u>入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> <u>③ 指定自動車等以外の自動車</u> 7-27-5-1 性能要件（書面等による審査） <u>なし。</u> <u>〔自動運行装置を備える自動車の従前規定〕</u> 7-27-6 従前規定の適用② <u>自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係）</u> <u>① 令和 4 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>イ 令和 4 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> 7-27-6-1 性能要件（書面等による審査） <u>（1）自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 2 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 788 号による改正前の細目告示別添 120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に適合するものでなければならない。</u> <u>（2）次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備</u>	

新	旧
<u>えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> <u>(3) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 121「プログラム等改変システムの技術基準」に適合するものでなければならない。</u> <u>(4) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u>	
7-28 車枠及び車体 7-28-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (4) (略) (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。 なお、平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、7-2-5 及び 7-2-6 の基準を適用したものにあつては、⑩の規定は適用しない。（細目告示第 22 条第 4 項関係、細目告示第 100 条第 4 項関係、適用関係告示第 15 条第 12 項関係） ①～⑨ (略) ⑩ <u>方向指示器</u>のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであって、最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が 100mm を超えて突出しているもの	7-26 車枠及び車体 7-26-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (4) (略) (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。 なお、平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、7-2-5 及び 7-2-6 の基準を適用したものにあつては、⑩の規定は適用しない。（細目告示第 22 条第 4 項関係、細目告示第 100 条第 4 項関係、適用関係告示第 15 条第 12 項関係） ①～⑨ (略) ⑩ <u>7-87 に規定される装置</u>のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであって、<u>次のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 当該装置の</u>最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が 100mm を超えて突出しているもの

新	旧
⑪ <u>方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）又は高さ 2m 以下に取付けられた側面周辺監視装置が自動車の幅から突出しているものであって、車体</u>に取付けられた状態で直径 100mm の球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が 2.5mm 未満の突起を有するもの。 ただし、突出量が 5mm 未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が 1.5mm 未満のもの、突起の硬さが 60 ショア（A）以下のものにあつてはこの限りでない。 (6) ～ (10) (略) 7-28-2～7-28-7 (略) 7-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-<u>S3</u> の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の<u>自動車</u> (削除) ② <u>車両総重量 3.5t を超える</u>貨物の運送の用に供する自動車	<u>イ 当該装置が</u>車体 に取付けられた状態で直径 100mm の球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が 2.5mm 未満の突起を有するもの。 ただし、突出量が 5mm 未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が 1.5mm 未満のもの、突起の硬さが 60 ショア（A）以下のものにあつてはこの限りでない。 (6) ～ (10) (略) 7-26-2～7-26-7 (略) 7-27 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-27-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-<u>S2</u> の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ① 専ら乗用の用に供する<u>自動車であつて</u>乗車定員 11 人以上の<u>もの</u> ② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u> ③ 貨物の運送の用に供する自動車<u>であつて車両総重量 2.8t を超えるもの</u>

新

旧

条第 36 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-29-5～7-29-6（略）

〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕

7-29-7 従前規定の適用③

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）

7-27-7-1（略）

〔細目告示別添 23 適用〕

7-29-8 従前規定の適用④

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～ウ（略）

区分	指定等年月日	製作年月日

7-27-5～7-27-6（略）

〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕

7-27-7 従前規定の適用③

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）

7-27-7-1（略）

〔細目告示別添 23 適用〕

7-27-8 従前規定の適用④

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～ウ（略）

区分	製作年月日	指定等年月日

新				旧			
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30. 8. 31	<u>R11. 8. 31</u>	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30. 8. 31	<u>H30. 8. 31</u>
	輸入自動車	R2. 8. 31	<u>R11. 8. 31</u>		輸入自動車	R2. 8. 31	<u>R2. 8. 31</u>
	上記以外の自動車	R5. 8. 31	<u>R11. 8. 31</u>		上記以外の自動車	R5. 8. 31	<u>R5. 8. 31</u>
【UN R137-00 適用】 7-29-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ① 「 <u>指定等</u> 年月日」以前に製作された自動車 ② 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日 <u>から「製作年月日」まで</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略）				【UN R137-00 適用】 7-27-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ① 「 <u>指定等</u> 年月日」以前に製作された自動車 ② 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日 <u>以降</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略）			
区分		<u>指定等</u> 年月日	<u>製作</u> 年月日	区分		<u>製作</u> 年月日	<u>指定等</u> 年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）		R2. 8. 31	<u>R11. 8. 31</u>	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）		R2. 8. 31	<u>R2. 8. 31</u>
上記以外の自動車		R9. 8. 31	<u>R11. 8. 31</u>	上記以外の自動車		R9. 8. 31	<u>R9. 8. 31</u>
【UN R137-01-S2 適用】 7-29-10 従前規定の適用⑥ <u>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 36 項関係）</u> ① 「 <u>指定等</u> 年月日」以前に製作された自動車 ② 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日から「 <u>製作</u> 年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「 <u>指定等</u> 年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「 <u>指定等</u> 年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「 <u>指定等</u> 年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u>				<u>(新設)</u>			

新	旧						
③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</u> <table><tr><th>区分</th><th>指定等年月日</th><th>製作年月日</th></tr><tr><td>自動車</td><td>R9. 8. 31</td><td>R11. 8. 31</td></tr></table> 7-29-10-1 性能要件（書面等による審査） (1) <u>自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S2 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</u> ① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車</u> ② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u> ③ <u>車両総重量 2.8t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> ④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u> ⑤ <u>二輪自動車</u> ⑥ <u>側車付二輪自動車</u> ⑦ <u>大型特殊自動車</u> ⑧ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> ⑨ <u>被牽引自動車</u> (2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは（1）の基準に適合するものとする。</u> <u>ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。</u> 【表示】  ① <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u> ② <u>FMVSS 208 に適合する車枠及び車体</u> ③ <u>試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u> (3) <u>4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</u> ① <u>次に掲げる全ての事項に該当するもの</u>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31					

新	旧
<u>ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの</u> <u>（参考図）</u> <u>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u> <u>② UN R94 に適合する装置</u> 7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-<u>S2</u> の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の<u>自動車</u> ② <u>車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の</u>自動車 ③ 車両総重量 2.5t を超える<u>貨物の運送の用に供する</u>自動車 ④ <u>①から③までのいずれか</u>の自動車の形状に類する自動車 ⑤～⑧（略） (2) ～ (3)（略） 7-30-2～7-30-3（略） 7-30-4 適用関係の整理 (1) ～ (3)（略） [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] (4) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-<u>30</u>-8（従前規定の適用	7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-28-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-<u>S1</u> の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係） ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上の<u>もの</u> ② <u>①の自動車の形状に類する</u>自動車 ③ 車両総重量 2.5t を超える自動車 ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤～⑧（略） (2) ～ (3)（略） 7-28-2～7-28-3（略） 7-28-4 適用関係の整理 (1) ～ (3)（略） [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] (4) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-<u>28</u>-8（従前規定の適用

新

④)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 32 項関係)

[UN R94-02-S5 適用]

(5) 次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-28-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 27 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～イ（略）

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

[UN R94-03-S1 適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-30-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 37 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

旧

④)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)

[UN R94-02-S5 適用]

(5) 次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-28-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 27 項関係)

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～イ（略）

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30. 8. 31	H30. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31

(新設)

新

旧

7-30-5～7-30-7（略）

【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】

7-30-8 従前規定の適用④

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）

【UN R94-02-S5 適用】

7-30-9 従前規定の適用⑤

次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 27 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～イ（略）

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

【UN R94-03-S1 適用】

7-30-10 従前規定の適用⑥

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 37 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日

7-28-5～7-28-7（略）

【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】

7-28-8 従前規定の適用④

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）

【UN R94-02-S5 適用】

7-28-9 従前規定の適用⑤

次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 27 項関係）

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～イ（略）

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30. 8. 31	H30. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31

(新設)

新

旧

において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

7-30-10-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-S1 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。

この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。

① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車

② ①の自動車の形状に類する自動車

③ 車両総重量 2.5t を超える自動車

④ ③の自動車の形状に類する自動車

⑤ 二輪自動車

⑥ 側車付二輪自動車

⑦ 大型特殊自動車

⑧ 被牽引自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。

【表示】

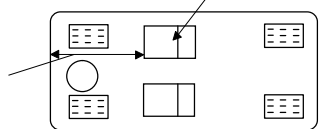


① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体

④ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体

新	旧
(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。 ① 次に掲げる全ての事項に該当する装置 ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの (参考図) 運転者の座席(シートスライドは中間の位置)  運転者の座席の前縁から車両前端までの距離 イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの ② FMVSS 208 に適合するもの	
7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-31-1 性能要件（書面等による審査）	7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1 性能要件（書面等による審査）
(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-04 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 (削除) ② 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車 ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車 ④～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-31-2～7-31-3 (略) 7-31-4 適用関係の整理 (1) ～ (7) (略) [UN R95-03-S7 適用] (8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、7-31-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 38 項関係)	(1) <u>座席の地上面からの高さが 700mm 以下の</u>自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S7 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係) ① 専ら乗用の用に供する <u>自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> ② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u> ③ 貨物の運送の用に供する自動車 <u>であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u> ④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u> ⑤～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-29-2～7-29-3 (略) 7-29-4 適用関係の整理 (1) ～ (7) (略) <u>(新設)</u>

新	旧						
① 「指定等年月日」以前に製作された自動車 ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの <table><tr><th>区分</th><th>指定等年月日</th><th>製作年月日</th></tr><tr><td>自動車</td><td>R4. 7. 4</td><td>R6. 7. 4</td></tr></table>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4					
7-31-5～7-31-11（略） [UN R95-03-S7 適用] 7-31-12 従前規定の適用⑧ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 38 項関係） ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車 ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの	7-29-5～7-29-11（略） (新設)						

新

旧

る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4

7-31-12-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S7 の 5. (5. 3. 6. 及び 5. 3. 7. を除く。) に適合するものでなければならない。

① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車

② ①の自動車の形状に類する自動車

③ 車両総重量 3. 5t を超える貨物の運送の用に供する自動車

④ ③の自動車の形状に類する自動車

⑤ 二輪自動車

⑥ 側車付二輪自動車

⑦ 三輪自動車

⑧ 大型特殊自動車

⑨ 被牽引自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。

【表示】





① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体

新	旧
<u>④ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u> <u>（3）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</u> <u>① 次に掲げる全ての事項に該当するもの</u> <u>ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上であるもの</u> <u>（参考図）</u> 運転者の座席（シートスライドは中間の位置） <u>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u> <u>② FMVSS 214 に適合するもの</u> 7-32～7-39（略） 7-40 乗車装置 7-40-1 性能要件 7-40-1-1（略） 7-40-1-2 書面等による審査 （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-<u>S4</u> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S17 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） （2）～（8）（略） 7-40-2～7-40-6（略） 7-41～7-43（略）	7-30～7-36（略） 7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1（略） 7-37-1-2 書面等による審査 （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-<u>S3</u> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S17 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） （2）～（8）（略） 7-37-2～7-37-6（略） 7-38～7-40（略）

新	旧
7-44 座席ベルト等 7-44-1 (略) 7-44-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 7-44-1 に規定する座席ベルトの取付装置 (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係) ①～③ (略) (2) 7-44-1 及び 7-44-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09-S1 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S1 の 6.4.3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。) に備える座席ベルトの取付装置 (②に掲げるものを除く。) にあつては UN R14-09-S1 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② (略) [UN R14-09-S1 の旧シリーズ適用] (3) 次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09-S1」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。(適用関係告示第 20 条第 23 項関係) ①～⑤ (略) (4) 7-44-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S1 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで (補助座席のうち通路に設けられるもの	7-41 座席ベルト等 7-41-1 (略) 7-41-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置 (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係) ①～③ (略) (2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6.4.3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。) に備える座席ベルトの取付装置 (②に掲げるものを除く。) にあつては UN R14-09 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② (略) [UN R14-09 の旧シリーズ適用] (3) 次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。(適用関係告示第 20 条第 23 項関係) ①～⑤ (略) (4) 7-41-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで (補助座席のうち通路に設けられるものに

新	旧
のにあつては6.及び7.に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係) ①～③ (略) (5)～(10) (略) (11) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3)の規定において「UN R14-09-<u>S1</u>」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては、UN R14-07-S8の5.(5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.に適合する装置 ② (略) ③ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09-<u>S1</u>の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあつては8,900N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあつては5,400N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 (12) 次に掲げるものは(4)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-08-<u>S1</u>の8.1.から8.3.4.(8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-08-<u>S1</u>の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④ (略) 7-44-3 (略) 7-44-4 適用関係の整理 (1)～(8) (略) (9) 次に掲げる自動車にあつては、7-44-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第20条第24項関係) ①～② (略) ③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、UN R16-08-<u>S1</u>(8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの	あつては6.及び7.に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係) ①～③ (略) (5)～(10) (略) (11) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3)の規定において「UN R14-09」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについてはUN R14-07-S8の5.(5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.に適合する装置 ② (略) ③ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあつては8,900N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあつては5,400N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 (12) 次に掲げるものは(4)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-08の8.1.から8.3.4.(8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-08の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④ (略) 7-41-3 (略) 7-41-4 適用関係の整理 (1)～(8) (略) (9) 次に掲げる自動車にあつては、7-41-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第20条第24項関係) ①～② (略) ③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、UN R16-08(8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの

新

④～⑤（略）
7-44-5～7-44-9（略）
7-44-10 従前規定の適用⑥
平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係）
7-44-10-1 装備要件
(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
(略)	(略)	(略)
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのもの（7-44-10-1 (2) ①の基準に適合するものを除く。）	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（7-44-10-1 (2) ②の基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	(略)	(略)
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席（7-44-10-1 (2) ②の基準に適合するものを除く。）	(略)

旧

④～⑤（略）
7-41-5～7-41-9（略）
7-41-10 従前規定の適用⑥
平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係）
7-41-10-1 装備要件
(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-39-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
(略)	(略)	(略)
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのもの（7-41-10-1 (2) ㍑の基準に適合するものを除く。）	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（7-41-10-1 (2) ㍑の基準に適合するものを除く。）	(略)
	(略)	(略)
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席（7-41-10-1 (2) ㍑の基準に適合するものを除く。）	(略)

新			旧		
	(略)	(略)		(略)	(略)
(2) ～ (3) (略)			(2) ～ (3) (略)		
7-44-10-2 (略)			7-41-10-2 (略)		
7-44-11 従前規定の適用⑦			7-41-11 従前規定の適用⑦		
平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 13 項関係）			平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 13 項関係）		
7-44-11-1 装備要件			7-41-11-1 装備要件		
(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-12-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。			(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-39-12-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。		
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのも (7-44-11-1 (2) ①の基準に適合するものを除く。)	(略)	② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのも (7-41-11-1 (2) ①の基準に適合するものを除く。)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのも のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（7-44-11-1 (2) ②の基準に適合するものを除く。)	(略)	④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのも のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（7-41-11-1 (2) ①の基準に適合するものを除く。)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのも のうち、運転者席及びこれと並列の座席（7-44-11-1 (2) ②の	(略)	⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのも のうち、運転者席及びこれと並列の座席（7-41-11-1 (2) ①の	(略)

新			旧		
	基準に適合するものを除く。)			基準に適合するものを除く。)	
	(略)	(略)		(略)	(略)
(2)～(3)(略)			(2)～(3)(略)		
7-44-11-2 (略)			7-41-11-2 (略)		
7-44-12 従前規定の適用⑧			7-41-12 従前規定の適用⑧		
次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第15項関係)			次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第15項関係)		
①～③ (略)			①～③ (略)		
7-44-12-1 装備要件			7-41-12-1 装備要件		
(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。			(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-39-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。		
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの(①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて前向きのもの(7-44-1 (2) ①の基準に適合するものを除く。)	(略)	② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの(①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて前向きのもの(7-41-1 (2) アの基準に適合するものを除く。)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
④ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であつて前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(7-44-1 (2) ②の基準に適合するものを除く。)	(略)	④ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であつて前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(7-41-1 (2) イの基準に適合するものを除く。)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であつて前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席(7-44-1 (2) ②の基準に適合するものを除く。)	(略)	⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であつて前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席(7-41-1 (2) イの基準に適合するものを除く。)	(略)

新			旧		
	(略)	(略)		(略)	(略)
(2) ～ (3) (略)			(2) ～ (3) (略)		
7-44-12-2 性能要件（書面等による審査）			7-41-12-2 性能要件（書面等による審査）		
(1) 7-44-12-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-44-2 (1) ①に同じ。 ② 7-44-2 (1) ②に同じ。 ③ 7-44-2 (1) ③に同じ。 (2) 7-44-12-1 及び 7-44-12-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09-S1 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S1 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-09-S1 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② (略) [UN R14-09-S1 の旧シリーズ適用] (3) 7-44-2 (3) に同じ。 (4) ～ (10) (略) (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3) の規定において「UN R14-09-S1」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置 ② (略) (12) (略)			(1) 7-41-12-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 7-41-2 (1) ①に同じ ② 7-41-2 (1) ②に同じ ③ 7-41-2 (1) ③に同じ (2) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-09 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② (略) [UN R14-09 の旧シリーズ適用] (3) 7-41-2 (3) に同じ (4) ～ (10) (略) (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3) の規定において「UN R14-09」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置 ② (略) (12) (略)		
7-44-13 従前規定の適用⑨			7-41-13 従前規定の適用⑨		
次に掲げる自動車にあっては、7-44-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するもの			次に掲げる自動車にあっては、7-41-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するもの		

新	旧		
であればよい。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係) ①～② (略) ③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-<u>S1</u> (8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの ④～⑤ (略) 7-44-13-1 (略) 7-44-13-2 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (2) (略) [UN R14-09-<u>S1</u> の旧シリーズ適用] (3) ～ (12) (略)	であればよい。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係) ①～② (略) ③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08 (8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの ④～⑤ (略) 7-41-13-1 (略) 7-41-13-2 性能要件 (書面等による審査) (1) ～ (2) (略) [UN R14-09 の旧シリーズ適用] (3) ～ (12) (略)		
7-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係) <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ① (略) ② UN R16-08-<u>S1</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-<u>S1</u> の 15.4.2. に定める座席に備えるもの ア～イ (略) 7-45-2 性能要件 (視認等による審査) (1) ～ (2) (略) <u>(3) 座席ベルトの非装着時警報装置の審査については、(2) の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる審査方法とすることができる。</u> <u>① 次に掲げる書面又は表示により UN R16-06 以降の基準に適合していることが確認できるものであればよい。</u> <u>ア COC ペーパー</u> <u>イ WVTa ラベル又はプレート</u> <u>ウ 認可証 (当該装置に係るものに限る。)</u> <u>エ 車両データプレート内又はその近くに表示されている®マーク</u> <u>オ 自動車製作者が発行した適合証明書</u> ② その他適切な書面により警報装置の構造が明らかなものにあつては、アの構造	(略)	7-42 座席ベルト非装着時警報装置 7-42-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係) <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ① (略) ② UN R16-08 の 2.1.4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの ア～イ (略) 7-42-2 性能要件 (視認等による審査) (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u>	(略)
(略)			
(略)			

新	旧
<u>及びイ又はウのいずれかの構造に該当するものであること。</u> <u>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車については、アの構造に該当するものであればよい。</u> <u>ア 7-45-1 の表右欄に掲げる座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発するもの</u> <u>イ 運転者席及びこれと並列の座席を除くいずれかの座席に着座した状態でシートベルトを装着したときに、警報を停止するもの</u> <u>ウ 全ての座席のシートベルトを装着した状態で、運転者席及びこれと並列の座席を除くいずれかの座席に着座し、当該座席のシートベルトが装着されていない状態になったときに、警報を発するもの</u> 7-45-3 (略) 7-45-4 適用関係の整理 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-45-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係) ① (略) ② 令和 2 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) <u>ウ 令和 2 年 8 月 31 日以前に法第 75 条の 3 の規定により同条第 1 項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、令和 2 年 9 月 1 日以降にその性能について変更のないもの</u> 7-45-5～7-45-6 (略) 7-45-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係) ① (略) ② 令和 2 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) <u>ウ 令和 2 年 8 月 31 日以前に法第 75 条の 3 の規定により同条第 1 項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、令和 2 年 9 月 1 日以降にその性能について変更のないもの</u> 7-45-7-1～7-45-7-2 (略) 7-46 (略) 7-47 年少者用補助乗車装置等 7-47-1 (略)	7-42-3 (略) 7-42-4 適用関係の整理 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-42-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係) ① (略) ② 令和 2 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) <u>(新設)</u> 7-42-5～7-42-6 (略) 7-42-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係) ① (略) ② 令和 2 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) <u>(新設)</u> 7-42-7-1～7-42-7-2 (略) 7-43 (略) 7-44 年少者用補助乗車装置等 7-44-1 (略)

新	旧
7-47-2 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車 が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した 者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構 造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-<u>S4</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S17 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するもので なければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合す るものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細 目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) 7-47-3 (略) 7-48～7-54 (略) 7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1 性能要件 7-55-1-1 (略) 7-55-1-2 テスタ等による審査 <u>9-4 の規定による。</u> 7-55-2～7-55-4 (略) 7-55-5 従前規定の適用① 令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動 車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指 定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の 種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス 規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変 更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。 （適用関係告示第 26 条第 4 項関係） 7-55-5-1 性能要件 7-55-5-1-1 (略) 7-55-5-1-2 テスタ等による審査	7-44-2 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動 車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した 者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構 造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-<u>S3</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S17 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するもので なければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合す るものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細 目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) 7-44-3 (略) 7-45～7-51 (略) 7-52 窓ガラス貼付物等 7-52-1 性能要件 7-52-1-1 (略) 7-52-1-2 テスタ等による審査 <u>前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通 状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フ ィルム等が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、 貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたと きは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</u> <u>ただし、可視光線透過率が 70%を下回ることが明らかである場合には、この限りでは ない。</u> 7-52-2～7-52-4 (略) 7-52-5 従前規定の適用① 令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動 車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指 定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の 種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス 規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変 更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。 （適用関係告示第 26 条第 4 項関係） 7-52-5-1 性能要件 7-52-5-1-1 (略) 7-52-5-1-2 テスタ等による審査

新	旧
<u>9-4の規定による。</u> 7-56 騒音防止装置 7-56-1 (略) 7-56-2 性能要件 7-56-2-1 テスタ等による審査 <u>9-5の規定による。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</u> (削除) ※9-2へ移動 7-56-2-2 (略) 7-56-2-3 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係) ①～② (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-~~S8~~ (令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。)の6.(6.3.及び6.4.を除く。)に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。 (2) ~~7-56-2-1~~の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3)～(8) (略) (9) 使用の過程にある自動車(二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-~~S8~~の6.1.及び6.2.に適合することが	<u>前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</u> <u>ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。</u> 7-53 騒音防止装置 7-53-1 (略) 7-53-2 性能要件 7-53-2-1 テスタ等による審査 (1)～(3) (略) 7-53-2-2 (略) 7-53-2-3 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係) ①～② (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-~~S7~~ (令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。)の6.(6.3.及び6.4.を除く。)に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。 (2) ~~7-53-2-1~~ (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3)～(8) (略) (9) 使用の過程にある自動車(二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-~~S7~~の6.1.及び6.2.に適合することが

新	旧				
明らかである自動車。 イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-<u>S8</u> の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) ～ (エ) (略) (10) ～ (11) (略) ~~7-56-3~~～~~7-56-4~~ (略) ~~7-56-5~~ 従前規定の適用① 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 9 項、第 11 項及び第 12 項関係） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ~~7-56-5-1~~ (略) ~~7-56-5-2~~ 性能要件 ~~7-56-5-2-1~~ テスタ等による審査 ~~(削除)~~ ※9-5へ移動 ~~9-5の規定による。~~ ~~7-56-5-2-2~~ (略) ~~7-56-5-2-3~~ 書面等による審査 (1) (略) (2) ~~7-56-5-2-1~~ の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 ~~7-56-6~~ 従前規定の適用② 次の表に掲げる自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 13 項関係） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ~~7-56-6-1~~ (略) ~~7-56-6-2~~ 性能要件 ~~7-56-6-2-1~~ テスタ等による審査	(略)	(略)	明らかである自動車。 イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-<u>S7</u> の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) ～ (エ) (略) (10) ～ (11) (略) ~~7-53-3~~～~~7-53-4~~ (略) ~~7-53-5~~ 従前規定の適用① 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 9 項、第 11 項及び第 12 項関係） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ~~7-53-5-1~~ (略) ~~7-53-5-2~~ 性能要件 ~~7-53-5-2-1~~ テスタ等による審査 ~~(1)~~ ～ ~~(2)~~ (略) ~~7-53-5-2-2~~ (略) ~~7-53-5-2-3~~ 書面等による審査 (1) (略) (2) ~~7-53-5-2-1~~ <u>(1)</u> の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 ~~7-53-6~~ 従前規定の適用② 次の表に掲げる自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 13 項関係） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> ~~7-53-6-1~~ (略) ~~7-53-6-2~~ 性能要件 ~~7-53-6-2-1~~ テスタ等による審査	(略)	(略)
(略)					
(略)					
(略)					
(略)					

新	旧
<u>(削除) ※9-5へ移動</u> <u>9-5の規定による。</u> 7-56-6-2-2 (略) 7-56-6-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-56-6-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-56-7 従前規定の適用③ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7t 以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するもののうち、平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 15 項関係） 7-56-7-1 (略) 7-56-7-2 性能要件 7-56-7-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-5へ移動</u> <u>9-5の規定による。</u> 7-56-7-2-2 (略) 7-56-7-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-56-7-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-56-8 従前規定の適用④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 7 人以上 10 人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、平成 13 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 14 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 16 項関係） 7-56-8-1 (略) 7-56-8-2 性能要件 7-56-8-2-1 テスタ等による審査 <u>9-5の規定による。</u> 7-56-8-2-2～7-56-8-2-3 (略) 7-56-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる自動車であつて、平成 13 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自	<u>(1) ～ (2)</u> (略) 7-53-6-2-2 (略) 7-53-6-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-6-2-1 <u>(1)</u> の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-53-7 従前規定の適用③ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が 1.7t 以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）であつて運転者室の前方に原動機を有するもののうち、平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 15 項関係） 7-53-7-1 (略) 7-53-7-2 性能要件 7-53-7-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (3)</u> (略) 7-53-7-2-2 (略) 7-53-7-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-7-2-1 <u>(1)</u> の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-53-8 従前規定の適用④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 7 人以上 10 人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、平成 13 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 14 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 16 項関係） 7-53-8-1 (略) 7-53-8-2 性能要件 7-53-8-2-1 テスタ等による審査 <u>7-53-10-2-1 に同じ。</u> 7-53-8-2-2～7-53-8-2-3 (略) 7-53-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる自動車であつて、平成 13 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自

新	旧
自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 19 項関係） (略) 7-56-9-1 (略) 7-56-9-2 性能要件 7-56-9-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-5 へ移動</u> <u>9-5 の規定による。</u> 7-56-9-2-2 (略) 7-56-9-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-56-9-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-56-10 従前規定の適用⑥ 車両総重量が 1.7t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 19 項関係） 7-56-10-1 (略) 7-56-10-2 性能要件 7-56-10-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-5 へ移動</u> <u>9-5 の規定による。</u> 7-56-10-2-2 (略) 7-56-10-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-56-10-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-56-11 従前規定の適用⑦ 車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの、乗車定員 11 人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 21 項関係）	自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 19 項関係） (略) 7-53-9-1 (略) 7-53-9-2 性能要件 7-53-9-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (3) (略)</u> 7-53-9-2-2 (略) 7-53-9-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-9-2-1 <u>(1)</u> の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-53-10 従前規定の適用⑥ 車両総重量が 1.7t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 19 項関係） 7-53-10-1 (略) 7-53-10-2 性能要件 7-53-10-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 7-53-10-2-2 (略) 7-53-10-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-10-2-1 <u>(1)</u> の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-53-11 従前規定の適用⑦ 車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの、乗車定員 11 人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 21 項関係）

新	旧		
7-56-11-1（略） 7-56-11-2 性能要件 7-56-11-2-1 テスタ等による審査 （削除）※9-5へ移動 9-5の規定による。 7-56-11-2-2（略） 7-56-11-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 7-56-11-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-56-12 従前規定の適用⑧ 次の表に掲げる自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 21 項関係） <table><tr><td>（略）</td></tr></table> 7-56-12-1（略） 7-56-12-2 性能要件 7-56-12-2-1 テスタ等による審査 （削除）※9-5へ移動 9-5の規定による。 7-56-12-2-2（略） 7-56-12-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 7-56-12-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-56-13 従前規定の適用⑨ 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 24 項関係） 7-56-13-1（略） 7-56-13-2 性能要件 7-56-13-2-1 テスタ等による審査 （削除）※9-5へ移動 9-5の規定による。 7-56-13-2-2（略） 7-56-13-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 7-56-13-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する	（略）	7-53-11-1（略） 7-53-11-2 性能要件 7-53-11-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (2)（略） 7-53-11-2-2（略） 7-53-11-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 7-53-11-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-53-12 従前規定の適用⑧ 次の表に掲げる自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 21 項関係） <table><tr><td>（略）</td></tr></table> 7-53-12-1（略） 7-53-12-2 性能要件 7-53-12-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (2)（略） 7-53-12-2-2（略） 7-53-12-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 7-53-12-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-53-13 従前規定の適用⑨ 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 24 項関係） 7-53-13-1（略） 7-53-13-2 性能要件 7-53-13-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (3)（略） 7-53-13-2-2（略） 7-53-13-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 7-53-13-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を	（略）
（略）			
（略）			

新	旧
自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-56-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係) ①～② (略) 7-56-14-1 (略) 7-56-14-2 性能要件 7-56-14-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-5 へ移動</u> <u>9-5 の規定による。</u> 7-56-14-2-2 (略) 7-56-14-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-56-14-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (6) (略) 7-56-15 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係) ①～③ (略) 7-56-15-1 (略) 7-56-15-2 性能要件 7-56-15-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-5 へ移動</u> <u>9-5 の規定による。</u> 7-56-15-2-2 (略) 7-56-15-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-56-15-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (6) (略) 7-56-16 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ①～③ (略)	有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 7-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係) ①～② (略) 7-53-14-1 (略) 7-53-14-2 性能要件 7-53-14-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 7-53-14-2-2 (略) 7-53-14-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-14-2-1 <u>(1)</u> の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (6) (略) 7-53-15 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係) ①～③ (略) 7-53-15-1 (略) 7-53-15-2 性能要件 7-53-15-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (3) (略)</u> 7-53-15-2-2 (略) 7-53-15-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-15-2-1 <u>(1)</u> の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (6) (略) 7-53-16 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ①～③ (略)

新	旧
~~7-56~~-16-1 (略) ~~7-56~~-16-2 性能要件 ~~7-56~~-16-2-1 テスタ等による審査 (削除) ※9-5へ移動 9-5の規定による。 ~~7-56~~-16-2-2～~~7-56~~-16-2-3 (略) ~~7-56~~-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係) ①～② (略) ~~7-56~~-17-1 (略) ~~7-56~~-17-2 性能要件 ~~7-56~~-17-2-1 テスタ等による審査 (削除) ※9-5へ移動 9-5の規定による。 ~~7-56~~-17-2-2 (略) ~~7-56~~-17-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) ~~7-56~~-17-2-1の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (8) (略) ~~7-56~~-18 従前規定の適用⑭ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第32項関係) ①～④ (略) ~~7-56~~-18-1 (略) ~~7-56~~-18-2 性能要件 ~~7-56~~-18-2-1 テスタ等による審査 9-5の規定による。 ~~7-56~~-18-2-2～~~7-56~~-18-2-3 (略) ~~7-56~~-19 従前規定の適用⑮ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては~~7-56~~-19(従前規定の適用⑮)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第33項関係) ①～④ (略) ~~7-56~~-19-1 (略) ~~7-56~~-19-2 性能要件 ~~7-56~~-19-2-1 テスタ等による審査	~~7-53~~-16-1 (略) ~~7-53~~-16-2 性能要件 ~~7-53~~-16-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (3) (略) ~~7-53~~-16-2-2～~~7-53~~-16-2-3 (略) ~~7-53~~-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係) ①～② (略) ~~7-53~~-17-1 (略) ~~7-53~~-17-2 性能要件 ~~7-53~~-17-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略) ~~7-53~~-17-2-2 (略) ~~7-53~~-17-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) ~~7-53~~-17-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (8) (略) ~~7-53~~-18 従前規定の適用⑭ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第32項関係) ①～④ (略) ~~7-53~~-18-1 (略) ~~7-53~~-18-2 性能要件 ~~7-53~~-18-2-1 テスタ等による審査 7-53-2-1に同じ。 ~~7-53~~-18-2-2～~~7-53~~-18-2-3 (略) ~~7-53~~-19 従前規定の適用⑮ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては~~7-53~~-19(従前規定の適用⑮)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第33項関係) ①～④ (略) ~~7-53~~-19-1 (略) ~~7-53~~-19-2 性能要件 ~~7-53~~-19-2-1 テスタ等による審査

新	旧
<u>9-5の規定による。</u> 7-<u>56</u>-19-2-2 ～ 7-<u>56</u>-19-2-3 （略） 7-<u>57</u> （略）	<u>7-53-2-1に同じ。</u> 7-<u>53</u>-19-2-2 ～ 7-<u>53</u>-19-2-3 （略） 7-<u>54</u> （略）

新	旧												
~~7-58~~ 排気管からの排出ガス発散防止性能 ~~7-58-1~~ 性能要件 ~~7-58-1-1~~ テスタ等による審査 <u>9-6 又は 9-7 の規定による。</u>（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係） <u>~~（削除）~~ ※9-6 又は 9-7 へ移動</u> ~~7-58-1-2~~ 書面等による審査 （1）～（3）（略） （4）大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）⑦及び⑧の規定は適用しない。 ただし、軽油を燃料とするものにあつては、~~7-58~~-1-1 の規定に適合するものに限る。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係） ~~7-58-2~~～~~7-58-4~~（略） ~~7-58-5~~ 従前規定の適用① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、~~7-58~~-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。） <table><tr><th>（略）</th><th><u>~~（削除）~~</u></th></tr></table> 注 1（略） <u>~~（削除）~~</u> <u>~~2~~</u>（略） <u>~~（削除）~~</u> <u>~~3~~～~~8~~</u>（略） ~~7-58-6~~ 従前規定の適用② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であつて、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、~~7-58~~-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車 <table><tr><th>（略）</th><th><u>~~（削除）~~</u></th></tr></table> 注 1～6（略） ~~7-58-7~~ 従前規定の適用③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、~~7-58~~-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。） <table><tr><th>（略）</th><th><u>~~（削除）~~</u></th></tr></table> 注 <u>~~（削除）~~</u>	（略）	<u>~~（削除）~~</u>	（略）	<u>~~（削除）~~</u>	（略）	<u>~~（削除）~~</u>	~~7-55~~ 排気管からの排出ガス発散防止性能 ~~7-55-1~~ 性能要件 ~~7-55-1-1~~ テスタ等による審査 <u>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。</u>（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係） <u>①～③（略）</u> ~~7-55-1-2~~ 書面等による審査 （1）～（3）（略） （4）大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）⑦及び⑧の規定は適用しない。 ただし、軽油を燃料とするものにあつては、~~7-55~~-1-1<u>②又は③</u>の規定に適合するものに限る。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係） ~~7-55-2~~～~~7-55-4~~（略） ~~7-55-5~~ 従前規定の適用① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、<u>~~7-55-1-1~~①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあつては</u>同表のモード規制値の欄に掲げる値を<u>それぞれ</u>超えないものであればよい。 ただし、~~7-55~~-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。） <table><tr><th>（略）</th><th><u>~~（略）~~</u></th></tr></table> 注 1（略） <u>~~2~~</u> 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。 <u>~~3~~</u>（略） <u>~~4~~</u> <u>2 サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時の CO の規制値は 4.5%、HC の規制値は 7800ppm である。</u> <u>~~5~~～~~10~~</u>（略） ~~7-55-6~~ 従前規定の適用② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であつて、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、<u>~~7-55-1-1~~①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあつては</u>同表のモード規制値の欄に掲げる値を<u>それぞれ</u>超えないものであればよい。 ただし、~~7-55~~-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車 <table><tr><th>（略）</th><th><u>~~（略）~~</u></th></tr></table> 注 1～6（略） ~~7-55-7~~ 従前規定の適用③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、<u>~~7-55-1-1~~①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあつては</u>同表のモード規制値の欄に掲げる値を<u>それぞれ</u>超えないものであればよい。 ただし、~~7-55~~-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。） <table><tr><th>（略）</th><th><u>~~（略）~~</u></th></tr></table> 注 <u>~~1~~</u> 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。	（略）	<u>~~（略）~~</u>	（略）	<u>~~（略）~~</u>	（略）	<u>~~（略）~~</u>
（略）	<u>~~（削除）~~</u>												
（略）	<u>~~（削除）~~</u>												
（略）	<u>~~（削除）~~</u>												
（略）	<u>~~（略）~~</u>												
（略）	<u>~~（略）~~</u>												
（略）	<u>~~（略）~~</u>												

新

7-58-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

（略）	<u>（削除）</u>

注 （削除）
1～7（略）

7-58-12 従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

（略）	<u>（削除）</u>

注 1～2（略）
（削除）

3（略）

7-58-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は（2）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、（3）に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

(1) ～ (2)（略）
（削除）

（削除）

〔適用表⑨-2〕

（3）（略）
（削除）

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）	（略）	<u>（削除）</u>

注 1～9（略）

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）	<u>（削除）</u>

注 1～2（略）
（削除）

3～6（略）

旧

7-55-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

（略）	<u>（略）</u>

注 1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。
2～8（略）

7-55-12 従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）⑦の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

（略）	<u>（略）</u>

注 1～2（略）

3 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注 3】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあつては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあつては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

4（略）

7-55-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

(1) ～ (2)（略）

（3）7-55-1-1②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降の型式指定自動車（型式指定番号「16000」以降）又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装置型式指定番号「G-2001」以降）

イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降の輸入自動車特別取扱自動車

エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が 40％又は 50％の自動車を除く。）であつて、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

（4）7-55-1-1③の規定の適用にあたっては、（3）を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値

〔適用表⑨-2〕

（5）（略）

（6）7-55-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）	（略）	<u>（略）</u>

注 1～9（略）

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）	<u>（略）</u>

注 1～2（略）

3 出荷検査証が発効された多仕様自動車については、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断する。

4～7（略）

新

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕
(1) ～ (2) (略)
(削除)

(削除)

〔適用表⑩-2〕
(3) (略)
(削除)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

(略)	(略)	<u>(削除)</u>

注 1～9 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

(略)	<u>(削除)</u>

注 1～2 (略)
(削除)

3～6 (略)

7-58-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕
(1) ～ (2) (略)
(削除)

(削除)

〔適用表⑪-2〕
(3) (略)

旧

7-55-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕
(1) ～ (2) (略)
(3) 7-55-1-1②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降の型式指定自動車（型式指定番号「16000」以降）又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装置型式指定番号「G-2001」以降）

イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降の輸入自動車特別取扱自動車

エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が 40％又は 50％の自動車を除く。）であって、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

(4) 7-55-1-1③の規定の適用にあたっては、(3) を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値

〔適用表⑩-2〕
(5) (略)
(6) 7-55-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

(略)	(略)	<u>(略)</u>

注 1～9 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

(略)	<u>(略)</u>

注 1～2 (略)
3 出荷検査証が発効された多仕様自動車については、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断する。

4～7 (略)

7-55-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑪-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕
(1) ～ (2) (略)
(3) 7-55-1-1②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降の型式指定自動車（型式指定番号「16000」以降）又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装置型式指定番号「G-2001」以降）

イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降の輸入自動車特別取扱自動車

エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が 40％又は 50％の自動車を除く。）であって、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

(4) 7-55-1-1③の規定の適用にあたっては、(3) を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値

〔適用表⑪-2〕
(5) (略)

新

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕

(1) ～ (2) (略)

(削除)

(削除)

〔適用表⑬-2〕

(3) (略)

(削除)

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)	(略)	<u>(削除)</u>

注 1～3 (略)

(削除)

4～7 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)	<u>(削除)</u>

注 1～2 (略)

(削除)

3～6 (略)

7-58-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる自動車にあつては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日(車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日)以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日(車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日)以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

② ①以降のものであって、平成 29 年 8 月 31 日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは令和元年 8 月 31 日)以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあつては平成 29 年 10 月 1 日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは平成 30 年 10 月 1 日)以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が平成 29 年 8 月 31 日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは令和元年 8 月 31 日)以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 29 年 8 月 31 日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは令和元年 8 月 31 日)以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑭-1〕

(1) ～ (2) (略)

(削除)

旧

において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕

(1) ～ (2) (略)

(3) 7-55-1-1②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降の型式指定自動車（型式指定番号「16000」以降）又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装置型式指定番号「G-2001」以降）

イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降の輸入自動車特別取扱自動車

エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%の自動車を除く。）であつて、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

(4) 7-55-1-1③の規定の適用にあたっては、(3) を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値

〔適用表⑬-2〕

(5) (略)

(6) 7-55-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)	(略)	<u>(略)</u>

注 1～3 (略)

4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注 4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあつては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあつては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5～8 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)	<u>(略)</u>

注 1～2 (略)

3 出荷検査証が発効された多仕様自動車については、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断する。

4～7 (略)

7-55-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる自動車にあつては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日(車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日)以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日(車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日)以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
なお、適用表⑭-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

② ①以降のものであって、平成 29 年 8 月 31 日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは令和元年 8 月 31 日)以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあつては平成 29 年 10 月 1 日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは平成 30 年 10 月 1 日)以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が平成 29 年 8 月 31 日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは令和元年 8 月 31 日)以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 29 年 8 月 31 日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあつては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは令和元年 8 月 31 日)以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑭-1〕

(1) ～ (2) (略)

(3) 7-55-1-1②の規定の適用にあたっては、7-55-1-2 (3) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降の型式指定自動車（型式指定番号「16000」以降）又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装置型式指定番号「G-2001」以降）を受けた自動車

新

(削除)

[適用表⑭-2]

(3) (略)

(削除)

適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

(略)	(略)	(削除)

注1～3 (略)

(削除)

4～7(略)

適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

(略)	(削除)

注1～4 (略)

(削除)

5 (略)

7-58-19～7-58-24 (略)

7-58-25 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(削除)

(削除)

(1) ～ (2) (略)

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上37kW未満のもの）

(略)	(略)	(削除)

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2～4 (略)

(削除)

5 (略)

7-58-26 従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(削除)

(削除)

(1) ～ (2) (略)

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力37kW以上56kW未満のもの）

(略)	(略)	(削除)

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2～4 (略)

(削除)

5 (略)

7-58-27 従前規定の適用㉖

旧

イ 平成19年9月1日（輸入自動車にあつては平成20年8月1日）以降の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成20年8月1日以降の輸入自動車特別取扱自動車

エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が40%又は50%の自動車を除く。）であつて、平成19年9月1日（輸入自動車にあつては平成20年8月1日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

(4) 7-55-1-1③の規定の適用にあたつては、(3)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値

[適用表⑭-2]

(5) (略)

(6) 7-55-1-1②の規定の適用にあたつては、（平成22年規制以前にあつては7-55-1-2 (3) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず、）同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

(略)	(略)	(略)

注1～3 (略)

4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあつては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあつては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5～8 (略)

適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

(略)	(略)

注1～4 (略)

5 光吸収係数規制値欄の【注4】は、新たに運行の用に供しようとする自動車（7-55-1-2 (3) を適用するものを除く。）については適用しないことを示す。

6 (略)

7-55-19～7-55-24 (略)

7-55-25 従前規定の適用㉗

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉗の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(ア)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉗における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたつては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) 7-55-1-1②の規定の適用にあたつては、（平成25年規制以前にあつては7-55-1-2 (4) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず、）同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値

(イ) 7-55-1-1③の規定の適用にあたつては、(ア)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値欄に掲げる値

(ウ) ～ (エ) (略)

適用表㉗ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上37kW未満のもの）

(略)	(略)	(略)

注1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2～4 (略)

5 光吸収係数規制値欄の【注②】は、新たに運行の用に供しようとする自動車（7-55-1-2 (4) を適用するものを除く。）については適用しないことを示す。

6 (略)

7-55-26 従前規定の適用㉘

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉘の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(ア)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉘における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたつては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) 7-55-1-1②の規定の適用にあたつては、（平成25年規制以前にあつては7-55-1-2 (4) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず、）同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値

(イ) 7-55-1-1③の規定の適用にあたつては、(ア)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値欄に掲げる値

(ウ) ～ (エ) (略)

適用表㉘ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力37kW以上56kW未満のもの）

(略)	(略)	(略)

注1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2～4 (略)

5 光吸収係数規制値欄の【注②】は、新たに運行の用に供しようとする自動車（7-55-1-2 (4) を適用するものを除く。）については適用しないことを示す。

6 (略)

7-55-27 従前規定の適用㉙

新		旧	
(略)	<u>(削除)</u>	(略)	<u>(略)</u>
注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。 <u>(削除)</u> <u>2</u> 適用時期欄の【注 3】は継続生産車を除く <u>ことを示す</u> 。 <u>3</u> ～ <u>4</u> (略)		注 1 モード規制値欄 <u>及びアイドリング規制値欄</u> に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。 <u>2 排出ガス非認証車のアイドリング規制値は、規制年により判断する。</u> <u>3</u> 継続生産車を除く。 <u>4</u> ～ <u>5</u> (略)	

新	旧
~~7-59~~～~~7-64~~ (略) ~~7-65~~ 走行用前照灯 ~~7-65-1~~ (略) ~~7-65-2~~ 性能要件 ~~7-65-2-1~~ テスタ等による審査 <u>9-8の規定による。</u>(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第2項及び第3項関係、細目告示第120条第2項関係) <u>(削除) ※9-8へ移動</u> ~~7-65-2-2~~ (略) ~~7-65-3~~ 取付要件(視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあつては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び~~7-65-2-1③~~)に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係) ①～⑦ (略) ⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、<u>⑦</u>ただし書の場合にあつては、この限りでない。 ⑨～⑫ (略) ~~7-65-4~~ (略) ~~7-65-5~~ 従前規定の適用① 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第3項第1号関係) ~~7-65-5-1~~ (略) ~~7-65-5-2~~ 性能要件 (1) <u>9-8の規定による。</u> <u>(削除) ※9-8へ移動</u> <u>(2) 7-65-5-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①～②</u> (略)	~~7-56~~～~~7-61~~ (略) ~~7-62~~ 走行用前照灯 ~~7-62-1~~ (略) ~~7-62-2~~ 性能要件 ~~7-62-2-1~~ テスタ等による審査 <u>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び③後段に規定する審査方法によることができる。</u>(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第2項及び第3項関係、細目告示第120条第2項関係) <u>①～③</u> (略) ~~7-62-2-2~~ (略) ~~7-62-3~~ 取付要件(視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあつては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び~~7-62-2-1③~~)に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係) ①～⑦ (略) ⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、<u>⑥</u>ただし書の場合にあつては、この限りでない。 ⑨～⑫ (略) ~~7-62-4~~ (略) ~~7-62-5~~ 従前規定の適用① 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第3項第1号関係) ~~7-62-5-1~~ (略) ~~7-62-5-2~~ 性能要件 (1) <u>7-62-5-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①～③</u> (略) <u>(新設)</u> <u>④～⑤</u> (略)

新	旧
<u>(3) 7-65-5-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-5-1 (2) の規定によるほか、7-65-5-2 (2) (②に限る。) の規定を準用する。</u> <u>(4) (略)</u> 7-65-5-3 (略) 7-65-6 従前規定の適用② 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係) 7-65-6-1 (略) 7-65-6-2 性能要件 (1) <u>9-8 の規定による。</u> <u>(削除) ※9-8 へ移動</u> <u>(2) 7-65-6-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①～② (略)</u> <u>(3) 7-65-6-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-6-1 (2) の規定によるほか、7-65-6-2 (2) (②に限る。) の規定を準用する。</u> <u>(4) (略)</u> 7-65-6-3 (略) 7-65-7 従前規定の適用③ 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係) 7-65-7-1 (略) 7-65-7-2 性能要件 (1) <u>9-8 の規定による。</u> <u>(削除) ※9-8 へ移動</u> <u>(2) 7-65-7-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①～② (略)</u> <u>(3) 7-65-7-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-7-1 (2) の規定によるほか、7-65-7-2 (2) (②に限る。) の規定を準用する。</u> <u>(4) (略)</u> 7-65-7-3 (略) 7-65-8 従前規定の適用④ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係) 7-65-8-1 (略)	<u>(2) 7-62-5-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-62-5-1 (2) の規定によるほか、7-62-5-2 (1) (②及び⑤に限る。) の規定を準用する。</u> <u>(3) (略)</u> 7-62-5-3 (略) 7-62-6 従前規定の適用② 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係) 7-62-6-1 (略) 7-62-6-2 性能要件 (1) <u>7-62-6-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①～③ (略)</u> <u>(新設)</u> <u>④～⑤ (略)</u> <u>(2) 7-62-6-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-62-6-1 (2) の規定によるほか、7-62-6-2 (1) (②及び⑤に限る。) の規定を準用する。</u> <u>(3) (略)</u> 7-62-6-3 (略) 7-62-7 従前規定の適用③ 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係) 7-62-7-1 (略) 7-62-7-2 性能要件 (1) <u>7-62-7-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①～③ (略)</u> <u>(新設)</u> <u>④～⑤ (略)</u> <u>(2) 7-62-7-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-62-7-1 (2) の規定によるほか、7-62-7-2 (1) (②及び⑤に限る。) の規定を準用する。</u> <u>(3) (略)</u> 7-62-7-3 (略) 7-62-8 従前規定の適用④ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係) 7-62-8-1 (略)

新	旧
7-65-8-2 性能要件 (1) <u>9-8の規定による。</u> (削除) ※9-8へ移動 (2) <u>7-65-8-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ①～② (略) (3) <u>7-65-8-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-8-1 (2) の規定によるほか、7-65-8-2 (2) (②に限る。) の規定を準用する。</u> (4) (略) 7-65-8-3 (略) 7-65-9 従前規定の適用⑤ 令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ① (略) 7-65-9-1 (略) 7-65-9-2 性能要件 7-65-9-2-1 テスタ等による審査 <u>9-8の規定による。</u> (削除) ※9-8へ移動 7-65-9-2-2 (略) 7-65-9-3 取付要件（視認等による審査） 7-65-10-3に同じ。 7-65-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第25項関係） ①～② (略) 7-65-10-1 (略) 7-65-10-2 性能要件 7-65-10-2-1 テスタ等による審査 <u>9-8の規定による。</u> 7-65-10-2-2 (略) 7-65-10-3 (略) 7-66 すれ違い用前照灯 7-66-1 (略) 7-66-2 性能要件 7-66-2-1 テスタ等による審査	7-62-8-2 性能要件 (1) <u>7-62-8-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ①～③ (略) (新設) ④～⑤ (略) (2) <u>7-62-8-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-62-8-1 (2) の規定によるほか、7-62-8-2 (1) (②及び⑤に限る。) の規定を準用する。</u> (3) (略) 7-62-8-3 (略) 7-62-9 従前規定の適用⑤ 令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ① (略) 7-62-9-1 (略) 7-62-9-2 性能要件 7-62-9-2-1 テスタ等による審査 <u>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ①～③ (略) 7-62-9-2-2 (略) 7-62-9-3 取付要件（視認等による審査） 7-62-3に同じ。 7-62-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第25項関係） ①～② (略) 7-62-10-1 (略) 7-62-10-2 性能要件 7-62-10-2-1 テスタ等による審査 <u>7-62-2-1に同じ。</u> 7-62-10-2-2 (略) 7-62-10-3 (略) 7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1 (略) 7-63-2 性能要件 7-63-2-1 テスタ等による審査

新	旧
<u>9-9の規定による。</u>(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係) <u>(削除) ※9-9へ移動</u> ~~7-66-2-2~~ (略) ~~7-66-3~~～~~7-66-8~~ (略) ~~7-66-9~~ 従前規定の適用⑤ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係) ~~7-66-9-1~~ (略) ~~7-66-9-2~~ 性能要件 (1) <u>9-9の規定による。</u> <u>(削除) ※9-9へ移動</u> (2) <u>7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①～③</u> (略) (3) <u>7-66-9-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (2) ①の基準に適合するものであること。</u> <u>(4)</u> (略) ~~7-63-9-3~~ (略) ~~7-66-10~~ 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第22項関係) <u>①～④</u> (略) ~~7-66-10-1~~ (略) ~~7-66-10-2~~ 性能要件 ~~7-66-10-2-1~~ テスタ等による審査 <u>9-9の規定による。</u> ~~7-66-10-2-2~~ 視認等による審査 <u>7-66-2-2</u>に同じ。 ~~7-66-10-3~~ (略) ~~7-66-11~~ 従前規定の適用⑦ 令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(次に掲げる自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであること。	<u>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は7-62-2-1後段の規定の適用を受けた自動車であって、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</u>(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係) <u>①</u> (略) ~~7-63-2-2~~ (略) ~~7-63-3~~～~~7-63-8~~ (略) ~~7-63-9~~ 従前規定の適用⑤ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係) ~~7-63-9-1~~ (略) ~~7-63-9-2~~ 性能要件 (1) <u>7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①</u> (略) <u>(新設)</u> <u>②～④</u> (略) (2) <u>7-63-9-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-9-2 (1) ②の基準に適合するものであること。</u> <u>(3)</u> (略) ~~7-63-9-3~~ (略) ~~7-63-10~~ 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第22項関係) <u>①～④</u> (略) ~~7-63-10-1~~ (略) ~~7-63-10-2~~ 性能要件 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>7-63-2</u>に同じ。 ~~7-63-10-3~~ (略) ~~7-63-11~~ 従前規定の適用⑦ 令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(次に掲げる自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであること。

新	旧
①（略） ~~7-66~~-11-1（略） ~~7-66~~-11-2 性能要件 ~~7-66~~-11-2-1 テスタ等による審査 <u>9-9 の規定による。</u> <u>（削除）※9-9 へ移動</u> ~~7-66~~-11-2-2（略） ~~7-66~~-11-3（略） ~~7-66~~-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 25 項関係） ①～②（略） ~~7-66~~-12-1（略） ~~7-66~~-12-2 性能要件 ~~7-66~~-12-2-1 テスタ等による審査 <u>9-9 の規定による。</u> ~~7-66~~-12-2-2（略） ~~7-66~~-12-3（略） ~~7-67~~ 配光可変型前照灯 ~~7-67~~-1（略） ~~7-67~~-2 性能要件 ~~7-67~~-2-1 テスタ等による審査 <u>9-10 の規定による。</u>（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係） <u>（削除）※9-10 へ移動</u> ~~7-67~~-2-2（略） ~~7-67~~-3～~~7-67~~-7（略） ~~7-68~~～~~7-73~~（略） ~~7-74~~ 車幅灯 ~~7-74~~-1（略）	①（略） ~~7-63~~-11-1（略） ~~7-63~~-11-2 性能要件 ~~7-63~~-11-2-1 テスタ等による審査 <u>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、①アにより計測することが困難な自動車であって、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</u> ①（略） ~~7-63~~-11-2-2（略） ~~7-63~~-11-3（略） ~~7-63~~-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 25 項関係） ①～②（略） ~~7-63~~-12-1（略） ~~7-63~~-12-2 性能要件 ~~7-63~~-12-2-1 テスタ等による審査 <u>7-63-2-1 に同じ。</u> ~~7-63~~-12-2-2（略） ~~7-63~~-12-3（略） ~~7-64~~ 配光可変型前照灯 ~~7-64~~-1（略） ~~7-64~~-2 性能要件 ~~7-64~~-2-1 テスタ等による審査 <u>配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係） ①～②（略） ~~7-64~~-2-2（略） ~~7-64~~-3～~~7-64~~-7（略） ~~7-65~~～~~7-70~~（略） ~~7-71~~ 車幅灯 ~~7-71~~-1（略）

新	旧
<u>7-74-2</u> 性能要件 <u>7-74-2-1</u> (略) <u>7-74-2-2</u> テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> <u>7-74-3</u>～<u>7-74-8</u> (略) <u>7-74-9</u> 従前規定の適用⑤ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 1 項、第 2 項第 3 号、第 3 項第 5 号及び第 6 号関係) <u>7-74-9-1</u> (略) <u>7-74-9-2</u> 性能要件 <u>7-74-9-2-1</u> (略) <u>7-74-9-2-2</u> テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> <u>7-74-9-3</u> (略) <u>7-74-10</u> 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 12 項関係) ①～④ (略) <u>7-74-10-1</u> (略) <u>7-74-10-2</u> 性能要件 <u>7-74-10-2-1</u> (略) <u>7-74-10-2-2</u> テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> <u>7-74-10-3</u> (略) <u>7-74-11</u> 従前規定の適用⑦ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 17 項関係) ①～② (略) <u>7-74-11-1</u> (略) <u>7-74-11-2</u> 性能要件	<u>7-71-2</u> 性能要件 <u>7-71-2-1</u> (略) <u>7-71-2-2</u> テスタ等による審査 <u>7-71-2-1 (1) ②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、同規定に適合するものとする。</u> <u>7-71-3</u>～<u>7-71-8</u> (略) <u>7-71-9</u> 従前規定の適用⑤ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 1 項、第 2 項第 3 号、第 3 項第 5 号及び第 6 号関係) <u>7-71-9-1</u> (略) <u>7-71-9-2</u> 性能要件 <u>7-71-9-2-1</u> (略) <u>7-71-9-2-2</u> テスタ等による審査 <u>7-71-9-2-1③の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> <u>7-71-9-3</u> (略) <u>7-71-10</u> 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 12 項関係) ①～④ (略) <u>7-71-10-1</u> (略) <u>7-71-10-2</u> 性能要件 <u>7-71-10-2-1</u> (略) <u>7-71-10-2-2</u> テスタ等による審査 <u>7-71-10-2-1 (1) ②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、同規定に適合するものとする。</u> <u>7-71-10-3</u> (略) <u>7-71-11</u> 従前規定の適用⑦ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 17 項関係) ①～② (略) <u>7-71-11-1</u> (略) <u>7-71-11-2</u> 性能要件

新	旧
7-74-11-2-1 視認等による審査 7-74-2-1 に同じ。 7-74-11-2-2 テスタ等による審査 9-11 の規定による。 7-74-11-3 (略) 7-75～7-77 (略) 7-78 側方灯 7-78-1 (略) 7-78-2 性能要件 7-78-2-1 (略) 7-78-2-2 テスタ等による審査 (削除) ※9-11 へ移動 9-11 の規定による。 7-78-3～7-78-5 (略) 7-78-6 従前規定の適用② 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 3 項第 1 号関係) 7-78-6-1 (略) 7-78-6-2 性能要件 7-78-6-2-1 (略) 7-78-6-2-2 テスタ等による審査 9-11 の規定による。 7-78-6-3 (略) 7-78-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項関係) 7-78-7-1 (略) 7-78-7-2 性能要件 7-78-7-2-1 (略) 7-78-7-2-2 テスタ等による審査 (削除) ※9-11 へ移動 9-11 の規定による。 7-78-7-3 (略) 7-79～7-80 (略) 7-81 尾灯	(新設) 7-71-2 に同じ。 (新設) 7-71-11-3 (略) 7-72～7-73 (略) 7-74 側方灯 7-74-1 (略) 7-74-2 性能要件 7-74-2-1 (略) 7-74-2-2 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略) 7-74-3～7-74-5 (略) 7-74-6 従前規定の適用② 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 3 項第 1 号関係) 7-74-6-1 (略) 7-74-6-2 性能要件 7-74-6-2-1 (略) 7-74-6-2-2 テスタ等による審査 7-74-7-2-2 に同じ。 7-74-6-3 (略) 7-74-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項関係) 7-74-7-1 (略) 7-74-7-2 性能要件 7-74-7-2-1 (略) 7-74-7-2-2 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略) 7-74-7-3 (略) 7-75～7-76 (略) 7-77 尾灯

新	旧
~~7-81-1~~ (略) ~~7-81-2~~ 性能要件 ~~7-81-2-1~~ (略) ~~7-81-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-81-3~~～~~7-81-4~~ (略) ~~7-81-5~~ 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 2 項第 2 号関係) ~~7-81-5-1~~ (略) ~~7-81-5-2~~ 性能要件 ~~7-81-5-2-1~~ (略) ~~7-81-5-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-81-5-3~~ (略) ~~7-81-6~~ 従前規定の適用② 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係) ~~7-81-6-1~~ (略) ~~7-81-6-2~~ 性能要件 ~~7-81-6-2-1~~ (略) ~~7-81-6-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-81-6-3~~ (略) ~~7-81-7~~ 従前規定の適用③ 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 3 項第 2 号及び第 3 号関係) ~~7-81-7-1~~ (略) ~~7-81-7-2~~ 性能要件 ~~7-81-7-2-1~~ (略) ~~7-81-7-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-81-7-3~~ (略) ~~7-81-8~~ 従前規定の適用④ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 3 項第 4 号、第 5 号及び第 4 項関係) ~~7-81-8-1~~ (略)	~~7-77-1~~ (略) ~~7-77-2~~ 性能要件 ~~7-77-2-1~~ (略) ~~7-77-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-77-2-1 (1) ②の規定による赤色の燈光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-77-3~~～~~7-77-4~~ (略) ~~7-77-5~~ 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 2 項第 2 号関係) ~~7-77-5-1~~ (略) ~~7-77-5-2~~ 性能要件 ~~7-77-5-2-1~~ (略) ~~7-77-5-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-77-8-2-2 に同じ。</u> ~~7-77-5-3~~ (略) ~~7-77-6~~ 従前規定の適用② 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係) ~~7-77-6-1~~ (略) ~~7-77-6-2~~ 性能要件 ~~7-77-6-2-1~~ (略) ~~7-77-6-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-77-8-2-2 に同じ。</u> ~~7-77-6-3~~ (略) ~~7-77-7~~ 従前規定の適用③ 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 3 項第 2 号及び第 3 号関係) ~~7-77-7-1~~ (略) ~~7-77-7-2~~ 性能要件 ~~7-77-7-2-1~~ (略) ~~7-77-7-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-77-8-2-2 に同じ。</u> ~~7-77-7-3~~ (略) ~~7-77-8~~ 従前規定の適用④ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 3 項第 4 号、第 5 号及び第 4 項関係) ~~7-77-8-1~~ (略)

新	旧
7-81-8-2 性能要件 7-81-8-2-1 (略) 7-81-8-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> 7-81-8-3 (略) 7-81-9 従前規定の適用⑤ 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 3 項第 6 号関係) 7-81-9-1 (略) 7-81-9-2 性能要件 7-81-9-2-1 (略) 7-81-9-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> 7-81-9-3 (略) 7-81-10 従前規定の適用⑥ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 1 項、第 2 項第 3 号、第 3 項第 7 号及び第 8 号関係) 7-81-10-1 (略) 7-81-10-2 性能要件 7-81-10-2-1 (略) 7-81-10-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> 7-81-10-3 (略) 7-81-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 16 項関係) ①～② (略) 7-81-11-1 (略) 7-81-11-2 性能要件 7-81-11-2-1 視認等による審査 <u>7-81-2-1 に同じ。</u> 7-81-11-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u>	7-77-8-2 性能要件 7-77-8-2-1 (略) 7-77-8-2-2 テスタ等による審査 <u>7-77-8-2-1 (1) ③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 7-77-8-3 (略) 7-77-9 従前規定の適用⑤ 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 3 項第 6 号関係) 7-77-9-1 (略) 7-77-9-2 性能要件 7-77-9-2-1 (略) 7-77-9-2-2 テスタ等による審査 <u>7-77-10-2-2 に同じ。</u> 7-77-9-3 (略) 7-77-10 従前規定の適用⑥ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 1 項、第 2 項第 3 号、第 3 項第 7 号及び第 8 号関係) 7-77-10-1 (略) 7-77-10-2 性能要件 7-77-10-2-1 (略) 7-77-10-2-2 テスタ等による審査 <u>7-77-10-2-1 (1) ③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 7-77-10-3 (略) 7-77-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 16 項関係) ①～② (略) 7-77-11-1 (略) 7-77-11-2 性能要件 <u>(新設)</u> <u>7-77-2 に同じ。</u> <u>(新設)</u>

新	旧
7-81-11-3 (略) 7-82 後部霧灯 7-82-1 (略) 7-82-2 性能要件 7-82-2-1 (略) 7-82-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 7-82-3～7-82-4 (略) 7-82-5 従前規定の適用① 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 3 項第 1 号関係) 7-82-5-1 (略) 7-82-5-2 性能要件 7-82-5-2-1 (略) 7-82-5-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 7-82-5-3 (略) 7-82-6 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 1 項、第 2 項、第 3 項第 2 号、第 4 項関係) 7-82-6-1 (略) 7-82-6-2 性能要件 7-82-6-2-1 (略) 7-82-6-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 7-82-6-3 (略) 7-82-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 13 項関係) ①～② (略) 7-82-7-1 (略) 7-82-7-2 性能要件 7-82-7-2-1 視認等による審査	7-77-11-3 (略) 7-78 後部霧灯 7-78-1 (略) 7-78-2 性能要件 7-78-2-1 (略) 7-78-2-2 テスタ等による審査 7-78-2-1 (1) ②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。 7-78-3～7-78-4 (略) 7-78-5 従前規定の適用① 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 3 項第 1 号関係) 7-78-5-1 (略) 7-78-5-2 性能要件 7-78-5-2-1 (略) 7-78-5-2-2 テスタ等による審査 <u>7-78-6-2-2 に同じ。</u> 7-78-5-3 (略) 7-78-6 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 1 項、第 2 項、第 3 項第 2 号、第 4 項関係) 7-78-6-1 (略) 7-78-6-2 性能要件 7-78-6-2-1 (略) 7-78-6-2-2 テスタ等による審査 7-78-6-2-1 (1) ②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。 7-78-6-3 (略) 7-78-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 13 項関係) ①～② (略) 7-78-7-1 (略) 7-78-7-2 性能要件 <u>(新設)</u>

新	旧
<u>7-82-2-1</u>に同じ。 <u>7-82-7-2-2</u> テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> <u>7-82-7-3</u> (略) <u>7-83</u> 駐車灯 <u>7-83-1</u> (略) <u>7-83-2</u> 性能要件 <u>7-83-2-1</u> (略) <u>7-83-2-2</u> テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11へ移動</u> <u>9-11の規定による。</u> <u>7-83-3</u>～<u>7-83-5</u> (略) <u>7-83-6</u> 従前規定の適用② 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第2項第2号関係) <u>7-83-6-1</u> (略)。 <u>7-83-6-2</u> 性能要件 <u>7-83-6-2-1</u> (略) <u>7-83-6-2-2</u> テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11へ移動</u> <u>9-11の規定による。</u> <u>7-83-6-3</u> (略) <u>7-83-7</u> 従前規定の適用③ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第1項、第3項及び第4項関係) <u>7-83-7-1</u> (略) <u>7-83-7-2</u> 性能要件 <u>7-83-7-2-1</u> (略) <u>7-83-7-2-2</u> テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11へ移動</u> <u>9-11の規定による。</u> <u>7-83-7-3</u> (略) <u>7-84</u> 後部上側端灯 <u>7-84-1</u> (略) <u>7-84-2</u> 性能要件 <u>7-84-2-1</u> (略) <u>7-84-2-2</u> テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u>	<u>7-78-2</u>に同じ。 <u>(新設)</u> <u>7-78-7-3</u> (略) <u>7-79</u> 駐車灯 <u>7-79-1</u> (略) <u>7-79-2</u> 性能要件 <u>7-79-2-1</u> (略) <u>7-79-2-2</u> テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2)</u> (略) <u>7-79-3</u>～<u>7-79-5</u> (略) <u>7-79-6</u> 従前規定の適用② 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第2項第2号関係) <u>7-79-6-1</u> (略)。 <u>7-79-6-2</u> 性能要件 <u>7-79-6-2-1</u> (略) <u>7-79-6-2-2</u> テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2)</u> (略) <u>7-79-6-3</u> (略) <u>7-79-7</u> 従前規定の適用③ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第1項、第3項及び第4項関係) <u>7-79-7-1</u> (略) <u>7-79-7-2</u> 性能要件 <u>7-79-7-2-1</u> (略) <u>7-79-7-2-2</u> テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2)</u> (略) <u>7-79-7-3</u> (略) <u>7-80</u> 後部上側端灯 <u>7-80-1</u> (略) <u>7-80-2</u> 性能要件 <u>7-80-2-1</u> (略) <u>7-80-2-2</u> テスタ等による審査 <u>7-80-2-1 (1) ②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそ</u>

新	旧
~~7-84-3~~～~~7-84-4~~ (略) ~~7-84-5~~ 従前規定の適用① 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 40 条第 1 項関係) ~~7-84-5-1~~ (略) ~~7-84-5-2~~ 性能要件 ~~7-84-5-2-1~~ (略) ~~7-84-5-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-84-5-3~~ (略) ~~7-85~~～~~7-87~~ (略) ~~7-88~~ 制動灯 ~~7-88-1~~ (略) ~~7-88-2~~ 性能要件 ~~7-88-2-1~~ (略) ~~7-88-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-88-3~~ 取付要件 (視認等による審査) (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号) ① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S16 の 5. 2. 1. 30. 又は 5. 2. 2. 22. 若しくは UN R13H-01-S1 の 5. 2. 22. に定める制動信号 (二輪自動車に備えるものにあつては UN R78-~~05~~ の 5. 1. 17. に定める制動信号) を発する場合に点灯する構造であること。 ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備え	<u>れがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3. 5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-80-3~~～~~7-80-4~~ (略) ~~7-80-5~~ 従前規定の適用① 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 40 条第 1 項関係) ~~7-80-5-1~~ (略) ~~7-80-5-2~~ 性能要件 ~~7-80-5-2-1~~ (略) ~~7-80-5-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-80-5-2-1 (1) ③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3. 5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-80-5-3~~ (略) ~~7-81~~～~~7-83~~ (略) ~~7-84~~ 制動灯 ~~7-84-1~~ (略) ~~7-84-2~~ 性能要件 ~~7-84-2-1~~ (略) ~~7-84-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-84-2-1 (1) ③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3. 5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-84-3~~ 取付要件 (視認等による審査) (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号) ① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S16 の 5. 2. 1. 30. 又は 5. 2. 2. 22. 若しくは UN R13H-01-S1 の 5. 2. 22. に定める制動信号 (二輪自動車に備えるものにあつては UN R78-~~04-S1~~ の 5. 1. 17. に定める制動信号) を発する場合に点灯する構造であること。 ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備え

新	旧
る制動灯にあつては、運転者が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。 この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h（最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が 2. 2m/s² 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。 なお、視認等により運転者が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 ②～⑨（略） (2) ～ (3)（略） ~~7-88-4~~（略） 7-88-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された軽自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 2 項第 1 号関係） ~~7-88-5-1~~（略） 7-88-5-2 性能要件 ~~7-88-5-2-1~~（略） 7-88-5-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-88-5-3~~（略） 7-88-6 従前規定の適用② 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 3 項第 1 号関係） ~~7-88-6-1~~（略） 7-88-6-2 性能要件 ~~7-88-6-2-1~~（略） 7-88-6-2-2 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11 へ移動</u> <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-88-6-3~~（略） 7-88-7 従前規定の適用③ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの	る制動灯にあつては、運転者が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。 この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h（最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が 2. 2m/s² 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。 なお、視認等により運転者が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 ②～⑨（略） (2) ～ (3)（略） ~~7-84-4~~（略） 7-84-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された軽自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 2 項第 1 号関係） ~~7-84-5-1~~（略） 7-84-5-2 性能要件 ~~7-84-5-2-1~~（略） 7-84-5-2-2 テスタ等による審査 <u>7-84-6-2-2 に同じ。</u> ~~7-84-5-3~~（略） 7-84-6 従前規定の適用② 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 3 項第 1 号関係） ~~7-84-6-1~~（略） 7-84-6-2 性能要件 ~~7-84-6-2-1~~（略） 7-84-6-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2)（略）</u> ~~7-84-6-3~~（略） 7-84-7 従前規定の適用③ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの

新	旧
であればよい。(適用関係告示第 42 条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 4 項関係) ~~7-88-7-1~~ (略) ~~7-88-7-2~~ 性能要件 ~~7-88-7-2-1~~ (略) ~~7-88-7-2-2~~ テスタ等による審査 ~~(削除)~~ ※9-11 へ移動 ~~9-11~~ の規定による。 ~~7-88-7-3~~ (略) ~~7-88-8~~ 従前規定の適用④ 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 3 項第 4 号関係) ~~7-88-8-1~~ (略) ~~7-88-8-2~~ 性能要件 ~~7-88-8-2-1~~ (略) ~~7-88-8-2-2~~ テスタ等による審査 ~~9-11~~ の規定による。 ~~7-88-8-3~~ (略) ~~7-88-9~~ 従前規定の適用⑤ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 1 項、第 3 項第 5 号及び第 6 号関係) ~~7-88-9-1~~ (略) ~~7-88-9-2~~ 性能要件 ~~7-88-9-2-1~~ (略) ~~7-88-9-2-2~~ テスタ等による審査 ~~9-11~~ の規定による。 ~~7-88-9-3~~ (略) ~~7-88-10~~ 従前規定の適用⑥ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 18 項関係) ①～② (略) ~~7-88-10-1~~ (略) ~~7-88-10-2~~ 性能要件 ~~7-88-10-2-1~~ 視認等による審査 ~~7-88-2-1~~ に同じ。 ~~7-88-10-2-2~~ テスタ等による審査 ~~9-11~~ の規定による。 ~~7-88-10-3~~ (略)	であればよい。(適用関係告示第 42 条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 4 項関係) ~~7-84-7-1~~ (略) ~~7-84-7-2~~ 性能要件 ~~7-84-7-2-1~~ (略) ~~7-84-7-2-2~~ テスタ等による審査 ~~(1)~~ ～ ~~(2)~~ (略) ~~7-84-7-3~~ (略) ~~7-84-8~~ 従前規定の適用④ 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 3 項第 4 号関係) ~~7-84-8-1~~ (略) ~~7-84-8-2~~ 性能要件 ~~7-84-8-2-1~~ (略) ~~7-84-8-2-2~~ テスタ等による審査 ~~7-84-9-2-2~~ に同じ。 ~~7-84-8-3~~ (略) ~~7-84-9~~ 従前規定の適用⑤ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 1 項、第 3 項第 5 号及び第 6 号関係) ~~7-84-9-1~~ (略) ~~7-84-9-2~~ 性能要件 ~~7-84-9-2-1~~ (略) ~~7-84-9-2-2~~ テスタ等による審査 ~~7-84-9-2-1 (1) ④の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。~~ ~~7-84-9-3~~ (略) ~~7-84-10~~ 従前規定の適用⑥ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 18 項関係) ①～② (略) ~~7-84-10-1~~ (略) ~~7-84-10-2~~ 性能要件 ~~(新設)~~ ~~7-84-2~~ に同じ。 ~~(新設)~~ ~~7-84-10-3~~ (略)

新	旧
~~7-89~~ 補助制動灯 ~~7-89-1~~ (略) ~~7-89-2~~ 性能要件 ~~7-89-2-1~~ (略) ~~7-89-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-89-3~~～~~7-89-4~~ (略) ~~7-89-5~~ 従前規定の適用① 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 1 項及び第 2 項関係) ~~7-89-5-1~~ (略) ~~7-89-5-2~~ 性能要件 ~~7-89-5-2-1~~ (略) ~~7-89-5-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-89-5-3~~ (略) ~~7-89-6~~ 従前規定の適用② 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 3 項関係) ~~7-89-6-1~~ (略) ~~7-89-6-2~~ 性能要件 ~~7-89-6-2-1~~ (略) ~~7-89-6-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-89-6-3~~ (略) ~~7-90~~ (略) ~~7-91~~ 方向指示器 ~~7-91-1~~ (略) ~~7-91-2~~ 性能要件 ~~7-91-2-1~~ (略) ~~7-91-2-2~~ テスタ等による審査	~~7-85~~ 補助制動灯 ~~7-85-1~~ (略) ~~7-85-2~~ 性能要件 ~~7-85-2-1~~ (略) ~~7-85-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-85-2-1 (1) ②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-85-3~~～~~7-85-4~~ (略) ~~7-85-5~~ 従前規定の適用① 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 1 項及び第 2 項関係) ~~7-85-5-1~~ (略) ~~7-85-5-2~~ 性能要件 ~~7-85-5-2-1~~ (略) ~~7-85-5-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-85-5-2-1 (1) ①の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-85-5-3~~ (略) ~~7-85-6~~ 従前規定の適用② 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 3 項関係) ~~7-85-6-1~~ (略) ~~7-85-6-2~~ 性能要件 ~~7-85-6-2-1~~ (略) ~~7-85-6-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-85-2-2 に同じ。</u> ~~7-85-6-3~~ (略) ~~7-86~~ (略) ~~7-87~~ 方向指示器 ~~7-87-1~~ (略) ~~7-87-2~~ 性能要件 ~~7-87-2-1~~ (略) ~~7-87-2-2~~ テスタ等による審査

新	旧
<u>9-11 の規定による。</u> 7-91-3～7-91-4 (略) 7-91-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 2 号関係) 7-91-5-1 (略) 7-91-5-2 性能要件 7-91-5-2-1 (略) 7-91-5-2-2 テスタ等による審査 (削除) ※9-11 へ移動 <u>9-11 の規定による。</u> 7-91-5-3 (略) 7-91-6 従前規定の適用② 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものと昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 3 号関係) 7-91-6-1 (略) 7-91-6-2 性能要件 7-91-6-2-1 (略) 7-91-6-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 7-91-6-3 (略) 7-91-7 従前規定の適用③ 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車(7-91-6 の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 2 号関係) 7-91-7-1 (略) 7-91-7-2 性能要件 7-91-7-2-1 (略) 7-91-7-2-2 テスタ等による審査 (削除) ※9-11 へ移動 <u>9-11 の規定による。</u>	<u>7-87-2-1 (1) ②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 7-87-3～7-87-4 (略) 7-87-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 2 号関係) 7-87-5-1 (略) 7-87-5-2 性能要件 7-87-5-2-1 (略) 7-87-5-2-2 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略) 7-87-5-3 (略) 7-87-6 従前規定の適用② 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものと昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 3 号関係) 7-87-6-1 (略) 7-87-6-2 性能要件 7-87-6-2-1 (略) 7-87-6-2-2 テスタ等による審査 <u>7-87-7-2-2 に同じ。</u> 7-87-6-3 (略) 7-87-7 従前規定の適用③ 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車(7-87-6 の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 2 号関係) 7-87-7-1 (略) 7-87-7-2 性能要件 7-87-7-2-1 (略) 7-87-7-2-2 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略)

新	旧
~~7-91~~-7-3 (略) ~~7-91~~-8 従前規定の適用④ 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 5 号関係) ~~7-91~~-8-1 (略) ~~7-91~~-8-2 性能要件 ~~7-91~~-8-2-1 (略) ~~7-91~~-8-2-2 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11 へ移動</u> <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-91~~-8-3 (略) ~~7-91~~-9 従前規定の適用⑤ 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項関係) ~~7-91~~-9-1 (略) ~~7-91~~-9-2 性能要件 ~~7-91~~-9-2-1 (略) ~~7-91~~-9-2-2 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11 へ移動</u> <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-91~~-9-3 (略) ~~7-91~~-10 従前規定の適用⑥ 昭和 39 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 5 項第 2 号関係) ~~7-91~~-10-1 (略) ~~7-91~~-10-2 性能要件 ~~7-91~~-10-2-1 (略) ~~7-91~~-10-2-2 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11 へ移動</u> <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-91~~-10-3 (略) ~~7-91~~-11 従前規定の適用⑦ 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 6 号関係) ~~7-91~~-11-1 (略) ~~7-91~~-11-2 性能要件 ~~7-91~~-11-2-1 (略) ~~7-91~~-11-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u>	~~7-87~~-7-3 (略) ~~7-87~~-8 従前規定の適用④ 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 5 号関係) ~~7-87~~-8-1 (略) ~~7-87~~-8-2 性能要件 ~~7-87~~-8-2-1 (略) ~~7-87~~-8-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> ~~7-87~~-8-3 (略) ~~7-87~~-9 従前規定の適用⑤ 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項関係) ~~7-87~~-9-1 (略) ~~7-87~~-9-2 性能要件 ~~7-87~~-9-2-1 (略) ~~7-87~~-9-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> ~~7-87~~-9-3 (略) ~~7-87~~-10 従前規定の適用⑥ 昭和 39 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 5 項第 2 号関係) ~~7-87~~-10-1 (略) ~~7-87~~-10-2 性能要件 ~~7-87~~-10-2-1 (略) ~~7-87~~-10-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> ~~7-87~~-10-3 (略) ~~7-87~~-11 従前規定の適用⑦ 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 6 号関係) ~~7-87~~-11-1 (略) ~~7-87~~-11-2 性能要件 ~~7-87~~-11-2-1 (略) ~~7-87~~-11-2-2 テスタ等による審査 <u>7-87-11-2-1 (1) ③及び (2) ④の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位</u>

新	旧
7-91-11-3 (略) 7-91-12 従前規定の適用⑧ 昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 3 項第 3 号関係) 7-91-12-1 (略) 7-91-12-2 性能要件 7-91-12-2-1 (略) 7-91-12-2-2 テスタ等による審査 (削除) ※9-11 へ移動 <u>9-11 の規定による。</u> 7-91-12-3 (略) 7-91-13 従前規定の適用⑨ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 3 項第 4 号、第 3 項第 5 号、第 5 項及び第 6 項関係) 7-91-13-1 (略) 7-91-13-2 性能要件 7-91-13-2-1 (略) 7-91-13-2-2 テスタ等による審査 (削除) ※9-11 へ移動 <u>9-11 の規定による。</u> 7-91-13-3 (略) 7-91-14 従前規定の適用⑩ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 1 項、第 2 項第 7 号、第 3 項第 6 号及び第 7 項関係) 7-91-14-1 (略) 7-91-14-2 性能要件 7-91-14-2-1 (略) 7-91-14-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 7-91-14-3 (略) 7-91-15 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 20 項関係)	<u>置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 7-87-11-3 (略) 7-87-12 従前規定の適用⑧ 昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 3 項第 3 号関係) 7-87-12-1 (略) 7-87-12-2 性能要件 7-87-12-2-1 (略) 7-87-12-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2)</u> (略) 7-87-12-3 (略) 7-87-13 従前規定の適用⑨ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 3 項第 4 号、第 3 項第 5 号、第 5 項及び第 6 項関係) 7-87-13-1 (略) 7-87-13-2 性能要件 7-87-13-2-1 (略) 7-87-13-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2)</u> (略) 7-87-13-3 (略) 7-87-14 従前規定の適用⑩ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 1 項、第 2 項第 7 号、第 3 項第 6 号及び第 7 項関係) 7-87-14-1 (略) 7-87-14-2 性能要件 7-87-14-2-1 (略) 7-87-14-2-2 テスタ等による審査 7-87-14-2-1 (1) ③の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。 7-87-14-3 (略) 7-87-15 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 20 項関係)

新	旧
①～④（略） 7-91-15-1（略） 7-91-15-2 性能要件 7-91-15-2-1（略） 7-91-15-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> 7-91-15-3（略） 7-91-16 従前規定の適用⑫ 令和2年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第21項関係） 7-91-16-1（略） 7-91-16-2 性能要件 7-91-16-2-1（略） 7-91-16-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> 7-91-16-3（略） 7-91-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第24項関係） ①～②（略） 7-91-17-1（略） 7-91-17-2 性能要件 7-91-17-2-1 視認等による審査 <u>7-91-2-1に同じ。</u> 7-91-17-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u> 7-91-17-3（略） 7-92 補助方向指示器 7-92-1（略） 7-92-2 性能要件 7-92-2-1（略） 7-92-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11の規定による。</u>	①～④（略） 7-87-15-1（略） 7-87-15-2 性能要件 7-87-15-2-1（略） 7-87-15-2-2 テスタ等による審査 <u>7-87-15-2-1（1）②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 7-87-15-3（略） 7-87-16 従前規定の適用⑫ 令和2年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第21項関係） 7-87-16-1（略） 7-87-16-2 性能要件 7-87-16-2-1（略） 7-87-16-2-2 テスタ等による審査 <u>7-87-2-2に同じ。</u> 7-87-16-3（略） 7-87-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第24項関係） ①～②（略） 7-87-17-1（略） 7-87-17-2 性能要件 <u>（新設）</u> <u>7-87-2に同じ。</u> <u>（新設）</u> 7-87-17-3（略） 7-88 補助方向指示器 7-88-1（略） 7-88-2 性能要件 7-88-2-1（略） 7-88-2-2 テスタ等による審査 <u>7-88-2-1（1）①の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u>

新	旧
~~7-92-3~~～~~7-92-4~~ (略) ~~7-92-5~~ 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 46 条第 2 項関係) ~~7-92-5-1~~ (略) ~~7-92-5-2~~ 性能要件 ~~7-92-5-2-1~~ (略) ~~7-92-5-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-92-5-3~~ (略) ~~7-92-6~~ 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 46 条第 1 項関係) ~~7-92-6-1~~ (略) ~~7-92-6-2~~ 性能要件 ~~7-92-6-2-1~~ (略) ~~7-92-6-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-92-6-3~~ (略) ~~7-93~~ 非常点滅表示灯 ~~7-93-1~~ (略) ~~7-93-2~~ 性能要件 ~~7-93-2-1~~ (略) ~~7-93-2-2~~ テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-93-3~~～~~7-93-4~~ (略) ~~7-93-5~~ 従前規定の適用① 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 2 項第 1 号関係) ~~7-93-5-1~~ (略)	~~7-88-3~~～~~7-88-4~~ (略) ~~7-88-5~~ 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 46 条第 2 項関係) ~~7-88-5-1~~ (略) ~~7-88-5-2~~ 性能要件 ~~7-88-5-2-1~~ (略) ~~7-88-5-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-88-5-2-1 (1) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-88-5-3~~ (略) ~~7-88-6~~ 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 46 条第 1 項関係) ~~7-88-6-1~~ (略) ~~7-88-6-2~~ 性能要件 ~~7-88-6-2-1~~ (略) ~~7-88-6-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-88-6-2-1 (1) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-88-6-3~~ (略) ~~7-89~~ 非常点滅表示灯 ~~7-89-1~~ (略) ~~7-89-2~~ 性能要件 ~~7-89-2-1~~ (略) ~~7-89-2-2~~ テスタ等による審査 <u>7-89-2-1 (1) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-89-3~~～~~7-89-4~~ (略) ~~7-89-5~~ 従前規定の適用① 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 2 項第 1 号関係) ~~7-89-5-1~~ (略)

新	旧
7-93-5-2 性能要件 7-93-5-2-1 (略) 7-93-5-2-2 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11 へ移動</u> <u>9-11 の規定による。</u> 7-93-5-3 (略) 7-93-6 従前規定の適用② 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 3 項第 1 号及び第 4 項関係) 7-93-6-1 (略) 7-93-6-2 性能要件 7-93-6-2-1 (略) 7-93-6-2-2 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11 へ移動</u> <u>9-11 の規定による。</u> 7-93-6-3 (略) 7-93-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 1 項関係) 7-93-7-1 (略) 7-93-7-2 性能要件 7-93-7-2-1 (略) 7-93-7-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 7-93-7-3 (略) 7-93-8 従前規定の適用④ 平成 22 年 6 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 6 項関係) 7-93-8-1 (略) 7-93-8-2 性能要件 7-93-8-2-1 (略) 7-93-8-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 7-93-8-3 (略) 7-93-9 従前規定の適用⑤ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 号第 7 項関係)	7-89-5-2 性能要件 7-89-5-2-1 (略) 7-89-5-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 7-89-5-3 (略) 7-89-6 従前規定の適用② 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 3 項第 1 号及び第 4 項関係) 7-89-6-1 (略) 7-89-6-2 性能要件 7-89-6-2-1 (略) 7-89-6-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 7-89-6-3 (略) 7-89-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 1 項関係) 7-89-7-1 (略) 7-89-7-2 性能要件 7-89-7-2-1 (略) 7-89-7-2-2 テスタ等による審査 <u>7-89-7-2-1 (1) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 7-89-7-3 (略) 7-89-8 従前規定の適用④ 平成 22 年 6 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 6 項関係) 7-89-8-1 (略) 7-89-8-2 性能要件 7-89-8-2-1 (略) 7-89-8-2-2 テスタ等による審査 <u>7-89-9-2-2 に同じ。</u> 7-89-8-3 (略) 7-89-9 従前規定の適用⑤ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 号第 7 項関係)

新	旧
~~7-93~~-9-1 (略) ~~7-93~~-9-2 性能要件 ~~7-93~~-9-2-1 (略) ~~7-93~~-9-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~7-93~~-9-3 (略) ~~7-94~~ 緊急制動表示灯 ~~7-94~~-1～~~7-94~~-2 (略) ~~7-94~~-3 取付要件 ~~7-94~~-3-1 (略) ~~7-94~~-3-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 3 項関係) ①～⑥ (略) ⑦ 自動車 が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。 ア (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-~~05~~ の 5.1.15. ⑧ 次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。 ア (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-~~05~~ の 5.1.15. ⑨～⑪ (略) (3) (略) ~~7-95~~ (略) ~~7-96~~ その他の灯火等の制限	~~7-89~~-9-1 (略) ~~7-89~~-9-2 性能要件 ~~7-89~~-9-2-1 (略) ~~7-89~~-9-2-2 テスタ等による審査 <u>~~7-89~~-9-2-1 (1) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> ~~7-89~~-9-3 (略) ~~7-90~~ 緊急制動表示灯 ~~7-90~~-1～~~7-90~~-2 (略) ~~7-90~~-3 取付要件 ~~7-90~~-3-1 (略) ~~7-90~~-3-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 3 項関係) ①～⑥ (略) ⑦ 自動車 が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。 ア (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-~~04-S1~~ の 5.1.15. ⑧ 次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。 ア (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-~~04-S1~~ の 5.1.15. ⑨～⑪ (略) (3) (略) ~~7-91~~ (略) ~~7-92~~ その他の灯火等の制限

新	旧
7-96-1 装備要件 自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係) (1) ～ (6) (略) (7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04-S2 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までは掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項) (8) ～ (12) (略) 7-96-2～7-96-4 (略) 7-96-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係) 7-96-5-1 装備要件 (1) ～ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04-S2 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までは掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (9) (略) 7-96-6 従前規定の適用② 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係) 7-96-6-1 装備要件 (1) ～ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04-S2 の 18.1.8.1. から	7-92-1 装備要件 自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係) (1) ～ (6) (略) (7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までは掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項) (8) ～ (12) (略) 7-92-2～7-92-4 (略) 7-92-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係) 7-92-5-1 装備要件 (1) ～ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までは掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (9) (略) 7-92-6 従前規定の適用② 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係) 7-92-6-1 装備要件 (1) ～ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-04 の 18.1.8.1. から

新	旧
18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (10) (略) 7-96-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係) 7-96-7-1 装備要件 (1) ～ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であつて後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であつて、UN R110-04-S2 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (10) (略) 7-97 警音器 7-97-1 (略) 7-97-2 性能要件 7-97-2-1 テスタ等による審査 (削除) ※9-12 へ移動 9-12 の規定による。(保安基準第 43 条第 3 項、細目告示第 141 条第 2 項、第 3 項関係) 7-97-2-2 視認等による審査 (1) 警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。 この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。(保安基準第 43 条第 2 項関係、細目告示第 63 条第 1 項関係、細目告示第 141 条第 1 項関係) ①～③ (略) (2) 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。(保安基準第 43 条第 3 項、細目告示第 141 条第 2 項関係) 7-97-3～7-97-4 (略) 7-97-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 2 項関係) 7-97-5-1 (略) 7-97-5-2 性能要件 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。	18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (10) (略) 7-92-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係) 7-92-7-1 装備要件 (1) ～ (5) (略) (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であつて後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であつて、UN R110-04 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。 (7) ～ (10) (略) 7-93 警音器 7-93-1 (略) 7-93-2 性能要件 7-93-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略) 7-93-2-2 視認等による審査 警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。 この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。(保安基準第 43 条第 2 項関係、細目告示第 63 条第 1 項関係、細目告示第 141 条第 1 項関係) ①～③ (略) (新設) 7-93-3～7-93-4 (略) 7-93-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 2 項関係) 7-93-5-1 (略) 7-93-5-2 性能要件 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
(1) ～ (3) (略) (4) 音の大きさが (1) に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて <u>9-12 の規定</u> により計測するものとする。 <u>(削除) ※9-12 へ移動</u> <u>(削除) ※9-12 へ移動</u> 7-97-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 1 項関係) 7-97-6-1 (略) 7-97-6-2 性能要件 警告器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 音の大きさが (1) に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて <u>9-12 の規定</u> により計測するものとする。 <u>(削除) ※9-12 へ移動</u> <u>(削除) ※9-12 へ移動</u> 7-98～7-107 (略) 7-108 欠番 7-109 (略) 7-110 速度計等 7-110-1 (略) 7-110-2 性能要件 7-110-2-1 テスタ等による審査 <u>9-13 の規定による。(細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係)</u> 7-110-2-2 視認等による審査 (1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目	(1) ～ (3) (略) (4) 音の大きさが (1) に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて <u>次</u> により計測するものとする。 <u>①～⑥ (略)</u> <u>(5) (略)</u> 7-93-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 1 項関係) 7-93-6-1 (略) 7-93-6-2 性能要件 警告器は、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 音の大きさが (1) に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて <u>次</u> により計測するものとする。 <u>①～⑥ (略)</u> <u>(5) (略)</u> 7-94～7-100 (略) <u>(新設)</u> 7-101 (略) 7-102 速度計等 7-102-1 (略) 7-102-2 性能要件 7-102-2-1 テスタ等による審査 <u>7-102-1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものでなければならない。</u> <u>この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h (最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度) を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係)</u> <u>①～② (略)</u> 7-102-2-2 視認等による審査 (1) 7-102-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目

新	旧
告示第 70 条関係、細目告示第 148 条第 1 項第 1 号関係) <u>①</u> 速度が km/h で表示されないもの <u>②</u> 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの <u>③</u> デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの <u>④</u> 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの (2) (略) (3) ~~7-110~~-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 70 条関係、細目告示第 148 条第 3 項関係） <u>①</u> 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。 <u>②</u> 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては 5 桁）以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕（略） (4) (略) ~~7-110~~-3～~~7-110~~-4 (略) ~~7-110~~-5 従前規定の適用① 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（適用関係告示第 54 条第 1 項及び第 2 項関係） ~~7-110~~-5-1 (略) ~~7-110~~-5-2 性能要件 ~~7-110~~-5-2-1 <u>テスト等による審査</u> <u>9-13 の規定による。</u> ~~7-110~~-5-2-2 <u>視認等による審査</u> 速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。 (1) (略) <u>(削除) ※9-13 へ移動</u> <u>(2)</u> (略) ~~7-110~~-6 (略) ~~7-110~~-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項）	告示第 70 条関係、細目告示第 148 条第 1 項第 1 号関係) <u>ア</u> 速度が km/h で表示されないもの <u>イ</u> 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの <u>ウ</u> デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの <u>エ</u> 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの (2) (略) (3) ~~7-102~~-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 70 条関係、細目告示第 148 条第 3 項関係） <u>ア</u> 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。 <u>イ</u> 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては 5 桁）以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕（略） (4) (略) ~~7-102~~-3～~~7-102~~-4 (略) ~~7-102~~-5 従前規定の適用① 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（適用関係告示第 54 条第 1 項及び第 2 項関係） ~~7-102~~-5-1 (略) ~~7-102~~-5-2 性能要件 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。 (1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) ~~7-102~~-6 (略) ~~7-102~~-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項）

新	旧
①～②（略） 7-110-7-1（略） 7-110-7-2 性能要件 7-110-7-2-1 テスタ等による審査 <u>9-13の規定による。</u> 7-110-7-2-2（略） 7-111～7-112（略） 7-113 自動運行装置 7-113-1（略） 7-113-2 性能要件 7-113-2-1～7-113-2-2（略） 7-113-2-3 書面等による審査 (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係） ①～②（略） ③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。 <u>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</u> ④ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、③の警報を発するものであること。 <u>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</u> ⑤～⑥（略） ⑦ 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は③若しくは④の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。 ⑧～⑬（略） ⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（<u>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）</u>であって乗車定員 10 人未満のも	①～②（略） 7-102-7-1（略） 7-102-7-2 性能要件 7-102-7-2-1 テスタ等による審査 <u>7-102-2-1 に同じ。</u> 7-102-7-2-2（略） 7-103～7-103 の 2（略） 7-104 自動運行装置 7-104-1（略） 7-104-2 性能要件 7-104-2-1～7-104-2-2（略） 7-104-2-3 書面等による審査 (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係） ①～②（略） ③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。 ④ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、③の警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。 ⑤～⑥（略） ⑦ 自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。 ⑧～⑬（略） ⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が 60km/h 以下であるものに限る。）にあつては、<u>細目告示別添 122「高速道路等における低速自動運行装置</u>

新	旧
の及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。）にあつては、<u>UN R157-00の5.、6.及び7.に適合するものであること。</u> この場合において、<u>UN R157-00の5.、6.及び7.に適合する自動車であつて、⑥の適用を受けるものは、⑥の規定にかかわらず、③の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑥の基準に適合するものとし、UN R157-00の5.5.1.にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作（路肩に対するものを含む。）を実行することができるものとする。</u> ⑮ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、<u>次に掲げる基準に適合するものであること。</u> ア <u>⑭の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-00の8.（8.4.1.を除く。）及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.に適合するものであること。</u> ただし、別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.中「3.1.」及び3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「UN R157-00の8.3.」と読み替えるものとする。 イ <u>アに掲げる自動車以外の自動運行装置を備える自動車にあつては、別添123「作動状態記録装置の技術基準」に適合するものであること。</u> (2) (略) 7-113-3 (略) 7-113-4 適用関係の整理 (1) <u>次に掲げる自動車については、7-113-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第55条の2第5項関係）</u> ① <u>令和4年6月30日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和4年7月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）</u> イ <u>令和4年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）と自動運行装置に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等を基本とした自動車であつて、改造等により試作車又は組立車となったもの</u> 7-113-5 従前規定の適用① <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第55条の2第5項関係）</u> ① <u>令和4年6月30日以前に製作された自動車</u>	<u>を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u> この場合において、<u>これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。</u> ⑮ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、<u>細目告示別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> (2) (略) 7-104-3 (略) 7-104-4 欠番 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
② <u>令和4年7月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）</u> イ <u>令和4年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）と自動運行装置に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等を基本とした自動車であって、改造等により試作車又は組立車となったもの</u> 7-113-5-1 装備要件 <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には自動運行装置を備えることができる。</u> 7-113-5-2 性能要件 7-113-5-2-1 テスタ等による審査 <u>なし。</u> 7-113-5-2-2 視認等による審査 <u>なし。</u> 7-113-5-2-3 書面等による審査 <u>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること。</u> ② <u>運転者の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動するものであり、かつ、運転者の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。</u> ③ <u>自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。</u> <u>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。</u> ④ <u>自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、③の警報を発するものであること。</u> <u>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができる。</u> ⑤ <u>走行環境条件を満たさなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が③又は④の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。</u>	

新	旧
<u>⑥ ③の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、③及び⑤の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、③の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。</u> <u>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合にのみ終了することができる。</u> <u>⑦ 自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。</u> <u>⑧ 走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑤及び⑥の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。</u> <u>⑨ 次に掲げる場合において、自動運行装置が作動しないものであること。</u> <u>ア 走行環境条件を満たしていない場合</u> <u>イ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合</u> <u>⑩ 自動運行装置の作動状態（自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。）を運転者に表示するものであること。</u> <u>また、当該表示は運転者が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。</u> <u>⑪ 自動運行装置の作動中、運転者が③の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。</u> <u>また、運転者が当該警報に従って当該状態にならない場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。</u> <u>⑫ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者に視覚的に警報するものであること。</u> <u>⑬ 自動運行装置の機能について冗長性をもって設計されていること。</u> <u>⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が 60km/h 以下であるものに限る。）にあつては、細目告示別添 122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。</u> <u>⑮ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、細目告示別添 123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u> <u>(2) 7-113-2-3 (2) に同じ。</u>	
7-114～7-115 (略)	7-105～7-106 (略)

新

旧

7-116 緊急自動車

7-116-1 (略)

7-116-2 性能要件

7-116-2-1 テスタ等による審査

(削除) ※9-14 へ移動

9-14 の規定による。(保安基準第 49 条第 1 項関係、細目告示第 75 条第 2 号関係、細目告示第 153 条第 2 号関係)

7-116-2-2 (略)

7-116-3～7-116-4 (略)

7-116-5 従前規定の適用①

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 58 条第 1 項関係)

7-116-5-1 (略)

7-116-5-2 性能要件

7-116-5-2-1 テスタ等による審査

(削除) ※9-14 へ移動

9-14 の規定による。

7-116-5-2-2 (略)

7-117～7-125 (略)

第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

8-1～8-11 (略)

8-12 操縦装置

8-12-1 性能要件（視認等による審査）

(1) ～ (2) (略)

(3) 自動車（(1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2) で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 168 条第 2 項関係)

①～③ (略)

表 1 (略)

表 2

識別対象装置	識別表示（注 17）	照明（注 19）	色
(略)	(略)	(略)	(略)
前部霧灯の操作装置	Ⓜ (注 15 及び注 20)	不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑

7-107 緊急自動車

7-107-1 (略)

7-107-2 性能要件

7-107-2-1 テスタ等による審査

(1) ～ (2) (略)

7-107-2-2 (略)

7-107-3～7-107-4 (略)

7-107-5 従前規定の適用①

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 58 条第 1 項関係)

7-107-5-1 (略)

7-107-5-2 性能要件

7-107-5-2-1 テスタ等による審査

(1) ～ (2) (略)

7-107-5-2-2 (略)

7-108～7-116 (略)

第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

8-1～8-11 (略)

8-12 操縦装置

8-12-1 性能要件（視認等による審査）

(1) ～ (2) (略)

(3) 自動車（(1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2) で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 168 条第 2 項関係)

①～③ (略)

表 1 (略)

表 2

識別対象装置	識別表示（注 17）	照明（注 19）	色
(略)	(略)	(略)	(略)
前部霧灯の操作装置	Ⓜ (注 20)	不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑

新				旧			
後部霧灯の操作装置	 (注 15 及び 注 20)	不要	—	後部霧灯の操作装置	 (注 20)	不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄	後部霧灯のテルテール		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
デフロスタのテルテール	 (注 15)	—	黄	デフロスタのテルテール		—	黄
後部デフロスタの操作装置	 ※Rear Defrost、 Rear Defog、Rear Def 又は R-Def (注 15)	要	—	後部デフロスタの操作装置	 ※Rear Defrost、 Rear Defog、Rear Def 又は R-Def	要	—
後部デフロスタのテルテール		—	黄	後部デフロスタのテルテール		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
駐車灯の操作装置	 (注 15)	不要	—	駐車灯の操作装置		不要	—
駐車灯のテルテール		—	緑	駐車灯のテルテール		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
原動機（予熱）のテルテール	 (注 15)	—	黄	原動機（予熱）のテルテール		—	黄
チョークのテルテール	 (注 15)	—	—	チョークのテルテール		—	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～注 21（略）
※（略）
(4) ～ (5)（略）
8-12-2～8-12-4（略）

8-13 かじ取装置
8-13-1 性能要件
8-13-1-1 テスタ等による審査
(削除) ※9-2 へ移動
9-2 の規定による。（保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ル関係）

8-13-1-2（略）

注 1～注 21（略）
※（略）
(4) ～ (5)（略）
8-12-2～8-12-4（略）

8-13 かじ取装置
8-13-1 性能要件
8-13-1-1 テスタ等による審査
四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。
ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。（保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ル関係）
8-13-1-2（略）

新	旧
8-13-2～8-13-10（略） 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 8-13-11 従前規定の適用⑦ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 9 項関係） 8-13-11-1 性能要件 8-13-11-1-1 テスタ等による審査 <u>9-2 の規定による。</u> 8-13-11-1-2（略） 8-13-12～8-13-13（略） 8-14（略） 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、7-15-4 <u>(10)</u> ①から⑤までに掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 2 項、適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項関係） <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> 8-15-2 性能要件 8-15-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> <u>(1) 9-3 の規定による。（細目告示第 171 条第 7 項関係）</u> <u>(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて <u>(1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 2 項第 2 号関係）</u>	8-13-2～8-13-10（略） 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 8-13-11 従前規定の適用⑦ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 9 項関係） 8-13-11-1 性能要件 8-13-11-1-1 テスタ等による審査 <u>8-13-1-1 に同じ。</u> 8-13-11-1-2（略） 8-13-12～8-13-13（略） 8-14（略） 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、7-15-4 <u>(14)</u> ①から⑤までに掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 2 項、適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項関係） <u>(4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 8 項、第 9 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係）</u> ① <u>指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</u> ② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもののうち、高速道路等において運行しない自動車</u> ③ <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ④ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> 8-15-2 性能要件 8-15-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2)（略）</u> <u>(新設)</u> <u>(3) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて <u>(2) ①の状態</u>で計測した制動力が <u>(2) ②に掲げる基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 2 項第 2 号関係）</u>

新	旧
② (略) 8-15-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第 171 条第 2 項関係) ①～⑤ (略) <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> ⑥ (略) (3) (略) 8-15-3 (略) 8-15-4 適用関係の整理 第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (6) (略) <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> [制動装置：細目告示別添 10 適用] <u>(7)</u> 次に掲げる自動車については、8-15-<u>11</u> (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項、<u>第 31 項関係</u>) ① (略) <u>(削除)</u>	② (略) 8-15-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第 171 条第 2 項関係) ①～⑤ (略) <u>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、高速道路等において運行しない自動車（貨物の運送の用に供する 3.5t 以下の自動車を除く。）及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> ⑦ (略) (3) (略) 8-15-3 (略) 8-15-4 適用関係の整理 第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (6) (略) <u>(7) (略)</u> [制動装置：細目告示別添 10 適用] <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用 (任意装備)]</u> <u>(8)</u> 次に掲げる自動車については、8-15-<u>12</u> (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条<u>第 18 項、第 22 項、</u>第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項<u>及び</u>第 31 項関係) ① (略) <u>② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない次に掲げる自動車</u> <u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 12t を超える自動</u>

新

② (略)

区分		製作年月日 又は適用日	指定等 年月日
専ら乗用の 用に供する 乗 車 定 員 10 人 以 上 の自動車	車両総重量 12t 超 (立席を有するものを除く。)	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	車両総重量 12t 超 (立席を有するものに限る。)	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

[制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)]

(8) 次に掲げる自動車については、8-15-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 33 項、第 34 項、第 35 項、第 36 項、第 44 項関係)

① (略)

(削除)

② (略)

(略)

(削除) ※8-20 へ移動

旧

車

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 5t を超え 12t 以下の自動車

ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量 22t を超える自動車 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)

エ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超え 20t 以下の自動車 (第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。)

③ (略)

区分		製作年月日 又は適用日	指定等 年月日
専ら乗用の 用に供する 乗 車 定 員 10 人 以 上 の自動車	車両総重量 12t 超	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

[制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)]

[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用 (任意装備)]

(9) 次に掲げる自動車については、8-15-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 20 項、第 21 項、第 23 項、第 33 項、第 34 項、第 35 項、第 36 項、及び第 42 項及び第 44 項関係)

① (略)

② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない次に掲げる自動車

ア 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t を超え 20t 以下の自動車 (第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。)

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 5t を超え 12t 以下の自動車

ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t 以下の自動車

③ (略)

(略)

[制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務付け)]

[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用 (任意装備)]

(10) (略)

[制動装置：細目告示別添 10 適用]

新	旧
<u>(削除) ※8-20 へ移動</u> <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] <u>(9)</u> 次に掲げる自動車については、8-15-<u>13</u>（従前規定の適用<u>⑨</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第48項、第49項関係） ①～②（略） <u>(10)</u> 次に掲げる自動車については、8-15-<u>14</u>（従前規定の適用<u>⑩</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第52項関係） ①～⑤（略） <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> <u>8-15-5～8-15-10</u>（略） <u>(削除)</u> <u>8-15-11 従前規定の適用⑦</u> 7-15-<u>11</u>の規定を適用する。 <u>8-15-12 従前規定の適用⑧</u> 7-15-<u>12</u>の規定を適用する。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] <u>8-15-13 従前規定の適用⑨</u> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第48項、第49項関係） ①～②（略） <u>8-15-13-1</u>（略） <u>8-15-13-2 性能要件</u> <u>8-15-13-2-1 テスタ等による審査</u> <u>9-3の規定による。</u> <u>8-15-13-2-2 視認等による審査</u> (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに	<u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）]</u> <u>(11)</u>（略） <u>[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け（一部を除く））]</u> <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）]</u> <u>(12)</u>（略） [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] <u>(13)</u> 次に掲げる自動車については、8-15-<u>17</u>（従前規定の適用<u>⑬</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第48項、第49項関係） ①～②（略） <u>(14)</u> 次に掲げる自動車については、8-15-<u>18</u>（従前規定の適用<u>⑭</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第52項関係） ①～⑤（略） <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</u> <u>(15)</u>（略） <u>8-15-5～8-15-10</u>（略） <u>8-15-11 従前規定の適用⑦</u> <u>7-15-11の規定を適用する。</u> <u>8-15-12 従前規定の適用⑧</u> 7-15-<u>12</u>の規定を適用する。 <u>8-15-13 従前規定の適用⑨</u> 7-15-<u>13</u>の規定を適用する。 <u>8-15-14 従前規定の適用⑩</u> 7-15-<u>14</u>の規定を適用する。 <u>8-15-15 従前規定の適用⑪</u> 7-15-<u>15</u>の規定を適用する。 <u>8-15-16 従前規定の適用⑫</u> 7-15-<u>16</u>の規定を適用する。 [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] <u>8-15-17 従前規定の適用⑬</u> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条<u>第47項</u>、第48項、第49項関係） ①～②（略） <u>8-15-17-1</u>（略） <u>8-15-17-2 性能要件</u> <u>8-15-17-2-1 テスタ等による審査</u> <u>8-15-2-1に同じ。</u> <u>8-15-17-2-2 視認等による審査</u> (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに

新	旧
備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。 ①～⑤ (略) <u>(削除)</u> (3) (略) 8-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 の規定を適用する。 <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> 8-16 乗用車の制動装置 8-16-1 装備要件 (1) (略) (2) (1) の制動装置には、次の①から③までに掲げる装置を備えること。(細目告示第 171 条第 3 項関係) ①～③ (略) <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> 8-16-2 性能要件 8-16-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> (1) 9-3 の規定による。(細目告示第 171 条第 7 項関係) (2) 制動装置は、<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係) ① <u>制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。</u> <u>なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u> ② <u>主制動装置は、全ての車輪を制動すること。</u> <u>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。</u> 8-16-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係) ①～⑤ (略) <u>(削除) ※8-20 へ移動</u>	備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。<u>(細目告示第 171 条第 2 項関係)</u> ①～⑤ (略) <u>⑥ 8-15-2-2 (2) ⑥に同じ。</u> (3) (略) 8-15-18 従前規定の適用⑩ 7-15-18 の規定を適用する。 <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</u> 8-15-19 (略) 8-16 乗用車の制動装置 8-16-1 装備要件 (1) (略) (2) (1) の制動装置には、次の①から④までに掲げる装置を備えること。 <u>ただし、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものについては④に掲げる装置の装備を要しない。</u>(細目告示第 171 条第 3 項、第 9 項関係) ①～③ (略) <u>④ 衝突被害軽減制動制御装置</u> 8-16-2 性能要件 8-16-2-1 テスタ等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、8-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 7 項関係) (3) 制動装置は、<u>8-15-2-1 (3) の基準に適合するものでなければならない。</u>(細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 8-16-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項、<u>第 9 項</u>関係) ①～⑤ (略) <u>⑥ 衝突被害軽減制動制御装置は、次のア及びイに掲げる基準に適合するものでな</u>

新	旧
⑥ (略) (3) (略) 8-16-3 (略) 8-16-4 適用関係の整理 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (10) (略) <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> 8-16-5～8-16-13 (略) 8-16-14 従前規定の適用⑩ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第49項関係) 8-16-14-1 (略) 8-16-14-2 性能要件 8-16-14-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3の規定による。</u> 8-16-14-2-2 (略) <u>(削除) ※8-20 へ移動</u> 8-17 二輪車の制動装置 8-17-1 (略) 8-17-2 性能要件 8-17-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> <u>(1) 9-3の規定による。</u>(細目告示第171条第7項関係) <u>(2) 制動装置は、かじり性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすことがないものでなければならない。</u> <u>なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。</u>(細目告示第171条第4項第2号関係) 8-17-2-2 (略) 8-17-3 (略) 8-17-4 適用関係の整理	<u>なければならない。</u> <u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> ⑦ (略) (3) (略) 8-16-3 (略) 8-16-4 適用関係の整理 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (10) (略) <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</u> <u>(11) (略)</u> 8-16-5～8-16-13 (略) 8-16-14 従前規定の適用⑩ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第49項関係) 8-16-14-1 (略) 8-16-14-2 性能要件 8-16-14-2-1 テスタ等による審査 <u>8-16-2-1に同じ。</u> 8-16-14-2-2 (略) <u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</u> 8-16-15 (略) 8-17 二輪車の制動装置 8-17-1 (略) 8-17-2 性能要件 8-17-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 制動装置は、8-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u>(細目告示第171条第7項関係) <u>(3) 制動装置は、8-15-2-1 (3) ①の基準に適合するものでなければならない。</u>(細目告示第171条第4項第2号関係) 8-17-2-2 (略) 8-17-3 (略) 8-17-4 適用関係の整理

新	旧
第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、8-17-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 51 項関係） ① (略) <u>(削除)</u> ② (略) (5) (略) <u>(6) 次に掲げる自動車については、8-17-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 57 項関係）</u> ① <u>令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 5 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、多仕様自動車又は輸入自動車</u> <u>特別取扱自動車</u> <u>イ 指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの</u> 8-17-5～8-17-8 (略) [テルテル：UN R121 又は UN R60 適用前] 8-17-9 従前規定の適用⑤ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係） 8-17-9-1 (略) 8-17-9-2 性能要件 8-17-9-2-1 テスタ等による審査 <u>9-3 の規定による。</u> 8-17-9-2-2 (略) 8-17-10 従前規定の適用⑥ <u>7-17-10 の規定を適用する。</u> 8-18 大型特殊自動車等の制動装置 8-18-1 (略) 8-18-2 性能要件 8-18-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> <u>(1) 9-3 の規定による。</u>（細目告示第 171 条第 7 項関係） <u>(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u>	第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、8-17-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 51 項関係） ① (略) ② <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 9 月 30 日以前のもの</u> ③ (略) (5) (略) <u>(新設)</u> 8-17-5～8-17-8 (略) [テルテル：UN R121 又は UN R60 適用前] 8-17-9 従前規定の適用⑤ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係） 8-17-9-1 (略) 8-17-9-2 性能要件 8-17-9-2-1 テスタ等による審査 <u>8-17-2-1 に同じ。</u> 8-17-9-2-2 (略) <u>(新設)</u> 8-18 大型特殊自動車等の制動装置 8-18-1 (略) 8-18-2 性能要件 8-18-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 制動装置は、8-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u>（細目告示第 171 条第 7 項関係） (3) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(1)</u> の基準に適合している制動装置は、①、③及び④の基準に適合するものとする。 ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ① 制動装置は、8-15-2-1 <u>(2)</u> ①の基準に適合すること。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係) ②～④ (略) 8-18-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、②及び④の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。(細目告示第 171 条第 5 項関係) ①～② (略) ③ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても 8-18-2-1 <u>(2)</u> ③に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第 171 条第 5 項第 9 号関係) ④ (略) (3) (略) 8-18-3～8-18-4 (略) 8-19 被牽引自動車の制動装置 8-19-1 (略) 8-19-2 性能要件 8-19-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-3 へ移動</u> <u>(1) 9-3 の規定による。</u>(細目告示第 171 条第 6 項関係) <u>(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(1)</u> の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。 ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える自動車にあっては、①及び④に適合するものであればよい。 ① 制動装置は、8-15-2-1 <u>(2)</u> ②の基準に適合すること。(細目告示第 171 条第 6 項第 1 号関係) ②～④ (略) 8-19-2-2 (略)	この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(2)</u> の基準に適合している制動装置は、①、③及び④の基準に適合するものとする。 ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ① 制動装置は、8-15-2-1 <u>(3)</u> ①の基準に適合すること。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係) ②～④ (略) 8-18-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、②及び④の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。(細目告示第 171 条第 5 項関係) ①～② (略) ③ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても 8-18-2-1 <u>(3)</u> ③に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第 171 条第 5 項第 9 号関係) ④ (略) (3) (略) 8-18-3～8-18-4 (略) 8-19 被牽引自動車の制動装置 8-19-1 (略) 8-19-2 性能要件 8-19-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 制動装置は、8-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u>(細目告示第 171 条第 6 項関係) <u>(3) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> この場合において、ブレーキ・テストを用いて <u>(2)</u> の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。 ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える自動車にあっては、①及び④に適合するものであればよい。 ① 制動装置は、8-15-2-1 <u>(3)</u> ②の基準に適合すること。(細目告示第 171 条第 6 項第 1 号関係) ②～④ (略) 8-19-2-2 (略)

新	旧
8-19-3～8-19-4（略） 8-20 衝突被害軽減制動制御装置 8-20-1 装備要件 <u>（1）専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 8 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係）</u> ① <u>高速道路等において運行しない自動車</u> ② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> ④ <u>指定自動車等以外の貨物の運送の用に供する自動車であつて、車軸の数が 4 を超えるもの</u> <u>（2）専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が 3.5 t 以下のものの制動装置には衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 9 項関係）</u> ① <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ② <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> 8-20-2 性能要件（視認等による審査） <u>衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 8 項、第 9 項関係）</u> <u>（1）衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>（2）衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> 8-20-3 欠番 8-20-4 適用関係の整理 <u>7-20-4 の規定を適用する。</u> 8-21～8-22（略） 8-23 燃料装置	8-19-3～8-19-4（略） <u>（新設）</u> 8-20～8-21（略） 8-22 燃料装置

新	旧
8-23-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。 この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係） 8-23-2～8-23-3 (略) 8-23-4 適用関係の整理 7-23-4 の規定を適用する。 8-24～8-25 (略) 8-26 電気装置 8-26-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (削除) (削除) (削除) (4) ～ (5) (略) 8-26-2～8-26-4 (略) 8-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム 8-27-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第	8-22-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 <u>が</u> 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。 この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係） 8-22-2～8-22-3 (略) 8-22-4 適用関係の整理 7-22-4 の規定を適用する。 8-23～8-24 (略) 8-25 電気装置 8-25-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) <u>自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものであること。</u> <u>この場合において、その性能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 177 条第 3 項関係）</u> (5) <u>自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等の適切な改変を確保できるものであること。</u> <u>この場合において、その性能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 177 条第 4 項関係）</u> (6) ～ (7) (略) 8-25-2～8-25-4 (略) (新設)

新	旧
<u>99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、その性能を損なう損傷のない電気装置は、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 177 条第 3 項関係）</u> <u>① 自動運行装置を備える自動車の電気装置はサイバーセキュリティを確保できるものであること。</u> <u>② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置はサイバーセキュリティを確保できるものであること。</u> <u>ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置にあつては、当該基準を適用しない。</u> <u>③ 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等以外の自動車に限る。）の電気装置については、サイバーセキュリティシステムに係る基準を適用しない。</u> <u>(2) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等の適切な改変を確保できるものとして、機能及び性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、その性能を損なう損傷のない電気装置は、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 177 条第 4 項関係）</u> <u>① 自動運行装置を備える自動車の電気装置は、プログラム等の適切な改変を確保できるものであること。</u> <u>② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等であつて、プログラム等を改変する機能を有するものに限る。）の電気装置は、プログラム等の適切な改変を確保できるものであること。</u> <u>ただし、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置にあつては、当該基準を適用しない。</u> <u>③ 自動運行装置を備えない自動車（次に掲げる自動車に限る。）の電気装置については、プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。</u> <u>ア 指定自動車等であつて、プログラム等を改変する機能を有しないもの</u> <u>イ 指定自動車等以外の自動車</u> 8-27-2 欠番 8-27-3 欠番 8-27-4 適用関係の整理 <u>7-27-4 の規定を適用する。</u> 8-28（略） 8-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	8-26（略） 8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

新

旧

8-29-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 178 条第 8 項関係）

① 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車
(削除)

② 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車

③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車

④～⑧（略）

(2)（略）

8-29-2～8-29-3（略）

8-29-4 適用関係の整理

(1) ～ (2)（略）

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

(3) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-29-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）

[細目告示別添 23 適用]

(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-29-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～ウ（略）

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 3.5t 未満のものに限る。）	(略)	H30. 8. 31	R11. 8. 31
	(略)	R2. 8. 31	R11. 8. 31
(略)		R5. 8. 31	R11. 8. 31

[UN R137-00 適用]

(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-29-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～ウ（略）

8-27-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 178 条第 8 項関係）

① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの

② ①の自動車の形状に類する自動車

③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8t を超えるもの

④ ③の自動車の形状に類する自動車

⑤～⑨（略）

(2)（略）

8-27-2～8-27-3（略）

8-27-4 適用関係の整理

(1) ～ (2)（略）

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

(3) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-27-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）

[細目告示別添 23 適用]

(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-27-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係）

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～ウ（略）

区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	(略)	H30. 8. 31	H30. 8. 31
	(略)	R2. 8. 31	R2. 8. 31
(略)		R5. 8. 31	R5. 8. 31

[UN R137-00 適用]

(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-27-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～ウ（略）

新

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 3.5t 未満のものに限る。）	R2. 8. 31	<u>R11. 8. 31</u>
（略）	R9. 8. 31	<u>R11. 8. 31</u>

[UN R137-01-S2 適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-29-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 36 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	<u>R9. 8. 31</u>	<u>R11. 8. 31</u>

8-29-5～8-29-6（略）

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

8-29-7 従前規定の適用③

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）

8-29-7-1（略）

8-29-5～8-29-9（略）

[UN R137-01-S2 適用]

8-29-10 従前規定の適用⑥

7-29-10 の規定を適用する。

旧

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	R2. 8. 31	<u>R2. 8. 31</u>
（略）	R9. 8. 31	<u>R9. 8. 31</u>

(新設)

8-27-5～8-27-6（略）

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

8-27-7 従前規定の適用③

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）

8-27-7-1（略）

8-27-5～8-27-9（略）

(新設)

新

8-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

8-30-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 178 条第 9 項関係）

① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車

② 車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車

③ 車両総重量 2.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車

④ ①から③までのいずれかの自動車の形状に類する自動車

⑤～⑧（略）

(2)（略）

8-30-2～8-30-3（略）

8-30-4 適用関係の整理

(1) ～ (3)（略）

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

(4) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-30-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）

[UN R94-02-S5 適用]

(5) 次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-30-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 27 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～イ（略）

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	R11. 8. 31
(略)	(略)	R11. 8. 31

[UN R94-03-S1 適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-30-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 37 項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護

旧

8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

8-28-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 178 条第 9 項関係）

① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの

② ①の自動車の形状に類する自動車

③ 車両総重量 2.5t を超える自動車

④ ③の自動車の形状に類する自動車

⑤～⑧（略）

(2)（略）

8-28-2～8-28-3（略）

8-28-4 適用関係の整理

(1) ～ (3)（略）

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

(4) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-28-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）

[UN R94-02-S5 適用]

(5) 次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-28-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 27 項関係）

① 「製作年月日」以前に製作された自動車

② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア～イ（略）

区分	製作年月日	指定等年月日
(略)	(略)	H30. 8. 31
(略)	(略)	R5. 8. 31

(新設)

新

に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)

イ「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5.8.31	R11.8.31

8-30-5～8-30-7（略）
[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

8-30-8 従前規定の適用④
平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）

8-30-8-1（略）
8-30-9（略）
[UN R94-03-S1 適用]

8-30-10 従前規定の適用⑥
7-30-10 の規定を適用する。

8-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
8-31-1 性能要件（視認等による審査）
(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 178 条第 10 項関係）

① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
(削除)
② 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車
③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車
④～⑧（略）
(2)（略）

旧

8-28-5～8-28-7（略）
[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

8-28-8 従前規定の適用④
平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）

8-28-8-1（略）
8-28-9（略）

(新設)

8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
8-29-1 性能要件（視認等による審査）
(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 178 条第 10 項関係）

① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの
② ①の自動車の形状に類する自動車
③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの
④ ③の自動車の形状に類する自動車
⑤～⑨（略）
(2)（略）

新

旧

8-31-2～8-31-3（略）

8-31-4 適用関係の整理

(1) ～ (7)（略）

[UN R95-03-S7 適用]

(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、8-31-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第38項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4.7.4	R6.7.4

8-31-5～8-31-11（略）

[UN R95-03-S7 適用]

8-31-12 従前規定の適用⑧

7-31-12 の規定を適用する。

8-32～8-44（略）

8-45 座席ベルト非装着時警報装置

8-45-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係）

8-29-2～8-29-3（略）

8-29-4 適用関係の整理

(1) ～ (7)（略）

(新設)

8-29-5～8-29-11（略）

(新設)

8-30～8-41（略）

8-42 座席ベルト非装着時警報装置

8-42-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係）

新	旧
(略) ① (略) ② UN R16-08-<u>S1</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-<u>S1</u> の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの ア～イ (略) 8-<u>45</u>-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) <u>(3) 座席ベルトの非装着時警報装置の審査については、(2) の規定にかかわらず、次の審査方法とすることができる。</u> <u>① 座席ベルトの非装着時警報装置は、次に掲げる構造に該当するものであればよい。</u> <u>ア 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、当該座席の警報装置が警報を発するもの</u> <u>イ 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報を停止するもの</u> <u>ウ 発する警報が運転者席において容易に判別できるもの</u> 8-<u>45</u>-3～8-<u>45</u>-4 (略) 8-<u>46</u>～8-<u>54</u> (略) 8-<u>55</u> 窓ガラス貼付物等 8-<u>55</u>-1 性能要件 8-<u>55</u>-1-1 (略) 8-<u>55</u>-1-2 テスタ等による審査 <u>9-4 の規定による。</u> 8-<u>56</u> 騒音防止装置 8-<u>56</u>-1 (略) 8-<u>56</u>-2 性能要件 8-<u>56</u>-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-5 へ移動</u> <u>9-5 の規定による。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係)</u>	(略) ① (略) ② UN R16-08 の 2. 1. 4. に定める座席ベルト ③～⑨ (略) ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08 の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの ア～イ (略) 8-<u>42</u>-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u> 8-<u>42</u>-3～8-<u>42</u>-4 (略) 8-<u>43</u>～8-<u>51</u> (略) 8-<u>52</u> 窓ガラス貼付物等 8-<u>52</u>-1 性能要件 8-<u>52</u>-1-1 (略) 8-<u>52</u>-1-2 テスタ等による審査 <u>前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</u> <u>ただし、可視光線透過率が 70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。</u> 8-<u>53</u> 騒音防止装置 8-<u>53</u>-1 (略) 8-<u>53</u>-2 性能要件 8-<u>53</u>-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (4) (略)</u>

新	旧
~~8-56-2-2~~ (略) ~~8-56-3~~～~~8-56-13~~ (略) ~~8-56-14~~ 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係) ①～② (略) ~~8-56-14-1~~ (略) ~~8-56-14-2~~ 性能要件 ~~8-56-14-2-1~~ テスタ等による審査 ~~(削除)~~ ※9-5 へ移動 ~~9-5 の規定による。~~ ~~8-56-14-2-2~~ (略) ~~8-56-15~~ 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係) ①～③ (略) ~~8-56-15-1~~ (略) ~~8-56-15-2~~ 性能要件 ~~8-56-15-2-1~~ テスタ等による審査 ~~(削除)~~ ※9-5 へ移動 ~~9-5 の規定による。~~ ~~8-56-15-2-2~~ (略) ~~8-56-16~~ 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ①～③ (略) ~~8-56-16-1~~ (略) ~~8-56-16-2~~ 性能要件 ~~8-56-16-2-1~~ テスタ等による審査 ~~(削除)~~ ※9-5 へ移動 ~~9-5 の規定による。~~ ~~8-56-16-2-2~~ (略) ~~8-56-17~~ 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係) ①～② (略) ~~8-56-17-1~~ (略) ~~8-56-17-2~~ 性能要件	~~8-53-2-2~~ (略) ~~8-53-3~~～~~8-53-13~~ (略) ~~8-53-14~~ 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係) ①～② (略) ~~8-53-14-1~~ (略) ~~8-53-14-2~~ 性能要件 ~~8-53-14-2-1~~ テスタ等による審査 ~~(1)~~ ～ ~~(2)~~ (略) ~~8-53-14-2-2~~ (略) ~~8-53-15~~ 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係) ①～③ (略) ~~8-53-15-1~~ (略) ~~8-53-15-2~~ 性能要件 ~~8-53-15-2-1~~ テスタ等による審査 ~~(1)~~ ～ ~~(3)~~ (略) ~~8-53-15-2-2~~ (略) ~~8-53-16~~ 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ①～③ (略) ~~8-53-16-1~~ (略) ~~8-53-16-2~~ 性能要件 ~~8-53-16-2-1~~ テスタ等による審査 ~~(1)~~ ～ ~~(2)~~ (略) ~~8-53-16-2-2~~ (略) ~~8-53-17~~ 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係) ①～② (略) ~~8-53-17-1~~ (略) ~~8-53-17-2~~ 性能要件

新	旧
8-56-17-2-1 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-5 へ移動</u> <u>9-5 の規定による。</u> 8-56-17-2-2 (略) 8-56-18 従前規定の適用⑭ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～③（略） 8-56-18-1 (略) 8-56-18-2 性能要件 8-56-18-2-1 テスタ等による審査 <u>9-5 の規定による。</u> 8-56-18-2-2 (略) 8-56-19 従前規定の適用⑮ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては 8-56-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～③（略） 8-56-19-1 (略) 8-56-19-2 性能要件 8-56-19-2-1 テスタ等による審査 <u>9-5 の規定による。</u> 8-56-19-2-2 (略) 8-57 (略) 8-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 8-58-1 性能要件（テスタ等による審査） <u>9-6 又は 9-7 の規定による。</u>（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係） <u>(削除) ※9-6 又は 9-7 へ移動</u> 8-59～8-64 (略) 8-65 走行用前照灯 8-65-1 (略) 8-65-2 性能要件	8-53-17-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 8-53-17-2-2 (略) 8-53-18 従前規定の適用⑭ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～③（略） 8-53-18-1 (略) 8-53-18-2 性能要件 8-53-18-2-1 テスタ等による審査 <u>8-53-2-1 に同じ。</u> 8-53-18-2-2 (略) 8-53-19 従前規定の適用⑮ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては 8-53-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～③（略） 8-53-19-1 (略) 8-53-19-2 性能要件 8-53-19-2-1 テスタ等による審査 <u>8-53-2-1 に同じ。</u> 8-53-19-2-2 (略) 8-54 (略) 8-55 排気管からの排出ガス発散防止性能 8-55-1 性能要件（テスタ等による審査） <u>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。</u>（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係） ①～③（略） 8-56～8-61 (略) 8-62 走行用前照灯 8-62-1 (略) 8-62-2 性能要件

新	旧
8-65-2-1 テスタ等による審査 <u>9-8の規定による。</u>（保安基準第32条第2項関係） <u>（削除）※9-8へ移動</u> 8-65-2-2（略） 8-65-3 取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び 8-65-2-1③）に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第3項関係、細目告示第198条第3項関係） この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第198条第3項関係） ①～⑦（略） ⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、<u>⑦</u>ただし書の場合にあつては、この限りでない。 ⑨～⑪（略） 8-65-4（略） 8-66 すれ違い用前照灯 8-66-1（略） 8-66-2 性能要件 8-66-2-1 テスタ等による審査 <u>9-9の規定による。</u>（保安基準第32条第5項関係、細目告示第198条第6項関係） <u>（削除）※9-9へ移動</u> 8-66-2-2（略） 8-66-3～8-66-4（略）	8-62-2-1 テスタ等による審査 <u>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び③後段に規定する審査方法によることができる。</u>（保安基準第32条第2項関係） <u>①～③（略）</u> 8-62-2-2（略） 8-62-3 取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び 8-62-2-1③）に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第3項関係、細目告示第198条第3項関係） この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第198条第3項関係） ①～⑦（略） ⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、<u>⑥</u>ただし書の場合にあつては、この限りでない。 ⑨～⑪（略） 8-62-4（略） 8-63 すれ違い用前照灯 8-63-1（略） 8-63-2 性能要件 8-63-2-1 テスタ等による審査 <u>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は 8-62-2-1 後段の規定の適用を受けた自動車であつて、8-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</u>（保安基準第32条第5項関係、細目告示第198条第6項関係） <u>①（略）</u> 8-63-2-2（略） 8-63-3～8-63-4（略）

新	旧
8-67 配光可変型前照灯 8-67-1 (略) 8-67-2 性能要件 8-67-2-1 テスタ等による審査 <u>9-10 の規定による。</u>(保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 198 条第 9 項関係) <u>(削除) ※9-10 へ移動</u> 8-67-2-2 (略) 8-67-3～8-67-4 (略) 8-68～8-73 (略) 8-74 車幅灯 8-74-1 (略) 8-74-2 性能要件 8-74-2-1 (略) 8-74-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 8-74-3～8-74-4 (略) 8-75～8-77 (略) 8-78 側方灯 8-78-1 (略) 8-78-2 性能要件 8-78-2-1 (略) 8-78-2-2 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11 へ移動</u> <u>9-11 の規定による。</u> 8-78-3～8-78-4 (略) 8-79～8-80 (略) 8-81 尾灯 8-81-1 (略)	8-64 配光可変型前照灯 8-64-1 (略) 8-64-2 性能要件 8-64-2-1 テスタ等による審査 <u>配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>(保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 198 条第 9 項関係) <u>①～②</u> (略) 8-64-2-2 (略) 8-64-3～8-64-4 (略) 8-65～8-70 (略) 8-71 車幅灯 8-71-1 (略) 8-71-2 性能要件 8-71-2-1 (略) 8-71-2-2 テスタ等による審査 <u>8-71-2-1 (1) ②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 8-71-3～8-71-4 (略) 8-72～8-73 (略) 8-74 側方灯 8-74-1 (略) 8-74-2 性能要件 8-74-2-1 (略) 8-74-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2)</u> (略) 8-74-3～8-74-4 (略) 8-75～8-76 (略) 8-77 尾灯 8-77-1 (略)

新	旧
8-81-2 性能要件 8-81-2-1 (略) 8-81-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 8-81-3～8-81-4 (略) 8-82 後部霧灯 8-82-1 (略) 8-82-2 性能要件 8-82-2-1 (略) 8-82-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 8-82-3～8-82-4 (略) 8-83 駐車灯 8-83-1 (略) 8-83-2 性能要件 8-83-2-1 (略) 8-83-2-2 テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-11 へ移動</u> <u>9-11 の規定による。</u> 8-83-3～8-83-4 (略) 8-84 後部上側端灯 8-84-1 (略) 8-84-2 性能要件 8-84-2-1 (略) 8-84-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> 8-84-3～8-84-4 (略)	8-77-2 性能要件 8-77-2-1 (略) 8-77-2-2 テスタ等による審査 <u>8-77-2-1 (1) ②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 8-77-3～8-77-4 (略) 8-78 後部霧灯 8-78-1 (略) 8-78-2 性能要件 8-78-2-1 (略) 8-78-2-2 テスタ等による審査 <u>8-78-2-1 (1) ②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 8-78-3～8-78-4 (略) 8-79 駐車灯 8-79-1 (略) 8-79-2 性能要件 8-79-2-1 (略) 8-79-2-2 テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> 8-79-3～8-79-4 (略) 8-80 後部上側端灯 8-80-1 (略) 8-80-2 性能要件 8-80-2-1 (略) 8-80-2-2 テスタ等による審査 <u>8-80-2-1 (1) ②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> 8-80-3～8-80-4 (略)

新	旧
<u>8-85</u>～<u>8-87</u> (略) <u>8-88</u> 制動灯 <u>8-88-1</u> (略) <u>8-88-2</u> 性能要件 <u>8-88-2-1</u> (略) <u>8-88-2-2</u> テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> <u>8-88-3</u> 取付要件 (視認等による審査) (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 212 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号) ① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S16 の 5.2.1.30. 又は 5.2.2.22. 若しくは UN R13H-01-S1 の 5.2.22. に定める制動信号 (二輪自動車に備えるものにあつては UN R78-<u>05</u> の 5.1.17. に定める制動信号) を発する場合に点灯する構造であること。 ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置 (牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置) 若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。 この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面において 80km/h (最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度) から減速した場合の減速能力が 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。 なお、視認等により運転者が主制動装置 (牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置) を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 ②～⑥ (略) (2) (略)	<u>8-81</u>～<u>8-83</u> (略) <u>8-84</u> 制動灯 <u>8-84-1</u> (略) <u>8-84-2</u> 性能要件 <u>8-84-2-1</u> (略) <u>8-84-2-2</u> テスタ等による審査 <u>8-84-2-1 (1) ③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</u> <u>8-84-3</u> 取付要件 (視認等による審査) (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 212 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号) ① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S16 の 5.2.1.30. 又は 5.2.2.22. 若しくは UN R13H-01-S1 の 5.2.22. に定める制動信号 (二輪自動車に備えるものにあつては UN R78-<u>04-S1</u> の 5.1.17. に定める制動信号) を発する場合に点灯する構造であること。 ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置 (牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置) 若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。 この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面において 80km/h (最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度) から減速した場合の減速能力が 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。 なお、視認等により運転者が主制動装置 (牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置) を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 ②～⑥ (略) (2) (略)

新	旧
~~8-88~~-4（略） ~~8-89~~ 補助制動灯 ~~8-89~~-1（略） ~~8-89~~-2 性能要件 ~~8-89~~-2-1（略） ~~8-89~~-2-2 テスタ等による審査 9-11 の規定による。 ~~8-89~~-3～~~8-89~~-4（略） ~~8-90~~（略） ~~8-91~~ 方向指示器 ~~8-91~~-1（略） ~~8-91~~-2 性能要件 ~~8-91~~-2-1（略） ~~8-91~~-2-2 テスタ等による審査 9-11 の規定による。 ~~8-91~~-3～~~8-91~~-4（略） ~~8-92~~ 補助方向指示器 ~~8-92~~-1（略） ~~8-92~~-2 性能要件 ~~8-92~~-2-1（略） ~~8-92~~-2-2 テスタ等による審査 9-11 の規定による。 ~~8-92~~-3～~~8-92~~-4（略） ~~8-93~~ 非常点滅表示灯 ~~8-93~~-1（略） ~~8-93~~-2 性能要件	~~8-84~~-4（略） ~~8-85~~ 補助制動灯 ~~8-85~~-1（略） ~~8-85~~-2 性能要件 ~~8-85~~-2-1（略） ~~8-85~~-2-2 テスタ等による審査 8-85-2-1（1）②の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。 ~~8-85~~-3～~~8-85~~-4（略） ~~8-86~~（略） ~~8-87~~ 方向指示器 ~~8-87~~-1（略） ~~8-87~~-2 性能要件 ~~8-87~~-2-1（略） ~~8-87~~-2-2 テスタ等による審査 8-87-2-1（1）②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。 ~~8-87~~-3～~~8-87~~-4（略） ~~8-88~~ 補助方向指示器 ~~8-88~~-1（略） ~~8-88~~-2 性能要件 ~~8-88~~-2-1（略） ~~8-88~~-2-2 テスタ等による審査 8-88-2-1（1）①の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。 ~~8-88~~-3～~~8-88~~-4（略） ~~8-89~~ 非常点滅表示灯 ~~8-89~~-1（略） ~~8-89~~-2 性能要件

新	旧
~~8-93~~-2-1 (略) ~~8-93~~-2-2 テスタ等による審査 <u>9-11 の規定による。</u> ~~8-93~~-3～~~8-93~~-4 (略) ~~8-94~~～~~8-95~~ (略) ~~8-96~~ その他の灯火等の制限 ~~8-96~~-1 装備要件 自動車には、~~8-65~~ から ~~8-95~~ までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(細目告示第 218 条第 1 項関係) (1) ～ (12) (略) ~~8-96~~-2～~~8-96~~-4 (略) ~~8-97~~ 警告器 ~~8-97~~-1 (略) ~~8-97~~-2 性能要件 ~~8-97~~-2-1 テスタ等による審査 (削除) ※~~9-12~~ へ移動 <u>9-12 の規定による。(保安基準第 43 条第 3 項、細目告示第 219 条第 2 項、第 3 項関係)</u> ~~8-97~~-2-2 (略) ~~8-97~~-3～~~8-97~~-4 (略) ~~8-98~~～~~8-104~~ (略) ~~8-105~~ 側方衝突警報装置 ~~8-105~~-1 装備要件 (1) 次に掲げる自動車 ((2) の自動車を除く。) には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し <u>8-105</u> の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。(保安基準第 43 条の 9 関係) ①～② (略) (2) (略) ~~8-105~~-2～~~8-105~~-4 (略)	~~8-89~~-2-1 (略) ~~8-89~~-2-2 テスタ等による審査 8-89-2-1 (1) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。 ~~8-89~~-3～~~8-89~~-4 (略) ~~8-90~~～~~8-91~~ (略) ~~8-92~~ その他の灯火等の制限 ~~8-92~~-1 装備要件 自動車には、~~8-62~~ から ~~8-91~~ までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(細目告示第 218 条第 1 項関係) (1) ～ (12) (略) ~~8-92~~-2～~~8-92~~-4 (略) ~~8-93~~ 警告器 ~~8-93~~-1 (略) ~~8-93~~-2 性能要件 ~~8-93~~-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (2) (略) ~~8-93~~-2-2 (略) ~~8-93~~-3～~~8-93~~-4 (略) ~~8-94~~～~~8-98~~ の 3 (略) ~~8-98~~ の 4 側方衝突警報装置 ~~8-98~~ の 4-1 装備要件 (1) 次に掲げる自動車 ((2) の自動車を除く。) には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し <u>7-98</u> の 4-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。(保安基準第 43 条の 9 関係) ①～② (略) (2) (略) ~~8-98~~ の 4-2～~~8-98~~ の 4-4 (略)

新	旧
~~8-106~~～~~8-107~~ (略) ~~8-108~~ 欠番 ~~8-109~~ (略) ~~8-110~~ 速度計等 ~~8-110-1~~ (略) ~~8-110-2~~ 性能要件 ~~8-110-2-1~~ テスタ等による審査 <u>9-13 の規定による。(細目告示第 226 条第 1 項第 2 号関係)</u> ~~8-110-2-2~~ 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ~~8-110-1~~ (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係) ① 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては 5 桁）以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕 (略) (4) (略) ~~8-110-3~~～~~8-110-4~~ (略) ~~8-111~~～~~8-112~~ (略) ~~8-113~~ 自動運行装置 ~~8-113-1~~～~~8-113-3~~ ~~8-113-4~~ 適用関係の整理 <u>7-113-4 の規定を適用する。</u>	~~8-99~~～~~8-100~~ (略) <u>(新設)</u> ~~8-101~~ (略) ~~8-102~~ 速度計等 ~~8-102-1~~ (略) ~~8-102-2~~ 性能要件 ~~8-102-2-1~~ テスタ等による審査 <u>8-102-1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。</u> <u>この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 226 条第 1 項第 2 号関係)</u> ①～② (略) ~~8-102-2-2~~ 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ~~8-102-1~~ (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係) <u>ア</u> 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては 5 桁）以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕 (略) (4) (略) ~~8-102-3~~～~~8-102-4~~ (略) ~~8-103~~～~~8-103 の 2~~ (略) ~~8-104~~ 自動運行装置 ~~8-104-1~~～~~8-104-3~~ (略) ~~8-104-4~~ 欠番 <u>(新設)</u>

新	旧
~~8-114~~～~~8-115~~ (略) ~~8-116~~ 緊急自動車 ~~8-116-1~~ (略) ~~8-116-2~~ 性能要件 ~~8-116-2-1~~ テスタ等による審査 <u>(削除) ※9-14 へ移動</u> <u>9-14 の規定による。(保安基準第 49 条第 1 項、細目告示第 231 条第 2 号関係)</u> ~~8-116-2-2~~ (略) ~~8-116-3~~～~~8-116-4~~ (略) ~~8-117~~～~~8-125~~ (略) ※別紙による 第 ~~10~~ 章～第 ~~12~~ 章 (略) 別表 1 <u>新旧対照表 (その 2) による。</u> 別表 2 <u>新旧対照表 (その 2) による。</u> 別表 3～別表 9 (略) 様式 1～様式 15 (略) 別添 1 <u>新旧対照表 (その 2) による。</u> 別添 2 (4-13 関係) 新規検査等提出書面審査要領 1. ～3. (略) 4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。) に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。) を除く。	~~8-105~~～~~8-106~~ (略) ~~8-107~~ 緊急自動車 ~~8-107-1~~ (略) ~~8-107-2~~ 性能要件 ~~8-107-2-1~~ テスタ等による審査 <u>(1) ～ (2) (略)</u> ~~8-107-2-2~~ (略) ~~8-107-3~~～~~8-107-4~~ (略) ~~8-108~~～~~8-116~~ (略) <u>(新設)</u> 第 ~~9~~ 章～第 ~~11~~ 章 (略) 別表 1 <u>新旧対照表 (その 2) による。</u> 別表 2 <u>新旧対照表 (その 2) による。</u> 別表 3～別表 9 (略) 様式 1～様式 15 (略) 別添 1 <u>新旧対照表 (その 2) による。</u> 別添 2 (4-13 関係) 新規検査等提出書面審査要領 1. ～3. (略) 4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。) に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。) を除く。

新						旧					
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～⑧（略）						また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～⑧（略）					
保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車	保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第12条 制 動 装 置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置	（略）	（略）	（略）	（略）	第12条 制 動 装 置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置	（略）	（略）	（略）	（略）
		※6-20、7-20 へ移動 <u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>			<u>細目告示別添113</u>	<u>衝突被害軽減制動制御装置の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
		※6-20、7-20 へ移動 <u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>			<u>UN R131</u>	<u>トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	6-16、7-16 乗用車の制動装置	（略）	（略）	（略）	（略）		6-16、7-16 乗用車の制動装置	（略）	（略）	（略）	（略）
		※6-20、7-20 へ移動 <u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>			<u>UN R152</u>	<u>乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	6-20、7-20 <u>衝突被害軽減制動制御装置</u>	<u>細目告示別添113</u>	<u>衝突被害軽減制動制御装置の技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		※6-15、7-15 から移動 <u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
		<u>UN R131</u>	<u>トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		※6-15、7-15 から移動 <u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

新						旧					
		UN R152	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	○	○	※6-16、7-16から移動 (新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 17 条 の 2 電 気 装 置	6-26、7-26 電気装置	(略)	(略)	(略)	(略)	第 17 条 の 2 電 気 装 置	6-25、7-25 電気装置	(略)	(略)	(略)	(略)
		UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則	○	○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	6-27、7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム	UN R155	サイバーセキュリティシステムに係る協定規則	○	△		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		UN R156	プログラム等改変システムに係る協定規則	○	△			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第 18 条 車 枠 及 び車体	6-29、6-30、 6-31、6-32、 7-29、7-30、 7-31、7-32 衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	(略)	(略)	(略)	(略)	第 18 条 車 枠 及 び車体	6-27、6-28、 6-29、6-30、 7-27、7-28、 7-29、7-30 衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	(略)	(略)	(略)	(略)
		UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則	○	○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 43 条 の 8 事 故 自 動 緊 急 通 報 装 置	6-104、7-104 事故自動緊急通報装置	UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規則	○	○	第 43 条 の 8 事 故 自 動 緊 急 通 報 装 置	7-98 の 3 事故自動緊急通報装置	UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規則	○	○
第 43 条 の 9 側 方 衝 突 警 報 装置	6-105、7-105 側方衝突警報装置	UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則	○	○	第 43 条 の 9 側 方 衝 突 警 報 装置	7-98 の 4 側方衝突警報装置	UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則	○	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～注 2 (略)						注 1～注 2 (略)					

新	旧
(2) ～ (5) (略) 5. (略) 附則 1 当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車) 1. ～2. (略) 3. 届出書等 3. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 表 (略) 備考 (1) ～ (7) (略) (8) ※6 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあつては、<u>技術基準等適合証明書又は</u>灯火器等の取付位置の技術基準<u>等</u>適合確認書の提出をもって代えることができる。 (9) ※7 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあつては、灯火器等の取付位置の技術基準適合宣言書の提出をもって代えることができる。 (10) ～ (16) (略) 3. 2. (略) 4. ～6. (略) 附則 2 事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車) 1. ～2. (略)	(2) ～ (5) (略) 5. (略) 附則 1 当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車) 1. ～2. (略) 3. 届出書等 3. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 表 (略) 備考 (1) ～ (7) (略) (8) ※6 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあつては、灯火器等の取付位置の技術基準適合確認書の提出をもって代えることができる。 (9) ※7 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあつては、灯火器等の取付位置の技術基準<u>等</u>適合宣言書の提出をもって代えることができる。 (10) ～ (16) (略) 3. 2. (略) 4. ～6. (略) 附則 2 事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車) 1. ～2. (略)

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
		(略)	(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	△	△
	(略)	(略)	(略)	(略)
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4
	(略)	(略)	(略)	(略)
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※5	※5	※5
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※6	※6	※6
	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (1) ～ (4) (略)

(削除)

(5) ※3 は、被牽引自動車は一印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※4 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は一印とする。

(7) ※5 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。

(8) ※6 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。

(9) ～ (11) (略)

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
		(略)	(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	※3	△
	(略)	(略)	(略)	(略)
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	※4	※4	※4
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	※5	※5	※5
	(略)	(略)	(略)	(略)
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※6	※6	※6
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※7	※7	※7
	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (1) ～ (4) (略)

(5) ※3 は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。

(6) ※4 は、被牽引自動車は一印、それ以外の自動車は○印とする。

(7) ※5 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は一印とする。

(8) ※6 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。

(9) ※7 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。

(10) ～ (12) (略)

新	旧
3. 2. (略) 4. 届出書等の受理等 4. 1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2. <u>(2)</u> に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、<u>新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの事前審査管理番号に「S」を付した一連番号を記載するものとする。</u> <u>なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</u> <u>また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。</u> ①～② (略) 4. 2. ～4. 3. (略) 5. (略) 6. 書面審査 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 <u>この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。</u> <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u> 7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8. 1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。 <u>この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合に限り、事務所等の長は稟議方法等を指定することができる。</u> ①～② (略) 8. 2. ～8. 4. (略) 9. ～10. (略) 附則 3 事前提出書面の審査 （使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）） 1. ～2. (略)	3. 2. (略) 4. 届出書等の受理等 4. 1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、<u>新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、</u>別添 16「業務量統計システム報告要領」2. <u>(5)</u> に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとする。 <u>なお、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。</u> ①～② (略) 4. 2. ～4. 3. (略) 5. (略) 6. 書面審査 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8. 1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。 ①～② (略) 8. 2. ～8. 4. (略) 9. ～10. (略) 附則 3 事前提出書面の審査 （使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）） 1. ～2. (略)

新	旧				
3. 届出書等 3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 <table><tr><td></td><td>表 (略)</td></tr></table> 備考 (1) ～ (5) (略) (6) ※3 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 <u>この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。</u> (7) (略) 3.2. (略) 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2. <u>(2) に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの事前審査管理番号に「S」を付した一連番号を記載するものとする。</u> <u>なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</u> <u>また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。</u> ①～② (略) 4.2. ～4.3. (略) 5. (略) 6. 書面審査 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 <u>この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。</u> <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u> 7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。		表 (略)	3. 届出書等 3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 <table><tr><td></td><td>表 (略)</td></tr></table> 備考 (1) ～ (5) (略) (6) ※3 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 (7) (略) 3.2. (略) 4. 届出書等の受理等 4.1. 受理 (1) (略) (2) 受理した届出書等については、<u>新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、</u>別添 16「業務量統計システム報告要領」2. <u>(5) に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとする。</u> <u>なお、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。</u> ①～② (略) 4.2. ～4.3. (略) 5. (略) 6. 書面審査 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 7. (略) 8. 書面審査の決裁等 8.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。		表 (略)
	表 (略)				
	表 (略)				

新	旧		
<u>この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」のみを審査する場合に限り、事務所等の長は稟議方法等を指定することができる。</u> ①～②（略） 8. 2. ～8. 4.（略） 9. ～10.（略） 附則 4 事前提出書面の審査 （特定の被牽引自動車） 1. ～2.（略） 3. 届出書等 3. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 <table><tr><th>表（略）</th></tr></table> 備考（1）～（2）（略） （3）※2 は、使用の過程にある自動車以外の自動車であって、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 <u>この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。</u> （4）※3 は、使用の過程にある自動車以外の自動車であって、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（<u>技術基準等適合証明書又は灯火器等</u>の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 （5）～（7）（略） 3. 2.（略） 4. 届出書等の受理等 4. 1. 受理 （1）（略） （2）受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2. <u>（2）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとし、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの事前審査管理番</u>	表（略）	①～②（略） 8. 2. ～8. 4.（略） 9. ～10.（略） 附則 4 事前提出書面の審査 （特定の被牽引自動車） 1. ～2.（略） 3. 届出書等 3. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 <table><tr><th>表（略）</th></tr></table> 備考（1）～（2）（略） （3）※2 は、使用の過程にある自動車以外の自動車であって、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 （4）※3 は、使用の過程にある自動車以外の自動車であって、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（<u>細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置」の取付装置の技術基準</u>適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には一印とする。 （5）～（7）（略） 3. 2.（略） 4. 届出書等の受理等 4. 1. 受理 （1）（略） （2）受理した届出書等については、<u>新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、別添 16「業務量統計システム報告要領」2.（5）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとする。</u>	表（略）
表（略）			
表（略）			

新	旧
<u>号に「S」を付した一連番号を記載するものとする。</u> <u>なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</u> <u>また、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。</u> 4. 2. ～4. 3. (略) 5. (略) 6. 書面審査 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 <u>この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。</u> <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u> 7. 届出書等の記載要領等 7. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）） (1) ～ (4) (略) (5)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（ ）内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3（<u>「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表</u>）の提出に代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①～③ (略) (6) ～ (8) (略) 7. 2. ～7. 15. (略) 8. 書面審査の決裁等 8. 1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 8 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。 <u>この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」のみを審査する場合に限り、事務所等の長は稟議方法等を指定することができる。</u>	<u>なお、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。</u> 4. 2. ～4. 3. (略) 5. (略) 6. 書面審査 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 7. 届出書等の記載要領等 7. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）） (1) ～ (4) (略) (5)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（ ）内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3 の提出に代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①～③ (略) (6) ～ (8) (略) 7. 2. ～7. 15. (略) 8. 書面審査の決裁等 8. 1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 8 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

新	旧	
8. 2. ～8. 4. (略) 9. ～10. (略) 第 1 号様式～第 7 号様式 (略) 第 8 号様式 (別添 2 の 5. 関係)	8. 2. ～8. 4. (略) 9. ～10. (略) 第 1 号様式～第 7 号様式 (略) 第 8 号様式 (別添 2 の 5. 関係)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
現車審査における指示事項	現車審査における指示事項	
	(削除)	
自動車検査証の備考欄入力事項～検査終了後の処理事項 (略)		
第 9 号様式～第 10-3 号様式 (略)		
第 11 号様式 (別添 2 の附則 2、附則 3 及び附則 4 の 6. 関係)		
補正指示記録表		
指示日	指示内容	完了日
		</

新			旧		
2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) ～ (5) (略) (6) 「原動機打刻番号等」とは、原動機又は電動機に表示された打刻又は鋳造浮出しによる番号及び記号をいう。 (7) (略) (8) 「技術基準等宣言書」とは、当該並行輸入自動車技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることを宣言する書面であって、当該並行輸入自動車の届出者が宣言した書面をいう。 (9) 「自動車製作者等」とは、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものをいう。			2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) ～ (5) (略) (6) 「原動機打刻番号等」とは、原動機に表示された打刻又は鋳造浮出しによる番号及び記号をいう。 (7) (略) (新設) (新設)		
3. 届出書等			3. 届出書等		
3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料 本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。			3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料 本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。		
添付資料	並行輸入自動車の区分		添付資料	並行輸入自動車の区分	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	車両諸元概要表 (第 2 号様式とする。)	(略)		車両諸元概要表 (第 2 号様式から第 6 様式とする。)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	技術基準等宣言書 (第 6 号様式とする。)	△		(新設)	(新設)
	ラベル貼付者確認書 (第 7 号様式とする。)	△		(新設)	(新設)
	座席ベルト非装着時警報装置構造確認書 (第 8 号様式とする。)	△		(新設)	(新設)
(略)			(略)		
備考 (1) ～ (3) (略) (削除)			備考 (1) ～ (3) (略) (4) 車両諸元概要表の様式は、次の区分毎に定める様式とする。 ① 乗用自動車 (特種用途自動車を含む) 第 2 号様式 ② 貨物自動車及び乗合自動車 (特種用途自動車を含む) 第 3 号様式 ③ 二輪自動車等 第 4 号様式 ④ 大型特殊自動車 第 5 号様式 ⑤ 被牽引自動車 第 6 号様式 (5) ～ (6) (略)		
(4) ～ (5) (略)					

新	旧
3. 2. (略) 4. 届出書等の受理等 4. 1. 受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等<u>に記載漏れがなく、かつ、</u>形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。 (2) 受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (3) に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものと<u>し、並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの受付番号の先頭に「H」を付した一連番号を記載するものとする。</u> <u>なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</u> 4. 2. 不受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等<u>に記載漏れ又は不足がある等</u>形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、<u>記載漏れの補正又は</u>不足している書面等の提出を求めるものとする。 なお、3. 2. (3) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。 ①～② (略) (2) 不受理通知をした届出書等については、<u>記載漏れの補正又は</u>不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。 4. 3. 届出書等の取下げ (1) 本則 4-14 (3) で規定する取下願出書は、第 <u>3</u> 号様式とする。 (2) ～ (3) (略) 5. 書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間、<u>技術基準等適合証明書の真正性の照会を行っている期間及び WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルの真正性の照会を行っている期間</u>は除く。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、審査所要日数等を指定することができる。 6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 <u>この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14</u>	3. 2. (略) 4. 届出書等の受理等 4. 1. 受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等<u>の</u>形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。 (2) 受理した届出書等については、<u>受付印を押印するとともに番号を付し、</u>別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (3) に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとする。 4. 2. 不受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等<u>が不足しているなど</u>形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。 なお、3. 2. (3) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。 ①～② (略) (2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。 4. 3. 届出書等の取下げ (1) 本則 4-14 (3) で規定する取下願出書は、第 <u>8</u> 号様式とする。 (2) ～ (3) (略) 5. 書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間<u>及び</u>技術基準等適合証明書の真正性の照会を行っている期間は除く。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、審査所要日数等を指定することができる。 6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

新	旧
<u>号様式)に記録するものとする。</u> <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u> 6. 1. 並行輸入自動車の区分 並行輸入自動車の区分は、次に掲げるいずれかとする。 なお、改造により装置が変更されている並行輸入自動車にあっては、変更後の状態で判断するものとする。 (1) 指定自動車等と関連 次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と関連」として区分することができる。 ① 二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の相違点が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないものであって、<u>添付されている自動車製作者等による資料により指定自動車等と関連することが確認できるもの</u> ② (略) (2) (略) 6. 2. 並行輸入自動車届出書（第1号様式） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 <u>6. 2. 1. 「新規検査・予備検査」欄</u> <u>検査の種類に応じて、新規検査又は予備検査のいずれかに○印が付されていること。</u> <u>6. 2. 2. 「事務所等の長の宛名及び届出年月日」欄</u> <u>新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日が記載されていること。</u> <u>6. 2. 3. 「届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（責任者）及び電話番号」欄</u> <u>届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（責任者）及び電話番号が記載されていること。</u> 6. 2. <u>4.</u> (略) 6. 2. <u>5.</u> 「車名及び型式」欄 (1) (略) (2) 「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、現に存する車名が記載されており、型式は「不明」と記載されていること。 この場合において、「現に存する車名」とは、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 なお、技術基準等適合証明書に記載された車名と同一であることを要しない。 ①～⑥ (略) <u>(削除)</u> <u>⑦</u> ①から<u>⑥まで</u>により判定できない場合には、車名「不明」 (3) (略) 6. 2. <u>6.</u>～6. 2. <u>9.</u> (略) 6. 2. <u>10.</u> 「原動機<u>又は電動機</u>の型式」欄 (1)～(3) (略) 6. 2. <u>11.</u> 「原動機の総排気量<u>又は電動機の定格出力</u>」欄	6. 1. 並行輸入自動車の区分 並行輸入自動車の区分は、次に掲げるいずれかとする。 なお、改造により装置が変更されている並行輸入自動車にあっては、変更後の状態で判断するものとする。 (1) 指定自動車等と関連 次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と関連」として区分することができる。 ① 二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の相違点が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないもの ② (略) (2) (略) 6. 2. 並行輸入自動車届出書（第1号様式） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 6. 2. <u>1.</u> (略) 6. 2. <u>2.</u> 「車名及び型式」欄 (1) (略) (2) 「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、現に存する車名が記載されており、型式は「不明」と記載されていること。 この場合において、「現に存する車名」とは、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 なお、技術基準等適合証明書に記載された車名と同一であることを要しない。 ①～⑥ (略) <u>⑦ 自動車製作者のプレート又は自動車製作者の資料等により車名を判断できるものは、その車名</u> <u>⑧</u> ①から<u>⑦</u>により判定できない場合には、車名「不明」 (3) (略) 6. 2. <u>3.</u>～6. 2. <u>6.</u> (略) 6. 2. <u>7.</u> 「原動機の型式」欄 (1)～(3) (略) 6. 2. <u>8.</u> 「原動機の総排気量」欄

新	旧
原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。 ① 6.2. <u>10.</u> (1) ①及び(2)により原動機 <u>又は電動機</u>の型式の判定を行った原動機 <u>又は電動機</u>は、指定自動車等と同一の総排気量 <u>又は定格出力</u> ② 原動機打刻番号等（プレート表示を含む。）に係る資料により総排気量 <u>又は定格出力</u>を特定できる原動機 <u>又は電動機</u>は、その資料の総排気量 <u>又は定格出力</u> ③ 打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量 <u>又は定格出力</u>が表示されている原動機 <u>又は電動機</u>は、その総排気量 <u>又は定格出力</u> ④ 車台番号又はシリアル番号に係る資料により総排気量 <u>又は定格出力</u>を特定できる原動機 <u>又は電動機</u>は、その資料の総排気量 <u>又は定格出力</u> ⑤ 自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量 <u>又は定格出力</u>が表示されている原動機 <u>又は電動機</u>は、その総排気量 <u>又は定格出力</u> ⑥ 資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、総排気量計算書（第4号様式とする。）を用いて算出した総排気量 6.2.12. 「<u>車台番号又はシリアル番号の様式の解説</u>」欄 ① <u>車台番号又はシリアル番号が記載され、かつ、様式の解説が記載されていること。</u> ② <u>車台番号又はシリアル番号の打刻等の位置が記載されていること。</u> ③ <u>車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。</u> <u>なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。</u> <u>ただし、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていないなければならない。</u> <u>この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。</u> 6.2.13. 「<u>原動機打刻番号等の様式の解説</u>」欄 ① <u>原動機打刻番号等が記載され、かつ、様式の解説が記載されていること。</u> ② <u>原動機打刻番号等の位置が記載されていること。</u> ③ <u>原動機打刻番号等の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。</u> <u>なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。</u> <u>ただし、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていないなければならない。</u> <u>この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。</u> 6.2. <u>14.</u>～6.2. <u>17.</u>（略） 6.3.～6.5.（略） 6.6. 車両諸元概要表（第2号様式） (1) 当該並行輸入自動車の構造・装置が適切に確認できるように記載されていること。 <u>なお、記載要領は別紙によるものとする。</u> (2)（略） 6.7.（略）	原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。 ① 6.2. <u>7.</u> (1) ①及び(2)により原動機の型式の判定を行った原動機は、指定自動車等と同一の総排気量 ② 原動機打刻番号等（プレート表示を含む。）に係る資料により総排気量を特定できる原動機は、その資料の総排気量 ③ 打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量が表示されている原動機は、その総排気量 ④ 車台番号又はシリアル番号に係る資料により総排気量を特定できる原動機は、その資料の総排気量 ⑤ 自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量が表示されている原動機は、その総排気量 ⑥ 資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、総排気量計算書（第9号様式とする。）を用いて算出した総排気量 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 6.2. <u>9.</u>～6.2. <u>12.</u>（略） 6.3.～6.5.（略） 6.6. 車両諸元概要表（第2号様式から第6号様式） (1) 当該並行輸入自動車の構造・装置が適切に確認できるように記載されていること。 (2)（略） 6.7.（略）

新	旧
6. 8. 外観図 <u>新規検査等の申請を行う状態、かつ、保安基準に適合している状態</u>の外観の形状が明確に確認できるものであること。 この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。 6. 9. 原動機等に関する資料 <u>(削除)</u> <u>(1)</u> 総排気量、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。 <u>(2) ～ (3)</u> (略) 6. 10. 騒音規制への適合性に関する書面等 平成 29 年 1 月 1 日以降に製作された二輪自動車及び令和 4 年 9 月 1 日以降（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日以降）に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）について適用する。 なお、6. 2. <u>14.</u> (2) の旨が記載されている場合についても適用するものとする。 (1) 次に掲げるいずれかにより、本則 <u>7-56</u>-2-3 (1) ②又は③（本則 <u>7-56</u>-17-2-3 (1) ②）の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。 ① (略) ② 技術基準等適合証明書（第 <u>5</u> 号様式とする。） ・ 近接排気騒音値が記載されているものに限る。 ③～⑦ (略) (2) ～ (4) (略) (5) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が <u>(6)</u> に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていなければならない。 ①～④ (略) (6) ～ (9) (略) 6. 11. 排出ガス試験結果成績表 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。 (1) ～ (3) (略) <u>(削除)</u> <u>(4) ～ (7)</u> (略)	6. 8. 外観図 外観の形状が明確に確認できるものであること。 この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。 6. 9. 原動機等に関する資料 <u>(1) 排出ガス規制が適用される自動車にあっては、総排気量、最高出力、最高出力時回転数、使用燃料、変速機、減速比及び最高速度（WMTC モードにより排出ガス試験を実施した二輪自動車等に限る。）が確認できるものであること。</u> <u>(2) 排出ガス規制が適用されない自動車にあっては、総排気量、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。</u> <u>(3) ～ (4)</u> (略) 6. 10. 騒音規制への適合性に関する書面等 平成 29 年 1 月 1 日以降に製作された二輪自動車及び令和 4 年 9 月 1 日以降（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日以降）に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）について適用する。 なお、6. 2. <u>9.</u> (2) の旨が記載されている場合についても適用するものとする。 (1) 次に掲げるいずれかにより、本則 <u>7-53</u>-2-3 (1) ②又は③（本則 <u>7-53</u>-17-2-3 (1) ②）の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。 ① (略) ② 技術基準等適合証明書（第 <u>10</u> 号様式とする。） ・ 近接排気騒音値が記載されているものに限る。 ③～⑦ (略) (2) ～ (4) (略) (5) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が <u>(5)</u> に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていなければならない。 ①～④ (略) (6) ～ (9) (略) 6. 11. 排出ガス試験結果成績表 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。 (1) ～ (3) (略) <u>(4) 排出ガス試験結果成績表に記載されている 6. 9. (1) に掲げる項目は、6. 9. (1) の資料と一致していること。</u> <u>(5) ～ (8)</u> (略)

新	旧
6.12. 技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 <u>なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合にあっては、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。</u> ①～② (略) ③ 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書 (第 <u>5</u> 号様式とする。) ④～⑧ (略) (2) (略) (3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等 (本則 7-27-1 (1)、(3) 及び 7-113-2-3 (1) <u>に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。</u>) に係る (1) の書面に代えることができる。 ①～③ (略) (4) (略) 6.12.2. 技術基準等適合証明書 (1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 なお、様式については第 <u>5</u> 号様式に準ずるものでもよい。 (2) ～ (3) (略) (4) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 ① 技術基準等適合証明書照会台帳 (第 <u>9</u> 号様式とする。) に必要事項を記入し、技術基準等適合証明書の真正性判定照会書 (第 <u>10</u> 号様式とする。) 及び当該技術基準等適合証明書の写しを、本部に照会するものとする。 ② 本部は、署名者への照会等必要に応じた措置を行い、原則として 1 か月以内に送付された第 <u>10</u> 号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。 6.12.3. (略) <u>6.12.4. WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベル</u> <u>(1) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルを本則 4-5 (1) ②キ又は 6.12.1. (1) ⑧の書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。</u> <u>(2) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。</u>	6.12. 技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 ①～② (略) ③ 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書 (第 <u>10</u> 号様式とする。) ④～⑧ (略) (2) (略) (3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等 (本則 7-104-2-3 (1)、<u>細目告示別添 120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準及び細目告示別添 121「プログラム等改変システムの技術基準」に定める基準に掲げる基準を</u>除く。) に係る (1) の書面に代えることができる。 ①～③ (略) (4) (略) 6.12.2. 技術基準等適合証明書 (1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 なお、様式については第 <u>10</u> 号様式に準ずるものでもよい。 (2) ～ (3) (略) (4) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 ① 技術基準等適合証明書照会台帳 (第 <u>11</u> 号様式とする。) に必要事項を記入し、技術基準等適合証明書の真正性判定照会書 (第 <u>12</u> 号様式とする。) 及び当該技術基準等適合証明書の写しを、本部に照会するものとする。 ② 本部は、署名者への照会等必要に応じた措置を行い、原則として 1 か月以内に送付された第 <u>12</u> 号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。 6.12.3. (略) <u>(新設)</u>

新	旧										
<u>なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。</u> <u>① ラベル照会台帳（第 11 号様式とする。）に必要事項を記入し、ラベルの真正性判定照会書（第 12 号様式とする。）及び当該ラベルの写真を、本部に照会するものとする。</u> <u>② 本部は、照会等必要に応じた措置を行い、原則として 1 か月以内に送付された第 12 号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。</u> <u>6.12.5. 技術基準等宣言書</u> <u>(1) 技術基準等宣言書（第 6 号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。</u> <u>この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあつては、提出を要しない。</u> <u>6.12.6. ラベル貼付者確認書</u> <u>6.12.4. (2) の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書（第 7 号様式とする。）の提出を求めるものとする。</u> <u>なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。</u> 6.13. ～6.17. (略) 7. 書面審査の決裁等 7.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、<u>第 13 号様式（その 1 及びその 2）</u>を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。 <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u> <u>(削除)</u> 7.2. ～7.4. (略) 8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 <u>この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 6.13. ～6.17. (略) 7. 書面審査の決裁等 7.1. 書面審査結果の起案 <u>(1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分毎に定める</u>様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。 <table border="0"> <tr> <td><u>① 乗用自動車（特種用途自動車を含む）</u></td><td><u>第 13 号様式</u></td></tr> <tr> <td><u>② 貨物自動車及び乗合自動車（特種用途自動車を含む）</u></td><td><u>第 14 号様式</u></td></tr> <tr> <td><u>③ 二輪自動車等</u></td><td><u>第 15 号様式</u></td></tr> <tr> <td><u>④ 大型特殊自動車</u></td><td><u>第 16 号様式</u></td></tr> <tr> <td><u>⑤ 被牽引自動車</u></td><td><u>第 17 号様式</u></td></tr> </table> <u>(2) (1) の様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u> 7.2. ～7.4. (略) 8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。	<u>① 乗用自動車（特種用途自動車を含む）</u>	<u>第 13 号様式</u>	<u>② 貨物自動車及び乗合自動車（特種用途自動車を含む）</u>	<u>第 14 号様式</u>	<u>③ 二輪自動車等</u>	<u>第 15 号様式</u>	<u>④ 大型特殊自動車</u>	<u>第 16 号様式</u>	<u>⑤ 被牽引自動車</u>	<u>第 17 号様式</u>
<u>① 乗用自動車（特種用途自動車を含む）</u>	<u>第 13 号様式</u>										
<u>② 貨物自動車及び乗合自動車（特種用途自動車を含む）</u>	<u>第 14 号様式</u>										
<u>③ 二輪自動車等</u>	<u>第 15 号様式</u>										
<u>④ 大型特殊自動車</u>	<u>第 16 号様式</u>										
<u>⑤ 被牽引自動車</u>	<u>第 17 号様式</u>										

新				旧			
<u>うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。</u>							
8. 1. 車名 次のいずれかに該当する場合は、6. 2. <u>5.</u> (1) 及び (2) にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～② (略)				8. 1. 車名 次のいずれかに該当する場合は、6. 2. <u>2.</u> (1) 及び (2) にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～② (略)			
8. 2. ～8. 9. (略)				8. 2. ～8. 9. (略)			
9. (略)				9. (略)			
別表第 1 (別添 3 の 6. 12. 関係)				別表第 1 (別添 3 の 6. 12. 関係)			
保安基準 (略)	審査事務規程 (略)	技術基準等の名称 (略)	6. 12. 1. (1) ⑧に該当する書面の例 (略)	保安基準 (略)	審査事務規程 (略)	技術基準等の名称 (略)	6. 12. 1. (1) ⑧に該当する書面の例 (略)
第 12 条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	<u>※7-20 へ移動</u> (削除)	(削除)	第 12 条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添 113 衝突被害軽減制動制御装置の技術基準	<u>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</u>
		<u>※7-20 へ移動</u> (削除)	(削除)			UN R131-00 トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	<u>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</u>
		<u>※7-20 へ移動</u> (削除)	(削除)			UN R131-01 トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	<u>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</u>
		<u>※7-20 へ移動</u> (削除)	(削除)			UN R152-00 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M ₁ 又はN ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M ₁ 又はN ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R152-00 に基づく認定証 ④ UN R152-00 に基づくⒺマークを撮影した写真等
	7-16 乗用車の制動装置	(略)	(略)		7-16 乗用車の制動装置	(略)	(略)
		<u>※7-20 へ移動</u> (削除)	(削除)			UN R152-00 乗用車等の衝突被	① COC ペーパー ・M ₁ 又はN ₁ カテゴリのものに限る。

新				旧			
					害軽減制動制御装置に係る協定規則	② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M ₁ 又はN ₁ カテゴリのものに限る。	
7-17 二輪車の制動装置	(略)	UN R78-05 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・L カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・L カテゴリのものに限る。 ③ UN R78-05 に基づく認定証 ④ UN R78-05 に基づくⒺマークを撮影した写真	7-17 二輪車の制動装置	(略) (新設)	(略) (新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7-20 衝突被害軽減制動制御装置	細目告示別添 113 衝突被害軽減制動制御装置の技術基準	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]		(新設)	※7-15 から移動 (新設)	(新設)	
	UN R131-00 トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]			※7-15 から移動 (新設)	(新設)	
	UN R131-01 トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]			※7-15 から移動 (新設)	(新設)	
	UN R152-00 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。			※7-15 及び 7-16 から移動 (新設)	(新設)	

新				旧			
			限る。 ③ UN R152-00 に基づく認定証 ④ UN R152-00 に基づく㊥マークを撮影した写真				
		UN R152-01 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R152-01 に基づく認定証 ④ UN R152-01 に基づく㊥マークを撮影した写真			(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 15 条 燃料装置	7-23 燃料装置	(略)	(略)	第 15 条 燃料装置	7-22 燃料装置	(略)	(略)
		UN R95-04 側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R95-04 に基づく認定証 ④ UN R95-04 に基づく㊥マークを撮影した写真			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R153-00 後面衝突時の燃料漏れ防止装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R153-00 に基づく認定証 ④ UN R153-00 に基づく㊥マークを撮影した写真			(新設)	(新設)
第 17 条 高圧ガス 燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	(略)	(略)	第 17 条 高圧ガス 燃料装置	7-24 高圧ガスの燃料装置	(略)	(略)
		UN R153-00 後面衝突時の燃料漏れ防止装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。			(新設)	(新設)

新				旧			
		<u>る協定規則</u>	<u>② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真 ＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが 確認できる資料</u> ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに 限る。 <u>③ UN R153-00 に基づく認定証</u> <u>④ UN R153-00 に基づくⒺマークを撮影した 写真</u>				
第 17 条 の 2 電気装置	7-26 電気装置	(略)	(略)	第 17 条 の 2 電気装置	7-25 電気装置	(略)	(略)
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>UN R100-01</u> <u>バッテリー式電気 自動車に係る協定 規則</u>	<u>① COC ペーパー</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限 る。 <u>② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真 等</u> <u>＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確 認できる資料</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限 る。 <u>③ UN R100-01 に基づく認定証</u> <u>④ UN R100-01 に基づくⒺマークを撮影した 写真等</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		<u>UN R95-04</u> <u>側面衝突時の乗員 保護に係る協定規 則</u>	<u>① COC ペーパー</u> ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに 限る。 <u>② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真 ＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが 確認できる資料</u> ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに 限る。 <u>③ UN R95-04 に基づく認定証</u> <u>④ UN R95-04 に基づくⒺマークを撮影した写 真</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		<u>UN R153-00</u> <u>後面衝突時の燃料 漏れ防止装置に係 る協定規則</u>	<u>① COC ペーパー</u> ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに 限る。 <u>② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真 ＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが 確認できる資料</u> ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに 限る。 <u>③ UN R153-00 に基づく認定証</u> <u>④ UN R153-00 に基づくⒺマークを撮影した</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新				旧			
		(略)	写真 (略)			(略)	(略)
	7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム	UN R155-00 サイバーセキュリティシステムに係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・ <u>M₁ カテゴリのものに限る。</u> ② <u>WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真</u> ・ <u>＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ <u>M₁ カテゴリのものに限る。</u> ③ <u>UN R155-00 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R155-00 に基づくⒺマークを撮影した写真</u>		(新設)	(新設)	(新設)
		UN R156-00 プログラム等改変システムに係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・ <u>M₁ カテゴリのものに限る。</u> ② <u>WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真</u> ・ <u>＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ <u>M₁ カテゴリのものに限る。</u> ③ <u>UN R156-00 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R156-00 に基づくⒺマークを撮影した写真</u>			(新設)	(新設)
第 18 条 車枠及び車体	(略)	(略)	(略)	第 18 条 車枠及び車体	(略)	(略)	(略)
	7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	UN R95-04 側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・ <u>M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。</u> ② <u>WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真</u> ・ <u>＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ <u>M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。</u> ③ <u>UN R95-04 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R95-04 に基づくⒺマークを撮影した写真</u>		7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 29 条 窓ガラス	7-54 窓ガラス	細目告示別添 37 窓ガラスの技術基準	(削除) (削除) (削除) ① UN R43 に基づくⒺマークを撮影した写真 (削除) (削除)	第 29 条 窓ガラス	7-51 窓ガラス	細目告示別添 37 窓ガラスの技術基準	① <u>COC ペーパー</u> ② <u>WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等</u> ③ <u>UN R43 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R43 に基づくⒺマークを撮影した写真等</u> ⑤ <u>EU 加盟国の自動車検査証等</u> ⑥ <u>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等</u>

新				旧			
			◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R43、FMVSS 205、CMVSS 205				◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R43、FMVSS 205、CMVSS 205
		UN R43-01 窓ガラスに係る協 定規則	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ① UN R43-01 に基づく㊦マークを撮影した写真 <u>(削除)</u>			UN R43-01 窓ガラスに係る協 定規則	① <u>COC ペーパー</u> ② <u>WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真等</u> ③ <u>UN R43-01 に基づく認定証</u> ④ UN R43-01 に基づく㊦マークを撮影した写真等 ⑤ <u>FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真等</u>
			◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 205、CMVSS 205				◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 205、CMVSS 205
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 48 条 自動運行 装置	7- <u>113</u> 自動運行装置	(略)	(略)	第 48 条 自動運行 装置	7- <u>104</u> 自動運行装置	(略)	(略)
		UN R157-00 高速道路等にお ける運行時に車 両を車線内に保 持する機能を有 する自動運行装 置に係る協定規 則	---			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			
別表第 2 (略)				別表第 2 (略)			

新								旧							
別表第 3（別添 3 の別表第 1 関係） UN R78-03（二輪車等の制動装置）及び UN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等） に適合している自動車一覧表								別表第 3（別添 3 の別表第 1 関係） UN R78-03（二輪車等の制動装置）及び UN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等） に適合している自動車一覧表							
(1) 川崎重工業株式会社								(1) 川崎重工業株式会社							
型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一 定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00	型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一 定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
EJ800A	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800AAA000000</u>	欧州		○	－	EJ800A	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800AAA000000</u>	欧州		○	－
EJ800B	W800 STREET	EJ800AE	<u>JKBEJ800BBA000000</u> <u>JKBEJCB1*KA000000</u>	欧州 カナダ		○	○	EJ800B	W800 STREET	EJ800AE	<u>JKBEJ800BBA000000</u> <u>JKBEJCB1*KA000000</u>	欧州 カナダ		○	○
EJ800C	W800 CAFE	EJ800AE	<u>JKBEJ800BCA000000</u> <u>JKBEJCC1*KA000000</u>	欧州 米国		○	○	EJ800C	W800 CAFE	EJ800AE	<u>JKBEJ800BCA000000</u> <u>JKBEJCC1*KA000000</u>	欧州 米国		○	○
EJ800D	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800BDA000000</u> <u>JKBEJCD1*LA000000</u>	欧州 米国		○	○	EJ800D	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800BDA000000</u> <u>JKBEJCD1*LA000000</u>	欧州 米国		○	○
<u>EJ800E</u>	<u>W800</u>	<u>EJ800AE</u>	<u>JKBEJ800EEA000000</u>	<u>欧州</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>EJ800F</u>	<u>W800 STREET</u>	<u>EJ800AE</u>	<u>JKBEJ800EFA000000</u>	<u>欧州</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>EJ800G</u>	<u>W800 CAFE</u>	<u>EJ800AE</u>	<u>JKBEJ800EGA000000</u>	<u>欧州</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>EJ800J</u>	<u>MEGURO K3</u>	<u>EJ800AE</u>	<u>JKBEJ800EJA000000</u>	<u>欧州</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
EN650A	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650AADA00000</u> <u>JKAENEA1*FDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	－	EN650A	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650AADA00000</u> <u>JKAENEA1*FDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	－
EN650B	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650ABDA00000</u> <u>JKAENEB1*FDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	－	EN650B	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650ABDA00000</u> <u>JKAENEB1*FDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	－
EN650C	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650CCDA00000</u> <u>JKAENEC1*HDA00000</u>	アジア 米国		○	－	EN650C	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650CCDA00000</u> <u>JKAENEC1*HDA00000</u>	アジア 米国		○	－
EN650D	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650DDDA00000</u> <u>JKAENED1*HDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	－	EN650D	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650DDDA00000</u> <u>JKAENED1*HDA00000</u>	欧州・アジア 米国		○	－
EN650E	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650DEDA00000</u> <u>JKAEN650EEDA00000</u> <u>JKAENEE1*HDA00000</u>	欧州 アジア 米国		○	－	EN650E	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650DEDA00000</u> <u>JKAEN650EEDA00000</u> <u>JKAENEE1*HDA00000</u>	欧州 アジア 米国		○	－
<u>EN650J</u>	<u>VULCAN S</u>	<u>ER650AE</u>	<u>JKAEN650JJDA00000</u> <u>JKAENEJ1*MDA00000</u>	<u>欧州</u> <u>アジア</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
ER300A	Z300	EX300AE	<u>JKAER300AADA00000</u>	欧州		○	○	ER300A	Z300	EX300AE	<u>JKAER300AADA00000</u>	欧州		○	○
ER300B	Z300 ABS	EX300AE	<u>JKAER300ABDA00000</u>	欧州・アジア		○	○	ER300B	Z300 ABS	EX300AE	<u>JKAER300ABDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
ER400D	Z400	EX400GE	<u>JKAER400DDDA00000</u> <u>JKAERKD1*KDA00000</u>	欧州 米国		○	○	ER400D	Z400	EX400GE	<u>JKAER400DDDA00000</u> <u>JKAERKD1*KDA00000</u>	欧州 米国		○	○
ER650C	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650CCDA00000</u> <u>JKAEREC1*9DA00000</u>	欧州 米国		○	－	ER650C	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650CCDA00000</u> <u>JKAEREC1*9DA00000</u>	欧州 米国		○	－
ER650D	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650CDDA00000</u>	欧州		○	－	ER650D	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650CDDA00000</u>	欧州		○	－
ER650E	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650EEDA00000</u>	欧州		○	－	ER650E	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650EEDA00000</u>	欧州		○	－
ER650F	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650EFDA00000</u>	欧州		○	－	ER650F	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650EFDA00000</u>	欧州		○	－
ER650G	Z650	ER650AE	<u>JKAER650GGDA00000</u>	アジア		○	○	ER650G	Z650	ER650AE	<u>JKAER650GGDA00000</u>	アジア		○	○
			<u>JKAEREG1*HDA00000</u>	米国		○	－				<u>JKAEREG1*HDA00000</u>	米国		○	－
ER650H	Z650 ABS	ER650AE	<u>JKAER650HHDA00000</u>	欧州・アジア		○	○	ER650H	Z650 ABS	ER650AE	<u>JKAER650HHDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAEREH1*HDA00000</u>	米国		○	－				<u>JKAEREH1*HDA00000</u>	米国		○	－
ER650K	Z650	ER650KE	<u>ML5ER650KKDA00000</u>	欧州・アジア		○	○	ER650K	Z650	ER650KE	<u>ML5ER650KKDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>ML5EREK1*LDA00000</u>	米国		○	－				<u>ML5EREK1*LDA00000</u>	米国		○	－
EX300A	Ninja 300	EX300AE	<u>JKAEX300AADA00000</u>	欧州		○	○	EX300A	Ninja 300	EX300AE	<u>JKAEX300AADA00000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAEX8A1*EDA00000</u>	米国・アジア		○	－				<u>JKAEX8A1*EDA00000</u>	米国・アジア		○	－
EX300B	Ninja 300 ABS	EX300AE	<u>JKAEX300ABDA00000</u>	欧州		○	○	EX300B	Ninja 300 ABS	EX300AE	<u>JKAEX300ABDA00000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAEX8B1*EDA00000</u>	米国・アジア		○	－				<u>JKAEX8B1*EDA00000</u>	米国・アジア		○	－
EX400G	Ninja 400	EX400GE	<u>JKAEX400GGDA00000</u>	欧州・アジア		○	○	EX400G	Ninja 400	EX400GE	<u>JKAEX400GGDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
EX400J	Ninja 400 SE	EX400GE	<u>JKAEX400JJDA00000</u>	アジア		○	○	EX400J	Ninja 400 SE	EX400GE	<u>JKAEX400JJDA00000</u>	アジア		○	○
EX650C	ER-6f	ER650AE	<u>JKAEX650CCDA00000</u> <u>JKAEXEC1*9DA00000</u>	欧州 米国		○	－	EX650C	ER-6f	ER650AE	<u>JKAEX650CCDA00000</u> <u>JKAEXEC1*9DA00000</u>	欧州 米国		○	－
EX650D	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650CDDA00000</u>	欧州		○	－	EX650D	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650CDDA00000</u>	欧州		○	－
EX650E	ER-6f	ER650AE	<u>JKAEX650EEDA00000</u>	欧州		○	－	EX650E	ER-6f	ER650AE	<u>JKAEX650EEDA00000</u>	欧州		○	－
	Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEXEE1*CDA00000</u>	米国		○	－		Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEXEE1*CDA00000</u>	米国		○	－
EX650F	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650EFDA00000</u>	欧州		○	－	EX650F	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650EFDA00000</u>	欧州		○	－
EX650J	Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEX650JJDA00000</u>	アジア		○	○	EX650J	Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEX650JJDA00000</u>	アジア		○	○

新								旧							
			<u>JKAEXEJ1*HDA00000</u>	米国		○	—				<u>JKAEXEJ1*HDA00000</u>	米国		○	—
EX650K	Ninja 650 ABS	ER650AE	<u>JKAEX650KKDA00000</u>	欧州・アジア		○	○	EX650K	Ninja 650 ABS	ER650AE	<u>JKAEX650KKDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAEXEK1*HDA00000</u>	米国		○	—				<u>JKAEXEK1*HDA00000</u>	米国		○	—
EX650M	Ninja 650	ER650KE	<u>ML5EX650MMDA00000</u>	欧州・アジア		○	○	EX650M	Ninja 650	ER650KE	<u>ML5EX650MMDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>ML5EXEM1*IDA00000</u>	米国		○	—				<u>ML5EXEM1*IDA00000</u>	米国		○	—
LE300C	Versys-X 300 ABS	EX300AE	<u>JKALE300CCDA00000</u>	欧州		○	○	LE300C	Versys-X 300 ABS	EX300AE	<u>JKALE300CCDA00000</u>	欧州		○	○
			<u>JKALE8C1*HDA00000</u>	米国		○	—				<u>JKALE8C1*HDA00000</u>	米国		○	—
LE650A	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650AAA000000</u>	欧州		○	—	LE650A	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650AAA000000</u>	欧州		○	—
			<u>JKALEEA1*8A000000</u>	米国							<u>JKALEEA1*8A000000</u>	米国			
LE650B	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650ABA000000</u>	欧州		○	—	LE650B	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650ABA000000</u>	欧州		○	—
LE650C	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650CCA000000</u>	欧州		○	—	LE650C	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650CCA000000</u>	欧州		○	—
			<u>JKALE650CCDA000000</u>	欧州							<u>JKALE650CCDA000000</u>	欧州			
			<u>JKALEEC1*AA000000</u>	米国							<u>JKALEEC1*AA000000</u>	米国			
			<u>JKALEEC1*EDA00000</u>	米国							<u>JKALEEC1*EDA00000</u>	米国			
LE650D	VERSYS ABS	ER650AE	<u>JKALE650CDA000000</u>	欧州		○	—	LE650D	VERSYS ABS	ER650AE	<u>JKALE650CDA000000</u>	欧州		○	—
			<u>JKALE650CDDA000000</u>	欧州							<u>JKALE650CDDA000000</u>	欧州			
LE650E	VERSYS 650	ER650AE	<u>JKALE650EEDA000000</u>	欧州・アジア		○	○	LE650E	VERSYS 650	ER650AE	<u>JKALE650EEDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKALEEE1*FDA000000</u>	米国		○	—				<u>JKALEEE1*FDA000000</u>	米国		○	—
LE650F	VERSYS 650 ABS	ER650AE	<u>JKALE650EFDA000000</u>	欧州・アジア		○	○	LE650F	VERSYS 650 ABS	ER650AE	<u>JKALE650EFDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKALEEF1*FDA000000</u>	米国		○	—				<u>JKALEEF1*FDA000000</u>	米国		○	—
LZT00A	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00AAA0000000</u>	欧州		○	—	LZT00A	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00AAA0000000</u>	欧州		○	—
LZT00B	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00BBA0000000</u>	欧州・アジア		○	○	LZT00B	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00BBA0000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKALZCB1*FA0000000</u>	米国		○	—				<u>JKALZCB1*FA0000000</u>	米国		○	—
LZT00C	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00CCA0000000</u>	欧州		○	○	LZT00C	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00CCA0000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKALZCC1*KA0000000</u>	カナダ		○	—				<u>JKALZCC1*KA0000000</u>	カナダ		○	—
LZT00D	VERSYS 1000 SE	ZRT00DE	<u>JKALZT00CDA0000000</u>	欧州		○	○	LZT00D	VERSYS 1000 SE	ZRT00DE	<u>JKALZT00CDA0000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKALZCD1*KA0000000</u>	米国		○	—				<u>JKALZCD1*KA0000000</u>	米国		○	—
<u>SC300C</u>	<u>J300</u>	<u>WS60B</u>	<u>RGSC40020*0000000</u>	<u>欧州</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
VN900B	VN900 CLASSIC	VN900BE	<u>JKAVN900BBA0000000</u>	欧州	打刻様式の下 6 桁が 065001 以降に適用	○	—	VN900B	VN900 CLASSIC	VN900BE	<u>JKAVN900BBA0000000</u>	欧州	打刻様式の下 6 桁が 065001 以降に適用	○	—
VN900C	VN900 Custom	VN900BE	<u>JKAVN900CCA0000000</u>	欧州	打刻様式の下 6 桁が 045001 以降に適用	○	—	VN900C	VN900 Custom	VN900BE	<u>JKAVN900CCA0000000</u>	欧州	打刻様式の下 6 桁が 045001 以降に適用	○	—
VNT70B	VN1700 VOYAGER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70ABA0000000</u>	欧州		○	—	VNT70B	VN1700 VOYAGER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70ABA0000000</u>	欧州		○	—
VNT70C	VN1700 CLASSIC TOURER	VNT70AE	<u>JKBVNT70CCA0000000</u>	欧州		○	—	VNT70C	VN1700 CLASSIC TOURER	VNT70AE	<u>JKBVNT70CCA0000000</u>	欧州		○	—
VNT70D	VN1700 CLASSIC TOURER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70CDA0000000</u>	欧州		○	—	VNT70D	VN1700 CLASSIC TOURER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70CDA0000000</u>	欧州		○	—
VNT70E	VN1700 CLASSIC	VNT70AE	<u>JKBVNT70EEA0000000</u>	欧州		○	—	VNT70E	VN1700 CLASSIC	VNT70AE	<u>JKBVNT70EEA0000000</u>	欧州		○	—
VNT70F	VN1700 CLASSIC ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70EFA0000000</u>	欧州		○	—	VNT70F	VN1700 CLASSIC ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70EFA0000000</u>	欧州		○	—
VNT70K	VN1700 VOYAGER CUSTOM ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70JKA0000000</u>	欧州		○	—	VNT70K	VN1700 VOYAGER CUSTOM ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70JKA0000000</u>	欧州		○	—
VNW00H	VN2000 CLASSIC	VNW00AE	<u>JKBVNW00HHA0000000</u>	欧州		○	—	VNW00H	VN2000 CLASSIC	VNW00AE	<u>JKBVNW00HHA0000000</u>	欧州		○	—
ZGT40C	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40CCA0000000</u>	欧州		○	—	ZGT40C	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40CCA0000000</u>	欧州		○	—
			<u>JKBZGNC1*AA0000000</u>	米国							<u>JKBZGNC1*AA0000000</u>	米国			
ZGT40E	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40EEA0000000</u>	欧州・アジア		○	○	ZGT40E	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40EEA0000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKBZGNE1*FA0000000</u>	米国		○	—				<u>JKBZGNE1*FA0000000</u>	米国		○	—
ZR750L	Z750	ZR750JE	<u>JKAZR750LLA0000000</u>	欧州	打刻様式の下 6 桁が 115001 以降に適用	○	—	ZR750L	Z750	ZR750JE	<u>JKAZR750LLA0000000</u>	欧州	打刻様式の下 6 桁が 115001 以降に適用	○	—
ZR750M	Z750 ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750LMA0000000</u>	欧州	打刻様式の下 6 桁が 115001 以降に適用	○	—	ZR750M	Z750 ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750LMA0000000</u>	欧州	打刻様式の下 6 桁が 115001 以降に適用	○	—
ZR750N	Z750R	ZR750JE	<u>JKAZR750NNA0000000</u>	欧州		○	—	ZR750N	Z750R	ZR750JE	<u>JKAZR750NNA0000000</u>	欧州		○	—
ZR750P	Z750R ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750NPA0000000</u>	欧州		○	—	ZR750P	Z750R ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750NPA0000000</u>	欧州		○	—
ZR800A	Z800	ZR800AE	<u>JKBZR800AADA000000</u>	欧州・アジア		○	—	ZR800A	Z800	ZR800AE	<u>JKBZR800AADA000000</u>	欧州・アジア		○	—
ZR800B	Z800 ABS	ZR800AE	<u>JKBZR800ABDA000000</u>	欧州		○	—	ZR800B	Z800 ABS	ZR800AE	<u>JKBZR800ABDA000000</u>	欧州		○	—
ZR800C	Z800	ZR800CE	<u>JKBZR800CCDA000000</u>	欧州		○	—	ZR800C	Z800	ZR800CE	<u>JKBZR800CCDA000000</u>	欧州		○	—
ZR800D	Z800 ABS	ZR800CE	<u>JKBZR800CDDA000000</u>	欧州		○	—	ZR800D	Z800 ABS	ZR800CE	<u>JKBZR800CDDA000000</u>	欧州		○	—
ZR900A	Z900	ZR900BE	<u>JKAZR900AADA000000</u>	アジア		○	○	ZR900A	Z900	ZR900BE	<u>JKAZR900AADA000000</u>	アジア		○	○

新								旧							
			JKAZR2A1* <u>HDA00000</u>	米国		○	—				JKAZR2A1* <u>HDA00000</u>	米国		○	—
ZR900B	Z900 ABS	ZR900BE	JKAZR900BBDA000000	欧州・アジア		○	○	ZR900B	Z900 ABS	ZR900BE	JKAZR900BBDA000000	欧州・アジア		○	○
			JKAZR2B1* <u>HDA00000</u>	米国		○	—				JKAZR2B1* <u>HDA00000</u>	米国		○	—
ZR900C	Z900RS	ZR900BE	JKAZR900CCA000000	欧州・アジア		○	○	ZR900C	Z900RS	ZR900BE	JKAZR900CCA000000	欧州・アジア		○	○
ZR900E	Z900RS CAFE	ZR900BE	JKAZR900CEA000000	欧州		○	○	ZR900E	Z900RS CAFE	ZR900BE	JKAZR900CEA000000	欧州		○	○
			JKAZR900EEA000000	アジア							JKAZR900EEA000000	アジア			
ZR900F	Z900	ZR900BE	JKAZR900FFA000000 <u>ML5ZR900FFDA00000</u>	欧州・アジア		○	○	ZR900F	Z900	ZR900BE	JKAZR900FFA000000 <u>(新設)</u>	欧州・アジア		○	○
			ML5ZRDF1* <u>LD</u> A00000	米国							ML5ZRDF1* <u>LD</u> A00000	米国			
ZRT00D	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00DDA000000	欧州		○	—	ZRT00D	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00DDA000000	欧州		○	—
			JKAZRCD1* <u>AA</u> 000000	米国							JKAZRCD1* <u>AA</u> 000000	米国			
ZRT00E	Z1000 ABS	ZRT00DE	JKAZRT00DEA000000	欧州		○	—	ZRT00E	Z1000 ABS	ZRT00DE	JKAZRT00DEA000000	欧州		○	—
ZRT00F	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00FFA000000 JKAZRCF1* <u>EA</u> 000000	欧州・アジア アジア		○	—	ZRT00F	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00FFA000000 JKAZRCF1* <u>EA</u> 000000	欧州・アジア アジア		○	—
ZRT00G	Z1000 ABS	ZRT00DE	JKAZRT00FGA000000 JKAZRCG1* <u>EA</u> 000000	欧州・アジア 米国・アジア		○	—	ZRT00G	Z1000 ABS	ZRT00DE	JKAZRT00FGA000000 JKAZRCG1* <u>EA</u> 000000	欧州・アジア 米国・アジア		○	—
ZRT00H	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00HHA000000	欧州・アジア		○	○	ZRT00H	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00HHA000000	欧州・アジア		○	○
			JKAZRCH1* <u>HA</u> 000000	米国		○	—				JKAZRCH1* <u>HA</u> 000000	米国		○	—
ZRT00J	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00HJA000000	欧州		○	○	ZRT00J	Z1000	ZRT00DE	JKAZRT00HJA000000	欧州		○	○
			JKAZRT00JJA000000	アジア							JKAZRT00JJA000000	アジア			
ZRT00K	Z H2	ZXT00NE	JKAZRT00KKA000000	欧州		○	○	ZRT00K	Z H2	ZXT00NE	JKAZRT00KKA000000	欧州		○	○
			JKAZRCK1* <u>LA</u> 000000	米国							JKAZRCK1* <u>LA</u> 000000	米国			
<u>ZRT00L</u>	<u>Z H2 SE</u>	<u>ZXT00NE</u>	<u>JKAZRT00KLA000000</u> <u>JKAZRCL1*<u>MA</u>000000</u>	<u>欧州</u> <u>米国</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
ZX600R	Ninja ZX-6R	ZX600PE	JKAZX600RRA000000	欧州		○	—	ZX600R	Ninja ZX-6R	ZX600PE	JKAZX600RRA000000	欧州		○	—
			JKAZX4R1* <u>9A</u> 000000	米国							JKAZX4R1* <u>9A</u> 000000	米国			
ZX636E	Ninja ZX-6R	ZX636EE	JKBZX636EEA000000	欧州		○	—	ZX636E	Ninja ZX-6R	ZX636EE	JKBZX636EEA000000	欧州		○	—
			JKBZXJE1* <u>EA</u> 000000	米国・アジア							JKBZXJE1* <u>EA</u> 000000	米国・アジア			
ZX636F	Ninja ZX-6R ABS	ZX636EE	JKBZX636EFA000000	欧州		○	—	ZX636F	Ninja ZX-6R ABS	ZX636EE	JKBZX636EFA000000	欧州		○	—
			JKBZXJF1* <u>EA</u> 000000	米国・アジア							JKBZXJF1* <u>EA</u> 000000	米国・アジア			
ZX636G	Ninja ZX-6R	ZX636EE	JKBZX636GGA000000 JKBZXJG1* <u>KA</u> 000000	欧州・アジア 米国		○	○	ZX636G	Ninja ZX-6R	ZX636EE	JKBZX636GGA000000 JKBZXJG1* <u>KA</u> 000000	欧州・アジア 米国		○	○
ZXT00E	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	JKAZXT00EEA000000 JKAZXCE1* <u>8A</u> 000000	欧州 米国		○	—	ZXT00E	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	JKAZXT00EEA000000 JKAZXCE1* <u>8A</u> 000000	欧州 米国		○	—
ZXT00F	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	JKAZXT00FFA000000 JKAZXCF1* <u>AA</u> 000000	欧州 米国		○	—	ZXT00F	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	JKAZXT00FFA000000 JKAZXCF1* <u>AA</u> 000000	欧州 米国		○	—
ZXT00G	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00GGA000000	欧州		○	—	ZXT00G	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00GGA000000	欧州		○	—
			JKAZXCG1* <u>BA</u> 000000	米国							JKAZXCG1* <u>BA</u> 000000	米国			
ZXT00H	Z1000SX ABS	ZRT00DE	JKAZXT00GHA000000	欧州		○	—	ZXT00H	Z1000SX ABS	ZRT00DE	JKAZXT00GHA000000	欧州		○	—
	Ninja 1000 ABS	ZRT00DE	JKAZXCH1* <u>CA</u> 000000	米国		○	—		Ninja 1000 ABS	ZRT00DE	JKAZXCH1* <u>CA</u> 000000	米国		○	—
ZXT00J	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKAZXT00JJA000000 JKAZXCJ1* <u>BA</u> 000000	欧州 米国		○	—	ZXT00J	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKAZXT00JJA000000 JKAZXCJ1* <u>BA</u> 000000	欧州 米国		○	—
ZXT00K	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	JKAZXT00JKA000000 JKAZXCK1* <u>BA</u> 000000	欧州 米国		○	—	ZXT00K	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	JKAZXT00JKA000000 JKAZXCK1* <u>BA</u> 000000	欧州 米国		○	—
ZXT00L	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00LLA000000 JKAZXCL1* <u>EA</u> 000000	欧州・アジア 米国・アジア		○	—	ZXT00L	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00LLA000000 JKAZXCL1* <u>EA</u> 000000	欧州・アジア 米国・アジア		○	—
ZXT00M	Z1000SX ABS	ZRT00DE	JKAZXT00LMA000000 JKAZXCM1* <u>EA</u> 000000	欧州・アジア 米国・アジア		○	—	ZXT00M	Z1000SX ABS	ZRT00DE	JKAZXT00LMA000000 JKAZXCM1* <u>EA</u> 000000	欧州・アジア 米国・アジア		○	—
ZXT00N	Ninja H2	ZXT00NE	JKAZXT00NNA000000	欧州・アジア		○	○	ZXT00N	Ninja H2	ZXT00NE	JKAZXT00NNA000000	欧州・アジア		○	○
			JKAZXCN1* <u>FA</u> 000000	米国		○	—				JKAZXCN1* <u>FA</u> 000000	米国		○	—
ZXT00R	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKAZXCR1* <u>GA</u> 000000	米国		○	—	ZXT00R	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	JKAZXCR1* <u>GA</u> 000000	米国		○	—
ZXT00S	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	JKAZXT00SSA000000	欧州・アジア		○	○	ZXT00S	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	JKAZXT00SSA000000	欧州・アジア		○	○
			JKAZXCS1* <u>GA</u> 000000	米国		○	—				JKAZXCS1* <u>GA</u> 000000	米国		○	—
ZXT00W	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00WWA000000	欧州・アジア		○	○	ZXT00W	Z1000SX	ZRT00DE	JKAZXT00WWA000000	欧州・アジア		○	○
	Ninja 1000	ZRT00DE	JKAZXCW1* <u>HA</u> 000000	米国		○	—		Ninja 1000	ZRT00DE	JKAZXCW1* <u>HA</u> 000000	米国		○	—
ZXT00X	Ninja H2	ZXT00NE	JKAZXT00XXA000000	欧州・アジア		○	○	ZXT00X	Ninja H2	ZXT00NE	JKAZXT00XXA000000	欧州・アジア		○	○
			JKAZXCX1* <u>HA</u> 000000	米国		○	—				JKAZXCX1* <u>HA</u> 000000	米国		○	—
ZXT00Z	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	JKAZXT00SZA000000	欧州		○	○	ZXT00Z	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	JKAZXT00SZA000000	欧州		○	○

新								旧								
ZXT02A	Ninja H2 SX	ZXT00NE	<u>JKAZXT00ZZA000000</u>	アジア				ZXT02A	Ninja H2 SX	ZXT00NE	<u>JKAZXT00ZZA000000</u>	アジア				
			<u>JKAZXCZ1*HA000000</u>	米国		○	—				<u>JKAZXCZ1*HA000000</u>	米国		○	—	
			<u>JKBZXT02AAA000000</u>	欧州		○	○				<u>JKBZXT02AAA000000</u>	欧州		<u>○</u>	<u>○</u>	
			<u>JKBZXVA1*JA000000</u>	米国							<u>JKBZXVA1*JA000000</u>	米国		<u>○</u>	<u>二</u>	
ZXT02B	Ninja H2 SX SE	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ABA000000</u>	欧州		○	○	ZXT02B	Ninja H2 SX SE	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ABA000000</u>	欧州		<u>○</u>	<u>○</u>	
			<u>JKBZXT02BBA000000</u>	アジア							<u>JKBZXT02BBA000000</u>	アジア				
			<u>JKBZXVB1*JA000000</u>	米国							<u>JKBZXVB1*JA000000</u>	米国				<u>○</u>
ZXT02C	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02CCA000000</u>	欧州・アジア		○	○	ZXT02C	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02CCA000000</u>	欧州・アジア		○	○	
			<u>JKBZXVC1*JA000000</u>	米国		○	—				<u>JKBZXVC1*JA000000</u>	米国		○	—	
ZXT02D	Ninja H2 SX SE+	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ADA000000</u>	欧州		○	○	ZXT02D	Ninja H2 SX SE+	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ADA000000</u>	欧州		<u>○</u>	<u>○</u>	
			<u>JKBZXVD1*KA000000</u>	米国							<u>JKBZXVD1*KA000000</u>	米国		<u>○</u>	<u>二</u>	
ZXT02E	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EEA000000</u>	欧州・アジア		○	○	ZXT02E	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EEA000000</u>	欧州・アジア		<u>○</u>	<u>○</u>	
			<u>JKBZXVE1*KA000000</u>	米国							<u>JKBZXVE1*KA000000</u>	米国		<u>○</u>	<u>二</u>	
ZXT02G	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EGA000000</u>	欧州		○	○	ZXT02G	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EGA000000</u>	欧州		<u>○</u>	<u>○</u>	
			<u>JKBZXT02GGA000000</u>	アジア							<u>JKBZXT02GGA000000</u>	アジア		<u>○</u>	<u>○</u>	
ZXT02H	Ninja ZX-10R SE	ZXT00JE	<u>JKBZXVG1*KA000000</u>	米国		○	○	ZXT02H	Ninja ZX-10R SE	ZXT00JE	<u>JKBZXVG1*KA000000</u>	米国		<u>○</u>	<u>二</u>	
			<u>JKBZXT02EHA000000</u>	欧州							<u>JKBZXT02EHA000000</u>	欧州		<u>○</u>	<u>○</u>	
			<u>JKBZXT02HHA000000</u>	アジア							<u>JKBZXT02HHA000000</u>	アジア		<u>○</u>	<u>○</u>	
ZXT02J	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKBZXVH1*KA000000</u>	米国		○	○	ZXT02J	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKBZXVH1*KA000000</u>	米国		<u>○</u>	<u>二</u>	
			<u>JKBZXT02JJA000000</u>	欧州・アジア							<u>JKBZXT02JJA000000</u>	欧州・アジア		<u>○</u>	<u>○</u>	
ZXT02K	Ninja 1000SX	ZXT02KE	<u>JKBZXVJ1*KA000000</u>	米国		○	○	ZXT02K	Ninja 1000SX	ZXT02KE	<u>JKBZXVJ1*KA000000</u>	米国		<u>○</u>	<u>二</u>	
			<u>JKBZXT02KKA000000</u>	欧州							<u>JKBZXT02KKA000000</u>	欧州		<u>○</u>	<u>○</u>	
ZXT02L	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02LLA000000</u>	欧州		○	○	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
			<u>JKBZXVL1*MA000000</u>	米国・アジア							<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>				
ZXT02N	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKBZXT02LNA000000</u>	欧州		○	○	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
			<u>JKBZXVN1*MA000000</u>	米国・アジア							<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>				
ZXT40C	Ninja ZX-14	ZXT40AE	<u>JKBZXC1*JA000000</u>	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D・・・)に適用	○	—	ZXT40C	Ninja ZX-14	ZXT40AE	<u>JKBZXC1*JA000000</u>	米国	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D・・・)に適用	○	—	
ZXT40D	ZZR1400 ABS	ZXT40AE	<u>JKBZXT40CDA000000</u>	欧州		○	—	ZXT40D	ZZR1400 ABS	ZXT40AE	<u>JKBZXT40CDA000000</u>	欧州		○	—	
ZXT40E	Ninja ZX-14R	ZXT40EE	<u>JKBZXNE1*CA000000</u>	米国		○	—	ZXT40E	Ninja ZX-14R	ZXT40EE	<u>JKBZXNE1*CA000000</u>	米国		○	—	
ZXT40F	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40EFA000000</u>	欧州		○	—	ZXT40F	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40EFA000000</u>	欧州		○	—	
ZXT40H	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HHA000000</u>	欧州		○	○	ZXT40H	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HHA000000</u>	欧州		○	○	
	Ninja ZX-14R ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HHA000000</u>	アジア		○	○		<u>JKBZXT40HHA000000</u>	アジア		○	○			
			<u>JKBZNXH1*GA000000</u>	米国		○	—		<u>JKBZNXH1*GA000000</u>	米国		○	—			
ZXT40J	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HJA000000</u>	欧州		○	○	ZXT40J	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HJA000000</u>	欧州		○	○	
	Ninja ZX-14R ABS SE	ZXT40EE	<u>JKBZXT40JJA000000</u>	アジア		○	○		<u>JKBZXT40JJA000000</u>	アジア		○	○			
			<u>JKBZNXJ1*GA000000</u>	米国		○	—		<u>JKBZNXJ1*GA000000</u>	米国		○	—			

(2) スズキ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
BU	AN650	P506	<u>JS1BU142600000000</u> <u>JS1BU142700000000</u>	欧州 欧州		○	○
C1	VL1500	Y514	<u>JS1C1111100000000</u> <u>JS1C1112100000000</u> <u>JS1C1111300000000</u> <u>JS1C1112300000000</u>	欧州 欧州 豪州 豪州		○	—
C3	GSX-R600	N738	<u>JS1C3111100000000</u> <u>JS1C3111200000000</u>	欧州 豪州		○	—
C4	GSX-R750	R747	<u>JS1C4111100000000</u> <u>JS1C4111200000000</u>	欧州 豪州		○	—
C5	GSR750	R749	<u>JS1C5111100000000</u> <u>JS1C5112100000000</u> <u>JS1C5111200000000</u>	欧州 欧州 豪州		○	—
	GSR750A	R749	<u>JS1C5112200000000</u>	豪州		○	—
	GSX-S750A	R749	<u>JS1C533AZ000000000</u>	欧州		○	○
C7	DL650A	P513	<u>JS1C7111100000000</u>	欧州		○	—

(2) スズキ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
BU	AN650	P506	<u>JS1BU1426000000000</u> <u>JS1BU1427000000000</u>	欧州 <u>(新設)</u>		○	○
C1	VL1500	Y514	<u>JS1C1111100000000</u> <u>JS1C1112100000000</u> <u>JS1C1111300000000</u> <u>JS1C1112300000000</u>	欧州 欧州 豪州 豪州		○	—
C3	GSX-R600	N738	<u>JS1C3111100000000</u> <u>JS1C3111200000000</u>	欧州 豪州		○	—
C4	GSX-R750	R747	<u>JS1C4111100000000</u> <u>JS1C4111200000000</u>	欧州 豪州		○	—
C5	GSR750	R749	<u>JS1C5111100000000</u> <u>JS1C5112100000000</u> <u>JS1C5111200000000</u>	欧州 欧州 豪州		○	—
	GSR750A	R749	<u>JS1C5112200000000</u>	豪州		○	—
	GSX-S750A	R749	<u>JS1C533AZ000000000</u>	欧州		○	○
C7	DL650A	P513	<u>JS1C7111100000000</u>	欧州		○	—

新								旧							
		P514	JS1C7111200000000	豪州						(新設)	JS1C7111200000000	豪州			
			JS1C733AZ00000000	欧州		○	○				JS1C733AZ00000000	欧州		○	○
			JS1C733EZ00000000	アジア							(新設)	(新設)			
CA	VZR1800	Y506	JS1C733MZ00000000	欧州		○	○	CA	VZR1800	Y506	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
			JS1C743FZ00000000	欧州							(新設)	(新設)			
			JS1C743NZ00000000	欧州							(新設)	(新設)			
CK	GSX1300R	X704	JS1CA111100000000	欧州		○	—	CK	VZR1800	Y507	JS1CA111100000000	欧州		○	—
			JS1CA111200000000	欧州							JS1CA111200000000	欧州			
			JS1CA121300000000	豪州							JS1CA121300000000	豪州			
CX	SV650	P511	JS1CK111300000000	豪州		○	—	CX	GSX1300R	X704	JS1CK111300000000	豪州		○	—
			JS1CK111600000000	欧州		○	—				JS1CK111600000000	欧州		○	—
			JS1CK111800000000	豪州							JS1CK111800000000	豪州			
CY	GSX-R1000	T717	JS1CX111200000000	豪州		○	—	CY	GSX-R1000	T717	JS1CX111200000000	豪州		○	—
			JS1CX123500000000	欧州							JS1CX123500000000	欧州			
			JS1CX123600000000	欧州							JS1CX123600000000	欧州			
DD	DL1000A	U501	JS1CX124500000000	欧州				DD	DL1000A	U501	JS1CX124500000000	欧州		○	○
			JS1CX124600000000	欧州							JS1CX124600000000	欧州			
			JS1CX123900000000	豪州							JS1CX123900000000	豪州			
DG	GSX-S1000A	T719	JS1CX124900000000	豪州				DG	GSX-S1000A	T719	JS1CX124900000000	豪州		○	—
			JS1CX123B00000000	欧州							(新設)	(新設)			
			JS1CX123C00000000	欧州							(新設)	(新設)			
DM	GSX-S1000FA	T719	JS1CX123D00000000	豪州		○	○	DM	GSX-S1000FA	T719	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
			JS1CX124B00000000	欧州							(新設)	(新設)			
			JS1CX124C00000000	欧州							(新設)	(新設)			
DM	GSX-S1000S	T719	JS1CX124D00000000	豪州				DM	GSX-S1000S	T719	(新設)	(新設)			
			JS1CX163B00000000	欧州							(新設)	(新設)			
			JS1CX163C00000000	欧州							(新設)	(新設)			
DM	GSX-R1000A	DTA1	JS1CX164B00000000	欧州				DM	GSX-R1000A	DTA1	(新設)	(新設)			
			JS1CX164C00000000	欧州							(新設)	(新設)			
			JS1CX243B00000000	欧州							(新設)	(新設)			
DM	GSX-R1000RA	DTA1	JS1CX243C00000000	欧州				DM	GSX-R1000RA	DTA1	(新設)	(新設)			
			JS1CX243D00000000	豪州							(新設)	(新設)			
			JS1CX244B00000000	欧州							(新設)	(新設)			
DM	GSX-R1000S	T719	JS1CX244C00000000	欧州				DM	GSX-R1000S	T719	(新設)	(新設)			
			JS1CX244D00000000	豪州							(新設)	(新設)			
			JS1CX273B00000000	欧州							(新設)	(新設)			
DM	GSX-R1000RA	DTA1	JS1CX273C00000000	欧州				DM	GSX-R1000RA	DTA1	(新設)	(新設)			
			JS1CX274B00000000	欧州							(新設)	(新設)			
			JS1CX274C00000000	欧州							(新設)	(新設)			

新								旧							
DU	AN400	K432	<u>JS1DU11AZ00000000</u>	欧州		○	○	DU	AN400	K432	<u>JS1DU11AZ00000000</u>	欧州		○	○
EF	DL1050	U502	<u>JS1EF11AZ00000000</u>	欧州		○	○	EF	DL1050	U502	<u>JS1EF11AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EF11AZ00000000</u>	豪州							<u>JS1EF11AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EF12AZ00000000</u>	欧州							<u>JS1EF12AZ00000000</u>	欧州			
			<u>JS1EF12AZ00000000</u>	豪州							<u>JS1EF12AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EF12JZ00000000</u>	アジア							<u>JS1EF12JZ00000000</u>	(新設)			
EJ	GSX1300R	DXA1	<u>JS1EJ11AZ00000000</u>	欧州		○	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
			<u>JS1EJ11EZ00000000</u>	豪州							(新設)	(新設)			
			<u>JS1EJ11GZ00000000</u>	アジア							(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
			<u>JS1EJ11FZ00000000</u>	アジア		○	—				(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
GN7FA	GSX-R600	N738	<u>JS1GN7FA*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—	GN7FA	GSX-R600	N738	<u>JS1GN7FA*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—
GR7MA	GSX-R750	R747	<u>JS1GR7MA*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—	GR7MA	GSX-R750	R747	<u>JS1GR7MA*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—
GT78A	GSX-R1000	T717	<u>JS1GT78A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—	GT78A	GSX-R1000	T717	<u>JS1GT78A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—
GT78B	GSX-R1000A	T717	<u>JS1GT78B*F0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「F」以降 (F, G, H・・・)に適用	○	—	GT78B	GSX-R1000A	T717	<u>JS1GT78B*F0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「F」以降 (F, G, H・・・)に適用	○	—
GT7AA	GSX-S1000A	T719	<u>JS1GT7AA*G0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「G」以降 (G, H・・・)に適用	○	—	GT7AA	GSX-S1000A	T719	<u>JS1GT7AA*G0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「G」以降 (G, H・・・)に適用	○	—
GT7CA	GSX-S1000FA	T719	<u>JS1GT7CA*G0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「G」以降 (G, H・・・)に適用	○	—	GT7CA	GSX-S1000FA	T719	<u>JS1GT7CA*G0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「G」以降 (G, H・・・)に適用	○	—
GT7DB	GSX-S1000S	T719	<u>JS1GT7DB*L0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「L」以降 (L, M・・・)に適用	○	○	GT7DB	GSX-S1000S	T719	<u>JS1GT7DB*L0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「L」以降 (L, M・・・)に適用	○	○
GW72B	GSF1250SA	W705	<u>JS1GW72B*G0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10 桁目が「G」以降 (G, H・・・)に適用	○	—	GW72B	GSF1250SA	W705	<u>JS1GW72B*G0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10 桁目が「G」以降 (G, H・・・)に適用	○	—
GX72A	GSX1300R	X704	<u>JS1GX72A*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—	GX72A	GSX1300R	X704	<u>JS1GX72A*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—
GX72B	GSX1300RA	X704	<u>JS1GX72B*D0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10 桁目が「D」以降 (D, E, F・・・)に適用	○	—	GX72B	GSX1300RA	X704	<u>JS1GX72B*D0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10 桁目が「D」以降 (D, E, F・・・)に適用	○	—
VP55A	SFV650	P511	<u>JS1VP55A*C0000000</u>	カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—	VP55A	SFV650	P511	<u>JS1VP55A*C0000000</u>	カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—
VP55B	SFV650A	P511	<u>JS1VP55B*C0000000</u>	カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—	VP55B	SFV650A	P511	<u>JS1VP55B*C0000000</u>	カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—
	SV650	P511	<u>JS1VP55B*H0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「H」以降 (H, J・・・)に適用	○	—		SV650	P511	<u>JS1VP55B*H0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「H」以降 (H, J・・・)に適用	○	—
VP56A	DL650A	P513	<u>JS1VP56A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—	VP56A	DL650A	P513	<u>JS1VP56A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—
VU51A	DL1000A	U501	<u>JS1VU51A*E0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「E」以降 (E, F, G・・・)に適用	○	—	VU51A	DL1000A	U501	<u>JS1VU51A*E0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「E」以降 (E, F, G・・・)に適用	○	—
VY53A	VZR1800	Y505	<u>JS1VY53A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—	VY53A	VZR1800	Y505	<u>JS1VY53A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—
VY56A	VL1500	Y513	<u>JS1VY56A*D0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10 桁目が「D」以降	○	—	VY56A	VL1500	Y513	<u>JS1VY56A*D0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10 桁目が「D」以降	○	—

新								旧							
					(D, E, F・・・) に適用								(D, E, F・・・) に適用		
(3) 本田技研工業株式会社								(3) 本田技研工業株式会社							
型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00	型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
PC40	CBR600RR CBR600RA	PC40E	JH2PC400 <u>*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A, B, C・・・)に適用	○	—	PC40	CBR600RR CBR600RA	PC40E	JH2PC400 <u>*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A, B, C・・・)に適用	○	—
PF01	FJS600D	PF01E	JH2PF01C <u>*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D・・・)に適用	○	—	PF01	FJS600D	PF01E	JH2PF01C <u>*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D・・・)に適用	○	—
	FJS600A	PF01E	JH2PF01D <u>*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D・・・)に適用	○	—		FJS600A	PF01E	JH2PF01D <u>*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「B」以降(B, C, D・・・)に適用	○	—
RC50	Shadow Aero VT750CS	RC50E	JH2RC50C <u>*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A, B, C・・・)に適用	○	—	RC50	Shadow Aero VT750CS	RC50E	JH2RC50C <u>*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A, B, C・・・)に適用	○	—
RC55	NSA700A	RC55E	JH2RC55A <u>*9K000001</u>	EU		○	—	RC55	NSA700A	RC55E	JH2RC55A <u>*9K000001</u>	EU		○	—
RC58	Shadow RS VT750S	RC58E	JH2RC580 <u>*AK000001</u>	EU・US		○	—	RC58	Shadow RS VT750S	RC58E	JH2RC580 <u>*AK000001</u>	EU・US		○	—
RC60	VFR800X	RC60E	JH2RC60A <u>*BK000001</u>	EU		○	—	RC60	VFR800X	RC60E	JH2RC60A <u>*BK000001</u>	EU		○	—
RC61	NC700S NC700SA NC700SD	RC61E	JH2RC61A <u>*CK000001</u>	EU・カナダ		○	—	RC61	NC700S NC700SA NC700SD	RC61E	JH2RC61A <u>*CK000001</u>	EU・カナダ		○	—
RC62	NC700D	RC61E	JH2RC62A <u>*CK000000</u>	EU		○	—	RC62	NC700D	RC61E	JH2RC62A <u>*CK000000</u>	EU		○	—
RC63	NC700X NC700XA NC700XD	RC61E	JH2RC63A <u>*CK000001</u>	EU・US		○	—	RC63	NC700X NC700XA NC700XD	RC61E	JH2RC63A <u>*CK000001</u>	EU・US		○	—
RC79	VFR800F	RC79E	JH2RC79A <u>*EK000001</u>	EU・US		○	—	RC79	VFR800F	RC79E	JH2RC79A <u>*EK000001</u>	EU・US		○	—
RC80	VFR800X	RC79E	JH2RC80A <u>*EK000001</u>	EU		○	—	RC80	VFR800X	RC79E	JH2RC80A <u>*EK000001</u>	EU		○	—
SC54	CB1300 CB1300S CB1300SA	SC54E	JH2SC54E <u>*AK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A, B, C・・・)に適用	○	—	SC54	CB1300 CB1300S CB1300SA	SC54E	JH2SC54E <u>*AK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A, B, C・・・)に適用	○	—
SC59	CBR1000RR CBR1000RA	SC59E	JH2SC590 <u>*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A, B, C・・・)に適用	○	—	SC59	CBR1000RR CBR1000RA	SC59E	JH2SC590 <u>*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から10桁目が「A」以降(A, B, C・・・)に適用	○	—
SC61	Fury VT1300CX	SC61E	JH2SC610 <u>*AK000001</u>	EU・US		○	—	SC61	Fury VT1300CX	SC61E	JH2SC610 <u>*AK000001</u>	EU・US		○	—
SC63	VFR1200F VFR1200FD	SC63E	JH2SC631 <u>*AK000001</u>	EU・US		○	—	SC63	VFR1200F VFR1200FD	SC63E	JH2SC631 <u>*AK000001</u>	EU・US		○	—
SC66	Stateline	SC61E	JH2SC660 <u>*AK000001</u>	US		○	—	SC66	Stateline	SC61E	JH2SC660 <u>*AK000001</u>	US		○	—
SC67	Sabre	SC61E	JH2SC670 <u>*AK000001</u>	US		○	—	SC67	Sabre	SC61E	JH2SC670 <u>*AK000001</u>	US		○	—
SC68	GL1800	SC47E	JH2SC68A <u>*CK000001</u>	EU・US		○	—	SC68	GL1800	SC47E	JH2SC68A <u>*CK000001</u>	EU・US		○	—
SC70	VFR1200X VFR1200XD VFR1200XL VFR1200XDL	SC70E	JH2SC70A <u>*CK000001</u>	EU		○	—	SC70	VFR1200X VFR1200XD VFR1200XL VFR1200XDL	SC70E	JH2SC70A <u>*CK000001</u>	EU		○	—
SC77	CBR1000RA CBR1000S1 CBR1000S2	SC77E	JH2SC77A <u>*HK000001</u> JH2SC77B <u>*HK000001</u> JH2SC77C <u>*HK000001</u>	EU・アジア		○	○	SC77	CBR1000RA CBR1000S1 CBR1000S2	SC77E	JH2SC77A <u>*HK000001</u> JH2SC77B <u>*HK000001</u> JH2SC77C <u>*HK000001</u>	EU・アジア		○	○
(4) ヤマハ発動機株式会社								(4) ヤマハ発動機株式会社							
型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00	型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式(太字部分は一定、下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
DP01	XT1200Z	P401E	JYADP015 <u>0000000000</u> JYADP017 <u>0000000000</u>	EU AUS		○	○	DP01	XT1200Z	P401E	JYADP015 <u>0000000000</u> JYADP017 <u>0000000000</u>	EU AUS		○	○
DP03	XT1200Z	P403E	JYADP03E <u>0000000000</u> JYADP03N <u>0000000000</u>	US CAN		○	—	DP03	XT1200Z	P403E	JYADP03E <u>0000000000</u> JYADP03N <u>0000000000</u>	US CAN		○	—
DP04	XT1200Z	P404E	JYADP041 <u>0000000000</u> JYADP044 <u>0000000000</u>	EU AUS		○	○	DP04	XT1200Z	P404E	JYADP041 <u>0000000000</u> JYADP044 <u>0000000000</u>	EU AUS		○	○

新								旧							
	XT1200ZE	P404E	<u>JYADP046000000000</u> <u>JYADP048000000000</u>	EU AUS		○	○		XT1200ZE	P404E	<u>JYADP046000000000</u> <u>JYADP048000000000</u>	EU AUS		○	○
DP05	XT1200ZE	P406E	<u>JYADP05E000000000</u> <u>JYADP05N000000000</u>	US CAN		○	—	DP05	XT1200ZE	P406E	<u>JYADP05E000000000</u> <u>JYADP05N000000000</u>	US CAN		○	—
DP06	XT1200Z	P406E	<u>JYADP06E000000000</u> <u>JYADP06N000000000</u>	US CAN		○	—	DP06	XT1200Z	P406E	<u>JYADP06E000000000</u> <u>JYADP06N000000000</u>	US CAN		○	—
DP07	XT1200ZE	P408E	<u>JYADP070000000000</u>	EU		○	○	DP07	XT1200ZE	P408E	<u>JYADP070000000000</u>	EU		○	○
RH04	SR400	H332E	<u>JYARH04E000000000</u>	US		○	—	RH04	SR400	H332E	<u>JYARH04E000000000</u>	US		○	—
RH05	SR400	H333E	<u>JYARH051000000000</u>	EU/AUS		○	○	RH05	SR400	H333E	<u>JYARH051000000000</u>	EU/AUS		○	○
RJ15	YZF-R6	J515E	<u>JYARJ150000000000</u>	EU		○	○	RJ15	YZF-R6	J515E	<u>JYARJ150000000000</u>	EU		○	○
RJ16	YZF-R6	J516E	<u>JYARJ16N000000000</u> <u>JYARJ16E000000000</u> <u>JYARJ16Y000000000</u>	CAN US US		○	—	RJ16	YZF-R6	J516E	<u>JYARJ16N000000000</u> <u>JYARJ16E000000000</u> <u>JYARJ16Y000000000</u>	CAN US US		○	—
RJ18	XJ6	J518E	<u>JYARJ18E000000000</u>	US		○	—	RJ18	XJ6	J518E	<u>JYARJ18E000000000</u>	US		○	—
RJ19	XJ6S XJ6F	J519E	<u>JYARJ191000000000</u> <u>JYARJ194000000000</u> <u>JYARJ195000000000</u> <u>JYARJ197000000000</u> <u>JYARJ198000000000</u> <u>JYARJ19A000000000</u> <u>JYARJ19B000000000</u> <u>JYARJ19G000000000</u> <u>JYARJ19K000000000</u> <u>JYARJ19L000000000</u> <u>JYARJ19N000000000</u>	EU AUS EU AUS EU AUS EU EU AUS EU AUS		○	○	RJ19	XJ6S XJ6F	J519E	<u>JYARJ191000000000</u> <u>JYARJ194000000000</u> <u>JYARJ195000000000</u> <u>JYARJ197000000000</u> <u>JYARJ198000000000</u> <u>JYARJ19A000000000</u> <u>JYARJ19B000000000</u> <u>JYARJ19G000000000</u> <u>JYARJ19K000000000</u> <u>JYARJ19L000000000</u> <u>JYARJ19N000000000</u>	EU AUS EU AUS EU AUS EU EU AUS EU AUS		○	○
RJ22	XJ6	J523E	<u>JYARJ221000000000</u> <u>JYARJ224000000000</u> <u>JYARJ225000000000</u> <u>JYARJ227000000000</u> <u>JYARJ228000000000</u> <u>JYARJ229000000000</u>	EU/AUS		○	○	RJ22	XJ6	J523E	<u>JYARJ221000000000</u> <u>JYARJ224000000000</u> <u>JYARJ225000000000</u> <u>JYARJ227000000000</u> <u>JYARJ228000000000</u> <u>JYARJ229000000000</u>	EU/AUS		○	○
RJ27	YZF-R6	J529E	<u>JYARJ270000000000</u>	EU/AUS		○	○	RJ27	YZF-R6	J529E	<u>JYARJ270000000000</u>	EU/AUS		○	○
RM04	MT07	M401E	<u>JYARM040000000000</u>	EU		○	○	RM04	MT07	M401E	<u>JYARM040000000000</u>	EU		○	○
RN16	FZ1	N513E	<u>JYARN161000000000</u>	EU/AUS		○	○	RN16	FZ1	N513E	<u>JYARN161000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN17	FZ1	N514E	<u>JYARN17E000000000</u>	US/CAN		○	—	RN17	FZ1	N514E	<u>JYARN17E000000000</u>	US/CAN		○	—
RN18	TDM900	N404E	<u>JYARN181000000000</u> <u>JYARN182000000000</u>	EU AUS		○	○	RN18	TDM900	N404E	<u>JYARN181000000000</u> <u>JYARN182000000000</u>	EU AUS		○	○
RN22	YZF-R1	N519E	<u>JYARN221000000000</u>	EU/AUS		○	○	RN22	YZF-R1	N519E	<u>JYARN221000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN23	YZF-R1	N520E	<u>JYARN23E000000000</u>	US/CAN		○	—	RN23	YZF-R1	N520E	<u>JYARN23E000000000</u>	US/CAN		○	—
RN25	FZ8	N522E	<u>JYARN251000000000</u> <u>JYARN252000000000</u> <u>JYARN255000000000</u> <u>JYARN256000000000</u> <u>JYARN259000000000</u> <u>JYARN25F000000000</u> <u>JYARN25G000000000</u>	EU/AUS		○	○	RN25	FZ8	N522E	<u>JYARN251000000000</u> <u>JYARN252000000000</u> <u>JYARN255000000000</u> <u>JYARN256000000000</u> <u>JYARN259000000000</u> <u>JYARN25F000000000</u> <u>JYARN25G000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN27	FZ8	N524E	<u>JYARN27E000000000</u>	US/CAN		○	—	RN27	FZ8	N524E	<u>JYARN27E000000000</u>	US/CAN		○	—
RN28	FZ8	N524E	<u>JYARN28N000000000</u>	CAN		○	—	RN28	FZ8	N524E	<u>JYARN28N000000000</u>	CAN		○	—
RN29	MT09	N701E	<u>JYARN291000000000</u> <u>JYARN297000000000</u>	EU/AUS		○	○	RN29	MT09	N701E	<u>JYARN291000000000</u> <u>JYARN297000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN32	YZF-R1/R1M	N526E	<u>JYARN320000000000</u>	EU		○	○	RN32	YZF-R1/R1M	N526E	<u>JYARN320000000000</u>	EU		○	○
RN33	MT09	N702E	<u>JYARN33E000000000</u> <u>JYARN33N000000000</u>	US CAN		○	—	RN33	MT09	N702E	<u>JYARN33E000000000</u> <u>JYARN33N000000000</u>	US CAN		○	—
RN39	YZF-R1/R1M	N527E	<u>JYARN39E000000000</u> <u>JYARN39N000000000</u>	US CAN		○	—	RN39	YZF-R1/R1M	N527E	<u>JYARN39E000000000</u> <u>JYARN39N000000000</u>	US CAN		○	—
RN40	YZF-R1M	N527E	<u>JYARN40N000000000</u> <u>JYARN40E000000000</u> <u>JYARN40Y000000000</u>	CAN US US		○	—	RN40	YZF-R1M	N527E	<u>JYARN40N000000000</u> <u>JYARN40E000000000</u> <u>JYARN40Y000000000</u>	CAN US US		○	—
RN42	YZF-R1S	N529E	<u>JYARN42E000000000</u>	US		○	○	RN42	YZF-R1S	N529E	<u>JYARN42E000000000</u>	US		○	○
RN45	MT10	N530E	<u>JYARN450000000000</u>	EU		○	○	RN45	MT10	N530E	<u>JYARN450000000000</u>	EU		○	○

新								旧							
RN48	MT10	N531E	<u>JYARN48N0000000000</u>	CAN		○	—	RN48	MT10	N531E	<u>JYARN48N0000000000</u>	CAN		○	—
RN49	YZF-R1	N532E	<u>JYARN4900000000000</u> <u>JYARN49R0000000000</u>	EU		○	○	RN49	YZF-R1	N532E	<u>JYARN4900000000000</u> <u>JYARN49R0000000000</u>	EU		○	○
	YZF-R1M	N532E	<u>JYARN4900000000000</u>	EU		○	○		YZF-R1M	N532E	<u>JYARN4900000000000</u>	EU		○	○
RP19	XJR1300C	P515E	<u>JYARP1940000000000</u>	EU		○	○	RP19	XJR1300C	P515E	<u>JYARP1940000000000</u>	EU		○	○
RP21	VMAX	P623E	<u>JYARP2110000000000</u>	EU/AUS		○	○	RP21	VMAX	P623E	<u>JYARP2110000000000</u>	EU/AUS		○	○
RP23	FJR1300A	P516E	<u>JYARN2300000000000</u>	EU/AUS		○	○	RP23	FJR1300A	P516E	<u>JYARN2300000000000</u>	EU/AUS		○	○
RP28	FJR1300-AE	P519E	<u>JYARN2800000000000</u>	EU		○	○	RP28	FJR1300-AE	P519E	<u>JYARN2800000000000</u>	EU		○	○
SH05	YP400	H322E	<u>JYASH0550000000000</u> <u>JYASH0570000000000</u> <u>JYASH0580000000000</u> <u>JYASH05A0000000000</u>	EU AUS EU AUS		○	○	SH05	YP400	H322E	<u>JYASH0550000000000</u> <u>JYASH0570000000000</u> <u>JYASH0580000000000</u> <u>JYASH05A0000000000</u>	EU AUS EU AUS		○	○
			<u>JYASJ0610000000000</u> <u>JYASJ0620000000000</u>	EU AUS		○	○				<u>JYASJ0610000000000</u> <u>JYASJ0620000000000</u>	EU AUS		○	○
			<u>JYASJ07Y0000000000</u>	US/CAN		○	—				<u>JYASJ07Y0000000000</u>	US/CAN		○	—
			<u>JYASJ0910000000000</u>	EU/AUS		○	○				<u>JYASJ0910000000000</u>	EU/AUS		○	○
VN01	XVS950A	N601E	<u>JYAVN01N0000000000</u> <u>JYAVN01Y0000000000</u> <u>JYAVN01E0000000000</u>	CAN US US		○	—	VN01	XVS950A	N601E	<u>JYAVN01N0000000000</u> <u>JYAVN01Y0000000000</u> <u>JYAVN01E0000000000</u>	CAN US US		○	—
			<u>JYAVN0210000000000</u> <u>JYAVN0220000000000</u>	EU AUS		○	○				<u>JYAVN0210000000000</u> <u>JYAVN0220000000000</u>	EU AUS		○	○
			<u>JYAVN0300000000000</u>	EU		○	○				<u>JYAVN0300000000000</u>	EU		○	○
VP23	XV1900A	P618E	<u>JYAVP2340000000000</u> <u>JYAVP2370000000000</u>	EU EU		○	○	VP23	XV1900A	P618E	<u>JYAVP2340000000000</u> <u>JYAVP2370000000000</u>	EU EU		○	○
			<u>JYAVP2660000000000</u>	EU		○	○				<u>JYAVP2660000000000</u>	EU		○	○
VP26	XVS1300A	P620E	<u>JYAVP2660000000000</u>	EU		○	○	VP26	XVS1300A	P620E	<u>JYAVP2660000000000</u>	EU		○	○
VP27	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP27E0000000000</u>	US/CAN	但し、下 6 桁が 001402 以降に限る	○	—	VP27	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP27E0000000000</u>	US/CAN	但し、下 6 桁が 001402 以降に限る	○	—
VP29	VMAX	P625E	<u>JYAVP29E0000000000</u>	US/CAN		○	—	VP29	VMAX	P625E	<u>JYAVP29E0000000000</u>	US/CAN		○	—
VP33	XVS1300CU	P629E	<u>JYAVP33E0000000000</u>	US/CAN		○	—	VP33	XVS1300CU	P629E	<u>JYAVP33E0000000000</u>	US/CAN		○	—
VP34	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP34E0000000000</u>	US/CAN		○	—	VP34	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP34E0000000000</u>	US/CAN		○	—
VP36	XVS1300CU	P630E	<u>JYAVP3610000000000</u> <u>JYAVP3650000000000</u>	EU		○	○	VP36	XVS1300CU	P630E	<u>JYAVP3610000000000</u> <u>JYAVP3650000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYARN6500000000000</u>	EU		○	○				<u>JYARN6500000000000</u>	EU		○	○
RN65	YZF-R1	N534E	<u>JYARN6500000000000</u>	EU		○	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
	YZF-R1M	N534E	<u>JYARN6500000000000</u>	EU		○	○		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
SJ18	XP560E	J420E	<u>JYASJ1810000000000</u>	EU		○	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
SJ18	XP560D	J420E	<u>JYASJ1840000000000</u>	EU		○	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)

新					旧					
第1号様式（その1）（略）					第1号様式（その1）（略）					
第1号様式（その2）（別添3の3.1.関係）					第1号様式（その2）（別添3の3.1.関係）					
原動機又は電動機の型式		原動機の総排気量又は電動機の定格出力		リットル kW	長さ	cm	車両重量	kg	原動機の型式	
					幅	cm	乗車定員	人	原動機の総排気量	リットル
					高さ	cm	最大積載量	kg	燃料の種類	
					軸距	cm	車両総重量	kg	タイヤサイズ	F R
(削除)					変速機	自動・手動 (足動) その他 ()	減速比		最高出力 kW (PS) /min ⁻¹ (rpm)	/
(略)					(略)					
排出ガス発散防止装置～自動運行装置（略）					排出ガス発散防止装置～自動運行装置（略）					
第2号様式（別添3の3.1.関係）					第2号様式（別添3の3.1.関係）					
車両諸元概要表					車両諸元概要表					
					[乗用自動車（特種用途自動車を含む）]					
自動車の寸法	長さ	cm			(新設)	(新設)				
	幅	cm				(新設)				
	高さ	cm				(新設)				
	軸距	cm				(新設)				
特殊用途の目的					(新設)					
特殊用途の特殊構造					(新設)					
荷台の内側の寸法	長さ	cm			(新設)	(新設)				
	幅	cm				(新設)				
	高さ	cm				(新設)				
荷台オフセット		cm			(新設)					
車両重量	前前軸重	kg			車両重量 kg	前軸重	kg			
	前後軸重	kg				(新設)				
	後前軸重	kg				(新設)				
	後後軸重	kg				後軸重	kg			
	計	kg				計	kg			
乗車定員		人			(新設)					
最大積載量		kg			(新設)					
車両総重量	前前軸重	kg			車両総重量 kg	前軸重	kg			
	前後軸重	kg				(新設)				
	後前軸重	kg				(新設)				
	後後軸重	kg				後軸重	kg			
	計	kg				計	kg			

新				旧			
最大安定傾斜 角度	左	度		(新設)	(新設)		
	右	度					
最高速度		km/h		(新設)			
車輪配列		前輪駆動 後輪駆動 総輪駆動 その他 ()		車輪配列		前輪駆動 後輪駆動 総輪駆動 その他 ()	
タイヤサイズ	前前軸			(新設)	(新設)		
	前後軸				(新設)		
	後前軸				(新設)		
	後後軸				(新設)		
タイヤ負荷能 力	前前軸	kg		(新設)	(新設)		
	前後軸	kg			(新設)		
	後前軸	kg			(新設)		
	後後軸	kg			(新設)		
許容限度	前前軸	kg		(新設)	(新設)		
	前後軸	kg			(新設)		
	後前軸	kg			(新設)		
	後後軸	kg			(新設)		
	車両総重 量	kg			(新設)		

原動機又は電動機及び動力伝達装置

気筒配列及び気筒数	直列 V 水平対向	気筒
内径×行程	mm×	mm
最高出力	kW (PS) /min ⁻¹ (rpm)	
最大トルク	N・m (kg・m) /min ⁻¹ (rpm)	
燃料の種類	ガソリン 軽油 電気 その他 ()	
燃料噴射方式	直接噴射式 吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式 その他 ()	
過回転防止装置：有・無	有：作動回転数 (rpm) 無	
変速機の種類	自動 手動(足動) その他 ()	
減速機、分配機及び変向機 の減速比		

燃料装置

燃料タンク	容量	リットル
	材質	鋼 アルミ プラスチック その他 ()

電気装置〜かじ取装置 (略)

(新設)	(新設)	
	(新設)	
(新設)		
車輪配列		前輪駆動 後輪駆動 総輪駆動 その他 ()
(新設)	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
(新設)	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
(新設)	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

原動機

気筒配列及び気筒数	直列 V 水平対向	気筒
内径×行程	mm	mm
(新設)		
最大トルク	N・m(kg・m) /min ⁻¹ (rpm)	N・m (kg・m) /min ⁻¹ (rpm)
(新設)		
燃料噴射方式	直接噴射式 吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式 その他 ()	
過回転防止装置：有・無	有：作動回転数 (rpm) 無	
(新設)		
(新設)		

燃料装置

燃料タンク	容量	リットル
	材質	鋼 アルミ その他 ()

電気装置〜かじ取装置 (略)

新		旧	
盗難防止装置		盗難防止装置	
施錠装置： <u>形式</u>	ステアリングロック ミッションロック その他（ ）	施錠装置	ステアリングロック ミッションロック その他（ ）
イモビライザ：有・無	有 無	イモビライザ：有・無	有 無
盗難発生警報装置：有・無	有 無	盗難発生警報装置：有・無	有 無
制動装置：主ブレーキ（略）		制動装置：主ブレーキ（略）	
制動装置：駐車ブレーキ		制動装置：駐車ブレーキ	
形式	ディスク ドラム <u>その他（ ）</u>	形式	ディスク ドラム
制動車輪	前輪 後輪	制動車輪	前輪 後輪
<u>制動装置：非常ブレーキ</u>		<u>（新設）</u>	
<u>形式</u>	<u>スプリング式 エマージェンシハルプ式 その他（ ）</u>	<u>（新設）</u>	
<u>制動装置：分離ブレーキ</u>		<u>（新設）</u>	
<u>形式</u>	<u>スプリング式 エマージェンシハルプ式 その他（ ）</u>	<u>（新設）</u>	
緩衝装置（略）		緩衝装置（略）	
<u>車枠</u>		車わく	
形式	梯子型 背骨型 モノコック その他（ ）	形式	梯子型 背骨型 モノコック その他（ ）
<u>連結装置</u>		<u>（新設）</u>	
<u>連結器形式</u>	<u>第5輪 ヒッチボール その他（ ）</u>	<u>（新設）</u>	
<u>前まわり半径</u>	<u>mm</u>	<u>（新設）</u>	
<u>後まわり半径</u>	<u>mm</u>	<u>（新設）</u>	
乗車装置～ガラス（略）		乗車装置～ガラス（略）	
<u>（削除）</u>		<u>騒音防止装置</u>	
<u>（削除）</u>		消音器：個数	<u>主</u> <u>個</u> <u>副</u> <u>個</u>
排出ガス発散防止装置（略）		排出ガス発散防止装置（略）	
灯火装置等		灯火装置等	
<u>走行用</u> 前照灯：個数及び性能	個 色 W	前照灯：個数及び性能	個 色 W

新					旧				
<u>すれ違い用前照灯：個数及び性能</u>		<u>個</u>	<u>色</u>	<u>W</u>	<u>(新設)</u>				
車幅灯：個数及び性能		個	色	cm ² W	車幅灯：個数及び性能		個	色	cm ² W
<u>側方灯：個数及び性能</u>	<u>前部</u>	<u>個</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u> <u>W</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			
	<u>中央部</u>	<u>個</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u> <u>W</u>		<u>(新設)</u>			
	<u>後部</u>	<u>個</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u> <u>W</u>		<u>(新設)</u>			
<u>側方反射器：個数及び性能</u>	<u>前部</u>	<u>個</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			
	<u>中央部</u>	<u>個</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u>		<u>(新設)</u>			
	<u>後部</u>	<u>個</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u>		<u>(新設)</u>			
番号灯：個数及び性能		個	色	W	番号灯：個数及び性能		個	色	W
尾灯：個数及び性能		個	色	cm ² W	尾灯：個数及び性能		個	色	cm ² W
制動灯：個数及び性能		個	色	cm ² W	制動灯：個数及び性能		個	色	cm ² W
補助制動灯：個数及び性能		個	色	W	補助制動灯：個数及び性能		個	色	W
後退灯：個数及び性能		個	色	cm ² W	後退灯：個数及び性能		個	色	cm ² W
方向指示器 ：個数及び性能	前面	個	色	cm ² W	方向指示器 ：個数及び性能	前面	個	色	cm ² W
	後面	個	色	cm ² W		後面	個	色	cm ² W
	側面	個	色	cm ² W		側面	個	色	cm ² W
非常点滅表示灯 ：個数及び性能	前面	個	色	cm ² W	非常点滅表示灯 ：個数及び性能	前面	個	色	cm ² W
	後面	個	色	cm ² W		後面	個	色	cm ² W
	側面	個	色	cm ² W		側面	個	色	cm ² W
<u>前部反射器：個数及び性能</u>		<u>個</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u>	<u>(新設)</u>				
後部反射器：個数及び性能		個	色	cm ²	後部反射器：個数及び性能		個	色	cm ²
<u>大型後部反射器：個数及び性能</u>	<u>個</u>	<u>反射部の色・合計面積</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u>	<u>(新設)</u>				
		<u>蛍光部の色・合計面積</u>	<u>色</u>	<u>cm²</u>					
	<u>反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さの合計</u>			<u>mm</u>					
	<u>一片の長さ</u>			<u>mm</u>		<u>幅</u>	<u>mm</u>		
	<u>黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の水平面との角度及び幅</u>			<u>角度</u>		<u>°</u>			
				<u>幅</u>		<u>mm</u>			
※光源が LED の場合には <u>ワット数</u> に代えて LED と記載すること。					※光源が LED の場合には <u>W 数</u> は記載不要				
その他					その他				
<u>内圧容器：容量</u>		<u>リットル</u>			<u>(新設)</u>				
<u>内圧容器：最高使用圧力</u>		<u>kPa</u>			<u>(新設)</u>				
<u>分離時の安全装置：有・無</u>		<u>有</u> <u>無</u>			<u>(新設)</u>				
<u>タイヤ空気圧監視装置：有・無</u>		<u>有</u> <u>無</u>			<u>(新設)</u>				
<u>衝突被害軽減制動制御装置：有・無</u>		<u>有</u> <u>無</u>			<u>(新設)</u>				

新		旧
制動装置	☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 13 条 連結車両の制動装置	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 15 条 燃料装置	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ 非破壊 ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 17 条 高压ガス燃料装置	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ 非破壊 ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 17 条の 2 電気装置	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ 非破壊 ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 18 条 車枠及び車体	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ 非破壊 ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 18 条の 2 巻込防止装置等	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 20 条 乗車装置	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 22 条 座席	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 22 条の 3 座席ベルト等	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 22 条の 4 頭部後傾抑止装置等	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
2 / 2		
第 22 条の 5 年少者用補助乗車装置等	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 25 条 乗降口	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ FMVSS ☐ CMVSS ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 29 条 窓ガラス	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ ㊦マーク ☐ 細目告示で規定する記号 ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 30 条 騒音防止装置	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 31 条 ばい煙、悪臭のある ガス、有害なガス等 の発散防止装置	☐ 試験成績書 ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 32 条 前照灯等	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 43 条の 5 盗難発生警報装置	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	
第 43 条の 6 車線逸脱警報装置	☐ 試験成績書 ☐ 適合証明書 ☐ 認定証 ☐ 適合説明書 ☐ COC ☐ WVTA ☐ ㊦マーク ☐ その他（ ） ☐ 該当なし	

新	旧																	
2. ラベルの種類 : 3. ラベルの写真 4. ラベル貼付者の連絡先 ラベル貼付者の氏名又は名称 : _____ 住所 : _____ 電話番号 : _____ FAX 番号 : _____ E メール : _____ 上記ラベル貼付者に対し、自動車技術総合機構が連絡をとることに、あらかじめ同意します。 届出者の氏名 : _____ 第 8 号様式 (別添 3 の 6.17. 関係) 座席ベルト非装着時警報装置構造確認書 〔保安基準適用年月日が令和 2 年 9 月 1 日以降の乗用自動車及び貨物自動車（派生した特種自動車を含む）〕 今回届出する自動車（車台番号又はシリアル番号 : _____） は、下表のレ点に該当する対象座席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えているため、保安基準第 22 条の 3 第 5 項に適合しています。 なお、次の (1) から (3) まで掲げる装置に該当するものではありません。 (1) 当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置 (2) 当該座席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置 (3) 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>今回届出する自動車</th> <th>対象座席</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐</td> <td>乗車定員 9 人以下の乗用自動車 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車</td> <td>すべての座席</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>乗車定員 10 人以上の乗用自動車 車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車</td> <td>運転者席及びこれと並列の座席</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>警報装置の状況</td> <td> ☐ それぞれの座席のシートベルト毎に警報装置を装備 ☐ 他の座席のシートベルトと兼用した警報装置を装備 </td> </tr> <tr> <td>警報装置の取付位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報装置の機能説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テルテル作動時画像</td> <td>☐ 別添のとおり</td> </tr> </tbody> </table> 上記内容に相違ありません。		今回届出する自動車	対象座席	☐	乗車定員 9 人以下の乗用自動車 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車	すべての座席	☐	乗車定員 10 人以上の乗用自動車 車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車	運転者席及びこれと並列の座席	警報装置の状況	☐ それぞれの座席のシートベルト毎に警報装置を装備 ☐ 他の座席のシートベルトと兼用した警報装置を装備	警報装置の取付位置		警報装置の機能説明		テルテル作動時画像	☐ 別添のとおり	
	今回届出する自動車	対象座席																
☐	乗車定員 9 人以下の乗用自動車 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車	すべての座席																
☐	乗車定員 10 人以上の乗用自動車 車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車	運転者席及びこれと並列の座席																
警報装置の状況	☐ それぞれの座席のシートベルト毎に警報装置を装備 ☐ 他の座席のシートベルトと兼用した警報装置を装備																	
警報装置の取付位置																		
警報装置の機能説明																		
テルテル作動時画像	☐ 別添のとおり																	

新							旧								
氏名又は名称 : _____ 住所 : _____ 電話番号 : _____															
第 9 号様式（別添 3 の 6.12.2.（4）関係）							第 11 号様式（別添 3 の 6.12.2.（4）関係）								
技術基準等適合証明書照会台帳							技術基準等適合証明書照会台帳								
照会 番号	届出書の受付 番号 及び受付日	車名 (通称名)	届出 者	照会書		判定 者	判定 結果	照会 番号	届出書の受付 番号 及び受付日	車名 (通称名)	届出 者	照会書		判定 者	判定 結果
				送信日	判定日							送信日	判定日		
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断
___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否 未判 断	___照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	地方 検査 部 本部	適 否 未判 断

新

※ 照会番号中____部分には地方検査部又は地方事務所名を記載する。
(例) 東北検査部 → 東北照第 号
和泉事務所 → 和泉照第 号

第 10 号様式 (別添 3 の 6.12.2. (4) 関係)
(略)

真 正 性 の 判 定 結 果 通 知 欄		
判定日及び判定結果	年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断
判 定 者	☐ 本部検査部検査課	
真正性の否の理由		
備 考		

通 信 欄		
検査部 事務所	→ ←	本部検査部検査課
送信日 年 月 日		受信日 年 月 日
送信者		受信者
受信日 年 月 日		返信日 年 月 日
受信者		返信者

※ この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。
なお、本部検査部検査課は、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。

第 11 号様式 (別添 3 の 6.12.4. (2) 関係)

ラベル照会台帳

照会 番号	届出書の受付 番号 及び受付日	車名 (通称名)	届出 者	照会書		判定 者	判定 結果
				送信日	判定日		
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否

旧

※ 照会番号中____部分には地方検査部又は地方事務所名を記載する。
(例) 東北検査部 → 東北照第 号
和泉事務所 → 和泉照第 号

第 12 号様式 (別添 3 の 6.12.2. (4) 関係)
(略)

真 正 性 の 判 定 結 果 通 知 欄		
判定日及び判定結果	年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断
判 定 者	☐ 地方検査部 ・ ☐ 本部検査部検査課	
真正性の否の理由		
備 考		

通 信 欄		
事務所	検査部	本部検査部検査課
送信日 年 月 日	受信日 年 月 日	送信日 年 月 日
送信者	受信者	送信者
受信日 年 月 日	返信日 年 月 日	受信日 年 月 日
受信者	返信者	返信者

※ この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。
なお、本部検査部検査課又は地方検査部において真正性の判定を行った場合には、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。

(新設)

新旧対照表
252 / 304

新								旧																											
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否																												
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否																												
ラ照 第 号	受付第 号 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	本部	適 否																												
※ 照会番号中 部分には地方検査部又は地方事務所名を記載する。 (例) 東北検査部 → 東北ラ照第 号 和泉事務所 → 和泉ラ照第 号 第 12 号様式 (別添 3 の 6. 12. 4. (2) 関係) (地方検査部・地方事務所用) ラ照第 号 年 月 日 検査部 事務所 ラベル真正性の判定について (照会) 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6. 12. 4. (2) ①に基づき、下記並行輸入自動車に貼付されている WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルの真正性の判定について照会いたします。 記 1. 照会する並行輸入自動車 車台番号又はシリアル番号： 2. 届出者名 3. WVTa ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルの写真 <table><thead><tr><th colspan="3">真 正 性 の 判 定 結 果 通 知 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>判定日及び判定結果</td><td>年 月 日</td><td>適 ・ 否 ・ 未判断</td></tr><tr><td>判 定 者</td><td colspan="2">□ 本部検査部検査課</td></tr><tr><td>真正性の否の理由</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th colspan="3">通 信 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>検査部 事務所</td><td>本部検査部検査課</td><td></td></tr><tr><td>送信日 年 月 日</td><td>受信日 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>送信者</td><td>受信者</td><td></td></tr></tbody></table>								真 正 性 の 判 定 結 果 通 知 欄			判定日及び判定結果	年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断	判 定 者	□ 本部検査部検査課		真正性の否の理由			備 考			通 信 欄			検査部 事務所	本部検査部検査課		送信日 年 月 日	受信日 年 月 日		送信者	受信者		
真 正 性 の 判 定 結 果 通 知 欄																																			
判定日及び判定結果	年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断																																	
判 定 者	□ 本部検査部検査課																																		
真正性の否の理由																																			
備 考																																			
通 信 欄																																			
検査部 事務所	本部検査部検査課																																		
送信日 年 月 日	受信日 年 月 日																																		
送信者	受信者																																		

(新設)

新				旧	
受信日 年 月 日 受信者			返信日 年 月 日 返信者		
※ この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。 なお、本部検査部検査課は、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。					
第 13 号様式（その 1）（別添 3 の 7. 1. 関係）					
受 付 番 号		起 案 年 月 日		書 面 審 査 担 当 者	
		決 裁 年 月 日			
並行輸入自動車届出書の審査結果について					
所長（課長） 次長 上席検査官 主席検査官 検査官					
同					
標記について、審査事務規程本則並びに別添 3「並行輸入自動車審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか同う。					
記					
届 出 者					
車 名					
型 式					
車台番号又は シリアル番号		※少数生産車：車台番号又はシリアル番号の 3 桁目が「9」			
原 動 機 型 式					
審査結果概要等		第 13 号様式（その 2）による			
備 考					
第 13 号様式（その 2）（別添 3 の 7. 1. 関係）					
受付番号		決 裁 年 月 日			
届 出 者					
車 名		型 式		原動機型式	
現車審査における指示事項					
自動車検査証の備考欄入力事項					
(注：網羅的に記載するよう留意すること)					

(新設)

(新設)

新			旧																																																																	
その他																																																																				
検査終了後の処理事項 <table><thead><tr><th>職権打刻</th><th>打刻番号</th><th>打刻位置</th><th>検査終了年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td>車台</td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>原動機</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			職権打刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日	車台			年 月 日	原動機																																																									
職権打刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日																																																																	
車台			年 月 日																																																																	
原動機																																																																				
第 14 号様式（別添 3 の 6. 関係） 補正指示記録表			(新設)																																																																	
<table><thead><tr><th>指示日</th><th>内容</th><th>完了日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			指示日	内容	完了日																																																															
指示日	内容	完了日																																																																		
別紙 車両諸元概要表の記載要領 1. 記載項目に記載が必要な自動車の適用 次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。 <table><thead><tr><th> 区分 記載項目 </th><th>乗用</th><th>貨物及び乗合</th><th>二輪等</th><th>大特</th><th>被牽引</th></tr></thead><tbody><tr><td>自動車の寸法</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></tbody></table>			区分 記載項目	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引	自動車の寸法	○	○	○	○	○																																																						
区分 記載項目	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引																																																															
自動車の寸法	○	○	○	○	○																																																															

新						旧
<u>特殊用途の目的</u>	＝	＝	＝	○	＝	
<u>特殊用途の特殊構造</u>	＝	＝	＝	○	＝	
<u>荷台の内側の寸法</u>	＝	※	＝	△	△	
<u>荷台オフセット</u>	＝	※	＝	△	△	
<u>車両重量</u>	○	○	○	○	○	
<u>乗車定員</u>	○	○	○	○	○	
<u>最大積載量</u>	＝	※	＝	△	△	
<u>車両総重量</u>	○	○	○	○	○	
<u>最大安定傾斜角度</u>	△	△	△	○	△	
<u>最高速度</u>	△	△	△	△	＝	
<u>車輪配列</u>	○	○	○	○	○	
<u>タイヤサイズ</u>	○	○	○	○	○	
<u>タイヤ負荷能力</u>	○	○	○	○	○	
<u>許容限度</u>	△	○	＝	○	○	
<u>原動機及び動力伝達装置</u>	○	○	○	○	＝	
<u>燃料装置</u>	○	○	○	○	＝	
<u>電気装置</u>	○	○	○	○	△	
<u>走行装置</u>	○	○	○	○	○	
<u>かじ取装置</u>	○	○	＝	○	○	
<u>盗難防止装置</u>	△	△	＝	＝	＝	
<u>制動装置：主ブレーキ</u>	○	○	○	○	△	
<u>制動装置：駐車ブレーキ</u>	○	○	△	○	○	
<u>制動装置：非常ブレーキ</u>	＝	＝	＝	＝	○	
<u>制動装置：分離ブレーキ</u>	＝	＝	＝	＝	○	
<u>緩衝装置</u>	○	○	○	○	○	
<u>車枠</u>	○	○	＝	○	○	
<u>連結装置</u>	＝	△	＝	＝	△	
<u>乗車装置</u>	○	○	＝	○	＝	
<u>ガラス</u>	○	○	＝	○	△	
<u>排出ガス発散防止装置</u>	○	○	○	○	＝	

新

旧

灯火装置等	○	○	○	○	○
その他	△	○	△	△	○

備考

(1)

○印は記載が必要な項目を示し、△印は備えられていないなど特段の必要がない場合には記載を省略することができる項目を示し、一印は記載が不要な項目を示す。

(2)

区分欄の「乗用」は、乗用自動車（特種用途自動車を含む。）、「貨物及び乗合」は、貨物自動車及び乗合自動車（特種用途自動車を含む。）、「二輪等」は、二輪自動車及び側車付二輪自動車、「大特」は大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、「被牽引」は、被牽引自動車を示す。

(3)

※は、貨物自動車は○印、乗合自動車は一印とする。

2.

各項目の記載要領

各項目の記載要領は次のとおりとする。

なお、記載を省略した項目、記載を要しない項目、2. 1. から 2. 33. までに掲げる項目のうち該当しないもの及び当該並行輸入自動車に備えられていない項目については、各項目に斜線を引く又は全ての箇所に一印を付すこと。

2. 1.

自動車の寸法

当該並行輸入自動車の「長さ」、「幅」、「高さ」及び「軸距」を記載すること。

ただし、セミトレーラにあっては、連結部（第 5 輪）中心から後車軸中心までの水平方向の距離を軸距とし、3 以上の車軸を有する自動車にあっては次の例により第 1 軸距と第 2 軸距に分けて前から順に記載し、その合計を付記すること。

また、フル又はセミ兼用のトレーラであって、ドリーにオフセットがある場合には、それぞれの軸距を記載すること。

例

3 軸車の場合

4. 400+1. 300=5. 700

2. 2.

特殊用途の目的

当該並行輸入自動車の特殊用途の目的を記載すること。

2. 3.

特殊用途の特殊構造

当該並行輸入自動車の特殊用途の構造を記載すること。

2. 4.

荷台の内側の寸法

当該並行輸入自動車の荷台の内側の「長さ」、「幅」及び「高さ」を記載すること。

2. 5.

荷台オフセット

当該並行輸入自動車の後車軸の中心（後車軸が 2 軸のものにあっては前と後の車軸の中央。ただし、荷重支点が車軸の中央にないものにあってはその荷重中心とする。）から荷台床面の中心までの水平な方向の距離を記載すること。

この場合において、牽引自動車にあっては連結部（第 5 輪）中心をそれぞれ荷台床面の中心とみなす。

なお、荷台床面の中心が後車軸の中心から後方にある場合には、数値の前に「-」の記号を付して記載すること。

2. 6.

車両重量

当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

新	旧																																
<u>この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。</u> <u>なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軸配置</th><th>軸重欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前1軸後1軸</td><td>「前前軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>前1軸後2軸</td><td>「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>前2軸後1軸</td><td>「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>前2軸後2軸</td><td>「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>後1軸</td><td>「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>後2軸</td><td>「後前軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>後3軸</td><td>「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr> </tbody> </table> 2.7. <u>乗車定員</u> <u>当該並行輸入自動車の乗車定員（全ての折り畳み座席又は脱着式座席を含む。）を記載すること。</u> 2.8. <u>最大積載量</u> <u>当該並行輸入自動車の最大積載量を記載すること。</u> 2.9. <u>車両総重量</u> <u>当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。</u> <u>この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。</u> <u>なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軸配置</th><th>軸重欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前1軸後1軸</td><td>「前前軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>前1軸後2軸</td><td>「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>前2軸後1軸</td><td>「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>前2軸後2軸</td><td>「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>後1軸</td><td>「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>後2軸</td><td>「後前軸重」「後後軸重」</td></tr> <tr> <td>後3軸</td><td>「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr> </tbody> </table> 2.10. <u>最大安定傾斜角度</u> <u>当該並行輸入自動車の最大安定傾斜角度を記載すること。</u> 2.11. <u>最高速度</u> <u>当該並行輸入自動車の最高速度を記載すること。</u> 2.12. <u>車輪配列</u> <u>当該並行輸入自動車の該当する車輪配列に○印を付すこと。</u>	軸配置	軸重欄	前1軸後1軸	「前前軸重」「後後軸重」	前1軸後2軸	「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」	前2軸後1軸	「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」	前2軸後2軸	「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」	後1軸	「後後軸重」	後2軸	「後前軸重」「後後軸重」	後3軸	「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」	軸配置	軸重欄	前1軸後1軸	「前前軸重」「後後軸重」	前1軸後2軸	「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」	前2軸後1軸	「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」	前2軸後2軸	「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」	後1軸	「後後軸重」	後2軸	「後前軸重」「後後軸重」	後3軸	「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」	
軸配置	軸重欄																																
前1軸後1軸	「前前軸重」「後後軸重」																																
前1軸後2軸	「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」																																
前2軸後1軸	「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」																																
前2軸後2軸	「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」																																
後1軸	「後後軸重」																																
後2軸	「後前軸重」「後後軸重」																																
後3軸	「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」																																
軸配置	軸重欄																																
前1軸後1軸	「前前軸重」「後後軸重」																																
前1軸後2軸	「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」																																
前2軸後1軸	「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」																																
前2軸後2軸	「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」																																
後1軸	「後後軸重」																																
後2軸	「後前軸重」「後後軸重」																																
後3軸	「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」																																

新	旧																																								
<u>ただし、該当する車輪配列がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> 2. 13. <u>タイヤサイズ</u> <u>当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。</u> <u>この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態のタイヤサイズについても括弧書きで記載すること。</u> <u>なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。</u> <table> <tr> <th>軸配置</th><th>軸欄</th></tr> <tr> <td>前1軸後1軸</td><td>「前前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>前1軸後2軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>前2軸後1軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>前2軸後2軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>後1軸</td><td>「後後軸」</td></tr> <tr> <td>後2軸</td><td>「後前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>後3軸</td><td>「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr> </table> 2. 14. <u>タイヤ負荷能力</u> <u>当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。</u> <u>ただし、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車の場合には、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。</u> <table> <tr> <th>軸配置</th><th>軸欄</th></tr> <tr> <td>前1軸後1軸</td><td>「前前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>前1軸後2軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>前2軸後1軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>前2軸後2軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>後1軸</td><td>「後後軸」</td></tr> <tr> <td>後2軸</td><td>「後前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>後3軸</td><td>「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr> </table> 2. 15. <u>許容限度</u> <u>当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。</u> <u>この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の許容限度についても括弧書きで記載すること。</u> <u>なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。</u> <u>前軸又は後軸に複数の軸を有する自動車であって、複数の軸の合計の値となる場合にあっては、複数軸の合計であることを付記すること。</u> <table> <tr> <th>軸配置</th><th>軸欄</th></tr> <tr> <td>前1軸後1軸</td><td>「前前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>前1軸後2軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr> <tr> <td>前2軸後1軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr> </table>	軸配置	軸欄	前1軸後1軸	「前前軸」「後後軸」	前1軸後2軸	「前前軸」「後前軸」「後後軸」	前2軸後1軸	「前前軸」「前後軸」「後後軸」	前2軸後2軸	「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」	後1軸	「後後軸」	後2軸	「後前軸」「後後軸」	後3軸	「前後軸」「後前軸」「後後軸」	軸配置	軸欄	前1軸後1軸	「前前軸」「後後軸」	前1軸後2軸	「前前軸」「後前軸」「後後軸」	前2軸後1軸	「前前軸」「前後軸」「後後軸」	前2軸後2軸	「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」	後1軸	「後後軸」	後2軸	「後前軸」「後後軸」	後3軸	「前後軸」「後前軸」「後後軸」	軸配置	軸欄	前1軸後1軸	「前前軸」「後後軸」	前1軸後2軸	「前前軸」「後前軸」「後後軸」	前2軸後1軸	「前前軸」「前後軸」「後後軸」	
軸配置	軸欄																																								
前1軸後1軸	「前前軸」「後後軸」																																								
前1軸後2軸	「前前軸」「後前軸」「後後軸」																																								
前2軸後1軸	「前前軸」「前後軸」「後後軸」																																								
前2軸後2軸	「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」																																								
後1軸	「後後軸」																																								
後2軸	「後前軸」「後後軸」																																								
後3軸	「前後軸」「後前軸」「後後軸」																																								
軸配置	軸欄																																								
前1軸後1軸	「前前軸」「後後軸」																																								
前1軸後2軸	「前前軸」「後前軸」「後後軸」																																								
前2軸後1軸	「前前軸」「前後軸」「後後軸」																																								
前2軸後2軸	「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」																																								
後1軸	「後後軸」																																								
後2軸	「後前軸」「後後軸」																																								
後3軸	「前後軸」「後前軸」「後後軸」																																								
軸配置	軸欄																																								
前1軸後1軸	「前前軸」「後後軸」																																								
前1軸後2軸	「前前軸」「後前軸」「後後軸」																																								
前2軸後1軸	「前前軸」「前後軸」「後後軸」																																								

新		旧
前 2 軸後 2 軸	「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」	
後 1 軸	「後後軸」	
後 2 軸	「後前軸」「後後軸」	
後 3 軸	「前後軸」「後前軸」「後後軸」	
2. 16. 原動機及び動力伝達装置		
2. 16. 1. 気筒配列及び気筒数		
当該並行輸入自動車に備えられている原動機の該当する気筒配列に○印を付し、気筒数を記載すること。		
2. 16. 2. 内径×行程		
当該並行輸入自動車に備えられている原動機の内径及び行程を記載すること。		
2. 16. 3. 最高出力		
当該並行輸入自動車に備えられている原動機の最高出力及び最高出力時の回転数を記載すること。		
この場合において、該当するいずれかの単位に○印を付すこと。		
2. 16. 4. 最大トルク		
当該並行輸入自動車に備えられている原動機の最大トルク及び最大トルク時の回転数を記載すること。		
2. 16. 5. 燃料の種類		
当該並行輸入自動車に使用するの燃料の種類を記載すること。		
ただし、該当する燃料がない場合にあっては「その他」に記載すること。		
2. 16. 6. 燃料噴射方式		
当該並行輸入自動車に備えられている原動機の燃料噴射方式に○印を付すこと。		
ただし、該当する燃料噴射方式がない場合にあっては「その他」に記載すること。		
2. 16. 7. 過回転防止装置：有・無		
当該並行輸入自動車に備えられている原動機の過回転防止装置について、該当するいずれかに○印を付すとともに、有の場合にあっては、当該装置の作動回転数を記載すること。		
2. 16. 8. 変速機の種類		
当該並行輸入自動車に備えられている変速機の種類に○印を付すこと。		
ただし、該当する変速機の種類がない場合にあっては「その他」に記載すること。		
2. 16. 9. 減速機、分配機及び変向機の減速比		
当該並行輸入自動車の減速比を記載すること。		
2. 17. 燃料装置		
2. 17. 1. 燃料タンク		
2. 17. 1. 1. 容量		
当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの容量を記載すること。		
2. 17. 1. 2. 材質		
当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの該当する材質に○印を付すこと。		
ただし、該当する材質がない場合にあっては「その他」に記載すること。		

新	旧
<u>2. 18. 電気装置</u> <u>2. 18. 1. 点火装置</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている原動機の該当する断続器形式に○印を付すこと。</u> <u>2. 19. 走行装置</u> <u>2. 19. 1. ホイールの材質</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられているホイールの該当する材質に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する材質がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 19. 2. 軽合金製ディスクホイールの表示</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている軽合金製ディスクホイールの該当する表示に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する表示がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 20. かじ取装置</u> <u>2. 20. 1. ハンドル：位置</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられているハンドルの該当する位置に○印を付すこと。</u> <u>2. 21. 盗難防止装置</u> <u>2. 21. 1. 施錠装置</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている施錠装置の該当する構造に○印を付すこと。</u> <u>ただし、いずれの構造にも該当しない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 21. 2. イモビライザ：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車のイモビライザについて、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> <u>2. 21. 3. 盗難発生警報装置：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車の盗難発生警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> <u>2. 22. 制動装置：主ブレーキ</u> <u>2. 22. 1. 形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている制動装置の該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>2. 22. 2. 作動系統及び制動車輪</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている制動装置の作動系統を記載するとともに、該当する制動車輪に○印を付すこと。</u> <u>2. 22. 3. マスタシリンダ：形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている制動装置のマスタシリンダの該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>2. 22. 4. 制動力制御装置：形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている制動装置の制動力制御装置の該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 22. 5. 制動警報装置：形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている制動装置の制動警報装置の該当する形式に○印を付すこと。</u>	

新	旧
<u>ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 23. 制動装置：駐車ブレーキ</u> <u>2. 23. 1. 形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている駐車ブレーキの該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>2. 23. 2. 制動車輪</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている駐車ブレーキの該当する制動車輪に○印を付すこと。</u> <u>2. 24. 制動装置：非常ブレーキ</u> <u>2. 24. 1. 形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている非常ブレーキの該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 25. 制動装置：分離ブレーキ</u> <u>2. 25. 1. 形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている分離ブレーキの該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 26. 緩衝装置</u> <u>2. 26. 1. 前輪</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当する懸架方式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する懸架方式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 26. 2. 後輪</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当する懸架方式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する懸架方式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 27. 車枠</u> <u>2. 27. 1. 形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている車枠の該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>2. 28. 連結装置</u> <u>2. 28. 1. 連結器形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている連結器の該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u>	

新	旧
<u>2. 28. 2. 前まわり半径</u> <u>当該並行輸入自動車の前まわり半径を記載すること。</u> <u>2. 28. 2. 後まわり半径</u> <u>当該並行輸入自動車の後まわり半径を記載すること。</u> <u>2. 29. 乗車装置</u> <u>2. 29. 1. 座席</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている座席の該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている座席の該当する個数を記載すること。</u> <u>2. 29. 2. 座席ベルト</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている座席ベルトの該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている座席ベルトの該当する個数を記載すること。</u> <u>2. 29. 3. 頭部後傾抑止装置</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する個数を記載すること。</u> <u>2. 29. 4. 年少者用補助乗車装置取付具</u> <u>当該並行輸入自動の年少者用補助乗車装置取付具について、該当するいずれかに○印を付すとともに、有の場合にあっては、備えられている乗車定員を記載すること。</u> <u>2. 30. ガラス</u> <u>2. 30. 1. 前面ガラスの種類</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている前面ガラスの該当する種類に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する種類がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 30. 2. 前面ガラス以外のガラスの種類</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている前面ガラス以外のガラスの該当する種類に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する種類がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 30. 3 窓ガラスに付された記号</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている窓ガラスの該当する記号を記載すること。</u> <u>2. 31. 排出ガス発散防止装置</u> <u>2. 31. 1. ブローバイ・ガス還元装置形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられているブローバイ・ガス還元装置の該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 31. 2. 燃料蒸発ガス抑止装置形式</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている燃料蒸発ガス抑止装置の該当する形式に○印を付すこと。</u> <u>ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。</u> <u>2. 32. 灯火装置等</u>	

新	旧
<u>2.32.1. 走行用前照灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている走行用前照灯の個数、色及びワット数を記載すること。</u> <u>2.32.2. すれ違い用前照灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられているすれ違い用前照灯の個数、色及びワット数を記載すること。</u> <u>2.32.3. 車幅灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている車幅灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> <u>2.32.4. 側方灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている側方灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> <u>2.32.5. 側方反射器：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている側方反射器の個数、色及び面積を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> <u>2.32.6. 番号灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている番号灯の個数、色及びワット数を記載すること。</u> <u>2.32.7. 尾灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている尾灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> <u>2.32.8. 制動灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている制動灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> <u>2.32.9. 補助制動灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている補助制動灯の個数、色及びワット数を記載すること。</u> <u>2.32.10. 後退灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている後退灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。</u>	

新	旧
<u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> 2. 32. 11. <u>方向指示器：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている方向指示器の個数、色、面積及びワット数を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> 2. 32. 12. <u>非常点滅表示灯：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている非常点滅表示灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> 2. 32. 13. <u>前部反射器：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数、色及び面積を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> 2. 32. 14. <u>後部反射器：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数、色及び面積を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> 2. 32. 15. <u>大型後部反射器：個数及び性能</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている大型後部反射器の個数、各色及び各面積を記載すること。</u> <u>この場合において、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作された自動車にあつては、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さの合計、一片の長さ、幅及び黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の水平面との角度及び幅を記載すること。</u> <u>ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあつては、一片の長さの合計に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。</u> 2. 33. <u>その他</u> 2. 33. 1. <u>内圧容器：容量</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載すること。</u> 2. 33. 2. <u>内圧容器：最高使用圧力</u> <u>当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の最高使用圧力を記載すること。</u> 2. 33. 3. <u>分離時の安全装置：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車の分離時の安全装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> 2. 33. 4. <u>タイヤ空気圧監視装置：有・無</u>	

新	旧
<u>当該並行輸入自動車のタイヤ空気圧監視装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> 2. 33. 5. <u>衝突被害軽減制動制御装置：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車の衝突被害軽減制動制御装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> 2. 33. 6. <u>車両安定性制御装置：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車の車両安定性制御装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> 2. 33. 7. <u>配光可変型前照灯：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車の配光可変型前照灯について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> 2. 33. 5. <u>車線逸脱警報装置：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車の車線逸脱警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> 2. 33. 5. <u>事故自動緊急通報装置：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車の事故自動緊急通報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u> 2. 33. 5. <u>側方衝突警報装置：有・無</u> <u>当該並行輸入自動車の側方衝突警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。</u>	
別添 4（4-15 関係） 改造自動車審査要領 1. ～4.（略） 5. 届出書等の受理等 5. 1. 受理 （1）（略） （2）受理した届出書等については、別添 16「業務量統計システム報告要領」2.（4）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものと<u>し、改造自動車届出書（第 1 号様式（表面））に受付印を押印するとともに、業務量統計システムの受付番号に「K」を付した一連番号を記載するものとする。</u> <u>なお、業務量統計システムへの登録をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</u> 5. 2. ～5. 3.（略） 6.（略） 7. 書面審査 （1）改造自動車（複数台数届出にあつては限定した全ての自動車）について、当該届出に係る改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則及び別表第 3 に掲げる規定に基づき審査するものとする。	別添 4（4-15 関係） 改造自動車審査要領 1. ～4.（略） 5. 届出書等の受理等 5. 1. 受理 （1）（略） （2）受理した届出書等については、<u>受付印を押印するとともに番号を付し、</u>別添 16「業務量統計システム報告要領」2.（4）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものと<u>する。</u> 5. 2. ～5. 3.（略） 6.（略） 7. 書面審査 （1）改造自動車（複数台数届出にあつては限定した全ての自動車）について、当該届出に係る改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則及び別表第 3 に掲げる規定に基づき審査するものとする。

[illegible]

新	旧
状態で設置する。 この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。 また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。 (1) ～ (5) (略) (6) 排気管の開口部を複数有する自動車については次のとおり取扱うものとする。 この場合において、排気が漏れている部位は排気管の開口部とみなす。 ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。 また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。 <u>この場合において、基準点の間隔は、排気流の軸に垂直な平面に沿って測定した値とする。</u> ② (略) 図 1～図 2 (略) 4. ～6. (略) 別添 11～別添 15 (略) 別添 16 (11-1 関係) 業務量統計システム報告要領 1. (略) 2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。 <u>(削除)</u> <u>(1) (略)</u> <u>(2) 新規検査等届出書届出実績</u> <u>①～⑩ (略)</u> <u>(3) 並行輸入自動車届出実績</u> <u>①～② (略)</u> <u>(4) 改造自動車届出実績</u> <u>①～⑪ (略)</u>	状態で設置する。 この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。 また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。 (1) ～ (5) (略) (6) 排気管の開口部を複数有する自動車については次のとおり取扱うものとする。 この場合において、排気が漏れている部位は排気管の開口部とみなす。 ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。 また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。 ② (略) 図 1～図 2 (略) 4. ～6. (略) 別添 11～別添 15 (略) 別添 16 (11-1 関係) 業務量統計システム報告要領 1. (略) 2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。 <u>(1) 検査コースの稼働状況</u> <u>① 日付</u> <u>② 検査コース毎の稼働時間及び閉鎖時間</u> <u>③ 検査コースを閉鎖した場合、その理由</u> <u>④ 検査コースを閉鎖した理由が審査機器の故障であった場合、その理由</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) 並行輸入自動車届出実績</u> <u>①～② (略)</u> <u>(4) 改造自動車届出実績</u> <u>①～⑪ (略)</u> <u>(5) 新規検査等届出書届出実績</u> <u>①～⑩ (略)</u>

新	旧
第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-19（略） <u>6-20 衝突被害軽減制動制御装置</u> <u>6-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</u> <u>6-22 緩衝装置</u> <u>6-23 燃料装置</u> <u>6-24 発生炉ガスの燃料装置</u> <u>6-25 高圧ガスの燃料装置</u> <u>6-26 電気装置</u> <u>6-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム</u> <u>6-28 車枠及び車体</u> <u>6-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-33 車枠及び車体の歩行者保護性能</u> <u>6-34 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-35 車体表示</u> <u>6-36 巻込防止装置</u> <u>6-37 突入防止装置</u> <u>6-38 前部潜り込み防止装置</u> <u>6-39 連結装置</u> <u>6-40 乗車装置</u> <u>6-41 運転者席</u> <u>6-42 座席</u> <u>6-43 補助座席定員</u> <u>6-44 座席ベルト等</u> <u>6-45 座席ベルト非装着時警報装置</u> <u>6-46 頭部後傾抑止装置等</u> <u>6-47 年少者用補助乗車装置等</u> <u>6-48 通路</u> <u>6-49 立席</u> <u>6-50 乗降口</u> <u>6-51 非常口</u> <u>6-52 物品積載装置</u> <u>6-53 高圧ガス運送装置</u> <u>6-54 窓ガラス</u> <u>6-55 窓ガラス貼付物等</u> <u>6-56 騒音防止装置</u> <u>6-57 排出ガス等発散防止装置</u>	第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-19（略） <u>（新設）</u> <u>6-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</u> <u>6-21 緩衝装置</u> <u>6-22 燃料装置</u> <u>6-23 発生炉ガスの燃料装置</u> <u>6-24 高圧ガスの燃料装置</u> <u>6-25 電気装置</u> <u>（新設）</u> <u>6-26 車枠及び車体</u> <u>6-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-31 車枠及び車体の歩行者保護性能</u> <u>6-31 の 2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>6-32 車体表示</u> <u>6-33 巻込防止装置</u> <u>6-34 突入防止装置</u> <u>6-35 前部潜り込み防止装置</u> <u>6-36 連結装置</u> <u>6-37 乗車装置</u> <u>6-38 運転者席</u> <u>6-39 座席</u> <u>6-40 補助座席定員</u> <u>6-41 座席ベルト等</u> <u>6-42 座席ベルト非装着時警報装置</u> <u>6-43 頭部後傾抑止装置等</u> <u>6-44 年少者用補助乗車装置等</u> <u>6-45 通路</u> <u>6-46 立席</u> <u>6-47 乗降口</u> <u>6-48 非常口</u> <u>6-49 物品積載装置</u> <u>6-50 高圧ガス運送装置</u> <u>6-51 窓ガラス</u> <u>6-52 窓ガラス貼付物等</u> <u>6-53 騒音防止装置</u> <u>6-54 排出ガス等発散防止装置</u>

新	旧
~~6-58~~ 排気管からの排出ガス発散防止性能	~~6-55~~ 排気管からの排出ガス発散防止性能
~~6-59~~ 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	~~6-56~~ 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持
~~6-60~~ ブローバイ・ガス還元装置	~~6-57~~ ブローバイ・ガス還元装置
~~6-61~~ 燃料蒸発ガス発散防止装置	~~6-58~~ 燃料蒸発ガス発散防止装置
~~6-62~~ 冷房装置の導管等	~~6-59~~ 冷房装置の導管等
~~6-63~~ 排気管	~~6-60~~ 排気管
~~6-64~~ 窒素酸化物排出自動車等の特例	~~6-61~~ 窒素酸化物排出自動車等の特例
~~6-65~~ 走行用前照灯	~~6-62~~ 走行用前照灯
~~6-66~~ すれ違い用前照灯	~~6-63~~ すれ違い用前照灯
~~6-67~~ 配光可変型前照灯	~~6-64~~ 配光可変型前照灯
~~6-68~~ 前照灯照射方向調節装置	~~6-65~~ 前照灯照射方向調節装置
~~6-69~~ 前照灯洗浄器	~~6-66~~ 前照灯洗浄器
~~6-70~~ 前部霧灯	~~6-67~~ 前部霧灯
~~6-71~~ 前部霧灯照射方向調節装置	~~6-68~~ 前部霧灯照射方向調節装置
~~6-72~~ 側方照射灯	~~6-69~~ 側方照射灯
~~6-73~~ 低速走行時側方照射灯	~~6-70~~ 低速走行時側方照射灯
~~6-74~~ 車幅灯	~~6-71~~ 車幅灯
~~6-75~~ 前部上側端灯	~~6-72~~ 前部上側端灯
~~6-76~~ 昼間走行灯	~~6-72 の 2~~ 昼間走行灯
~~6-77~~ 前部反射器	~~6-73~~ 前部反射器
~~6-78~~ 側方灯	~~6-74~~ 側方灯
~~6-79~~ 側方反射器	~~6-75~~ 側方反射器
~~6-80~~ 番号灯	~~6-76~~ 番号灯
~~6-81~~ 尾灯	~~6-77~~ 尾灯
~~6-82~~ 後部霧灯	~~6-78~~ 後部霧灯
~~6-83~~ 駐車灯	~~6-79~~ 駐車灯
~~6-84~~ 後部上側端灯	~~6-80~~ 後部上側端灯
~~6-85~~ 後部反射器	~~6-81~~ 後部反射器
~~6-86~~ 大型後部反射器	~~6-82~~ 大型後部反射器
~~6-87~~ 再帰反射材	~~6-83~~ 再帰反射材
~~6-88~~ 制動灯	~~6-84~~ 制動灯
~~6-89~~ 補助制動灯	~~6-85~~ 補助制動灯
~~6-90~~ 後退灯	~~6-86~~ 後退灯
~~6-91~~ 方向指示器	~~6-87~~ 方向指示器
~~6-92~~ 補助方向指示器	~~6-88~~ 補助方向指示器
~~6-93~~ 非常点滅表示灯	~~6-89~~ 非常点滅表示灯
~~6-94~~ 緊急制動表示灯	~~6-90~~ 緊急制動表示灯
~~6-95~~ 後面衝突警告表示灯	~~6-91~~ 後面衝突警告表示灯
~~6-96~~ その他の灯火等の制限	~~6-92~~ その他の灯火等の制限
~~6-97~~ 警音器	~~6-93~~ 警音器

新	旧
6-98 非常信号用具 6-99 警告反射板 6-100 停止表示器材 6-101 盗難発生警報装置 6-102 車線逸脱警報装置 6-103 車両接近通報装置 6-104 事故自動緊急通報装置 6-105 側方衝突警報装置 6-106 後写鏡 6-107 直前及び側方の視界 6-108 <u>欠番</u> 6-109 窓ふき器等 6-110 速度計等 6-111 消火器 6-112 内圧容器及びその附属装置 6-113 自動運行装置 6-114 運行記録計 6-115 速度表示装置 6-116 緊急自動車 6-117 道路維持作業用自動車 6-118 自主防犯活動用自動車 6-119 旅客自動車運送事業用自動車 6-120 ガス運送容器を備える自動車等 6-121 火薬類を運送する自動車 6-122 危険物を運送する自動車 6-123 乗車定員 6-124 最大積載量 6-125 臨時乗車定員 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-19 (略) 7-20 <u>衝突被害軽減制動制御装置</u> 7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-22 緩衝装置 7-23 燃料装置 7-24 発生炉ガスの燃料装置 7-25 高圧ガスの燃料装置 7-26 電気装置 7-27 <u>サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム</u> 7-28 車枠及び車体	6-94 非常信号用具 6-95 警告反射板 6-96 停止表示器材 6-97 盗難発生警報装置 6-98 車線逸脱警報装置 6-98 の 2 車両接近通報装置 6-98 の 3 事故自動緊急通報装置 6-98 の 4 側方衝突警報装置 6-99 後写鏡 6-100 直前及び側方の視界 (新設) 6-101 窓ふき器等 6-102 速度計等 6-103 消火器 6-103 の 2 内圧容器及びその附属装置 6-104 自動運行装置 6-105 運行記録計 6-106 速度表示装置 6-107 緊急自動車 6-108 道路維持作業用自動車 6-109 自主防犯活動用自動車 6-110 旅客自動車運送事業用自動車 6-111 ガス運送容器を備える自動車等 6-112 火薬類を運送する自動車 6-113 危険物を運送する自動車 6-114 乗車定員 6-115 最大積載量 6-116 臨時乗車定員 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-19 (略) (新設) 7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-21 緩衝装置 7-22 燃料装置 7-23 発生炉ガスの燃料装置 7-24 高圧ガスの燃料装置 7-25 電気装置 (新設) 7-26 車枠及び車体

新	旧
<u>7-29</u> フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	<u>7-27</u> フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
<u>7-30</u> オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	<u>7-28</u> オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
<u>7-31</u> 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	<u>7-29</u> 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
<u>7-32</u> ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	<u>7-30</u> ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
<u>7-33</u> 車枠及び車体の歩行者保護性能	<u>7-31</u> 車枠及び車体の歩行者保護性能
<u>7-34</u> バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	<u>7-31</u> の 2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能
<u>7-35</u> 車体表示	<u>7-32</u> 車体表示
<u>7-36</u> 巻込防止装置	<u>7-33</u> 巻込防止装置
<u>7-37</u> 突入防止装置	<u>7-34</u> 突入防止装置
<u>7-38</u> 前部潜り込み防止装置	<u>7-35</u> 前部潜り込み防止装置
<u>7-39</u> 連結装置	<u>7-36</u> 連結装置
<u>7-40</u> 乗車装置	<u>7-37</u> 乗車装置
<u>7-41</u> 運転者席	<u>7-38</u> 運転者席
<u>7-42</u> 座席	<u>7-39</u> 座席
<u>7-43</u> 補助座席定員	<u>7-40</u> 補助座席定員
<u>7-44</u> 座席ベルト等	<u>7-41</u> 座席ベルト等
<u>7-45</u> 座席ベルト非装着時警報装置	<u>7-42</u> 座席ベルト非装着時警報装置
<u>7-46</u> 頭部後傾抑止装置等	<u>7-43</u> 頭部後傾抑止装置等
<u>7-47</u> 年少者用補助乗車装置等	<u>7-44</u> 年少者用補助乗車装置等
<u>7-48</u> 通路	<u>7-45</u> 通路
<u>7-49</u> 立席	<u>7-46</u> 立席
<u>7-50</u> 乗降口	<u>7-47</u> 乗降口
<u>7-51</u> 非常口	<u>7-48</u> 非常口
<u>7-52</u> 物品積載装置	<u>7-49</u> 物品積載装置
<u>7-53</u> 高圧ガス運送装置	<u>7-50</u> 高圧ガス運送装置
<u>7-54</u> 窓ガラス	<u>7-51</u> 窓ガラス
<u>7-55</u> 窓ガラス貼付物等	<u>7-52</u> 窓ガラス貼付物等
<u>7-56</u> 騒音防止装置	<u>7-53</u> 騒音防止装置
<u>7-57</u> 排出ガス等発散防止装置	<u>7-54</u> 排出ガス等発散防止装置
<u>7-58</u> 排気管からの排出ガス発散防止性能	<u>7-55</u> 排気管からの排出ガス発散防止性能
<u>7-59</u> 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	<u>7-56</u> 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持
<u>7-60</u> ブローバイ・ガス還元装置	<u>7-57</u> ブローバイ・ガス還元装置
<u>7-61</u> 燃料蒸発ガス発散防止装置	<u>7-58</u> 燃料蒸発ガス発散防止装置
<u>7-62</u> 冷房装置の導管等	<u>7-59</u> 冷房装置の導管等
<u>7-63</u> 排気管	<u>7-60</u> 排気管
<u>7-64</u> 窒素酸化物排出自動車等の特例	<u>7-61</u> 窒素酸化物排出自動車等の特例
<u>7-65</u> 走行用前照灯	<u>7-62</u> 走行用前照灯
<u>7-66</u> すれ違い用前照灯	<u>7-63</u> すれ違い用前照灯
<u>7-67</u> 配光可変型前照灯	<u>7-64</u> 配光可変型前照灯
<u>7-68</u> 前照灯照射方向調節装置	<u>7-65</u> 前照灯照射方向調節装置

新	旧
~~7-69~~ 前照灯洗浄器	~~7-66~~ 前照灯洗浄器
~~7-70~~ 前部雾灯	~~7-67~~ 前部雾灯
~~7-71~~ 前部雾灯照射方向調節装置	~~7-68~~ 前部雾灯照射方向調節装置
~~7-72~~ 側方照射灯	~~7-69~~ 側方照射灯
~~7-73~~ 低速走行時側方照射灯	~~7-70~~ 低速走行時側方照射灯
~~7-74~~ 車幅灯	~~7-71~~ 車幅灯
~~7-75~~ 前部上側端灯	~~7-72~~ 前部上側端灯
~~7-76~~ 昼間走行灯	~~7-72 の 2~~ 昼間走行灯
~~7-77~~ 前部反射器	~~7-73~~ 前部反射器
~~7-78~~ 側方灯	~~7-74~~ 側方灯
~~7-79~~ 側方反射器	~~7-75~~ 側方反射器
~~7-80~~ 番号灯	~~7-76~~ 番号灯
~~7-81~~ 尾灯	~~7-77~~ 尾灯
~~7-82~~ 後部雾灯	~~7-78~~ 後部雾灯
~~7-83~~ 駐車灯	~~7-79~~ 駐車灯
~~7-84~~ 後部上側端灯	~~7-80~~ 後部上側端灯
~~7-85~~ 後部反射器	~~7-81~~ 後部反射器
~~7-86~~ 大型後部反射器	~~7-82~~ 大型後部反射器
~~7-87~~ 再帰反射材	~~7-83~~ 再帰反射材
~~7-88~~ 制動灯	~~7-84~~ 制動灯
~~7-89~~ 補助制動灯	~~7-85~~ 補助制動灯
~~7-90~~ 後退灯	~~7-86~~ 後退灯
~~7-91~~ 方向指示器	~~7-87~~ 方向指示器
~~7-92~~ 補助方向指示器	~~7-88~~ 補助方向指示器
~~7-93~~ 非常点滅表示灯	~~7-89~~ 非常点滅表示灯
~~7-94~~ 緊急制動表示灯	~~7-90~~ 緊急制動表示灯
~~7-95~~ 後面衝突警告表示灯	~~7-91~~ 後面衝突警告表示灯
~~7-96~~ その他の灯火等の制限	~~7-92~~ その他の灯火等の制限
~~7-97~~ 警音器	~~7-93~~ 警音器
~~7-98~~ 非常信号用具	~~7-94~~ 非常信号用具
~~7-99~~ 警告反射板	~~7-95~~ 警告反射板
~~7-100~~ 停止表示器材	~~7-96~~ 停止表示器材
~~7-101~~ 盗難発生警報装置	~~7-97~~ 盗難発生警報装置
~~7-102~~ 車線逸脱警報装置	~~7-98~~ 車線逸脱警報装置
~~7-103~~ 車両接近通報装置	~~7-98 の 2~~ 車両接近通報装置
~~7-104~~ 事故自動緊急通報装置	~~7-98 の 3~~ 事故自動緊急通報装置
~~7-105~~ 側方衝突警報装置	~~7-98 の 4~~ 側方衝突警報装置
~~7-106~~ 後写鏡	~~7-99~~ 後写鏡
~~7-107~~ 直前及び側方の視界	~~7-100~~ 直前及び側方の視界
~~7-108~~ 欠番	<u>(新設)</u>

新	旧
7-109 窓ふき器等 7-110 速度計等 7-111 消火器 7-112 内圧容器及びその附属装置 7-113 自動運行装置 7-114 運行記録計 7-115 速度表示装置 7-116 緊急自動車 7-117 道路維持作業用自動車 7-118 自主防犯活動用自動車 7-119 旅客自動車運送事業用自動車 7-120 ガス運送容器を備える自動車等 7-121 火薬類を運送する自動車 7-122 危険物を運送する自動車 7-123 乗車定員 7-124 最大積載量 7-125 臨時乗車定員 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-19（略） 8-20 <u>衝突被害軽減制動制御装置</u> 8-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 8-22 緩衝装置 8-23 燃料装置 8-24 発生炉ガスの燃料装置 8-25 高圧ガスの燃料装置 8-26 電気装置 8-27 <u>サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム</u> 8-28 車枠及び車体 8-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-33 車枠及び車体の歩行者保護性能 8-34 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-35 車体表示 8-36 巻込防止装置 8-37 突入防止装置 8-38 前部潜り込み防止装置	7-101 窓ふき器等 7-102 速度計等 7-103 消火器 7-103の2 内圧容器及びその附属装置 7-104 自動運行装置 7-105 運行記録計 7-106 速度表示装置 7-107 緊急自動車 7-108 道路維持作業用自動車 7-109 自主防犯活動用自動車 7-110 旅客自動車運送事業用自動車 7-111 ガス運送容器を備える自動車等 7-112 火薬類を運送する自動車 7-113 危険物を運送する自動車 7-114 乗車定員 7-115 最大積載量 7-116 臨時乗車定員 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-19（略） <u>(新設)</u> 8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 8-21 緩衝装置 8-22 燃料装置 8-23 発生炉ガスの燃料装置 8-24 高圧ガスの燃料装置 8-25 電気装置 <u>(新設)</u> 8-26 車枠及び車体 8-27 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-31 車枠及び車体の歩行者保護性能 8-31の2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-32 車体表示 8-33 巻込防止装置 8-34 突入防止装置 8-35 前部潜り込み防止装置

新	旧
~~8-39~~ 連結装置	~~8-36~~ 連結装置
~~8-40~~ 乗車装置	~~8-37~~ 乗車装置
~~8-41~~ 運転者席	~~8-38~~ 運転者席
~~8-42~~ 座席	~~8-39~~ 座席
~~8-43~~ 補助座席定員	~~8-40~~ 補助座席定員
~~8-44~~ 座席ベルト等	~~8-41~~ 座席ベルト等
~~8-45~~ 座席ベルト非装着時警報装置	~~8-42~~ 座席ベルト非装着時警報装置
~~8-46~~ 頭部後傾抑止装置等	~~8-43~~ 頭部後傾抑止装置等
~~8-47~~ 年少者用補助乗車装置等	~~8-44~~ 年少者用補助乗車装置等
~~8-48~~ 通路	~~8-45~~ 通路
~~8-49~~ 立席	~~8-46~~ 立席
~~8-50~~ 乗降口	~~8-47~~ 乗降口
~~8-51~~ 非常口	~~8-48~~ 非常口
~~8-52~~ 物品積載装置	~~8-49~~ 物品積載装置
~~8-53~~ 高圧ガス運送装置	~~8-50~~ 高圧ガス運送装置
~~8-54~~ 窓ガラス	~~8-51~~ 窓ガラス
~~8-55~~ 窓ガラス貼付物等	~~8-52~~ 窓ガラス貼付物等
~~8-56~~ 騒音防止装置	~~8-53~~ 騒音防止装置
~~8-57~~ 排出ガス等発散防止装置	~~8-54~~ 排出ガス等発散防止装置
~~8-58~~ 排気管からの排出ガス発散防止性能	~~8-55~~ 排気管からの排出ガス発散防止性能
~~8-59~~ 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	~~8-56~~ 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持
~~8-60~~ ブローバイ・ガス還元装置	~~8-57~~ ブローバイ・ガス還元装置
~~8-61~~ 燃料蒸発ガス発散防止装置	~~8-58~~ 燃料蒸発ガス発散防止装置
~~8-62~~ 冷房装置の導管等	~~8-59~~ 冷房装置の導管等
~~8-63~~ 排気管	~~8-60~~ 排気管
~~8-64~~ 窒素酸化物排出自動車等の特例	~~8-61~~ 窒素酸化物排出自動車等の特例
~~8-65~~ 走行用前照灯	~~8-62~~ 走行用前照灯
~~8-66~~ すれ違い用前照灯	~~8-63~~ すれ違い用前照灯
~~8-67~~ 配光可変型前照灯	~~8-64~~ 配光可変型前照灯
~~8-68~~ 前照灯照射方向調節装置	~~8-65~~ 前照灯照射方向調節装置
~~8-69~~ 前照灯洗浄器	~~8-66~~ 前照灯洗浄器
~~8-70~~ 前部雾灯	~~8-67~~ 前部雾灯
~~8-71~~ 前部雾灯照射方向調節装置	~~8-68~~ 前部雾灯照射方向調節装置
~~8-72~~ 側方照射灯	~~8-69~~ 側方照射灯
~~8-73~~ 低速走行時側方照射灯	~~8-70~~ 低速走行時側方照射灯
~~8-74~~ 車幅灯	~~8-71~~ 車幅灯
~~8-75~~ 前部上側端灯	~~8-72~~ 前部上側端灯
~~8-76~~ 昼間走行灯	~~8-72 の 2~~ 昼間走行灯
~~8-77~~ 前部反射器	~~8-73~~ 前部反射器
~~8-78~~ 側方灯	~~8-74~~ 側方灯

新	旧
~~8-79~~ 側方反射器	~~8-75~~ 側方反射器
~~8-80~~ 番号灯	~~8-76~~ 番号灯
~~8-81~~ 尾灯	~~8-77~~ 尾灯
~~8-82~~ 後部霧灯	~~8-78~~ 後部霧灯
~~8-83~~ 駐車灯	~~8-79~~ 駐車灯
~~8-84~~ 後部上側端灯	~~8-80~~ 後部上側端灯
~~8-85~~ 後部反射器	~~8-81~~ 後部反射器
~~8-86~~ 大型後部反射器	~~8-82~~ 大型後部反射器
~~8-87~~ 再帰反射材	~~8-83~~ 再帰反射材
~~8-88~~ 制動灯	~~8-84~~ 制動灯
~~8-89~~ 補助制動灯	~~8-85~~ 補助制動灯
~~8-90~~ 後退灯	~~8-86~~ 後退灯
~~8-91~~ 方向指示器	~~8-87~~ 方向指示器
~~8-92~~ 補助方向指示器	~~8-88~~ 補助方向指示器
~~8-93~~ 非常点滅表示灯	~~8-89~~ 非常点滅表示灯
~~8-94~~ 緊急制動表示灯	~~8-90~~ 緊急制動表示灯
~~8-95~~ 後面衝突警告表示灯	~~8-91~~ 後面衝突警告表示灯
~~8-96~~ その他の灯火等の制限	~~8-92~~ その他の灯火等の制限
~~8-97~~ 警音器	~~8-93~~ 警音器
~~8-98~~ 非常信号用具	~~8-94~~ 非常信号用具
~~8-99~~ 警告反射板	~~8-95~~ 警告反射板
~~8-100~~ 停止表示器材	~~8-96~~ 停止表示器材
~~8-101~~ 盗難発生警報装置	~~8-97~~ 盗難発生警報装置
~~8-102~~ 車線逸脱警報装置	~~8-98~~ 車線逸脱警報装置
~~8-103~~ 車両接近通報装置	~~8-98 の 2~~ 車両接近通報装置
~~8-104~~ 事故自動緊急通報装置	~~8-98 の 3~~ 事故自動緊急通報装置
~~8-105~~ 側方衝突警報装置	~~8-98 の 4~~ 側方衝突警報装置
~~8-106~~ 後写鏡	~~8-99~~ 後写鏡
~~8-107~~ 直前及び側方の視界	~~8-100~~ 直前及び側方の視界
~~8-108~~ 欠番	~~(新設)~~
~~8-109~~ 窓ふき器等	~~8-101~~ 窓ふき器等
~~8-110~~ 速度計等	~~8-102~~ 速度計等
~~8-111~~ 消火器	~~8-103~~ 消火器
~~8-112~~ 内圧容器及びその附属装置	~~8-103 の 2~~ 内圧容器及びその附属装置
~~8-113~~ 自動運行装置	~~8-104~~ 自動運行装置
~~8-114~~ 運行記録計	~~8-105~~ 運行記録計
~~8-115~~ 速度表示装置	~~8-106~~ 速度表示装置
~~8-116~~ 緊急自動車	~~8-107~~ 緊急自動車
~~8-117~~ 道路維持作業用自動車	~~8-108~~ 道路維持作業用自動車
~~8-118~~ 自主防犯活動用自動車	~~8-109~~ 自主防犯活動用自動車

新	旧
8-119 旅客自動車運送事業用自動車	8-110 旅客自動車運送事業用自動車
8-120 ガス運送容器を備える自動車等	8-111 ガス運送容器を備える自動車等
8-121 火薬類を運送する自動車	8-112 火薬類を運送する自動車
8-122 危険物を運送する自動車	8-113 危険物を運送する自動車
8-123 乗車定員	8-114 乗車定員
8-124 最大積載量	8-115 最大積載量
8-125 臨時乗車定員	8-116 臨時乗車定員

附則（令和 3 年 3 月 29 日規程第 50 号）

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 3 年 6 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」（4.1.（2）の規定を除く。）の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 29 日付け規程第 50 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定によることができる。

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-1 適用

この章の規定は、サイドスリップ・テスト、ブレーキ・テスト、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機を用いて審査するものに適用する。

9-2 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）

- (1) 次表に掲げる自動車に備えるかじ取装置は、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。

ただし、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

この場合において、8-13 の適用を受ける自動車以外の自動車であって、諸元表等により審査した際に、UN R79-01 以降の 5. 及び 6. (UN R79-01 にあっては 5. 1. 6. 1. を除く。) に適合することが明らかなものは、この基準に適合するものとして取扱うことができる。

対象	・四輪以上の自動車
除外	—

- (2) サイドスリップ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1) に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象	・自動車
除外	—

この場合において、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載された前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

- ① 主制動装置（②又は③の自動車のものを除く。）

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

- (ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg 以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg 以上」とみなす。

- (イ) 後車輪にかかわる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.98N/kg 以上であること。

- (ウ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

- (ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 50% 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 40% 以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50% 以上」とみなす。

- (イ) 後車輪にかかわる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 10% 以上であること。

- (ウ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8% 以下であること。

- ② 最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車の主制動装置

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

- (ア) 制動力の総和を車両総重量で除した値が 3.92N/kg 以上であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「3.92N/kg 以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和が車両総重量の 40%以上であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「40%以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。
- ③ 被牽引自動車の主制動装置
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 - (ア) 制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 4.90N/kg 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg 以上）であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg 以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - (ア) 制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 40%以上）であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。
- ④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。
- ⑤ 被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。
- (2) ブレーキ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-4 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。
 ただし、可視光線透過率が 70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

9-5 自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）

次表に掲げる自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、自動車の発する騒音が、自動車に対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないと認められる自動車にあっては、この基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器（排気管等を含む。）であって、その機能を損なう損傷等のないもの又は指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器以外の消音器（排気管等を含む。）であって、事務所等において測定したスクリーニング値が自動車に対応するそれぞれの規制値-3dB以下のものは、対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないものとして取扱うことができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車 ・排気管を有しない自動車 ・排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないもの

[排気騒音規制車]

(1) 次表の「区分」に掲げる自動車であって「適用日」以前に製作されたものは、排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の60%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ20m離れた地上高さ1.2mの位置における騒音の大きさをいう。）をdBで表した値が85dBを超えない構造でなければならない。

区分	適用日
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日
ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）

[平成26年又は平成28年騒音規制適用前の自動車の騒音規制]

(2) 平成26年又は平成28年騒音規制の適用を受けない自動車（(1)に掲げる自動車を除く。）は別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、次表の「区分」により適用される「規制値」を超える騒音を発しない構造でなければならない。

ただし、「適用日」以前に製作された自動車にあっては、「左欄以前の規制値」を超える騒音を発しないものであればよい。

区分			規制値	適用日			左欄 以前の 規制値
				国産車		輸入 自動車	
				新規 生産車	継続 生産車他		
ア 大型特殊自動車			110	－	－	－	110
イ 普通自動車、 小型自動車及び 軽自動車（ウ及 びエに掲げる自	車両総重量 3.5t 超かつ原動機最 高出力 150kW 超	専ら乗用の用に供 する乗車定員 11 人 以上の自動車	99	H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	107
		上記以外		H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31	

動車を除く。)	車両総重量 3.5t 超かつ原動機最高出力 150kW 以下	専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（全輪駆動車を除く。）	98	H12. 9. 30	H13. 8. 31	H13. 8. 31	105
		上記以外		H13. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	
	車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下		97	H12. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	103
	車両総重量 1.7t 以下			H11. 9. 30	H12. 8. 31	H13. 3. 31	
ウ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（エに掲げる自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	乗車定員 7 人以上	100	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	103
		乗車定員 6 人以下		H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
	車両の後部に原動機を有するものの以外のもの	乗車定員 7 人以上	96	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	
		乗車定員 6 人以下		H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
エ	二輪自動車又は側車付二輪自動車		94	H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31	99

[平成 26 年騒音規制車]

(3) 平成 26 年騒音規制の適用を受ける二輪自動車にあっては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が 94dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。

[平成 28 年騒音規制車]

(4) 平成 28 年騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車であって次に掲げるものは、それぞれに定める構造でなければならない。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあっては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

① 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったものは、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分			規制値
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機最高出力が 150kW を超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えないもの	99
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機最高出力が 150kW 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えないもの	98
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えないもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えないもの	100
	車両の後部に原	自動車検査証の備考欄に記載された近	自動車検査証

	動機を有するものの以外のも	接排気騒音値が 91dB を超えるもの	備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 91dB を超えないもの	96
二輪自動車及び側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えるもの		自動車検査証備考欄記載値 +5
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えないもの		94

- ② 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないものは、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、それぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

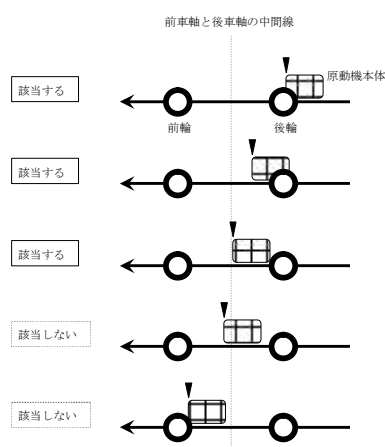
区分	規制値
自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	自動車検査証備考欄記載値 +5
側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	

- (5) (2) 及び (4) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）

- (1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①から⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	・ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車
除外	・定格出力が 19kW 未満又は 560kW 以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に

基づき判定するものとする。

① ②から⑥までに掲げる自動車以外の自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4. 5	1200
H10 以降	GC, GE, GF, GG, HK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	1. 0	300

② 二輪自動車（小型自動車に限る。）又は側車付二輪自動車（小型自動車に限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H11. 9. 30 以前	H12. 8. 31 以前	H13. 3. 31 以前	なし	なし
H11	BC, BD	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	4. 5	7800 (2サイクル) 2000 (4サイクル)
H19	EAL, EBL, ELL,	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	3. 0	1000
H28	2AL, 2BL, 2LL	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	3. 0	1000
R2	8AL, 8BL, 8LL	R2. 12. 1	R4. 11. 1	R4. 11. 1	0. 5	1000

③ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4. 5	1200
H10 以降	GD, GF 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	2. 0	500

④ 大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	なし	なし
H19	EAT, EBT, ELT	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	1. 0	500

⑤ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			

—	—	—	—	—	4.5	7800

⑥ 原動機の構造が特殊であると国土交通大臣が認定した次表に掲げる自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	—	—	—	4.5	3300

【対象自動車一覧：乗用自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AS280	ホンダ S500	全車種
2	ホンダ AS285	ホンダ S600	全車種
3	ホンダ AS285C	ホンダ S600 クーペ	全車種
4	ホンダ AS800	ホンダ S800	全車種
5	ホンダ AS800C	ホンダ S800 クーペ	全車種
6	ダイハツ F40K	コンパノ・スパイダー	全車種
7	トヨタ MF10	トヨタ 2000GT	全車種
8	トヨタ RT55	トヨタ 1600GT	全車種
9	マツダ KPDA	キャロル 360	全車種
10	マツダ L10A	コスモ・スポーツ	全車種
11	マツダ L10B	コスモ・スポーツ	全車種
12	マツダ M10A	ファミリア・プレスト・ロータリー	全車種
13	マツダ S102A	サバンナ	全車種
14	マツダ S102AL	サバンナ	全車種
15	マツダ S102W	サバンナ・ワゴン	全車種
16	マツダ S124A	サバンナ GT	全車種
17	マツダ S122A	カペラ・ロータリー	全車種
18	マツダ S122AL	カペラ・ロータリー	全車種
19	マツダ LA22S	ルーチェ・ロータリー	全車種
20	マツダ M13P	ルーチェ・ロータリー・クーペ	全車種
21	ダットサン SR311	フェアレディ 2000 スポーツ	全車種
22	ニッサン PGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
23	ニッサン KPGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
24	ニッサン KPGC110	スカイライン 2000GT-R	全車種
25	ニッサン PS30	フェアレディ Z432	全車種
26	プリンス 54	スカイライン 2000GT-B	類別区分番号が 110 以外のもの
27	ダットサン P411	ブルーバード・スポーツ・セダン	類別区分番号が 010、020、030、060、110、120、130、160、510 以外のもの
28	いすゞ PR91	ベレット 1600GTR	類別区分番号が 004 のもの
29	いすゞ PA90	いすゞ117 クーペ	類別区分番号が 006、007 以外のもの
30	スバル A12	スバル 1000 スポーツ・セダン	類別区分番号が 391 のもの
31	スバル A14	スバル 1100 スポーツ	類別区分番号が 291、491 のもの
32	三菱 A27	ニュー・コルト 1500 スポーツ・セダン	類別区分番号 007、008 のもの
33	三菱 A30	三菱デボネア・スタンダード	車台番号が A30-00001 から A30-12364 までのもの

34	三菱 A52	コルトギャラン	類別区分番号が 005 のもの
35	三菱 A52H	コルトギャラン・ハードトップ	類別区分番号が 005 のもの
36	三菱 A53	コルトギャラン	車台番号が A53-070001 から A53-070394 まで、 A53-3700001 から A53-3701645 までのもの
37	三菱 A53H	コルトギャラン・ハードトップ	車台番号が A53H-0700001 から A53H-0706955 まで、 A53H-3700001 から A53H-3701678 までのもの
38	三菱 A53C	コルトギャラン GT0	類別区分番号が 002、003、 004、006 のもの
39	三菱 A55C	コルトギャラン GT0	類別区分番号が 003、004、 007、008 のもの
40	三菱 A61	コルトギャラン FT0	類別区分番号が 003 のもの
41	三菱 A82	コルト 1100F スーパースポーツ	類別区分番号が 003、004、 007、008 のもの

【対象自動車一覧：貨物自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AK250	ホンダ T360	全車種
2	ホンダ AK280	ホンダ T500	全車種
3	ホンダ AL700	ホンダ LA700	全車種
4	ホンダ AP700	ホンダ AP700	全車種
5	マツダ KBDAVD	B360 ライトバン	全車種
6	マツダ KBDA33	B360 トラック	全車種
7	マツダ KBDBV	ポーター（ライトバン）	全車種
8	マツダ KBDB33	ポーター（トラック）	全車種

9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器）

- (1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のまま急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添 11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添 12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑮までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	軽油を燃料とする自動車
除外	・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・軽自動車 ・定格出力が 19kW 未満又は 560kW 以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

【適用関係の整理】

◇自動車（大型特殊自動車を除く。）であって次に掲げるものは、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値は適用しない。

ただし、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値（規制値に代えてスクリーニング値が記載されている場合にあってはスクリーニング値とする。）を超えないものは、「黒煙汚染度」の規制値を超えないものとみなす。

① 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の型式指定自動車（型式指定番号「15999」以前のもの）、新型届出自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装

置型式指定番号「G-2000」以前のもの)

- ② 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- ③ 平成 20 年 7 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車
- ④ 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前に初めて新規検査又は予備検査を受けた排出ガス非認証車
- ⑤ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受ける排出ガス非認証車であって、黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%のもの

① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KD	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車) ※2	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。) ※2	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。) ※2	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, F, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

② 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KD	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H10 以降	KH 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—

	1 桁目が L, F, M, Q, R					
H30	3 桁の 1 桁目が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

③ 車両総重量が 1.7t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H5. 9. 30 以前	H6. 8. 31 以前	H7. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H5	KA	H5. 10. 1	H6. 9. 1	H7. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

④ 車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日		規制値	
		国産車	輸入自動車	光吸収係数	黒煙汚染度

		新規生産車	継続生産車他		(m^{-1})	(%)
—	—	H5. 9. 30 以前	H6. 8. 31 以前	H7. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H5	KB	H5. 10. 1	H6. 9. 1	H7. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9	KF	H9. 10. 1 (MT)	H11. 7. 1 (MT)	H12. 4. 1 (MT)	— (0. 80) ※1	25
H10 以降	KJ 以降	H10. 10. 1 (MT 以外)	H11. 9. 1 (MT 以外)	H12. 4. 1 (MT 以外)		
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 9. 1	H23. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	R1. 10. 1	R3. 9. 1 ※3	R3. 9. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

- ⑤ 車両総重量が 2. 5t を超え 3. 5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9 以降	KG 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	R1. 10. 1	R3. 9. 1 ※3	R3. 9. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

- ※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
- ※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日より判断することを示す。

- ⑥ 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H30. 10. 1	H31. 9. 1	H31. 9. 1	0. 50 ※3	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
- ※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

- ⑦ 車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※3	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものと

みなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑧ 車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H11 以降	KL 以降	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑨ 車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H10 以降	KK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 10. 1	H23. 10. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H29. 10. 1	H30. 9. 1	H30. 9. 1	0. 50 ※3	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
- ※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑩ 車両総重量が12tを超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H11 以降	KL 以降	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H28	3 桁の 1 桁目 が 2	H29. 10. 1	H30. 9. 1	H30. 9. 1	0. 50 ※3	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車
- ※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑪ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし
H19	ECM, EDM, EMM	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	— (1. 62) ※1	40
H25	XCM, XDM, XMM	H25. 10. 1	H27. 9. 1	H27. 9. 1	— (0. 80) ※1	25
H26	YCM, YDM, YMM	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	—

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

て、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑫ 定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車※1	継続生産車他			
—	—	H20. 9. 30 以前	H21. 8. 31 以前	H21. 8. 31 以前	—	なし
H20	KCN, KDN, KMM	H20. 10. 1	H21. 9. 1	H21. 9. 1	— (1. 27) ※1	35
H25	XCN, XDN, XMN	H25. 10. 1	H26. 11. 1	H26. 11. 1	— (0. 80) ※1	25
H26	YCN, YDN, YMN	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑬ 定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H20. 9. 30 以前	H22. 8. 31 以前	H22. 8. 31 以前	—	なし
H20	KCP, KDP, KMP	H20. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	— (1. 01) ※1	30
H24	WCP, WDP, WMP	H24. 10. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H26	YCP, YDP, YMP	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑭ 定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	—	なし

H19	ECR, EDR, EMR	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	－ (0. 80) ※1	25
H24	WCR, WDR, WMR	H24. 10. 1	H25. 11. 1	H25. 11. 1		
H26	YCR, YDR, YMR	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0. 50 ※2	－

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) 次表に掲げる自動車の走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び②後段に規定する審査方法によることができる。

対象	・ 自動車
除外	・ 被牽引自動車

① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象	・ 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・ 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・ 9-8（1）ただし書の自動車
除外	・ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ・ 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、「夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）」を「夜間にその前方 50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては、15m）」と読み替えることができる。

◇昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車にあっては、「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）」を「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車にあっては、50m）」と読み替えることができる。

◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	・ 自動車
除外	・ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ・ 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

◇令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8 (1) ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

ア 計測の条件

- (ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定

- (ア) 自動車に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、次表に掲げる範囲内及び光度以上であること。

対象	最高光度点の範囲	最高光度点における光度
自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲にあること。	次に掲げる光度以上であって、かつ、最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあっては、1 灯につき 15,000cd 以上であること。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあっては、1 灯につき 12,000cd 以上であること。 ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であってよい。 ・四灯式のものにあっては、主走行用ビームの光度が 1 灯につき 12,000cd 以上、又は他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上であること。
・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲にあること。	・1 灯につき 10,000cd 以上であること。

② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、次表の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。

対象	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・9-8 (1) ただし書の自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

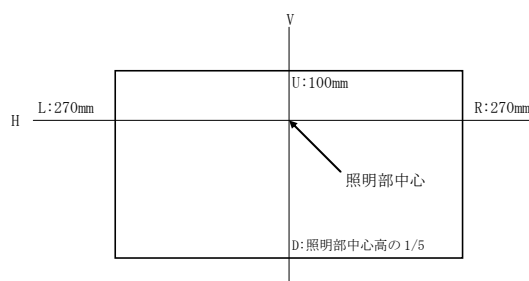
◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車

◇令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8 (1) ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

対象	最高光度点の範囲
自動車 ・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲にあること。

(参考図) 走行用前照灯の判定値



9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は 9-8 (1) の規定の適用を受けた自動車であって、9-8 (1) ①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。

① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象	・自動車
除外	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・すれ違い用前照灯の光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、①の基準にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照

射したときに、夜間にその前方 15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を downward に変換することができる構造でなくてもよい。

◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「夜間にその前方 40m」を「夜間にその前方 30m」と読替え、①後段の規定は適用しないことができる。

◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。

◇平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。

ア 計測の条件

(ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態

(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、(ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態

(ウ) 原動機が作動している状態

(エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態

(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

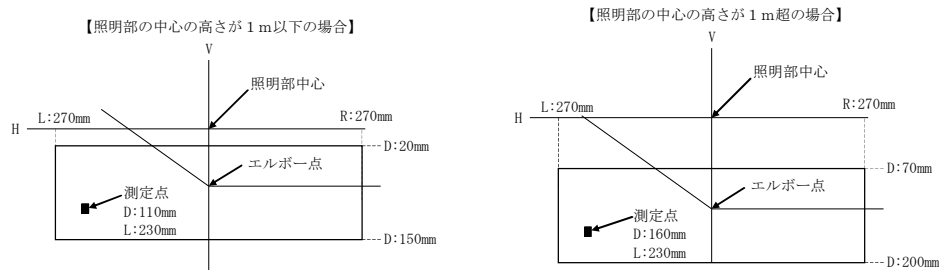
イ 計測値の判定

(ア) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）

のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	エルボー点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の直線に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、前段のエルボー点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 カットオフラインと、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内であればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.90° [160mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値

(参考図) カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の判定値

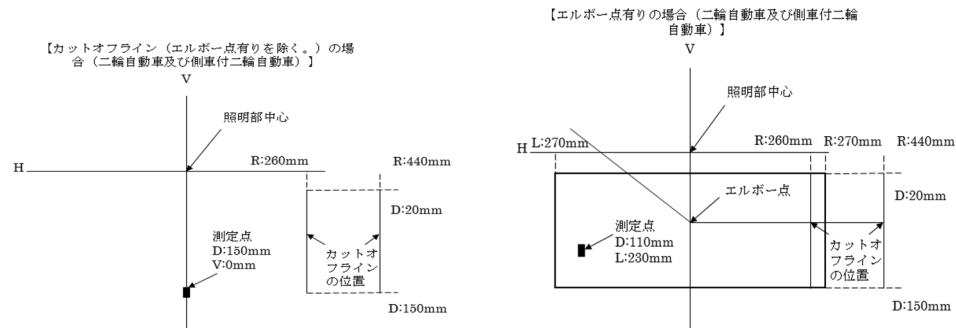


(イ) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
・二輪自動車 ・側車付二輪自動車	カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内にあること。 ただし、エルボー点を有するものにあつては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボー点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 エルボー点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値	・エルボー点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、~~左欄~~のカットオフラインの位置は左欄の基準を満たすが、光度が 3,200cd 未滿となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° [90mm] 及び下方 1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° [180mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。 ・エルボー点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 3,200cd 未滿となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直

		面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において1灯につき3,200cd以上であればよい。 ※ [] 内は前方10mの位置における値

(参考図) 二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値



- (ウ) カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
- a 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。
 - b 最高光度点における光度は、1灯につき、6,400cd以上であること。

② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（エ）にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第198条第6項第1号関係）

ア カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）

- (ア) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりエルボー点が①イ（ア）に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。
- (イ) ①イ（ア）に規定する光度の位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、6,400cd以上であること。

イ カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる（ア）又は（イ）及び（ウ）の要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。）

- (ア) 走行用前照灯が9-8に適合するもの。
- (イ) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。
- (ウ) ①イ（イ）又は①イ（ウ）に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。

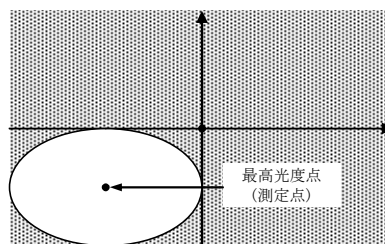
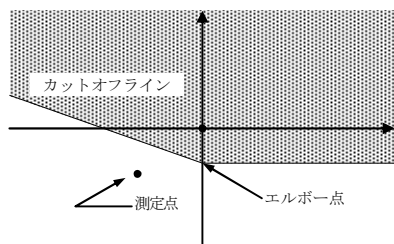
この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。

- a 9-8により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの

ウ カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）

- (ア) 最高光度点が、①イ（ウ）に規定する位置にあること。
- (イ) 最高光度点における光度は、1灯につき、6,400cd以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例
カットオフラインを有するもの カットオフラインを有していないもの



9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア 計測の条件

- (ア) 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては (ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態

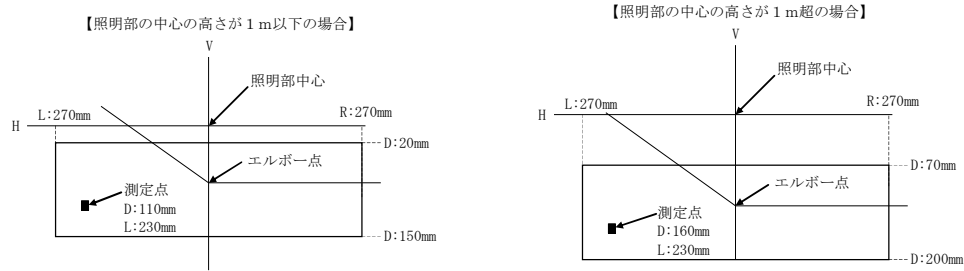
イ 計測値の判定

(ア) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯（すれ違い用）のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、前段のエルボ一点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。	「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.90° [160mm]）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方

	カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内にあればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値	0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]) の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値

(参考図) すれ違い用ビームの判定値

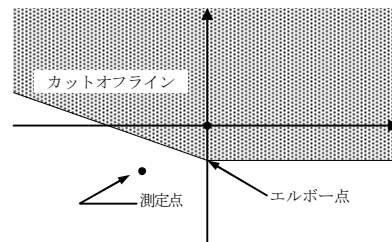


③ ②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（エ）にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア すれ違い用ビームを前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。

イ ②イに規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 個の灯火ユニットごとに 6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例

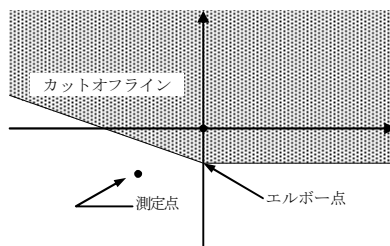


③ ②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（エ）にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア すれ違い用ビームを前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。

イ ②イに規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 個の灯火ユニットごとに 6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例



9-11 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）

- (1) 橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、橙色の灯光の色の規定に適合するものとする。
- (2) 赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは、赤色の灯光の色の規定に適合するものとする。

9-12 警告器の音の大きさ（騒音計等）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える警告器は、警告音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警告音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

対象	・ 自動車
除外	・ 被牽引自動車

- ① 警告器の音の大きさ（2 以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車的前方 7m の位置において 112dB 以下 87dB 以上（動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警告器にあっては、112dB 以下 83dB 以上）であること。

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、警告器の音の大きさ（2 以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車的前方 2m の位置において 115dB 以下 90dB 以上（軽自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える警告器にあっては、115dB 以下の適当な大きさ）又は自動車的前方 7m の位置において 112dB 以下 93dB 以上（軽自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える警告器にあっては、112dB 以下 83dB 以上）であればよい。

◇平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、警告器の音の大きさ（2 以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車的前方 2m の位置において 115dB 以下 90dB 以上（動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警告器にあっては、115dB 以下の適当な大きさ）又は自動車的前方 7m の位置において 112dB 以下 93dB 以上（動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警告器にあっては、112dB 以下 83dB 以上）であればよい。

- (2) 音の大きさが (1) ①に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

- ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- ② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 7m の位置の地上 0.5m から 1.5m の高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- ③ 聴感補正回路は A 特性とする。
- ④ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。
 - ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

【適用関係の整理】

◇平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、④を「原動機は、停止した状態とする。」と読み替えることができる。

- ⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

⑥ 計測値の取扱い、次のとおりとする。

ア 計測は2回行い、1dB未滿は切り捨てるものとする。

イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も(1)①に規定する範囲内には有効とする。

ウ 2回の計測値(エにより補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未滿の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB未滿の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2			1		

【適用関係の整理】

◇平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次により計測できるものとする。

① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から2mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

③ 聴感補正回路はC特性とする。

④ 原動機は、停止した状態とする。

⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

⑥ 計測値の取扱い、次のとおりとする。

ア 計測は2回行い、1dB未滿は切り捨てるものとする。

イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も(1)①に規定する範囲内には有効とする。

ウ 2回の計測値(エにより補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未滿の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3dB未滿の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2			1		

9-13 速度計の指度の誤差(速度計試験機)

(1) 次表に掲げる自動車に備える速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・最高速度20km/h未滿の自動車 ・被牽引自動車 ・最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車であつて、原動機回転計をもって速度計に代えているもの

この場合において、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未滿の自動車にあつては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の範囲にないものは、この基準に適合しないものとする。

	最高速度が40km/h以上の自動車の計測した速度	最高速度が40km/h未滿の自動車の計測した速度
自動車	31.0km/h以上42.5km/h以下の範囲	次式により算出された範囲 $10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$
・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・三輪自動車	29.1km/h以上42.5km/h以下の範囲	次式により算出された範囲 $10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$

V₁は、自動車に備える速度計の指示速度（単位：km/h）

V₂は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位：km/h）

【適用関係の整理】

◇平成18年12月31日以前に製作された自動車については、表中の「42.5km/h以下」を「44.4km/h以下」に、「100/94」を「100/90」に読み替えることができる。

- (2) 速度計試験機を用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-14 サイレンの音の大きさ（騒音計等）

- (1) 次表に掲げる自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスト等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下でなければならない。

対象	・緊急自動車
除外	—

- (2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。（細目告示第153条第2号関係）

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から20mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

ウ 聴感補正回路はC特性とする。

エ 原動機は、停止した状態とする。

オ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

(イ) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内でない場合には有効とする。

(ウ) 2回の計測値（エ）により補正した場合には、補正後の値の平均を音の大きさとする。

(エ) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：dB）

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次（略）			目次（略）		
第 1 章 総則～第 11 章 雑則（略）			第 1 章 総則～第 11 章 雑則（略）		
別表 1（2-2 関係）			別表 1（2-2 関係）		
添付書面一覧			添付書面一覧		
整理番号	添付書面の名称		整理番号	添付書面の名称	
(1)～(5)	(略)		(1)～(5)	(略)	
(6)	試験成績書		(6)	試験成績書	
	1～77	(略)		1～77	(略)
	78	<u>サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。））</u>		<u>（新設）</u>	
	79	(略)		78	(略)
	80	<u>プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2.に限る。））</u>		<u>（新設）</u>	
	81～205	(略)		79～203	(略)
	206	<u>再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））</u>		<u>（新設）</u>	

新				旧			
	<u>207</u> ～ <u>209</u>	(略)	(略)		<u>204</u> ～ <u>206</u>	(略)	(略)
	<u>210</u>	再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））			<u>（新設）</u>		
	<u>211</u> ～ <u>222</u>	(略)	(略)		<u>207</u> ～ <u>218</u>	(略)	(略)
	<u>223</u>	再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））			<u>（新設）</u>		
	<u>224</u> ～ <u>252</u>	(略)	(略)		<u>219</u> ～ <u>247</u>	(略)	(略)
	<u>253</u>	(略)	(6) <u>251</u> 及び (6) <u>252</u> の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。		<u>248</u>	(略)	(6) <u>246</u> 及び (6) <u>247</u> の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。
	<u>254</u> ～ <u>276</u>	(略)	(略)		<u>249</u> ～ <u>271</u>	(略)	(略)
(7) ～ (10)	(略)		(略)	(7) ～ (10)	(略)		(略)

別表 2

外国の試験機関											
試験項目	独					仏	(略)	西	(略)	泰	印
	①	②～ ③	④	⑤	⑥	⑦	⑧～ ⑫	⑬	⑭～ ⑱	⑲	⑳
(略)											
TRIAS 08-002- 03 燃料消費 率試験 (WLTC モード)	(略)		○ ※ 1	(略)							

別表 2

外国の試験機関											
試験項目	独					仏	(略)	西	(略)	泰	印
	①	②～ ③	④	⑤	⑥	⑦	⑧～ ⑫	⑬	⑭～ ⑱	⑲	⑳
(略)											
TRIAS 08-002- 03 燃料消費 率試験 (WLTC モード)	(略)		＝	(略)							

新											旧										
(略)											(略)										
TRIAS 08-007-01 一充電走行距離及び交流電力量消費率試験 (JC08モード計算法対応)	○	＝	＝	＝	○	＝	＝	＝	＝	＝	(新設)	(略)									
(略)											(略)										
TRIAS 31-J042(4)-02 軽・中量車排出ガス試験 (WLTCモード)	(略)		○ ※ 1	(略)							TRIAS 31-J042(4)-02 軽・中量車排出ガス試験 (WLTCモード)	(略)		＝	(略)						
(略)											(略)										
TRIAS 31-J044(2)-01 二輪車排出ガス試験(WMTC)	(略)						○ ※2	○ ※3					TRIAS 31-J044(2)-01 二輪車排出ガス試験(WMTC)	(略)						○ ※1	○ ※2
(略)											(略)										
TRIAS 99-005-01 燃料消費率試験 (10・15モード)	(略)		○ ※4	○ ※4	(略)	○ ※4	(略)				TRIAS 99-005-01 燃料消費率試験 (10・15モード)	(略)		○ ※3	○ ※3	(略)	○ ※3	(略)			

新			旧		
(略)			(略)		
※1：走行抵抗の測定に限る。 ※2：平成30年2月28日から令和2年2月27日までに限る。 ※3：令和2年7月31日から令和4年7月31日までに限る。 ※4：ディーゼル車を除く			※1：平成30年2月28日から令和2年2月27日までに限る。 ※2：令和2年7月31日から令和4年7月31日までに限る。 ※3：ディーゼル車を除く		
名 称 ①～⑳ (略) 別表3～別表9 (略) 様式1～様式13 (略) 別添1 (2-2 関係)			名 称 ①～⑳ (略) 別表3～別表9 (略) 様式1～様式13 (略) 別添1 (2-2 関係)		
試験規程 Test Requirements and Instructions for Automobile Standards (TRIAS)			試験規程 Test Requirements and Instructions for Automobile Standards (TRIAS)		
	試験項目	分類番号		試験項目	分類番号
1 ～ 8	(略)	(略)	1 ～ 8	(略)	(略)
9	燃料消費率試験 (重量車)	TRIAS 08-003-0 ~~2~~	9	燃料消費率試験 (重量車)	TRIAS 08-003-0 ~~1~~
10 ～ 77	(略)	(略)	10 ～ 77	(略)	(略)
~~78~~	~~サイバーセキュリティシステム試験 (協定規則第155号(同規則の規則 7.3.(7.3.1.を除く。))に限る。))~~	~~TRIAS 17(2)-R155-01~~	~~(新設)~~		
~~79~~	(略)	(略)	~~78~~	(略)	(略)
~~80~~	~~プログラム等改変システム試験 (協定規則第156号(同規則の規則 7.2.に限る。))~~	~~TRIAS 17(2)-R156-01~~	~~(新設)~~		
~~81~~ ～ ~~99~~	(略)	(略)	~~79~~ ～ ~~97~~	(略)	(略)
~~100~~	オフセット衝突時の乗員保護試験 (協	TRIAS 18-R094-0 ~~4~~	~~98~~	オフセット衝突時の乗員保護試験 (協	TRIAS 18-R094-0 ~~3~~

新			旧		
	定規則第 94 号)			定規則第 94 号)	
<u>101</u>	側面衝突時の乗員保護試験 (協定規則第 95 号)	TRIAS 18-R095-0 <u>3</u>	<u>99</u>	側面衝突時の乗員保護試験 (協定規則第 95 号)	TRIAS 18-R095-0 <u>2</u>
<u>102</u> ～ <u>103</u>	(略)	(略)	<u>100</u> ～ <u>101</u>	(略)	(略)
<u>104</u>	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験 (協定規則第 137 号)	TRIAS 18-R137(1)-0 <u>3</u>	<u>102</u>	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験 (協定規則第 137 号)	TRIAS 18-R137(1)-0 <u>2</u>
<u>105</u> ～ <u>109</u>	(略)	(略)	<u>103</u> ～ <u>107</u>	(略)	(略)
<u>110</u>	突入防止装置試験 (協定規則第 58 号 (車両))	TRIAS 18(2)-R058(2)-0 <u>4</u>	<u>108</u>	突入防止装置試験 (協定規則第 58 号 (車両))	TRIAS 18(2)-R058(2)-0 <u>3</u>
<u>111</u> ～ <u>205</u>	(略)	(略)	<u>109</u> ～ <u>203</u>	(略)	(略)
<u>206</u>	<u>再帰反射試験 (協定規則第 150 号 (前部反射器))</u>	<u>TRIAS 35-R150-01</u>	<u>(新設)</u>		
<u>207</u> ～ <u>209</u>	(略)	(略)	<u>204</u> ～ <u>206</u>	(略)	(略)
<u>210</u>	<u>再帰反射試験 (協定規則第 150 号 (側方反射器))</u>	<u>TRIAS 35(2)-R150-01</u>	<u>(新設)</u>		
<u>211</u> ～ <u>222</u>	(略)	(略)	<u>207</u> ～ <u>218</u>	(略)	(略)
<u>223</u>	<u>再帰反射試験 (協定規則第 150 号 (後部反射器))</u>	<u>TRIAS 38-R150-01</u>	<u>(新設)</u>		
<u>224</u> ～ <u>278</u>	(略)	(略)	<u>219</u> ～ <u>273</u>	(略)	(略)
<u>279</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験 (協定規則第 155 号 (同規則の規則 7.2. に限る))</u>	<u>TRIAS 99-R155-01</u>	<u>(新設)</u>		
<u>280</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>274</u>	(略)	(略)
<u>281</u>	<u>プログラム等改変業務管理システム試験 (協定規則第 156 号 (同規則の規則 7.1. に限る。))</u>	<u>TRIAS 99-R156-01</u>	<u>(新設)</u>		

新

旧

TRIAS 08-003-02

燃料消費率試験（重量車）

1.（略）

2.試験エンジン
（略）
(1)～(2)（略）
(3)冷却液温度は、自動車製作者等が指定した通常作動温度±5K（±5℃）に保つこと。設定温度の定めがない場合には、353±5K（80±5℃）に保つこと。このため必要な場合には、補助の温度調節装置を使用することができる。
(4)潤滑油は、自動車製作者等が指定するものとし、生産車両に標準で設定される潤滑油相当のものであること。試験に使用する潤滑油の仕様は記録し、試験の結果と共に提出すること。
(5)（略）

3.（略）

4.測定装置の精度・校正等
エンジンダイナモメータ等は、表 1 に規定する精度が確認されたもので、当該装置の製作者の定める取扱要領に基づいて点検・整備されたものであること。
表 1 エンジン台上試験に用いるエンジンダイナモメータ等の測定装置

測定装置	直線性基準/要求精度			
	$ x_{\min} \times (a_1 - 1) + a_0 $	傾き a_1	標準誤差 SEE	決定係数 r^2
エンジン回転速度	最大値の 0.05% 以下	0.98-1.02	最大値の 2% 以下	0.990 以上
エンジントルク	最大値の 1% 以下	0.98-1.02	最大値の 2% 以下	0.990 以上
燃料流量	最大値の 1% 以下	0.98-1.02	最大値の 2% 以下	0.990 以上
温度	最大値の 1% 以下	0.99-1.01	最大値の 1% 以下	0.998 以上
圧力	最大値の 1% 以下	0.99-1.01	最大値の 1% 以下	0.998 以上
絶対湿度	測定湿度の±5%以内			

5.試験室と試験に係る大気条件
試験室と試験に係る大気条件は次に掲げる状態とすること。

TRIAS 08-003-01

燃料消費率試験（重量車）

1.（略）

2.試験エンジン
（略）
(1)～(2)（略）
(3)冷却液温度は、エンジン設定温度の上限±5K（±5℃）に保つこと。設定温度の定めがない場合には、353±5K（80±5℃）に保つこと。このため必要な場合には、補助の温度調節装置を使用することができる。
(4)潤滑油は、試験エンジンに推奨されたもので、かつ、粘度が明らかなものであること。なお、必要に応じて補助の温度調節装置により潤滑油温度を調整することができる。
(5)（略）

3.（略）

4.測定装置の精度・校正等
エンジンダイナモメータ等は、表 1 に規定する精度が確認されたもので、当該装置の製作者の定める取扱要領に基づいて点検・整備されたものであること。
表 1

測定項目		精度
軸トルク		測定軸トルクの±2%、又は試験エンジンの最大軸トルクの±1%のいずれか大きい方以下
エンジン回転速度		測定回転速度の±2%以下
温度	600K（327℃）以下	±2K（2℃）以下
	600K（327℃）超	測定温度の±1%以下
絶対湿度		測定湿度の±5%以下
大気圧		±0.1kPa 以下
排気圧力		±0.2kPa 以下
吸気圧力		±0.05kPa 以下
燃料流量		試験エンジンの最大流量の±2%以下

5.試験室と試験に係る大気条件
試験室と試験に係る大気条件は次に掲げる状態とすること。

新	旧
(1) 大気条件 (略) (a) (略) (b) 給気冷却器の有無に関係なく排気タービン式過給エンジンの場合 $F = \left(\frac{99}{P_s} \right)^{0.7} \times \left(\frac{T_a}{298} \right)^{1.5}$ (2) (略) ①～② (略) ③ 飽和水蒸気圧 P_e は、別表 2 又は次式を用いること。 ただし、式中の絶対温度は、θ (K) = (t℃ + 273.15) とする。 $\ln(P_e') = -6096.9385 \times (\theta)^{-1} + 21.2409642 - 2.711193 \times 10^{-2} \times (\theta) + 1.673952 \times 10^{-5} \times (\theta)^2 + 2.433502 \times \ln(\theta)$ $P_e' = P_e \times 10^3$ θ : 飽和水蒸気圧を求める温度 (K) P_e : 乾球又は湿球温度における飽和水蒸気圧 (kPa) ④ (略) (3)～(5) (略) 6. ～10. (略) 11. 重量車燃料消費率の算出 手動変速機 (MT) 又は機械式自動変速機 (AMT) を備えた車両の燃料消費率は、6. で測定したマッピングトルク曲線、7. で測定したエンジン摩擦トルク、8. で測定したエンジン燃費マップ及び当該エンジンを搭載する自動車の車両総重量等の区分から標準車両諸元 (別紙 6)、変速機、終減速機及びタイヤ諸元を用いて別紙 2 の都市内走行モード、別紙 3 の都市間走行モード及び別紙 2 の <u>都市内走行モード</u> の 644 秒から 1410 秒までの間に該当する市街地走行モードにおける燃料消費率 (km/<u>L</u>) を別紙 4 の重量車燃料消費率の計算用プログラム (手動変速機 (MT) 又は機械式自動変速機 (AMT) を備えた車両用) により算出する。 トルクコンバータ付自動変速機 (AT) を備えた車両の燃料消費率は、6. で測定したマッピングトルク曲線、8. で測定したエンジン燃費マップ、9. で測定したトルクコンバータ性能、10. で測定したオイルポンプ損失トルク、自動変速機の入力データ (付表 3) 及び当該エンジンを搭載する自動車の車両総重量等の区分から標準車両諸元 (別紙 6)、変速機、終減速機及びタイヤ諸元を用いて別紙 2 の都市内走行モード、別紙 3 の都市間走行モード及び別紙 2 の <u>都市内走行モード</u> の 644 秒から 1410 秒までの間に該当する市街地走行モードにおける燃料消費率 (km/<u>L</u>) を別紙 5 の重量車燃料消費率の計算用プログラム (トルクコンバータ付自動変速機 (AT) を備えた車両用) により算出する。	(1) 大気条件 (略) (a) (略) (b) 給気冷却器の有無に関係なく排気タービン式過給エンジンの場合 $F = \left(\frac{99}{P_s} \right) \times \left(\frac{T_a}{298} \right)^{1.5}$ (2) (略) ①～② (略) ③ 飽和水蒸気圧 P_e は、別表 2 又は次式を用いること。 ただし、式中の絶対温度は、θ (K) = (t℃ + 273.15) とする。 $\ln(P_e') = -6096.9385 \times (\theta)^{-1} + 21.2409642 - 2.711193 \times 10^{-2} \times (\theta) + 1.673952 \times 10^{-5} \times (\theta)^2 + 2.433502 \times \ln(\theta)$ $P_e' = P_e \times 10^3$ θ : 飽和水蒸気圧を求める温度 (K) P_e : 乾球又は湿球温度における飽和水蒸気圧 (kPa) ④ (略) (3)～(5) (略) 6. ～10. (略) 11. 重量車燃料消費率の算出 手動変速機 (MT) 又は機械式自動変速機 (AMT) を備えた車両の燃料消費率は、6. で測定したマッピングトルク曲線、7. で測定したエンジン摩擦トルク、8. で測定したエンジン燃費マップ及び当該エンジンを搭載する自動車の車両総重量等の区分から標準車両諸元 (別紙 6)、変速機、終減速機及びタイヤ諸元を用いて別紙 2 の都市内走行モード、別紙 3 の都市間走行モード及び別紙 2 の 644 秒から 1410 秒までの間に該当する市街地走行モードにおける燃料消費率 (km/<u>L</u>) を別紙 4 の重量車燃料消費率の計算用プログラム (手動変速機 (MT) 又は機械式自動変速機 (AMT) を備えた車両用) により算出する。 トルクコンバータ付自動変速機 (AT) を備えた車両の燃料消費率は、6. で測定したマッピングトルク曲線、8. で測定したエンジン燃費マップ、9. で測定したトルクコンバータ性能、10. で測定したオイルポンプ損失トルク、自動変速機の入力データ (付表 3) 及び当該エンジンを搭載する自動車の車両総重量等の区分から標準車両諸元 (別紙 6)、変速機、終減速機及びタイヤ諸元を用いて別紙 2 の都市内走行モード、別紙 3 の都市間走行モード及び別紙 2 の 644 秒から 1410 秒までの間に該当する市街地走行モードにおける燃料消費率 (km/<u>L</u>) を別紙 5 の重量車燃料消費率の計算用プログラム (トルクコンバータ付自動変速機 (AT) を備えた車両用) により算出する。 終減速機及びタイヤについては、最高段ギヤにおける V1000 (エンジン回転速度

新

終減速機及びタイヤについては、最高段ギヤにおける V1000（エンジン回転速度 1000rpm 時の速度）を指標とし、同エンジン・変速機を用いた全ての車両申請（届出）上の諸元に基づき計算される V1000 の算術平均値に最も近い V1000 値を持つ実在終減速機ギヤ比及びタイヤ動的負荷半径を当該エンジン・変速機の諸元として使用する。

なお、トルクコンバータ付自動変速機（AT）については、同じギヤ段数・ギヤ比を持つ手動変速機（MT）と見なしてシミュレーション計算した燃料消費率に、都市内走行モードで 0.91、都市間走行モードで 0.96、市街地走行モードで 0.91 を乗じたものを当該 AT 車の燃料消費率とすることができる。

機械式自動変速機（AMT）は、別段の定めがある場合を除き、通常の MT 車と見なして燃料消費率を算定する。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける燃料消費率を別紙 6 に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車燃料消費率を算出する。

$$E = \frac{1}{\frac{1 - \alpha/100}{E_u} + \frac{\alpha/100}{E_h}}$$

E：重量車燃料消費率

km/L

E_u：都市内走行燃料消費率

km/L

E_h：都市間走行燃料消費率

km/L

α：都市間走行割合

%

12. 試験記録及び成績

(略)

12.1 ～ 12.5 (略)

12.6 ニュートラルアイドル制御を有するトルクコンバータ付自動変速機（AT）を備えた車両については、別紙 6 の重量車燃料消費率の計算用プログラムに設定された次に掲げる各項目の数値が正しいことを確認できる書面を提出すること。様式は問わない。

(1)停止からニュートラルアイドル制御作動までの時間(s)

(2)都市内走行モード開始後 25 秒間でのニュートラルアイドル制御作動の有無

(3)都市内走行モード開始後ニュートラルアイドル制御作動までの時間(s) ((2)が有の場合に限る)

(4) ニュートラルアイドル制御作動時の速度比(0～1)

別紙 1 試験燃料

試験に使用する燃料は、軽油にあつては道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号以下、「細目告示」という）別添 41 II「WHDC モード法」別紙 2 に規定された性状を有するものとする。

旧

1000rpm 時の速度）を指標とし、同エンジン・変速機を用いた全ての車両申請（届出）上の諸元に基づき計算される V1000 の算術平均値に最も近い V1000 値を持つ実在終減速機ギヤ比及びタイヤ動的負荷半径を当該エンジン・変速機の諸元として使用する。

なお、トルクコンバータ付自動変速機（AT）については、同じギヤ段数・ギヤ比を持つ手動変速機（MT）と見なしてシミュレーション計算した燃料消費率に、都市内走行モードで 0.91、都市間走行モードで 0.96、市街地走行モードで 0.91 を乗じたものを当該 AT 車の燃料消費率とすることができる。

機械式自動変速機（AMT）は、別段の定めがある場合を除き、通常の MT 車と見なして燃料消費率を算定する。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける燃料消費率を別紙 6 に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車燃料消費率を算出する。

$$E = \frac{1}{\frac{1 - \alpha/100}{E_u} + \frac{\alpha/100}{E_h}}$$

E：重量車燃料消費率

km/L

E_u：都市内走行燃料消費率

km/L

E_h：都市間走行燃料消費率

km/L

α：都市間走行割合

%

12. 試験記録及び成績

(略)

12.1 ～ 12.5 (略)

(新設)

別紙 1 試験燃料

試験に使用する燃料は、軽油にあつては表 2 に掲げる性状を有するものとする。

表 2

燃料の性状又は物質名	仕様	試験方法

新

(削除)

硫黄分

10wt－ppm 以下

JIS K2541―1
JIS K2541―2
JIS K2541―6
JIS K2541―7

セタン指数

53～57

JIS K2280

密度

0. 824～0. 840g/cm³

JIS K2249

蒸留性状

50%留出温度
90%留出温度
終点

528～568K (255～295℃)
573～618K (300～345℃)
643K 以下 (370℃以下)

JIS K2254

総芳香族

25vol%以下

JPI 法 HPLC

多環芳香族

5. 0vol%以下

JPI 法 HPLC

脂肪酸メチルエステル

0. 1%以下

軽油中の脂肪酸メチルエステル又はトリグリセリドの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法 (平成 19 年経済産業省告示第 78 号。以下「濃度測定方法告示」という。)に規定する方法

トリグリセリド

0. 01%以下

濃度測定方法告示に規定する方法

引火点

331K (58℃) 以上

JIS K2265

動粘度
(試験温度 303K (30℃))

3. 0～4. 5mm²/s

JIS K2283

別紙 2 都市内走行モード

都市内走行モードは、細目告示別添 41 I「JE05 モード法」別紙 2 に規定された JE05 モードとする。

別紙 2 都市内走行モード

時間 (秒)	車速 (km/h)	時間 (秒)	車速 (km/h)	時間 (秒)	車速 (km/h)	時間 (秒)	車速 (km/h)
1	0	51	41. 15	101	0	151	8
2	0	52	41. 11	102	0	152	8
3	0	53	41. 02	103	0	153	0
4	0	54	40. 97	104	0	154	0
5	0	55	41. 25	105	0	155	0
6	0	56	41. 78	106	0	156	0
7	0	57	42. 2	107	0	157	0
8	0	58	42. 54	108	0	158	0
9	0	59	42. 96	109	0	159	0
10	0	60	43. 37	110	0	160	0

新	旧									
(削除)	<u>11</u>	<u>0</u>	<u>61</u>	<u>43.84</u>	<u>111</u>	<u>0</u>	<u>161</u>	<u>0</u>		
	<u>12</u>	<u>0</u>	<u>62</u>	<u>44.73</u>	<u>112</u>	<u>0</u>	<u>162</u>	<u>0</u>		
	<u>13</u>	<u>0</u>	<u>63</u>	<u>46.1</u>	<u>113</u>	<u>0</u>	<u>163</u>	<u>8</u>		
	<u>14</u>	<u>0</u>	<u>64</u>	<u>4757</u>	<u>114</u>	<u>0</u>	<u>164</u>	<u>37</u>		
	<u>15</u>	<u>0</u>	<u>65</u>	<u>48.85</u>	<u>115</u>	<u>0</u>	<u>165</u>	<u>8.97</u>		
	<u>16</u>	<u>0</u>	<u>66</u>	<u>49.89</u>	<u>116</u>	<u>0</u>	<u>166</u>	<u>10.99</u>		
	<u>17</u>	<u>0</u>	<u>67</u>	<u>50.56</u>	<u>117</u>	<u>0</u>	<u>167</u>	<u>11.48</u>		
	<u>18</u>	<u>0</u>	<u>68</u>	<u>50.81</u>	<u>118</u>	<u>0</u>	<u>168</u>	<u>15.12</u>		
	<u>19</u>	<u>0</u>	<u>69</u>	<u>50.84</u>	<u>119</u>	<u>0</u>	<u>169</u>	<u>20.34</u>		
	<u>20</u>	<u>0</u>	<u>70</u>	<u>50.87</u>	<u>120</u>	<u>0</u>	<u>170</u>	<u>23.32</u>		
	<u>21</u>	<u>0</u>	<u>71</u>	<u>50.88</u>	<u>121</u>	<u>0</u>	<u>171</u>	<u>25.11</u>		
	<u>22</u>	<u>0</u>	<u>72</u>	<u>50.71</u>	<u>122</u>	<u>0</u>	<u>172</u>	<u>27.74</u>		
	<u>23</u>	<u>0</u>	<u>73</u>	<u>50.31</u>	<u>123</u>	<u>0</u>	<u>173</u>	<u>30.38</u>		
	<u>24</u>	<u>0</u>	<u>74</u>	<u>49.79</u>	<u>124</u>	<u>0</u>	<u>174</u>	<u>32.93</u>		
	<u>25</u>	<u>0</u>	<u>75</u>	<u>49.16</u>	<u>125</u>	<u>0</u>	<u>175</u>	<u>3644</u>		
	<u>26</u>	<u>4.19</u>	<u>76</u>	<u>48.09</u>	<u>126</u>	<u>0</u>	<u>176</u>	<u>39.59</u>		
	<u>27</u>	<u>8.32</u>	<u>77</u>	<u>46.37</u>	<u>127</u>	<u>0</u>	<u>177</u>	<u>40.72</u>		
	<u>28</u>	<u>12.33</u>	<u>78</u>	<u>44.14</u>	<u>128</u>	<u>0</u>	<u>178</u>	<u>41.41</u>		
	<u>29</u>	<u>16.05</u>	<u>79</u>	<u>41.46</u>	<u>129</u>	<u>0</u>	<u>179</u>	<u>43.5</u>		
	<u>30</u>	<u>18.74</u>	<u>80</u>	<u>38.22</u>	<u>130</u>	<u>8</u>	<u>180</u>	<u>44.4</u>		
	<u>31</u>	<u>20.28</u>	<u>81</u>	<u>34.76</u>	<u>131</u>	<u>8</u>	<u>181</u>	<u>45.24</u>		
	<u>32</u>	<u>21.48</u>	<u>82</u>	<u>31.55</u>	<u>132</u>	<u>0</u>	<u>182</u>	<u>45.41</u>		
	<u>33</u>	<u>23.13</u>	<u>83</u>	<u>28.16</u>	<u>133</u>	<u>0</u>	<u>183</u>	<u>45.17</u>		
	<u>34</u>	<u>25.17</u>	<u>84</u>	<u>23.82</u>	<u>134</u>	<u>8</u>	<u>184</u>	<u>44.76</u>		
	<u>35</u>	<u>27.19</u>	<u>85</u>	<u>18.88</u>	<u>135</u>	<u>8</u>	<u>185</u>	<u>44.36</u>		
	<u>36</u>	<u>28.97</u>	<u>86</u>	<u>14.51</u>	<u>136</u>	<u>0</u>	<u>186</u>	<u>44.01</u>		
	<u>37</u>	<u>30.43</u>	<u>87</u>	<u>11.13</u>	<u>137</u>	<u>0</u>	<u>187</u>	<u>43.54</u>		
	<u>38</u>	<u>31.46</u>	<u>88</u>	<u>8.59</u>	<u>138</u>	<u>8</u>	<u>188</u>	<u>42.85</u>		
	<u>39</u>	<u>32.24</u>	<u>89</u>	<u>7.36</u>	<u>139</u>	<u>0</u>	<u>189</u>	<u>42.35</u>		
	<u>40</u>	<u>33.16</u>	<u>90</u>	<u>3.01</u>	<u>140</u>	<u>0</u>	<u>190</u>	<u>42.47</u>		
	<u>41</u>	<u>34.29</u>	<u>91</u>	<u>9.99</u>	<u>141</u>	<u>8</u>	<u>191</u>	<u>42.94</u>		
	<u>42</u>	<u>35.4</u>	<u>92</u>	<u>12.29</u>	<u>142</u>	<u>0</u>	<u>192</u>	<u>43.2</u>		
	<u>43</u>	<u>36.57</u>	<u>93</u>	<u>14.48</u>	<u>143</u>	<u>8</u>	<u>193</u>	<u>43.31</u>		
	<u>44</u>	<u>38.08</u>	<u>94</u>	<u>16.35</u>	<u>144</u>	<u>0</u>	<u>194</u>	<u>43.57</u>		
	<u>45</u>	<u>39.65</u>	<u>95</u>	<u>17.11</u>	<u>145</u>	<u>0</u>	<u>195</u>	<u>43.96</u>		
	<u>46</u>	<u>40.59</u>	<u>96</u>	<u>15.78</u>	<u>146</u>	<u>8</u>	<u>196</u>	<u>44.49</u>		
	<u>47</u>	<u>40.87</u>	<u>97</u>	<u>12.39</u>	<u>147</u>	<u>0</u>	<u>197</u>	<u>45.41</u>		
	<u>48</u>	<u>41.03</u>	<u>98</u>	<u>7.15</u>	<u>148</u>	<u>0</u>	<u>198</u>	<u>46.55</u>		
	<u>49</u>	<u>41.23</u>	<u>99</u>	<u>1.8</u>	<u>149</u>	<u>0</u>	<u>199</u>	<u>47.53</u>		

新旧対照表

新	旧							
	<u>50</u>	<u>41.24</u>	<u>100</u>	<u>0</u>	<u>150</u>	<u>0</u>	<u>200</u>	<u>48.52</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>
	<u>201</u>	<u>49.86</u>	<u>253</u>	<u>50.25</u>	<u>305</u>	<u>57.46</u>	<u>357</u>	<u>52.33</u>
	<u>202</u>	<u>51.32</u>	<u>254</u>	<u>48.7</u>	<u>306</u>	<u>56.79</u>	<u>358</u>	<u>52.21</u>
	<u>203</u>	<u>52.56</u>	<u>255</u>	<u>47.64</u>	<u>307</u>	<u>56.36</u>	<u>359</u>	<u>52.05</u>
	<u>204</u>	<u>53.69</u>	<u>256</u>	<u>47.06</u>	<u>308</u>	<u>56.16</u>	<u>360</u>	<u>52.32</u>
	<u>205</u>	<u>54.81</u>	<u>257</u>	<u>46.64</u>	<u>309</u>	<u>56.09</u>	<u>361</u>	<u>52.64</u>
	<u>206</u>	<u>55.85</u>	<u>258</u>	<u>46.3</u>	<u>310</u>	<u>56.15</u>	<u>362</u>	<u>52.38</u>
	<u>207</u>	<u>56.88</u>	<u>259</u>	<u>46.39</u>	<u>311</u>	<u>56.18</u>	<u>363</u>	<u>51.61</u>
	<u>208</u>	<u>57.88</u>	<u>260</u>	<u>47.18</u>	<u>312</u>	<u>56</u>	<u>364</u>	<u>50.48</u>
	<u>209</u>	<u>58.67</u>	<u>261</u>	<u>48.55</u>	<u>313</u>	<u>55.71</u>	<u>365</u>	<u>48.76</u>
	<u>210</u>	<u>59.31</u>	<u>262</u>	<u>49.91</u>	<u>314</u>	<u>55.6</u>	<u>366</u>	<u>46.68</u>
	<u>211</u>	<u>59.92</u>	<u>263</u>	<u>50.85</u>	<u>315</u>	<u>55.76</u>	<u>367</u>	<u>44.77</u>
	<u>212</u>	<u>60.14</u>	<u>264</u>	<u>51.65</u>	<u>316</u>	<u>56.26</u>	<u>368</u>	<u>42.88</u>
	<u>213</u>	<u>59.38</u>	<u>265</u>	<u>52.81</u>	<u>317</u>	<u>57.22</u>	<u>369</u>	<u>40.6</u>
	<u>214</u>	<u>59.7</u>	<u>266</u>	<u>54.13</u>	<u>318</u>	<u>58.37</u>	<u>370</u>	<u>38.17</u>
	<u>215</u>	<u>59.85</u>	<u>267</u>	<u>55.1</u>	<u>319</u>	<u>59.12</u>	<u>371</u>	<u>35.7</u>
	<u>216</u>	<u>59.6</u>	<u>268</u>	<u>55.75</u>	<u>320</u>	<u>59.37</u>	<u>372</u>	<u>32.76</u>
	<u>217</u>	<u>59.62</u>	<u>269</u>	<u>56.29</u>	<u>321</u>	<u>59.53</u>	<u>373</u>	<u>28.21</u>
	<u>218</u>	<u>59.59</u>	<u>270</u>	<u>56.14</u>	<u>322</u>	<u>59.73</u>	<u>374</u>	<u>23.82</u>
	<u>219</u>	<u>59.81</u>	<u>271</u>	<u>54.54</u>	<u>323</u>	<u>59.74</u>	<u>375</u>	<u>20.17</u>
	<u>220</u>	<u>59.79</u>	<u>272</u>	<u>51.61</u>	<u>324</u>	<u>59.59</u>	<u>376</u>	<u>16.37</u>
	<u>221</u>	<u>59.49</u>	<u>273</u>	<u>48.27</u>	<u>325</u>	<u>59.56</u>	<u>377</u>	<u>10.92</u>
	<u>222</u>	<u>59.24</u>	<u>274</u>	<u>45.4</u>	<u>326</u>	<u>59.65</u>	<u>378</u>	<u>4.99</u>
	<u>223</u>	<u>59.05</u>	<u>275</u>	<u>43.49</u>	<u>327</u>	<u>59.86</u>	<u>379</u>	<u>1.06</u>
	<u>224</u>	<u>58.78</u>	<u>276</u>	<u>42.66</u>	<u>328</u>	<u>60.4</u>	<u>380</u>	<u>0</u>
	<u>225</u>	<u>58.53</u>	<u>277</u>	<u>42.71</u>	<u>329</u>	<u>61.23</u>	<u>381</u>	<u>0</u>
	<u>226</u>	<u>58.37</u>	<u>278</u>	<u>43.29</u>	<u>330</u>	<u>61.99</u>	<u>382</u>	<u>0</u>
	<u>227</u>	<u>58.22</u>	<u>279</u>	<u>44.16</u>	<u>331</u>	<u>62.64</u>	<u>383</u>	<u>1.78</u>
	<u>228</u>	<u>58.08</u>	<u>280</u>	<u>45.28</u>	<u>332</u>	<u>63.32</u>	<u>384</u>	<u>4.02</u>
	<u>229</u>	<u>58.06</u>	<u>281</u>	<u>46.64</u>	<u>333</u>	<u>63.74</u>	<u>385</u>	<u>7.51</u>
	<u>230</u>	<u>58.09</u>	<u>282</u>	<u>48.05</u>	<u>334</u>	<u>63.61</u>	<u>386</u>	<u>12.17</u>
	<u>231</u>	<u>58.05</u>	<u>283</u>	<u>49.42</u>	<u>335</u>	<u>63.25</u>	<u>387</u>	<u>16.29</u>
	<u>232</u>	<u>57.89</u>	<u>284</u>	<u>51.05</u>	<u>336</u>	<u>62.88</u>	<u>388</u>	<u>18.22</u>
	<u>233</u>	<u>57.72</u>	<u>285</u>	<u>52.97</u>	<u>337</u>	<u>62.25</u>	<u>389</u>	<u>19.22</u>
	<u>234</u>	<u>57.61</u>	<u>286</u>	<u>54.57</u>	<u>338</u>	<u>61.48</u>	<u>390</u>	<u>21.99</u>
	<u>235</u>	<u>57.52</u>	<u>287</u>	<u>55.57</u>	<u>339</u>	<u>61.06</u>	<u>391</u>	<u>24.7</u>

(削除)

新		旧											
		<u>236</u>	<u>57.37</u>		<u>288</u>	<u>56.53</u>		<u>340</u>	<u>60.78</u>		<u>392</u>	<u>26.87</u>	
		<u>237</u>	<u>57.14</u>		<u>289</u>	<u>57.67</u>		<u>341</u>	<u>60</u>		<u>393</u>	<u>27.96</u>	
		<u>238</u>	<u>56.8</u>		<u>290</u>	<u>58.42</u>		<u>342</u>	<u>58.97</u>		<u>394</u>	<u>28.32</u>	
		<u>239</u>	<u>56.53</u>		<u>291</u>	<u>59.81</u>		<u>343</u>	<u>58.32</u>		<u>395</u>	<u>28.05</u>	
		<u>240</u>	<u>56.71</u>		<u>292</u>	<u>59.56</u>		<u>344</u>	<u>58.01</u>		<u>396</u>	<u>21.45</u>	
		<u>241</u>	<u>57.39</u>		<u>293</u>	<u>60.52</u>		<u>345</u>	<u>57.65</u>		<u>397</u>	<u>27.05</u>	
		<u>242</u>	<u>57.96</u>		<u>294</u>	<u>60.89</u>		<u>346</u>	<u>57.2</u>		<u>398</u>	<u>26.82</u>	
		<u>243</u>	<u>57.98</u>		<u>295</u>	<u>60.87</u>		<u>347</u>	<u>56.65</u>		<u>399</u>	<u>26.53</u>	
		<u>244</u>	<u>57.78</u>		<u>296</u>	<u>61.27</u>		<u>348</u>	<u>55.92</u>		<u>400</u>	<u>26.69</u>	
		<u>245</u>	<u>57.82</u>		<u>297</u>	<u>61.88</u>		<u>349</u>	<u>55.27</u>		<u>401</u>	<u>27.9</u>	
		<u>246</u>	<u>58.01</u>		<u>298</u>	<u>62.11</u>		<u>350</u>	<u>54.77</u>		<u>402</u>	<u>29.17</u>	
		<u>247</u>	<u>58.06</u>		<u>299</u>	<u>62.23</u>		<u>351</u>	<u>54.16</u>		<u>403</u>	<u>29.87</u>	
		<u>248</u>	<u>57.8</u>		<u>300</u>	<u>62.39</u>		<u>352</u>	<u>53.49</u>		<u>404</u>	<u>30.11</u>	
		<u>249</u>	<u>56.98</u>		<u>301</u>	<u>61.87</u>		<u>353</u>	<u>53.06</u>		<u>405</u>	<u>30.63</u>	
		<u>250</u>	<u>55.49</u>		<u>302</u>	<u>60.48</u>		<u>354</u>	<u>52.74</u>		<u>406</u>	<u>31.59</u>	
		<u>251</u>	<u>53.69</u>		<u>303</u>	<u>59.06</u>		<u>355</u>	<u>52.38</u>		<u>407</u>	<u>32.84</u>	
		<u>252</u>	<u>51.95</u>		<u>304</u>	<u>58.16</u>		<u>356</u>	<u>52.25</u>		<u>408</u>	<u>34.17</u>	
	<u>(削除)</u>		<u>時間</u>	<u>車速</u>		<u>時間</u>	<u>車速</u>		<u>時間</u>	<u>車速</u>		<u>時間</u>	<u>車速</u>
			<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>		<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>		<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>		<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>
			<u>409</u>	<u>35.18</u>		<u>461</u>	<u>20.85</u>		<u>513</u>	<u>0</u>		<u>565</u>	<u>35.9</u>
			<u>410</u>	<u>35.58</u>		<u>462</u>	<u>18.65</u>		<u>514</u>	<u>0</u>		<u>566</u>	<u>37.26</u>
			<u>411</u>	<u>35.67</u>		<u>463</u>	<u>16.41</u>		<u>515</u>	<u>0</u>		<u>567</u>	<u>37.71</u>
			<u>412</u>	<u>36.07</u>		<u>464</u>	<u>13.89</u>		<u>516</u>	<u>0</u>		<u>568</u>	<u>37.5</u>
			<u>413</u>	<u>37.08</u>		<u>465</u>	<u>11.8</u>		<u>517</u>	<u>0</u>		<u>569</u>	<u>37.07</u>
			<u>414</u>	<u>38.37</u>		<u>466</u>	<u>10.42</u>		<u>518</u>	<u>0</u>		<u>570</u>	<u>36.47</u>
		<u>415</u>	<u>39.26</u>		<u>467</u>	<u>9.38</u>		<u>519</u>	<u>0</u>		<u>571</u>	<u>35.57</u>	
		<u>416</u>	<u>39.6</u>		<u>468</u>	<u>8.61</u>		<u>520</u>	<u>0</u>		<u>572</u>	<u>34.41</u>	
		<u>417</u>	<u>39.96</u>		<u>469</u>	<u>8.14</u>		<u>521</u>	<u>0</u>		<u>573</u>	<u>33.12</u>	
		<u>418</u>	<u>40.58</u>		<u>470</u>	<u>7.47</u>		<u>522</u>	<u>3.37</u>		<u>574</u>	<u>31.87</u>	
		<u>419</u>	<u>40.91</u>		<u>471</u>	<u>6.43</u>		<u>523</u>	<u>9.1</u>		<u>575</u>	<u>30.79</u>	
		<u>420</u>	<u>40.73</u>		<u>472</u>	<u>4.35</u>		<u>524</u>	<u>14.02</u>		<u>576</u>	<u>29.85</u>	
		<u>421</u>	<u>40.53</u>		<u>473</u>	<u>2.49</u>		<u>525</u>	<u>17.2</u>		<u>577</u>	<u>28.93</u>	
		<u>422</u>	<u>40.51</u>		<u>474</u>	<u>1.27</u>		<u>526</u>	<u>20.22</u>		<u>578</u>	<u>28.08</u>	
		<u>423</u>	<u>40.37</u>		<u>475</u>	<u>0</u>		<u>527</u>	<u>23.49</u>		<u>579</u>	<u>27.6</u>	
		<u>424</u>	<u>40.06</u>		<u>476</u>	<u>0</u>		<u>528</u>	<u>26.43</u>		<u>580</u>	<u>28.02</u>	
		<u>425</u>	<u>39.76</u>		<u>477</u>	<u>0</u>		<u>529</u>	<u>28.9</u>		<u>581</u>	<u>29.68</u>	
		<u>426</u>	<u>39.46</u>		<u>478</u>	<u>0</u>		<u>530</u>	<u>30.55</u>		<u>582</u>	<u>31.96</u>	
		<u>427</u>	<u>39.41</u>		<u>479</u>	<u>0</u>		<u>531</u>	<u>31.17</u>		<u>583</u>	<u>33.94</u>	

新		旧							
(削除)	<u>428</u>	<u>39.81</u>	<u>480</u>	<u>0</u>	<u>532</u>	<u>31.42</u>	<u>584</u>	<u>35.57</u>	
	<u>429</u>	<u>39.89</u>	<u>481</u>	<u>0</u>	<u>533</u>	<u>31.48</u>	<u>585</u>	<u>37.21</u>	
	<u>430</u>	<u>38.96</u>	<u>482</u>	<u>0</u>	<u>534</u>	<u>30.84</u>	<u>586</u>	<u>38.51</u>	
	<u>431</u>	<u>37.88</u>	<u>483</u>	<u>0</u>	<u>535</u>	<u>29.9</u>	<u>587</u>	<u>39.39</u>	
	<u>432</u>	<u>37.95</u>	<u>484</u>	<u>0</u>	<u>536</u>	<u>29.66</u>	<u>588</u>	<u>40.58</u>	
	<u>433</u>	<u>39.17</u>	<u>485</u>	<u>0</u>	<u>537</u>	<u>29.2</u>	<u>589</u>	<u>42.2</u>	
	<u>434</u>	<u>40.68</u>	<u>486</u>	<u>0</u>	<u>538</u>	<u>28.45</u>	<u>590</u>	<u>43.44</u>	
	<u>435</u>	<u>41.98</u>	<u>487</u>	<u>0</u>	<u>539</u>	<u>27.4</u>	<u>591</u>	<u>44.19</u>	
	<u>436</u>	<u>43.09</u>	<u>488</u>	<u>0</u>	<u>540</u>	<u>26.21</u>	<u>592</u>	<u>44.96</u>	
	<u>437</u>	<u>44.24</u>	<u>489</u>	<u>0</u>	<u>541</u>	<u>25.27</u>	<u>593</u>	<u>45.73</u>	
	<u>438</u>	<u>45.66</u>	<u>490</u>	<u>0</u>	<u>542</u>	<u>24.81</u>	<u>594</u>	<u>46.29</u>	
	<u>439</u>	<u>47.17</u>	<u>491</u>	<u>0</u>	<u>543</u>	<u>24.97</u>	<u>595</u>	<u>46.87</u>	
	<u>440</u>	<u>48.25</u>	<u>492</u>	<u>0</u>	<u>544</u>	<u>26.03</u>	<u>596</u>	<u>47.51</u>	
	<u>441</u>	<u>48.61</u>	<u>493</u>	<u>0</u>	<u>545</u>	<u>27.81</u>	<u>597</u>	<u>48.07</u>	
	<u>442</u>	<u>48.39</u>	<u>494</u>	<u>0</u>	<u>546</u>	<u>29.48</u>	<u>598</u>	<u>48.82</u>	
	<u>443</u>	<u>47.83</u>	<u>495</u>	<u>0</u>	<u>547</u>	<u>30.48</u>	<u>599</u>	<u>49.85</u>	
	<u>444</u>	<u>47.28</u>	<u>496</u>	<u>0</u>	<u>548</u>	<u>30.85</u>	<u>600</u>	<u>50.68</u>	
	<u>445</u>	<u>46.95</u>	<u>497</u>	<u>0</u>	<u>549</u>	<u>30.59</u>	<u>601</u>	<u>51.26</u>	
	<u>446</u>	<u>46.61</u>	<u>498</u>	<u>0</u>	<u>550</u>	<u>29.84</u>	<u>602</u>	<u>52.04</u>	
	<u>447</u>	<u>46.14</u>	<u>499</u>	<u>0</u>	<u>551</u>	<u>28.92</u>	<u>603</u>	<u>52.82</u>	
	<u>448</u>	<u>45.86</u>	<u>500</u>	<u>0</u>	<u>552</u>	<u>27.47</u>	<u>604</u>	<u>53.22</u>	
	<u>449</u>	<u>45.89</u>	<u>501</u>	<u>0</u>	<u>553</u>	<u>24.78</u>	<u>605</u>	<u>53.53</u>	
	<u>450</u>	<u>45.76</u>	<u>502</u>	<u>0</u>	<u>554</u>	<u>21.41</u>	<u>606</u>	<u>54</u>	
	<u>451</u>	<u>45.18</u>	<u>503</u>	<u>0</u>	<u>555</u>	<u>18.66</u>	<u>607</u>	<u>54.31</u>	
	<u>452</u>	<u>44.31</u>	<u>504</u>	<u>0</u>	<u>556</u>	<u>16.85</u>	<u>608</u>	<u>54.35</u>	
	<u>453</u>	<u>43.27</u>	<u>505</u>	<u>0</u>	<u>557</u>	<u>15.79</u>	<u>609</u>	<u>54.37</u>	
	<u>454</u>	<u>41.85</u>	<u>506</u>	<u>0</u>	<u>558</u>	<u>16.08</u>	<u>610</u>	<u>54.28</u>	
	<u>455</u>	<u>39.69</u>	<u>507</u>	<u>0</u>	<u>559</u>	<u>18.06</u>	<u>611</u>	<u>53.91</u>	
	<u>456</u>	<u>36.81</u>	<u>508</u>	<u>0</u>	<u>560</u>	<u>21.01</u>	<u>612</u>	<u>53.18</u>	
	<u>457</u>	<u>33.66</u>	<u>509</u>	<u>0</u>	<u>561</u>	<u>24.26</u>	<u>613</u>	<u>51.82</u>	
	<u>458</u>	<u>30.55</u>	<u>510</u>	<u>0</u>	<u>562</u>	<u>27.72</u>	<u>614</u>	<u>49.83</u>	
	<u>459</u>	<u>27.25</u>	<u>511</u>	<u>0</u>	<u>563</u>	<u>31.07</u>	<u>615</u>	<u>47.71</u>	
	<u>460</u>	<u>23.77</u>	<u>512</u>	<u>0</u>	<u>564</u>	<u>33.82</u>	<u>616</u>	<u>45.39</u>	
		<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>
		<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>
		<u>617</u>	<u>41.8</u>	<u>669</u>	<u>27.48</u>	<u>721</u>	<u>20.95</u>	<u>773</u>	<u>46.42</u>
		<u>618</u>	<u>37.47</u>	<u>670</u>	<u>27.85</u>	<u>722</u>	<u>21.18</u>	<u>774</u>	<u>47.03</u>
		<u>619</u>	<u>33.19</u>	<u>671</u>	<u>29.15</u>	<u>723</u>	<u>21.19</u>	<u>775</u>	<u>47.57</u>

新	旧									
(削除)	<u>620</u>	<u>30.27</u>	<u>672</u>	<u>31.13</u>	<u>724</u>	<u>20.66</u>	<u>776</u>	<u>48.1</u>		
	<u>621</u>	<u>26.16</u>	<u>673</u>	<u>33.52</u>	<u>725</u>	<u>19.26</u>	<u>777</u>	<u>43.68</u>		
	<u>622</u>	<u>19.57</u>	<u>674</u>	<u>35.89</u>	<u>726</u>	<u>16.67</u>	<u>778</u>	<u>49.16</u>		
	<u>623</u>	<u>13.81</u>	<u>675</u>	<u>37.09</u>	<u>727</u>	<u>13.34</u>	<u>779</u>	<u>49.56</u>		
	<u>624</u>	<u>11.04</u>	<u>676</u>	<u>37.33</u>	<u>728</u>	<u>10.48</u>	<u>780</u>	<u>50.16</u>		
	<u>625</u>	<u>9.11</u>	<u>677</u>	<u>37.1</u>	<u>729</u>	<u>8.59</u>	<u>781</u>	<u>50.97</u>		
	<u>626</u>	<u>6.17</u>	<u>678</u>	<u>36.3</u>	<u>730</u>	<u>6.93</u>	<u>782</u>	<u>51.75</u>		
	<u>627</u>	<u>3.13</u>	<u>679</u>	<u>35.03</u>	<u>731</u>	<u>4.36</u>	<u>783</u>	<u>52.42</u>		
	<u>628</u>	<u>1.17</u>	<u>680</u>	<u>34.21</u>	<u>732</u>	<u>2.09</u>	<u>784</u>	<u>53</u>		
	<u>629</u>	<u>0</u>	<u>681</u>	<u>34.23</u>	<u>733</u>	<u>0</u>	<u>785</u>	<u>53.38</u>		
	<u>630</u>	<u>0</u>	<u>682</u>	<u>34.31</u>	<u>734</u>	<u>0</u>	<u>786</u>	<u>53.57</u>		
	<u>631</u>	<u>0</u>	<u>683</u>	<u>33.99</u>	<u>735</u>	<u>0</u>	<u>787</u>	<u>53.7</u>		
	<u>632</u>	<u>0</u>	<u>684</u>	<u>33.82</u>	<u>736</u>	<u>0</u>	<u>788</u>	<u>53.61</u>		
	<u>633</u>	<u>0</u>	<u>685</u>	<u>34.34</u>	<u>737</u>	<u>0</u>	<u>789</u>	<u>53.06</u>		
	<u>634</u>	<u>0</u>	<u>686</u>	<u>35.49</u>	<u>738</u>	<u>0</u>	<u>790</u>	<u>52.29</u>		
	<u>635</u>	<u>0</u>	<u>687</u>	<u>37.22</u>	<u>739</u>	<u>0</u>	<u>791</u>	<u>51.78</u>		
	<u>636</u>	<u>0</u>	<u>688</u>	<u>39.53</u>	<u>740</u>	<u>0</u>	<u>792</u>	<u>51.48</u>		
	<u>637</u>	<u>0</u>	<u>689</u>	<u>41.98</u>	<u>741</u>	<u>0</u>	<u>793</u>	<u>50.93</u>		
	<u>638</u>	<u>0</u>	<u>690</u>	<u>44.08</u>	<u>742</u>	<u>0</u>	<u>794</u>	<u>49.93</u>		
	<u>639</u>	<u>0</u>	<u>691</u>	<u>45.69</u>	<u>743</u>	<u>0</u>	<u>795</u>	<u>48.45</u>		
	<u>640</u>	<u>0</u>	<u>692</u>	<u>46.78</u>	<u>744</u>	<u>0</u>	<u>796</u>	<u>46.42</u>		
	<u>641</u>	<u>0</u>	<u>693</u>	<u>47.45</u>	<u>745</u>	<u>0</u>	<u>797</u>	<u>43.97</u>		
	<u>642</u>	<u>0</u>	<u>694</u>	<u>47.84</u>	<u>746</u>	<u>0</u>	<u>798</u>	<u>41.48</u>		
	<u>643</u>	<u>0</u>	<u>695</u>	<u>47.82</u>	<u>747</u>	<u>0</u>	<u>799</u>	<u>39.39</u>		
	<u>644</u>	<u>0</u>	<u>696</u>	<u>47.14</u>	<u>748</u>	<u>0</u>	<u>800</u>	<u>38.18</u>		
	<u>645</u>	<u>0</u>	<u>697</u>	<u>46.06</u>	<u>749</u>	<u>0</u>	<u>801</u>	<u>38.09</u>		
	<u>646</u>	<u>0</u>	<u>698</u>	<u>45.13</u>	<u>750</u>	<u>0</u>	<u>802</u>	<u>38.7</u>		
	<u>647</u>	<u>0</u>	<u>699</u>	<u>44.55</u>	<u>751</u>	<u>1.05</u>	<u>803</u>	<u>39.19</u>		
	<u>648</u>	<u>0</u>	<u>700</u>	<u>44.41</u>	<u>752</u>	<u>5.67</u>	<u>804</u>	<u>39.06</u>		
	<u>649</u>	<u>0</u>	<u>701</u>	<u>44.84</u>	<u>753</u>	<u>9.44</u>	<u>805</u>	<u>38.27</u>		
	<u>650</u>	<u>0</u>	<u>702</u>	<u>45.56</u>	<u>754</u>	<u>13.24</u>	<u>806</u>	<u>37.02</u>		
	<u>651</u>	<u>0</u>	<u>703</u>	<u>45.84</u>	<u>755</u>	<u>16.38</u>	<u>807</u>	<u>35.67</u>		
	<u>652</u>	<u>0</u>	<u>704</u>	<u>45.28</u>	<u>756</u>	<u>18.36</u>	<u>808</u>	<u>34.61</u>		
	<u>653</u>	<u>0</u>	<u>705</u>	<u>43.79</u>	<u>757</u>	<u>19.93</u>	<u>809</u>	<u>33.89</u>		
	<u>654</u>	<u>0</u>	<u>706</u>	<u>41.57</u>	<u>758</u>	<u>22.25</u>	<u>810</u>	<u>33.32</u>		
	<u>655</u>	<u>0</u>	<u>707</u>	<u>39</u>	<u>759</u>	<u>25.25</u>	<u>811</u>	<u>32.62</u>		
	<u>656</u>	<u>0</u>	<u>708</u>	<u>36.35</u>	<u>760</u>	<u>28.34</u>	<u>812</u>	<u>31.41</u>		
	<u>657</u>	<u>0</u>	<u>709</u>	<u>33.6</u>	<u>761</u>	<u>31.32</u>	<u>813</u>	<u>29.63</u>		
	<u>658</u>	<u>0</u>	<u>710</u>	<u>30.97</u>	<u>762</u>	<u>33.95</u>	<u>814</u>	<u>27.83</u>		

新		旧									
(削除)		<u>659</u>	<u>0</u>	<u>711</u>	<u>28.86</u>	<u>763</u>	<u>35.96</u>	<u>815</u>	<u>26.44</u>		
		<u>660</u>	<u>0</u>	<u>712</u>	<u>27</u>	<u>764</u>	<u>37.89</u>	<u>816</u>	<u>25.4</u>		
		<u>661</u>	<u>3.83</u>	<u>713</u>	<u>24.95</u>	<u>765</u>	<u>40.21</u>	<u>817</u>	<u>24.84</u>		
		<u>662</u>	<u>9.38</u>	<u>714</u>	<u>23.05</u>	<u>766</u>	<u>42.12</u>	<u>818</u>	<u>25.24</u>		
		<u>663</u>	<u>13.85</u>	<u>715</u>	<u>21.71</u>	<u>767</u>	<u>42.93</u>	<u>819</u>	<u>26.34</u>		
		<u>664</u>	<u>14.91</u>	<u>716</u>	<u>20.52</u>	<u>768</u>	<u>43.53</u>	<u>820</u>	<u>27.09</u>		
		<u>665</u>	<u>15.68</u>	<u>717</u>	<u>19.39</u>	<u>769</u>	<u>44.8</u>	<u>821</u>	<u>27.12</u>		
		<u>666</u>	<u>19.52</u>	<u>718</u>	<u>19.06</u>	<u>770</u>	<u>46.02</u>	<u>822</u>	<u>27.01</u>		
		<u>667</u>	<u>24.58</u>	<u>719</u>	<u>19.7</u>	<u>771</u>	<u>46.29</u>	<u>823</u>	<u>27.21</u>		
		<u>668</u>	<u>27.2</u>	<u>720</u>	<u>20.5</u>	<u>772</u>	<u>46.15</u>	<u>824</u>	<u>27.7</u>		
		<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>		
		<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>		
		<u>825</u>	<u>28.48</u>	<u>877</u>	<u>0</u>	<u>929</u>	<u>37.87</u>	<u>981</u>	<u>0</u>		
		<u>826</u>	<u>29.54</u>	<u>878</u>	<u>0</u>	<u>930</u>	<u>36.03</u>	<u>982</u>	<u>0</u>		
		<u>827</u>	<u>30.6</u>	<u>879</u>	<u>0</u>	<u>931</u>	<u>34.13</u>	<u>983</u>	<u>0</u>		
		<u>828</u>	<u>31.61</u>	<u>880</u>	<u>0</u>	<u>932</u>	<u>31.63</u>	<u>984</u>	<u>0</u>		
		<u>829</u>	<u>32.8</u>	<u>881</u>	<u>0</u>	<u>933</u>	<u>27.79</u>	<u>985</u>	<u>0</u>		
		<u>830</u>	<u>34.11</u>	<u>882</u>	<u>0</u>	<u>934</u>	<u>22.97</u>	<u>986</u>	<u>0</u>		
		<u>831</u>	<u>35.2</u>	<u>883</u>	<u>0</u>	<u>935</u>	<u>18.01</u>	<u>987</u>	<u>0</u>		
		<u>832</u>	<u>36.1</u>	<u>884</u>	<u>0</u>	<u>936</u>	<u>13.36</u>	<u>988</u>	<u>0</u>		
		<u>833</u>	<u>37.13</u>	<u>885</u>	<u>0</u>	<u>937</u>	<u>9.31</u>	<u>989</u>	<u>0</u>		
		<u>834</u>	<u>38.13</u>	<u>886</u>	<u>0</u>	<u>938</u>	<u>6.7</u>	<u>990</u>	<u>0</u>		
		<u>835</u>	<u>38.62</u>	<u>887</u>	<u>0</u>	<u>939</u>	<u>5.31</u>	<u>991</u>	<u>0</u>		
		<u>836</u>	<u>38.6</u>	<u>888</u>	<u>0</u>	<u>940</u>	<u>3.98</u>	<u>992</u>	<u>0</u>		
		<u>837</u>	<u>38.48</u>	<u>889</u>	<u>0</u>	<u>941</u>	<u>2.54</u>	<u>993</u>	<u>0</u>		
		<u>838</u>	<u>38.23</u>	<u>890</u>	<u>0</u>	<u>942</u>	<u>1.4</u>	<u>994</u>	<u>0</u>		
		<u>839</u>	<u>37.4</u>	<u>891</u>	<u>0</u>	<u>943</u>	<u>0</u>	<u>995</u>	<u>0</u>		
		<u>840</u>	<u>35.99</u>	<u>892</u>	<u>3.57</u>	<u>944</u>	<u>0</u>	<u>996</u>	<u>0</u>		
		<u>841</u>	<u>34.45</u>	<u>893</u>	<u>8.28</u>	<u>945</u>	<u>0</u>	<u>997</u>	<u>2.62</u>		
		<u>842</u>	<u>33.07</u>	<u>894</u>	<u>11.75</u>	<u>946</u>	<u>0</u>	<u>998</u>	<u>3.82</u>		
		<u>843</u>	<u>31.81</u>	<u>895</u>	<u>13.06</u>	<u>947</u>	<u>0</u>	<u>999</u>	<u>4.08</u>		
		<u>844</u>	<u>30.59</u>	<u>896</u>	<u>15.07</u>	<u>948</u>	<u>0</u>	<u>1000</u>	<u>6.12</u>		
		<u>845</u>	<u>29.4</u>	<u>897</u>	<u>18.64</u>	<u>949</u>	<u>0</u>	<u>1001</u>	<u>8.81</u>		
		<u>846</u>	<u>28.4</u>	<u>898</u>	<u>21.16</u>	<u>950</u>	<u>0</u>	<u>1002</u>	<u>9.73</u>		
		<u>847</u>	<u>27.63</u>	<u>899</u>	<u>22.19</u>	<u>951</u>	<u>0</u>	<u>1003</u>	<u>9.59</u>		
		<u>848</u>	<u>26.57</u>	<u>900</u>	<u>22.89</u>	<u>952</u>	<u>0</u>	<u>1004</u>	<u>9.44</u>		
		<u>849</u>	<u>24.25</u>	<u>901</u>	<u>23.73</u>	<u>953</u>	<u>0</u>	<u>1005</u>	<u>9.45</u>		
		<u>850</u>	<u>20.69</u>	<u>902</u>	<u>23.37</u>	<u>954</u>	<u>0</u>	<u>1006</u>	<u>9.35</u>		

新		旧							
	<u>851</u>	<u>14. 6</u>	<u>903</u>	<u>22. 87</u>	<u>955</u>	<u>0</u>	<u>1007</u>	<u>9. 3</u>	
	<u>852</u>	<u>8. 99</u>	<u>904</u>	<u>22. 73</u>	<u>956</u>	<u>0</u>	<u>1008</u>	<u>9. 75</u>	
	<u>853</u>	<u>4. 76</u>	<u>905</u>	<u>2251</u>	<u>957</u>	<u>0</u>	<u>1009</u>	<u>10. 7</u>	
	<u>854</u>	<u>1. 64</u>	<u>906</u>	<u>22. 01</u>	<u>958</u>	<u>0</u>	<u>1010</u>	<u>11. 61</u>	
	<u>855</u>	<u>0</u>	<u>907</u>	<u>21. 45</u>	<u>959</u>	<u>0</u>	<u>1011</u>	<u>12. 02</u>	
	<u>856</u>	<u>0</u>	<u>908</u>	<u>21. 23</u>	<u>960</u>	<u>0</u>	<u>1012</u>	<u>12. 02</u>	
	<u>857</u>	<u>0</u>	<u>909</u>	<u>22. 02</u>	<u>961</u>	<u>0</u>	<u>1013</u>	<u>11. 71</u>	
	<u>858</u>	<u>0</u>	<u>910</u>	<u>2388</u>	<u>962</u>	<u>0</u>	<u>1014</u>	<u>10. 78</u>	
	<u>859</u>	<u>0</u>	<u>911</u>	<u>25. 74</u>	<u>963</u>	<u>0</u>	<u>1015</u>	<u>9. 34</u>	
	<u>860</u>	<u>0</u>	<u>912</u>	<u>26. 82</u>	<u>964</u>	<u>0</u>	<u>1016</u>	<u>6. 66</u>	
	<u>861</u>	<u>0</u>	<u>913</u>	<u>27. 78</u>	<u>965</u>	<u>0</u>	<u>1017</u>	<u>4. 63</u>	
	<u>862</u>	<u>0</u>	<u>914</u>	<u>29. 33</u>	<u>966</u>	<u>0</u>	<u>1018</u>	<u>3. 28</u>	
	<u>863</u>	<u>0</u>	<u>915</u>	<u>3126</u>	<u>967</u>	<u>0</u>	<u>1019</u>	<u>1. 7</u>	
	<u>864</u>	<u>0</u>	<u>916</u>	<u>33. 32</u>	<u>968</u>	<u>0</u>	<u>1020</u>	<u>0</u>	
	<u>865</u>	<u>0</u>	<u>917</u>	<u>35. 53</u>	<u>969</u>	<u>0</u>	<u>1021</u>	<u>0</u>	
	<u>866</u>	<u>0</u>	<u>918</u>	<u>37. 6</u>	<u>970</u>	<u>0</u>	<u>1022</u>	<u>0</u>	
	<u>867</u>	<u>0</u>	<u>919</u>	<u>39. 26</u>	<u>971</u>	<u>0</u>	<u>1023</u>	<u>0</u>	
	<u>868</u>	<u>0</u>	<u>920</u>	<u>40. 64</u>	<u>972</u>	<u>0</u>	<u>1024</u>	<u>0</u>	
	<u>869</u>	<u>0</u>	<u>921</u>	<u>41. 7</u>	<u>973</u>	<u>0</u>	<u>1025</u>	<u>2. 43</u>	
	<u>870</u>	<u>0</u>	<u>922</u>	<u>42. 23</u>	<u>974</u>	<u>0</u>	<u>1026</u>	<u>4. 63</u>	
	<u>871</u>	<u>0</u>	<u>923</u>	<u>42. 5</u>	<u>975</u>	<u>0</u>	<u>1027</u>	<u>7. 93</u>	
	<u>872</u>	<u>0</u>	<u>924</u>	<u>42. 75</u>	<u>976</u>	<u>0</u>	<u>1028</u>	<u>9. 13</u>	
	<u>873</u>	<u>0</u>	<u>925</u>	<u>42. 61</u>	<u>977</u>	<u>0</u>	<u>1029</u>	<u>10. 21</u>	
	<u>874</u>	<u>0</u>	<u>926</u>	<u>41. 89</u>	<u>978</u>	<u>0</u>	<u>1030</u>	<u>11. 28</u>	
	<u>875</u>	<u>0</u>	<u>927</u>	<u>40. 86</u>	<u>979</u>	<u>0</u>	<u>1031</u>	<u>12. 87</u>	
	<u>876</u>	<u>0</u>	<u>928</u>	<u>39. 56</u>	<u>980</u>	<u>0</u>	<u>1032</u>	<u>14. 44</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>
		<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>
		<u>1033</u>	<u>15. 28</u>	<u>1085</u>	<u>28. 38</u>	<u>1137</u>	<u>0</u>	<u>1189</u>	<u>12. 77</u>
		<u>1034</u>	<u>15. 41</u>	<u>1086</u>	<u>28. 62</u>	<u>1138</u>	<u>0</u>	<u>1190</u>	<u>12. 5</u>
		<u>1035</u>	<u>15. 33</u>	<u>1087</u>	<u>28. 01</u>	<u>1139</u>	<u>0</u>	<u>1191</u>	<u>12. 07</u>
		<u>1036</u>	<u>15. 28</u>	<u>1088</u>	<u>26. 91</u>	<u>1140</u>	<u>0</u>	<u>1192</u>	<u>11. 66</u>
<u>1037</u>		<u>14. 97</u>	<u>1089</u>	<u>25. 46</u>	<u>1141</u>	<u>0</u>	<u>1193</u>	<u>11. 35</u>	
<u>1038</u>		<u>14. 23</u>	<u>1090</u>	<u>23. 49</u>	<u>1142</u>	<u>1. 92</u>	<u>1194</u>	<u>10. 77</u>	
<u>1039</u>		<u>13. 7</u>	<u>1091</u>	<u>20. 45</u>	<u>1143</u>	<u>3. 93</u>	<u>1195</u>	<u>9. 56</u>	
<u>1040</u>		<u>14. 26</u>	<u>1092</u>	<u>17. 47</u>	<u>1144</u>	<u>6. 8</u>	<u>1196</u>	<u>8. 03</u>	
<u>1041</u>		<u>15. 77</u>	<u>1093</u>	<u>14. 8</u>	<u>1145</u>	<u>9. 57</u>	<u>1197</u>	<u>6. 72</u>	
<u>1042</u>		<u>17. 25</u>	<u>1094</u>	<u>12. 03</u>	<u>1146</u>	<u>12. 26</u>	<u>1198</u>	<u>5. 73</u>	

新		旧							
(削除)	1043	18.21	1095	9.34	1147	13.88	1199	4.94	
	1044	18.82	1096	7.27	1148	14.61	1200	4.46	
	1045	19	1097	5.43	1149	15.12	1201	4.29	
	1046	18.44	1098	3.23	1150	15.52	1202	4.15	
	1047	17.29	1099	1.22	1151	15.14	1203	3.85	
	1048	16.12	1100	0	1152	13.51	1204	3.31	
	1049	15	1101	0	1153	11.06	1205	2.49	
	1050	13.52	1102	0	1154	8.82	1206	1.33	
	1051	11.83	1103	0	1155	7.51	1207	0	
	1052	10.76	1104	0	1156	7.24	1208	0	
	1053	10.49	1105	0	1157	7.54	1209	0	
	1054	10.04	1106	0	1158	7.69	1210	0	
	1055	8.94	1107	0	1159	7.12	1211	0	
	1056	8.11	1108	0	1160	5.85	1212	0	
	1057	8.15	1109	0	1161	3.9	1213	0	
	1058	8.24	1110	0	1162	2.23	1214	0	
	1059	7.77	1111	0	1163	1.49	1215	0	
	1060	7.65	1112	0	1164	0	1216	0	
	1061	8.64	1113	0	1165	0	1217	0	
	1062	1004	1114	0	1166	0	1218	0	
	1063	10.94	1115	0	1167	0	1219	0	
	1064	11.29	1116	0	1168	0	1220	0	
	1065	11.36	1117	0	1169	0	1221	0	
	1066	11.01	1118	0	1170	0	1222	0	
	1067	10.01	1119	0	1171	0	1223	0	
	1068	8.54	1120	0	1172	1.08	1224	0	
	1069	7.13	1121	0	1173	1.34	1225	0	
	1070	6.41	1122	0	1174	3.04	1226	0	
	1071	6.79	1123	0	1175	3.84	1227	0	
	1072	8.38	1124	0	1176	4.07	1228	0	
	1073	10.73	1125	0	1177	5.12	1229	0	
	1074	12.83	1126	0	1178	7.12	1230	0	
	1075	14.04	1127	0	1179	9.07	1231	0	
	1076	14.97	1128	0	1180	10.25	1232	0	
	1077	16.4	1129	0	1181	10.65	1233	0	
	1078	18.03	1130	0	1182	10.61	1234	0	
	1079	19.52	1131	0	1183	10.78	1235	0	
	1080	21.53	1132	0	1184	11.61	1236	0	
	1081	24.25	1133	0	1185	12.65	1237	0	

新	旧									
	<u>1082</u>	<u>26.42</u>	<u>1134</u>	<u>0</u>	<u>1186</u>	<u>13.2</u>	<u>1238</u>	<u>0</u>		
	<u>1083</u>	<u>27.3</u>	<u>1135</u>	<u>0</u>	<u>1187</u>	<u>13.16</u>	<u>1239</u>	<u>0</u>		
	<u>1084</u>	<u>27.75</u>	<u>1136</u>	<u>0</u>	<u>1188</u>	<u>12.95</u>	<u>1240</u>	<u>0</u>		
<u>(削除)</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>		
	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>		
	<u>1241</u>	<u>0</u>	<u>1293</u>	<u>2.63</u>	<u>1345</u>	<u>3.78</u>	<u>1397</u>	<u>3.66</u>		
	<u>1242</u>	<u>0</u>	<u>1294</u>	<u>5.02</u>	<u>1346</u>	<u>2.45</u>	<u>1398</u>	<u>1.87</u>		
	<u>1243</u>	<u>0</u>	<u>1295</u>	<u>8.68</u>	<u>1347</u>	<u>0</u>	<u>1399</u>	<u>0</u>		
	<u>1244</u>	<u>0</u>	<u>1296</u>	<u>12.57</u>	<u>1348</u>	<u>0</u>	<u>1400</u>	<u>0</u>		
	<u>1245</u>	<u>0</u>	<u>1297</u>	<u>15.07</u>	<u>1349</u>	<u>0</u>	<u>1401</u>	<u>0</u>		
	<u>1246</u>	<u>0</u>	<u>1298</u>	<u>16.22</u>	<u>1350</u>	<u>0</u>	<u>1402</u>	<u>0</u>		
	<u>1247</u>	<u>0</u>	<u>1299</u>	<u>17.46</u>	<u>1351</u>	<u>0</u>	<u>1403</u>	<u>0</u>		
	<u>1248</u>	<u>0</u>	<u>1300</u>	<u>19.65</u>	<u>1352</u>	<u>0</u>	<u>1404</u>	<u>0</u>		
	<u>1249</u>	<u>0</u>	<u>1301</u>	<u>20.82</u>	<u>1353</u>	<u>0</u>	<u>1405</u>	<u>0</u>		
	<u>1250</u>	<u>0</u>	<u>1302</u>	<u>21.47</u>	<u>1354</u>	<u>0</u>	<u>1406</u>	<u>0</u>		
	<u>1251</u>	<u>0</u>	<u>1303</u>	<u>22.09</u>	<u>1355</u>	<u>0</u>	<u>1407</u>	<u>0</u>		
	<u>1252</u>	<u>0</u>	<u>1304</u>	<u>22.09</u>	<u>1356</u>	<u>0</u>	<u>1408</u>	<u>0</u>		
	<u>1253</u>	<u>0</u>	<u>1305</u>	<u>20.95</u>	<u>1357</u>	<u>0</u>	<u>1409</u>	<u>0</u>		
	<u>1254</u>	<u>0</u>	<u>1306</u>	<u>18.99</u>	<u>1358</u>	<u>0</u>	<u>1410</u>	<u>0</u>		
	<u>1255</u>	<u>0</u>	<u>1307</u>	<u>16.56</u>	<u>1359</u>	<u>0</u>	<u>1411</u>	<u>0</u>		
	<u>1256</u>	<u>0</u>	<u>1308</u>	<u>14.08</u>	<u>1360</u>	<u>1.86</u>	<u>1412</u>	<u>0</u>		
	<u>1257</u>	<u>0</u>	<u>1309</u>	<u>12.39</u>	<u>1361</u>	<u>6.31</u>	<u>1413</u>	<u>0</u>		
	<u>1258</u>	<u>0</u>	<u>1310</u>	<u>11.84</u>	<u>1362</u>	<u>9.9</u>	<u>1414</u>	<u>0</u>		
	<u>1259</u>	<u>0</u>	<u>1311</u>	<u>11.86</u>	<u>1363</u>	<u>12.02</u>	<u>1415</u>	<u>0</u>		
	<u>1260</u>	<u>0</u>	<u>1312</u>	<u>12.11</u>	<u>1364</u>	<u>13.52</u>	<u>1416</u>	<u>0</u>		
	<u>1261</u>	<u>0</u>	<u>1313</u>	<u>13.01</u>	<u>1365</u>	<u>15.04</u>	<u>1417</u>	<u>0</u>		
	<u>1262</u>	<u>0</u>	<u>1314</u>	<u>14.67</u>	<u>1366</u>	<u>14.83</u>	<u>1418</u>	<u>0</u>		
	<u>1263</u>	<u>0</u>	<u>1315</u>	<u>16.56</u>	<u>1367</u>	<u>13.43</u>	<u>1419</u>	<u>0</u>		
	<u>1264</u>	<u>0</u>	<u>1316</u>	<u>18.29</u>	<u>1368</u>	<u>12.27</u>	<u>1420</u>	<u>0</u>		
	<u>1265</u>	<u>0</u>	<u>1317</u>	<u>20.07</u>	<u>1369</u>	<u>12.79</u>	<u>1421</u>	<u>0</u>		
	<u>1266</u>	<u>0</u>	<u>1318</u>	<u>22.45</u>	<u>1370</u>	<u>14.79</u>	<u>1422</u>	<u>0</u>		
	<u>1267</u>	<u>0</u>	<u>1319</u>	<u>25.37</u>	<u>1371</u>	<u>16.84</u>	<u>1423</u>	<u>0</u>		
	<u>1268</u>	<u>0</u>	<u>1320</u>	<u>27.84</u>	<u>1372</u>	<u>18.64</u>	<u>1424</u>	<u>0</u>		
	<u>1269</u>	<u>0</u>	<u>1321</u>	<u>29.36</u>	<u>1373</u>	<u>20.87</u>	<u>1425</u>	<u>0</u>		
	<u>1270</u>	<u>0</u>	<u>1322</u>	<u>30.76</u>	<u>1374</u>	<u>23.02</u>	<u>1426</u>	<u>3.5</u>		
	<u>1271</u>	<u>0</u>	<u>1323</u>	<u>32.49</u>	<u>1375</u>	<u>24.13</u>	<u>1427</u>	<u>5.08</u>		
	<u>1272</u>	<u>0</u>	<u>1324</u>	<u>33.61</u>	<u>1376</u>	<u>24.6</u>	<u>1428</u>	<u>5.97</u>		
	<u>1273</u>	<u>0</u>	<u>1325</u>	<u>33.67</u>	<u>1377</u>	<u>24.92</u>	<u>1429</u>	<u>9.46</u>		

新		旧									
		<u>1274</u>	<u>0</u>	<u>1326</u>	<u>33.55</u>	<u>1378</u>	<u>24.67</u>	<u>1430</u>	<u>13.96</u>		
		<u>1275</u>	<u>0</u>	<u>1327</u>	<u>33.29</u>	<u>1379</u>	<u>23.86</u>	<u>1431</u>	<u>15.88</u>		
		<u>1276</u>	<u>0</u>	<u>1328</u>	<u>32.04</u>	<u>1380</u>	<u>22.97</u>	<u>1432</u>	<u>16.84</u>		
		<u>1277</u>	<u>0</u>	<u>1329</u>	<u>30.09</u>	<u>1381</u>	<u>21.5</u>	<u>1433</u>	<u>19.06</u>		
		<u>1278</u>	<u>0</u>	<u>1330</u>	<u>28.23</u>	<u>1382</u>	<u>19.1</u>	<u>1434</u>	<u>21.53</u>		
		<u>1279</u>	<u>0</u>	<u>1331</u>	<u>26.18</u>	<u>1383</u>	<u>16.7</u>	<u>1435</u>	<u>23.63</u>		
		<u>1280</u>	<u>0</u>	<u>1332</u>	<u>23.77</u>	<u>1384</u>	<u>15.04</u>	<u>1436</u>	<u>25.88</u>		
		<u>1281</u>	<u>0</u>	<u>1333</u>	<u>22.06</u>	<u>1385</u>	<u>13.91</u>	<u>1437</u>	<u>28.25</u>		
		<u>1282</u>	<u>0</u>	<u>1334</u>	<u>21.48</u>	<u>1386</u>	<u>13.35</u>	<u>1438</u>	<u>30.55</u>		
		<u>1283</u>	<u>0</u>	<u>1335</u>	<u>21.25</u>	<u>1387</u>	<u>13.4</u>	<u>1439</u>	<u>32.83</u>		
		<u>1284</u>	<u>0</u>	<u>1336</u>	<u>21.09</u>	<u>1388</u>	<u>13.35</u>	<u>1440</u>	<u>34.81</u>		
		<u>1285</u>	<u>0</u>	<u>1337</u>	<u>21.08</u>	<u>1389</u>	<u>12.77</u>	<u>1441</u>	<u>36.22</u>		
		<u>1286</u>	<u>0</u>	<u>1338</u>	<u>20.47</u>	<u>1390</u>	<u>11.82</u>	<u>1442</u>	<u>37.19</u>		
		<u>1287</u>	<u>0</u>	<u>1339</u>	<u>18.82</u>	<u>1391</u>	<u>9.99</u>	<u>1443</u>	<u>38.01</u>		
		<u>1288</u>	<u>0</u>	<u>1340</u>	<u>16.86</u>	<u>1392</u>	<u>7.19</u>	<u>1444</u>	<u>38.69</u>		
		<u>1289</u>	<u>0</u>	<u>1341</u>	<u>14.85</u>	<u>1393</u>	<u>5.07</u>	<u>1445</u>	<u>39.31</u>		
		<u>1290</u>	<u>0</u>	<u>1342</u>	<u>11.76</u>	<u>1394</u>	<u>4.85</u>	<u>1446</u>	<u>40.16</u>		
		<u>1291</u>	<u>1.28</u>	<u>1343</u>	<u>8.45</u>	<u>1395</u>	<u>5.29</u>	<u>1447</u>	<u>41.24</u>		
		<u>1292</u>	<u>1.6</u>	<u>1344</u>	<u>5.33</u>	<u>1396</u>	<u>4.82</u>	<u>1448</u>	<u>42.33</u>		
<u>(削除)</u>		<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>		
		<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>		
		<u>1449</u>	<u>43.38</u>	<u>1501</u>	<u>80.19</u>	<u>1553</u>	<u>79.5</u>	<u>1605</u>	<u>87.1</u>		
		<u>1450</u>	<u>44.56</u>	<u>1502</u>	<u>80.03</u>	<u>1554</u>	<u>79.53</u>	<u>1606</u>	<u>86.87</u>		
		<u>1451</u>	<u>45.85</u>	<u>1503</u>	<u>79.63</u>	<u>1555</u>	<u>79.72</u>	<u>1607</u>	<u>86.62</u>		
		<u>1452</u>	<u>47.02</u>	<u>1504</u>	<u>79.25</u>	<u>1556</u>	<u>79.88</u>	<u>1608</u>	<u>86.35</u>		
		<u>1453</u>	<u>47.93</u>	<u>1505</u>	<u>79.09</u>	<u>1557</u>	<u>79.81</u>	<u>1609</u>	<u>86.17</u>		
		<u>1454</u>	<u>48.8</u>	<u>1506</u>	<u>79.08</u>	<u>1558</u>	<u>79.69</u>	<u>1610</u>	<u>85.99</u>		
		<u>1455</u>	<u>49.73</u>	<u>1507</u>	<u>79.01</u>	<u>1559</u>	<u>79.75</u>	<u>1611</u>	<u>85.77</u>		
		<u>1456</u>	<u>50.57</u>	<u>1508</u>	<u>78.84</u>	<u>1560</u>	<u>79.95</u>	<u>1612</u>	<u>85.59</u>		
		<u>1457</u>	<u>51.32</u>	<u>1509</u>	<u>78.61</u>	<u>1561</u>	<u>80.24</u>	<u>1613</u>	<u>85.51</u>		
		<u>1458</u>	<u>52.19</u>	<u>1510</u>	<u>78.44</u>	<u>1562</u>	<u>80.68</u>	<u>1614</u>	<u>85.45</u>		
		<u>1459</u>	<u>53.16</u>	<u>1511</u>	<u>78.34</u>	<u>1563</u>	<u>81.25</u>	<u>1615</u>	<u>85.43</u>		
		<u>1460</u>	<u>53.98</u>	<u>1512</u>	<u>78.23</u>	<u>1564</u>	<u>81.84</u>	<u>1616</u>	<u>85.61</u>		
		<u>1461</u>	<u>54.72</u>	<u>1513</u>	<u>78.15</u>	<u>1565</u>	<u>82.39</u>	<u>1617</u>	<u>85.99</u>		
		<u>1462</u>	<u>55.55</u>	<u>1514</u>	<u>78.19</u>	<u>1566</u>	<u>82.9</u>	<u>1618</u>	<u>86.3</u>		
		<u>1463</u>	<u>56.47</u>	<u>1515</u>	<u>78.28</u>	<u>1567</u>	<u>83.42</u>	<u>1619</u>	<u>86.45</u>		
		<u>1464</u>	<u>57.48</u>	<u>1516</u>	<u>78.34</u>	<u>1568</u>	<u>83.92</u>	<u>1620</u>	<u>86.5</u>		
		<u>1465</u>	<u>58.69</u>	<u>1517</u>	<u>78.46</u>	<u>1569</u>	<u>84.34</u>	<u>1621</u>	<u>86.57</u>		

新		旧										
(削除)		1466	60		1518	78.72		1570	84.67		1622	86.66
		1467	61.2		1519	79.03		1571	84.94		1623	86.79
		1468	62.42		1520	79.3		1572	85.12		1624	86.98
		1469	63.75		1521	79.61		1573	85.09		1625	87.08
		1470	65.05		1522	79.99		1574	84.86		1626	86.85
		1471	66.16		1523	80.39		1575	84.51		1627	86.16
		1472	67.12		1524	80.75		1576	84.09		1628	85.28
		1473	67.89		1525	81.08		1577	83.66		1629	84.52
		1474	68.54		1526	81.39		1578	83.3		1630	83.98
		1475	69.22		1527	81.73		1579	82.94		1631	83.51
		1476	69.98		1528	82.05		1580	82.54		1632	83.1
		1477	70.71		1529	82.37		1581	82.18		1633	82.77
		1478	71.47		1530	82.74		1582	81.96		1634	82.6
		1479	72.36		1531	83.1		1583	81.86		1635	81.91
		1480	73.35		1532	83.34		1584	81.85		1636	80.94
		1481	74.41		1533	83.46		1585	81.82		1637	79.82
		1482	75.52		1534	83.51		1586	81.64		1638	78.5
		1483	76.52		1535	83.42		1587	81.37		1639	77
		1484	77.39		1536	83.22		1588	81.15		1640	75.57
		1485	78.29		1537	83.08		1589	80.89		1641	74.34
		1486	79.22		1538	82.97		1590	80.5		1642	73.14
		1487	79.95		1539	82.72		1591	80.25		1643	71.88
		1488	80.45		1540	82.41		1592	80.39		1644	70.73
		1489	80.88		1541	82.17		1593	80.83		1645	69.59
		1490	81.25		1542	81.84		1594	81.44		1646	67.81
		1491	81.56		1543	81.34		1595	82.31		1647	64.91
		1492	81.81		1544	80.89		1596	83.38		1648	60.93
		1493	81.86		1545	80.63		1597	84.39		1649	56.12
		1494	81.66		1546	80.42		1598	85.24		1650	50.87
		1495	81.19		1547	80.17		1599	86		1651	45.7
		1496	80.68		1548	79.93		1600	86.67		1652	40.78
		1497	80.44		1549	79.67		1601	87.2		1653	35.82
		1498	80.39		1550	79.45		1602	87.55		1654	30.85
		1499	80.29		1551	79.42		1603	87.6		1655	26.48
		1500	80.21		1552	79.5		1604	87.39		1656	23.12
		時間	車速		時間	車速		時間	車速		時間	車速
		(秒)	(km/h)		(秒)	(km/h)		(秒)	(km/h)		(秒)	(km/h)
		1657	20.59		1709	19.14		1761	24.01		1813	20.54

新	旧									
	<u>1658</u>	<u>18.47</u>		<u>1710</u>	<u>20.34</u>		<u>1762</u>	<u>24</u>	<u>1814</u>	<u>20.4</u>
	<u>1659</u>	<u>16.69</u>		<u>1711</u>	<u>21.1</u>		<u>1763</u>	<u>23.27</u>	<u>1815</u>	<u>20.22</u>
	<u>1660</u>	<u>15.82</u>		<u>1712</u>	<u>21.3</u>		<u>1764</u>	<u>22.03</u>	<u>1816</u>	<u>20.55</u>
	<u>1661</u>	<u>15.57</u>		<u>1713</u>	<u>21.06</u>		<u>1765</u>	<u>21.23</u>	<u>1817</u>	<u>21.16</u>
	<u>1662</u>	<u>15.98</u>		<u>1714</u>	<u>20.63</u>		<u>1766</u>	<u>21.51</u>	<u>1818</u>	<u>21.53</u>
	<u>1663</u>	<u>17.14</u>		<u>1715</u>	<u>20.33</u>		<u>1767</u>	<u>22.53</u>	<u>1819</u>	<u>21.28</u>
	<u>1664</u>	<u>18.68</u>		<u>1716</u>	<u>20.44</u>		<u>1768</u>	<u>23.61</u>	<u>1820</u>	<u>20.29</u>
	<u>1665</u>	<u>20.11</u>		<u>1717</u>	<u>20.97</u>		<u>1769</u>	<u>24.63</u>	<u>1821</u>	<u>18.95</u>
	<u>1666</u>	<u>21.3</u>		<u>1718</u>	<u>21.6</u>		<u>1770</u>	<u>25.66</u>	<u>1822</u>	<u>17.79</u>
	<u>1667</u>	<u>22.22</u>		<u>1719</u>	<u>21.76</u>		<u>1771</u>	<u>26.14</u>	<u>1823</u>	<u>16.89</u>
	<u>1668</u>	<u>22.5</u>		<u>1720</u>	<u>21.39</u>		<u>1772</u>	<u>25.76</u>	<u>1824</u>	<u>15.98</u>
	<u>1669</u>	<u>22.13</u>		<u>1721</u>	<u>21.23</u>		<u>1773</u>	<u>25.08</u>	<u>1825</u>	<u>15.16</u>
	<u>1670</u>	<u>21.85</u>		<u>1722</u>	<u>21.63</u>		<u>1774</u>	<u>24.34</u>	<u>1826</u>	<u>13.24</u>
	<u>1671</u>	<u>22.02</u>		<u>1723</u>	<u>21.9</u>		<u>1775</u>	<u>22.99</u>	<u>1827</u>	<u>10.27</u>
	<u>1672</u>	<u>22.17</u>		<u>1724</u>	<u>21.45</u>		<u>1776</u>	<u>21.14</u>	<u>1828</u>	<u>5.06</u>
	<u>1673</u>	<u>21.86</u>		<u>1725</u>	<u>20.74</u>		<u>1777</u>	<u>19.79</u>	<u>1829</u>	<u>0</u>
	<u>1674</u>	<u>21.08</u>		<u>1726</u>	<u>20.26</u>		<u>1778</u>	<u>19.14</u>	<u>1830</u>	<u>0</u>
	<u>1675</u>	<u>19.5</u>		<u>1727</u>	<u>19.76</u>		<u>1779</u>	<u>18.49</u>		
	<u>1676</u>	<u>16.78</u>		<u>1728</u>	<u>19.11</u>		<u>1780</u>	<u>17.6</u>		
	<u>1677</u>	<u>13.55</u>		<u>1729</u>	<u>18.79</u>		<u>1781</u>	<u>16.83</u>		
	<u>1678</u>	<u>11.03</u>		<u>1730</u>	<u>18.97</u>		<u>1782</u>	<u>16.34</u>		
	<u>1679</u>	<u>9.72</u>		<u>1731</u>	<u>19.31</u>		<u>1783</u>	<u>16.15</u>		
	<u>1680</u>	<u>9.38</u>		<u>1732</u>	<u>19.9</u>		<u>1784</u>	<u>16.24</u>		
	<u>1681</u>	<u>9.55</u>		<u>1733</u>	<u>21.06</u>		<u>1785</u>	<u>16.37</u>		
	<u>1682</u>	<u>9.71</u>		<u>1734</u>	<u>22.54</u>		<u>1786</u>	<u>16.26</u>		
	<u>1683</u>	<u>9.65</u>		<u>1735</u>	<u>23.8</u>		<u>1787</u>	<u>15.85</u>		
	<u>1684</u>	<u>9.8</u>		<u>1736</u>	<u>24.79</u>		<u>1788</u>	<u>15.12</u>		
	<u>1685</u>	<u>10.85</u>		<u>1737</u>	<u>25.59</u>		<u>1789</u>	<u>14.32</u>		
	<u>1686</u>	<u>12.8</u>		<u>1738</u>	<u>26.01</u>		<u>1790</u>	<u>13.93</u>		
	<u>1687</u>	<u>15.13</u>		<u>1739</u>	<u>25.83</u>		<u>1791</u>	<u>13.94</u>		
	<u>1688</u>	<u>17.67</u>		<u>1740</u>	<u>25.26</u>		<u>1792</u>	<u>13.75</u>		
	<u>1689</u>	<u>20.63</u>		<u>1741</u>	<u>24.73</u>		<u>1793</u>	<u>13.41</u>		
	<u>1690</u>	<u>23.74</u>		<u>1742</u>	<u>24.39</u>		<u>1794</u>	<u>13.58</u>		
	<u>1691</u>	<u>26.17</u>		<u>1743</u>	<u>23.94</u>		<u>1795</u>	<u>14.32</u>		
	<u>1692</u>	<u>27.49</u>		<u>1744</u>	<u>23.3</u>		<u>1796</u>	<u>15.23</u>		
	<u>1693</u>	<u>28.09</u>		<u>1745</u>	<u>23.1</u>		<u>1797</u>	<u>16.18</u>		
	<u>1694</u>	<u>28.36</u>		<u>1746</u>	<u>23.72</u>		<u>1798</u>	<u>16.91</u>		
	<u>1695</u>	<u>28.16</u>		<u>1747</u>	<u>24.49</u>		<u>1799</u>	<u>16.85</u>		
	<u>1696</u>	<u>27.31</u>		<u>1748</u>	<u>24.77</u>		<u>1800</u>	<u>16.2</u>		

(削除)

新

旧

別紙 3 都市間走行モード

都市間走行モードは、細目告示第 10 条第一表に掲げる縦断勾配付き 80 km毎時定速モードとする。

別紙 3 都市間走行モード

<u>1697</u>	<u>26.07</u>		<u>1749</u>	<u>25.01</u>		<u>1801</u>	<u>15.78</u>	
<u>1698</u>	<u>24.71</u>		<u>1750</u>	<u>25.58</u>		<u>1802</u>	<u>15.84</u>	
<u>1699</u>	<u>23.29</u>		<u>1751</u>	<u>25.92</u>		<u>1803</u>	<u>16.19</u>	
<u>1700</u>	<u>22</u>		<u>1752</u>	<u>25.88</u>		<u>1804</u>	<u>16.95</u>	
<u>1701</u>	<u>20.98</u>		<u>1753</u>	<u>26.08</u>		<u>1805</u>	<u>17.97</u>	
<u>1702</u>	<u>19.93</u>		<u>1754</u>	<u>26.44</u>		<u>1806</u>	<u>18.49</u>	
<u>1703</u>	<u>18.57</u>		<u>1755</u>	<u>26.17</u>		<u>1807</u>	<u>18.03</u>	
<u>1704</u>	<u>17.29</u>		<u>1756</u>	<u>25.39</u>		<u>1808</u>	<u>16.97</u>	
<u>1705</u>	<u>16.67</u>		<u>1757</u>	<u>24.87</u>		<u>1809</u>	<u>16.16</u>	
<u>1706</u>	<u>16.69</u>		<u>1758</u>	<u>24.61</u>		<u>1810</u>	<u>16.41</u>	
<u>1707</u>	<u>17.09</u>		<u>1759</u>	<u>24.22</u>		<u>1811</u>	<u>17.91</u>	
<u>1708</u>	<u>17.92</u>		<u>1760</u>	<u>23.93</u>		<u>1812</u>	<u>19.7</u>	

別紙 3 都市間走行モード

<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
<u>1</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>51</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>	<u>101</u>	<u>80</u>	<u>-0.288</u>	<u>101</u>	<u>80</u>	<u>-0.288</u>
<u>2</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>52</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>	<u>102</u>	<u>80</u>	<u>-0.23</u>	<u>102</u>	<u>80</u>	<u>-0.23</u>
<u>3</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>53</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>	<u>103</u>	<u>80</u>	<u>-0.23</u>	<u>103</u>	<u>80</u>	<u>-0.23</u>
<u>4</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>54</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>	<u>104</u>	<u>80</u>	<u>0.292</u>	<u>104</u>	<u>80</u>	<u>0.292</u>
<u>5</u>	<u>80</u>	<u>-0.228</u>	<u>55</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>	<u>106</u>	<u>80</u>	<u>2.38</u>	<u>106</u>	<u>80</u>	<u>2.38</u>
<u>6</u>	<u>80</u>	<u>-2.28</u>	<u>56</u>	<u>80</u>	<u>0.768</u>	<u>106</u>	<u>80</u>	<u>2.38</u>	<u>106</u>	<u>80</u>	<u>2.38</u>
<u>7</u>	<u>80</u>	<u>-2.28</u>	<u>57</u>	<u>80</u>	<u>0.83</u>	<u>107</u>	<u>80</u>	<u>2.38</u>	<u>107</u>	<u>80</u>	<u>2.38</u>
<u>8</u>	<u>80</u>	<u>-2.28</u>	<u>58</u>	<u>80</u>	<u>0.83</u>	<u>108</u>	<u>80</u>	<u>-0.221</u>	<u>108</u>	<u>80</u>	<u>-0.221</u>
<u>9</u>	<u>80</u>	<u>-2.28</u>	<u>59</u>	<u>80</u>	<u>0.83</u>	<u>109</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>109</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>
<u>10</u>	<u>80</u>	<u>-2.28</u>	<u>60</u>	<u>80</u>	<u>0.83</u>	<u>110</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>110</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>
<u>11</u>	<u>80</u>	<u>-2.28</u>	<u>61</u>	<u>80</u>	<u>-2.91</u>	<u>111</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>111</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>
<u>12</u>	<u>80</u>	<u>-2.28</u>	<u>62</u>	<u>80</u>	<u>-2.91</u>	<u>112</u>	<u>80</u>	<u>-1.998</u>	<u>112</u>	<u>80</u>	<u>-1.998</u>
<u>13</u>	<u>80</u>	<u>-0.669</u>	<u>63</u>	<u>80</u>	<u>-2.91</u>	<u>113</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>	<u>113</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>
<u>14</u>	<u>80</u>	<u>-0.49</u>	<u>64</u>	<u>80</u>	<u>-2.91</u>	<u>114</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>	<u>114</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>
<u>15</u>	<u>80</u>	<u>-0.49</u>	<u>65</u>	<u>80</u>	<u>-2.91</u>	<u>115</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>	<u>115</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>

新				旧								
<u>(削除)</u>	<u>16</u>	<u>80</u>	<u>-0.49</u>	<u>66</u>	<u>80</u>	<u>1.786</u>	<u>116</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>			
	<u>17</u>	<u>80</u>	<u>-0.49</u>	<u>67</u>	<u>80</u>	<u>2.96</u>	<u>117</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>			
	<u>18</u>	<u>80</u>	<u>-0.49</u>	<u>68</u>	<u>80</u>	<u>2.96</u>	<u>118</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>			
	<u>19</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>69</u>	<u>80</u>	<u>2.96</u>	<u>119</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>			
	<u>20</u>	<u>80</u>	<u>0.494</u>	<u>70</u>	<u>80</u>	<u>2.96</u>	<u>120</u>	<u>80</u>	<u>-1.582</u>			
	<u>21</u>	<u>80</u>	<u>1.27</u>	<u>71</u>	<u>80</u>	<u>2.96</u>	<u>121</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>22</u>	<u>80</u>	<u>1.27</u>	<u>72</u>	<u>80</u>	<u>0.576</u>	<u>122</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>23</u>	<u>80</u>	<u>3.135</u>	<u>73</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>123</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>24</u>	<u>80</u>	<u>5</u>	<u>74</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>124</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>25</u>	<u>80</u>	<u>5</u>	<u>75</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>125</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>26</u>	<u>80</u>	<u>1.4</u>	<u>76</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>126</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>27</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>77</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>127</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>28</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>78</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>128</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>			
	<u>29</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>79</u>	<u>80</u>	<u>2.247</u>	<u>129</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>			
	<u>30</u>	<u>80</u>	<u>-1.78</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>2.83</u>	<u>130</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>			
	<u>31</u>	<u>80</u>	<u>0.712</u>	<u>81</u>	<u>80</u>	<u>2.83</u>	<u>131</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>			
	<u>32</u>	<u>80</u>	<u>-1.08</u>	<u>82</u>	<u>80</u>	<u>2.83</u>	<u>132</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>			
	<u>33</u>	<u>80</u>	<u>-1.08</u>	<u>83</u>	<u>80</u>	<u>2.83</u>	<u>133</u>	<u>80</u>	<u>0.52</u>			
	<u>34</u>	<u>80</u>	<u>-1.08</u>	<u>84</u>	<u>80</u>	<u>2.83</u>	<u>134</u>	<u>80</u>	<u>-0.472</u>			
	<u>35</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>85</u>	<u>80</u>	<u>2.83</u>	<u>135</u>	<u>80</u>	<u>-1.96</u>			
	<u>36</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>86</u>	<u>80</u>	<u>2.83</u>	<u>136</u>	<u>80</u>	<u>-1.96</u>			
	<u>37</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>87</u>	<u>80</u>	<u>2.83</u>	<u>137</u>	<u>80</u>	<u>-1.006</u>			
	<u>38</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>88</u>	<u>80</u>	<u>1.122</u>	<u>138</u>	<u>80</u>	<u>1.22</u>			
	<u>39</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>89</u>	<u>80</u>	<u>0.996</u>	<u>139</u>	<u>80</u>	<u>1.22</u>			
	<u>40</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>90</u>	<u>80</u>	<u>2.41</u>	<u>140</u>	<u>80</u>	<u>1.131</u>			

新	旧								
	<u>41</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>91</u>	<u>80</u>	<u>2.41</u>	<u>141</u>	<u>80</u>	<u>0.1</u>
	<u>42</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>92</u>	<u>80</u>	<u>2.41</u>	<u>142</u>	<u>80</u>	<u>-1.97</u>
	<u>43</u>	<u>80</u>	<u>2.2</u>	<u>93</u>	<u>80</u>	<u>2.41</u>	<u>143</u>	<u>80</u>	<u>-1.97</u>
	<u>44</u>	<u>80</u>	<u>1.162</u>	<u>94</u>	<u>80</u>	<u>2.41</u>	<u>144</u>	<u>80</u>	<u>-1.97</u>
	<u>45</u>	<u>80</u>	<u>-2.99</u>	<u>95</u>	<u>80</u>	<u>-0.586</u>	<u>145</u>	<u>80</u>	<u>-1.97</u>
	<u>46</u>	<u>80</u>	<u>-2.99</u>	<u>96</u>	<u>80</u>	<u>-1.87</u>	<u>146</u>	<u>80</u>	<u>-1.97</u>
	<u>47</u>	<u>80</u>	<u>-2.99</u>	<u>97</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>	<u>147</u>	<u>80</u>	<u>-1.97</u>
	<u>48</u>	<u>80</u>	<u>-2.99</u>	<u>98</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>148</u>	<u>80</u>	<u>-1.97</u>
	<u>49</u>	<u>80</u>	<u>-2.99</u>	<u>99</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>149</u>	<u>80</u>	<u>-0.745</u>
	<u>50</u>	<u>80</u>	<u>-2.639</u>	<u>100</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>150</u>	<u>80</u>	<u>-0.22</u>
<u>(削除)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>151</u>	<u>80</u>	<u>-0.22</u>	<u>203</u>	<u>80</u>	<u>-1.41</u>	<u>255</u>	<u>80</u>	<u>2.97</u>
	<u>152</u>	<u>80</u>	<u>-0.036</u>	<u>204</u>	<u>80</u>	<u>-1.239</u>	<u>256</u>	<u>80</u>	<u>3</u>
	<u>153</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>	<u>205</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>257</u>	<u>80</u>	<u>3</u>
	<u>154</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>	<u>206</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>258</u>	<u>80</u>	<u>3</u>
	<u>155</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>	<u>207</u>	<u>80</u>	<u>0.126</u>	<u>259</u>	<u>80</u>	<u>-4.011</u>
	<u>156</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>	<u>208</u>	<u>80</u>	<u>0.01</u>	<u>260</u>	<u>80</u>	<u>-4.79</u>
	<u>157</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>	<u>209</u>	<u>80</u>	<u>0.01</u>	<u>261</u>	<u>80</u>	<u>-3.546</u>
	<u>158</u>	<u>80</u>	<u>0.09</u>	<u>210</u>	<u>80</u>	<u>0.01</u>	<u>262</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>
	<u>159</u>	<u>80</u>	<u>-0.06</u>	<u>211</u>	<u>80</u>	<u>0.01</u>	<u>263</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>
	<u>160</u>	<u>80</u>	<u>-0.06</u>	<u>212</u>	<u>80</u>	<u>0.155</u>	<u>264</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>
	<u>161</u>	<u>80</u>	<u>-0.06</u>	<u>213</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>265</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>
	<u>162</u>	<u>80</u>	<u>0.06</u>	<u>214</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>266</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>
	<u>163</u>	<u>80</u>	<u>-0.06</u>	<u>215</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>267</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>

新	旧								
<u>(削除)</u>	<u>164</u>	<u>80</u>	<u>0.868</u>	<u>216</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>268</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>
	<u>165</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>	<u>217</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>	<u>269</u>	<u>80</u>	<u>-1.515</u>
	<u>166</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>	<u>218</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>	<u>270</u>	<u>80</u>	<u>-1.13</u>
	<u>167</u>	<u>80</u>	<u>0.456</u>	<u>219</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>271</u>	<u>80</u>	<u>-0.757</u>
	<u>168</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>220</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>272</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>
	<u>169</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>221</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>273</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>
	<u>170</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>222</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>274</u>	<u>80</u>	<u>-2.144</u>
	<u>171</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>223</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>275</u>	<u>80</u>	<u>-2.797</u>
	<u>172</u>	<u>80</u>	<u>-0.249</u>	<u>224</u>	<u>80</u>	<u>1.492</u>	<u>276</u>	<u>80</u>	<u>2.108</u>
	<u>173</u>	<u>80</u>	<u>0.36</u>	<u>225</u>	<u>80</u>	<u>3.22</u>	<u>277</u>	<u>80</u>	<u>2.54</u>
	<u>174</u>	<u>80</u>	<u>0.36</u>	<u>226</u>	<u>80</u>	<u>3.22</u>	<u>278</u>	<u>80</u>	<u>3.07</u>
	<u>175</u>	<u>80</u>	<u>0.36</u>	<u>227</u>	<u>80</u>	<u>3.22</u>	<u>279</u>	<u>80</u>	<u>3.6</u>
	<u>176</u>	<u>80</u>	<u>0.36</u>	<u>228</u>	<u>80</u>	<u>3.22</u>	<u>280</u>	<u>80</u>	<u>2.652</u>
	<u>177</u>	<u>80</u>	<u>0.36</u>	<u>229</u>	<u>80</u>	<u>3.22</u>	<u>281</u>	<u>80</u>	<u>0.44</u>
	<u>178</u>	<u>80</u>	<u>-0.54</u>	<u>230</u>	<u>80</u>	<u>1.596</u>	<u>282</u>	<u>80</u>	<u>0.44</u>
	<u>179</u>	<u>80</u>	<u>-0.64</u>	<u>231</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>	<u>283</u>	<u>80</u>	<u>-1.926</u>
	<u>180</u>	<u>80</u>	<u>-0.122</u>	<u>232</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>	<u>284</u>	<u>80</u>	<u>-2.94</u>
	<u>181</u>	<u>80</u>	<u>1.95</u>	<u>233</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>	<u>285</u>	<u>80</u>	<u>0.012</u>
	<u>182</u>	<u>80</u>	<u>1.95</u>	<u>234</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>	<u>286</u>	<u>80</u>	<u>1.53</u>
	<u>183</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>	<u>235</u>	<u>80</u>	<u>0.778</u>	<u>287</u>	<u>80</u>	<u>1.08</u>
	<u>184</u>	<u>80</u>	<u>1.41</u>	<u>236</u>	<u>80</u>	<u>-0.32</u>	<u>288</u>	<u>80</u>	<u>1.233</u>
	<u>185</u>	<u>80</u>	<u>1.41</u>	<u>237</u>	<u>80</u>	<u>-0.32</u>	<u>289</u>	<u>80</u>	<u>1.25</u>
	<u>186</u>	<u>80</u>	<u>1.41</u>	<u>238</u>	<u>80</u>	<u>-2.092</u>	<u>290</u>	<u>80</u>	<u>1.25</u>
	<u>187</u>	<u>80</u>	<u>1.41</u>	<u>239</u>	<u>80</u>	<u>-4.75</u>	<u>291</u>	<u>80</u>	<u>1.724</u>
	<u>188</u>	<u>80</u>	<u>1.455</u>	<u>240</u>	<u>80</u>	<u>-4.75</u>	<u>292</u>	<u>80</u>	<u>2.04</u>

新	旧											
(削除)	<u>189</u>	<u>80</u>	<u>1. 86</u>	<u>241</u>	<u>80</u>	<u>-4. 75</u>	<u>293</u>	<u>80</u>	<u>2. 04</u>			
	<u>190</u>	<u>80</u>	<u>1. 86</u>	<u>242</u>	<u>80</u>	<u>2. 585</u>	<u>294</u>	<u>80</u>	<u>2. 04</u>			
	<u>191</u>	<u>80</u>	<u>1. 86</u>	<u>243</u>	<u>80</u>	<u>3. 4</u>	<u>295</u>	<u>80</u>	<u>4. 74</u>			
	<u>192</u>	<u>80</u>	<u>1. 86</u>	<u>244</u>	<u>80</u>	<u>2. 334</u>	<u>296</u>	<u>80</u>	<u>5. 04</u>			
	<u>193</u>	<u>80</u>	<u>1. 86</u>	<u>245</u>	<u>80</u>	<u>-1. 93</u>	<u>297</u>	<u>80</u>	<u>5. 04</u>			
	<u>194</u>	<u>80</u>	<u>-0. 316</u>	<u>246</u>	<u>80</u>	<u>-1. 93</u>	<u>298</u>	<u>80</u>	<u>5. 04</u>			
	<u>195</u>	<u>80</u>	<u>-0. 86</u>	<u>247</u>	<u>80</u>	<u>-1. 93</u>	<u>299</u>	<u>80</u>	<u>5. 04</u>			
	<u>196</u>	<u>80</u>	<u>-0. 86</u>	<u>248</u>	<u>80</u>	<u>-1. 93</u>	<u>300</u>	<u>80</u>	<u>3. 164</u>			
	<u>197</u>	<u>80</u>	<u>-0. 86</u>	<u>249</u>	<u>80</u>	<u>-1. 93</u>	<u>301</u>	<u>80</u>	<u>2. 36</u>			
	<u>198</u>	<u>80</u>	<u>-0. 86</u>	<u>250</u>	<u>80</u>	<u>-1. 004</u>	<u>302</u>	<u>80</u>	<u>2. 36</u>			
	<u>199</u>	<u>80</u>	<u>-1. 135</u>	<u>251</u>	<u>80</u>	<u>2. 7</u>	<u>303</u>	<u>80</u>	<u>2. 36</u>			
	<u>200</u>	<u>80</u>	<u>-1. 41</u>	<u>252</u>	<u>80</u>	<u>2. 7</u>	<u>304</u>	<u>80</u>	<u>2. 36</u>			
	<u>201</u>	<u>80</u>	<u>-1. 41</u>	<u>253</u>	<u>80</u>	<u>2. 7</u>	<u>305</u>	<u>80</u>	<u>1. 754</u>			
	<u>202</u>	<u>80</u>	<u>-1. 41</u>	<u>254</u>	<u>80</u>	<u>2. 7</u>	<u>306</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>			
	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>縦断勾配</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>縦断勾配</u>	<u>時間</u>	<u>車速</u>	<u>縦断勾配</u>			
	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(%)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(%)</u>	<u>(秒)</u>	<u>(km/h)</u>	<u>(%)</u>			
	<u>307</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>359</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>411</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>			
	<u>308</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>360</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>412</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>			
	<u>309</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>361</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>413</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>			
	<u>310</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>362</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>414</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>			
	<u>311</u>	<u>80</u>	<u>1. 548</u>	<u>363</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>415</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>			
	<u>312</u>	<u>80</u>	<u>1. 66</u>	<u>364</u>	<u>80</u>	<u>2. 696</u>	<u>416</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>			
	<u>313</u>	<u>80</u>	<u>1. 1</u>	<u>365</u>	<u>80</u>	<u>2. 37</u>	<u>417</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>			
	<u>314</u>	<u>80</u>	<u>1. 244</u>	<u>366</u>	<u>80</u>	<u>2. 37</u>	<u>418</u>	<u>80</u>	<u>-2. 644</u>			
	<u>315</u>	<u>80</u>	<u>-0. 5</u>	<u>367</u>	<u>80</u>	<u>2. 37</u>	<u>419</u>	<u>80</u>	<u>-2. 99</u>			

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>316</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>368</u>	<u>80</u>	<u>-0.126</u>	<u>420</u>	<u>80</u>	<u>-2.99</u>			
	<u>317</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>369</u>	<u>80</u>	<u>-0.75</u>	<u>421</u>	<u>80</u>	<u>-2.99</u>			
	<u>318</u>	<u>80</u>	<u>-0.563</u>	<u>370</u>	<u>80</u>	<u>-0.75</u>	<u>422</u>	<u>80</u>	<u>-2.99</u>			
	<u>319</u>	<u>80</u>	<u>-0.71</u>	<u>371</u>	<u>80</u>	<u>-0.75</u>	<u>423</u>	<u>80</u>	<u>-2.917</u>			
	<u>320</u>	<u>80</u>	<u>-0.71</u>	<u>372</u>	<u>80</u>	<u>-0.75</u>	<u>424</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>321</u>	<u>80</u>	<u>-0.048</u>	<u>373</u>	<u>80</u>	<u>-0.75</u>	<u>425</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>322</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>	<u>374</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>426</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>323</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>	<u>375</u>	<u>80</u>	<u>1.65</u>	<u>427</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>324</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>	<u>376</u>	<u>80</u>	<u>1.65</u>	<u>428</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>325</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>	<u>377</u>	<u>80</u>	<u>1.347</u>	<u>429</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>326</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>	<u>378</u>	<u>80</u>	<u>0.64</u>	<u>430</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>327</u>	<u>80</u>	<u>1.37</u>	<u>379</u>	<u>80</u>	<u>0.64</u>	<u>431</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>328</u>	<u>80</u>	<u>0.55</u>	<u>380</u>	<u>80</u>	<u>0.64</u>	<u>432</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>329</u>	<u>80</u>	<u>0.55</u>	<u>381</u>	<u>80</u>	<u>0.64</u>	<u>433</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>330</u>	<u>80</u>	<u>1.04</u>	<u>382</u>	<u>80</u>	<u>0.64</u>	<u>434</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>331</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>383</u>	<u>80</u>	<u>-0.18</u>	<u>435</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>332</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>384</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>436</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>333</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>385</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>437</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>334</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>386</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>438</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>335</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>387</u>	<u>80</u>	<u>-0.325</u>	<u>439</u>	<u>80</u>	<u>-2.26</u>			
	<u>336</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>388</u>	<u>80</u>	<u>-0.25</u>	<u>440</u>	<u>80</u>	<u>-2.63</u>			
	<u>337</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>389</u>	<u>80</u>	<u>-0.25</u>	<u>441</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>338</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>390</u>	<u>80</u>	<u>-0.25</u>	<u>442</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>339</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>391</u>	<u>80</u>	<u>-1.218</u>	<u>443</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>340</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>392</u>	<u>80</u>	<u>-1.46</u>	<u>444</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			

新	旧								
<u>(削除)</u>	<u>341</u>	<u>80</u>	<u>1. 12</u>	<u>393</u>	<u>80</u>	<u>-1. 46</u>	<u>445</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>
	<u>342</u>	<u>80</u>	<u>2. 88</u>	<u>394</u>	<u>80</u>	<u>-1. 46</u>	<u>446</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>
	<u>343</u>	<u>80</u>	<u>2. 88</u>	<u>395</u>	<u>80</u>	<u>-1. 46</u>	<u>447</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>344</u>	<u>80</u>	<u>2. 88</u>	<u>396</u>	<u>80</u>	<u>-1. 873</u>	<u>448</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>345</u>	<u>80</u>	<u>2. 88</u>	<u>397</u>	<u>80</u>	<u>-2. 05</u>	<u>449</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>346</u>	<u>80</u>	<u>2. 6</u>	<u>398</u>	<u>80</u>	<u>-2. 05</u>	<u>450</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>347</u>	<u>80</u>	<u>2. 515</u>	<u>399</u>	<u>80</u>	<u>-2. 05</u>	<u>451</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>348</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>400</u>	<u>80</u>	<u>-2. 05</u>	<u>452</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>349</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>401</u>	<u>80</u>	<u>-2. 05</u>	<u>453</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>350</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>402</u>	<u>80</u>	<u>-2. 09</u>	<u>454</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>351</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>403</u>	<u>80</u>	<u>-2. 45</u>	<u>455</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>352</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>404</u>	<u>80</u>	<u>-2. 45</u>	<u>456</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>353</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>405</u>	<u>80</u>	<u>-2. 45</u>	<u>457</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>354</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>406</u>	<u>80</u>	<u>-1. 855</u>	<u>458</u>	<u>80</u>	<u>0. 77</u>
	<u>355</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>407</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>	<u>459</u>	<u>80</u>	<u>0. 149</u>
	<u>356</u>	<u>80</u>	<u>-0. 77</u>	<u>403</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>	<u>460</u>	<u>80</u>	<u>-1. 3</u>
	<u>357</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>409</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>	<u>461</u>	<u>80</u>	<u>-1. 3</u>
	<u>358</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>410</u>	<u>80</u>	<u>-1. 26</u>	<u>462</u>	<u>80</u>	<u>-1. 3</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>463</u>	<u>80</u>	<u>-1. 3</u>	<u>515</u>	<u>80</u>	<u>-1. 89</u>	<u>567</u>	<u>80</u>	<u>-2. 76</u>
	<u>464</u>	<u>80</u>	<u>-1. 3</u>	<u>516</u>	<u>80</u>	<u>-1. 89</u>	<u>568</u>	<u>80</u>	<u>-2. 76</u>
	<u>465</u>	<u>80</u>	<u>-0. 18</u>	<u>517</u>	<u>80</u>	<u>-1. 89</u>	<u>569</u>	<u>80</u>	<u>-2. 76</u>
	<u>466</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>	<u>518</u>	<u>80</u>	<u>1. 251</u>	<u>570</u>	<u>80</u>	<u>-0. 192</u>
	<u>467</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>	<u>519</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>571</u>	<u>80</u>	<u>0. 45</u>

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>468</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>520</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>572</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>			
	<u>469</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>521</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>573</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>			
	<u>470</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>522</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>574</u>	<u>80</u>	<u>0.88</u>			
	<u>471</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>523</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>575</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>472</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>524</u>	<u>80</u>	<u>1.222</u>	<u>576</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>473</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>525</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>577</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>474</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>526</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>578</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>475</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>527</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>579</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>476</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>528</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>580</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>477</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>529</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>581</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>478</u>	<u>80</u>	<u>0.012</u>	<u>530</u>	<u>80</u>	<u>1.02</u>	<u>582</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>479</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>531</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>583</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>480</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>532</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>584</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			
	<u>481</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>533</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>585</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>482</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>534</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>586</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>483</u>	<u>80</u>	<u>-0.866</u>	<u>535</u>	<u>80</u>	<u>-0.03</u>	<u>587</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>484</u>	<u>80</u>	<u>-2.72</u>	<u>536</u>	<u>80</u>	<u>-0.62</u>	<u>588</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>485</u>	<u>80</u>	<u>-2.72</u>	<u>537</u>	<u>80</u>	<u>-0.62</u>	<u>589</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>486</u>	<u>80</u>	<u>-2.72</u>	<u>538</u>	<u>80</u>	<u>-0.62</u>	<u>590</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>487</u>	<u>80</u>	<u>-2.72</u>	<u>539</u>	<u>80</u>	<u>0.148</u>	<u>591</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>488</u>	<u>80</u>	<u>-2.25</u>	<u>540</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>592</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>489</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>541</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>593</u>	<u>80</u>	<u>-2.65</u>			
	<u>490</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>542</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>594</u>	<u>80</u>	<u>-2.335</u>			
	<u>491</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>543</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>595</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			
	<u>492</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>544</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>596</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			

新	旧											
(削除)	<u>493</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>545</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>	<u>597</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			
	<u>494</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>546</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>	<u>598</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			
	<u>495</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>547</u>	<u>80</u>	<u>-0.208</u>	<u>599</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			
	<u>496</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>548</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>600</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			
	<u>497</u>	<u>80</u>	<u>-0.632</u>	<u>549</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>601</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			
	<u>498</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>550</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>602</u>	<u>80</u>	<u>0.05</u>			
	<u>499</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>	<u>551</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>603</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>500</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>	<u>552</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>604</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>501</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>	<u>553</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>605</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>502</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>	<u>554</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>606</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>503</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>555</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>607</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>504</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>	<u>556</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>608</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>505</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>	<u>557</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>609</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>506</u>	<u>80</u>	<u>-0.154</u>	<u>558</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>610</u>	<u>80</u>	<u>-1.04</u>			
	<u>507</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>559</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>611</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>508</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>560</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>612</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>509</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>561</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>613</u>	<u>80</u>	<u>-1.8</u>			
	<u>510</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>562</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>614</u>	<u>80</u>	<u>0</u>			
	<u>511</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>563</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>615</u>	<u>80</u>	<u>0</u>			
	<u>512</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>564</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>616</u>	<u>80</u>	<u>0</u>			
	<u>513</u>	<u>80</u>	<u>-0.217</u>	<u>565</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>617</u>	<u>80</u>	<u>0.15</u>			
	<u>514</u>	<u>80</u>	<u>-1.89</u>	<u>566</u>	<u>80</u>	<u>-2.76</u>	<u>618</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>			
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>			
	<u>619</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>671</u>	<u>80</u>	<u>-0.297</u>	<u>723</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>			

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>620</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>672</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>724</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>			
	<u>621</u>	<u>80</u>	<u>0.248</u>	<u>673</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>725</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>			
	<u>622</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>674</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>726</u>	<u>80</u>	<u>-0.618</u>			
	<u>623</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>675</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>727</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>624</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>676</u>	<u>80</u>	<u>-0.346</u>	<u>728</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>625</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>677</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>729</u>	<u>80</u>	<u>2.93</u>			
	<u>626</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>678</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>730</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>			
	<u>627</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>679</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>731</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>			
	<u>628</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>680</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>732</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>			
	<u>629</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>681</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>733</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>			
	<u>630</u>	<u>80</u>	<u>-0.228</u>	<u>682</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>734</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>			
	<u>631</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>683</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>735</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>			
	<u>632</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>684</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>736</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>			
	<u>633</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>685</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>737</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>			
	<u>634</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>686</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>738</u>	<u>80</u>	<u>-0.045</u>			
	<u>635</u>	<u>80</u>	<u>2.232</u>	<u>687</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>739</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>			
	<u>636</u>	<u>80</u>	<u>2.79</u>	<u>688</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>740</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>			
	<u>637</u>	<u>80</u>	<u>2.79</u>	<u>689</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>741</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>			
	<u>638</u>	<u>80</u>	<u>2.79</u>	<u>690</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>742</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>			
	<u>639</u>	<u>80</u>	<u>2.79</u>	<u>691</u>	<u>80</u>	<u>0.08</u>	<u>743</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>			
	<u>640</u>	<u>80</u>	<u>1.772</u>	<u>692</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>744</u>	<u>80</u>	<u>0.102</u>			
	<u>641</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>693</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>745</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>			
	<u>642</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>694</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>746</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>			
	<u>643</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>695</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>747</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>			
	<u>644</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>696</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>748</u>	<u>80</u>	<u>0.366</u>			

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>645</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>697</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>749</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>			
	<u>646</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>698</u>	<u>80</u>	<u>1.23</u>	<u>750</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>			
	<u>647</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>699</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>751</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>			
	<u>648</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>700</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>752</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>			
	<u>649</u>	<u>80</u>	<u>0.962</u>	<u>701</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>753</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>			
	<u>650</u>	<u>80</u>	<u>2.36</u>	<u>702</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>754</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>			
	<u>651</u>	<u>80</u>	<u>2.36</u>	<u>703</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>755</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>			
	<u>652</u>	<u>80</u>	<u>2.36</u>	<u>704</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>756</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>			
	<u>653</u>	<u>80</u>	<u>2.36</u>	<u>705</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>757</u>	<u>80</u>	<u>0.208</u>			
	<u>654</u>	<u>80</u>	<u>2.36</u>	<u>706</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>758</u>	<u>80</u>	<u>1.84</u>			
	<u>655</u>	<u>80</u>	<u>2.36</u>	<u>707</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>759</u>	<u>80</u>	<u>1.84</u>			
	<u>656</u>	<u>80</u>	<u>2.36</u>	<u>708</u>	<u>80</u>	<u>2.33</u>	<u>760</u>	<u>80</u>	<u>1.84</u>			
	<u>657</u>	<u>80</u>	<u>2.36</u>	<u>709</u>	<u>80</u>	<u>-0.541</u>	<u>761</u>	<u>80</u>	<u>1.84</u>			
	<u>658</u>	<u>80</u>	<u>-0.692</u>	<u>710</u>	<u>80</u>	<u>-0.86</u>	<u>762</u>	<u>80</u>	<u>1.84</u>			
	<u>659</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>711</u>	<u>80</u>	<u>-0.86</u>	<u>763</u>	<u>80</u>	<u>1.84</u>			
	<u>660</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>712</u>	<u>80</u>	<u>-0.86</u>	<u>764</u>	<u>80</u>	<u>1.84</u>			
	<u>661</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>713</u>	<u>80</u>	<u>-0.86</u>	<u>765</u>	<u>80</u>	<u>1.84</u>			
	<u>662</u>	<u>80</u>	<u>0.403</u>	<u>714</u>	<u>80</u>	<u>-1.106</u>	<u>766</u>	<u>80</u>	<u>1.406</u>			
	<u>663</u>	<u>80</u>	<u>0.67</u>	<u>715</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>	<u>767</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>			
	<u>664</u>	<u>80</u>	<u>0.67</u>	<u>716</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>	<u>768</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>			
	<u>665</u>	<u>80</u>	<u>0.67</u>	<u>717</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>	<u>769</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>			
	<u>666</u>	<u>80</u>	<u>-0.257</u>	<u>718</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>	<u>770</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>			
	<u>667</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>	<u>719</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>	<u>771</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>			
	<u>668</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>	<u>720</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>	<u>772</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>			
	<u>669</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>	<u>721</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>	<u>773</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>			

新	旧								
	<u>670</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>	<u>722</u>	<u>80</u>	<u>-1.35</u>	<u>774</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
<u>(削除)</u>	<u>775</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>	<u>827</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>879</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>776</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>	<u>828</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>880</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>777</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>	<u>829</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>881</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>778</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>	<u>830</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>882</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>779</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>	<u>831</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>883</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>780</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>	<u>832</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>884</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>781</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>	<u>833</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>885</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>782</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>	<u>834</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>886</u>	<u>80</u>	<u>1.686</u>
	<u>783</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>835</u>	<u>80</u>	<u>0.385</u>	<u>887</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>
	<u>784</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>836</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>888</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>
	<u>785</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>837</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>889</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>
	<u>786</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>838</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>890</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>
	<u>787</u>	<u>80</u>	<u>0.22</u>	<u>839</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>891</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>
	<u>788</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>840</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>892</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>
	<u>789</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>841</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>893</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>
	<u>790</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>842</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>894</u>	<u>80</u>	<u>-1.714</u>
	<u>791</u>	<u>80</u>	<u>0.25</u>	<u>843</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>895</u>	<u>80</u>	<u>-4.93</u>
	<u>792</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>844</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>896</u>	<u>80</u>	<u>-4.93</u>
	<u>793</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>845</u>	<u>80</u>	<u>-0.398</u>	<u>897</u>	<u>80</u>	<u>-4.93</u>
	<u>794</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>846</u>	<u>80</u>	<u>-2.18</u>	<u>898</u>	<u>80</u>	<u>-4.93</u>
	<u>795</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>847</u>	<u>80</u>	<u>-2.18</u>	<u>899</u>	<u>80</u>	<u>-4.93</u>
	<u>796</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>848</u>	<u>80</u>	<u>-2.18</u>	<u>900</u>	<u>80</u>	<u>-2.059</u>

新	旧								
<u>(削除)</u>	<u>797</u>	<u>80</u>	<u>1. 24</u>	<u>849</u>	<u>80</u>	<u>-2. 18</u>	<u>901</u>	<u>80</u>	<u>-1. 74</u>
	<u>798</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>850</u>	<u>80</u>	<u>1. 048</u>	<u>902</u>	<u>80</u>	<u>-1. 74</u>
	<u>799</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>851</u>	<u>80</u>	<u>3. 2</u>	<u>903</u>	<u>80</u>	<u>-1. 74</u>
	<u>800</u>	<u>80</u>	<u>1. 24</u>	<u>852</u>	<u>80</u>	<u>3. 2</u>	<u>904</u>	<u>80</u>	<u>-1. 74</u>
	<u>801</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>853</u>	<u>80</u>	<u>3. 2</u>	<u>905</u>	<u>80</u>	<u>-2. 37</u>
	<u>802</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>854</u>	<u>80</u>	<u>3. 2</u>	<u>906</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>
	<u>803</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>855</u>	<u>80</u>	<u>1. 555</u>	<u>907</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>
	<u>804</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>856</u>	<u>80</u>	<u>0. 85</u>	<u>908</u>	<u>80</u>	<u>-2. 719</u>
	<u>805</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>857</u>	<u>80</u>	<u>0. 85</u>	<u>909</u>	<u>80</u>	<u>-0. 19</u>
	<u>806</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>858</u>	<u>80</u>	<u>0. 85</u>	<u>910</u>	<u>80</u>	<u>-0. 19</u>
	<u>807</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>859</u>	<u>80</u>	<u>-1. 09</u>	<u>911</u>	<u>80</u>	<u>-0. 19</u>
	<u>808</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>860</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>912</u>	<u>80</u>	<u>-0. 19</u>
	<u>809</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>861</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>913</u>	<u>80</u>	<u>-0. 19</u>
	<u>810</u>	<u>80</u>	<u>-0. 02</u>	<u>862</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>914</u>	<u>80</u>	<u>-0. 19</u>
	<u>811</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	<u>863</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>915</u>	<u>80</u>	<u>-0. 19</u>
	<u>812</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	<u>864</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>916</u>	<u>80</u>	<u>-0. 19</u>
	<u>813</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	<u>865</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>917</u>	<u>80</u>	<u>1. 84</u>
	<u>814</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	<u>866</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>918</u>	<u>80</u>	<u>1. 84</u>
	<u>815</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	<u>867</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>919</u>	<u>80</u>	<u>1. 84</u>
	<u>816</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	<u>868</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>920</u>	<u>80</u>	<u>1. 84</u>
	<u>817</u>	<u>80</u>	<u>0. 083</u>	<u>869</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>	<u>921</u>	<u>80</u>	<u>1. 732</u>
	<u>818</u>	<u>80</u>	<u>0. 07</u>	<u>870</u>	<u>80</u>	<u>2. 8</u>	<u>922</u>	<u>80</u>	<u>0. 76</u>
	<u>819</u>	<u>80</u>	<u>0. 07</u>	<u>871</u>	<u>80</u>	<u>4. 5</u>	<u>923</u>	<u>80</u>	<u>0. 76</u>
	<u>820</u>	<u>80</u>	<u>0. 07</u>	<u>872</u>	<u>80</u>	<u>4. 5</u>	<u>924</u>	<u>80</u>	<u>0. 76</u>
	<u>821</u>	<u>80</u>	<u>0. 07</u>	<u>873</u>	<u>80</u>	<u>4. 5</u>	<u>925</u>	<u>80</u>	<u>-0. 423</u>

新	旧											
	<u>822</u>	<u>80</u>	<u>0. 07</u>		<u>874</u>	<u>80</u>	<u>4. 5</u>		<u>926</u>	<u>80</u>	<u>-0. 93</u>	
	<u>823</u>	<u>80</u>	<u>0. 07</u>		<u>875</u>	<u>80</u>	<u>4. 5</u>		<u>927</u>	<u>80</u>	<u>-0. 93</u>	
	<u>824</u>	<u>80</u>	<u>0. 07</u>		<u>876</u>	<u>80</u>	<u>4. 5</u>		<u>928</u>	<u>80</u>	<u>-0. 604</u>	
	<u>825</u>	<u>80</u>	<u>0. 222</u>		<u>877</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>		<u>929</u>	<u>80</u>	<u>0. 7</u>	
	<u>826</u>	<u>80</u>	<u>0. 45</u>		<u>878</u>	<u>80</u>	<u>2</u>		<u>930</u>	<u>80</u>	<u>0. 7</u>	
<u>(削除)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>		<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>		<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	
	<u>931</u>	<u>80</u>	<u>0. 7</u>		<u>983</u>	<u>80</u>	<u>-0. 394</u>		<u>1035</u>	<u>80</u>	<u>-0. 51</u>	
	<u>932</u>	<u>80</u>	<u>0. 7</u>		<u>984</u>	<u>80</u>	<u>0. 46</u>		<u>1036</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>933</u>	<u>80</u>	<u>-0. 92</u>		<u>985</u>	<u>80</u>	<u>0. 46</u>		<u>1037</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>934</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>		<u>986</u>	<u>80</u>	<u>0. 46</u>		<u>1038</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>935</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>		<u>987</u>	<u>80</u>	<u>0. 46</u>		<u>1039</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>936</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>		<u>988</u>	<u>80</u>	<u>-0. 317</u>		<u>1040</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>937</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>		<u>989</u>	<u>80</u>	<u>-0. 65</u>		<u>1041</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>938</u>	<u>80</u>	<u>-0. 828</u>		<u>990</u>	<u>80</u>	<u>-0. 65</u>		<u>1042</u>	<u>80</u>	<u>-0. 087</u>	
	<u>939</u>	<u>80</u>	<u>-0. 42</u>		<u>991</u>	<u>80</u>	<u>-0. 65</u>		<u>1043</u>	<u>80</u>	<u>-0. 21</u>	
	<u>940</u>	<u>80</u>	<u>-0. 42</u>		<u>992</u>	<u>80</u>	<u>-0. 65</u>		<u>1044</u>	<u>80</u>	<u>-0. 21</u>	
	<u>941</u>	<u>80</u>	<u>-0. 42</u>		<u>993</u>	<u>80</u>	<u>-0. 65</u>		<u>1045</u>	<u>80</u>	<u>-0. 21</u>	
	<u>942</u>	<u>80</u>	<u>-0. 42</u>		<u>994</u>	<u>80</u>	<u>-0. 65</u>		<u>1046</u>	<u>80</u>	<u>0. 036</u>	
	<u>943</u>	<u>80</u>	<u>-0. 42</u>		<u>995</u>	<u>80</u>	<u>-0. 65</u>		<u>1047</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>944</u>	<u>80</u>	<u>-0. 42</u>		<u>996</u>	<u>80</u>	<u>0. 136</u>		<u>1048</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>945</u>	<u>80</u>	<u>-0. 42</u>		<u>997</u>	<u>80</u>	<u>0. 66</u>		<u>1049</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	
	<u>946</u>	<u>80</u>	<u>-0. 078</u>		<u>998</u>	<u>80</u>	<u>0. 66</u>		<u>1050</u>	<u>80</u>	<u>0. 06</u>	
	<u>947</u>	<u>80</u>	<u>0. 72</u>		<u>999</u>	<u>80</u>	<u>0. 66</u>		<u>1051</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	
	<u>948</u>	<u>80</u>	<u>0. 72</u>		<u>1000</u>	<u>80</u>	<u>0. 66</u>		<u>1052</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>949</u>	<u>80</u>	<u>0.72</u>	<u>1001</u>	<u>80</u>	<u>0.66</u>	<u>1053</u>	<u>80</u>	<u>0</u>			
	<u>950</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>1002</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1054</u>	<u>80</u>	<u>-0.12</u>			
	<u>951</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>1003</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1055</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>952</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>1004</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1056</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>953</u>	<u>80</u>	<u>-0.37</u>	<u>1005</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1057</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>954</u>	<u>80</u>	<u>-0.812</u>	<u>1006</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1058</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>955</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1007</u>	<u>80</u>	<u>1.068</u>	<u>1059</u>	<u>80</u>	<u>0.8</u>			
	<u>956</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1008</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1060</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>957</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1009</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1061</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>958</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1010</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1062</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>959</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1011</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1063</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>960</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1012</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1064</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>961</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1013</u>	<u>80</u>	<u>0.126</u>	<u>1065</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>962</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1014</u>	<u>80</u>	<u>1.43</u>	<u>1066</u>	<u>80</u>	<u>2.6</u>			
	<u>963</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1015</u>	<u>80</u>	<u>1.43</u>	<u>1067</u>	<u>80</u>	<u>1.42</u>			
	<u>964</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1016</u>	<u>80</u>	<u>1.43</u>	<u>1068</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>			
	<u>965</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1017</u>	<u>80</u>	<u>1.43</u>	<u>1069</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>			
	<u>966</u>	<u>80</u>	<u>-2.58</u>	<u>1018</u>	<u>80</u>	<u>0.576</u>	<u>1070</u>	<u>80</u>	<u>1.235</u>			
	<u>967</u>	<u>80</u>	<u>-0.683</u>	<u>1019</u>	<u>80</u>	<u>-2.84</u>	<u>1071</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>			
	<u>968</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>1020</u>	<u>80</u>	<u>-2.84</u>	<u>1072</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>			
	<u>969</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>1021</u>	<u>80</u>	<u>-2.84</u>	<u>1073</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>			
	<u>970</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>1022</u>	<u>80</u>	<u>-2.84</u>	<u>1074</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>			
	<u>971</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>1023</u>	<u>80</u>	<u>-2.84</u>	<u>1075</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>			
	<u>972</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>1024</u>	<u>80</u>	<u>-2.84</u>	<u>1076</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>			
	<u>973</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>1025</u>	<u>80</u>	<u>-1.27</u>	<u>1077</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>			

新	旧								
(削除)	<u>974</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>1026</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1078</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>
	<u>975</u>	<u>80</u>	<u>-0.493</u>	<u>1027</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1079</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>
	<u>976</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1028</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1080</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>
	<u>977</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1029</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1081</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>
	<u>978</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1030</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1082</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>
	<u>979</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1031</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1083</u>	<u>80</u>	<u>0.529</u>
	<u>980</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1032</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>1084</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>981</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1033</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>1085</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>982</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1034</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>1086</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>1087</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>1139</u>	<u>80</u>	<u>-2.32</u>	<u>1191</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>
	<u>1088</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>1140</u>	<u>80</u>	<u>-2.32</u>	<u>1192</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>
	<u>1089</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1141</u>	<u>80</u>	<u>-1.356</u>	<u>1193</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>
	<u>1090</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1142</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>1194</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>
	<u>1091</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1143</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>1195</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>
	<u>1092</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1144</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>1196</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>
	<u>1093</u>	<u>80</u>	<u>0.21</u>	<u>1145</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>1197</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>
	<u>1094</u>	<u>80</u>	<u>2.35</u>	<u>1146</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1198</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>
	<u>1095</u>	<u>80</u>	<u>2.35</u>	<u>1147</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1199</u>	<u>80</u>	<u>-0.82</u>
	<u>1096</u>	<u>80</u>	<u>2.35</u>	<u>1148</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1200</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>
	<u>1097</u>	<u>80</u>	<u>2.35</u>	<u>1149</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1201</u>	<u>80</u>	<u>-1.92</u>
	<u>1098</u>	<u>80</u>	<u>0.541</u>	<u>1150</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1202</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>
	<u>1099</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>	<u>1151</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1203</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>
	<u>1100</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>	<u>1152</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1204</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>

(削除)

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>1101</u>	<u>80</u>	<u>0.34</u>	<u>1153</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1205</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>1102</u>	<u>80</u>	<u>-0.17</u>	<u>1154</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1206</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>1103</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>1155</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1207</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>1104</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>1156</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1208</u>	<u>80</u>	<u>-0.282</u>			
	<u>1105</u>	<u>80</u>	<u>-0.51</u>	<u>1157</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1209</u>	<u>80</u>	<u>0.02</u>			
	<u>1106</u>	<u>80</u>	<u>-1.302</u>	<u>1158</u>	<u>80</u>	<u>-2.09</u>	<u>1210</u>	<u>80</u>	<u>0.02</u>			
	<u>1107</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1159</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>1211</u>	<u>80</u>	<u>1.155</u>			
	<u>1108</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1160</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>1212</u>	<u>80</u>	<u>2.11</u>			
	<u>1109</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1161</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>1213</u>	<u>80</u>	<u>2.11</u>			
	<u>1110</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1162</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>1214</u>	<u>80</u>	<u>1.806</u>			
	<u>1111</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1163</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>1215</u>	<u>80</u>	<u>-0.94</u>			
	<u>1112</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1164</u>	<u>80</u>	<u>2.23</u>	<u>1216</u>	<u>80</u>	<u>-0.772</u>			
	<u>1113</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1165</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>1217</u>	<u>80</u>	<u>0.18</u>			
	<u>1114</u>	<u>80</u>	<u>-1.83</u>	<u>1166</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>1218</u>	<u>80</u>	<u>0.25</u>			
	<u>1115</u>	<u>80</u>	<u>-0.006</u>	<u>1167</u>	<u>80</u>	<u>1.573</u>	<u>1219</u>	<u>80</u>	<u>0.25</u>			
	<u>1116</u>	<u>80</u>	<u>-0.302</u>	<u>1168</u>	<u>80</u>	<u>-0.59</u>	<u>1220</u>	<u>80</u>	<u>0.25</u>			
	<u>1117</u>	<u>80</u>	<u>-1.43</u>	<u>1169</u>	<u>80</u>	<u>-0.533</u>	<u>1221</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>			
	<u>1118</u>	<u>80</u>	<u>-1.43</u>	<u>1170</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>	<u>1222</u>	<u>80</u>	<u>0.58</u>			
	<u>1119</u>	<u>80</u>	<u>-1.43</u>	<u>1171</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>	<u>1223</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>			
	<u>1120</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>1172</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>	<u>1224</u>	<u>80</u>	<u>0.8</u>			
	<u>1121</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>1173</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>	<u>1225</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>			
	<u>1122</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>1174</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>1226</u>	<u>80</u>	<u>1.2</u>			
	<u>1123</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>1175</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>1227</u>	<u>80</u>	<u>1.8</u>			
	<u>1124</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1176</u>	<u>80</u>	<u>0.22</u>	<u>1228</u>	<u>80</u>	<u>1.64</u>			
	<u>1125</u>	<u>80</u>	<u>1.7</u>	<u>1177</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>1229</u>	<u>80</u>	<u>1</u>			

新	旧								
	<u>1126</u>	<u>80</u>	<u>1.7</u>	<u>1178</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>1230</u>	<u>80</u>	<u>1</u>
	<u>1127</u>	<u>80</u>	<u>1.7</u>	<u>1179</u>	<u>80</u>	<u>-0.968</u>	<u>1231</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>
	<u>1128</u>	<u>80</u>	<u>1.7</u>	<u>1180</u>	<u>80</u>	<u>-1.67</u>	<u>1232</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>
	<u>1129</u>	<u>80</u>	<u>1.7</u>	<u>1181</u>	<u>80</u>	<u>-1.67</u>	<u>1233</u>	<u>80</u>	<u>-0.28</u>
	<u>1130</u>	<u>80</u>	<u>1.228</u>	<u>1182</u>	<u>80</u>	<u>-1.67</u>	<u>1234</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>1131</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>1183</u>	<u>80</u>	<u>-1.67</u>	<u>1235</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>1132</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>1184</u>	<u>80</u>	<u>-0.985</u>	<u>1236</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>1133</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>1185</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>1237</u>	<u>80</u>	<u>-0.08</u>
	<u>1134</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>1186</u>	<u>80</u>	<u>-0.96</u>	<u>1238</u>	<u>80</u>	<u>1</u>
	<u>1135</u>	<u>80</u>	<u>0.339</u>	<u>1187</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>1239</u>	<u>80</u>	<u>1</u>
	<u>1136</u>	<u>80</u>	<u>2.67</u>	<u>1188</u>	<u>80</u>	<u>-2.22</u>	<u>1240</u>	<u>80</u>	<u>1</u>
	<u>1137</u>	<u>80</u>	<u>2.67</u>	<u>1189</u>	<u>80</u>	<u>-1.8</u>	<u>1241</u>	<u>80</u>	<u>1</u>
	<u>1138</u>	<u>80</u>	<u>0.674</u>	<u>1190</u>	<u>80</u>	<u>-1.76</u>	<u>1242</u>	<u>80</u>	<u>-1.24</u>
<u>(削除)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>1243</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>	<u>1295</u>	<u>80</u>	<u>-1.45</u>	<u>1347</u>	<u>80</u>	<u>1.5</u>
	<u>1244</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>	<u>1296</u>	<u>80</u>	<u>-1.765</u>	<u>1348</u>	<u>80</u>	<u>1.95</u>
	<u>1245</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>	<u>1297</u>	<u>80</u>	<u>-1.9</u>	<u>1349</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1246</u>	<u>80</u>	<u>1.8</u>	<u>1298</u>	<u>80</u>	<u>-1.9</u>	<u>1350</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>
	<u>1247</u>	<u>80</u>	<u>1.8</u>	<u>1299</u>	<u>80</u>	<u>-1.9</u>	<u>1351</u>	<u>80</u>	<u>-1.5</u>
	<u>1248</u>	<u>80</u>	<u>1.8</u>	<u>1300</u>	<u>80</u>	<u>-1.9</u>	<u>1352</u>	<u>80</u>	<u>-1.5</u>
	<u>1249</u>	<u>80</u>	<u>1.8</u>	<u>1301</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1353</u>	<u>80</u>	<u>1.2</u>
	<u>1250</u>	<u>80</u>	<u>1.8</u>	<u>1302</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1354</u>	<u>80</u>	<u>3</u>
	<u>1251</u>	<u>80</u>	<u>2.79</u>	<u>1303</u>	<u>80</u>	<u>-0.744</u>	<u>1355</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1252</u>	<u>80</u>	<u>2.9</u>	<u>1304</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1356</u>	<u>80</u>	<u>-0.8</u>

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>1253</u>	<u>80</u>	<u>2.9</u>	<u>1305</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>1357</u>	<u>80</u>	<u>-0.98</u>			
	<u>1254</u>	<u>80</u>	<u>2.9</u>	<u>1306</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>1358</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>			
	<u>1255</u>	<u>80</u>	<u>1.72</u>	<u>1307</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>1359</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>1256</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1308</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>1360</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>1257</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1309</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>1361</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>1258</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1310</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>1362</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>1259</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>1311</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>1363</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>1260</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>1312</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>1364</u>	<u>80</u>	<u>-0.926</u>			
	<u>1261</u>	<u>80</u>	<u>1.8</u>	<u>1313</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>1365</u>	<u>80</u>	<u>-0.21</u>			
	<u>1262</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1314</u>	<u>80</u>	<u>0.246</u>	<u>1366</u>	<u>80</u>	<u>-0.21</u>			
	<u>1263</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1315</u>	<u>80</u>	<u>0.41</u>	<u>1367</u>	<u>80</u>	<u>-0.21</u>			
	<u>1264</u>	<u>80</u>	<u>1.5</u>	<u>1316</u>	<u>80</u>	<u>0.978</u>	<u>1368</u>	<u>80</u>	<u>-0.912</u>			
	<u>1265</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>1317</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>1369</u>	<u>80</u>	<u>-0.99</u>			
	<u>1266</u>	<u>80</u>	<u>0.92</u>	<u>1318</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>1370</u>	<u>80</u>	<u>-0.621</u>			
	<u>1267</u>	<u>80</u>	<u>1.2</u>	<u>1319</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>1371</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>			
	<u>1268</u>	<u>80</u>	<u>1.28</u>	<u>1320</u>	<u>80</u>	<u>1.12</u>	<u>1372</u>	<u>80</u>	<u>0.24</u>			
	<u>1269</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>1321</u>	<u>80</u>	<u>-0.608</u>	<u>1373</u>	<u>80</u>	<u>0.966</u>			
	<u>1270</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>1322</u>	<u>80</u>	<u>-0.8</u>	<u>1374</u>	<u>80</u>	<u>1.45</u>			
	<u>1271</u>	<u>80</u>	<u>2.72</u>	<u>1323</u>	<u>80</u>	<u>-0.02</u>	<u>1375</u>	<u>80</u>	<u>1.45</u>			
	<u>1272</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1324</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1376</u>	<u>80</u>	<u>0.89</u>			
	<u>1273</u>	<u>80</u>	<u>1.945</u>	<u>1325</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>1377</u>	<u>80</u>	<u>0.05</u>			
	<u>1274</u>	<u>80</u>	<u>0.89</u>	<u>1326</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>1378</u>	<u>80</u>	<u>0.05</u>			
	<u>1275</u>	<u>80</u>	<u>0.861</u>	<u>1327</u>	<u>80</u>	<u>1.9</u>	<u>1379</u>	<u>80</u>	<u>0.05</u>			
	<u>1276</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1328</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1380</u>	<u>80</u>	<u>0.05</u>			
	<u>1277</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1329</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1381</u>	<u>80</u>	<u>0.06</u>			

新	旧								
(削除)	<u>1278</u>	<u>80</u>	<u>0. 6</u>	<u>1330</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1382</u>	<u>80</u>	<u>0. 995</u>
	<u>1279</u>	<u>80</u>	<u>1. 288</u>	<u>1331</u>	<u>80</u>	<u>0. 95</u>	<u>1383</u>	<u>80</u>	<u>1. 1</u>
	<u>1280</u>	<u>80</u>	<u>1. 46</u>	<u>1332</u>	<u>80</u>	<u>-1. 5</u>	<u>1384</u>	<u>80</u>	<u>1. 1</u>
	<u>1281</u>	<u>80</u>	<u>-0. 67</u>	<u>1333</u>	<u>80</u>	<u>-1. 35</u>	<u>1385</u>	<u>80</u>	<u>-1. 412</u>
	<u>1282</u>	<u>80</u>	<u>-2. 8</u>	<u>1334</u>	<u>80</u>	<u>-0. 75</u>	<u>1386</u>	<u>80</u>	<u>-2. 04</u>
	<u>1283</u>	<u>80</u>	<u>-2. 8</u>	<u>1335</u>	<u>80</u>	<u>-0. 75</u>	<u>1387</u>	<u>80</u>	<u>-2. 04</u>
	<u>1284</u>	<u>80</u>	<u>-2. 8</u>	<u>1336</u>	<u>80</u>	<u>-0. 75</u>	<u>1388</u>	<u>80</u>	<u>-2. 04</u>
	<u>1285</u>	<u>80</u>	<u>-2. 8</u>	<u>1337</u>	<u>80</u>	<u>-0. 75</u>	<u>1389</u>	<u>80</u>	<u>-2. 04</u>
	<u>1286</u>	<u>80</u>	<u>-2. 06</u>	<u>1338</u>	<u>80</u>	<u>-0. 75</u>	<u>1390</u>	<u>80</u>	<u>-0. 87</u>
	<u>1287</u>	<u>80</u>	<u>-1. 32</u>	<u>1339</u>	<u>80</u>	<u>-0. 675</u>	<u>1391</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>
	<u>1288</u>	<u>80</u>	<u>-1. 101</u>	<u>1340</u>	<u>80</u>	<u>-0. 5</u>	<u>1392</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>
	<u>1289</u>	<u>80</u>	<u>0. 87</u>	<u>1341</u>	<u>80</u>	<u>-0. 5</u>	<u>1393</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>
	<u>1290</u>	<u>80</u>	<u>0. 87</u>	<u>1342</u>	<u>80</u>	<u>-0. 3</u>	<u>1394</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>
	<u>1291</u>	<u>80</u>	<u>-0. 544</u>	<u>1343</u>	<u>80</u>	<u>1. 5</u>	<u>1395</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>
	<u>1292</u>	<u>80</u>	<u>-1. 15</u>	<u>1344</u>	<u>80</u>	<u>1. 5</u>	<u>1396</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>
	<u>1293</u>	<u>80</u>	<u>-1. 15</u>	<u>1345</u>	<u>80</u>	<u>1. 5</u>	<u>1397</u>	<u>80</u>	<u>-0. 18</u>
	<u>1294</u>	<u>80</u>	<u>-1. 42</u>	<u>1346</u>	<u>80</u>	<u>1. 5</u>	<u>1398</u>	<u>80</u>	<u>-0. 3</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>1399</u>	<u>80</u>	<u>-0. 295</u>	<u>1451</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>	<u>1503</u>	<u>80</u>	<u>3</u>
	<u>1400</u>	<u>80</u>	<u>-0. 29</u>	<u>1452</u>	<u>80</u>	<u>0. 85</u>	<u>1504</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1401</u>	<u>80</u>	<u>-0. 29</u>	<u>1453</u>	<u>80</u>	<u>2. 8</u>	<u>1505</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>
	<u>1402</u>	<u>80</u>	<u>-0. 29</u>	<u>1454</u>	<u>80</u>	<u>2. 8</u>	<u>1506</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>
	<u>1403</u>	<u>80</u>	<u>-0. 29</u>	<u>1455</u>	<u>80</u>	<u>2. 745</u>	<u>1507</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>
	<u>1404</u>	<u>80</u>	<u>-0. 29</u>	<u>1456</u>	<u>80</u>	<u>2. 25</u>	<u>1508</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>1405</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>1457</u>	<u>80</u>	<u>2.25</u>	<u>1509</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>1406</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>1458</u>	<u>80</u>	<u>2.25</u>	<u>1510</u>	<u>80</u>	<u>0.8</u>			
	<u>1407</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>1459</u>	<u>80</u>	<u>1.34</u>	<u>1511</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>1408</u>	<u>80</u>	<u>-0.29</u>	<u>1460</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>1512</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>1409</u>	<u>80</u>	<u>2.671</u>	<u>1461</u>	<u>80</u>	<u>-2.3</u>	<u>1513</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>1410</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1462</u>	<u>80</u>	<u>-2.18</u>	<u>1514</u>	<u>80</u>	<u>0.144</u>			
	<u>1411</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1463</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1515</u>	<u>80</u>	<u>-0.32</u>			
	<u>1412</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1464</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1516</u>	<u>80</u>	<u>-0.32</u>			
	<u>1413</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1465</u>	<u>80</u>	<u>-0.536</u>	<u>1517</u>	<u>80</u>	<u>-0.32</u>			
	<u>1414</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1466</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1518</u>	<u>80</u>	<u>0.608</u>			
	<u>1415</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1467</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1519</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>1416</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1468</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1520</u>	<u>80</u>	<u>0.512</u>			
	<u>1417</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1469</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1521</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1418</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1470</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1522</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1419</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1471</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1523</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1420</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1472</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1524</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1421</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1473</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1525</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1422</u>	<u>80</u>	<u>-0.97</u>	<u>1474</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1526</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1423</u>	<u>80</u>	<u>-0.182</u>	<u>1475</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>	<u>1527</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1424</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>1476</u>	<u>80</u>	<u>-0.84</u>	<u>1528</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1425</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>1477</u>	<u>80</u>	<u>-0.84</u>	<u>1529</u>	<u>80</u>	<u>0.14</u>			
	<u>1426</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>1478</u>	<u>80</u>	<u>-0.144</u>	<u>1530</u>	<u>80</u>	<u>1.814</u>			
	<u>1427</u>	<u>80</u>	<u>1.6</u>	<u>1479</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>	<u>1531</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>1428</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1480</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>	<u>1532</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>1429</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1481</u>	<u>80</u>	<u>0.9</u>	<u>1533</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			

新	旧								
(削除)	<u>1430</u>	<u>80</u>	<u>1. 04</u>	<u>1482</u>	<u>80</u>	<u>0. 9</u>	<u>1534</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1431</u>	<u>80</u>	<u>0. 4</u>	<u>1483</u>	<u>80</u>	<u>0. 9</u>	<u>1535</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1432</u>	<u>80</u>	<u>0. 128</u>	<u>1484</u>	<u>80</u>	<u>0. 9</u>	<u>1536</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1433</u>	<u>80</u>	<u>-0. 28</u>	<u>1485</u>	<u>80</u>	<u>-0. 189</u>	<u>1537</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1434</u>	<u>80</u>	<u>-0. 28</u>	<u>1486</u>	<u>80</u>	<u>-0. 31</u>	<u>1538</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1435</u>	<u>80</u>	<u>-0. 28</u>	<u>1487</u>	<u>80</u>	<u>-0. 31</u>	<u>1539</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1436</u>	<u>80</u>	<u>-0. 772</u>	<u>1488</u>	<u>80</u>	<u>-0. 31</u>	<u>1540</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>1437</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>	<u>1489</u>	<u>80</u>	<u>-0. 31</u>	<u>1541</u>	<u>80</u>	<u>0. 215</u>
	<u>1438</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>	<u>1490</u>	<u>80</u>	<u>-0. 31</u>	<u>1542</u>	<u>80</u>	<u>-1. 57</u>
	<u>1439</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>	<u>1491</u>	<u>80</u>	<u>0. 683</u>	<u>1543</u>	<u>80</u>	<u>-1. 57</u>
	<u>1440</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>	<u>1492</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1544</u>	<u>80</u>	<u>-1. 57</u>
	<u>1441</u>	<u>80</u>	<u>0. 35</u>	<u>1493</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1545</u>	<u>80</u>	<u>-1. 57</u>
	<u>1442</u>	<u>80</u>	<u>0. 35</u>	<u>1494</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1546</u>	<u>80</u>	<u>-1. 57</u>
	<u>1443</u>	<u>80</u>	<u>0. 35</u>	<u>1495</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1547</u>	<u>80</u>	<u>-1. 57</u>
	<u>1444</u>	<u>80</u>	<u>0. 35</u>	<u>1496</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1548</u>	<u>80</u>	<u>-1. 57</u>
	<u>1445</u>	<u>80</u>	<u>-1. 63</u>	<u>1497</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1549</u>	<u>80</u>	<u>-0. 331</u>
	<u>1446</u>	<u>80</u>	<u>-1. 63</u>	<u>1498</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1550</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>
	<u>1447</u>	<u>80</u>	<u>-1. 63</u>	<u>1499</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1551</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>
	<u>1448</u>	<u>80</u>	<u>-1. 365</u>	<u>1500</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1552</u>	<u>80</u>	<u>-0. 25</u>
	<u>1449</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>	<u>1501</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1553</u>	<u>80</u>	<u>-0. 7</u>
	<u>1450</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>	<u>1502</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1554</u>	<u>80</u>	<u>-0. 63</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>1555</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1607</u>	<u>80</u>	<u>-0. 144</u>	<u>1659</u>	<u>80</u>	<u>2. 18</u>
	<u>1556</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1608</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1660</u>	<u>80</u>	<u>2. 3</u>

新				旧					
<u>(削除)</u>	<u>1557</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1609</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1661</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>1558</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1610</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1662</u>	<u>80</u>	<u>-1.34</u>
	<u>1559</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1611</u>	<u>80</u>	<u>-0.8</u>	<u>1663</u>	<u>80</u>	<u>-2.25</u>
	<u>1560</u>	<u>80</u>	<u>-0.414</u>	<u>1612</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1664</u>	<u>80</u>	<u>-2.25</u>
	<u>1561</u>	<u>80</u>	<u>0.414</u>	<u>1613</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1665</u>	<u>80</u>	<u>-2.25</u>
	<u>1562</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1614</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1666</u>	<u>80</u>	<u>-2.745</u>
	<u>1563</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1615</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1667</u>	<u>80</u>	<u>-2.8</u>
	<u>1564</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1616</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1668</u>	<u>80</u>	<u>-2.8</u>
	<u>1565</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1617</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1669</u>	<u>80</u>	<u>-0.85</u>
	<u>1566</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>1618</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1670</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1567</u>	<u>80</u>	<u>0.63</u>	<u>1619</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1671</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1568</u>	<u>80</u>	<u>0.7</u>	<u>1620</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1672</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1569</u>	<u>80</u>	<u>0.25</u>	<u>1621</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1673</u>	<u>80</u>	<u>1.365</u>
	<u>1570</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>1622</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1674</u>	<u>80</u>	<u>1.63</u>
	<u>1571</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>1623</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1675</u>	<u>80</u>	<u>1.63</u>
	<u>1572</u>	<u>80</u>	<u>0.331</u>	<u>1624</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1676</u>	<u>80</u>	<u>1.63</u>
	<u>1573</u>	<u>80</u>	<u>1.57</u>	<u>1625</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1677</u>	<u>80</u>	<u>-0.35</u>
	<u>1574</u>	<u>80</u>	<u>1.57</u>	<u>1626</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1678</u>	<u>80</u>	<u>-0.35</u>
	<u>1575</u>	<u>80</u>	<u>1.57</u>	<u>1627</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1679</u>	<u>80</u>	<u>-0.35</u>
	<u>1576</u>	<u>80</u>	<u>1.57</u>	<u>1628</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1680</u>	<u>80</u>	<u>-0.35</u>
	<u>1577</u>	<u>80</u>	<u>1.57</u>	<u>1629</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1681</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1578</u>	<u>80</u>	<u>1.57</u>	<u>1630</u>	<u>80</u>	<u>-0.683</u>	<u>1682</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1579</u>	<u>80</u>	<u>1.57</u>	<u>1631</u>	<u>80</u>	<u>0.31</u>	<u>1683</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1580</u>	<u>80</u>	<u>-0.215</u>	<u>1632</u>	<u>80</u>	<u>0.31</u>	<u>1684</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1581</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1633</u>	<u>80</u>	<u>0.31</u>	<u>1685</u>	<u>80</u>	<u>0.772</u>

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>1582</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1634</u>	<u>80</u>	<u>0.31</u>	<u>1686</u>	<u>80</u>	<u>0.28</u>			
	<u>1583</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1635</u>	<u>80</u>	<u>0.31</u>	<u>1687</u>	<u>80</u>	<u>0.28</u>			
	<u>1584</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1636</u>	<u>80</u>	<u>0.189</u>	<u>1688</u>	<u>80</u>	<u>0.28</u>			
	<u>1585</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1637</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>1689</u>	<u>80</u>	<u>-0.128</u>			
	<u>1586</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1638</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>1690</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>			
	<u>1587</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1639</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>1691</u>	<u>80</u>	<u>-1.04</u>			
	<u>1588</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1640</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>1692</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>1589</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1641</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>1693</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>			
	<u>1590</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1642</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>1694</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>1591</u>	<u>80</u>	<u>-1.814</u>	<u>1643</u>	<u>80</u>	<u>0.144</u>	<u>1695</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>			
	<u>1592</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1644</u>	<u>80</u>	<u>0.84</u>	<u>1696</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>			
	<u>1593</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1645</u>	<u>80</u>	<u>0.84</u>	<u>1697</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>			
	<u>1594</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1646</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1698</u>	<u>80</u>	<u>0.182</u>			
	<u>1595</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1647</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1699</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1596</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1648</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1700</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1597</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1649</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1701</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1598</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1650</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1702</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1599</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1651</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1703</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1600</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>1652</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1704</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1601</u>	<u>80</u>	<u>-0.512</u>	<u>1653</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1705</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1602</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1654</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1706</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1603</u>	<u>80</u>	<u>-0.606</u>	<u>1655</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1707</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1604</u>	<u>80</u>	<u>0.32</u>	<u>1656</u>	<u>80</u>	<u>0.536</u>	<u>1708</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1605</u>	<u>80</u>	<u>0.32</u>	<u>1657</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1709</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			
	<u>1606</u>	<u>80</u>	<u>0.32</u>	<u>1658</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1710</u>	<u>80</u>	<u>0.97</u>			

新	旧								
<u>(削除)</u>	<u>時間</u> (秒)	<u>車速</u> (km/h)	<u>縦断勾配</u> (%)	<u>時間</u> (秒)	<u>車速</u> (km/h)	<u>縦断勾配</u> (%)	<u>時間</u> (秒)	<u>車速</u> (km/h)	<u>縦断勾配</u> (%)
	<u>1711</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1763</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>	<u>1815</u>	<u>80</u>	<u>1.23</u>
	<u>1712</u>	<u>80</u>	<u>-2.671</u>	<u>1764</u>	<u>80</u>	<u>0.98</u>	<u>1816</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>
	<u>1713</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1765</u>	<u>80</u>	<u>0.8</u>	<u>1817</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>
	<u>1714</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1766</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>1818</u>	<u>80</u>	<u>0.744</u>
	<u>1715</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1767</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>1819</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>
	<u>1716</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1768</u>	<u>80</u>	<u>-1.2</u>	<u>1820</u>	<u>80</u>	<u>0.6</u>
	<u>1717</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1769</u>	<u>80</u>	<u>1.5</u>	<u>1821</u>	<u>80</u>	<u>1.9</u>
	<u>1718</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1770</u>	<u>80</u>	<u>1.5</u>	<u>1822</u>	<u>80</u>	<u>1.9</u>
	<u>1719</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1771</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1823</u>	<u>80</u>	<u>1.9</u>
	<u>1720</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1772</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1824</u>	<u>80</u>	<u>1.9</u>
	<u>1721</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>1773</u>	<u>80</u>	<u>-1.95</u>	<u>1825</u>	<u>80</u>	<u>1.765</u>
	<u>1722</u>	<u>80</u>	<u>0.295</u>	<u>1774</u>	<u>80</u>	<u>-1.5</u>	<u>1826</u>	<u>80</u>	<u>1.45</u>
	<u>1723</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1775</u>	<u>80</u>	<u>-1.5</u>	<u>1827</u>	<u>80</u>	<u>1.42</u>
	<u>1724</u>	<u>80</u>	<u>0.18</u>	<u>1776</u>	<u>80</u>	<u>-1.5</u>	<u>1828</u>	<u>80</u>	<u>1.15</u>
	<u>1725</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>1777</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>	<u>1829</u>	<u>80</u>	<u>1.15</u>
	<u>1726</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>1778</u>	<u>80</u>	<u>-1.5</u>	<u>1830</u>	<u>80</u>	<u>0.544</u>
	<u>1727</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>1779</u>	<u>80</u>	<u>0.3</u>	<u>1831</u>	<u>80</u>	<u>-0.87</u>
	<u>1728</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>1780</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>1832</u>	<u>80</u>	<u>-0.87</u>
	<u>1729</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>1781</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>1833</u>	<u>80</u>	<u>1.101</u>
	<u>1730</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>1782</u>	<u>80</u>	<u>0.675</u>	<u>1834</u>	<u>80</u>	<u>1.32</u>
	<u>1731</u>	<u>80</u>	<u>0.87</u>	<u>1783</u>	<u>80</u>	<u>0.75</u>	<u>1835</u>	<u>80</u>	<u>2.06</u>
	<u>1732</u>	<u>80</u>	<u>2.04</u>	<u>1784</u>	<u>80</u>	<u>0.75</u>	<u>1836</u>	<u>80</u>	<u>2.8</u>
	<u>1733</u>	<u>80</u>	<u>2.04</u>	<u>1785</u>	<u>80</u>	<u>0.75</u>	<u>1837</u>	<u>80</u>	<u>2.8</u>

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>1734</u>	<u>80</u>	<u>2.04</u>	<u>1786</u>	<u>80</u>	<u>0.75</u>	<u>1838</u>	<u>80</u>	<u>2.8</u>			
	<u>1735</u>	<u>80</u>	<u>2.04</u>	<u>1787</u>	<u>80</u>	<u>0.75</u>	<u>1839</u>	<u>80</u>	<u>2.8</u>			
	<u>1736</u>	<u>80</u>	<u>1.412</u>	<u>1788</u>	<u>80</u>	<u>1.35</u>	<u>1840</u>	<u>80</u>	<u>0.67</u>			
	<u>1737</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>1789</u>	<u>80</u>	<u>1.5</u>	<u>1841</u>	<u>80</u>	<u>-1.46</u>			
	<u>1738</u>	<u>80</u>	<u>-1.1</u>	<u>1790</u>	<u>80</u>	<u>-0.95</u>	<u>1842</u>	<u>80</u>	<u>-1.288</u>			
	<u>1739</u>	<u>80</u>	<u>-0.995</u>	<u>1791</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1843</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>			
	<u>1740</u>	<u>80</u>	<u>-0.05</u>	<u>1792</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1844</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>			
	<u>1741</u>	<u>80</u>	<u>-0.05</u>	<u>1793</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>1845</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>			
	<u>1742</u>	<u>80</u>	<u>-0.05</u>	<u>1794</u>	<u>80</u>	<u>-1.9</u>	<u>1846</u>	<u>80</u>	<u>-0.861</u>			
	<u>1743</u>	<u>80</u>	<u>-0.05</u>	<u>1795</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1847</u>	<u>80</u>	<u>-0.89</u>			
	<u>1744</u>	<u>80</u>	<u>-0.05</u>	<u>1796</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1848</u>	<u>80</u>	<u>-1.945</u>			
	<u>1745</u>	<u>80</u>	<u>-0.89</u>	<u>1797</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>1849</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>1746</u>	<u>80</u>	<u>-1.45</u>	<u>1798</u>	<u>80</u>	<u>0.02</u>	<u>1850</u>	<u>80</u>	<u>-2.72</u>			
	<u>1747</u>	<u>80</u>	<u>-1.45</u>	<u>1799</u>	<u>80</u>	<u>0.8</u>	<u>1851</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>1748</u>	<u>80</u>	<u>-0.966</u>	<u>1800</u>	<u>80</u>	<u>0.608</u>	<u>1852</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>1749</u>	<u>80</u>	<u>-0.24</u>	<u>1801</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>	<u>1853</u>	<u>80</u>	<u>-1.28</u>			
	<u>1750</u>	<u>80</u>	<u>-0.24</u>	<u>1802</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>	<u>1854</u>	<u>80</u>	<u>-1.2</u>			
	<u>1751</u>	<u>80</u>	<u>0.621</u>	<u>1803</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>	<u>1855</u>	<u>80</u>	<u>-0.92</u>			
	<u>1752</u>	<u>80</u>	<u>0.99</u>	<u>1804</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>	<u>1856</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>			
	<u>1753</u>	<u>80</u>	<u>0.912</u>	<u>1805</u>	<u>80</u>	<u>-0.978</u>	<u>1857</u>	<u>80</u>	<u>-1.5</u>			
	<u>1754</u>	<u>80</u>	<u>0.21</u>	<u>1806</u>	<u>80</u>	<u>-0.41</u>	<u>1858</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>1755</u>	<u>80</u>	<u>0.21</u>	<u>1807</u>	<u>80</u>	<u>-0.246</u>	<u>1859</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>1756</u>	<u>80</u>	<u>0.21</u>	<u>1808</u>	<u>80</u>	<u>1.23</u>	<u>1860</u>	<u>80</u>	<u>-1.8</u>			
	<u>1757</u>	<u>80</u>	<u>0.926</u>	<u>1809</u>	<u>80</u>	<u>1.23</u>	<u>1861</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>			
	<u>1758</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1810</u>	<u>80</u>	<u>1.23</u>	<u>1862</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>			

新	旧									
(削除)	<u>1759</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1811</u>	<u>80</u>	<u>1. 23</u>	<u>1863</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	
	<u>1760</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1812</u>	<u>80</u>	<u>1. 23</u>	<u>1864</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	
	<u>1761</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1813</u>	<u>80</u>	<u>1. 23</u>	<u>1865</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	
	<u>1762</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>1814</u>	<u>80</u>	<u>1. 23</u>	<u>1866</u>	<u>80</u>	<u>-1. 72</u>	
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	
	<u>1867</u>	<u>80</u>	<u>-2. 9</u>	<u>1919</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1971</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	
	<u>1868</u>	<u>80</u>	<u>-2. 9</u>	<u>1920</u>	<u>80</u>	<u>1. 92</u>	<u>1972</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	
	<u>1869</u>	<u>80</u>	<u>-2. 9</u>	<u>1921</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>	<u>1973</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	
	<u>1870</u>	<u>80</u>	<u>-2. 79</u>	<u>1922</u>	<u>80</u>	<u>0. 82</u>	<u>1974</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	
	<u>1871</u>	<u>80</u>	<u>-1. 8</u>	<u>1923</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>1975</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	
	<u>1872</u>	<u>80</u>	<u>-1. 8</u>	<u>1924</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>1976</u>	<u>80</u>	<u>-2. 5</u>	
	<u>1873</u>	<u>80</u>	<u>-1. 8</u>	<u>1925</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>1977</u>	<u>80</u>	<u>-2. 5</u>	
	<u>1874</u>	<u>80</u>	<u>-1. 8</u>	<u>1926</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>1978</u>	<u>80</u>	<u>-2. 5</u>	
	<u>1875</u>	<u>80</u>	<u>-1. 8</u>	<u>1927</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>1979</u>	<u>80</u>	<u>-2. 5</u>	
	<u>1876</u>	<u>80</u>	<u>2. 2</u>	<u>1928</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>1980</u>	<u>80</u>	<u>1. 356</u>	
	<u>1877</u>	<u>80</u>	<u>2. 2</u>	<u>1929</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>1981</u>	<u>80</u>	<u>2. 32</u>	
	<u>1878</u>	<u>80</u>	<u>2. 2</u>	<u>1930</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>1982</u>	<u>80</u>	<u>2. 32</u>	
	<u>1879</u>	<u>80</u>	<u>1. 24</u>	<u>1931</u>	<u>80</u>	<u>1. 76</u>	<u>1983</u>	<u>80</u>	<u>-0. 674</u>	
	<u>1880</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1932</u>	<u>80</u>	<u>1. 8</u>	<u>1984</u>	<u>80</u>	<u>-2. 67</u>	
	<u>1881</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1933</u>	<u>80</u>	<u>2. 22</u>	<u>1985</u>	<u>80</u>	<u>-2. 67</u>	
	<u>1882</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1934</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	<u>1986</u>	<u>80</u>	<u>-0. 339</u>	
	<u>1883</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1935</u>	<u>80</u>	<u>0. 96</u>	<u>1987</u>	<u>80</u>	<u>0. 66</u>	
	<u>1884</u>	<u>80</u>	<u>0. 08</u>	<u>1936</u>	<u>80</u>	<u>0. 3</u>	<u>1988</u>	<u>80</u>	<u>0. 66</u>	
	<u>1885</u>	<u>80</u>	<u>0. 2</u>	<u>1937</u>	<u>80</u>	<u>0. 985</u>	<u>1989</u>	<u>80</u>	<u>0. 66</u>	

新	旧								
<u>(削除)</u>	<u>1886</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>1938</u>	<u>80</u>	<u>1.67</u>	<u>1990</u>	<u>80</u>	<u>0.66</u>
	<u>1887</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>1939</u>	<u>80</u>	<u>1.67</u>	<u>1991</u>	<u>80</u>	<u>-1.228</u>
	<u>1888</u>	<u>80</u>	<u>0.28</u>	<u>1940</u>	<u>80</u>	<u>1.67</u>	<u>1992</u>	<u>80</u>	<u>-1.7</u>
	<u>1889</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>1941</u>	<u>80</u>	<u>1.67</u>	<u>1993</u>	<u>80</u>	<u>-1.7</u>
	<u>1890</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>1942</u>	<u>80</u>	<u>0.968</u>	<u>1994</u>	<u>80</u>	<u>-1.7</u>
	<u>1891</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1943</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>1995</u>	<u>80</u>	<u>-1.7</u>
	<u>1892</u>	<u>80</u>	<u>-1</u>	<u>1944</u>	<u>80</u>	<u>0.5</u>	<u>1996</u>	<u>80</u>	<u>-1.7</u>
	<u>1893</u>	<u>80</u>	<u>-1.64</u>	<u>1945</u>	<u>80</u>	<u>-0.22</u>	<u>1997</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>
	<u>1894</u>	<u>80</u>	<u>-1.8</u>	<u>1946</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>	<u>1998</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1895</u>	<u>80</u>	<u>-1.2</u>	<u>1947</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>	<u>1999</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1896</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>1948</u>	<u>80</u>	<u>-0.24</u>	<u>2000</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1897</u>	<u>80</u>	<u>-0.8</u>	<u>1949</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2001</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>
	<u>1898</u>	<u>80</u>	<u>-1.3</u>	<u>1950</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2002</u>	<u>80</u>	<u>1.43</u>
	<u>1899</u>	<u>80</u>	<u>-0.58</u>	<u>1951</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2003</u>	<u>80</u>	<u>1.43</u>
	<u>1900</u>	<u>80</u>	<u>-0.4</u>	<u>1952</u>	<u>80</u>	<u>0.533</u>	<u>2004</u>	<u>80</u>	<u>1.43</u>
	<u>1901</u>	<u>80</u>	<u>-0.25</u>	<u>1953</u>	<u>80</u>	<u>0.59</u>	<u>2005</u>	<u>80</u>	<u>0.302</u>
	<u>1902</u>	<u>80</u>	<u>-0.25</u>	<u>1954</u>	<u>80</u>	<u>-1.573</u>	<u>2006</u>	<u>80</u>	<u>0.006</u>
	<u>1903</u>	<u>80</u>	<u>-0.25</u>	<u>1955</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>2007</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>
	<u>1904</u>	<u>80</u>	<u>-0.18</u>	<u>1956</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>2008</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>
	<u>1905</u>	<u>80</u>	<u>0.772</u>	<u>1957</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2009</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>
	<u>1906</u>	<u>80</u>	<u>0.94</u>	<u>1958</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>	<u>2010</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>
	<u>1907</u>	<u>80</u>	<u>-1.805</u>	<u>1959</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>	<u>2011</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>
	<u>1908</u>	<u>80</u>	<u>-2.11</u>	<u>1960</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>	<u>2012</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>
	<u>1909</u>	<u>80</u>	<u>-2.11</u>	<u>1961</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>	<u>2013</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>
	<u>1910</u>	<u>80</u>	<u>-1.155</u>	<u>1962</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>	<u>2014</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>

新	旧								
(削除)	<u>1911</u>	<u>80</u>	<u>-0.02</u>	<u>1963</u>	<u>80</u>	<u>2.09</u>	<u>2015</u>	<u>80</u>	<u>1.302</u>
	<u>1912</u>	<u>80</u>	<u>-0.02</u>	<u>1964</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>2016</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>
	<u>1913</u>	<u>80</u>	<u>0.282</u>	<u>1965</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>2017</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>
	<u>1914</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1966</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>2018</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>
	<u>1915</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1967</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>2019</u>	<u>80</u>	<u>0.17</u>
	<u>1916</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1968</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>2020</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>
	<u>1917</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1969</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>2021</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>
	<u>1918</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>1970</u>	<u>80</u>	<u>2.5</u>	<u>2022</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>2023</u>	<u>80</u>	<u>-0.541</u>	<u>2075</u>	<u>80</u>	<u>-0.036</u>	<u>2127</u>	<u>80</u>	<u>0.65</u>
	<u>2024</u>	<u>80</u>	<u>-2.35</u>	<u>2076</u>	<u>80</u>	<u>0.21</u>	<u>2128</u>	<u>80</u>	<u>0.65</u>
	<u>2025</u>	<u>80</u>	<u>-2.35</u>	<u>2077</u>	<u>80</u>	<u>0.21</u>	<u>2129</u>	<u>80</u>	<u>0.65</u>
	<u>2026</u>	<u>80</u>	<u>-2.35</u>	<u>2078</u>	<u>80</u>	<u>0.21</u>	<u>2130</u>	<u>80</u>	<u>0.66</u>
	<u>2027</u>	<u>80</u>	<u>-2.35</u>	<u>2079</u>	<u>80</u>	<u>0.087</u>	<u>2131</u>	<u>80</u>	<u>0.65</u>
	<u>2028</u>	<u>80</u>	<u>-0.21</u>	<u>2080</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2132</u>	<u>80</u>	<u>0.65</u>
	<u>2029</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2081</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2133</u>	<u>80</u>	<u>0.317</u>
	<u>2030</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2082</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2134</u>	<u>80</u>	<u>-0.46</u>
	<u>2031</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2083</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2135</u>	<u>80</u>	<u>-0.46</u>
	<u>2032</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2084</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2136</u>	<u>80</u>	<u>-0.46</u>
	<u>2033</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2085</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2137</u>	<u>80</u>	<u>-0.46</u>
	<u>2034</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2086</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>	<u>2138</u>	<u>80</u>	<u>0.394</u>
	<u>2035</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2087</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>	<u>2139</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>
	<u>2036</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2088</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>	<u>2140</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>
	<u>2037</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2089</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>	<u>2141</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>2038</u>	<u>80</u>	<u>-0.529</u>	<u>2090</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2142</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>			
	<u>2039</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2091</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2143</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>			
	<u>2040</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2092</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2144</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>			
	<u>2041</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2093</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2145</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>			
	<u>2042</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2094</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2146</u>	<u>80</u>	<u>0.493</u>			
	<u>2043</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2095</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2147</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>2044</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2096</u>	<u>80</u>	<u>1.27</u>	<u>2148</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>2045</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2097</u>	<u>80</u>	<u>2.84</u>	<u>2149</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>2046</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2098</u>	<u>80</u>	<u>2.84</u>	<u>2150</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>2047</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2099</u>	<u>80</u>	<u>2.84</u>	<u>2151</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>2048</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2100</u>	<u>80</u>	<u>2.84</u>	<u>2152</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>2049</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2101</u>	<u>80</u>	<u>2.84</u>	<u>2153</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>			
	<u>2050</u>	<u>80</u>	<u>-2.23</u>	<u>2102</u>	<u>80</u>	<u>2.84</u>	<u>2154</u>	<u>80</u>	<u>0.683</u>			
	<u>2051</u>	<u>80</u>	<u>-1.235</u>	<u>2103</u>	<u>80</u>	<u>-0.576</u>	<u>2155</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2052</u>	<u>80</u>	<u>-0.24</u>	<u>2104</u>	<u>80</u>	<u>-1.43</u>	<u>2156</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2053</u>	<u>80</u>	<u>-0.24</u>	<u>2105</u>	<u>80</u>	<u>-1.43</u>	<u>2157</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2054</u>	<u>80</u>	<u>-1.42</u>	<u>2106</u>	<u>80</u>	<u>-1.43</u>	<u>2158</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2055</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2107</u>	<u>80</u>	<u>-1.43</u>	<u>2159</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2056</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2108</u>	<u>80</u>	<u>-0.126</u>	<u>2160</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2057</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2109</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>	<u>2161</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2058</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2110</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>	<u>2162</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2059</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2111</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>	<u>2163</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2060</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2112</u>	<u>80</u>	<u>1.83</u>	<u>2164</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2061</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2113</u>	<u>80</u>	<u>0.03</u>	<u>2165</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			
	<u>2062</u>	<u>80</u>	<u>-0.8</u>	<u>2114</u>	<u>80</u>	<u>-1.066</u>	<u>2166</u>	<u>80</u>	<u>2.58</u>			

新	旧								
	<u>2063</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2115</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>2167</u>	<u>80</u>	<u>0.812</u>
	<u>2064</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2116</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>2168</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>
	<u>2065</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2117</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>2169</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>
	<u>2066</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2118</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>2170</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>
	<u>2067</u>	<u>80</u>	<u>0.12</u>	<u>2119</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>2171</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>
	<u>2068</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>2120</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>2172</u>	<u>80</u>	<u>-0.72</u>
	<u>2069</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>2121</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>2173</u>	<u>80</u>	<u>-0.72</u>
	<u>2070</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>2122</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>2174</u>	<u>80</u>	<u>-0.72</u>
	<u>2071</u>	<u>80</u>	<u>-0.06</u>	<u>2123</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>2175</u>	<u>80</u>	<u>0.078</u>
	<u>2072</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2124</u>	<u>80</u>	<u>-0.66</u>	<u>2176</u>	<u>80</u>	<u>0.42</u>
	<u>2073</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2125</u>	<u>80</u>	<u>-0.136</u>	<u>2177</u>	<u>80</u>	<u>0.42</u>
	<u>2074</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2126</u>	<u>80</u>	<u>0.65</u>	<u>2178</u>	<u>80</u>	<u>0.42</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>2179</u>	<u>80</u>	<u>0.42</u>	<u>2231</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>	<u>2283</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>
	<u>2180</u>	<u>80</u>	<u>0.42</u>	<u>2232</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>	<u>2284</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>
	<u>2181</u>	<u>80</u>	<u>0.42</u>	<u>2233</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>	<u>2285</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>
	<u>2182</u>	<u>80</u>	<u>0.42</u>	<u>2234</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>	<u>2286</u>	<u>80</u>	<u>-0.385</u>
	<u>2183</u>	<u>80</u>	<u>0.828</u>	<u>2235</u>	<u>80</u>	<u>-1.686</u>	<u>2287</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
	<u>2184</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>	<u>2236</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>2288</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
	<u>2185</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>	<u>2237</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>2289</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
	<u>2186</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>	<u>2238</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>2290</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
	<u>2187</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>	<u>2239</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>2291</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
	<u>2188</u>	<u>80</u>	<u>0.92</u>	<u>2240</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>2292</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
	<u>2189</u>	<u>80</u>	<u>-0.7</u>	<u>2241</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>2293</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
<u>(削除)</u>									

新	旧								
<u>(削除)</u>	<u>2190</u>	<u>80</u>	<u>-0.7</u>	<u>2242</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>2294</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
	<u>2191</u>	<u>80</u>	<u>-0.7</u>	<u>2243</u>	<u>80</u>	<u>-2</u>	<u>2295</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>
	<u>2192</u>	<u>80</u>	<u>-0.7</u>	<u>2244</u>	<u>80</u>	<u>-2.5</u>	<u>2296</u>	<u>80</u>	<u>-0.222</u>
	<u>2193</u>	<u>80</u>	<u>0.604</u>	<u>2245</u>	<u>80</u>	<u>-4.5</u>	<u>2297</u>	<u>80</u>	<u>-0.07</u>
	<u>2194</u>	<u>80</u>	<u>0.93</u>	<u>2246</u>	<u>80</u>	<u>-4.5</u>	<u>2298</u>	<u>80</u>	<u>-0.07</u>
	<u>2195</u>	<u>80</u>	<u>0.93</u>	<u>2247</u>	<u>80</u>	<u>-4.5</u>	<u>2299</u>	<u>80</u>	<u>-0.07</u>
	<u>2196</u>	<u>80</u>	<u>0.423</u>	<u>2248</u>	<u>80</u>	<u>-4.5</u>	<u>2300</u>	<u>80</u>	<u>-0.07</u>
	<u>2197</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2249</u>	<u>80</u>	<u>-4.5</u>	<u>2301</u>	<u>80</u>	<u>-0.07</u>
	<u>2198</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2250</u>	<u>80</u>	<u>-4.5</u>	<u>2302</u>	<u>80</u>	<u>-0.07</u>
	<u>2199</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2251</u>	<u>80</u>	<u>-2.8</u>	<u>2303</u>	<u>80</u>	<u>-0.07</u>
	<u>2200</u>	<u>80</u>	<u>-1.732</u>	<u>2252</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2304</u>	<u>80</u>	<u>-0.083</u>
	<u>2201</u>	<u>80</u>	<u>-1.84</u>	<u>2253</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2305</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>2202</u>	<u>80</u>	<u>-1.84</u>	<u>2254</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2306</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>2203</u>	<u>80</u>	<u>-1.84</u>	<u>2255</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2307</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>2204</u>	<u>80</u>	<u>-1.84</u>	<u>2256</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2308</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>2205</u>	<u>80</u>	<u>0.19</u>	<u>2257</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2309</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>2206</u>	<u>80</u>	<u>0.19</u>	<u>2258</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2310</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>
	<u>2207</u>	<u>80</u>	<u>0.19</u>	<u>2259</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2311</u>	<u>80</u>	<u>0.02</u>
	<u>2208</u>	<u>80</u>	<u>0.19</u>	<u>2260</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2312</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>2209</u>	<u>80</u>	<u>0.19</u>	<u>2261</u>	<u>80</u>	<u>4</u>	<u>2313</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>2210</u>	<u>80</u>	<u>0.19</u>	<u>2262</u>	<u>80</u>	<u>1.09</u>	<u>2314</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>2211</u>	<u>80</u>	<u>0.19</u>	<u>2263</u>	<u>80</u>	<u>-0.85</u>	<u>2315</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>2212</u>	<u>80</u>	<u>0.19</u>	<u>2264</u>	<u>80</u>	<u>-0.85</u>	<u>2316</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>2213</u>	<u>80</u>	<u>2.719</u>	<u>2265</u>	<u>80</u>	<u>-0.85</u>	<u>2317</u>	<u>80</u>	<u>2</u>
	<u>2214</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2266</u>	<u>80</u>	<u>-1.555</u>	<u>2318</u>	<u>80</u>	<u>2</u>

新	旧											
(削除)	<u>2215</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2267</u>	<u>80</u>	<u>-3.2</u>	<u>2319</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>2216</u>	<u>80</u>	<u>2.37</u>	<u>2268</u>	<u>80</u>	<u>-3.2</u>	<u>2320</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>2217</u>	<u>80</u>	<u>1.74</u>	<u>2269</u>	<u>80</u>	<u>-3.2</u>	<u>2321</u>	<u>80</u>	<u>-1.24</u>			
	<u>2218</u>	<u>80</u>	<u>1.74</u>	<u>2270</u>	<u>80</u>	<u>-3.2</u>	<u>2322</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>2219</u>	<u>80</u>	<u>1.74</u>	<u>2271</u>	<u>80</u>	<u>-1.048</u>	<u>2323</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>2220</u>	<u>80</u>	<u>1.74</u>	<u>2272</u>	<u>80</u>	<u>2.18</u>	<u>2324</u>	<u>80</u>	<u>-1.24</u>			
	<u>2221</u>	<u>80</u>	<u>2.059</u>	<u>2273</u>	<u>80</u>	<u>2.18</u>	<u>2325</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>			
	<u>2222</u>	<u>80</u>	<u>4.93</u>	<u>2274</u>	<u>80</u>	<u>2.18</u>	<u>2326</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>			
	<u>2223</u>	<u>80</u>	<u>4.93</u>	<u>2275</u>	<u>80</u>	<u>2.18</u>	<u>2327</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>			
	<u>2224</u>	<u>80</u>	<u>4.93</u>	<u>2276</u>	<u>80</u>	<u>0.398</u>	<u>2328</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>			
	<u>2225</u>	<u>80</u>	<u>4.93</u>	<u>2277</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2329</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>			
	<u>2226</u>	<u>80</u>	<u>4.93</u>	<u>2278</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2330</u>	<u>80</u>	<u>-0.25</u>			
	<u>2227</u>	<u>80</u>	<u>1.714</u>	<u>2279</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2331</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>			
	<u>2228</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>	<u>2280</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2332</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>			
	<u>2229</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>	<u>2281</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2333</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>			
	<u>2230</u>	<u>80</u>	<u>-0.43</u>	<u>2282</u>	<u>80</u>	<u>0.2</u>	<u>2334</u>	<u>80</u>	<u>-0.22</u>			
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>			
	<u>2335</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2387</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>	<u>2439</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>			
	<u>2336</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2388</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>	<u>2440</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>			
	<u>2337</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2389</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>	<u>2441</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>			
	<u>2338</u>	<u>80</u>	<u>-0.2</u>	<u>2390</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>	<u>2442</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>			
	<u>2339</u>	<u>80</u>	<u>-0.14</u>	<u>2391</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>	<u>2443</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>			
	<u>2340</u>	<u>80</u>	<u>0.1</u>	<u>2392</u>	<u>80</u>	<u>-0.293</u>	<u>2444</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>			
	<u>2341</u>	<u>80</u>	<u>0.1</u>	<u>2393</u>	<u>80</u>	<u>0.13</u>	<u>2445</u>	<u>80</u>	<u>0.346</u>			

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>2342</u>	<u>80</u>	<u>0. 1</u>	<u>2394</u>	<u>80</u>	<u>0. 13</u>	<u>2446</u>	<u>80</u>	<u>0. 29</u>			
	<u>2343</u>	<u>80</u>	<u>0. 1</u>	<u>2395</u>	<u>80</u>	<u>0. 618</u>	<u>2447</u>	<u>80</u>	<u>0. 29</u>			
	<u>2344</u>	<u>80</u>	<u>0. 1</u>	<u>2396</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2448</u>	<u>80</u>	<u>0. 29</u>			
	<u>2345</u>	<u>80</u>	<u>0. 1</u>	<u>2397</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2449</u>	<u>80</u>	<u>0. 29</u>			
	<u>2346</u>	<u>80</u>	<u>0. 1</u>	<u>2398</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2450</u>	<u>80</u>	<u>0. 297</u>			
	<u>2347</u>	<u>80</u>	<u>0. 1</u>	<u>2399</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2451</u>	<u>80</u>	<u>0. 36</u>			
	<u>2348</u>	<u>80</u>	<u>0. 1</u>	<u>2400</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2452</u>	<u>80</u>	<u>0. 36</u>			
	<u>2349</u>	<u>80</u>	<u>0. 1</u>	<u>2401</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2453</u>	<u>80</u>	<u>0. 36</u>			
	<u>2350</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	<u>2402</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2454</u>	<u>80</u>	<u>0. 36</u>			
	<u>2351</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	<u>2403</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2455</u>	<u>80</u>	<u>0. 257</u>			
	<u>2352</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	<u>2404</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2456</u>	<u>80</u>	<u>-0. 67</u>			
	<u>2353</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	<u>2405</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2457</u>	<u>80</u>	<u>-0. 67</u>			
	<u>2354</u>	<u>80</u>	<u>2. 5</u>	<u>2406</u>	<u>80</u>	<u>1. 35</u>	<u>2458</u>	<u>80</u>	<u>-0. 67</u>			
	<u>2355</u>	<u>80</u>	<u>-1. 406</u>	<u>2407</u>	<u>80</u>	<u>1. 105</u>	<u>2459</u>	<u>80</u>	<u>-0. 403</u>			
	<u>2356</u>	<u>80</u>	<u>-1. 84</u>	<u>2408</u>	<u>80</u>	<u>0. 86</u>	<u>2460</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>2357</u>	<u>80</u>	<u>-1. 84</u>	<u>2409</u>	<u>80</u>	<u>0. 86</u>	<u>2461</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>2358</u>	<u>80</u>	<u>-1. 84</u>	<u>2410</u>	<u>80</u>	<u>0. 86</u>	<u>2462</u>	<u>80</u>	<u>2</u>			
	<u>2359</u>	<u>80</u>	<u>-1. 84</u>	<u>2411</u>	<u>80</u>	<u>0. 86</u>	<u>2463</u>	<u>80</u>	<u>0. 692</u>			
	<u>2360</u>	<u>80</u>	<u>-1. 84</u>	<u>2412</u>	<u>80</u>	<u>0. 541</u>	<u>2464</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>			
	<u>2361</u>	<u>80</u>	<u>-1. 84</u>	<u>2413</u>	<u>80</u>	<u>-2. 33</u>	<u>2465</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>			
	<u>2362</u>	<u>80</u>	<u>-1. 84</u>	<u>2414</u>	<u>80</u>	<u>-2. 33</u>	<u>2466</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>			
	<u>2363</u>	<u>80</u>	<u>-1. 84</u>	<u>2415</u>	<u>80</u>	<u>-2. 33</u>	<u>2467</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>			
	<u>2364</u>	<u>80</u>	<u>-0. 208</u>	<u>2416</u>	<u>80</u>	<u>-2. 33</u>	<u>2468</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>			
	<u>2365</u>	<u>80</u>	<u>0. 88</u>	<u>2417</u>	<u>80</u>	<u>-2. 33</u>	<u>2469</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>			
	<u>2366</u>	<u>80</u>	<u>0. 88</u>	<u>2418</u>	<u>80</u>	<u>-2. 33</u>	<u>2470</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>			

新	旧								
<u>(削除)</u>	<u>2367</u>	<u>80</u>	<u>0.88</u>	<u>2419</u>	<u>80</u>	<u>-2.33</u>	<u>2471</u>	<u>80</u>	<u>-2.36</u>
	<u>2368</u>	<u>80</u>	<u>0.88</u>	<u>2420</u>	<u>80</u>	<u>-2.33</u>	<u>2472</u>	<u>80</u>	<u>-0.962</u>
	<u>2369</u>	<u>80</u>	<u>0.88</u>	<u>2421</u>	<u>80</u>	<u>-2.33</u>	<u>2473</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>2370</u>	<u>80</u>	<u>0.88</u>	<u>2422</u>	<u>80</u>	<u>-2.33</u>	<u>2474</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>2371</u>	<u>80</u>	<u>0.88</u>	<u>2423</u>	<u>80</u>	<u>-1.23</u>	<u>2475</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>2372</u>	<u>80</u>	<u>0.88</u>	<u>2424</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>	<u>2476</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>2373</u>	<u>80</u>	<u>-0.366</u>	<u>2425</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>	<u>2477</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>2374</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>2426</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>	<u>2478</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>2375</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>2427</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>	<u>2479</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>2376</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>2428</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>	<u>2480</u>	<u>80</u>	<u>2.3</u>
	<u>2377</u>	<u>80</u>	<u>-0.102</u>	<u>2429</u>	<u>80</u>	<u>-0.13</u>	<u>2481</u>	<u>80</u>	<u>-1.772</u>
	<u>2378</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>	<u>2430</u>	<u>80</u>	<u>-0.08</u>	<u>2482</u>	<u>80</u>	<u>-2.79</u>
	<u>2379</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>	<u>2431</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>	<u>2483</u>	<u>80</u>	<u>-2.79</u>
	<u>2380</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>	<u>2432</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>	<u>2484</u>	<u>80</u>	<u>-2.79</u>
	<u>2381</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>	<u>2433</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>	<u>2485</u>	<u>80</u>	<u>-2.79</u>
	<u>2382</u>	<u>80</u>	<u>0.43</u>	<u>2434</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>	<u>2486</u>	<u>80</u>	<u>-2.232</u>
	<u>2383</u>	<u>80</u>	<u>0.045</u>	<u>2435</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>	<u>2487</u>	<u>80</u>	<u>0</u>
	<u>2384</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>	<u>2436</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>	<u>2488</u>	<u>80</u>	<u>0</u>
	<u>2385</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>	<u>2437</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>	<u>2489</u>	<u>80</u>	<u>0</u>
	<u>2386</u>	<u>80</u>	<u>-0.34</u>	<u>2438</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>	<u>2490</u>	<u>80</u>	<u>0</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>2491</u>	<u>80</u>	<u>0.228</u>	<u>2543</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2595</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>
	<u>2492</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2544</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2596</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>
	<u>2493</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2545</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2597</u>	<u>80</u>	<u>-1.222</u>

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>2494</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2546</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2598</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>2495</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2547</u>	<u>80</u>	<u>-0.88</u>	<u>2599</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>2496</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2548</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>	<u>2600</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>2497</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2549</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>	<u>2601</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>2498</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2550</u>	<u>80</u>	<u>-0.45</u>	<u>2602</u>	<u>80</u>	<u>-1.6</u>			
	<u>2499</u>	<u>80</u>	<u>0.76</u>	<u>2551</u>	<u>80</u>	<u>0.192</u>	<u>2603</u>	<u>80</u>	<u>-1.251</u>			
	<u>2500</u>	<u>80</u>	<u>-0.248</u>	<u>2552</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2604</u>	<u>80</u>	<u>1.89</u>			
	<u>2501</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2553</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2605</u>	<u>80</u>	<u>1.89</u>			
	<u>2502</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2554</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2606</u>	<u>80</u>	<u>1.89</u>			
	<u>2503</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2555</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2607</u>	<u>80</u>	<u>1.89</u>			
	<u>2504</u>	<u>80</u>	<u>-0.15</u>	<u>2556</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2608</u>	<u>80</u>	<u>0.217</u>			
	<u>2505</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>2557</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2609</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>			
	<u>2506</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>2558</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2610</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>			
	<u>2507</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	<u>2559</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2611</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>			
	<u>2508</u>	<u>80</u>	<u>1.8</u>	<u>2560</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2612</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>			
	<u>2509</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>2561</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2613</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>			
	<u>2510</u>	<u>80</u>	<u>2</u>	<u>2562</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2614</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>			
	<u>2511</u>	<u>80</u>	<u>1.04</u>	<u>2563</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2615</u>	<u>80</u>	<u>0.154</u>			
	<u>2512</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2564</u>	<u>80</u>	<u>2.76</u>	<u>2616</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>			
	<u>2513</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2565</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2617</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>			
	<u>2514</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2566</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2618</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>			
	<u>2515</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2567</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2619</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>			
	<u>2516</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2568</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2620</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>			
	<u>2517</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2569</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2621</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>			
	<u>2518</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>2570</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2622</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>			

新				旧											
(削除)	<u>2519</u>	<u>80</u>	<u>-0.05</u>	<u>2571</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2623</u>	<u>80</u>	<u>1.68</u>						
	<u>2520</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2572</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2624</u>	<u>80</u>	<u>0.632</u>						
	<u>2521</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2573</u>	<u>80</u>	<u>-0.76</u>	<u>2625</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>						
	<u>2522</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2574</u>	<u>80</u>	<u>0.208</u>	<u>2626</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>						
	<u>2523</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2575</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>2627</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>						
	<u>2524</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2576</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>2628</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>						
	<u>2525</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2577</u>	<u>80</u>	<u>0.45</u>	<u>2629</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>						
	<u>2526</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2578</u>	<u>80</u>	<u>-0.6</u>	<u>2630</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>						
	<u>2527</u>	<u>80</u>	<u>2.335</u>	<u>2579</u>	<u>80</u>	<u>-1.3</u>	<u>2631</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>						
	<u>2528</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2580</u>	<u>80</u>	<u>-1.3</u>	<u>2632</u>	<u>80</u>	<u>0.37</u>						
	<u>2529</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2581</u>	<u>80</u>	<u>-1.3</u>	<u>2633</u>	<u>80</u>	<u>2.25</u>						
	<u>2530</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2582</u>	<u>80</u>	<u>-0.148</u>	<u>2634</u>	<u>80</u>	<u>2.72</u>						
	<u>2531</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2583</u>	<u>80</u>	<u>0.62</u>	<u>2635</u>	<u>80</u>	<u>2.72</u>						
	<u>2532</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2584</u>	<u>80</u>	<u>0.62</u>	<u>2636</u>	<u>80</u>	<u>2.72</u>						
	<u>2533</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2585</u>	<u>80</u>	<u>0.62</u>	<u>2637</u>	<u>80</u>	<u>2.72</u>						
	<u>2534</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2586</u>	<u>80</u>	<u>0.03</u>	<u>2638</u>	<u>80</u>	<u>0.866</u>						
	<u>2535</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2587</u>	<u>80</u>	<u>-2.33</u>	<u>2639</u>	<u>80</u>	<u>0.66</u>						
	<u>2536</u>	<u>80</u>	<u>2.65</u>	<u>2588</u>	<u>80</u>	<u>-2.33</u>	<u>2640</u>	<u>80</u>	<u>0.66</u>						
	<u>2537</u>	<u>80</u>	<u>-0.5</u>	<u>2589</u>	<u>80</u>	<u>-2.33</u>	<u>2641</u>	<u>80</u>	<u>0.66</u>						
	<u>2538</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2590</u>	<u>80</u>	<u>-2.33</u>	<u>2642</u>	<u>80</u>	<u>0.66</u>						
	<u>2539</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2591</u>	<u>80</u>	<u>-1.02</u>	<u>2643</u>	<u>80</u>	<u>-0.012</u>						
	<u>2540</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2592</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>2644</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>						
	<u>2541</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2593</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>2645</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>						
	<u>2542</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>	<u>2594</u>	<u>80</u>	<u>0.29</u>	<u>2646</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>						

新	旧								
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>2647</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2699</u>	<u>80</u>	<u>2.99</u>	<u>2751</u>	<u>80</u>	<u>0.75</u>
	<u>2648</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2700</u>	<u>80</u>	<u>2.99</u>	<u>2752</u>	<u>80</u>	<u>0.75</u>
	<u>2649</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2701</u>	<u>80</u>	<u>2.99</u>	<u>2753</u>	<u>80</u>	<u>0.126</u>
	<u>2650</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2702</u>	<u>80</u>	<u>2.99</u>	<u>2754</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>
	<u>2651</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2703</u>	<u>80</u>	<u>2.644</u>	<u>2755</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>
	<u>2652</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2704</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2756</u>	<u>80</u>	<u>-2.37</u>
	<u>2653</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2705</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2757</u>	<u>80</u>	<u>-2.696</u>
	<u>2654</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2706</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2758</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>
	<u>2655</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>	<u>2707</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2759</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>
	<u>2656</u>	<u>80</u>	<u>0.18</u>	<u>2708</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2760</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>
	<u>2657</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>2709</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2761</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>
	<u>2658</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>2710</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2762</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>
	<u>2659</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>2711</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2763</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>
	<u>2660</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>2712</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2764</u>	<u>80</u>	<u>-4</u>
	<u>2661</u>	<u>80</u>	<u>1.3</u>	<u>2713</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2765</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2662</u>	<u>80</u>	<u>-0.149</u>	<u>2714</u>	<u>80</u>	<u>1.26</u>	<u>2766</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2663</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2715</u>	<u>80</u>	<u>1.855</u>	<u>2767</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2664</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2716</u>	<u>80</u>	<u>2.45</u>	<u>2768</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2665</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2717</u>	<u>80</u>	<u>2.45</u>	<u>2769</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2666</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2718</u>	<u>80</u>	<u>2.45</u>	<u>2770</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2667</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2719</u>	<u>80</u>	<u>2.09</u>	<u>2771</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2668</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2720</u>	<u>80</u>	<u>2.05</u>	<u>2772</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2669</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2721</u>	<u>80</u>	<u>2.05</u>	<u>2773</u>	<u>80</u>	<u>0.77</u>
	<u>2670</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2722</u>	<u>80</u>	<u>2.05</u>	<u>2774</u>	<u>80</u>	<u>-2.515</u>

(削除)

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>2671</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2723</u>	<u>80</u>	<u>2.05</u>	<u>2775</u>	<u>80</u>	<u>-2.88</u>			
	<u>2672</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2724</u>	<u>80</u>	<u>2.05</u>	<u>2776</u>	<u>80</u>	<u>-2.88</u>			
	<u>2673</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2725</u>	<u>80</u>	<u>1.873</u>	<u>2777</u>	<u>80</u>	<u>-2.88</u>			
	<u>2674</u>	<u>80</u>	<u>-0.77</u>	<u>2726</u>	<u>80</u>	<u>1.46</u>	<u>2778</u>	<u>80</u>	<u>-2.88</u>			
	<u>2675</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2727</u>	<u>80</u>	<u>1.46</u>	<u>2779</u>	<u>80</u>	<u>-2.88</u>			
	<u>2676</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2728</u>	<u>80</u>	<u>1.46</u>	<u>2780</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>			
	<u>2677</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2729</u>	<u>80</u>	<u>1.46</u>	<u>2781</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>			
	<u>2678</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2730</u>	<u>80</u>	<u>1.218</u>	<u>2782</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>			
	<u>2679</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2731</u>	<u>80</u>	<u>0.25</u>	<u>2783</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>			
	<u>2680</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>2732</u>	<u>80</u>	<u>0.25</u>	<u>2784</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>			
	<u>2681</u>	<u>80</u>	<u>2.63</u>	<u>2733</u>	<u>80</u>	<u>0.25</u>	<u>2785</u>	<u>80</u>	<u>-1.12</u>			
	<u>2682</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2734</u>	<u>80</u>	<u>0.325</u>	<u>2786</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>2683</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2735</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>2787</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>2684</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2736</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>2788</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>2685</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2737</u>	<u>80</u>	<u>1</u>	<u>2789</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>2686</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2738</u>	<u>80</u>	<u>0.18</u>	<u>2790</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>			
	<u>2687</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2739</u>	<u>80</u>	<u>-0.64</u>	<u>2791</u>	<u>80</u>	<u>-1.04</u>			
	<u>2688</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2740</u>	<u>80</u>	<u>-0.64</u>	<u>2792</u>	<u>80</u>	<u>-0.55</u>			
	<u>2689</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2741</u>	<u>80</u>	<u>-0.64</u>	<u>2793</u>	<u>80</u>	<u>-0.55</u>			
	<u>2690</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2742</u>	<u>80</u>	<u>-0.64</u>	<u>2794</u>	<u>80</u>	<u>-1.37</u>			
	<u>2691</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2743</u>	<u>80</u>	<u>-0.64</u>	<u>2795</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>			
	<u>2692</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2744</u>	<u>80</u>	<u>-1.347</u>	<u>2796</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>			
	<u>2693</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2745</u>	<u>80</u>	<u>-1.65</u>	<u>2797</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>			
	<u>2694</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2746</u>	<u>80</u>	<u>-1.65</u>	<u>2798</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>			
	<u>2695</u>	<u>80</u>	<u>2.26</u>	<u>2747</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>	<u>2799</u>	<u>80</u>	<u>-2.6</u>			

新	旧									
	<u>2696</u>	<u>80</u>	<u>2. 26</u>	<u>2748</u>	<u>80</u>	<u>0. 75</u>	<u>2800</u>	<u>80</u>	<u>0. 048</u>	
	<u>2697</u>	<u>80</u>	<u>2. 26</u>	<u>2749</u>	<u>80</u>	<u>0. 75</u>	<u>2801</u>	<u>80</u>	<u>0. 71</u>	
	<u>2698</u>	<u>80</u>	<u>2. 917</u>	<u>2750</u>	<u>80</u>	<u>0. 75</u>	<u>2802</u>	<u>80</u>	<u>0. 71</u>	
<u>(削除)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	
	<u>2803</u>	<u>80</u>	<u>0. 563</u>	<u>2855</u>	<u>80</u>	<u>1. 68</u>	<u>2907</u>	<u>80</u>	<u>-0. 3</u>	
	<u>2804</u>	<u>80</u>	<u>0. 5</u>	<u>2856</u>	<u>80</u>	<u>1. 68</u>	<u>2908</u>	<u>80</u>	<u>-0. 3</u>	
	<u>2805</u>	<u>80</u>	<u>0. 5</u>	<u>2857</u>	<u>80</u>	<u>1. 68</u>	<u>2909</u>	<u>80</u>	<u>-0. 155</u>	
	<u>2806</u>	<u>80</u>	<u>0. 5</u>	<u>2858</u>	<u>80</u>	<u>1. 68</u>	<u>2910</u>	<u>80</u>	<u>-0. 01</u>	
	<u>2807</u>	<u>80</u>	<u>-1. 244</u>	<u>2859</u>	<u>80</u>	<u>1. 68</u>	<u>2911</u>	<u>80</u>	<u>-0. 01</u>	
	<u>2808</u>	<u>80</u>	<u>-1. 68</u>	<u>2860</u>	<u>80</u>	<u>3. 546</u>	<u>2912</u>	<u>80</u>	<u>-0. 01</u>	
	<u>2809</u>	<u>80</u>	<u>-1. 68</u>	<u>2861</u>	<u>80</u>	<u>4. 79</u>	<u>2913</u>	<u>80</u>	<u>-0. 01</u>	
	<u>2810</u>	<u>80</u>	<u>-1. 548</u>	<u>2862</u>	<u>80</u>	<u>4. 011</u>	<u>2914</u>	<u>80</u>	<u>-0. 126</u>	
	<u>2811</u>	<u>80</u>	<u>-1. 35</u>	<u>2863</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>2915</u>	<u>80</u>	<u>-0. 3</u>	
	<u>2812</u>	<u>80</u>	<u>-1. 35</u>	<u>2864</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>2916</u>	<u>80</u>	<u>-0. 3</u>	
	<u>2813</u>	<u>80</u>	<u>-1. 35</u>	<u>2865</u>	<u>80</u>	<u>-3</u>	<u>2917</u>	<u>80</u>	<u>1. 239</u>	
	<u>2814</u>	<u>80</u>	<u>-1. 35</u>	<u>2866</u>	<u>80</u>	<u>-2. 97</u>	<u>2918</u>	<u>80</u>	<u>1. 41</u>	
	<u>2815</u>	<u>80</u>	<u>-1. 35</u>	<u>2867</u>	<u>80</u>	<u>-2. 7</u>	<u>2919</u>	<u>80</u>	<u>1. 41</u>	
	<u>2816</u>	<u>80</u>	<u>-1. 754</u>	<u>2868</u>	<u>80</u>	<u>-2. 7</u>	<u>2920</u>	<u>80</u>	<u>1. 41</u>	
	<u>2817</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>	<u>2869</u>	<u>80</u>	<u>-2. 7</u>	<u>2921</u>	<u>80</u>	<u>1. 41</u>	
	<u>2818</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>	<u>2870</u>	<u>80</u>	<u>-2. 7</u>	<u>2922</u>	<u>80</u>	<u>1. 135</u>	
	<u>2819</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>	<u>2871</u>	<u>80</u>	<u>1. 004</u>	<u>2923</u>	<u>80</u>	<u>0. 86</u>	
	<u>2820</u>	<u>80</u>	<u>-2. 36</u>	<u>2872</u>	<u>80</u>	<u>1. 93</u>	<u>2924</u>	<u>80</u>	<u>0. 86</u>	
	<u>2821</u>	<u>80</u>	<u>-3. 164</u>	<u>2873</u>	<u>80</u>	<u>1. 93</u>	<u>2925</u>	<u>80</u>	<u>0. 86</u>	
	<u>2822</u>	<u>80</u>	<u>-5. 04</u>	<u>2874</u>	<u>80</u>	<u>1. 93</u>	<u>2926</u>	<u>80</u>	<u>0. 86</u>	

新	旧								
<u>(削除)</u>	<u>2823</u>	<u>80</u>	<u>-5.04</u>	<u>2875</u>	<u>80</u>	<u>1.93</u>	<u>2927</u>	<u>80</u>	<u>0.316</u>
	<u>2824</u>	<u>80</u>	<u>-5.04</u>	<u>2876</u>	<u>80</u>	<u>1.93</u>	<u>2928</u>	<u>80</u>	<u>-1.86</u>
	<u>2825</u>	<u>80</u>	<u>-5.04</u>	<u>2877</u>	<u>80</u>	<u>-2.334</u>	<u>2929</u>	<u>80</u>	<u>-1.86</u>
	<u>2826</u>	<u>80</u>	<u>-4.74</u>	<u>2878</u>	<u>80</u>	<u>-3.4</u>	<u>2930</u>	<u>80</u>	<u>-1.86</u>
	<u>2827</u>	<u>80</u>	<u>-2.04</u>	<u>2879</u>	<u>80</u>	<u>-2.585</u>	<u>2931</u>	<u>80</u>	<u>-1.86</u>
	<u>2828</u>	<u>80</u>	<u>-2.04</u>	<u>2880</u>	<u>80</u>	<u>4.75</u>	<u>2932</u>	<u>80</u>	<u>-1.86</u>
	<u>2829</u>	<u>80</u>	<u>-2.04</u>	<u>2881</u>	<u>80</u>	<u>4.75</u>	<u>2933</u>	<u>80</u>	<u>-1.455</u>
	<u>2830</u>	<u>80</u>	<u>-1.724</u>	<u>2882</u>	<u>80</u>	<u>4.75</u>	<u>2934</u>	<u>80</u>	<u>-1.41</u>
	<u>2831</u>	<u>80</u>	<u>-1.25</u>	<u>2883</u>	<u>80</u>	<u>2.092</u>	<u>2935</u>	<u>80</u>	<u>-1.41</u>
	<u>2832</u>	<u>80</u>	<u>-1.25</u>	<u>2884</u>	<u>80</u>	<u>0.32</u>	<u>2936</u>	<u>80</u>	<u>-1.41</u>
	<u>2833</u>	<u>80</u>	<u>-1.233</u>	<u>2885</u>	<u>80</u>	<u>0.32</u>	<u>2937</u>	<u>80</u>	<u>-1.41</u>
	<u>2834</u>	<u>80</u>	<u>-1.08</u>	<u>2886</u>	<u>80</u>	<u>-0.778</u>	<u>2938</u>	<u>80</u>	<u>-1.68</u>
	<u>2835</u>	<u>80</u>	<u>-1.53</u>	<u>2887</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>2939</u>	<u>80</u>	<u>-1.95</u>
	<u>2836</u>	<u>80</u>	<u>-0.012</u>	<u>2888</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>2940</u>	<u>80</u>	<u>-1.95</u>
	<u>2837</u>	<u>80</u>	<u>2.94</u>	<u>2889</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>2941</u>	<u>80</u>	<u>0.122</u>
	<u>2838</u>	<u>80</u>	<u>1.926</u>	<u>2890</u>	<u>80</u>	<u>-0.9</u>	<u>2942</u>	<u>80</u>	<u>0.64</u>
	<u>2839</u>	<u>80</u>	<u>-0.44</u>	<u>2891</u>	<u>80</u>	<u>-1.596</u>	<u>2943</u>	<u>80</u>	<u>0.54</u>
	<u>2840</u>	<u>80</u>	<u>-0.44</u>	<u>2892</u>	<u>80</u>	<u>-3.22</u>	<u>2944</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>
	<u>2841</u>	<u>80</u>	<u>-2.652</u>	<u>2893</u>	<u>80</u>	<u>-3.22</u>	<u>2945</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>
	<u>2842</u>	<u>80</u>	<u>-3.6</u>	<u>2894</u>	<u>80</u>	<u>-3.22</u>	<u>2946</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>
	<u>2843</u>	<u>80</u>	<u>-3.07</u>	<u>2895</u>	<u>80</u>	<u>-3.22</u>	<u>2947</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>
	<u>2844</u>	<u>80</u>	<u>-2.54</u>	<u>2896</u>	<u>80</u>	<u>-3.22</u>	<u>2948</u>	<u>80</u>	<u>-0.36</u>
	<u>2845</u>	<u>80</u>	<u>-2.106</u>	<u>2897</u>	<u>80</u>	<u>-1.492</u>	<u>2949</u>	<u>80</u>	<u>0.249</u>
	<u>2846</u>	<u>80</u>	<u>2.797</u>	<u>2898</u>	<u>80</u>	<u>-1.3</u>	<u>2950</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>
	<u>2847</u>	<u>80</u>	<u>2.144</u>	<u>2899</u>	<u>80</u>	<u>-1.3</u>	<u>2951</u>	<u>80</u>	<u>0.51</u>

新	旧								
(削除)	<u>2848</u>	<u>80</u>	<u>-2. 6</u>	<u>2900</u>	<u>80</u>	<u>-1. 3</u>	<u>2952</u>	<u>80</u>	<u>0. 51</u>
	<u>2849</u>	<u>80</u>	<u>-2. 6</u>	<u>2901</u>	<u>80</u>	<u>-1. 3</u>	<u>2953</u>	<u>80</u>	<u>0. 51</u>
	<u>2850</u>	<u>80</u>	<u>0. 757</u>	<u>2902</u>	<u>80</u>	<u>-1. 3</u>	<u>2954</u>	<u>80</u>	<u>-0. 456</u>
	<u>2851</u>	<u>80</u>	<u>1. 13</u>	<u>2903</u>	<u>80</u>	<u>-2. 6</u>	<u>2955</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>
	<u>2852</u>	<u>80</u>	<u>1. 515</u>	<u>2904</u>	<u>80</u>	<u>-2. 6</u>	<u>2956</u>	<u>80</u>	<u>-1. 1</u>
	<u>2853</u>	<u>80</u>	<u>1. 68</u>	<u>2905</u>	<u>80</u>	<u>-0. 76</u>	<u>2957</u>	<u>80</u>	<u>-0. 868</u>
	<u>2854</u>	<u>80</u>	<u>1. 68</u>	<u>2906</u>	<u>80</u>	<u>-0. 3</u>	<u>2958</u>	<u>80</u>	<u>0. 06</u>
	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>	<u>時間</u> <u>(秒)</u>	<u>車速</u> <u>(km/h)</u>	<u>縦断勾配</u> <u>(%)</u>
	<u>2959</u>	<u>80</u>	<u>0. 06</u>	<u>3011</u>	<u>80</u>	<u>0. 51</u>	<u>3063</u>	<u>80</u>	<u>-0. 83</u>
	<u>2960</u>	<u>80</u>	<u>0. 06</u>	<u>3012</u>	<u>80</u>	<u>0. 51</u>	<u>3064</u>	<u>80</u>	<u>-0. 83</u>
	<u>2961</u>	<u>80</u>	<u>0. 06</u>	<u>3013</u>	<u>80</u>	<u>0. 221</u>	<u>3065</u>	<u>80</u>	<u>-0. 768</u>
	<u>2962</u>	<u>80</u>	<u>0. 06</u>	<u>3014</u>	<u>80</u>	<u>-2. 38</u>	<u>3066</u>	<u>80</u>	<u>-0. 52</u>
	<u>2963</u>	<u>80</u>	<u>-0. 09</u>	<u>3015</u>	<u>80</u>	<u>-2. 38</u>	<u>3067</u>	<u>80</u>	<u>-0. 52</u>
	<u>2964</u>	<u>80</u>	<u>-0. 24</u>	<u>3016</u>	<u>80</u>	<u>-2. 38</u>	<u>3068</u>	<u>80</u>	<u>-0. 52</u>
	<u>2965</u>	<u>80</u>	<u>-0. 24</u>	<u>3017</u>	<u>80</u>	<u>-0. 292</u>	<u>3069</u>	<u>80</u>	<u>-0. 52</u>
	<u>2966</u>	<u>80</u>	<u>-0. 24</u>	<u>3018</u>	<u>80</u>	<u>0. 23</u>	<u>3070</u>	<u>80</u>	<u>-0. 52</u>
	<u>2967</u>	<u>80</u>	<u>-0. 24</u>	<u>3019</u>	<u>80</u>	<u>0. 23</u>	<u>3071</u>	<u>80</u>	<u>2. 639</u>
	<u>2968</u>	<u>80</u>	<u>-0. 24</u>	<u>3020</u>	<u>80</u>	<u>0. 288</u>	<u>3072</u>	<u>80</u>	<u>2. 99</u>
	<u>2969</u>	<u>80</u>	<u>0. 036</u>	<u>3021</u>	<u>80</u>	<u>0. 52</u>	<u>3073</u>	<u>80</u>	<u>2. 99</u>
	<u>2970</u>	<u>80</u>	<u>0. 22</u>	<u>3022</u>	<u>80</u>	<u>0. 52</u>	<u>3074</u>	<u>80</u>	<u>2. 99</u>
	<u>2971</u>	<u>80</u>	<u>0. 22</u>	<u>3023</u>	<u>80</u>	<u>0. 52</u>	<u>3075</u>	<u>80</u>	<u>2. 99</u>
	<u>2972</u>	<u>80</u>	<u>0. 745</u>	<u>3024</u>	<u>80</u>	<u>1. 6</u>	<u>3076</u>	<u>80</u>	<u>2. 99</u>
	<u>2973</u>	<u>80</u>	<u>1. 97</u>	<u>3025</u>	<u>80</u>	<u>1. 87</u>	<u>3077</u>	<u>80</u>	<u>-1. 162</u>
	<u>2974</u>	<u>80</u>	<u>1. 97</u>	<u>3026</u>	<u>80</u>	<u>0. 586</u>	<u>3078</u>	<u>80</u>	<u>-2. 2</u>

新	旧											
<u>(削除)</u>	<u>2975</u>	<u>80</u>	<u>1.97</u>	<u>3027</u>	<u>80</u>	<u>-2.41</u>	<u>3079</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>			
	<u>2976</u>	<u>80</u>	<u>1.97</u>	<u>3028</u>	<u>80</u>	<u>-2.41</u>	<u>3080</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>			
	<u>2977</u>	<u>80</u>	<u>1.97</u>	<u>3029</u>	<u>80</u>	<u>-2.41</u>	<u>3081</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>			
	<u>2978</u>	<u>80</u>	<u>1.97</u>	<u>3030</u>	<u>80</u>	<u>-2.41</u>	<u>3082</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>			
	<u>2979</u>	<u>80</u>	<u>1.97</u>	<u>3031</u>	<u>80</u>	<u>-2.41</u>	<u>3083</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>			
	<u>2980</u>	<u>80</u>	<u>-0.1</u>	<u>3032</u>	<u>80</u>	<u>-0.996</u>	<u>3084</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>			
	<u>2981</u>	<u>80</u>	<u>-1.131</u>	<u>3033</u>	<u>80</u>	<u>-1.122</u>	<u>3085</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>			
	<u>2982</u>	<u>80</u>	<u>-1.22</u>	<u>3034</u>	<u>80</u>	<u>-2.83</u>	<u>3086</u>	<u>80</u>	<u>-2.2</u>			
	<u>2983</u>	<u>80</u>	<u>-1.22</u>	<u>3035</u>	<u>80</u>	<u>-2.83</u>	<u>3087</u>	<u>80</u>	<u>1.08</u>			
	<u>2984</u>	<u>80</u>	<u>1.006</u>	<u>3036</u>	<u>80</u>	<u>-2.83</u>	<u>3088</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>			
	<u>2985</u>	<u>80</u>	<u>1.96</u>	<u>3037</u>	<u>80</u>	<u>-2.83</u>	<u>3089</u>	<u>80</u>	<u>1.1</u>			
	<u>2986</u>	<u>80</u>	<u>1.96</u>	<u>3038</u>	<u>80</u>	<u>-2.83</u>	<u>3090</u>	<u>80</u>	<u>-0.712</u>			
	<u>2987</u>	<u>80</u>	<u>0.472</u>	<u>3039</u>	<u>80</u>	<u>-2.83</u>	<u>3091</u>	<u>80</u>	<u>1.78</u>			
	<u>2988</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>3040</u>	<u>80</u>	<u>-2.83</u>	<u>3092</u>	<u>80</u>	<u>4</u>			
	<u>2989</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>3041</u>	<u>80</u>	<u>-2.83</u>	<u>3093</u>	<u>80</u>	<u>4</u>			
	<u>2990</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>3042</u>	<u>80</u>	<u>-2.247</u>	<u>3094</u>	<u>80</u>	<u>4</u>			
	<u>2991</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>3043</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>3095</u>	<u>80</u>	<u>-1.4</u>			
	<u>2992</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>3044</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>3096</u>	<u>80</u>	<u>-5</u>			
	<u>2993</u>	<u>80</u>	<u>-0.52</u>	<u>3045</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>3097</u>	<u>80</u>	<u>-5</u>			
	<u>2994</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>3046</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>3098</u>	<u>80</u>	<u>-3.135</u>			
	<u>2995</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>3047</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>3099</u>	<u>80</u>	<u>-1.27</u>			
	<u>2996</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>3048</u>	<u>80</u>	<u>3</u>	<u>3100</u>	<u>80</u>	<u>-1.27</u>			
	<u>2997</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>3049</u>	<u>80</u>	<u>-0.576</u>	<u>3101</u>	<u>80</u>	<u>-0.494</u>			
	<u>2998</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>3050</u>	<u>80</u>	<u>-2.1</u>	<u>3102</u>	<u>80</u>	<u>-0.3</u>			
	<u>2999</u>	<u>80</u>	<u>0.4</u>	<u>3051</u>	<u>80</u>	<u>-2.96</u>	<u>3103</u>	<u>80</u>	<u>0.49</u>			

新	旧																																		
$= \frac{\text{エンジン回転速度}-\text{アイドリングエンジン回転速度}}{\text{最高出力エンジン回転速度}-\text{アイドリングエンジン回転速度}}$ (略) 1. 4～1.5 (略) 1. 6 加速時のギヤ位置 (1)～(5) (略) (6) 最低常用エンジン回転速度未満になった場合は、ギヤ保持時間の確保、余裕率の確保、車速追従性の確保、の優先順位で適切なギヤを選択し、シフト<u>ダウン</u>を行う。ただし、走行中は発進ギヤへのシフトダウンは行わない。 1. 7 減速時のギヤ位置 (1) 減速時にはシフトチェンジは行わ<u>ず</u>、ブレーキで減速する。 (2) (略) 1. 8～1.14 (略) 2. 重量車燃料消費率計算用プログラム 重量車燃料消費率計算用プログラムは、国土交通省においてインターネットを通じて利用に供するもの及び国土交通省自動車局<u>安全・環境基準課</u>において公衆の閲覧に供するもの又はそれらと同等の内容であるもののみを使用すること。 別紙 5 重量車燃料消費率計算用プログラム作成手順及び計算用プログラム (トルクコンバータ付自動変速機(AT)を備えた車両用) 1. (略) 2. 重量車燃料消費率計算用プログラム 重量車燃料消費率計算用プログラムは、国土交通省においてインターネットを通じて利用に供するもの及び国土交通省自動車局<u>安全・環境基準課</u>において公衆の閲覧に供するもののみを使用すること。 別紙 6 (略) 別表 1 試験エンジンの附属装置 <table border="1"> <tr> <th>附属装置</th><th>*を付した附属装置の取扱内容</th></tr> <tr> <td>吸気装置</td><td>*吸気予熱装置を備えた吸気装置にあっては、当該予熱装置を作動させない状態において試験を行うことができる。</td></tr> <tr> <td>吸気予熱装置*</td><td></td></tr> <tr> <td>吸気マニホールド</td><td>**空気清浄器、吸気消音器又は空気流量計が実車装備状態で取付けられない場合は、外部装置により試験を行うことができる。この場合、当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態で、実車装備状態と比べて、空気清浄器(外部装置を</td></tr> <tr> <td>ブローバイガス還元装置</td><td></td></tr> <tr> <td>空気清浄器**</td><td></td></tr> <tr> <td>吸気消音器**</td><td></td></tr> <tr> <td>空気流量計**</td><td></td></tr> <tr> <td>速度抑制装置</td><td></td></tr> </table>	附属装置	*を付した附属装置の取扱内容	吸気装置	*吸気予熱装置を備えた吸気装置にあっては、当該予熱装置を作動させない状態において試験を行うことができる。	吸気予熱装置*		吸気マニホールド	**空気清浄器、吸気消音器又は空気流量計が実車装備状態で取付けられない場合は、外部装置により試験を行うことができる。この場合、当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態で、実車装備状態と比べて、空気清浄器(外部装置を	ブローバイガス還元装置		空気清浄器**		吸気消音器**		空気流量計**		速度抑制装置		$= \frac{\text{エンジン回転速度}-\text{アイドリングエンジン回転速度}}{\text{定格エンジン回転速度}-\text{アイドリングエンジン回転速度}}$ (略) 1. 4～1.5 (略) 1. 6 加速時のギヤ位置 (1)～(5) (略) (6) 最低常用エンジン回転速度未満になった場合は、ギヤ保持時間の確保、余裕率の確保、車速追従性の確保、の優先順位で適切なギヤを選択し、シフト<u>アップ</u>を行う。ただし、走行中は発進ギヤへのシフトダウンは行わない。 1. 7 減速時のギヤ位置 (1) 減速時にはシフトチェンジは行わ<u>ない</u>(ブレーキで減速する。) (2) (略) 1. 8～1.14 (略) 2. 重量車燃料消費率計算用プログラム 重量車燃料消費率計算用プログラムは、国土交通省においてインターネットを通じて利用に供するもの及び国土交通省自動車局<u>環境政策課</u>において公衆の閲覧に供するもの又はそれらと同等の内容であるもののみを使用すること。 別紙 5 重量車燃料消費率計算用プログラム作成手順及び計算用プログラム (トルクコンバータ付自動変速機(AT)を備えた車両用) 1. (略) 2. 重量車燃料消費率計算用プログラム 重量車燃料消費率計算用プログラムは、国土交通省においてインターネットを通じて利用に供するもの及び国土交通省自動車局<u>環境政策課</u>において公衆の閲覧に供するもののみを使用すること。 別紙 6 (略) 別表 1 試験エンジンの附属装置 <table border="1"> <tr> <th>附属装置</th><th>*を付した附属装置の取扱内容</th></tr> <tr> <td>吸気装置</td><td>*吸気予熱装置を備えた吸気装置にあっては、当該予熱装置を作動させない状態において試験を行うことができる。</td></tr> <tr> <td>吸気予熱装置*</td><td></td></tr> <tr> <td>吸気マニホールド</td><td>**空気清浄器、吸気消音器又は空気流量計が実車装備状態で取付けられない場合は、外部装置により試験を行うことができる。この場合、当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態</td></tr> <tr> <td>ブローバイガス還元装置</td><td></td></tr> <tr> <td>空気清浄器**</td><td></td></tr> <tr> <td>吸気消音器**</td><td></td></tr> <tr> <td>空気流量計**</td><td></td></tr> </table>	附属装置	*を付した附属装置の取扱内容	吸気装置	*吸気予熱装置を備えた吸気装置にあっては、当該予熱装置を作動させない状態において試験を行うことができる。	吸気予熱装置*		吸気マニホールド	**空気清浄器、吸気消音器又は空気流量計が実車装備状態で取付けられない場合は、外部装置により試験を行うことができる。この場合、当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態	ブローバイガス還元装置		空気清浄器**		吸気消音器**		空気流量計**	
附属装置	*を付した附属装置の取扱内容																																		
吸気装置	*吸気予熱装置を備えた吸気装置にあっては、当該予熱装置を作動させない状態において試験を行うことができる。																																		
吸気予熱装置*																																			
吸気マニホールド	**空気清浄器、吸気消音器又は空気流量計が実車装備状態で取付けられない場合は、外部装置により試験を行うことができる。この場合、当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態で、実車装備状態と比べて、空気清浄器(外部装置を																																		
ブローバイガス還元装置																																			
空気清浄器**																																			
吸気消音器**																																			
空気流量計**																																			
速度抑制装置																																			
附属装置	*を付した附属装置の取扱内容																																		
吸気装置	*吸気予熱装置を備えた吸気装置にあっては、当該予熱装置を作動させない状態において試験を行うことができる。																																		
吸気予熱装置*																																			
吸気マニホールド	**空気清浄器、吸気消音器又は空気流量計が実車装備状態で取付けられない場合は、外部装置により試験を行うことができる。この場合、当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態																																		
ブローバイガス還元装置																																			
空気清浄器**																																			
吸気消音器**																																			
空気流量計**																																			

新		旧	
	用いる場合は、空気清浄器に相当するもの)の下流約 0.15m の位置 <u>又は自動車製作者等が指定した位置</u> において測定した吸入空気圧力の差が±0.3kPa 以下であること。	速度抑制装置	で、実車装備状態と比べて、空気清浄器（外部装置を用いる場合は、空気清浄器に相当するもの)の下流約 0.15m の位置において測定した吸入空気圧力の差が±0.3kPa 以下であること。
排気装置 排気マニホールド 排気管＊ 排気消音器＊ テール管＊ 排気ブレーキ＊＊	＊排気管、排気消音器又はテール管が実車装備状態で取付けられない場合は、外部装置により試験を行うことができる。この場合、当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態で、実車装備状態と比べて、排気マニホールド出口（過給機を備えた試験エンジンに合っては、過給機出口）の下流約 0.15m の位置 <u>又は自動車製作者等が指定した位置</u> において測定した排気圧力の差が±1.0kPa 以下であること。 ＊＊排気ブレーキの絞り弁は実車装備状態での作動と同じ状態にすること。	排気装置 排気マニホールド 排気管＊ 排気消音器＊ テール管＊ 排気ブレーキ＊＊＊	＊排気管、排気消音器又はテール管が実車装備状態で取付けられない場合は、外部装置により試験を行うことができる。この場合、当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態で、実車装備状態と比べて、排気マニホールド出口（過給機を備えた試験エンジンに合っては、過給機出口）の下流約 0.15m の位置において測定した排気圧力の差が±1.0kPa 以下であること。 ＊＊排気ブレーキの絞り弁は実車装備状態での作動と同じ状態にすること。
燃料供給装置 燃料ポンプ＊ プレフィルタ フィルタ インジェクタ 噴射ポンプ 高压管 噴射ノズル	＊燃料流量の測定を円滑に行うため、必要に応じ、燃料供給圧力の調整を行うことができる。	燃料供給装置 燃料ポンプ＊ プレフィルタ フィルタ インジェクタ 噴射ポンプ 高压管 噴射ノズル	＊燃料流量の測定を円滑に行うため、必要に応じ、燃料供給圧力の調整を行うことができる。
冷却装置 放熱器＊ ファン＊＊ ファンカウル＊＊＊ 循環ポンプ サーモスタット＊＊＊＊	＊放熱器は外部装置に置き換えることができる。なお、放熱器にシャッターが装備されている場合は、全開に固定すること。 ＊＊動力源との接続を断つことができる構造のファンにあつては接続を断つ状態とし、滑りを発生する機構を有するファンにあつては滑りを最大にした状態とすること。また、ファンが取付けられない場合は、ファンの消費動力を測定し、別紙 2 の都市内走行モード及び別紙 3 の都市間走行モード並びに市街地走行モードにおける軸出力を補正すること。 ＊＊＊放熱器を外部装置に置き換える場合は、ファンカウルを取り外すことができる。 ＊＊＊＊冷却液温度の管理のため、必要に応じ、サーモスタットを全開の状態に固定することができる。	冷却装置 放熱器＊ ファン＊＊ ファンカウル＊＊＊ 循環ポンプ サーモスタット＊＊＊＊	＊放熱器は外部装置に置き換えることができる。なお、放熱器にシャッターが装備されている場合は、全開に固定すること。 ＊＊動力源との接続を断つことができる構造のファンにあつては接続を断つ状態とし、滑りを発生する機構を有するファンにあつては滑りを最大にした状態とすること。また、ファンが取付けられない場合は、ファンの消費動力を測定し、別紙 2 の都市内走行モード及び別紙 3 の都市間走行モード並びに市街地走行モードにおける軸出力を補正すること。 ＊＊＊放熱器を外部装置に置き換える場合は、ファンカウルを取り外すことができる。 ＊＊＊＊冷却液温度の管理のため、必要に応じ、サーモスタットを全開の状態に固定することができる。
潤滑油冷却器		潤滑油冷却器	
電気装置＊	＊発電機出力は、試験エンジンの運転に必要な最小出力とすること。なお、蓄電池を接続する場合は、充	電気装置＊	＊発電機出力は、試験エンジンの運転に必要な最小出力とすること。なお、蓄電池を接続する場合は、充

新		旧	
	電状態の良好なものを使用すること。		電状態の良好なものを使用すること。
電子制御装置		電子制御装置	
過給装置 過給機 給気冷却器＊ 冷却剤流量調節装置 冷却剤ポンプ、ファン	＊必要に応じ、圧力損失及び温度降下が給気冷却器と同等な外部装置に置き換えることができる。給気冷却器の冷媒温度は 288K（15℃）以上のこと。当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態で、実車装備状態と比べて、給気冷却器出口の空気温度の差が±5K（5℃）以下であること。	過給装置 過給機 給気冷却器＊ 冷却剤流量調節装置 冷却剤ポンプ、ファン	＊必要に応じ、圧力損失及び温度降下が給気冷却器と同等な外部装置に置き換えることができる。給気冷却器の冷媒温度は 288K（15℃）以上のこと。当該装置は最高出力時エンジン回転速度で全負荷運転している状態で、実車装備状態と比べて、給気冷却器出口の空気温度の差が±5K（5℃）以下であること。
後処理装置等＊ EGR 装置 酸化触媒 二次空気供給装置 DPF 等	＊排気管、排気消音器又はテール管を外部装置に置き換えて試験を行う場合、排気後処理装置の上流側の管径の 4 倍以上の長さに対応する排気管部分は、実車装備状態での排気管径と同じであること。また、マッピングトルク曲線の測定及び暖機運転においては、排気後処理装置を当該装置に相当する構造物に置き換えることができる。	後処理装置等＊ EGR 装置 酸化触媒 二次空気供給装置 DPF 等	＊排気管、排気消音器又はテール管を外部装置に置き換えて試験を行う場合、排気後処理装置の上流側の管径の 4 倍以上の長さに対応する排気管部分は、実車装備状態での排気管径と同じであること。また、マッピングトルク曲線の測定及び暖機運転においては、排気後処理装置を当該装置に相当する構造物に置き換えることができる。
動力伝達装置 変速機＊ 減速機＊	＊変速機及び減速機は取り外すこと。なお、変速機及び減速機を取り外すことにより運転ができない試験エンジン又はエンジンダイナモメータとの接続に支障をきたす試験エンジンについては、変速比、減速比又は伝達効率の明らかな変速機又は減速機を取り付けることができる。また、試験エンジンとエンジンダイナモメータの切り離しのためのクラッチ機構を用いることができる。	動力伝達装置 変速機＊ 減速機＊	＊変速機及び減速機は取り外すこと。なお、変速機及び減速機を取り外すことにより運転ができない試験エンジン又はエンジンダイナモメータとの接続に支障をきたす試験エンジンについては、変速比、減速比又は伝達効率の明らかな変速機又は減速機を取り付けることができる。また、試験エンジンとエンジンダイナモメータの切り離しのためのクラッチ機構を用いることができる。
その他の附属装置＊	＊パワーステアリング等、試験エンジンの運転に必要な附属装置は、原則として取り外すこと。なお、取り外せない場合は、当該装置の消費動力を測定し、別紙 2 の都市内走行モード及び別紙 3 の都市間走行モード並びに市街地走行モードにおける軸出力に加えることができる。	その他の附属装置＊	＊パワーステアリング等、試験エンジンの運転に必要な附属装置は、原則として取り外すこと。なお、取り外せない場合は、当該装置の消費動力を測定し、別紙 2 の都市内走行モード及び別紙 3 の都市間走行モード並びに市街地走行モードにおける軸出力に加えることができる。
別表 2 （略）		別表 2 （略）	
別表 3 試験の記録及び成績表の末尾処理（略）		別表 3 試験の記録及び成績表の末尾処理（略）	
◎マッピングトルク曲線、エンジン摩擦トルク及びエンジン燃費マップの記録		◎マッピングトルク曲線、エンジン摩擦トルク及びエンジン燃費マップの記録	
試験室内大気圧 (P _a)	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (kPa)	試験室内大気圧 (P _a)	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (kPa)
試験室内乾球温度 (θ ₁)	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (K又は℃)	試験室内乾球温度 (θ ₁) 及び	(新設)
試験室内湿球温度 (θ ₂)	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載 (K		

新	
	又は℃)
大気条件係数(F)	小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで記載
エンジン吸入空気温度(T _a)	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載(K 又は℃)
試験室内相対湿度(U)	小数第 1 位を四捨五入し、整数値まで記載(%)
試験室内水蒸気圧(P _w)	小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで記載(kPa)
エンジン回転速度	小数第 1 位を四捨五入し、整数値まで記載(min ⁻¹ {rpm})
エンジントルク	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載(N・m)
エンジン摩擦トルク	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載(N・m)
燃料消費量	有効数字6桁目を四捨五入し、5桁目まで記載(L/h)

(略)

付表 1
Attached Table 1

Fuel Consumption Rate Test Data Form (重量車)
Fuel Consumption Rate Test Data Form (H Heavy-Duty Motor Vehicles)

試験期日	年	月	日	試験場所	試験担当者
Test date	Y.	M.	D.	Test Site	Tested by
◎試験自動車					
Test Vehicle					
車名・型式					
Make・Type					
◎試験エンジン					
Test engine					
エンジン型式					
Engine type					
最大トルク					
Maximum Output					
kW/min ⁻¹ (rpm)					
総排気量					
Total displacement					
L					
気筒数、サイクル					
No. of cylinder, cycle					
◎燃料及び潤滑油粘度					
Fuel and lubricating oil viscosity					
燃料					
Density					
体積膨張率					
Volume expansion rate					
K ⁻¹ (°C ⁻¹)					
潤滑油					
Lubricating oil					
◎吸入空気圧力、排気圧力等の記録					
Record of intake air pressure, exhaust pressure, etc					

旧	
試験室内湿球温度(θ ₂)	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載(K 又は℃)
大気条件係数(F)	小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで記載
エンジン吸入空気温度(T _a)	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載(K 又は℃)
試験室内相対湿度(U)	小数第 1 位を四捨五入し、整数値まで記載(%)
試験室内水蒸気圧(P _w)	小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで記載(kPa)
エンジン回転速度	小数第 1 位を四捨五入し、整数値まで記載(min ⁻¹ {rpm})
エンジントルク	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載(N・m)
エンジン摩擦トルク	小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載(N・m)
燃料消費量	有効数字6桁目を四捨五入し、5桁目まで記載(L/h)

(略)

付表 1
Attached Table 1

Fuel Consumption Rate Test Data Form (重量車)
Fuel Consumption Rate Test Data Form (H Heavy-Duty Motor Vehicles)

試験期日	年	月	日	試験場所	試験担当者
Test date	Y.	M.	D.	Test Site	Tested by
◎試験自動車					
Test Vehicle					
車名・型式					
Make・Type					
◎試験エンジン					
Test engine					
エンジン番号					
Engine type					
最大トルク					
Maximum Output					
kW/min ⁻¹ (rpm)					
総排気量					
Total displacement					
L					
気筒数、サイクル					
No. of cylinder, cycle					
◎燃料及び潤滑油粘度					
Fuel and lubricating oil viscosity					
燃料					
Density					
体積膨張率					
Volume expansion rate					
K ⁻¹ (°C ⁻¹)					
潤滑油					
Lubricating oil					
◎吸入空気圧力、排気圧力等の記録					
Record of intake air pressure, exhaust pressure, etc					

新	旧
吸入空気圧力 排気圧力 <u>Intake air pressure</u> kPa <u>Exhaust pressure</u> kPa 給気冷却器出口の温度 <u>Air temperature at intercooler outlet</u> K(°C)	Record of intake air pressure, exhaust pressure, etc 吸入空気圧力 排気圧力 <u>Intake air pressure</u> kPa <u>Exhaust pressure</u> kPa 給気冷却器出口の温度 <u>Air temperature at intercooler outlet</u> K(°C)
◎車両諸元等 Vehicle specification, etc	◎車両諸元等 Vehicle specification, etc
○燃費区分 Category 貨物自動車(トラクタ、トラック等)No. 乗用自動車(路線バス、一般バス)No. <u>Truck(tractor-trailer, others)No.</u> <u>Bus(regular-route bus, others)No.</u>	○燃費区分 Category 貨物自動車(トラクタ、トラック等)No. 乗用自動車(路線バス、一般バス)No. <u>Truck(tractor-trailer, others)No.</u> <u>Bus(regular-route bus, others)No.</u>
○変速機 Transmission 手動変速機 トルコン付自動変速機 <u>Manual transmission</u> <u>Automatic transmissionwith torque converter</u>	○変速機 Transmission 手動変速機 トルコン付自動変速機 <u>Manual transmission</u> <u>Automatic transmissionwith torque converter</u>
○車両諸元 Vehicle specification 空車時車両質量(W ₀) <u>Vehicle curb mass</u> kg 最大積載質量 <u>Payload</u> kg 乗車定員 人 <u>Passenger capacity</u> persons 全高 <u>Overall height</u> m 全幅 <u>Overall width</u> m タイヤ動的負荷半径(r) <u>Tire rolling radius</u> m 主変速機 ギヤ段数 <u>Maintransmission</u> <u>No. of gears</u> ギヤ比 1 速 2 速 Gear ratio <u>1st</u> <u>2nd</u> 3 速 4 速 <u>3rd</u> <u>4th</u> 5 速 6 速 <u>5th</u> <u>6th</u> 7 速 8 速 <u>7th</u> <u>8th</u> 副変速機 ギヤ段数 Subtransmission <u>No. of gears</u> ギヤ比 (H) (L) Gear ratio <u>High</u> <u>Low</u> 終減速機ギヤ比 <u>Final gear ratio</u>	○車両諸元 Vehicle specification 空車時車両質量(W ₀) <u>Vehicle curb mass</u> kg 最大積載質量 <u>Payload</u> kg 乗車定員 人 <u>Passenger capacity</u> persons 全高 <u>Overall height</u> m 全幅 <u>Overall width</u> m タイヤ動的負荷半径(r) <u>Tire rolling radius</u> m 主変速機 ギヤ段数 <u>Maintransmission</u> <u>No. of gears</u> ギヤ比 1 速 2 速 Gear ratio <u>1st</u> <u>2nd</u> 3 速 4 速 <u>3rd</u> <u>4th</u> 5 速 6 速 <u>5th</u> <u>6th</u> 7 速 8 速 <u>7th</u> <u>8th</u> 副変速機 ギヤ段数 Subtransmission <u>No. of gears</u> ギヤ比 (H) (L) Gear ratio <u>High</u> <u>Low</u> 終減速機ギヤ比

新	旧
アイドリングエンジン回転速度 <u>Engine idling speed</u> $\text{min}^{-1}(\text{rpm})$ 最高出力エンジン回転速度 <u>Engine speed at maximum output</u> $\text{min}^{-1}(\text{rpm})$ 有負荷最高エンジン回転速度 <u>Maximum full load engine speed</u> $\text{min}^{-1}(\text{rpm})$ <u>V1000</u> km/h ◎燃料消費率のシミュレーション結果 Simulated fuel economy 変速機型式 <u>Transmission type</u> ○燃料消費率 Fuel economy 都市内走行燃料消費率 (E_u) km/L 市街地走行燃料消費率 km/L <u>JE 05 fuel economy</u> km/L <u>Urban fuel economy</u> km/L 都市間走行燃料消費率 (E_h) km/L 都市間走行割合 (α) <u>Intercity highway fuel economy</u> km/L <u>Intercity highway ratio</u> % 重量車燃料消費率 $(E) = \frac{1}{\frac{1 - \underline{\alpha} / 100}{E_u} + \frac{\alpha / 100}{E_h}}$ <u>Heavy-duty motor vehicle fuel economy</u> km/L 備考 <u>Remarks</u> 付表 2 (略) 付表 3 Attached table 3 自動変速機試験記録 Automatic Transmission Test Data Form ◎トルクコンバータ性能 Hydrodynamic Torque Converter Data 試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者 <u>Test date</u> Y. M. D. <u>Test Site</u> <u>Tested by</u> トルクコンバータ型式 <u>ニュートラルアイドル制御の有無</u> <u>Torque converter type</u> <u>Neutral idle control</u> トルクコンバータ入口油温 最大値 ~ 最小値	Final gear ratio アイドリングエンジン回転速度 <u>Engine idling speed</u> $\text{min}^{-1}(\text{rpm})$ 最高出力エンジン回転速度 <u>Engine speed at maximum output</u> $\text{min}^{-1}(\text{rpm})$ 有負荷最高エンジン回転速度 <u>Maximum full load engine speed</u> $\text{min}^{-1}(\text{rpm})$ <u>V1000</u> km/h ◎燃料消費率のシミュレーション結果 Simulated fuel economy 変速機型式 <u>Transmission type</u> ○燃料消費率 Fuel economy 都市内走行燃料消費率 (E_u) km/L 市街地走行燃料消費率 km/L <u>JE 05 fuel economy</u> km/L <u>Urban fuel economy</u> km/L 都市間走行燃料消費率 (E_h) km/L 都市間走行割合 (α) <u>Intercity highway fuel economy</u> km/L <u>Intercity highway ratio</u> % 重量車燃料消費率 $(E) = \frac{1}{\frac{1 - \underline{a} / 100}{E_u} + \frac{\alpha / 100}{E_h}}$ <u>Heavy-duty motor vehicle fuel economy</u> km/L 備考 <u>Remarks</u> 付表 2 (略) 付表 3 Attached table 3 自動変速機試験記録 Automatic Transmission Test Data Form ◎トルクコンバータ性能 Hydrodynamic Torque Converter Data 試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者 <u>Test date</u> Y. M. D. <u>Test Site</u> <u>Tested by</u> トルクコンバータ型式 <u>(新設)</u> <u>Torque converter type</u>

[illegible]

新			旧		
最高速度 Maximun vehicle desgin speed [km/h]			最高速度(km/h) (Maximun vehicle desgin speed(km/h))		
タイヤサイズ(空気圧) Tyre size (Pressure) [kPa]	前軸 Front wheel	()kPa	タイヤサイズ(空気圧)(kPa) (Tyre size (Pressure))	前軸 (Front wheel)	()kPa
	後軸 Reae wheel	()kPa		後軸 (Reae wheel)	()kPa
タイヤクラス(C1/C2の別) Tyre class : C1/C2	前軸 Front wheel		タイヤクラス(C1/C2の別) (Tyre class : C1/C2)	前軸 (Front wheel)	
	後軸 Reae wheel			後軸 (Reae wheel)	
ホイールサイズ(リム及びオフセット等) Wheel size (Rim and offset etc.)	前軸 Front wheel		ホイールサイズ(リムおよびオフセット等) (Wheel size (Rim and offset etc.))	前軸 (Front wheel)	
	後軸 Reae wheel			後軸 (Reae wheel)	
タイヤとホイールの組み合わせ※ Tyre/wheel combination(s)※			タイヤとホイールの組み合わせ※ (Tyre/wheel combination(s)※)		
該当するスペアユニット(ホイールサイズとタイヤサイズ(空気圧)) Applicable spare unit (Wheel size/Tyre size) [kPa]		()kPa	該当するスペアユニット(ホイールサイズとタイヤサイズ(空気圧)(kPa)) (Applicable spare unit (Wheel size/Tyre size))		()kPa
サスペンション方式/アクスル形式 Suspension system/Axle type	前軸 Front wheel		サスペンション方式/アクスル形式 (Suspension system/Axle type)	前軸 (Front wheel)	
	後軸 Reae wheel			後軸 (Reae wheel)	
※：説明を要する場合等、別紙を用いても良い。 Including the case of brief descriptitons, <u>it</u> can be allowed using <u>attachments</u> .			※：説明を要する場合等、別紙を用いても良い。 Including the case of brief descriptitons, <u>It</u> can be allowed using <u>Attachments</u> .		
2. 試験機器※ Test equipment※			2. 試験機器※ (Test equipment)※		
重量測定装置			重量測定装置		

新		旧	
Vehicle mass measuring device		<u>(Vehicle mass measuring device)</u>	
タイヤ空気圧測定装置		タイヤ空気圧測定装置	
Tyre pressure measuring device		<u>(Tyre pressure measuring device)</u>	
※：説明を要する場合等、別紙を用いても良い。 <u>it</u> Including the case of brief descripitions, <u>it</u> can be allowed using <u>attachments</u> .		※：説明を要する場合等、別紙を用いても良い。 <u>(Including the case of brief</u> <u>descripitons, It</u> can be allowed using <u>Attachments)</u>	
<u>3. 備考</u> Remarks (略)		<u>4. 備考</u> <u>(Remarks)</u> (略)	
<u>4. 試験成績</u> <u>Test result</u>		<u>5. 試験成績</u>	
5.1. 一般要件 General requirement		5.1. 一般要件 <u>(General requirement)</u>	
5.1.1. 5.2.4.2.項の規定を前提として、車両に装着される <u>全て</u> のタイヤは、該当する場合はスペアタイヤを含め、本規則の要件を満たすものとする。 Subject to the provisions of paragraph 5.2.4.2., every tyre fitted to a vehicle, including where applicable any spare tyre, shall meet the requirements of this Regulation.	Pass Fail	5.1.1 5.2.4.2 項の規定を前提として、車両に装着される <u>すべての</u> タイヤは、該当する場合はスペアタイヤを含め、本規則の要件を満たすものとする。 Subject to the provisions of paragraph 5.2.4.2., every tyre fitted to a vehicle, including where applicable any spare tyre, shall meet the requirements of this Regulation.	Pass <u>•</u> Fail
5.1.2. 車両に取り付けられる <u>全て</u> のタイヤは、該当する場合はスペアタイヤを含め、当該規則 No. 30、54 <u>及び</u> 117 の技術要件を満たし、かつ過渡規定を遵守するものとする。 Every tyre installed to a vehicle, including where applicable any spare tyre, shall fulfil the technical requirements and respect the transitional provisions of Regulations Nos. 30, 54 and 117 as applicable.	Pass Fail	5.1.2. 車両に取り付けられる <u>すべての</u> タイヤは、該当する場合はスペアタイヤを含め、当該規則 No. 30、54 <u>および</u> 117 の技術要件を満たし、かつ過渡規定を遵守するものとする。 Every tyre installed to a vehicle, including where applicable any spare tyre, shall fulfil the technical requirements and respect the transitional provisions of Regulations Nos. 30, 54 and 117 as applicable.	Pass <u>•</u> Fail
5.2. 性能要件 Performance requirement		5.2. 性能要件 <u>(Performance¹ requirement)</u>	
5.2.1. (略)		5.2.1. (略)	
5.2.1.1. (略)	Pass Fail	5.2.1.1. (略)	Pass <u>•</u> Fail
5.2.1.2. (略)	Pass Fail	5.2.1.2. (略)	Pass <u>•</u> Fail

新			旧		
5.2.1.3.	ホイールが回転する空間は、最小 <u>及び</u> 最大ホイールオフセットを考慮に入れ、自動車製作者が申告したサスペンション <u>及び</u> ステアリングの最小 <u>及び</u> 最大可動範囲内において、タイヤ <u>及び</u> リム幅の最大許容サイズの使用時に制限のない動きが可能であること。 The space in which the wheel revolves shall be such as to allow unrestricted movement when using the maximum permissible size of tyres and rim widths, taking into account the minimum and maximum wheel off-sets, within the minimum and maximum suspension and steering constraints as declared by the vehicle manufacturer.	Pass Fail	5.2.1.3.	ホイールが回転する空間は、最小 <u>および</u> 最大ホイールオフセットを考慮に入れ、自動車製作者が申告したサスペンション <u>および</u> ステアリングの最小 <u>および</u> 最大可動範囲内において、タイヤ <u>および</u> リム幅の最大許容サイズの使用時に制限のない動きが可能であること。 The space in which the wheel revolves shall be such as to allow unrestricted movement when using the maximum permissible size of tyres and rim widths, taking into account the minimum and maximum wheel off-sets, within the minimum and maximum suspension and steering constraints as declared by the vehicle manufacturer.	Pass <u>・</u> Fail
5.2.1.4.	代替テスト手順(<u>例えば</u> バーチャルテスト)を使用した場合の説明※ Descriptions in case of any alternative test procedure (e.g. virtual testing) ※ ※：詳細説明のために、別紙を用いても良い。 <u>It</u> Taking into account the detail descriptions, <u>it</u> can be allowed using <u>attachments</u> .	Yes No	5.2.1.4.	代替テスト手順(<u>たとえば</u> バーチャルテスト)を使用した場合の説明※ Descriptions in case of any alternative test procedure (e.g. virtual testing) ※ ※：詳細説明のために、別紙を用いても良い。 <u>(Taking into account the detail descriptions, It can be allowed using Attachments)</u>	Yes <u>・</u> No
5.2.2.	耐荷重要件 Load capacity <u>全ての</u> タイヤ（付属する標準スペアユニット含む）の最大定格荷重 The maximum load rating of every tyre (including a standard spare unit (if provided))		5.2.2.	耐荷重要件 Load capacity <u>すべての</u> タイヤ（付属する標準スペアユニット含む）の最大定格荷重 The maximum load rating of every tyre (including a standard spare unit (if provided))	
(略)	(略)	Pass Fail	(略)	(略)	Pass <u>・</u> Fail
(略)	(略)	Pass Fail	(略)	(略)	Pass <u>・</u> Fail
(略)	技術的最大許容軸重の 0.27 倍以上 (最大定格荷重は協定規則第 30 号 2.34.項による) At least equal to 0.27 times the technically permissible maximum axle mass (Maximum load rating as referred to in paragraph 2.34. of Regulation No. 30)	Pass Fail	(略)	技術的最大許容軸重の 0.27 倍以上 (最大定格荷重は協定規則第 30 号 2.34 項による) At least equal to 0.27 times the technically permissible maximum axle mass (Maximum load rating as referred to in paragraph 2.34. of Regulation No. 30)	Pass <u>・</u> Fail
(略)	複輪装着時の耐荷重指数により技術的最大許容軸重の 0.25 倍以上	Pass Fail	(略)	複輪装着時の耐荷重指数により技術的最大許容軸重の 0.25 倍以上	Pass <u>・</u> Fail

新					旧				
			(最大定格荷重は協定規則第 54 号 2 項の「速度耐荷重変化表」を考慮) At least equal to 0.25 times, with reference to the load capacity index for dual application, the technically permissible maximum axle mass (Maximum load rating is taken into account the "table load-capacity variation with speed" as referred to in paragraph 2. of Regulation No. 54)				(最大定格荷重は協定規則第 54 号 2 項の「速度耐荷重変化表」を考慮) At least equal to 0.25 times, with reference to the load capacity index for dual application, the technically permissible maximum axle mass (Maximum load rating is taken into account the "table load-capacity variation with speed" as referred to in paragraph 2. of Regulation No. 54)		
5.2.2.3.	交換タイヤの耐荷重に関する取扱説明書 <u>又は</u> 他の伝達手段による明示 The necessary information about replacement tyres load capacity		Pass Fail		5.2.2.3.	交換タイヤの耐荷重に関する取扱説明書 <u>または</u> 他の伝達手段による明示 The necessary information about replacement tyres load capacity		Pass <u>・</u> Fail	
5.2.3.	(略)				5.2.3.	(略)			
5.2.3.1.	(略)		Pass Fail		5.2.3.1.	(略)		Pass <u>・</u> Fail	
5.2.3.1.1.	クラス C1 タイヤ スピードカテゴリーシンボルは設計最高速度に対応し、かつ速度カテゴリーV, W, Y のタイヤの場合には協定規則第 30 号の最大定格荷重を考慮する。 <u>Class C1 tyre</u> The speed category symbol shall be compatible with the maximum vehicle design speed and shall take into account, in the case of tyres of speed categories V, W and Y, the maximum load rating as described in Regulation No. 30.		Pass Fail		5.2.3.1.1.	クラス C1 タイヤ (<u>Class C1 tyre</u>) スピードカテゴリーシンボルは設計最高速度に対応し、かつ速度カテゴリーV, W, Y のタイヤの場合には協定規則第 30 号の最大定格荷重を考慮する。 The speed category symbol shall be compatible with the maximum vehicle design speed and shall take into account, in the case of tyres of speed categories V, W and Y, the maximum load rating as described in Regulation No. 30.		Pass <u>・</u> Fail	
5.2.3.1.2.	クラス C2 タイヤ スピードカテゴリーシンボルは設計最高速度に対応し、かつ協定規則第 54 号 2 項の「速度耐荷重変化表」から導かれる当該の荷重/速度の組み合わせを考慮する。 <u>Class C2 tyre</u> The speed category symbol shall be compatible with the maximum vehicle design speed and the applicable load/speed combination derived from the "table load-capacity variation with speed" as described		Pass Fail		5.2.3.1.2.	クラス C2 タイヤ (<u>Class C2 tyre</u>) スピードカテゴリーシンボルは設計最高速度に対応し、かつ協定規則第 54 号 2 項の「速度耐荷重変化表」から導かれる当該の荷重/速度の組み合わせを考慮する。 The speed category symbol shall be compatible with the maximum vehicle design speed and the applicable load/speed combination derived from the "table load-capacity variation with speed" as described		Pass <u>・</u> Fail	

新			旧		
	in paragraph 2. of Regulation No. 54.			in paragraph 2. of Regulation No. 54.	
5.2.3.2. (略)			5.2.3.2. (略)		
・5.2.5.の応急用スペアユニットの場合 In the case of temporary-use spare units for which paragraph 5.2.5.	Yes No		・5.2.5.の応急用スペアユニットの場合 In the case of temporary-use spare units for which paragraph 5.2.5.	Yes <u>・</u> No	
・通常はノーマルタイヤを装備し、ときにスノータイヤを装着する車両の場合 In the case of vehicles normally equipped with normal tyres and occasionally fitted with snow tyres	Yes No		・通常はノーマルタイヤを装備し、ときにスノータイヤを装着する車両の場合 In the case of vehicles normally equipped with normal tyres and occasionally fitted with snow tyres	Yes <u>・</u> No	
スノータイヤのスピードカテゴリーシンボルと設計最高速度の対応 Correspondence between speed category symbol for snow tyres and the maximum vehicle design speed	Pass Fail		スノータイヤのスピードカテゴリーシンボルと設計最高速度の対応 Correspondence between speed category symbol for snow tyres and the maximum vehicle design speed	Pass <u>・</u> Fail	
最高速度警告ラベルの表示 Visibility of Maximum speed warning label	Pass Fail		最高速度警告ラベルの表示 Visibility of Maximum speed warning label	Pass <u>・</u> Fail	
・特殊用途タイヤを装備した車両の場合 In the case of vehicles equipped with special use tyres	Yes No		・特殊用途タイヤを装備した車両の場合 In the case of vehicles equipped with special use tyres	Yes <u>・</u> No	
最高速度警告ラベルの表示 Visibility of Maximum speed warning label	Pass Fail		最高速度警告ラベルの表示 Visibility of Maximum speed warning label	Pass <u>・</u> Fail	
・速度制限機能を実行する車載システムを装備した車両の場合 In the case of vehicles equipped with an on-board system fulfilling a speed limitation function	Yes No		・速度制限機能を実行する車載システムを装備した車両の場合 In the case of vehicles equipped with an on-board system fulfilling a speed limitation function	Yes <u>・</u> No	
スピードカテゴリーシンボルと設定制限速度の対応 Correspondence between speed category symbol for snow tyres and the maximum vehicle design speed	Pass Fail		スピードカテゴリーシンボルと設定制限速度の対応 Correspondence between speed category symbol for snow tyres and the maximum vehicle design speed	Pass <u>・</u> Fail	
最高速度警告ラベルの表示 Visibility of Maximum speed warning label	Pass Fail		最高速度警告ラベルの表示 Visibility of Maximum speed warning label	Pass <u>・</u> Fail	

新			旧		
	5. 2. 5. 1. (略)	Pass Fail		5. 2. 5. 1. (略)	Pass <u>・</u> Fail
	5. 2. 5. 2. 応急用スペアユニット <u>又は</u> ランフラットタイヤを備えた <u>全て</u> の車両は、応急用スペアユニット <u>及び</u> ランフラットタイヤの車両装備品に関する要件について規則 No. 64 の技術規定および過渡規定に適合するものとする。 当該車両に応急用スペアユニットを装着するために特定の安全策を講じなければならない場合 (<u>例えば</u> 、応急用スペアユニットがフロントアクスル専用とされ、したがってリア標準ユニットの異常に対処するためには最初にフロント標準ユニットをリアアクスルに装着しなければならない)、取扱説明書 <u>又は</u> 車両内の他の伝達手段にそのことを明記するものとし、本規則の 5. 2. 1. 3. <u>項</u> の当該項目の遵守を検証するものとする。 Every vehicle provided with a temporary-use spare unit or run flat tyres shall comply with the technical and transitional provisions of Regulation No. 64 with respect to the requirements concerning the equipment of vehicles with temporary-use spare units and run flat tyres. If specific precautions have to be taken in order to fit a temporary-use spare unit to the vehicle (e.g. temporary use spare unit is only to be fitted on the front axle and therefore a front standard unit must first be fitted on the rear axle in order to address a malfunction of a rear standard unit) this shall be stated clearly in the vehicle owner's handbook or any other communication means in the vehicle and compliance with the appropriate aspects of paragraph 5. 2. 1. 3. of this Regulation shall be verified.	Pass Fail		5. 2. 5. 2. 応急用スペアユニット <u>または</u> ランフラットタイヤを備えた <u>すべて</u> の車両は、応急用スペアユニット <u>および</u> ランフラットタイヤの車両装備品に関する要件について規則 No. 64 の技術規定および過渡規定に適合するものとする。 当該車両に応急用スペアユニットを装着するために特定の安全策を講じなければならない場合 (<u>たとえば</u> 、応急用スペアユニットがフロントアクスル専用とされ、したがってリア標準ユニットの異常に対処するためには最初にフロント標準ユニットをリアアクスルに装着しなければならない)、取扱説明書 <u>または</u> 車両内の他の伝達手段にそのことを明記するものとし、本規則の 5. 2. 1. 3 項の当該項目の遵守を検証するものとする。 Every vehicle provided with a temporary-use spare unit or run flat tyres shall comply with the technical and transitional provisions of Regulation No. 64 with respect to the requirements concerning the equipment of vehicles with temporary-use spare units and run flat tyres. If specific precautions have to be taken in order to fit a temporary-use spare unit to the vehicle (e.g. temporary use spare unit is only to be fitted on the front axle and therefore a front standard unit must first be fitted on the rear axle in order to address a malfunction of a rear standard unit) this shall be stated clearly in the vehicle owner's handbook or any other communication means in the vehicle and compliance with the appropriate aspects of paragraph 5. 2. 1. 3. of this Regulation shall be verified.	Pass <u>・</u> Fail
TRIAS 10-R121-02 操作装置及び表示装置試験 (協定規則第 121 号)			TRIAS 10-R121-02 操作装置及び表示装置試験 (協定規則第 121 号)		
1. ～3. (略) 付表 1. (略) 2. 個別要件 (別表 1)			1. ～3. (略) 付表 1. (略) 2. 個別要件 (別表 1)		

新	旧
(b) <u>ドアがない場合は、必要に応じてシートの移動システムを作動させること</u> 適・否 <u>によってすべての乗員が脱出できるようにすることが可能である</u> Pass/Fail <u>ものとする。</u> <u>Where there is no such door, it shall be possible to allow the</u> <u>evacuation of all the occupants by activating the displacement</u> <u>system of seats, if necessary.</u> <u>これは、乗員が脱出できるようにルーフを容易に開放することができる</u> 該当せず <u>コンバーチブル車には適用しない</u> N/A <u>This is not applicable to convertibles where the top can be easily</u> <u>opened to allow the evacuation of the occupants.</u> 以下 (略) TRIAS 18-R095-03 側面衝突時の乗員保護試験 (協定規則第 95 号) 1. ～ 3. (略) 付表 側面衝突時の乗員保護の試験記録及び成績 Occupant Protection in the Event of a Lateral Collision Test Data Record Form 協定規則第95号 Regulation No. 95 of the 1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe 1. ～ 3. (略) 4. (1) ～ (3) (略) 4. (4) ① ～ ③ (略) ④ 衝突後、工具を使わずに次の作業が可能であること。 After the impact, it shall be possible without the use of tools to (a) <u>シート列ごとに少なくとも一つのドアを開けること。かかるドアがな</u> 適・否 <u>い場合は、必要に応じてシートの移動システムを作動させることによ</u> Pass/Fail <u>ってすべての乗員が脱出できるようにすることが可能であるものと</u> <u>する。</u> <u>後部座席乗員の脱出に使用できる移動システムがない場合には、重量</u> <u>を支えるための装置及びその他の工具を使用せずに50パーセントタ</u> <u>イルのマネキンを脱出させることができることを証明するものとす</u> <u>る。</u> <u>open at least one door per row of seats. Where there is no such</u> <u>door, it shall be possible to allow the evacuation of all the</u>	(b) <u>扉がない場合には、全乗員が避難するのに必要なだけの座席又はシー</u> <u>トバックを動かすことができること。</u> 適・否 <u>Move the seats or tilt their backrests as necessary to allow the</u> Pass/Fail <u>evacuation of all the occupants, where there is no such door.</u> 以下 (略) TRIAS 18-R095-02 側面衝突時の乗員保護試験 (協定規則第 95 号) 1. ～ 3. (略) 付表 側面衝突時の乗員保護の試験記録及び成績 Occupant Protection in the Event of a Lateral Collision Test Data Record Form 協定規則第95号 Regulation No. 95 of the 1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe 1. ～ 3. (略) 4. (1) ～ (3) (略) 4. (4) ① ～ ③ (略) ④ 衝突後、工具を使わずに次の作業が可能であること。 After the impact, it shall be possible without the use of tools to (a) <u>全ての乗員が脱出できるように、通常の乗降用扉を十分な数だけ開け、適・否</u> <u>必要な場合にはシートバック又は座席を傾けること。</u> Pass/Fail <u>Open a sufficient number of doors provided for normal entry and of</u> <u>passengers, and if necessary tilt the seat-backs or seats to allow</u> <u>evacuation of all occupants.</u>

新

occupants by activating the displacement system of seats, if necessary. In case no displacement system is available for the evacuation of a rear seated occupant, it shall be shown that a 50th percentile manikin can be evacuated without the use of any devices to support its weight and any other tools.

カテゴリーN1 の車両については、非常窓が容易に開けられる場合にはこの脱出を当該窓から行ってもよいが、(例えば、当該窓を割るために) 工具が必要な場合は、メーカーがこれらの工具を提供するものとし、それらを当該非常窓のすぐ近くに見えるように配置するものとする。

For vehicles of category N1 this evacuation may be done via an emergency window if this window can be easily opened, but if tools are necessary, (e.g. for breaking the window) these tools shall then be provided by the manufacturer and shall be visible and located in close proximity to that emergency window.

以下 (略)

TRIAS 18-R137(1)-03

前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験 (協定規則第 137 号)

1. ～3. (略)

付表

前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験記録及び成績

Occupant Protection and Fuel Leakage in the Event of Full-lap Frontal Collision Test Data Record Form

協定規則第137号

Regulation No. 137 of the 1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe

1. ～2. (略)

3. (1) ～ (2) (略)

3. (3) 試験結果

Result

項目 Item	単位 Unit	運転席 Driver	規制値 Criteria	助手席 Passenger	規制値 Criteria
(略)					

旧

以下 (略)

TRIAS 18-R137(1)-02

前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験 (協定規則第 137 号)

1. ～3. (略)

付表

前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験記録及び成績

Occupant Protection and Fuel Leakage in the Event of Full-lap Frontal Collision Test Data Record Form

協定規則第137号

Regulation No. 137 of the 1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe

1. ～2. (略)

3. (1) ～ (2) (略)

3. (3) 試験結果

Result

項目 Item	単位 Unit	運転席 Driver	規制値 Criteria	助手席 Passenger	規制値 Criteria
(略)					

新						
胸部 Thorax	胸部 圧縮 基準 ThCC	mm		(略)		<u>34 M1</u> <u>42 N1</u>
	(略)	(略)		(略)		(略)
<u>(削除)</u>						

項目 Item	単位 Unit	試験結果 Measured Value	規制値 Criteria
(略)			

要件(Requirements)		適合性
Paragraph	Contents	Conformity
5.2.3. ～ 5.2.4.2.1 (略)		
5.2.5.1	<u>シート列ごとに少なくとも1つのドアを開けること。かかるドアがない場合は、必要に応じてシートの移動システムを作動させることによってすべての乗員が脱出できるようにすることが可能であるものとする。これは、乗員が脱出できるようにルーフを容易に開放することができるコンバーチブル車には適用しない。</u> <u>To open at least one door per row of seats. Where there is no such door, it shall be possible to allow the evacuation of all the occupants by activating the displacement system of seats, if necessary. This is not applicable to convertibles where the top can be easily opened to allow the evacuation of the occupants.</u>	<u>適 / 否</u> <u>Pass /</u> <u>Fail</u> <u>該当せず</u> <u>N/A</u>
5.2.5.2～		

旧						
胸部 Thorax	胸部 圧縮 基準 ThCC	mm		(略)		<u>34</u>
	(略)	(略)		(略)		(略)
<u>*初回改訂版は、42mmとする</u>						

項目 Item	単位 Unit	試験結果 Measured Value	規制値 Criteria
(略)			

要件(Requirements)		適合性
Paragraph	Contents	Conformity
5.2.3. ～ 5.2.4.2.1 (略)		
5.2.5.1	<u>ドアがある場合には、シート列ごとに最低1つのドアを開け、そうしたドアがない場合には、全乗員の避難ができるようにシートを動かし、または背もたれを傾けること。ただし、この規定は剛性構造の屋根をもつ車両にのみ適用される。</u> <u>To open at least one door,if there is one,per row of seats and,where there is no such door,to move the seats or tilt their backrests as necessary to allow the evacuation of all the occupants;this is, however,only applicable to vehicles having a roof of rigid construction;</u>	<u>適 / 否</u> <u>Pass /</u> <u>Fail</u>

新	旧																																																
I. 突入防止装置が装着される自動車の場合 In the case of a vehicle on which RUPD or RUP is installed II. 突入防止装置が装着される自動車の車枠の一部を用いる場合 In the case part of the frame of a vehicle on which RUPD or RUP is installed is used <u>(削除)</u> <u>III.</u> 負荷荷重試験を力学的解析で代用 (計算書等を添付すること) Dynamic analysis is substituted for the force applying test. (The calculation data shall be attached.) 以下 (略) TRIAS 18(2)-R058(2)-04 突入防止装置試験 (協定規則第 58 号 (車両)) 1. ～2. (略) 3. 3.1～3.2. (略) <u>3.3. 下方方向の垂直変位量は負の数で記載すること。</u> 付表 1 Attached Table (略) <table> <tr> <td>1. 試験自動車 Test vehicle</td><td>車 台 番 号</td></tr> <tr> <td>車名・型式 (類別) Make・Type (Variant)</td><td>Chassis No.</td></tr> <tr> <td>車両総重量</td><td>タイヤサイズ</td></tr> <tr> <td>後輪</td><td>前輪</td></tr> <tr> <td>Gross mass of the vehicle</td><td>kg</td></tr> <tr> <td>Tyre size</td><td>Front</td></tr> <tr> <td>Rear</td><td></td></tr> <tr> <td>車両カテゴリー The vehicle of category</td><td></td></tr> </table> 2. 突入防止装置又は突入を防止する構造・装置の諸元 Specification of RUPD or RUP <table> <tr> <td>材 質</td><td>断面形状</td></tr> <tr> <td>Material</td><td>Shape of section</td></tr> <tr> <td>寸 法 (長さ×奥行き×高さ)</td><td></td></tr> <tr> <td>Dimension (Length×Depth×Height)</td><td>mm × mm ×</td></tr> </table> mm	1. 試験自動車 Test vehicle	車 台 番 号	車名・型式 (類別) Make・Type (Variant)	Chassis No.	車両総重量	タイヤサイズ	後輪	前輪	Gross mass of the vehicle	kg	Tyre size	Front	Rear		車両カテゴリー The vehicle of category		材 質	断面形状	Material	Shape of section	寸 法 (長さ×奥行き×高さ)		Dimension (Length×Depth×Height)	mm × mm ×	I. 突入防止装置が装着される自動車の場合 In the case of a vehicle on which RUPD or RUP is installed II. 突入防止装置が装着される自動車の車枠の一部を用いる場合 In the case part of the frame of a vehicle on which RUPD or RUP is installed is used <u>III. 突入防止装置をリジット試験ベンチに装備する場合</u> <u>In the case RUPD or RUP is installed on a rigid test bench</u> <u>IV.</u> 負荷荷重試験を力学的解析で代用 (計算書等を添付すること) Dynamic analysis is substituted for the force applying test. (The calculation data shall be attached.) 以下 (略) TRIAS 18(2)-R058(2)-03 突入防止装置試験 (協定規則第 58 号 (車両)) 1. ～2. (略) 3. 3.1～3.2. (略) <u>(新設)</u> 付表 1 Attached Table (略) <table> <tr> <td>1. 試験自動車 Test vehicle</td><td>車 台 番 号</td></tr> <tr> <td>車名・型式 (類別) Make・Type (Variant)</td><td>Chassis No.</td></tr> <tr> <td>車両総重量</td><td>タイヤサイズ</td></tr> <tr> <td>後輪</td><td>前輪</td></tr> <tr> <td>Gross mass of the vehicle</td><td>kg</td></tr> <tr> <td>Tyre size</td><td>Front</td></tr> <tr> <td>Rear</td><td></td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td></td></tr> </table> 2. 突入防止装置又は突入を防止する構造・装置の諸元 Specification of RUPD or RUP <table> <tr> <td>材 質</td><td>断面形状</td></tr> <tr> <td>Material</td><td>Shape of section</td></tr> <tr> <td>寸 法 (長さ×奥行き×高さ)</td><td></td></tr> <tr> <td>Dimension (Length×Depth×Height)</td><td>mm × mm ×</td></tr> </table> mm	1. 試験自動車 Test vehicle	車 台 番 号	車名・型式 (類別) Make・Type (Variant)	Chassis No.	車両総重量	タイヤサイズ	後輪	前輪	Gross mass of the vehicle	kg	Tyre size	Front	Rear		<u>(新設)</u>		材 質	断面形状	Material	Shape of section	寸 法 (長さ×奥行き×高さ)		Dimension (Length×Depth×Height)	mm × mm ×
1. 試験自動車 Test vehicle	車 台 番 号																																																
車名・型式 (類別) Make・Type (Variant)	Chassis No.																																																
車両総重量	タイヤサイズ																																																
後輪	前輪																																																
Gross mass of the vehicle	kg																																																
Tyre size	Front																																																
Rear																																																	
車両カテゴリー The vehicle of category																																																	
材 質	断面形状																																																
Material	Shape of section																																																
寸 法 (長さ×奥行き×高さ)																																																	
Dimension (Length×Depth×Height)	mm × mm ×																																																
1. 試験自動車 Test vehicle	車 台 番 号																																																
車名・型式 (類別) Make・Type (Variant)	Chassis No.																																																
車両総重量	タイヤサイズ																																																
後輪	前輪																																																
Gross mass of the vehicle	kg																																																
Tyre size	Front																																																
Rear																																																	
<u>(新設)</u>																																																	
材 質	断面形状																																																
Material	Shape of section																																																
寸 法 (長さ×奥行き×高さ)																																																	
Dimension (Length×Depth×Height)	mm × mm ×																																																

新		旧	
ステー形状 Shape of stay	最大質量 Maximum mass	ステー形状 Shape of stay	最大質量 Maximum mass
kg		kg	
<u>その他</u>		<u>(新設)</u>	
<u>空力装置の装備</u> Equipment of Aerodynamic Device	<u>有り</u> ・ <u>無し</u> Yes No		
3. (略)		3. (略)	
4. 突入防止装置又は突入を防止する構造・装置の負荷試験（附則 5） RUPD or RUP load test (Annex5)		4. 突入防止装置又は突入を防止する構造・装置の負荷試験（附則 5） RUPD or RUP load test (Annex5)	
(1) 試験方法（※該当する試験番号を○で囲むこと） Test method (※Draw a circle around the applicable method number.)		(1) 試験方法（※該当する試験番号を○で囲むこと） Test method (※Draw a circle around the applicable method number.)	
I. 突入防止装置が装着される自動車の場合 In the case of a vehicle on which RUPD or RUP is installed		I. 突入防止装置が装着される自動車の場合 In the case of a vehicle on which RUPD or RUP is installed	
II. 突入防止装置が装着される自動車の車枠の一部を用いる場合 In the case part of the frame of a vehicle on which RUPD or RUP is installed is used		II. 突入防止装置が装着される自動車の車枠の一部を用いる場合 In the case part of the frame of a vehicle on which RUPD or RUP is installed is used	
<u>(削除)</u>		<u>III. 突入防止装置をリジット試験ベンチに装備する場合</u> In the case RUPD or RUP is installed on a rigid test bench	
<u>III.</u> 負荷荷重試験を力学的解析で代用（計算書等を添付すること） Dynamic analysis is substituted for the force applying test. (The calculation data shall be attached.)		<u>IV.</u> 負荷荷重試験を力学的解析で代用（計算書等を添付すること） Dynamic analysis is substituted for the force applying test. (The calculation data shall be attached.)	
(2) 試験結果※ ¹ Test results※ ¹		(2) 試験結果※ ¹ Test results※ ¹	
表 (略)		表 (略)	
※1～※2 (略)		※1～※2 (略)	
5. (1)		5. (1)	
(a) (略)		(a) (略)	
(b) 負荷位置以外の寸法（16.1.-3.、25.1.-4.） Requirement of dimension except load point (16.1.-3.,25.1.-4.)		(b) 負荷位置以外の寸法（16.1.-3.、25.1.-4.） Requirement of dimension except load point (16.1.-3.,25.1.-4.)	
	<u>測定値</u> Measured value		<u>測定値又は要件</u> Measured value or requirement
	判定 Determination		判定 Determination
付表 2 (略)		付表 2 (略)	
<u>付表 3</u> Attached Table 3		<u>(新設)</u>	
<u>空力装置の試験記録及び成績（附則 8）</u> Aerodynamic Device Test Data Record Form(Annex 8)			

新			旧
<u>1. 試験自動車</u> <u>Test vehicle</u> 車名・型式（類別） 車 台 番 号 Make・Type (Variant) Chassis No. 車両カテゴリー タイヤサイズ 前輪 後輪 The vehicle of category Tyre size Front Rear <u>試験装置</u> <u>Test device</u> 空力装置の名称・型式 製造番号 Make・Type (Variant) A serial number			(新設)
<u>項</u>	<u>項 目</u>	<u>判定</u>	
<u>Operation</u>	<u>Item</u>	<u>Determination</u>	
<u>No.</u>			
<u>2.1.</u>	空力装置の外部表面は、尖った部分もしくは鋭利な部分、または、衝突時に当該外部表面と強くまたは軽く接触した人の身体傷害のリスクもしくは重大度を増加させる可能性が高い形状、寸法、方向または硬さの突起を、外側に向けて呈さないものとする。 The external surface of aerodynamic devices shall not exhibit, directed outwards, any pointed or sharp parts or any projections of such shape, dimensions, direction or hardness as to be likely to increase the risk or seriousness of bodily injury to a person hit by the external surface or brushing against it in the event of a collision.	適 ・ 否 Pass ・ Fail	
<u>2.2.</u>	車両の外部表面は、歩行者、サイクリストまたはモーターサイクル運転者にぶつかる可能性が高い部分を、外側に向けて呈さないものとする。 The external surface of vehicles shall not exhibit, directed outwards, any part likely to catch on pedestrians, cyclists or motor cyclists.	適 ・ 否 Pass ・ Fail	
<u>2.3.</u>	空力装置の外部表面の突出部分は、曲率半径が2.5 mm以上とする。折り畳まれた状態または格納状態にある時ならびに作動中に直径100 mmの球体が接触できないような位置にある空力装置の外部表面の部分は、曲	適 ・ 否 Pass ・ Fail	

新			旧
	<u>率半径が 2.5 mm 未満でもよい。この要件は、突出が 5 mm 未満である外部表面の部分には適用しないものとするが、かかる部分の外向きの角度は、かかる部分の突出が 1.5mm 未満である場合を除き、鈍角にするものとする。</u> <u>Protruding parts of the external surface of an aerodynamic device shall not have a radius of curvature less than 2.5 mm. Those parts of the external surface of an aerodynamic device which are so located that, in their folded or retracted condition as well as when in operation, they cannot be contacted by a sphere 100 mm in diameter, may have a radius of curvature less than 2.5 mm. This requirement shall not apply to parts of the external surface which protrude less than 5 mm, but the outward facing angles of such parts shall be blunted, save where such parts protrude less than 1.5 mm.</u>		
2.4.	<u>硬さが 60 ショア A 以下の材料で作られている外部表面の突出部は、曲率半径が 2.5 mm 未満でもよい。硬さの測定は、当該構成部品を車両に取り付けた状態で行うものとする。ショア A 手順による硬さ測定を実施することが不可能な場合には、同等の測定を用いて評価を行うものとする。</u> <u>Protruding parts of the external surface, made of a material of hardness not exceeding 60 shore A, may have a radius of curvature less than 2.5 mm. The hardness measurement shall be taken with the component as installed on the vehicle. Where it is impossible to carry out a hardness measurement by the Shore A procedure, comparable measurements shall be used for evaluation.</u>	<u>該当</u> <u>Applicable</u> <u>有り・無し</u> <u>Yes ・ No</u>	
3.2.	<u>すべての装置に、有資格者がそれを正しく取り付けるための十分な情報が記載された取付および使用説明書を添付するものとする。</u> <u>Every device shall be accompanied by installation and operating instructions giving sufficient information for any competent person to install it correctly.</u>	<u>適 ・ 否</u> <u>Pass ・ Fail</u>	

新			旧
6.1.	空力装置は、5.1.2 項に規定したテスト荷重負荷中に荷重負荷点でこの空力装置が車両の縦方向における最大残存長さが 200 mm になる弾性および／または塑性変形を有するように取り付けるものとする。 The aerodynamic device shall be so fitted that during the application of the test forces as specified in paragraph 5.1.2 this aerodynamic device has at the point of application of forces an elastic and/or plastic deformation with a maximum remaining length of 200mm in longitudinal direction of the vehicle. この要件は、5.1.2 項に規定したテスト荷重の影響を受けて空力装置が折り畳まれた状態または格納状態になり、この折り畳まれた位置または格納位置で車両の縦方向における空力装置の最大残存長さが 200 mm になる場合にも、満たされたとみなされる。 This requirement is also deemed to be fulfilled if the aerodynamic device will be folded or retracted under influence of test forces as specified in paragraph 5.1.2 so that the aerodynamic device has in this folded or retracted position a maximum remaining length of 200 mm in longitudinal direction of the vehicle.	適 ・ 否 Pass ・ Fail 最大残存長 maximum remaining length mm	
6.2.	5.1 項、5.1.1 項、5.1.2 項および 6.1 項の規定にかかわらず、図 4 に関する範囲 1 において空力装置が硬さ 60 ショア A 以下の材料で作られている場合には、荷重を掛けないものとする。空力装置を車体に取り付けるために使用する、または空力装置に取り付けられている構成部品（締め具、ヒンジ、アクチュエータ、スプリング、ケーブル、ランプなど）については、これらの規定の適用が除外される。 硬さの測定は、空力装置を車両に取り付けた状態で行うものとする。ショア A 手順による硬さ測定を実施することが不可能な場合には、同等の測定を用いて評価を行うものとする。 Notwithstanding the provisions in paragraph 5.1., 5.1.1., 5.1.2. and 6.1. the application of forces shall not be conducted if the aerodynamic device	適 ・ 否 Pass ・ Fail 硬さ hardness ショア A Shore A	

新

is made of a material of hardness not exceeding 60 shore A in the area 1 regarding figure 4. Components (fastenings, hinges, actuators, springs, cables, lamps, etc.) used to install the aerodynamic device on the body of the vehicle or that are mounted on the aerodynamic device are exempted from these provisions

7.1.

空力装置には、下記から成る、明確に判読でき、かつ消えないマーキングを付すものとする：
(a) 製造番号、
(b) 装置の名称、
(c) メーカーの名称、
(d) 「UN 規則 No. 58 に準拠」というマーキングおよび適合年／月（例えば、2018/01）。
There shall be affixed to the aerodynamic device a clearly legible and indelible marking consisting of:
(a) A serial number;
(b) Name of device;
(c) Name of manufacturer;
(d) The marking "In accordance to UN Regulation No. 58" and year/month of conformity
(e.g. 2018/01).

適 ・ 否
Pass ・ Fail

備考

Remarks

TRIAS 31-J044GTR002-01

二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTC）
（略）

付表 2-2

二輪車排出ガスの試験記録（WMTC（タイプ I））

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

◎試験二輪自動車

車名・型式（類別） 原動機型式 最高出力 kW {PS} / min⁻¹ {rpm} 車両クラス

旧

</

新										旧																									
車台番号					サイクル		気筒		総排気量			L		車台番号					サイクル		気筒		総排気量			L									
走行キロ数					km		変速機		減速比		車両重量			kg		走行キロ数					km		変速機		減速比		車両重量			kg					
使用燃料					密度		g/cm ³ (温度 K (°C))		最高速度			km/h ((EC)No		使用燃料					密度		g/cm ³ (温度 K (°C))		最高速度			km/h ((EC)No									
134/2014 TRIAS)										134/2014 TRIAS)																									
等価慣性重量 (設定値)					kg		駆動輪のタイヤ空気圧			kPa		等価慣性重量 (設定値)					kg		駆動輪のタイヤ空気圧			kPa													
◎試験機器										◎試験機器																									
シャシダイナモメータ (DC/DY、EC/DY、AC/DY)					送風機 (車速比例型、)					シャシダイナモメータ (DC/DY、EC/DY、AC/DY)					送風機 (車速比例型、)																				
◎排出ガス測定機器										◎排出ガス測定機器																									
排出ガス分析計					モード測定用					排出ガス分析計					モード測定用																				
HC (FID) γ 係数										HC (FID) γ 係数																									
NMC-FID					メタン効率		エタン効率			NMC-FID					メタン効率		エタン効率																		
CVS装置 (PDP、CFV)					(採取量 m ³ /min)					CVS装置 (PDP、CFV)					(採取量 m ³ /min)																				
◎ソーク記録										◎ソーク記録																									
ソーク室内温度 (削除)					最高		K (°C)		～		最低		K (°C)		ソーク室内温度 (退室前 6 時間の温度)					最高		K (°C)		～		最低		K (°C)							
ソーク時間					hr (入室		日		時		分		～		退室		日		時		分)		ソーク時間					hr (入室		日		時		分)	
冷却水温度 (放置後)					K (°C)		潤滑油温度 (放置後)			K (°C)		冷却水温度 (放置後)					K (°C)		潤滑油温度 (放置後)			K (°C)													
◎試験結果										◎試験結果																									
○モード測定										○モード測定																									
運転開始時刻					時		分			運転開始時刻					時		分																		
試験室内乾球温度					K (°C) ～		K (°C)		湿度補正係数 (K _h)			試験室内乾球温度					K (°C) ～		K (°C)		湿度補正係数 (K _h)														
" 湿球温度					K (°C) ～		K (°C)		排気管開口部静圧差			Pa		" 湿球温度					K (°C) ～		K (°C)		排気管開口部静圧差			Pa									
" 相对湿度					%		試験室内大気圧			kPa		" 相对湿度					%		試験室内大気圧			kPa													
希釈率					希釈排出ガス量 (V)		m ³		走行距離			km		希釈率					希釈排出ガス量 (V)		m ³		走行距離			km									
(以下略)										(以下略)																									
TRIAS 32-J052R048-04										TRIAS 32-J052R048-04																									
灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験										灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験																									
1. ～3. (略)										1. ～3. (略)																									
付表										付表																									
1. (略)										1. (略)																									
2. 個別規定										2. 個別規定																									
項 番号 Operati on No.	項目 Item	装備 Equippe d	取付位置及 び個数 Installati on position and number of lights	幾何学的 視認性又 は視認性 Geometri c visibili ty or	方向 Directi on	電気結線 Electrica l connectio ns	点灯 操作 状態 表示 装置 又は 点灯 作動	その他の要 件 Other requiremen ts	備考 Remark s	項 番号 Operati on No.	項目 Item	装備 Equippe d	取付位置及 び個数 Installati on position and number of lights	幾何学的 視認性又 は視認性 Geometri c visibili ty or	方向 Directi on	電気結線 Electrica l connectio ns	点灯 操作 状態 表示 装置 又は 点灯 作動	その他の要 件 Other requiremen ts	備考 Remark s																

新										旧									
				Visibili ty			状態 表示 装置 Tell- Tail						Visibili ty			状態 表示 装置 Tell- Tail			
(略)										(略)									
4.9	制動灯 Stop lamps		適・否 Pass・ Fail	適・否 Pass・ Fail	—	適・否 Pass・ Fail	有・無 Y / N	適・否 Pass・ Fail	＝	4.9	制動灯 Stop lamps		適・否 Pass・ Fail	適・否 Pass・ Fail	—	適・否 Pass・ Fail	有・無 Y / N	適・否 Pass・ Fail	適・否 Pass・ Fail
(略)										(略)									
4.25	車室外 乗降支 援灯 Exterio r courtes y lamps	有・ 無 Y / N	適・否 Pass・ Fail	適・否 Pass・ Fail	—	適・否 Pass・ Fail	—	—	＝	4.25	車室外 乗降支 援灯 Exterio r courtes y lamps	有・ 無 Y / N	適・否 Pass・ Fail	適・否 Pass・ Fail	—	適・否 Pass・ Fail	—	—	適・否 Pass・ Fail
(略)										(略)									
(以下略)										(以下略)									
<u>TRIAS 35-R150-01</u> <u>再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））</u>										<u>(新設)</u>									
【別紙参照】																			
<u>TRIAS 35(2)-R150-01</u> <u>再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））</u>										<u>(新設)</u>									
【別紙参照】																			
<u>TRIAS 38-R150-01</u> <u>再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））</u>										<u>(新設)</u>									
【別紙参照】																			
TRIAS 44-R046(1)-01 後写鏡等試験（協定規則第 46 号）										TRIAS 44-R046(1)-01 後写鏡等試験（協定規則第 46 号）									
1. 総則 ～ 3. 測定値及び計算値の末尾処理 （略）										1. 総則 ～ 3. 測定値及び計算値の末尾処理 （略）									
4. 試験記録及び成績										4. 試験記録及び成績									
4.1～4.2 （略）										4.1～4.2 （略）									
<u>4.3 付表の 6.3.2. 衝撃テストにおいて、破損がある場合には破損状況が確認できる写</u>										<u>4.3 (新設)</u>									

新			旧		
<u>真等を添付すること。</u>					
付表 (略) 車名 : 型式 : <u>対象車両カテゴリ</u> : Make Type <u>Target vehicle category</u> (略)			付表 (略) 車名 : 型式 : <u>(新設)</u> Make Type _____ (略)		
○試験成績			○試験成績		
6.1.1.1. ～6.1.1.8. (略)			6.1.1.1. ～6.1.1.8. (略)		
6.1.2.1.1. Class I	反射面の寸法は、一方の辺が40 mm で他方の辺が長さ「a」mm である長方形が内接できること。「r」は曲率半径である。 The dimensions of the reflecting surface shall be such that it is possible to inscribe thereon a rectangle one side of which is 40 mm and the other 'a' mm in length. "r" is the radius of curvature.	$a = 150 \times \frac{1}{1 + \frac{1000}{r}}$ $a \geq \text{_____ mm}$	6.1.2.1.1. Class I	反射面の寸法は、一方の辺が40 mm で他方の辺が長さ「a」mm である長方形が内接できること。「r」は曲率半径である。 The dimensions of the reflecting surface shall be such that it is possible to inscribe thereon a rectangle one side of which is 40 mm and the other 'a' mm in length. "r" is the radius of curvature.	$a = 150 \times \frac{1}{1 + \frac{1000}{r}}$ $a : \text{_____ mm}$
6.1.2.1.2. Class II, III	反射面の寸法は、以下の形状が内接できること。 (a) 高さが40 mm の長方形で、底辺の長さ「a」mm (b) この長方形の高さに平行な線分で、長さ「b」mm The dimensions of the reflecting surface shall be such that it is possible to inscribe therein: (a) A rectangle 40 mm high the base length of which has the value "a" mm. (b) A segment which is parallel to the height of the rectangle and the length of which, has the value "b" mm.	Class II $a = \frac{170}{1 + \frac{1000}{r}}$ $a \geq \text{_____ mm}$ $b \geq 200 \text{ mm}$ Class III $a = \frac{130}{1 + \frac{1000}{r}}$ $a \geq \text{_____ mm}$ $b \geq 70 \text{ mm}$	6.1.2.1.2. Class II, III	反射面の寸法は、以下の形状が内接できること。 (a) 高さが40 mm の長方形で、底辺の長さ「a」mm (b) この長方形の高さに平行な線分で、長さ「b」mm The dimensions of the reflecting surface shall be such that it is possible to inscribe therein: (a) A rectangle 40 mm high the base length of which has the value "a" mm. (b) A segment which is parallel to the height of the rectangle and the length of which, has the value "b" mm.	Class II $a = \frac{170}{1 + \frac{1000}{r}}$ $a : \text{_____ mm}$ Class III $a = \frac{130}{1 + \frac{1000}{r}}$ $a : \text{_____ mm}$
6.1.2.1.3. ～6.1.2.2.4. (略)			6.1.2.1.3. ～6.1.2.2.4. (略)		

新				旧			
		Normal coefficient of reflection in the “night” position				Normal coefficient of reflection in the “night” position	
		R:	%	L:	%		%
6.1.2.2.6.	反射面は、悪天候に長時間曝されても協定規則第46号の6.1.2.2.5項の特性を維持する。 The reflecting surface shall retain the characteristics laid down in paragraph 6.1.2.2.5. of the Regulation No.46 in spite of prolonged exposure to adverse weather conditions.	曝露後の反射係数					
		Reflection coefficient after exposure	R:	%	L:	%	%
6.3.2. (略)				6.3.2. (略)			
<u>TRIAS 99-R155-01</u> <u>サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.に限る））</u> 【別紙参照】				<u>(新設)</u>			
<u>TRIAS 99-R156-01</u> <u>プログラム等改変業務管理システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.1.に限る。））</u> 【別紙参照】				<u>(新設)</u>			
以下略				以下略			

再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））

1. 総則

再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 150 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、別表により行うものとし、測定ならびに計算が、別表による末尾処理よりも高い精度である場合にあっては、より高い精度による末尾処理としてもよいものとする。

3. 測定方法及び測定条件

- 3.1 測定方法及び測定条件は、協定規則第 150 号に従うものとする。
- 3.2 自動車に取付けた状態で試験を実施することが困難な場合は、治具等に灯火器単体を車両取付状態と同様に取付けて試験を行うことができる。
- 3.3 自動車の両側に備える灯火器が同一のものはどちらか片方の灯火器で試験を代表することができる。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

ただし試験成績については記載内容が変わらなければ、別表を作成し添付しても良い。

このときの書式は特に規定しない。

- 4.1 当該試験時において該当しない箇所を抹消すること。
- 4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 4.3 記入欄に「別紙参照」と記載の上、別紙による詳細な説明を必要に応じて追加してもよい。

別表 測定値の取扱い

項目	単位	小数第●位を四捨五入
試験電圧	V	2
試験電流	A	3
光度	cd	規則で規定されている要求桁数の次の次位
色度特性	—	4
輝度	cd/m ²	2
光度係数	mcd/lx	規則で規定されている要求桁数の次の次位
反射係数	cd・m ⁻² ・lx	規則で規定されている要求桁数の次の次位

付表
 Attached Table

再帰反射装置の試験記録及び成績
 retro-reflective devices and markings Test Data Record Form

試験期日
 Test date

試験担当者
 Tested by

試験場所
 Test site

改訂番号
 Series No.

再帰反射装置
 retro-reflective devices and markings

装置のクラス/タイプ
 Class/Type of the device

変更インデックス
 Change Index

試験自動車
 Test vehicle

車名
 Make

型式
 Type

灯火器型式等
 Test of device etc

製作者
 Manufacturer

型式
 Type

試験機器
 Test equipment

幾何学的視認角範囲内での障害物の有無： 有 ☐ 無 ☐
 Obstacle within the field of geometric visibility : Yes No

4.	一般要件 General requirements	
4.1.1.	再帰反射装置は、十分に機能し、かつ通常使用中にその機能が維持されるような構造とする。加えて、再帰反射装置には、良好な状態においてその効率的な作用またはメンテナンスに悪影響を及ぼす設計または製造上のいかなる欠陥もあってはならない。 Retro-reflective devices shall be so constructed that they function satisfactorily and will continue to do so in normal use. In addition, they must not have any defect in design or manufacture that is detrimental to their efficient operation or to their maintenance in good condition.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.2.	再帰反射装置またはその部品の構成要素は、容易に分解できないものとする。 The components of retro-reflective devices or parts thereof shall not be capable of being easily dismantled.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.3.	マーキング材の取り付け手段は耐久性と安定性を有するものとする。 The means of attachment of the marking materials shall be durable and stable.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.4.	再帰反射装置の外表面は洗浄が容易であるものとする。したがって、その表面には粗さがないものとし、突起があったとしても、それにより洗浄しやすさが妨げられないものとする。 The outer surface of retro-reflective devices shall be easy to clean. The surface shall therefore not be rough and any protuberances they may exhibit shall not prevent easy cleaning.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.5.	通常使用中にレトロリフレクターの内面にアクセスすることはできないものとする。 There shall be no access to the inner surface of the retro-reflectors when in normal use.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.6.	レトロリフレクターの場合 In case of retro-reflectors	
4.1.6.1	再帰反射装置を反射光学ユニットとフィルタの組み合わせで構成してもよい。その反射光学ユニットとフィルタは、通常の使用条件下で分離できないように設計しなければならない。 Retro-reflective devices may consist of a combined retro-reflecting optical unit and filter, which must be so designed that they cannot be separated under normal conditions of use.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.6.2	塗料またはワニスによる反射光学ユニットおよびフィルタの着色は許可されない。 The colouring of retro-reflecting optical units and filters by means of paint or varnish is not permitted.	適 / 否 Pass / Fail

クラスIA およびIB のレトロリフレクター（記号「IA」および「IB」）の試験記録および成績
Test data record form for retro-reflectors of the Classes IA and IB (Symbols "IA" and "IB")

5.1.	クラスIA およびIB のレトロリフレクター（記号「IA」および「IB」）に関する技術要件 Technical requirements concerning retro-reflectors of the Classes IA and IB (Symbols "IA" and "IB")	
5.1.1.	クラスIA およびIB のすべてのレトロリフレクターは、5.1.7 項に従ってテストしたとき、その再帰反射装置の材料および構造の特質に応じて以下を満たすものとする： Every retro-reflector of the Classes IA and IB, when tested according to paragraph 5.1.7., shall meet: (a) 附則5 に定める寸法および形状要件、 (a) The dimensions and shape requirements set forth in Annex 5; and (b) 5.1.4 項から5.1.5 項に定める光度および色彩要件、ならびに (b) The photometric and colorimetric requirements as specified in paragraphs 5.1.4. to 5.1.5.; and (c) 5.1.7 項に定める物理的および機械的要件。 (c) The physical and mechanical requirements set forth in paragraph 5.1.7., depending on the nature of the materials and construction of the retro-reflective devices.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.3.	テスト手順 Test procedure.	
5.1.3.2.	5.1.3.1 項に記すテストの実施後、各グループの再帰反射装置は次の特性を有していなければならない： After undergoing the tests referred to in the paragraph 5.1.3.1., the retro-reflective devices in each group must have:	
5.1.3.2.1.	5.1.5 項に定める条件を満たす色。 A colour which satisfies the conditions laid down in paragraph 5.1.5.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.3.2.2.	5.1.4 項に定める条件を満たすCIL。その検証は、発散角20' および照射角 $V = H = 0^\circ$ に対してのみ、または必要ならば5.1.4 項に規定するすべての位置で実行するものとする。 A CIL which satisfies the conditions laid down in paragraph 5.1.4. The verification shall be performed only for an angle of divergence of 20' and an illumination angle of $V = H = 0$ deg. or, if necessary, in all positions specified in paragraph 5.1.4.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.4.	再帰反射のCIL 値に関する最小値 Minimum values for the CIL values of retro-reflection	
5.1.4.4.	クラスIA およびクラスIB Class IA and Class IB	
5.1.4.4.1.	附則4 の3 項の説明に従って測定したとき、赤色再帰反射装置のCIL 値は、表の発散角および照射角について、1 lux 当たりのmcd 単位で表した表3 の値以上でなければならない。 When measured as described in paragraph 3. of Annex 4, the CIL values for red retroreflective devices must be equal to or greater than those in Table 3, expressed in millicandelas per lux, for the angles of divergence and illumination shown.	適 / 否 Pass / Fail

表 3 : CIL 値に関する要件 (クラス IA および IB) [$\text{mcd}\cdot\text{lx}^{-1}$]

クラス	発散角 α	照射角 (単位 $^{\circ}$)			
		垂直方向 V	0°	$\pm 10^{\circ}$	$\pm 5^{\circ}$
		水平方向 H	0°	0°	$\pm 20^{\circ}$
IA、IB	20'		300	200	100
	$1^{\circ} 30'$		5	2.8	2.5

基準中心を頂点とし、次の直線に沿って交差する平面で囲まれた立体角内では、表3 の下2 列に示す値より低いCIL 値は許容されない: ($V = \pm 10^{\circ}$ 、 $H = 0^{\circ}$) ($V = \pm 5^{\circ}$ 、 $H = \pm 20^{\circ}$)

CIL values lower than those shown in the last two columns of Table 3 are not permissible within the solid angle having the centre of reference as its apex and bounded by the planes intersecting along the following lines: ($V = +/ -10 \text{ deg.}$, $H = 0 \text{ deg.}$) ($V = +/ -5 \text{ deg.}$, $H = +/ -20$

5.1.4.4.2.	クラスIA またはIB のアンバー色再帰反射装置のCIL 値は、表3 の値に係数 2.5 を乗じた値以上でなければならない。 CIL values for amber retro-reflective devices in Class IA or IB must be at least equal to those in Table 3 multiplied by the coefficient 2.5.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.4.5.	ただし、クラスIA またはクラスIB の再帰反射装置がその取り付けにおいてH 面を地上高750 mm 未満とするよう意図している場合には、下方最大 5° までの角度についてのみCIL 値を検証する。 However, in the case where a retro-reflective device of Class IA or Class IB, is intended to be installed with its H plane at a mounting height less than 750 mm above the ground, the CIL values are verified only up to an angle of 5 deg. downwards.	
5.1.5.	装置の反射光の色: Colour of the reflected light of the device:	
5.1.5.2.	反射光束の三色座標は、UN 規則No. 48 に規定された夜間色の赤、アンバーまたは白に関する限界値の範囲内でなければならない。 The trichromatic coordinates of the reflected luminous flux must be within the limits for the night-time colours red, amber or white as specified in UN Regulation No. 48.	適 / 否 Pass / Fail

全てのサンプル

All samples

耐熱性テスト(附則6) 後

After Resistance to heat test(Annex6)

測色(目視検査) Colorimetry(visual inspection)	適 / 否 Pass / Fail

三色座標(疑いがある場合)

Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.				
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

測光(20'およびV=H=0° に限定)

Photometry: limited to 20' and V = H = 0 deg.

光度係数($\alpha=20'$, V=H=0°) Coefficient of luminous intensity (CIL) mcd/lux									
サンプル No. Sample No.									
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j

完全測光

Complete photometry

サンプル No. Sample No.		発散角 α Angle of divergence alpha	照射角(°) Illumination angles						
			V	-10°	-5°	0°	+5°	+10°	
			H	0°	-20°	+20°	0°	-20°	+20°
最小 minimum	—	20'							
		1° 30'							
最大 maximum	—	20'							
		1° 30'							

第1グループ^o

First group

耐水性テスト(附則7)後

After Resistance to water penetration for retro-reflective devices test(Annex7)

測色(目視検査) Colorimetry(visual inspection)	適 / 否 Pass / Fail

三色座標(疑いがある場合)

Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.	g		h	
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

測光 (20' および $V=H=0^\circ$ に限定)

Photometry: limited to 20' and $V = H = 0$ deg.[illegible]

耐燃料性テスト(附則9)および耐潤滑油性テスト(附則10)後

After Resistance to fuels test(Annex9) and Resistance to lubricating oils test(Annex10)

測色(目視検査) Colorimetry(visual inspection)	適 / 否 Pass / Fail

三色座標 (疑いがある場合)

Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.	g		h	
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

測光 (20' および $V=H=0^\circ$ に限定)Photometry: limited to 20' and $V = H = 0$ deg.[illegible]

第2グループ

Second group

耐腐食性テスト(附則11)および後面の耐久性テスト(附則12)後

After Resistance to corrosion test(Annex11) and Resistance of the accessible rear face of mirror-backed retro-reflective devices test(Annex12)

測色(目視検査)	適 / 否
Colorimetry(visual inspection)	Pass / Fail

三色座標(疑いがある場合)

Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.	e		f	
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

測光 (20' および $V=H=0^\circ$ に限定)

Photometry: limited to 20' and $V = H = 0$ deg.[illegible]

附則6
Annex6
耐熱性
Resistance to heat

1	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA、SMV のリフレクター、クラス1、2、3、4、5 の表示プレート、およびタイプ1 の三角形事前警告装置としての再帰反射装置に関する成型プラスチック製リフレクターの場合のテスト手順: 再帰反射装置を乾燥大気中に65 °C ± 2 °Cの温度で連続48 時間保管し、その後、23 °C ± 2 °Cで1 時間冷却させるものとする。 Test procedure in the case of moulded plastics reflectors of retro-reflecting devices as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA, SMV, Marking plates of Classes 1, 2, 3, 4, 5, and Advance warning triangle of type 1: The retro-reflective device shall be kept for 48 consecutive hours in a dry atmosphere at a temperature of 65 ° C ± 2 ° C after which the sample shall be allowed to cool for 1 hour at 23 ° C ± 2 °C.	
2	クラスC、F、1、2、3、4、5 用およびタイプ2 の三角形事前警告装置用に柔軟材を使用する場合のテスト手順: 長さが300 mm 以上のサンプルユニットの一片を乾燥大気中に65 °C ± 2 °Cの温度で12 時間保管し、その後、23 °C ± 2 °Cで1 時間冷却させるものとする。サンプルをさらに- 20 °C ± 2 °Cの温度で12 時間保管するものとする。通常の試験室条件下で4 時間の回復時間後にサンプルを検査するものとする。 Test procedure in the case of use of flexible materials for Classes C, F, 1, 2, 3, 4, 5 and Advance warning triangle of type 2: A section of a sample unit not less than 300 mm long shall be kept for 12 hours in a dry atmosphere at a temperature of 65 ° C ± 2 °C, after which the sample shall be allowed to cool for 1 hour at 23 ° C ± 2 °C. It shall then be kept for 12 hours at a temperature of - 20 ° C ± 2 °C. The sample shall be examined after a recovery time of 4 hours under normal laboratory conditions.	
3	このテスト後、再帰反射装置および、とりわけその光学素子に目に見える亀裂または著しい歪みがあつてはならない。 After this test, no cracking or appreciable distortion of the retro-reflective device and, in particular, of its optical component must be visible.	適 / 否 Pass / Fail

附則7

Annex7

再帰反射装置および三角形事前警告装置の耐水性

Resistance to water penetration for retro-reflective devices and advance warning triangles

1	レトロリフレクターおよび再帰反射マーキングのテスト Test for retro-reflectors and retro-reflective markings	
1.1.	再帰反射装置(ランプの一部であるか否かを問わない)、または再帰反射マーキングのサンプルユニットからすべての着脱可能部品を取り去り、50 °C ± 5 °Cの温度で10 分間、水に浸漬するものとする。このとき照射面の上側部分の最高点を水面下20 mm とする。照射面を下側にして背面が約20 mm の水で覆われるように再帰反射装置を180° 回転させた後、このテストを繰り返すものとする。続いてこれらのサンプルユニットをただちに温度が25 °C ± 5 °Cの水に同一の条件で浸漬するものとする。 Retro-reflective devices whether part of a lamp or not, or a sample unit of retro-reflective marking, shall be stripped of all removable parts and immersed for 10 minutes in water at a temperature of 50 ° C ± 5 ° C, the highest point of the upper part of the illuminating surface being 20 mm below the surface of the water. This test shall be repeated after turning the retro-reflective device through 180° , so that the illuminating surface is at the bottom and the rear face is covered by about 20 mm of water. These sample units shall then be immediately immersed in the same conditions in water at a temperature of 25 ° C ± 5 ° C.	
1.2.	水が再帰反射光学ユニットの反射面に侵入しないものとする。目視検査によって水の存在が明確に確認された場合は、装置をテスト合格とはみなさないものとする。 No water shall penetrate to the reflecting surface of the retro-reflecting optical unit. If visual inspection clearly reveals the presence of water, the device shall not be considered to have passed the test.	適 / 否 Pass / Fail
1.3.	目視検査によって水の存在が確認されない場合または疑いがある場合: If visual inspection does not reveal the presence of water or in case of doubt:	
1.3.1.	レトロリフレクターの場合には、その再帰反射装置を最初に軽く揺動させて外側の余分な水を除去し、附則4 または附則14 に説明する方法でCIL を測定するものとする。 In the case of retro-reflectors, the CIL shall be measured by the method described in Annex 4 or Annex 14, the retro-reflective device being first lightly shaken to remove excess water from the outside.	適 / 否 Pass / Fail
1.3.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニットの場合には、そのサンプルユニットを最初に軽く揺動させて外側の余分な水を除去し、附則7 に従って再帰反射係数R' を測定するものとする。 In the case of a sample unit of retro-reflective marking the coefficient of retro-reflection R' shall be measured in conformity with Annex 7, the sample unit being first lightly shaken to remove excess water from the	適 / 否 Pass / Fail

附則9
Annex9
耐燃料性
Resistance to fuels

1	70 体積%のn-ヘプタンと30 体積%のトルオールのテスト混合液を次のいずれかに塗布するものとする: A test mixture of 70 vol. per cent of n-heptane and 30 vol. per cent of toluol shall be applied for either:	
1.1.	再帰反射装置、 A retro-reflective device; (a) テスト混合液に浸漬した綿布で再帰反射装置の外表面および、とりわけその照射面を軽く拭拭するものとする。 (a) The outer surface of the retro-reflective device and, in particular, of the illuminating surface, shall be lightly wiped with a cotton cloth soaked in the test mixture. (b) 約5 分後に表面を目視検査するものとする。これにより、明らかな表面変化が確認されてはならない。ただし、わずかな表面亀裂は問題にしないものとする。または、 (b) After about five minutes, the surface shall be inspected visually. It must not show any apparent surface changes, except that slight surface cracks will not be objected to.or;	適 / 否 Pass / Fail
1.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニット、 A sample unit of retro-reflective marking; (a) 長さ300 mm 以上のサンプルユニットの一片をテスト混合液に1 分間浸漬するものとする。 (a) A section of a sample unit not less than 300 mm long shall be immersed in the test mixture for one minute. (b) 取り出した後、表面を柔らかい布で拭拭して乾燥させるものとし、装置の実効性能を低下させるような目に見える変化が認められないものとする。 (b) After removal, the surface shall be wiped dry with a soft cloth and shall not show any visible change which would reduce its effective performance.	適 / 否 Pass / Fail

附則10
Annex 10
耐潤滑油性
Resistance to lubricating oils

1.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA のリフレクターおよびタイプ1 の三角形事前警告装置としての成型プラスチック製リフレクターの場合のテスト手順 Test procedure in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA and advance warning triangle of type 1	
1.1.	洗浄潤滑油に浸漬した綿布で再帰反射装置の外面および、とりわけその照射面を軽く払拭するものとする。約5 分後に表面を清掃するものとする。続いてCIL を測定するものとする(附則4 または附則14)。 The outer surface of the retro-reflective device and, in particular, the illuminating surface, shall be lightly wiped with a cotton cloth soaked in a detergent lubricating oil. After about 5 minutes, the surface shall be cleaned. The CIL shall then be measured (Annex 4 or Annex 14).	適 / 否 Pass / Fail

附則11
Annex11
耐腐食性 (ISO 規格3768)
Resistance to corrosion (ISO Standard 3768)

1	再帰反射装置は、通常の曝露による湿度および腐食性の影響にかかわらず、規定された光度および色彩特性を維持するように設計されなければならない。とりわけ、重要な金属部材が侵食を受けやすいように見えるときには、前面の耐変色性および後面保護の耐劣化性を検査するものとする。 Retro-reflective devices must be so designed that they retain the prescribed photometric and colorimetric characteristics despite the humidity and corrosive influences to which they are normally exposed. The resistance of the front surface to tarnishing and of the protection of the rear face to deterioration shall be checked, particularly when an essential metal component seems liable to be attacked.	適 / 否 Pass / Fail
2	再帰反射装置、またはランプ(当該装置が光源と組み合わされている場合)から着脱可能部品をすべて取り去り、50 時間の塩水噴霧を実施する。その処置は、各24 時間の2 回の曝露と、その中間でサンプルを乾燥させるための2 時間からなる。 The retro-reflective device, or the lamp if the device is combined with a light, shall be stripped of all removable parts and subjected to the action of a saline mist for a period of 50 hours, comprising two periods of exposure of 24 hours each, separated by an interval of two hours during which the sample is allowed to dry.	
3	塩水噴霧は、次のように作成した塩水を35 °C ± 2 °C の温度で霧化することによって発生させるものとする： The saline mist shall be produced by atomizing, at a temperature of 35 °C ± 2 °C, a saline solution obtained:	
3.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニットの場合、不純物の含有量が0.02%以下である95 重量部の蒸留水に5 重量部の塩化ナトリウムを溶解させる。 In the case of a sample unit of retro-reflective marking, By dissolving 5 parts by weight of sodium chloride in 95 parts of distilled water containing not more than 0.02 per cent of impurities.	
3.2.1.	テストの完了直後に、サンプルにそのマーキングの効率を損なうおそれがある腐食の形跡が確認されないものとする。 Immediately after completion of the test, the sample shall show no sign of corrosion liable to impair the efficiency of the marking.	適 / 否 Pass / Fail
4	再帰反射領域の再帰反射係数R' は、附則7 に規定された48 時間の回復期間後に入射角 $\beta_2 = 5^\circ$ および実測角 $\alpha = 20'$ で測定したとき、表9 の値を下回るか、または表10 の値を上回ることがないものとする。測定前に表面を清掃し、塩水噴霧による堆積物を除去するものとする。 The coefficient of retro-reflection R' of the retro-reflective areas, when measured after a recovery period of 48 hours as specified in Annex 7, at an entrance angle of $\beta_2 = 5^\circ$ and an observation angle of $\alpha = 20'$, shall be not less than the value in Table 9 or more than the value in Table 10 respectively. Before measuring, the surface shall be cleaned to remove salt deposits from the saline mist.	適 / 否 Pass / Fail

実測角 α ['] Observation angle α [']	入射角 β [°] Entrance angle β [°]	
20'	β_1	0°
	β_2	5°
係数R' [cd・m ⁻² ・lx ⁻¹] Coefficient R' [cd・m ⁻² ・lx ⁻¹]	色: 黄 Colour: Yellow	
	色: 白 Colour: White	
	色: 赤 Colour: Red	

附則12

Annex 12

背面ミラー付き再帰反射装置のアクセス可能な後面の耐久性

Resistance of the accessible rear face of mirror-backed retro-reflective devices

1.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA のリフレクターおよびタイプ1 の三角形事前警告装置としての成型プラスチック製リフレクターの場合における背面ミラー付き再帰反射装置のアクセス可能な後面の耐久性 Resistance of the accessible rear face of mirror-backed retro-reflective devices, in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA and Advance warning triangle of type 1.	
2.	再帰反射装置の裏面を硬いナイロンブラシで擦るものとする。 The reverse side of the retro-reflective device shall be brushed with a hard nylon brush.	
3.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB およびIVA としての成型プラスチック製リフレクターの場合には、その再帰反射装置の後面をブラシで擦った後、附則9 に定める混合液に浸漬した綿布をその後面に1 分間張り付けるものとする。続いて綿布を取り去り、再帰反射装置を乾燥させる。 After having brushed in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB and IVA the rear face of the retro-reflective device, a cotton cloth soaked in the mixture, defined in Annex 9 shall be applied to the said rear face for one minute. The cotton cloth is then removed and the retro-reflective device left to dry.	
4.	ブラシで擦った後、タイプ1 の三角形事前警告装置の成型プラスチック製リフレクターの場合には、さらに附則9 に定める混合液で1 分間、再帰反射装置の裏面を覆うか、または完全に湿潤させるものとする。続いて燃料を取り去り、装置を乾燥させるものとする。 After having brushed, in the case of moulded plastics reflectors of Advance warning triangle of type 1, the reverse side of the retro-reflective device shall then be covered or thoroughly wetted for one minute with a mixture defined in Annex 9. The fuel shall then be removed and the device allowed to dry.	
5.	蒸発完了の直後に、前回と同じブラシで裏面を擦るものとする。 As soon as evaporation is completed, the reverse side shall be brushed with the same brush as before.	
6.	さらに背面ミラー付き後面の全面を墨汁で覆った後で、CIL を測定するものとする(附則4 または附則14)。 The CIL shall then be measured (Annex 4 or Annex 14) after the whole surface of the mirror-backed rear face has been covered with Indian ink.	
7.	タイプ1 の三角形事前警告装置のレトロリフレクターの場合には、CIL がテスト前の記録値の40%を超えて減少していないものとする。このテストは蛍光再帰反射材には適用されない。 In the case of the retro-reflector of an Advance warning triangle of type 1, the CIL shall not have diminished by more than 40 per cent of the values recorded before the test. This test is not applicable for fluorescent retro-reflecting material.	適 / 否 Pass / Fail

再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））

1. 総則

再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 150 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、別表により行うものとし、測定ならびに計算が、別表による末尾処理よりも高い精度である場合にあっては、より高い精度による末尾処理としてもよいものとする。

3. 測定方法及び測定条件

- 3.1 測定方法及び測定条件は、協定規則第 150 号に従うものとする。
- 3.2 自動車に取付けた状態で試験を実施することが困難な場合は、治具等に灯火器単体を車両取付状態と同様に取付けて試験を行うことができる。
- 3.3 自動車の両側に備える灯火器が同一のものはどちらか片方の灯火器で試験を代表することができる。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

ただし試験成績については記載内容が変わらなければ、別表を作成し添付しても良い。

このときの書式は特に規定しない。

- 4.1 当該試験時において該当しない箇所を抹消すること。
- 4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 4.3 記入欄に「別紙参照」と記載の上、別紙による詳細な説明を必要に応じて追加してもよい。

別表 測定値の取扱い

項目	単位	小数第●位を四捨五入
試験電圧	V	2
試験電流	A	3
光度	cd	規則で規定されている要求桁数の次の次位
色度特性	—	4
輝度	cd/m ²	2
光度係数	mcu/lx	規則で規定されている要求桁数の次の次位
反射係数	cd・m ⁻² ・lx	規則で規定されている要求桁数の次の次位

付表
Attached Table

再帰反射装置の試験記録及び成績
retro-reflective devices and markings Test Data Record Form

試験期日 Test date	試験担当者 Tested by

試験場所
Test site

改訂番号
Series No.

再帰反射装置
retro-reflective devices and markings

装置のクラス/タイプ
Class/Type of the device

変更インデックス
Change Index

試験自動車 Test vehicle	車名 Make	型式 Type

灯火器型式等 Test of device etc	製作者 Manufacturer	型式 Type

試験機器
Test equipment

幾何学的視認角範囲内での障害物の有無： 有 ☐ 無 ☐
Obstacle within the field of geometric visibility : Yes No

4.	一般要件 General requirements	
4.1.1.	再帰反射装置は、十分に機能し、かつ通常使用中にその機能が維持されるような構造とする。加えて、再帰反射装置には、良好な状態においてその効率的な作用またはメンテナンスに悪影響を及ぼす設計または製造上のいかなる欠陥もあってはならない。 Retro-reflective devices shall be so constructed that they function satisfactorily and will continue to do so in normal use. In addition, they must not have any defect in design or manufacture that is detrimental to their efficient operation or to their maintenance in good condition.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.2.	再帰反射装置またはその部品の構成要素は、容易に分解できないものとする。 The components of retro-reflective devices or parts thereof shall not be capable of being easily dismantled.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.3.	マーキング材の取り付け手段は耐久性と安定性を有するものとする。 The means of attachment of the marking materials shall be durable and stable.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.4.	再帰反射装置の外表面は洗浄が容易であるものとする。したがって、その表面には粗さがないものとし、突起があったとしても、それにより洗浄しやすさが妨げられないものとする。 The outer surface of retro-reflective devices shall be easy to clean. The surface shall therefore not be rough and any protuberances they may exhibit shall not prevent easy cleaning.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.5.	通常使用中にレトロリフレクターの内面にアクセスすることはできないものとする。 There shall be no access to the inner surface of the retro-reflectors when in normal use.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.6.	レトロリフレクターの場合 In case of retro-reflectors	
4.1.6.1	再帰反射装置を反射光学ユニットとフィルタの組み合わせで構成してもよい。その反射光学ユニットとフィルタは、通常の使用条件下で分離できないように設計しなければならない。 Retro-reflective devices may consist of a combined retro-reflecting optical unit and filter, which must be so designed that they cannot be separated under normal conditions of use.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.6.2	塗料またはワニスによる反射光学ユニットおよびフィルタの着色は許可されない。 The colouring of retro-reflecting optical units and filters by means of paint or varnish is not permitted.	適 / 否 Pass / Fail

クラスIA およびIB のレトロリフレクター（記号「IA」および「IB」）の試験記録および成績
Test data record form for retro-reflectors of the Classes IA and IB (Symbols "IA" and "IB")

5.1.	クラスIA およびIB のレトロリフレクター（記号「IA」および「IB」）に関する技術要件 Technical requirements concerning retro-reflectors of the Classes IA and IB (Symbols "IA" and "IB")	
5.1.1.	クラスIA およびIB のすべてのレトロリフレクターは、5.1.7 項に従ってテストしたとき、その再帰反射装置の材料および構造の特質に応じて以下を満たすものとする： Every retro-reflector of the Classes IA and IB, when tested according to paragraph 5.1.7., shall meet: (a) 附則5 に定める寸法および形状要件、 (a) The dimensions and shape requirements set forth in Annex 5; and (b) 5.1.4 項から5.1.5 項に定める光度および色彩要件、ならびに (b) The photometric and colorimetric requirements as specified in paragraphs 5.1.4. to 5.1.5.; and (c) 5.1.7 項に定める物理的および機械的要件。 (c) The physical and mechanical requirements set forth in paragraph 5.1.7., depending on the nature of the materials and construction of the retro-reflective devices.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.3.	テスト手順 Test procedure.	
5.1.3.2.	5.1.3.1 項に記すテストの実施後、各グループの再帰反射装置は次の特性を有していなければならない： After undergoing the tests referred to in the paragraph 5.1.3.1., the retro-reflective devices in each group must have:	
5.1.3.2.1.	5.1.5 項に定める条件を満たす色。 A colour which satisfies the conditions laid down in paragraph 5.1.5.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.3.2.2.	5.1.4 項に定める条件を満たすCIL。その検証は、発散角20' および照射角 $V = H = 0^\circ$ に対してのみ、または必要ならば5.1.4 項に規定するすべての位置で実行するものとする。 A CIL which satisfies the conditions laid down in paragraph 5.1.4. The verification shall be performed only for an angle of divergence of 20' and an illumination angle of $V = H = 0 \text{ deg.}$ or, if necessary, in all positions specified in paragraph 5.1.4.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.4.	再帰反射のCIL 値に関する最小値 Minimum values for the CIL values of retro-reflection	
5.1.4.4.	クラスIA およびクラスIB Class IA and Class IB	

表 3 : CIL 値に関する要件 (クラス IA および IB) [$\text{mcd}\cdot\text{lx}^{-1}$]

クラス	発散角 α	照射角 (単位 $^{\circ}$)			
		垂直方向 V	0°	$\pm 10^{\circ}$	$\pm 5^{\circ}$
		水平方向 H	0°	0°	$\pm 20^{\circ}$
IA、IB	20'		300	200	100
	$1^{\circ} 30'$		5	2.8	2.5

基準中心を頂点とし、次の直線に沿って交差する平面で囲まれた立体角内では、表3 の下2 列に示す値より低いCIL 値は許容されない: ($V = \pm 10^{\circ}$ 、 $H = 0^{\circ}$) ($V = \pm 5^{\circ}$ 、 $H = \pm 20^{\circ}$)

CIL values lower than those shown in the last two columns of Table 3 are not permissible within the solid angle having the centre of reference as its apex and bounded by the planes intersecting along the following lines: ($V = +/ -10 \text{ deg.}$, $H = 0 \text{ deg.}$) ($V = +/ -5 \text{ deg.}$, $H = +/ -20$

5.1.4.4.3.	クラスIA またはIB の無色再帰反射装置のCIL 値は、表3 の値に係数4 を乗じた値以上でなければならない。 CIL values for colourless retro-reflective devices in Class IA or IB must be at least equal to those in Table 3 multiplied by the coefficient 4.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.4.5.	ただし、クラスIA またはクラスIB の再帰反射装置がその取り付けにおいてH 面を地上高750 mm 未満とするよう意図している場合には、下方最大 5° までの角度についてのみCIL 値を検証する。 However, in the case where a retro-reflective device of Class IA or Class IB, is intended to be installed with its H plane at a mounting height less than 750 mm above the ground, the CIL values are verified only up to an angle of 5 deg. downwards.	
5.1.5.	装置の反射光の色: Colour of the reflected light of the device:	
5.1.5.2.	反射光束の三色座標は、UN 規則No. 48 に規定された夜間色の赤、アンバーまたは白に関する限界値の範囲内でなければならない。 The trichromatic coordinates of the reflected luminous flux must be within the limits for the night-time colours red, amber or white as specified in UN Regulation No. 48.	適 / 否 Pass / Fail

全てのサンプル

All samples

耐熱性テスト(附則6) 後

After Resistance to heat test(Annex6)

測色(目視検査) Colorimetry(visual inspection)	適 / 否 Pass / Fail

三色座標(疑いがある場合)

Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.				
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

測光(20'およびV=H=0° に限定)

Photometry: limited to 20' and V = H = 0 deg.

光度係数($\alpha=20'$, V=H=0°) Coefficient of luminous intensity (CIL) mcd/lux									
サンプル No. Sample No.									
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j

完全測光

Complete photometry

サンプル No. Sample No.		発散角 α Angle of divergence alpha	照射角(°) Illumination angles						
			V	-10°	-5°	0°	+5°	+10°	
			H	0°	-20°	+20°	0°	-20°	+20°
最小 minimum	—	20'							
		1° 30'							
最大 maximum	—	20'							
		1° 30'							

After Resistance to water penetration for retro-reflective devices test(Annex7)

Trichromatic coordinates in case of doubt

Photometry: limited to 20' and $V = H = 0$ deg.

After Resistance to fuels test(Annex9) and Resistance to lubricating oils test(Annex10)

Trichromatic coordinates in case of doubt

Photometry: limited to 20' and V = H = 0 deg.[illegible]

サンプル No. Sample No.									
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
/	/	/	/			/	/	/	/

附則6
Annex6
耐熱性
Resistance to heat

1	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA、SMV のリフレクター、クラス1、2、3、4、5 の表示プレート、およびタイプ1 の三角形事前警告装置としての再帰反射装置に関する成型プラスチック製リフレクターの場合のテスト手順： 再帰反射装置を乾燥大気中に65 °C ± 2 °Cの温度で連続48 時間保管し、その後、23 °C ± 2 °Cで1 時間冷却させるものとする。 Test procedure in the case of moulded plastics reflectors of retro-reflecting devices as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA, SMV, Marking plates of Classes 1, 2, 3, 4, 5, and Advance warning triangle of type 1: The retro-reflective device shall be kept for 48 consecutive hours in a dry atmosphere at a temperature of 65 ° C ± 2 ° C after which the sample shall be allowed to cool for 1 hour at 23 ° C ± 2 °C.	
2	クラスC、F、1、2、3、4、5 用およびタイプ2 の三角形事前警告装置用に柔軟材を使用する場合のテスト手順： 長さが300 mm 以上のサンプルユニットの一片を乾燥大気中に65 °C ± 2 °Cの温度で12 時間保管し、その後、23 °C ± 2 °Cで1 時間冷却させるものとする。サンプルをさらに- 20 °C ± 2 °Cの温度で12 時間保管するものとする。通常の試験室条件下で4 時間の回復時間後にサンプルを検査するものとする。 Test procedure in the case of use of flexible materials for Classes C, F, 1, 2, 3, 4, 5 and Advance warning triangle of type 2: A section of a sample unit not less than 300 mm long shall be kept for 12 hours in a dry atmosphere at a temperature of 65 ° C ± 2 °C, after which the sample shall be allowed to cool for 1 hour at 23 ° C ± 2 °C. It shall then be kept for 12 hours at a temperature of - 20 ° C ± 2 °C. The sample shall be examined after a recovery time of 4 hours under normal laboratory conditions.	
3	このテスト後、再帰反射装置および、とりわけその光学素子に目に見える亀裂または著しい歪みがあつてはならない。 After this test, no cracking or appreciable distortion of the retro-reflective device and, in particular, of its optical component must be visible.	適 / 否 Pass / Fail

附則7

Annex7

再帰反射装置および三角形事前警告装置の耐水性

Resistance to water penetration for retro-reflective devices and advance warning triangles

1	レトロリフレクターおよび再帰反射マーキングのテスト Test for retro-reflectors and retro-reflective markings	
1.1.	再帰反射装置(ランプの一部であるか否かを問わない)、または再帰反射マーキングのサンプルユニットからすべての着脱可能部品を取り去り、50 °C ± 5 °Cの温度で10 分間、水に浸漬するものとする。このとき照射面の上側部分の最高点を水面下20 mm とする。照射面を下側にして背面が約20 mm の水で覆われるように再帰反射装置を180° 回転させた後、このテストを繰り返すものとする。続いてこれらのサンプルユニットをただちに温度が25 °C ± 5 °Cの水に同一の条件で浸漬するものとする。 Retro-reflective devices whether part of a lamp or not, or a sample unit of retro-reflective marking, shall be stripped of all removable parts and immersed for 10 minutes in water at a temperature of 50 ° C ± 5 ° C, the highest point of the upper part of the illuminating surface being 20 mm below the surface of the water. This test shall be repeated after turning the retro-reflective device through 180° , so that the illuminating surface is at the bottom and the rear face is covered by about 20 mm of water. These sample units shall then be immediately immersed in the same conditions in water at a temperature of 25 ° C ± 5 ° C.	
1.2.	水が再帰反射光学ユニットの反射面に侵入しないものとする。目視検査によって水の存在が明確に確認された場合は、装置をテスト合格とはみなさないものとする。 No water shall penetrate to the reflecting surface of the retro-reflecting optical unit. If visual inspection clearly reveals the presence of water, the device shall not be considered to have passed the test.	適 / 否 Pass / Fail
1.3.	目視検査によって水の存在が確認されない場合または疑いがある場合: If visual inspection does not reveal the presence of water or in case of doubt:	
1.3.1.	レトロリフレクターの場合には、その再帰反射装置を最初に軽く揺動させて外側の余分な水を除去し、附則4 または附則14 に説明する方法でCIL を測定するものとする。 In the case of retro-reflectors, the CIL shall be measured by the method described in Annex 4 or Annex 14, the retro-reflective device being first lightly shaken to remove excess water from the outside.	適 / 否 Pass / Fail
1.3.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニットの場合には、そのサンプルユニットを最初に軽く揺動させて外側の余分な水を除去し、附則7 に従って再帰反射係数R' を測定するものとする。 In the case of a sample unit of retro-reflective marking the coefficient of retro-reflection R' shall be measured in conformity with Annex 7, the sample unit being first lightly shaken to remove excess water from the	適 / 否 Pass / Fail

附則9
Annex9
耐燃料性
Resistance to fuels

1	70 体積%のn-ヘプタンと30 体積%のトルオールのテスト混合液を次のいずれかに塗布するものとする: A test mixture of 70 vol. per cent of n-heptane and 30 vol. per cent of toluol shall be applied for either:	
1.1.	再帰反射装置、 A retro-reflective device; (a) テスト混合液に浸漬した綿布で再帰反射装置の外表面および、とりわけその照射面を軽く払拭するものとする。 (a) The outer surface of the retro-reflective device and, in particular, of the illuminating surface, shall be lightly wiped with a cotton cloth soaked in the test mixture. (b) 約5 分後に表面を目視検査するものとする。これにより、明らかな表面変化が確認されてはならない。ただし、わずかな表面亀裂は問題にしないものとする。または、 (b) After about five minutes, the surface shall be inspected visually. It must not show any apparent surface changes, except that slight surface cracks will not be objected to.or;	適 / 否 Pass / Fail
1.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニット、 A sample unit of retro-reflective marking; (a) 長さ300 mm 以上のサンプルユニットの一片をテスト混合液に1 分間浸漬するものとする。 (a) A section of a sample unit not less than 300 mm long shall be immersed in the test mixture for one minute. (b) 取り出した後、表面を柔らかい布で払拭して乾燥させるものとし、装置の実効性能を低下させるような目に見える変化が認められないものとする。 (b) After removal, the surface shall be wiped dry with a soft cloth and shall not show any visible change which would reduce its effective performance.	適 / 否 Pass / Fail

附則10
Annex 10
耐潤滑油性
Resistance to lubricating oils

1.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA のリフレクターおよびタイプ1 の三角形事前警告装置としての成型プラスチック製リフレクターの場合のテスト手順 Test procedure in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA and advance warning triangle of type 1	
1.1.	洗浄潤滑油に浸漬した綿布で再帰反射装置の外面および、とりわけその照射面を軽く払拭するものとする。約5 分後に表面を清掃するものとする。続いてCIL を測定するものとする(附則4 または附則14)。 The outer surface of the retro-reflective device and, in particular, the illuminating surface, shall be lightly wiped with a cotton cloth soaked in a detergent lubricating oil. After about 5 minutes, the surface shall be cleaned. The CIL shall then be measured (Annex 4 or Annex 14).	適 / 否 Pass / Fail

附則11
Annex11
耐腐食性 (ISO 規格3768)
Resistance to corrosion (ISO Standard 3768)

1	再帰反射装置は、通常の曝露による湿度および腐食性の影響にかかわらず、規定された光度および色彩特性を維持するように設計されなければならない。とりわけ、重要な金属部材が侵食を受けやすいように見えるときには、前面の耐変色性および後面保護の耐劣化性を検査するものとする。 Retro-reflective devices must be so designed that they retain the prescribed photometric and colorimetric characteristics despite the humidity and corrosive influences to which they are normally exposed. The resistance of the front surface to tarnishing and of the protection of the rear face to deterioration shall be checked, particularly when an essential metal component seems liable to be attacked.	適 / 否 Pass / Fail
2	再帰反射装置、またはランプ(当該装置が光源と組み合わされている場合)から着脱可能部品をすべて取り去り、50 時間の塩水噴霧を実施する。その処置は、各24 時間の2 回の曝露と、その中間でサンプルを乾燥させるための2 時間からなる。 The retro-reflective device, or the lamp if the device is combined with a light, shall be stripped of all removable parts and subjected to the action of a saline mist for a period of 50 hours, comprising two periods of exposure of 24 hours each, separated by an interval of two hours during which the sample is allowed to dry.	
3	塩水噴霧は、次のように作成した塩水を35 °C ± 2 °C の温度で霧化することによって発生させるものとする： The saline mist shall be produced by atomizing, at a temperature of 35 ° C ± 2 ° C, a saline solution obtained:	
3.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニットの場合、不純物の含有量が0.02%以下である95 重量部の蒸留水に5 重量部の塩化ナトリウムを溶解させる。 In the case of a sample unit of retro-reflective marking, By dissolving 5 parts by weight of sodium chloride in 95 parts of distilled water containing not more than 0.02 per cent of impurities.	
3.2.1.	テストの完了直後に、サンプルにそのマーキングの効率を損なうおそれがある腐食の形跡が確認されないものとする。 Immediately after completion of the test, the sample shall show no sign of corrosion liable to impair the efficiency of the marking.	適 / 否 Pass / Fail
4	再帰反射領域の再帰反射係数R' は、附則7 に規定された48 時間の回復期間後に入射角 $\beta_2 = 5^\circ$ および実測角 $\alpha = 20'$ で測定したとき、表9 の値を下回るか、または表10 の値を上回ることがないものとする。測定前に表面を清掃し、塩水噴霧による堆積物を除去するものとする。 The coefficient of retro-reflection R' of the retro-reflective areas, when measured after a recovery period of 48 hours as specified in Annex 7, at an entrance angle of $\beta_2 = 5^\circ$ and an observation angle of $\alpha = 20'$, shall be not less than the value in Table 9 or more than the value in Table 10 respectively. Before measuring, the surface shall be cleaned to remove salt deposits from the saline mist.	適 / 否 Pass / Fail

実測角 α ['] Observation angle α [']	入射角 β [°] Entrance angle β [°]	
20'	β_1	0°
	β_2	5°
係数R' [cd・m ⁻² ・lx ⁻¹] Coefficient R' [cd・m ⁻² ・lx ⁻¹]	色: 黄 Colour: Yellow	
	色: 白 Colour: White	
	色: 赤 Colour: Red	

附則12

Annex 12

背面ミラー付き再帰反射装置のアクセス可能な後面の耐久性

Resistance of the accessible rear face of mirror-backed retro-reflective devices

1.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA のリフレクターおよびタイプ1 の三角形事前警告装置としての成型プラスチック製リフレクターの場合における背面ミラー付き再帰反射装置のアクセス可能な後面の耐久性 Resistance of the accessible rear face of mirror-backed retro-reflective devices, in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA and Advance warning triangle of type 1.	
2.	再帰反射装置の裏面を硬いナイロンブラシで擦るものとする。 The reverse side of the retro-reflective device shall be brushed with a hard nylon brush.	
3.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB およびIVA としての成型プラスチック製リフレクターの場合には、その再帰反射装置の後面をブラシで擦った後、附則9 に定める混合液に浸漬した綿布をその後面に1 分間張り付けるものとする。続いて綿布を取り去り、再帰反射装置を乾燥させる。 After having brushed in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB and IVA the rear face of the retro-reflective device, a cotton cloth soaked in the mixture, defined in Annex 9 shall be applied to the said rear face for one minute. The cotton cloth is then removed and the retro-reflective device left to dry.	
4.	ブラシで擦った後、タイプ1 の三角形事前警告装置の成型プラスチック製リフレクターの場合には、さらに附則9 に定める混合液で1 分間、再帰反射装置の裏面を覆うか、または完全に湿潤させるものとする。続いて燃料を取り去り、装置を乾燥させるものとする。 After having brushed, in the case of moulded plastics reflectors of Advance warning triangle of type 1, the reverse side of the retro-reflective device shall then be covered or thoroughly wetted for one minute with a mixture defined in Annex 9. The fuel shall then be removed and the device allowed to dry.	
5.	蒸発完了の直後に、前回と同じブラシで裏面を擦るものとする。 As soon as evaporation is completed, the reverse side shall be brushed with the same brush as before.	
6.	さらに背面ミラー付き後面の全面を墨汁で覆った後で、CIL を測定するものとする(附則4 または附則14)。 The CIL shall then be measured (Annex 4 or Annex 14) after the whole surface of the mirror-backed rear face has been covered with Indian ink.	
7.	タイプ1 の三角形事前警告装置のレトロリフレクターの場合には、CIL がテスト前の記録値の40%を超えて減少していないものとする。このテストは蛍光再帰反射材には適用されない。 In the case of the retro-reflector of an Advance warning triangle of type 1, the CIL shall not have diminished by more than 40 per cent of the values recorded before the test. This test is not applicable for fluorescent retro-reflecting material.	適 / 否 Pass / Fail

再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））

1. 総則

再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 150 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、別表により行うものとし、測定ならびに計算が、別表による末尾処理よりも高い精度である場合にあっては、より高い精度による末尾処理としてもよいものとする。

3. 測定方法及び測定条件

- 3.1 測定方法及び測定条件は、協定規則第 150 号に従うものとする。
- 3.2 自動車に取付けた状態で試験を実施することが困難な場合は、治具等に灯火器単体を車両取付状態と同様に取付けて試験を行うことができる。
- 3.3 自動車の両側に備える灯火器が同一のものはどちらか片方の灯火器で試験を代表することができる。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

ただし試験成績については記載内容が変わらなければ、別表を作成し添付しても良い。

このときの書式は特に規定しない。

- 4.1 当該試験時において該当しない箇所を抹消すること。
- 4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 4.3 記入欄に「別紙参照」と記載の上、別紙による詳細な説明を必要に応じて追加してもよい。

別表 測定値の取扱い

項目	単位	小数第●位を四捨五入
試験電圧	V	2
試験電流	A	3
光度	cd	規則で規定されている要求桁数の次の次位
色度特性	—	4
輝度	cd/m ²	2
光度係数	mcd/lx	規則で規定されている要求桁数の次の次位
反射係数	cd・m ⁻² ・lx	規則で規定されている要求桁数の次の次位

付表
Attached Table

再帰反射装置の試験記録及び成績
retro-reflective devices and markings Test Data Record Form

試験期日 Test date	試験担当者 Tested by

試験場所
Test site

改訂番号
Series No.

再帰反射装置
retro-reflective devices and markings

装置のクラス/タイプ
Class/Type of the device

変更インデックス
Change Index

試験自動車 Test vehicle	車名 Make	型式 Type

灯火器型式等 Test of device etc	製作者 Manufacturer	型式 Type

試験機器
Test equipment

幾何学的視認角範囲内での障害物の有無： 有 ☐ 無 ☐
Obstacle within the field of geometric visibility : Yes No

4.	一般要件 General requirements	
4.1.1.	再帰反射装置は、十分に機能し、かつ通常使用中にその機能が維持されるような構造とする。加えて、再帰反射装置には、良好な状態においてその効率的な作用またはメンテナンスに悪影響を及ぼす設計または製造上のいかなる欠陥もあってはならない。 Retro-reflective devices shall be so constructed that they function satisfactorily and will continue to do so in normal use. In addition, they must not have any defect in design or manufacture that is detrimental to their efficient operation or to their maintenance in good condition.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.2.	再帰反射装置またはその部品の構成要素は、容易に分解できないものとする。 The components of retro-reflective devices or parts thereof shall not be capable of being easily dismantled.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.3.	マーキング材の取り付け手段は耐久性と安定性を有するものとする。 The means of attachment of the marking materials shall be durable and stable.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.4.	再帰反射装置の外表面は洗浄が容易であるものとする。したがって、その表面には粗さがないものとし、突起があったとしても、それにより洗浄しやすさが妨げられないものとする。 The outer surface of retro-reflective devices shall be easy to clean. The surface shall therefore not be rough and any protuberances they may exhibit shall not prevent easy cleaning.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.5.	通常使用中にレトロリフレクターの内面にアクセスすることはできないものとする。 There shall be no access to the inner surface of the retro-reflectors when in normal use.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.6.	レトロリフレクターの場合 In case of retro-reflectors	
4.1.6.1	再帰反射装置を反射光学ユニットとフィルタの組み合わせで構成してもよい。その反射光学ユニットとフィルタは、通常の使用条件下で分離できないように設計しなければならない。 Retro-reflective devices may consist of a combined retro-reflecting optical unit and filter, which must be so designed that they cannot be separated under normal conditions of use.	適 / 否 Pass / Fail
4.1.6.2	塗料またはワニスによる反射光学ユニットおよびフィルタの着色は許可されない。 The colouring of retro-reflecting optical units and filters by means of paint or varnish is not permitted.	適 / 否 Pass / Fail

クラスIA およびIB のレトロリフレクター（記号「IA」および「IB」）の試験記録および成績
Test data record form for retro-reflectors of the Classes IA and IB (Symbols "IA" and "IB")

5.1.	クラスIA およびIB のレトロリフレクター（記号「IA」および「IB」）に関する技術要件 Technical requirements concerning retro-reflectors of the Classes IA and IB (Symbols "IA" and "IB")	
5.1.1.	クラスIA およびIB のすべてのレトロリフレクターは、5.1.7 項に従ってテストしたとき、その再帰反射装置の材料および構造の特質に応じて以下を満たすものとする： Every retro-reflector of the Classes IA and IB, when tested according to paragraph 5.1.7., shall meet: (a) 附則5 に定める寸法および形状要件、 (a) The dimensions and shape requirements set forth in Annex 5; and (b) 5.1.4 項から5.1.5 項に定める光度および色彩要件、ならびに (b) The photometric and colorimetric requirements as specified in paragraphs 5.1.4. to 5.1.5.; and (c) 5.1.7 項に定める物理的および機械的要件。 (c) The physical and mechanical requirements set forth in paragraph 5.1.7., depending on the nature of the materials and construction of the retro-reflective devices.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.3.	テスト手順 Test procedure.	
5.1.3.2.	5.1.3.1 項に記すテストの実施後、各グループの再帰反射装置は次の特性を有していなければならない： After undergoing the tests referred to in the paragraph 5.1.3.1., the retro-reflective devices in each group must have:	
5.1.3.2.1.	5.1.5 項に定める条件を満たす色。 A colour which satisfies the conditions laid down in paragraph 5.1.5.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.3.2.2.	5.1.4 項に定める条件を満たすCIL。その検証は、発散角20' および照射角 $V = H = 0^\circ$ に対してのみ、または必要ならば5.1.4 項に規定するすべての位置で実行するものとする。 A CIL which satisfies the conditions laid down in paragraph 5.1.4. The verification shall be performed only for an angle of divergence of 20' and an illumination angle of $V = H = 0$ deg. or, if necessary, in all positions specified in paragraph 5.1.4.	適 / 否 Pass / Fail
5.1.4.	再帰反射のCIL 値に関する最小値 Minimum values for the CIL values of retro-reflection	
5.1.4.4.	クラスIA およびクラスIB Class IA and Class IB	
5.1.4.4.1.	附則4 の3 項の説明に従って測定したとき、赤色再帰反射装置のCIL 値は、表の発散角および照射角について、1 lux 当たりのmcd 単位で表した表3 の値以上でなければならない。 When measured as described in paragraph 3. of Annex 4, the CIL values for red retroreflective devices must be equal to or greater than those in Table 3, expressed in millicandelas per lux, for the angles of divergence and illumination shown.	適 / 否 Pass / Fail

表 3 : CIL 値に関する要件 (クラス IA および IB) [mcd.lx^{-1}]

クラス	発散角 α	照射角 (単位 $^{\circ}$)			
		垂直方向 V	0°	$\pm 10^{\circ}$	$\pm 5^{\circ}$
		水平方向 H	0°	0°	$\pm 20^{\circ}$
IA、IB	20'		300	200	100
	$1^{\circ} 30'$		5	2.8	2.5

基準中心を頂点とし、次の直線に沿って交差する平面で囲まれた立体角内では、表3 の下2 列に示す値より低いCIL 値は許容されない: ($V = \pm 10^{\circ}$ 、 $H = 0^{\circ}$) ($V = \pm 5^{\circ}$ 、 $H = \pm 20^{\circ}$)

CIL values lower than those shown in the last two columns of Table 3 are not permissible within the solid angle having the centre of reference as its apex and bounded by the planes intersecting along the following lines: ($V = +/ -10 \text{ deg.}$, $H = 0 \text{ deg.}$) ($V = +/ -5 \text{ deg.}$, $H = +/ -20$

5.1.4.5.	ただし、クラスIA またはクラスIB の再帰反射装置がその取り付けにおいてH面を地上高750 mm 未満とするよう意図している場合には、下方最大 5° までの角度についてのみCIL 値を検証する。 However, in the case where a retro-reflective device of Class IA or Class IB, is intended to be installed with its H plane at a mounting height less than 750 mm above the ground, the CIL values are verified only up to an angle of 5 deg. downwards.	
5.1.5.	装置の反射光の色: Colour of the reflected light of the device:	
5.1.5.2.	反射光束の三色座標は、UN 規則No. 48 に規定された夜間色の赤、アンバーまたは白に関する限界値の範囲内でなければならない。 The trichromatic coordinates of the reflected luminous flux must be within the limits for the night-time colours red, amber or white as specified in UN Regulation No. 48.	適 / 否 Pass / Fail

全てのサンプル

All samples

耐熱性テスト(附則6) 後

After Resistance to heat test(Annex6)

測色(目視検査) Colorimetry(visual inspection)	適 / 否 Pass / Fail

三色座標(疑いがある場合)

Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.				
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

測光(20'およびV=H=0° に限定)

Photometry: limited to 20' and V = H = 0 deg.

光度係数($\alpha=20'$, V=H=0°) Coefficient of luminous intensity (CIL) mcd/lux									
サンプル No. Sample No.									
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j

完全測光

Complete photometry

サンプル No. Sample No.		発散角 α Angle of divergence alpha	照射角(°) Illumination angles						
			V	-10°	-5°	0°	+5°	+10°	
			H	0°	-20°	+20°	0°	-20°	+20°
最小 minimum	—	20'							
		1° 30'							
最大 maximum	—	20'							
		1° 30'							

After Resistance to water penetration for retro-reflective devices test(Annex7)

Trichromatic coordinates in case of doubt

Photometry: limited to 20' and $V = H = 0$ deg.

After Resistance to fuels test(Annex9) and Resistance to lubricating oils test(Annex10)

Trichromatic coordinates in case of doubt

Photometry: limited to 20' and V = H = 0 deg.[illegible]

After Resistance to corrosion test(Annex11) and Resistance of the accessible rear face of mirror-backed retro-reflective devices test(Annex12)

測色(目視検査) Colorimetry(visual inspection)	適 / 否 Pass / Fail

Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.	e		f	
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

Photometry: limited to 20' and $V = H = 0$ deg.

[illegible]

クラスIIIA およびIIIB のレトロリフレクター(記号「IIIA」および「IIIB」)の試験記録および成績

Test data record form for retro-reflectors of the Classes IIIA and IIIB(Symbols "IIIA" and "IIIB")

5.2.	クラスIIIA およびIIIB のレトロリフレクター(記号「IIIA」および「IIIB」)に関する技術要件 Technical requirements concerning retro-reflectors of the Classes IIIA and IIIB(Symbols "IIIA" and "IIIB")	
5.2.1.	クラスIIIA およびIIIB のすべてのレトロリフレクターは、5.2.6 項に従ってテストしたとき、その再帰反射装置の材料および構造の特質に応じて以下を満たすものとする: Every retro-reflector of the Classes IIIA and IIIB, when tested according to paragraph 5.2.6., shall meet: (a) 附則5 に定める寸法および形状要件、 (a) The dimensions and shape requirements set forth in Annex 5; and (b) 5.2.3 項から5.2.4 項に定める光度および色彩要件、ならびに (b) The photometric and colorimetric requirements as specified in paragraphs 5.2.3. to 5.2.4.; and (c) 5.2.6 項に定める物理的および機械的要件。 (c) The physical and mechanical requirements set forth in paragraph 5.2.6., depending on the nature of the materials and construction of the retro-reflective devices	適 / 否 Pass / Fail
5.2.2.2.	5.2.2.1 項に記すテストの実施後、各グループの再帰反射装置は次の特性を有していなければならない: After undergoing the tests referred to in the paragraph 5.2.2.1., the retro-reflective devices in each group must have:	
5.2.2.2.1.	5.2.4 項に定める条件を満たす色。 a colour which satisfies the conditions laid down in paragraph 5.2.4.;	適 / 否 Pass / Fail
5.2.2.2.2.	5.2.3 項に定める条件を満たすCIL。その検証は、発散角20' および照射角 $V = H = 0^\circ$ に対してのみ、または必要ならば5.2.3 項に規定したすべての位置で実行するものとする。 a CIL which satisfies the conditions laid down in paragraph 5.2.3. The verification shall be performed only for an angle of divergence of 20' and an illumination angle of $V = H = 0 \text{ deg.}$ or, if necessary, in all positions specified in paragraph 5.2.3.	適 / 否 Pass / Fail
5.2.3.	再帰反射のCIL 値に関する最小値: Minimum values for the CIL values of retro-reflection:	
5.2.3.1.	附則4 の説明に従って測定したとき、赤色再帰反射装置のCIL 値は、表の発散角および照射角について、1 lux 当たりのmcd 単位で表した表5 の値以上でなければならない。 When measured as described in Annex 4, the CIL values for red retro-reflective devices must be equal to or greater than those in Table 5, expressed in millicandelas per lux, for the angles of divergence and illumination shown.	適 / 否 Pass / Fail

表 5 : CIL 値に関する要件 (クラス IIIA および IIIB) [mcd.lx^{-1}]

クラス	発散角 α	照射角 (単位 $^\circ$)			
		垂直方向 V	0°	$\pm 10^\circ$	$\pm 5^\circ$
		水平方向 H	0°	0°	$\pm 20^\circ$
IIIA、IIIB	20'		450	200	150
	$1^\circ \ 30'$		12	8	8

基準中心を頂点とし、次の直線に沿って交差する平面で囲まれた立体角内では、表5 の下2 列に示す値より低いCIL 値は許容されない：

CIL values lower than those shown in the last two columns of Table 5 are not permissible within the solid angle having the centre of reference as its apex and bounded by the planes intersecting along the following lines:

($V = \pm 10^\circ$ 、 $H = 0^\circ$) ($V = \pm 5^\circ$ 、 $H = \pm 20^\circ$)

5.2.3.2.	ただし、クラスIIIA またはクラスIIIB の再帰反射装置がその取り付けにおいてH 面を地上高750 mm 未満とするよう意図している場合には、下方最大 5° までの角度についてのみCIL 値を検証する。 However, in the case where a retro-reflective device of Class IIIA or Class IIIB is intended to be installed with its H plane at a mounting height less than 750 mm above the ground, the CIL values are verified only up to an angle of 5 deg. downwards.	
5.2.4.	装置の反射光の色： Colour of the reflected light of the device:	
5.2.4.2.	反射光束の三色座標は、UN 規則No. 48 に規定された夜間色の赤に関する限界値の範囲内でなければならない。 The trichromatic coordinates of the reflected luminous flux must be within the limits for the night-time colour red as specified in UN Regulation No. 48.	適 / 否 Pass / Fail

全てのサンプル

All samples

耐熱性テスト(附則6)後

After Resistance to heat test(Annex6)

測色(目視検査) Colorimetry(visual inspection)	適 / 否 Pass / Fail

三色座標(疑いがある場合)

Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.				
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

測光(20'およびV=H=0° に限定)

Photometry: limited to 20' and V = H = 0 deg.

光度係数($\alpha=20'$, V=H=0°)									
Coefficient of luminous intensity (CIL) mcd/lux									
サンプル No. Sample No.									
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j

完全測光

Complete photometry

サンプル No. Sample No.		発散角 α Angle of divergence alpha	照射角(°) Illumination angles						
			V	-10°	-5°	0°	+5°	+10°	
			H	0°	-20°	+20°	0°	-20°	+20°
最小 minimum	—	20'							
		1° 30'							
最大 maximum	—	20'							
		1° 30'							

第2グループ
Second group

耐腐食性テスト(附則11)および後面の耐久性テスト(附則12)後
After Resistance to corrosion test(Annex11) and Resistance of the accessible rear face of mirror-
backed retro-reflective devices test(Annex12)

測色(目視検査)	適 / 否
Colorimetry(visual inspection)	Pass / Fail

三色座標(疑いがある場合)
Trichromatic coordinates in case of doubt

サンプルNo. Sample No.	e		f	
三色座標 Trichromatic coordinates	x	y	x	y

測光 (20' および $V=H=0^\circ$ に限定)
Photometry: limited to 20' and $V = H = 0$ deg.

光度係数 ($\alpha=20^\circ$, $V=H=0^\circ$) Coefficient of luminous intensity (CIL) mcd/lux									
サンプル No. Sample No.									
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
/	/	/	/			/	/	/	/

附則6
Annex6
耐熱性
Resistance to heat

1	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA、SMV のリフレクター、クラス1、2、3、4、5 の表示プレート、およびタイプ1 の三角形事前警告装置としての再帰反射装置に関する成型プラスチック製リフレクターの場合のテスト手順: 再帰反射装置を乾燥大気中に65 °C ± 2 °Cの温度で連続48 時間保管し、その後、23 °C ± 2 °Cで1 時間冷却させるものとする。 Test procedure in the case of moulded plastics reflectors of retro-reflecting devices as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA, SMV, Marking plates of Classes 1, 2, 3, 4, 5, and Advance warning triangle of type 1: The retro-reflective device shall be kept for 48 consecutive hours in a dry atmosphere at a temperature of 65 ° C ± 2 ° C after which the sample shall be allowed to cool for 1 hour at 23 ° C ± 2 °C.	
2	クラスC、F、1、2、3、4、5 用およびタイプ2 の三角形事前警告装置用に柔軟材を使用する場合のテスト手順: 長さが300 mm 以上のサンプルユニットの一片を乾燥大気中に65 °C ± 2 °Cの温度で12 時間保管し、その後、23 °C ± 2 °Cで1 時間冷却させるものとする。サンプルをさらに- 20 °C ± 2 °Cの温度で12 時間保管するものとする。通常の試験室条件下で4 時間の回復時間後にサンプルを検査するものとする。 Test procedure in the case of use of flexible materials for Classes C, F, 1, 2, 3, 4, 5 and Advance warning triangle of type 2: A section of a sample unit not less than 300 mm long shall be kept for 12 hours in a dry atmosphere at a temperature of 65 ° C ± 2 °C, after which the sample shall be allowed to cool for 1 hour at 23 ° C ± 2 °C. It shall then be kept for 12 hours at a temperature of - 20 ° C ± 2 °C. The sample shall be examined after a recovery time of 4 hours under normal laboratory conditions.	
3	このテスト後、再帰反射装置および、とりわけその光学素子に目に見える亀裂または著しい歪みがあつてはならない。 After this test, no cracking or appreciable distortion of the retro-reflective device and, in particular, of its optical component must be visible.	適 / 否 Pass / Fail

附則7

Annex7

再帰反射装置および三角形事前警告装置の耐水性

Resistance to water penetration for retro-reflective devices and advance warning triangles

1	レトロリフレクターおよび再帰反射マーキングのテスト Test for retro-reflectors and retro-reflective markings	
1.1.	再帰反射装置(ランプの一部であるか否かを問わない)、または再帰反射マーキングのサンプルユニットからすべての着脱可能部品を取り去り、50 °C ± 5 °Cの温度で10 分間、水に浸漬するものとする。このとき照射面の上側部分の最高点を水面下20 mm とする。照射面を下側にして背面が約20 mm の水で覆われるように再帰反射装置を180° 回転させた後、このテストを繰り返すものとする。続いてこれらのサンプルユニットをただちに温度が25 °C ± 5 °Cの水に同一の条件で浸漬するものとする。 Retro-reflective devices whether part of a lamp or not, or a sample unit of retro-reflective marking, shall be stripped of all removable parts and immersed for 10 minutes in water at a temperature of 50 ° C ± 5 ° C, the highest point of the upper part of the illuminating surface being 20 mm below the surface of the water. This test shall be repeated after turning the retro-reflective device through 180° , so that the illuminating surface is at the bottom and the rear face is covered by about 20 mm of water. These sample units shall then be immediately immersed in the same conditions in water at a temperature of 25 ° C ± 5 ° C.	
1.2.	水が再帰反射光学ユニットの反射面に侵入しないものとする。目視検査によって水の存在が明確に確認された場合は、装置をテスト合格とはみなさないものとする。 No water shall penetrate to the reflecting surface of the retro-reflecting optical unit. If visual inspection clearly reveals the presence of water, the device shall not be considered to have passed the test.	適 / 否 Pass / Fail
1.3.	目視検査によって水の存在が確認されない場合または疑いがある場合: If visual inspection does not reveal the presence of water or in case of doubt:	
1.3.1.	レトロリフレクターの場合には、その再帰反射装置を最初に軽く揺動させて外側の余分な水を除去し、附則4 または附則14 に説明する方法でCIL を測定するものとする。 In the case of retro-reflectors, the CIL shall be measured by the method described in Annex 4 or Annex 14, the retro-reflective device being first lightly shaken to remove excess water from the outside.	適 / 否 Pass / Fail
1.3.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニットの場合には、そのサンプルユニットを最初に軽く揺動させて外側の余分な水を除去し、附則7 に従って再帰反射係数R' を測定するものとする。 In the case of a sample unit of retro-reflective marking the coefficient of retro-reflection R' shall be measured in conformity with Annex 7, the sample unit being first lightly shaken to remove excess water from the	適 / 否 Pass / Fail

附則9
Annex9
耐燃料性
Resistance to fuels

1	70 体積%のn-ヘプタンと30 体積%のトルオールのテスト混合液を次のいずれかに塗布するものとする: A test mixture of 70 vol. per cent of n-heptane and 30 vol. per cent of toluol shall be applied for either:	
1.1.	再帰反射装置、 A retro-reflective device; (a) テスト混合液に浸漬した綿布で再帰反射装置の外表面および、とりわけその照射面を軽く払拭するものとする。 (a) The outer surface of the retro-reflective device and, in particular, of the illuminating surface, shall be lightly wiped with a cotton cloth soaked in the test mixture. (b) 約5 分後に表面を目視検査するものとする。これにより、明らかな表面変化が確認されてはならない。ただし、わずかな表面亀裂は問題にしないものとする。または、 (b) After about five minutes, the surface shall be inspected visually. It must not show any apparent surface changes, except that slight surface cracks will not be objected to.or;	適 / 否 Pass / Fail
1.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニット、 A sample unit of retro-reflective marking; (a) 長さ300 mm 以上のサンプルユニットの一片をテスト混合液に1 分間浸漬するものとする。 (a) A section of a sample unit not less than 300 mm long shall be immersed in the test mixture for one minute. (b) 取り出した後、表面を柔らかい布で払拭して乾燥させるものとし、装置の実効性能を低下させるような目に見える変化が認められないものとする。 (b) After removal, the surface shall be wiped dry with a soft cloth and shall not show any visible change which would reduce its effective performance.	適 / 否 Pass / Fail

附則10
Annex 10
耐潤滑油性
Resistance to lubricating oils

1.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA のリフレクターおよびタイプ1 の三角形事前警告装置としての成型プラスチック製リフレクターの場合のテスト手順 Test procedure in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA and advance warning triangle of type 1	
1.1.	洗浄潤滑油に浸漬した綿布で再帰反射装置の外面および、とりわけその照射面を軽く払拭するものとする。約5 分後に表面を清掃するものとする。続いてCIL を測定するものとする(附則4 または附則14)。 The outer surface of the retro-reflective device and, in particular, the illuminating surface, shall be lightly wiped with a cotton cloth soaked in a detergent lubricating oil. After about 5 minutes, the surface shall be cleaned. The CIL shall then be measured (Annex 4 or Annex 14).	適 / 否 Pass / Fail

附則11
Annex11
耐腐食性 (ISO 規格3768)
Resistance to corrosion (ISO Standard 3768)

1	再帰反射装置は、通常の曝露による湿度および腐食性の影響にかかわらず、規定された光度および色彩特性を維持するように設計されなければならない。とりわけ、重要な金属部材が侵食を受けやすいように見えるときには、前面の耐変色性および後面保護の耐劣化性を検査するものとする。 Retro-reflective devices must be so designed that they retain the prescribed photometric and colorimetric characteristics despite the humidity and corrosive influences to which they are normally exposed. The resistance of the front surface to tarnishing and of the protection of the rear face to deterioration shall be checked, particularly when an essential metal component seems liable to be attacked.	適 / 否 Pass / Fail
2	再帰反射装置、またはランプ(当該装置が光源と組み合わされている場合)から着脱可能部品をすべて取り去り、50 時間の塩水噴霧を実施する。その処置は、各24 時間の2 回の曝露と、その中間でサンプルを乾燥させるための2 時間からなる。 The retro-reflective device, or the lamp if the device is combined with a light, shall be stripped of all removable parts and subjected to the action of a saline mist for a period of 50 hours, comprising two periods of exposure of 24 hours each, separated by an interval of two hours during which the sample is allowed to dry.	
3	塩水噴霧は、次のように作成した塩水を35 °C ± 2 °C の温度で霧化することによって発生させるものとする: The saline mist shall be produced by atomizing, at a temperature of 35 °C ± 2 °C, a saline solution obtained:	
3.2.	再帰反射マーキングのサンプルユニットの場合、不純物の含有量が0.02%以下である95 重量部の蒸留水に5 重量部の塩化ナトリウムを溶解させる。 In the case of a sample unit of retro-reflective marking, By dissolving 5 parts by weight of sodium chloride in 95 parts of distilled water containing not more than 0.02 per cent of impurities.	
3.2.1.	テストの完了直後に、サンプルにそのマーキングの効率を損なうおそれがある腐食の形跡が確認されないものとする。 Immediately after completion of the test, the sample shall show no sign of corrosion liable to impair the efficiency of the marking.	適 / 否 Pass / Fail
4	再帰反射領域の再帰反射係数R' は、附則7 に規定された48 時間の回復期間後に入射角 $\beta_2 = 5^\circ$ および実測角 $\alpha = 20'$ で測定したとき、表9 の値を下回るか、または表10 の値を上回ることがないものとする。測定前に表面を清掃し、塩水噴霧による堆積物を除去するものとする。 The coefficient of retro-reflection R' of the retro-reflective areas, when measured after a recovery period of 48 hours as specified in Annex 7, at an entrance angle of $\beta_2 = 5^\circ$ and an observation angle of $\alpha = 20'$, shall be not less than the value in Table 9 or more than the value in Table 10 respectively. Before measuring, the surface shall be cleaned to remove salt deposits from the saline mist.	適 / 否 Pass / Fail

実測角 α ['] Observation angle α [']	入射角 β [°] Entrance angle β [°]	
20'	β_1	0°
	β_2	5°
係数R' [cd・m ⁻² ・lx ⁻¹] Coefficient R' [cd・m ⁻² ・lx ⁻¹]	色: 黄 Colour: Yellow	
	色: 白 Colour: White	
	色: 赤 Colour: Red	

附則12

Annex 12

背面ミラー付き再帰反射装置のアクセス可能な後面の耐久性

Resistance of the accessible rear face of mirror-backed retro-reflective devices

1.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB、IVA のリフレクターおよびタイプ1 の三角形事前警告装置としての成型プラスチック製リフレクターの場合における背面ミラー付き再帰反射装置のアクセス可能な後面の耐久性 Resistance of the accessible rear face of mirror-backed retro-reflective devices, in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB, IVA and Advance warning triangle of type 1.	
2.	再帰反射装置の裏面を硬いナイロンブラシで擦るものとする。 The reverse side of the retro-reflective device shall be brushed with a hard nylon brush.	
3.	クラスIA、IB、IIIA、IIIB およびIVA としての成型プラスチック製リフレクターの場合には、その再帰反射装置の後面をブラシで擦った後、附則9 に定める混合液に浸漬した綿布をその後面に1 分間張り付けるものとする。続いて綿布を取り去り、再帰反射装置を乾燥させる。 After having brushed in the case of moulded plastics reflectors as Classes IA, IB, IIIA, IIIB and IVA the rear face of the retro-reflective device, a cotton cloth soaked in the mixture, defined in Annex 9 shall be applied to the said rear face for one minute. The cotton cloth is then removed and the retro-reflective device left to dry.	
4.	ブラシで擦った後、タイプ1 の三角形事前警告装置の成型プラスチック製リフレクターの場合には、さらに附則9 に定める混合液で1 分間、再帰反射装置の裏面を覆うか、または完全に湿潤させるものとする。続いて燃料を取り去り、装置を乾燥させるものとする。 After having brushed, in the case of moulded plastics reflectors of Advance warning triangle of type 1, the reverse side of the retro-reflective device shall then be covered or thoroughly wetted for one minute with a mixture defined in Annex 9. The fuel shall then be removed and the device allowed to dry.	
5.	蒸発完了の直後に、前回と同じブラシで裏面を擦るものとする。 As soon as evaporation is completed, the reverse side shall be brushed with the same brush as before.	
6.	さらに背面ミラー付き後面の全面を墨汁で覆った後で、CIL を測定するものとする(附則4 または附則14)。 The CIL shall then be measured (Annex 4 or Annex 14) after the whole surface of the mirror-backed rear face has been covered with Indian ink.	
7.	タイプ1 の三角形事前警告装置のレトロリフレクターの場合には、CIL がテスト前の記録値の40%を超えて減少していないものとする。このテストは蛍光再帰反射材には適用されない。 In the case of the retro-reflector of an Advance warning triangle of type 1, the CIL shall not have diminished by more than 40 per cent of the values recorded before the test. This test is not applicable for fluorescent retro-reflecting material.	適 / 否 Pass / Fail

サイバーセキュリティシステム試験
(協定規則第 155 号 (同規則の規則 7. 3. (7. 3. 1. を除く) に限る))

1. 総則

サイバーセキュリティシステム試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)に定める「協定規則第 155 号の技術的な要件 (同規則の規則 7. 3. (7. 3. 1. を除く。)) に限る。」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

自動車での実車試験及び書面等の説明により試験を行うことができる。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

3. 1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3. 2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

3. 3. 試験記録及び成績は、日本語又は英語のみの記載でもよい。

付表

Attached Table

サイバーセキュリティシステム試験記録及び成績

CYBER SECURITY TEST DATE RECORD FORM

(協定規則第155号(規則7.3.車両型式に関する要件(規則7.3.1.を除く)))

1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe Regulation No.155

(Restricted to paragraphs 7.3. Requirements for vehicle types(Except for paragraphs 7.3.1.))

試験期日	年	月	日	試験場所	試験担当者
Test Date	Y.	M.	D.	Test Site	Tested by

○改訂

Series

改訂番号

補足改訂番号

Series No.

Supplement No.

○試験自動車

Test Vehicle

車名

型式

類別

車台番号

Make

Type

Variant

Chassis No.

○試験成績

Test Results

要件 Requirements		適合性 Conformity
段落 Paragraph	内容 Contents	
7.3.2.	The vehicle manufacturer shall identify and manage, for the vehicle type being approved, supplier-related risks.	
7.3.3.	The vehicle manufacturer shall identify the critical elements of the vehicle type and perform an exhaustive risk assessment for the vehicle type and shall treat/manage the identified risks appropriately. The risk assessment shall consider the individual elements of the vehicle type and their interactions. The risk assessment shall further consider interactions with any external systems. While assessing the risks, the vehicle manufacturer shall consider the risks related to all the threats referred to in Annex 5, Part A, as well as any other relevant risk.	pass / fail ※1
7.3.4.	The vehicle manufacturer shall protect the vehicle type against risks identified in the vehicle manufacturer's risk assessment. Proportionate mitigations shall be implemented to protect the vehicle type. The mitigations implemented shall include all mitigations referred to in Annex 5, Part B and C which are relevant for the risks identified. However, if a mitigation referred to in Annex 5, Part B or C, is not relevant or not sufficient for the risk identified, the vehicle manufacturer shall ensure that another appropriate mitigation is implemented. In particular, for type approvals prior to 1 July 2024, the vehicle manufacturer shall ensure that another appropriate mitigation is implemented if a mitigation measure referred to in Annex 5, Part B or C is technically not feasible. The respective assessment of the technical feasibility shall be provided by the manufacturer to the approval authority.	pass / fail ※2
7.3.5.	The vehicle manufacturer shall put in place appropriate and proportionate measures to secure dedicated environments on the vehicle type (if provided) for the storage and execution of aftermarket software, services, applications or data.	pass / fail

7.3.6.	The vehicle manufacturer shall perform, prior to type approval, appropriate and sufficient testing to verify the effectiveness of the security measures implemented.	pass / fail
7.3.7.	The vehicle manufacturer shall implement measures for the vehicle type to:	
(a)	detect and prevent cyber-attacks against vehicles of the vehicle type;	pass / fail
(b)	support the monitoring capability of the vehicle manufacturer with regards to detecting threats, vulnerabilities and cyber-attacks relevant to the vehicle type;	pass / fail
(c)	provide data forensic capability to enable analysis of attempted or successful cyber-attacks.	pass / fail
7.3.8.	Cryptographic modules used for the purpose of this Regulation shall be in line with consensus standards. If the cryptographic modules used are not in line with consensus standards, then the vehicle manufacturer shall justify their use.	pass / fail

※1 附則5パートAの各項目も確認すること。

Also check each item in Annex 5 Part A.

※2 附則5パートBおよびCの各項目も確認すること。

Also check each item in Annex 5 Part B and C.

備考

Remarks

附則5
Annex5

Part A. Vulnerability or attack method related to the threats

1. High level descriptions of threats and relating vulnerability or attack method are listed in Table A1.

Table A1 List of vulnerability or attack method related to the threats

High level and sub-level descriptions of vulnerability/ threat			Example of vulnerability or attack method		Included in analysis
4.3.1 Threats regarding back-end servers related to vehicles in the field	1	Back-end servers used as a means to attack a vehicle or extract data	1.1	Abuse of privileges by staff (insider attack)	included / not included
			1.2	Unauthorized internet access to the server (enabled for example by backdoors, unpatched system software vulnerabilities, SQL attacks or other means)	included / not included
			1.3	Unauthorized physical access to the server (conducted by for example USB sticks or other media connecting to the server)	included / not included
	2	Services from back-end server being disrupted, affecting the operation of a vehicle	2.1	Attack on back-end server stops it functioning , for example it prevents it from interacting with vehicles and providing services they rely on	included / not included
	3	Vehicle related data held on back-end servers being lost or compromised ("data breach")	3.1	Abuse of privileges by staff (insider attack)	included / not included
			3.2	Loss of information in the cloud . Sensitive data may be lost due to attacks or accidents when data is stored by third-party cloud service providers	included / not included
			3.3	Unauthorized internet access to the server (enabled for example by backdoors, unpatched system software vulnerabilities, SQL attacks or other means)	included / not included
			3.4	Unauthorized physical access to the server (conducted for example by USB sticks or other media connecting to the server)	included / not included
			3.5	Information breach by unintended sharing of data (e.g. admin errors)	included / not included
4.3.2 Threats to vehicles regarding their communication channels	4	Spoofing of messages or data received by the vehicle	4.1	Spoofing of messages by impersonation (e.g. 802.11p V2X during platooning, GNSS messages, etc.)	included / not included
			4.2	Sybil attack (in order to spoof other vehicles as if there are many vehicles on the road)	included / not included
	5	Communication channels used to conduct unauthorized manipulation, deletion or other amendments to vehicle held code/data	5.1	Communications channels permit code injection , for example tampered software binary might be injected into the communication stream	included / not included
			5.2	Communications channels permit manipulate of vehicle held data/code	included / not included
			5.3	Communications channels permit overwrite of vehicle held data/code	included / not included
			5.4	Communications channels permit erasure of vehicle held data/code	included / not included
			5.5	Communications channels permit introduction of data/code to the vehicle (write data code)	included / not included

	6	Communication channels permit untrusted/unreliable messages to be accepted or are vulnerable to session hijacking/replay attacks	6.1	Accepting information from an unreliable or untrusted source	included / not included
			6.2	Man in the middle attack/ session hijacking	included / not included
			6.3	Replay attack , for example an attack against a communication gateway allows the attacker to downgrade software of an ECU or firmware of the gateway	included / not included
	7	Information can be readily disclosed. For example, through eavesdropping on communications or through allowing unauthorized access to sensitive files or folders	7.1	Interception of information / interfering radiations / monitoring communications	included / not included
			7.2	Gaining unauthorized access to files or data	included / not included
	8	Denial of service attacks via communication channels to disrupt vehicle functions	8.1	Sending a large number of garbage data to vehicle information system, so that it is unable to provide services in the normal manner	included / not included
			8.2	Black hole attack , in order to disrupt communication between vehicles the attacker is able to block messages between the vehicles	included / not included
	9	An unprivileged user is able to gain privileged access to vehicle systems	9.1	An unprivileged user is able to gain privileged access , for example root access	included / not included
	10	Viruses embedded in communication media are able to infect vehicle systems	10.1	Virus embedded in communication media infects vehicle systems	included / not included
	11	Messages received by the vehicle (for example X2V or diagnostic messages), or transmitted within it, contain malicious content	11.1	Malicious internal (e.g. CAN) messages	included / not included
			11.2	Malicious V2X messages , e.g. infrastructure to vehicle or vehicle-vehicle messages (e.g. CAM, DENM)	included / not included
			11.3	Malicious diagnostic messages	included / not included
			11.4	Malicious proprietary messages (e.g. those normally sent from OEM or component/system/function supplier)	included / not included
4.3.3. Threats to vehicles regarding their update procedures	12	Misuse or compromise of update procedures	12.1	Compromise of over the air software update procedures . This includes fabricating the system update program or firmware	included / not included
			12.2	Compromise of local/physical software update procedures . This includes fabricating the system update program or firmware	included / not included
			12.3	The software is manipulated before the update process (and is therefore corrupted), although the update process is intact	included / not included
			12.4	Compromise of cryptographic keys of the software provider to allow invalid update	included / not included
	13	It is possible to deny legitimate updates	13.1	Denial of Service attack against update server or network to prevent rollout of critical software updates and/or unlock of customer specific features	included / not included

4.3.4 Threats to vehicles regarding unintended human actions facilitating a cyber attack	15	Legitimate actors are able to take actions that would unwittingly facilitate a cyber-attack	15.1	Innocent victim (e.g. owner, operator or maintenance engineer) being tricked into taking an action to unintentionally load malware or enable an attack	included / not included
			15.2	Defined security procedures are not followed	included / not included
4.3.5 Threats to vehicles regarding their external connectivity and connections	16	Manipulation of the connectivity of vehicle functions enables a cyber-attack, this can include telematics; systems that permit remote operations; and systems using short range wireless	16.1	Manipulation of functions designed to remotely operate systems , such as remote key, immobilizer, and charging pile	included / not included
			16.2	Manipulation of vehicle telematics (e.g. manipulate temperature measurement of sensitive goods, remotely unlock cargo doors)	included / not included
			16.3	Interference with short range wireless systems or sensors	included / not included
	17	Hosted 3rd party software, e.g. entertainment applications, used as a means to attack vehicle systems	17.1	Corrupted applications , or those with poor software security, used as a method to attack vehicle systems	included / not included
	18	Devices connected to external interfaces e.g. USB ports, OBD port, used as a means to attack vehicle systems	18.1	External interfaces such as USB or other ports used as a point of attack, for example through code injection	included / not included
			18.2	Media infected with a virus connected to a vehicle system	included / not included
			18.3	Diagnostic access (e.g. dongles in OBD port) used to facilitate an attack, e.g. manipulate vehicle parameters (directly or indirectly)	included / not included
	19	Extraction of vehicle data/code	19.1	Extraction of copyright or proprietary software from vehicle systems (product piracy)	included / not included
			19.2	Unauthorized access to the owner's privacy information such as personal identity, payment account information, address book information, location information, vehicle's electronic ID, etc.	included / not included
			19.3	Extraction of cryptographic keys	included / not included
4.3.6 Threats to vehicle data/code	20	Manipulation of vehicle data/code	20.1	Illegal/unauthorized changes to vehicle's electronic ID	included / not included
			20.2	Identity fraud. For example, if a user wants to display another identity when communicating with toll systems, manufacturer backend	included / not included
			20.3	Action to circumvent monitoring systems (e.g. hacking/ tampering/ blocking of messages such as ODR Tracker data, or number of runs)	included / not included
			20.4	Data manipulation to falsify vehicle's driving data (e.g. mileage, driving speed, driving directions, etc.)	included / not included
			20.5	Unauthorized changes to system diagnostic data	included / not included

	21	Erasure of data/code	21.1	Unauthorized deletion/manipulation of system event logs	included / not included
	22	Introduction of malware	22.2	Introduce malicious software or malicious software activity	included / not included
	23	Introduction of new software or	23.1	Fabrication of software of the vehicle control system or information system	included / not included
	24	Disruption of systems or operations	24.1	Denial of service , for example this may be triggered on the internal network by flooding a CAN bus, or by provoking faults on an ECU via a high rate of messaging	included / not included
	25	Manipulation of vehicle parameters	25.1	Unauthorized access of falsify the configuration parameters of vehicle's key functions, such as brake data, airbag deployed threshold, etc.	included / not included
25.2			Unauthorized access of falsify the charging parameters , such as charging voltage, charging power, battery temperature, etc.	included / not included	
4.3.7 Potential vulnerabilities that could be exploited if not sufficiently protected or hardened	26	Cryptographic technologies can be compromised or are insufficiently applied	26.1	Combination of short encryption keys and long period of validity enables attacker to break encryption	included / not included
			26.2	Insufficient use of cryptographic algorithms to protect sensitive systems	included / not included
			26.3	Using already or soon to be deprecated cryptographic algorithms	included / not included
	27	Parts or supplies could be compromised to permit vehicles to be attacked	27.1	Hardware or software, engineered to enable an attack or fails to meet design criteria to stop an attack	included / not included
	28	Software or hardware development permits vulnerabilities	28.1	Software bugs . The presence of software bugs can be a basis for potential exploitable vulnerabilities. This is particularly true if software has not been tested to verify that known bad code/bugs is not present and reduce the risk of unknown bad code/bugs being present	included / not included
			28.2	Using remainders from development (e.g. debug ports, JTAG ports, microprocessors, development certificates, developer passwords, ...) can permit access to ECUs or permit attackers to gain higher privileges	included / not included
	29	Network design introduces vulnerabilities	29.1	Superfluous internet ports left open , providing access to network systems	included / not included
			29.2	Circumvent network separation to gain control. Specific example is the use of unprotected gateways, or access points (such as truck-trailer gateways), to circumvent protections and gain access to other network segments to perform malicious acts, such as sending arbitrary CAN bus messages	included / not included
	31	Unintended transfer of data can occur	31.1	Information breach. Personal data may be leaked when the car changes user (e.g. is sold or is used as hire vehicle with new hirers)	included / not included

	32	Physical manipulation of systems can enable an attack	32.1	Manipulation of electronic hardware, e.g. unauthorized electronic hardware added to a vehicle to enable "man-in-the-middle" attack Replacement of authorized electronic hardware (e.g., sensors) with unauthorized electronic hardware Manipulation of the information collected by a sensor (for example, using a magnet to tamper with the Hall effect sensor connected to the gearbox)	included / not included

Part B. Mitigations to the threats intended for vehicles

1. Mitigations for "Vehicle communication channels"

Mitigations to the threats which are related to "Vehicle communication channels" are listed in Table B1.

Table B1 Mitigation to the threats which are related to "Vehicle communication channels"

Table A1 reference	Threats to "Vehicle communication channels"	Ref	Mitigation	Included in analysis
4.1	Spoofing of messages (e.g. 802.11p V2X during platooning, GNSS messages, etc.) by impersonation	M10	The vehicle shall verify the authenticity and integrity of messages it receives	included / not included
4.2	Sybil attack (in order to spoof other vehicles as if there are many vehicles on the road)	M11	Security controls shall be implemented for storing cryptographic keys (e.g., use of Hardware Security Modules)	included / not included
5.1	Communication channels permit code injection into vehicle held data/code, for example tampered software binary might be injected into the communication stream	M10	The vehicle shall verify the authenticity and integrity of messages it receives	included / not included
		M6	Systems shall implement security by design to minimize risks	included / not included
5.2	Communication channels permit manipulation of vehicle held data/code	M7	Access control techniques and designs shall be applied to protect system data/code	included / not included
5.3	Communication channels permit overwrite of vehicle held data/code			
5.4	Communication channels permit erasure of vehicle held data/code			
5.5	Communication channels permit introduction of data/code to vehicle			
6.1	Accepting information from an unreliable or untrusted source	M10	The vehicle shall verify the authenticity and integrity of messages it receives	included / not included
6.2	Man in the middle attack / session hijacking	M10	The vehicle shall verify the authenticity and integrity of messages it receives	included / not included
6.3	Replay attack, for example an attack against a communication gateway allows the attacker to downgrade software of an ECU or firmware of the gateway			
7.1	Interception of information / interfering radiations / monitoring communications	M12	Confidential data transmitted to or from the vehicle shall be protected	included / not included
7.2	Gaining unauthorized access to files or data	M8	Through system design and access control it should not be possible for unauthorized personnel to access personal or system critical data. Example of Security Controls can be found in OWASP	included / not included
8.1	Sending a large number of garbage data to vehicle information system, so that it is unable to provide services in the normal manner	M13	Measures to detect and recover from a denial of service attack shall be employed	included / not included
8.2	Black hole attack, disruption of communication between vehicles by blocking the transfer of messages to other vehicles	M13	Measures to detect and recover from a denial of service attack shall be employed	included / not included
9.1	An unprivileged user is able to gain privileged access, for example root access	M9	Measures to prevent and detect unauthorized access shall be employed	included / not included

10.1	Virus embedded in communication media infects vehicle systems	M14	Measures to protect systems against embedded viruses/malware should be considered	included / not included
11.1	Malicious internal (e.g. CAN) messages	M15	Measures to detect malicious internal messages or activity should be considered	included / not included
11.2	Malicious V2X messages, e.g. infrastructure to vehicle or vehicle-vehicle messages (e.g. CAM, DENM)	M10	The vehicle shall verify the authenticity and integrity of messages it receives	included / not included
11.3	Malicious diagnostic messages			
11.4	Malicious proprietary messages (e.g. those normally sent from OEM or component/system/function supplier)			

2. Mitigations for "Update process"

Mitigations to the threats which are related to "Update process" are listed in Table B2.

Table B2 Mitigations to the threats which are related to "Update process"

Table A1 reference	Threats to "Update process"	Ref	Mitigation	Included in analysis
12.1	Compromise of over the air software update procedures. This includes fabricating the system update program or firmware	M16	Secure software update procedures shall be employed	included / not included
12.2	Compromise of local/physical software update procedures. This includes fabricating the system update program or firmware			
12.3	The software is manipulated before the update process (and is therefore corrupted), although the update process is intact			
12.4	Compromise of cryptographic keys of the software provider to allow invalid update	M11	Security controls shall be implemented for storing cryptographic keys	included / not included
13.1	Denial of Service attack against update server or network to prevent rollout of critical software updates and/or unlock of customer specific features	M3	Security Controls shall be applied to back-end systems. Where back-end servers are critical to the provision of services there are recovery measures in case of system outage. Example Security Controls can be found in OWASP	included / not included / N.A

3. Mitigations for "Unintended human actions facilitating a cyber attack"

Mitigations to the threats which are related to "Unintended human actions facilitating a cyber attack" are listed in Table B3.

Table B3 Mitigations to the threats which are related to "Unintended human actions facilitating a cyber attack"

Table A1 reference	Threats relating to "Unintended human actions"	Ref	Mitigation	Included in analysis
15.1	Innocent victim (e.g. owner, operator or maintenance engineer) is tricked into taking an action to unintentionally load malware or enable an attack	M18	Measures shall be implemented for defining and controlling user roles and access privileges, based on the principle of least access privilege	included / not included

15.2	Defined security procedures are not followed	M19	Organizations shall ensure security procedures are defined and followed including logging of actions and access related to the management of the security functions	included / not included

4. Mitigations for "External connectivity and connections"

Mitigations to the threats which are related to "external connectivity and connections" are listed in Table B4.

Table B4 Mitigation to the threats which are related to "external connectivity and connections"

<i>Table A1 reference</i>	<i>Threats to "External connectivity and connections"</i>	<i>Ref</i>	<i>Mitigation</i>	<i>Included in analysis</i>
16.1	Manipulation of functions designed to remotely operate vehicle systems, such as remote key, immobiliser, and charging pile	M20	Security controls shall be applied to systems that have remote access	included / not included
16.2	Manipulation of vehicle telematics (e.g. manipulate temperature measurement of sensitive goods, remotely unlock cargo doors)			
16.3	Interference with short range wireless systems or sensors			
17.1	Corrupted applications, or those with poor software security, used as a method to attack vehicle systems	M21	Software shall be security assessed, authenticated and integrity protected. Security controls shall be applied to minimise the risk from third party software that is intended or foreseeable to be hosted on the vehicle	included / not included
18.1	External interfaces such as USB or other ports used as a point of attack, for example through code injection	M22	Security controls shall be applied to external interfaces	included / not included
18.2	Media infected with viruses connected to the vehicle			
18.3	Diagnostic access (e.g. dongles in OBD port) used to facilitate an attack, e.g. manipulate vehicle parameters (directly or indirectly)	M22	Security controls shall be applied to external interfaces	included / not included

5. Mitigations for "Potential targets of, or motivations for, an attack "

Mitigations to the threats which are related to "Potential targets of, or motivations for, an attack " are listed in Table B5.

Table B5 Mitigations to the threats which are related to "Potential targets of, or motivations for, an attack"

<i>Table A1 reference</i>	<i>Threats to "Potential targets of, or motivations for, an attack"</i>	<i>Ref</i>	<i>Mitigation</i>	<i>Included in analysis</i>
19.1	Extraction of copyright or proprietary software from vehicle systems (product piracy / stolen software)	M7	Access control techniques and designs shall be applied to protect system data/code. Example Security Controls can be found in OWASP	included / not included
19.2	Unauthorized access to the owner's privacy information such as personal identity, payment account information, address book information, location information, vehicle's electronic ID, etc.	M8	Through system design and access control it should not be possible for unauthorized personnel to access personal or system critical data. Examples of Security Controls can be found in OWASP	included / not included

19.3	Extraction of cryptographic keys	M11	Security controls shall be implemented for storing cryptographic keys e.g. Security Modules	included / not included
20.1	Illegal/unauthorised changes to vehicle's electronic ID	M7	Access control techniques and designs shall be applied to protect system data/code. Example Security Controls can be found in OWASP	included / not included
20.2	Identity fraud. For example, if a user wants to display another identity when communicating with toll systems, manufacturer backend			
20.3	Action to circumvent monitoring systems (e.g. hacking/ tampering/ blocking of messages such as ODR Tracker data, or number of runs)	M7	Access control techniques and designs shall be applied to protect system data/code. Example Security Controls can be found in OWASP. Data manipulation attacks on sensors or transmitted data could be mitigated by correlating the data from different sources of information	included / not included
20.4	Data manipulation to falsify vehicle's driving data (e.g. mileage, driving speed, driving directions, etc.)			
20.5	Unauthorised changes to system diagnostic data			
21.1	Unauthorized deletion/manipulation of system event logs	M7	Access control techniques and designs shall be applied to protect system data/code. Example Security Controls can be found in OWASP.	included / not included
22.2	Introduce malicious software or malicious software activity	M7	Access control techniques and designs shall be applied to protect system data/code. Example Security Controls can be found in OWASP.	included / not included
23.1	Fabrication of software of the vehicle control system or information system			
24.1	Denial of service, for example this may be triggered on the internal network by flooding a CAN bus, or by provoking faults on an ECU via a high rate of messaging	M13	Measures to detect and recover from a denial of service attack shall be employed	included / not included
25.1	Unauthorized access to falsify configuration parameters of vehicle's key functions, such as brake data, airbag deployed threshold, etc.	M7	Access control techniques and designs shall be applied to protect system data/code. Example Security Controls can be found in OWASP	included / not included
25.2	Unauthorized access to falsify charging parameters, such as charging voltage, charging power, battery temperature, etc.			

6. Mitigations for "Potential vulnerabilities that could be exploited if not sufficiently protected or hardened"

Mitigations to the threats which are related to "Potential vulnerabilities that could be exploited if not sufficiently protected or hardened" are listed in Table B6.

Table B6 Mitigations to the threats which are related to "Potential vulnerabilities that could be exploited if not sufficiently protected or hardened"

Table A1 reference	Threats to "Potential vulnerabilities that could be exploited if not sufficiently protected or hardened"	Ref	Mitigation	Included in analysis
26.1	Combination of short encryption keys and long period of validity enables attacker to break encryption	M23	Cybersecurity best practices for software and hardware development shall be followed	included / not included
26.2	Insufficient use of cryptographic algorithms to protect sensitive systems			
26.3	Using deprecated cryptographic algorithms			

27.1	Hardware or software, engineered to enable an attack or fail to meet design criteria to stop an attack	M23	Cybersecurity best practices for software and hardware development shall be followed	included / not included
28.1	The presence of software bugs can be a basis for potential exploitable vulnerabilities. This is particularly true if software has not been tested to verify that known bad code/bugs is not present and reduce the risk of unknown bad code/bugs being present	M23	Cybersecurity best practices for software and hardware development shall be followed. Cybersecurity testing with adequate coverage	included / not included
28.2	Using remainders from development (e.g. debug ports, JTAG ports, microprocessors, development certificates, developer passwords, ...) can permit an attacker to access ECUs or gain higher privileges			
29.1	Superfluous internet ports left open, providing access to network systems			
29.2	Circumvent network separation to gain control. Specific example is the use of unprotected gateways, or access points (such as truck-trailer gateways), to circumvent protections and gain access to other network segments to perform malicious acts, such as sending arbitrary CAN bus messages	M23	Cybersecurity best practices for software and hardware development shall be followed. Cybersecurity best practices for system design and system integration shall be followed	included / not included

7. Mitigations for "Data loss / data breach from vehicle"

Mitigations to the threats which are related to "Data loss / data breach from vehicle" are listed in Table B7.

Table B7 Mitigations to the threats which are related to "Data loss / data breach from vehicle"

<i>Table A1 reference</i>	<i>Threats of "Data loss / data breach from vehicle"</i>	<i>Ref</i>	<i>Mitigation</i>	<i>Included in analysis</i>
31.1	Information breach. Personal data may be breached when the car changes user (e.g. is sold or is used as hire vehicle with new hirers)	M24	Best practices for the protection of data integrity and confidentiality shall be followed for storing personal data.	included / not included

8. Mitigations for "Physical manipulation of systems to enable an attack"

Mitigation to the threats which are related to "Physical manipulation of systems to enable an attack" are listed in Table B8.

Table B8 Mitigations to the threats which are related to "Physical manipulation of systems to enable an attack"

<i>Table A1 reference</i>	<i>Threats to "Physical manipulation of systems to enable an attack"</i>	<i>Ref</i>	<i>Mitigation</i>	<i>Included in analysis</i>
32.1	Manipulation of OEM hardware, e.g. unauthorised hardware added to a vehicle to enable "man-in-the-middle" attack	M9	Measures to prevent and detect unauthorized access shall be employed	included / not included

Part C. Mitigations to the threats outside of vehicles

1. Mitigations for "Back-end servers"

Mitigations to the threats which are related to "Back-end servers" are listed in Table C1.

Table C1 Mitigations to the threats which are related to "Back-end servers"

Table A1 reference	Threats to "Back-end servers"	Ref	Mitigation	Included in analysis
1.1 & 3.1	Abuse of privileges by staff (insider attack)	M1	Security Controls are applied to back-end systems to minimise the risk of insider attack	included / not included / N.A
1.2 & 3.3	Unauthorised internet access to the server (enabled for example by backdoors, unpatched system software vulnerabilities, SQL attacks or other means)	M2	Security Controls are applied to back-end systems to minimise unauthorised access. Example Security Controls can be found in OWASP	included / not included / N.A
1.3 & 3.4	Unauthorised physical access to the server (conducted by for example USB sticks or other media connecting to the server)	M8	Through system design and access control it should not be possible for unauthorised personnel to access personal or system critical data	included / not included / N.A
2.1	Attack on back-end server stops it functioning, for example it prevents it from interacting with vehicles and providing services they rely on	M3	Security Controls are applied to back-end systems. Where back-end servers are critical to the provision of services there are recovery measures in case of system outage. Example Security Controls can be found in OWASP	included / not included / N.A
3.2	Loss of information in the cloud. Sensitive data may be lost due to attacks or accidents when data is stored by third-party cloud service providers	M4	Security Controls are applied to minimise risks associated with cloud computing. Example Security Controls can be found in OWASP and NCSC cloud computing guidance	included / not included / N.A
3.5	Information breach by unintended sharing of data (e.g. admin errors, storing data in servers in garages)	M5	Security Controls are applied to back-end systems to prevent data breaches. Example Security Controls can be found in OWASP	included / not included / N.A

2. Mitigations for "Unintended human actions"

Mitigations to the threats which are related to "Unintended human actions" are listed in Table C2.

Table C2 Mitigations to the threats which are related to "Unintended human actions"

Table A1 reference	Threats relating to "Unintended human actions"	Ref	Mitigation	Include in consideration
15.1	Innocent victim (e.g. owner, operator or maintenance engineer) is tricked into taking an action to unintentionally load malware or enable an attack	M18	Measures shall be implemented for defining and controlling user roles and access privileges, based on the principle of least access privilege	included / not included / N.A
15.2	Defined security procedures are not followed	M19	Organizations shall ensure security procedures are defined and followed including logging of actions and access related to the management of the security functions	included / not included / N.A

3. Mitigations for "Physical loss of data"

Mitigations to the threats which are related to "Physical loss of data" are listed in Table C3.

Table C3 Mitigations to the threats which are related to "Physical loss of data loss"

<i>Table A1 reference</i>	<i>Threats of "Physical loss of data"</i>	<i>Ref</i>	<i>Mitigation</i>	<i>Included in analysis</i>
30.1	Damage caused by a third party. Sensitive data may be lost or compromised due to physical damages in cases of traffic accident or theft	M24	Best practices for the protection of data integrity and confidentiality shall be followed for storing personal data. Example Security Controls can be found in ISO/SC27/WG5	included / not included / N.A
30.2	Loss from DRM (digital right management) conflicts. User data may be deleted due to DRM issues			
30.3	The (integrity of) sensitive data may be lost due to IT components wear and tear, causing potential cascading issues (in case of key alteration, for example)			

備考

Remarks

プログラム等改変システム試験
(協定規則第 156 号 (同規則の規則 7. 2. に限る))

1. 総則

プログラム等改変システム試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)に定める「協定規則第 156 号の技術的な要件(同規則の規則 7. 2. に限る。)」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

自動車での実車試験及び書面等の説明により試験を行うことができる。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

3. 1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3. 2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

3. 3. 試験記録及び成績は、日本語又は英語のみの記載でもよい。

付表

Attached Table

プログラム等改変システム試験記録及び成績
SOFTWARE UPDATE TEST DATE RECORD FORM
(協定規則第156号(規則7.2.車両型式に関する要件))

1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe Regulation No.156
(Restricted to paragraphs 7.2. Requirements for vehicle types)

試験期日	年	月	日	試験場所	試験担当者
Test Date	Y.	M.	D.	Test Site	Tested by

○ 改訂

Series

改訂番号

補足改訂番号

Series No.

Supplement No.

○ 試験自動車

Test vehicle

車名

型式

類別

車台番号

Make

Type

Variant

Chassis No.

○ 試験成績

Test Results

要件 Requirements		適合性 Conformity
段落 Paragraph	内容 Contents	
7.2.1.	Requirements for Software updates	
7.2.1.1.	The authenticity and integrity of software updates shall be protected to reasonably prevent their compromise and reasonably prevent invalid updates.	pass / fail
7.2.1.2.	Where a vehicle type uses RXSWIN:	
7.2.1.2.1.	Each RXSWIN shall be uniquely identifiable. When type approval relevant software is modified by the vehicle manufacturer, the RXSWIN shall be updated if it leads to a type approval extension or to a new type approval.	pass / fail / N.A
7.2.1.2.2.	Each RXSWIN shall be easily readable in a standardized way via the use of an electronic communication interface, at least by the standard interface (OBD port). If RXSWINs are not held on the vehicle, the manufacturer shall declare the software version(s) of the vehicle or single ECUs with the connection to the relevant type approvals to the Approval Authority. This declaration shall be updated each time the declared software version(s) is updated. In this case, the software version(s) shall be easily readable in a standardized way via the use of an electronic communication interface, at least by the standard interface (OBD port).	pass / fail / N.A
7.2.1.2.3.	The vehicle manufacturer shall protect the RXSWINs and/or software version(s) on a vehicle against unauthorised modification. At the time of Type Approval, the means implemented to protect against unauthorized modification of the RXSWIN and/or software version(s) chosen by the vehicle manufacturer shall be confidentially provided.	pass / fail / N.A

7.2.2.	Additional Requirements for over the air updates		
7.2.2.1.	The vehicle shall have the following functionality with regards to software updates:		
7.2.2.1.1.	The vehicle manufacturer shall ensure that the vehicle is able to restore systems to their previous version in case of a failed or interrupted update or that the vehicle can be placed into a safe state after a failed or interrupted update.		pass / fail / N.A
7.2.2.1.2.	The vehicle manufacturer shall ensure that software updates can only be executed when the vehicle has enough power to complete the update process (including that needed for a possible recovery to the previous version or for the vehicle to be placed into a safe state).		pass / fail / N.A
7.2.2.1.3.	When the execution of an update may affect the safety of the vehicle, the vehicle manufacturer shall demonstrate how the update will be executed safely. This shall be achieved through technical means that ensures the vehicle is in a state where the update can be executed safely.		pass / fail / N.A
7.2.2.2.	The vehicle manufacturer shall demonstrate that the vehicle user is able to be informed about an update before the update is executed. The information made available shall contain: In case of groups of updates with a similar content one information may cover a group.		
(a)	The purpose of the update. This could include the criticality of the update and if the update is for recall, safety and/or security purposes;		pass / fail
(b)	Any changes implemented by the update on vehicle functions;		pass / fail
(c)	The expected time to complete execution of the update;		pass / fail
(d)	Any vehicle functionalities which may not be available during the execution of the update;		pass / fail
(e)	Any instructions that may help the vehicle user safely execute the update;		pass / fail
7.2.2.3.	In the situation where the execution of an update whilst driving may not be safe, the vehicle manufacturer shall demonstrate how they will:		
(a)	Ensure the vehicle cannot be driven during the execution of the update;		pass / fail
(b)	Ensure that the driver is not able to use any functionality of the vehicle that would affect the safety of the vehicle or the successful execution of the update.		pass / fail
7.2.2.4.	After the execution of an update the vehicle manufacturer shall demonstrate how the following will be implemented:		
(a)	The vehicle user is able to be informed of the success (or failure) of the update;		pass / fail
(b)	The vehicle user is able to be informed about the changes implemented and any related updates to the user manual (if applicable).		pass / fail
7.2.2.5.	The vehicle shall ensure that preconditions have to be met before the software update is executed.		pass / fail

備考

Remarks

サイバーセキュリティ業務管理システム試験
(協定規則第 155 号 (同規則の規則 7.2. に限る))

1. 総則

サイバーセキュリティ業務管理システム試験の実施にあたっては、「自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に関する細目等を定める告示」(令和 2 年国土交通省告示第 787 号)に定める「協定規則第 155 号の技術的な要件 (同規則の規則 7.2. に限る。)」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

書面及び現地審査により試験を行うことができる。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

3.1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3.2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

3.3. 試験記録及び成績は、日本語又は英語のみの記載でもよい。

付表

サイバーセキュリティ業務管理システム試験記録及び成績
CYBER SECURITY MANAGEMENT SYSTEM TEST DATE RECORD FORM
(協定規則第155号(規則7.2.サイバーセキュリティ業務管理システムに関する要件))
1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe Regulation No.155
(Restricted to paragraphs 7.2. Requirements for the Cyber Security Management System)

試験期日	年	月	日	試験場所	試験担当者
Test Date	Y.	M.	D.	Test Site	Tested by

○改訂

Series

改訂番号

Series No.

補足改訂番号

Supplement No.

○試験対象業務管理システム

Test Management System

社名

Manufacturer

業務管理システムの名称

Names of Management System

○試験成績

Test Results

※ 各項目について適合性を裏付ける資料のリストを添付のこと。書式は任意で構わない。

Attach a list of supporting material for each paragraph. The format does not matter.

要件 Requirements		適合性 Conformity
段落 Paragraph	内容 Contents	
7.2.1.	For the assessment the Approval Authority or its Technical Service shall verify that the vehicle manufacturer has a Cyber Security Management System in place and shall verify its compliance with this Regulation.	
7.2.2.	The Cyber Security Management System shall cover the following aspects:	
7.2.2.1.	The vehicle manufacturer shall demonstrate to an Approval Authority or Technical Service that their Cyber Security Management System applies to the following phases: - Development phase; - Production phase; - Post-production phase.	pass / fail
7.2.2.2.	The vehicle manufacturer shall demonstrate that the processes used within their Cyber Security Management System ensure security is adequately considered, including risks and mitigations listed in Annex 5. This shall include:	
(a)	The processes used within the manufacturer's organization to manage cyber security;	pass / fail
(b)	The processes used for the identification of risks to vehicle types. Within these processes, the threats in Annex 5, Part A, and other relevant threats shall be considered.	pass / fail ※1
(c)	The processes used for the assessment, categorization and treatment of the risks identified;	pass / fail

	(d)	The processes in place to verify that the risks identified are appropriately managed;	pass / fail
	(e)	The processes used for testing the cyber security of a vehicle type;	pass / fail
	(f)	The processes used for ensuring that the risk assessment is kept current;	pass / fail
	(g)	The processes used to monitor for, detect and respond to cyber-attacks, cyber threats and vulnerabilities on vehicle types and the processes used to assess whether the cyber security measures implemented are still effective in the light of new cyber threats and vulnerabilities that have been identified;	pass / fail
	(h)	The processes used to provide relevant data to support analysis of attempted or successful cyber-attacks;	pass / fail
7.2.2.3.		The vehicle manufacturer shall demonstrate that the processes used within their Cyber Security Management System will ensure that, based on categorization referred to in paragraph 7.2.2.2. (c) and 7.2.2.2. (g), cyber threats and vulnerabilities which require a response from the vehicle manufacturer shall be mitigated within a reasonable timeframe.	pass / fail
7.2.2.4.		The vehicle manufacturer shall demonstrate that the processes used within their Cyber Security Management System will ensure that the monitoring referred to in paragraph 7.2.2.2. (g) shall be continual. This shall:	
	(a)	Include vehicles after first registration in the monitoring;	pass / fail
	(b)	Include the capability to analyse and detect cyber threats, vulnerabilities and cyber-attacks from vehicle data and vehicle logs. This capability shall respect paragraph 1.3. and the privacy rights of car owners or drivers, particularly with respect to consent.	pass / fail
7.2.2.5.		The vehicle manufacturer shall be required to demonstrate how their Cyber Security Management System will manage dependencies that may exist with contracted suppliers, service providers or manufacturer's sub-organizations in regards of the requirements of paragraph 7.2.2.2.	pass / fail

※1 附則5ノパートAの各項目も確認すること。
Also check each item in Annex 5 Part A.

備考

Remarks

附則5

Annex5

Part A. Vulnerability or attack method related to the threats

1. High level descriptions of threats and relating vulnerability or attack method are listed in Table A1.

Table A1 List of vulnerability or attack method related to the threats

High level and sub-level descriptions of vulnerability/ threat			Example of vulnerability or attack method		Included in analysis
4.3.1 Threats regarding back-end servers related to vehicles in the field	1	Back-end servers used as a means to attack a vehicle or extract data	1.1	Abuse of privileges by staff (insider attack)	included / not included
			1.2	Unauthorized internet access to the server (enabled for example by backdoors, unpatched system software vulnerabilities, SQL attacks or other means)	included / not included
			1.3	Unauthorized physical access to the server (conducted by for example USB sticks or other media connecting to the server)	included / not included
	2	Services from back-end server being disrupted, affecting the operation of a vehicle	2.1	Attack on back-end server stops it functioning , for example it prevents it from interacting with vehicles and providing services they rely on	included / not included
	3	Vehicle related data held on back-end servers being lost or compromised ("data breach")	3.1	Abuse of privileges by staff (insider attack)	included / not included
			3.2	Loss of information in the cloud . Sensitive data may be lost due to attacks or accidents when data is stored by third-party cloud service providers	included / not included
			3.3	Unauthorized internet access to the server (enabled for example by backdoors, unpatched system software vulnerabilities, SQL attacks or other means)	included / not included
			3.4	Unauthorized physical access to the server (conducted for example by USB sticks or other media connecting to the server)	included / not included
			3.5	Information breach by unintended sharing of data (e.g. admin errors)	included / not included

4.3.2 Threats to vehicles regarding their communication channels	4	Spoofing of messages or data received by the vehicle	4.1	Spoofing of messages by impersonation (e.g. 802.11p V2X during platooning, GNSS messages, etc.)	included / not included
			4.2	Sybil attack (in order to spoof other vehicles as if there are many vehicles on the road)	included / not included
	5	Communication channels used to conduct unauthorized manipulation, deletion or other amendments to vehicle held code/data	5.1	Communications channels permit code injection , for example tampered software binary might be injected into the communication stream	included / not included
			5.2	Communications channels permit manipulate of vehicle held data/code	included / not included
			5.3	Communications channels permit overwrite of vehicle held data/code	included / not included
			5.4	Communications channels permit erasure of vehicle held data/code	included / not included
			5.5	Communications channels permit introduction of data/code to the vehicle (write data code)	included / not included
	6	Communication channels permit untrusted/unreliable messages to be accepted or are vulnerable to session hijacking/replay attacks	6.1	Accepting information from an unreliable or untrusted source	included / not included
			6.2	Man in the middle attack/ session hijacking	included / not included
			6.3	Replay attack , for example an attack against a communication gateway allows the attacker to downgrade software of an ECU or firmware of the gateway	included / not included
	7	Information can be readily disclosed. For example, through eavesdropping on communications or through allowing unauthorized access to sensitive files or folders	7.1	Interception of information / interfering radiations / monitoring communications	included / not included
			7.2	Gaining unauthorized access to files or data	included / not included
	8	Denial of service attacks via communication channels to disrupt vehicle functions	8.1	Sending a large number of garbage data to vehicle information system, so that it is unable to provide services in the normal manner	included / not included
			8.2	Black hole attack , in order to disrupt communication between vehicles the attacker is able to block messages between the vehicles	included / not included
	9	An unprivileged user is able to gain privileged access to vehicle systems	9.1	An unprivileged user is able to gain privileged access , for example root access	included / not included
	10	Viruses embedded in communication media are able to infect vehicle systems	10.1	Virus embedded in communication media infects vehicle systems	included / not included

	11	Messages received by the vehicle (for example X2V or diagnostic messages), or transmitted within it, contain malicious content	11.1	Malicious internal (e.g. CAN) messages	included / not included
			11.2	Malicious V2X messages , e.g. infrastructure to vehicle or vehicle-vehicle messages (e.g. CAM, DENM)	included / not included
			11.3	Malicious diagnostic messages	included / not included
			11.4	Malicious proprietary messages (e.g. those normally sent from OEM or component/system/function supplier)	included / not included
4.3.3. Threats to vehicles regarding their update procedures	12	Misuse or compromise of update procedures	12.1	Compromise of over the air software update procedures . This includes fabricating the system update program or firmware	included / not included
			12.2	Compromise of local/physical software update procedures . This includes fabricating the system update program or firmware	included / not included
			12.3	The software is manipulated before the update process (and is therefore corrupted), although the update process is intact	included / not included
			12.4	Compromise of cryptographic keys of the software provider to allow invalid update	included / not included
	13	It is possible to deny legitimate updates	13.1	Denial of Service attack against update server or network to prevent rollout of critical software updates and/or unlock of customer specific features	included / not included
4.3.4 Threats to vehicles regarding unintended human actions facilitating a cyber attack	15	Legitimate actors are able to take actions that would unwittingly facilitate a cyber-attack	15.1	Innocent victim (e.g. owner, operator or maintenance engineer) being tricked into taking an action to unintentionally load malware or enable an attack	included / not included
			15.2	Defined security procedures are not followed	included / not included
4.3.5 Threats to vehicles regarding their external connectivity and connections	16	Manipulation of the connectivity of vehicle functions enables a cyber-attack, this can include telematics; systems that permit remote operations; and systems using short range wireless communications	16.1	Manipulation of functions designed to remotely operate systems , such as remote key, immobilizer, and charging pile	included / not included
			16.2	Manipulation of vehicle telematics (e.g. manipulate temperature measurement of sensitive goods, remotely unlock cargo doors)	included / not included
			16.3	Interference with short range wireless systems or sensors	included / not included
	17	Hosted 3rd party software, e.g. entertainment applications, used as a means to attack vehicle systems	17.1	Corrupted applications , or those with poor software security, used as a method to attack vehicle systems	included / not included

	18	Devices connected to external interfaces e.g. USB ports, OBD port, used as a means to attack vehicle systems	18.1	External interfaces such as USB or other ports used as a point of attack, for example through code injection	included / not included
			18.2	Media infected with a virus connected to a vehicle system	included / not included
			18.3	Diagnostic access (e.g. dongles in OBD port) used to facilitate an attack, e.g. manipulate vehicle parameters (directly or indirectly)	included / not included
4.3.6 Threats to vehicle data/code	19	Extraction of vehicle data/code	19.1	Extraction of copyright or proprietary software from vehicle systems (product piracy)	included / not included
			19.2	Unauthorized access to the owner's privacy information such as personal identity, payment account information, address book information, location information, vehicle's electronic ID, etc.	included / not included
			19.3	Extraction of cryptographic keys	included / not included
	20	Manipulation of vehicle data/code	20.1	Illegal/unauthorized changes to vehicle's electronic ID	included / not included
			20.2	Identity fraud. For example, if a user wants to display another identity when communicating with toll systems, manufacturer backend	included / not included
			20.3	Action to circumvent monitoring systems (e.g. hacking/ tampering/ blocking of messages such as ODR Tracker data, or number of runs)	included / not included
			20.4	Data manipulation to falsify vehicle's driving data (e.g. mileage, driving speed, driving directions, etc.)	included / not included
			20.5	Unauthorized changes to system diagnostic data	included / not included
	21	Erasure of data/code	21.1	Unauthorized deletion/manipulation of system event logs	included / not included
	22	Introduction of malware	22.2	Introduce malicious software or malicious software activity	included / not included
	23	Introduction of new software or overwrite existing software	23.1	Fabrication of software of the vehicle control system or information system	included / not included
	24	Disruption of systems or operations	24.1	Denial of service , for example this may be triggered on the internal network by flooding a CAN bus, or by provoking faults on an ECU via a high rate of messaging	included / not included
	25	Manipulation of vehicle parameters	25.1	Unauthorized access of falsify the configuration parameters of vehicle's key functions, such as brake data, airbag deployed threshold, etc.	included / not included
			25.2	Unauthorized access of falsify the charging parameters , such as charging voltage, charging power, battery temperature, etc.	included / not included

4.3.7 Potential vulnerabilities that could be exploited if not sufficiently protected or hardened	26	Cryptographic technologies can be compromised or are insufficiently applied	26.1	Combination of short encryption keys and long period of validity enables attacker to break encryption	included / not included
			26.2	Insufficient use of cryptographic algorithms to protect sensitive systems	included / not included
			26.3	Using already or soon to be deprecated cryptographic algorithms	included / not included
	27	Parts or supplies could be compromised to permit vehicles to be attacked	27.1	Hardware or software, engineered to enable an attack or fails to meet design criteria to stop an attack	included / not included
	28	Software or hardware development permits vulnerabilities	28.1	Software bugs. The presence of software bugs can be a basis for potential exploitable vulnerabilities. This is particularly true if software has not been tested to verify that known bad code/bugs is not present and reduce the risk of unknown bad code/bugs being present	included / not included
			28.2	Using remainders from development (e.g. debug ports, JTAG ports, microprocessors, development certificates, developer passwords, ...) can permit access to ECUs or permit attackers to gain higher privileges	included / not included
	29	Network design introduces vulnerabilities	29.1	Superfluous internet ports left open, providing access to network systems	included / not included
			29.2	Circumvent network separation to gain control. Specific example is the use of unprotected gateways, or access points (such as truck-trailer gateways), to circumvent protections and gain access to other network segments to perform malicious acts, such as sending arbitrary CAN bus messages	included / not included
	31	Unintended transfer of data can occur	31.1	Information breach. Personal data may be leaked when the car changes user (e.g. is sold or is used as hire vehicle with new hirers)	included / not included
	32	Physical manipulation of systems can enable an attack	32.1	Manipulation of electronic hardware, e.g. unauthorized electronic hardware added to a vehicle to enable "man-in-the-middle" attack	included / not included
				Replacement of authorized electronic hardware (e.g., sensors) with unauthorized electronic hardware Manipulation of the information collected by a sensor (for example, using a magnet to tamper with the Hall effect sensor connected to the gearbox)	

備考

Remarks

プログラム等改変業務管理システム試験
(協定規則第 156 号 (同規則の規則 7. 1. に限る))

1. 総則

プログラム等改変業務管理システム試験の実施にあたっては、「自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に関する細目等を定める告示」(令和 2 年国土交通省告示第 787 号) に定める「協定規則第 156 号の技術的な要件 (同規則の規則 7. 1. に限る。)」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

書面及び現地審査により試験を行うことができる。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

3. 1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3. 2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

3. 3. 試験記録及び成績は、日本語又は英語のみの記載でもよい。

付表

Attached Table

プログラム等改変業務管理システム試験記録及び成績

SOFTWARE UPDATE MANAGEMENT SYSTEM TEST DATE RECORD FORM

(協定規則第156号(規則7.1.プログラム等改変業務管理システムに関する要件))

1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe Regulation No.156

(Restricted to paragraphs 7.1. Requirements for the Software Update Management System)

試験期日	年	月	日	試験場所	試験担当者
Test Date	Y.	M.	D.	Test Site	Tested by

○改訂

Series

改訂番号

Series No.

補足改訂番号

Supplement No.

○試験対象業務管理システム

Test Management System

社名

Manufacturer

業務管理システムの名称

Names of Management System

○試験成績

Test Results

※ 各項目について適合性を裏付ける資料のリストを添付のこと。書式は任意で構わない。

Attach a list of supporting material for each paragraph. The format does not matter.

要件 Requirements		適合性 Conformity
段落 Paragraph	内容 Contents	
7.1.1.	Processes to be verified at initial assessment	
7.1.1.1.	A process whereby information relevant to this Regulation is documented and securely held at the vehicle manufacturer and can be made available to an Approval Authority or its Technical Service upon request;	pass / fail
7.1.1.2.	A process whereby information regarding all initial and updated software versions, including integrity validation data, and relevant hardware components of a type approved system can be uniquely identified;	pass / fail
7.1.1.3.	A process whereby, for a vehicle type that has an RXSWIN, information regarding the RXSWIN of the vehicle type before and after an update can be accessed and updated. This shall include the ability to update information regarding the software versions and their integrity validation data of all relevant software for each RXSWIN;	pass / fail / N.A
7.1.1.4.	A process whereby, for a vehicle type that has an RXSWIN, the vehicle manufacturer can verify that the software version(s) present on a component of a type approved system are consistent with those defined by the relevant RXSWIN;	pass / fail / N.A
7.1.1.5.	A process whereby any interdependencies of the updated system with other systems can be identified;	pass / fail
7.1.1.6.	A process whereby the vehicle manufacturer is able to identify target vehicles for a software update;	pass / fail
7.1.1.7.	A process to confirm the compatibility of a software update with the target vehicle(s) configuration before it is issued. This shall include an assessment of the last known software/hardware configuration of the target vehicle(s) for compatibility with the update before it is issued;	pass / fail

7.1.1.8.	A process to assess, identify and record whether a software update will affect any type approved systems. This shall consider whether the update will impact or alter any of the parameters used to define the systems the update may affect or whether it may change any of the parameters used to type approve those system (as defined in the relevant legislation);	pass / fail
7.1.1.9.	A process to assess, identify and record whether a software update will add, alter or enable any functions that were not present, or enabled, when the vehicle was type approved or alter or disable any other parameters or functions that are defined within legislation. The assessment shall include consideration of whether:	
(a)	Entries in the information package will need to be modified;	pass / fail
(b)	Test results no longer cover the vehicle after modification;	pass / fail
(c)	Any modification to functions on the vehicle will affect the vehicle's type approval.	pass / fail
7.1.1.10.	A process to assess, identify and record if a software update will affect any other system required for the safe and continued operation of the vehicle or if the update will add or alter functionality of the vehicle compared to when it was registered;	pass / fail
7.1.1.11.	A process whereby the vehicle user is able to be informed about updates.	pass / fail
7.1.1.12.	A process whereby the vehicle manufacturer shall be able to make the information according to paragraph 7.1.2.3. and 7.1.2.4. available to responsible Authorities or the Technical Services. This may be for the purpose of type approval, conformity of production, market surveillance, recalls and Periodic Technical Inspection (PTI).	pass / fail
7.1.2.	The vehicle manufacturer shall record, and store, the following information for each update applied to a given vehicle type:	pass / fail
7.1.2.1.	Documentation describing the processes used by the vehicle manufacturer for software updates and any relevant standards used to demonstrate their compliance;	pass / fail
7.1.2.2.	Documentation describing the configuration of any relevant type approved systems before and after an update, this shall include unique identification for the type approved system's hardware and software (including software versions) and any relevant vehicle or system parameters;	pass / fail
7.1.2.3.	For every RXSWIN, there shall be an auditable register describing all the software relevant to the RXSWIN of the vehicle type before and after an update. This shall include information of the software versions and their integrity validation data for all relevant software for each RXSWIN.	pass / fail / N.A
7.1.2.4.	Documentation listing target vehicles for the update and confirmation of the compatibility of the last known configuration of those vehicles with the update.	pass / fail
7.1.2.5.	Documentation for all software updates for that vehicle type describing:	
(a)	The purpose of the update;	pass / fail
(b)	What systems or functions of the vehicle the update may affect;	pass / fail
(c)	Which of these are type approved (if any);	pass / fail
(d)	If applicable, whether the software update affects the fulfilment of any of the relevant requirements of those type approved system;	pass / fail
(e)	Whether the software update affects any system type approval parameter;	pass / fail
(f)	Whether an approval for the update was sought from an approval body;	pass / fail
(g)	How the update may be executed and under what conditions;	pass / fail
(h)	Confirmation that the software update will be conducted safely and securely.	pass / fail
(i)	Confirmation that the software update has undergone and successfully passed verification and validation procedures.	pass / fail
7.1.3.	Security, the vehicle manufacturer shall demonstrate:	
7.1.3.1.	The process they will use to ensure that software updates will be protected to reasonably prevent manipulation before the update process is initiated;	pass / fail
7.1.3.2.	The update processes used are protected to reasonably prevent them being compromised, including development of the update delivery system;	pass / fail
7.1.3.3.	The processes used to verify and validate software functionality and code for the software used in the vehicle are appropriate.	pass / fail

7.1.4.	Additional Requirements for Software Updates over the air	
7.1.4.1.	The vehicle manufacturer shall demonstrate the processes and procedures they will use to assess that over the air updates will not impact safety, if conducted during driving.	pass / fail / N.A
7.1.4.2.	The vehicle manufacturer shall demonstrate the processes and procedures they will use to ensure that, when an over the air update requires a specific skilled or complex action, for example recalibrate a sensor post-programming, in order to complete the update process, the update can only proceed when a person skilled to do that action is present or is in control of the process.	pass / fail / N.A

備考

Remarks